東日本大震災
東京都復興支援
総合記録誌

（平成23年3月11日から平成26年3月31日まで）

東京都

『東日本大震災　東京都復興支援総合記録誌』の発刊に当たって

平成23年3月11日の東日本大震災では、地震の被害とともに、大津波、その後の原子力発電所事故、そして風評被害の、四重苦ともいえる、わが国の災害史上、例のない甚大な被害に見舞われ、首都東京としても正に前例のない対応を迫られました。

都は、東京の総合力を結集し、発災直後から警察・消防職員を含め、延べ3万人を超える職員を被災地に派遣するとともに、被災地支援現地事務所の設置やがれきの受入等に取り組んでまいりました。

被災地では現在、震災後の応急復旧の段階から、本格的な復旧・復興を進めている段階にあります。こうした被災地の取組を支援するため、都は、職員派遣のほか、風評払拭のための支援やスポーツ・芸術文化を通じた支援など、被災地の復興を幅広く後押ししています。

さらに、都内に避難している被災者に対し、住宅の提供や健康相談など、経済的支援や生活支援等を実施しています。

本誌は、このように東京都の各局が取り組んだ復興支援の諸活動を克明に記録し、予測される首都直下地震や南海トラフ地震に対し、今回の教訓等を参考にして、組織的に対応するために作成したものであり、期間としては平成23年3月11日から平成26年3月末日までの約3年分の記録を取りまとめたものです。

ぜひ災害で得た経験、教訓等を、時の経過とともに風化させず、後の世代に引き継いでいく必要があります。

まだ、東北の復興は続いていますが、震災から5年目に入り、各被災県においては懸命の取組みの下、明るい芽も見え始めています。

今後復興を進めていくに当たっては、なお多くの困難があると思いますが、都としては今後とも、できる限りの復興支援を続けてまいります。

平成27年3月

東京都総務局長　　中西充

比留間英人

あの３月 11 日から４年間が経過しました。

改めて東日本大震災の犠牲となられた多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、被災され今なお厳しい境遇に置かれている方々にお見舞い申し上げます。

災害発生後、東京都は、都内における帰宅困難者対策に取り組むとともに、計画停電、放射線対策、水・食料やガソリン不足等の様々な事態に対し、全庁を挙げて対応いたしました。

また、被災地に、直ちに医療救護班や保健師、応急給水等のチームを派遣するとともに、復旧・復興を全面的に支援するための被災地支援現地事務所を設置しました。

さらに、多くの避難者の方々を、都内の各施設で受け入れました。

東京の心意気は「義を見てせざるは勇無きなり」です。

本誌に紹介されているとおり、都は、多種多様な復興支援を全国の先頭に立って実施し、職員の知見や技術力を存分に活かして復興の加速化に貢献しました。

また、都民の皆様からも、救援物資のご提供、義援金の拠出、そして、ボランティアへの参加など、直接間接のご支援をたくさん頂戴いたしました。

改めて、この場を借りて御礼申し上げるとともに、引き続きの復興支援へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

現在、被災地は、苦しい状況の中から日本人の英知を結集し、多くの困難を克服しつつあります。復興は、被災者の故郷を取り戻すとともに、新たなものを創り出し、新たな可能性に挑戦するチャンスでもあります。日本ならできるはずです。東日本大震災の復興支援に携わった一人として、心から声援を送りたいと思います。

現在、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、様々な準備が進められています。同大会は、日本人が力を合わせて東日本大震災を克服し、復興に向けた姿を世界に発信する絶好の機会になります。

今後とも、被災地の皆様と東京都が、知恵と力を出し合い、新しい東北を共に創り出すことを心より願っています。

（平成 22 年７月１日から平成 23 年７月 15 日まで　　東京都総務局長）

東日本大震災
東京都復興支援
総合記録誌

（平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）

南三陸町志津川地区（市街地）の復興状況（平成 26 年 7 月撮影）

目　次

巻頭言　　**東京都総務局長　中西　充**
特別寄稿　　**比留間英人**

第１章　東日本大震災の被害概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第１節　東日本大震災における地震の概要、被害状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第２節　東京都の被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第２章　発災直後の東京都の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
第１節　発災直後の支援活動（概要） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第２節　発災直後の庁内の総合調整①（インタビュー）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第３節　発災直後の庁内の総合調整②（インタビュー）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第３章　現地事務所の設置・活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第１節　概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
1 現地事務所設置と短期派遣の事前準備（インタビュー）・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2 岩手県への支援（インタビュー）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3 宮城県への支援（インタビュー） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
4 福島県への支援（インタビュー）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
第２節　現地事務所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
1 岩手県事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
2 宮城県事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
3 福島県事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
第３節　現地事務所の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
1 岩手県事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
被災自治体への職員の短期派遣（平成23年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
被災自治体への支援物資の提供（平成23年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
被災地の需要に応じた職員の派遣（岩手県事務所・宮城県事務所、平成24年度）・・・・ 42
派遣職員へのメンタルヘルス講習会（平成25年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
2 宮城県事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
被災自治体への職員の短期派遣（平成23年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
火葬協力（平成23年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
派遣職員へのメンタルヘルス講習会（平成25年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
3 福島県事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
旧グランドプリンスホテル赤坂への避難者受入（平成23年度）・・・・・・・・・・・・・ 49
小売事業者等を中心とした被災産地支援研修会の実施（平成24年度） ・・・・・・・・・ 50
復興！ふくしま「福ふく市」の実施に向けた調整（平成24年度）・・・・・・・・・・・・・ 52
派遣職員へのメンタルヘルス講習会（平成25年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第４章　人的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第１節　発災初期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
1 人命救出救助活動等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
(1) 警視庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
広域緊急援助隊（警備部隊）の派遣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

目　次

広域緊急援助隊(交通部隊)及び特別交通部隊の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
広域緊急援助隊(刑事部隊)の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
航空隊による被災地支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
原子力発電所対策及び被災地支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
被災地における治安維持活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
被災地への特別派遣(行方不明者の捜索・治安維持)・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
福島県警察への医療班応援派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
被災者支援部隊「警視庁きずな隊」の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
(2) 東京消防庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
緊急消防援助隊等の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
航空隊の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
原子力発電所対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
福島県自主避難支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
2 医療等支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
医療等支援、救援物資等の福祉保健局の支援(インタビュー)・・・・・・・・・・・・・ 96
東京ＤＭＡＴ・医療救護班の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
東京ＤＭＡＴ・医療救護班・こころのケアチーム・医療支援職員の派遣・・・・・・・・ 99
検案医の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
医療救護班の輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
保健師チームの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
こころのケアチームの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
児童相談所職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
薬剤師班の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
スクールカウンセラー・臨床心理士等の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
介護職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
福祉職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
3　緊急復旧支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
緊急復旧支援等の建設局の支援(インタビュー)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
水道事業技術者の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
下水道事業技術者の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
仮設住宅建設協力職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
被災宅地危険度判定士の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
被災地教育委員会の学校再開支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
被災地避難所運営等支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
学校施設等の応急危険度判定調査等①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
学校施設等の応急危険度判定調査等②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
被災建築物応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
4 その他の人的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144
災害廃棄物(生活ごみ)処理支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144
都民ボランティアの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149

第２節　応急対策期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
1 医療等支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
公衆衛生チームの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
動物保護班の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
手話通訳者の派遣（聴覚障害者への支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
介護保険事務支援職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
2 緊急復旧支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
下水道事業技術者の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
港湾・漁港施設復興協力職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
道路・河川等の災害復旧支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
公共建築物の災害復旧支援①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
公共建築物の災害復旧支援②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
水道事業技術者の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164
被災自治体の行政事務支援職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 168
農地・農業用施設等の災害復旧支援職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
3 その他の人的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
東京都公立学校教員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
選挙事務支援職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
第３節　復旧復興期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
警視庁警察官の特別出向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
双葉地域広域市町村圏組合消防本部への応援派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
区画整理関係業務支援職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
任期付職員の採用・派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
任期付職員の採用・派遣（インタビュー）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
治山施設等の災害復旧支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201

第５章　被災地への物的支援、火葬協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203
第１節　物的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
救援物資の支援（調達）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
義援物資の受付・搬出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 206
義援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
都職員からの義援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
車両の譲渡①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211
車両の譲渡②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
車両の譲渡③・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
車両の譲渡④・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
第２節　犠牲者の火葬協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217
犠牲者の火葬協力①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217
犠牲者の火葬協力②（東京都瑞江葬儀所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220

目　次

第６章　被災者の受入支援・・・ 223
第１節　緊急受入・・・ 228
1 受入支援の経過・・・ 228
避難者受入支援の取りまとめ(インタビュー)・・・ 228
緊急受入の運営（インタビュー）・・・ 230
緊急受入、就労支援等の産業労働局の支援(インタビュー)・・・ 232
2 被災者の受入・・・ 234
避難所の提供(東京武道館、調布庁舎)・・・ 234
避難所の提供(ブランヴェール那須、箱根路開雲、アジュール竹芝)・・・ 236
避難所の提供(東京国際展示場)・・・ 239
避難所の提供(旧グランドプリンスホテル赤坂)・・・ 240
避難所の提供(東京セントラルユースホステル)・・・ 242
避難所の提供(東京都ホテル旅館生活衛生同業組合)・・・ 242
3 患者等の受入・・・ 245
透析患者の受入・・・ 245
4 児童生徒の受入・・・ 248
都立学校における被災児童生徒等の受入支援・・・ 248
5 児童・生徒の心のケア・・・ 252
スクールカウンセラーの派遣・電話相談(こころのケア支援事業)・・・ 252
第２節　避難者支援・・・ 254
1 住宅の提供・・・ 254
都営住宅等の提供・・・ 254
民間借上げ住宅の提供・・・ 258
2 孤立化防止事業・・・ 260
戸別訪問活動、サロン活動等・・・ 260
3 就労支援・・・ 262
震災等緊急雇用対応事業・・・ 262
緊急就職支援事業・・・ 262
4 使用料の減免・・・ 264
水道料金の減免・・・ 264
下水道料金の減免・・・ 266

第７章　多様な被災地支援・・・ 267
第１節　がれきの受入・・・ 269
災害廃棄物処理支援事業・・・ 269
第２節　物流支援・・・ 273
空港使用料の減免・・・ 273
被災地と東京港間の物流支援・・・ 273

第３節　市場での農水産物流通支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 276
緊急融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 276
被災地農水産物流通支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 276
災害対策特別貸付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 277
第４節　中小企業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
都内産品販売活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
被災企業オフィス提供事業①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
被災企業オフィス提供事業②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280
中小企業被災地事業継続特別支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 282
被災地企業コラボレーション商談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 283
被災県等中小企業ビジネス革新支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 284
第５節　芸術文化を活用した支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 286
ヘブンアーティスト公演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 286
アートプログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290
オーケストラ公演・アンサンブル公演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 292
被災地応援コンサート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 296
被災地慰問演奏・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
第６節　スポーツを通じた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
アスリート派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
スポーツ交流事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305
観戦招待事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
東京マラソン（10kmの部）高校生招待事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 308
国際交流事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 310
1000km縦断リレー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 312
第７節　風評被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 314
ふくしま⇔東京キャンペーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 314
市場まつりでの被災地支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 317
被災産地支援研修会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 319
第８節　観光・地域振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 321
被災地応援ツアー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 321
交通広告を活用した被災地支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 322
桜の交流プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 323
第９節　その他の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 327
被災地ボランティアセンター運営支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 327
小学校教員の採用（5年後福島県採用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 329

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 331

1　都の復興支援の主な動き（平成23年３月11日から平成26年３月31日まで）・・・・・・・・・・・・・ 332
2　東日本大震災に伴う被災地域への支援について各種支援班の派遣状況等（平成26年３月１日現在）・・ 337

各事項の記載内容は、それぞれの事業を所管している部局が作成した原稿を基に掲載しています。

岩手県陸前高田市「奇跡の一本松」（平成 23 年 6 月 12 日）

第１章

東日本大震災の被害概要

第１節　東日本大震災における地震の概要、被害状況
第２節　東京都の被害状況

第１節　東日本大震災における地震の概要、被害状況

1　地震の概要

平成23年３月11日（金）14時46分、三陸沖でマグニチュード（M）9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、東北地方を中心に、北海道から九州地方にかけて震度6強から1を観測した。M9.0は、国内観測史上最大規模の地震となる。

気象庁はこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（英語名：The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake）と命名し、政府はこの地震による災害の名称を「東日本大震災」とした。

地震の諸元

発生日時　平成23年（2011年）３月11日（金）14:46

震央地　三陸沖（牡鹿半島の東南東約130km付近）
北緯38度06.21分、東経142度51.66分

震源の深さ　24km

規模　モーメントマグニチュード9.0

発震機構　西北西―東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型

最大震度　7

断層のすべり量　最大20 ～ 30m程度

震源直上の海底の移動量　東南東に約24m移動、約３m隆起

震源過程解析から推定された、断層面上のすべり量分布図

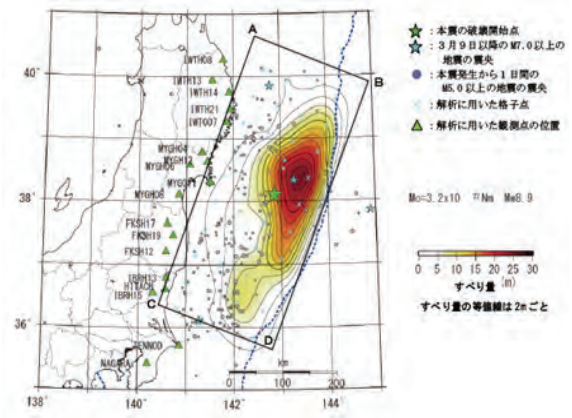

出典）気象庁「平成23年東北地方太平洋沖地震」について（第28報）
http://www.jma.go.jp/jma/press/1103/25b/kaisetsu201103251730.pdf

震度分布図（気象庁作成）

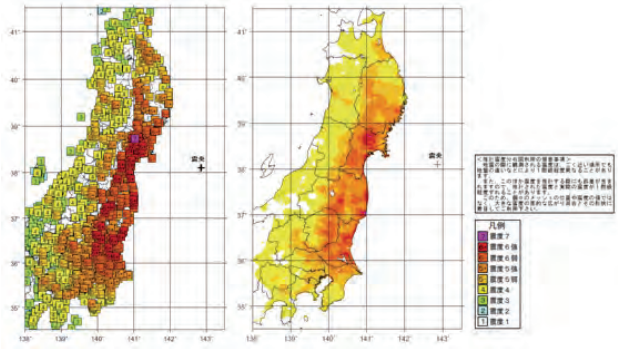

各地の震度（最大震度６弱以上）（消防庁災害対策本部まとめ）

震度	県:市町村	
7	宮城県:	栗原市
6強	宮城県:	涌谷町、登米市、美里町、大崎市、名取市、蔵王町、川崎町及び山元町
	福島県:	白河市、須賀川市、国見町、鏡石町、天栄村、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び新地町
	茨城県:	日立市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、鉾田市及び小美玉市
	栃木県:	大田原市、宇都宮市、真岡市、市貝町及び高根沢町
6弱	岩手県:	大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市及び藤沢町
	宮城県:	気仙沼市、南三陸町、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町及び富谷町
	福島県:	福島市、郡山市、二本松市、桑折町、川俣町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川町、小野町、田村市、伊達市、本宮市、いわき市、相馬市、広野町、川内村、飯館村、南相馬市及び猪苗代町
	茨城県:	水戸市、土浦市、石岡市、常総市、常陸太田市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、つくばみらい市、茨城町、城里町、東海村及び美浦村
	栃木県:	那須町、那須塩原市、芳賀町、那須烏山市及び那珂川町
	群馬県:	桐生市
	埼玉県:	宮代町
	千葉県:	成田市、印西市

津波観測施設で観測された津波の高さ
（気象庁作成2011.8.12）

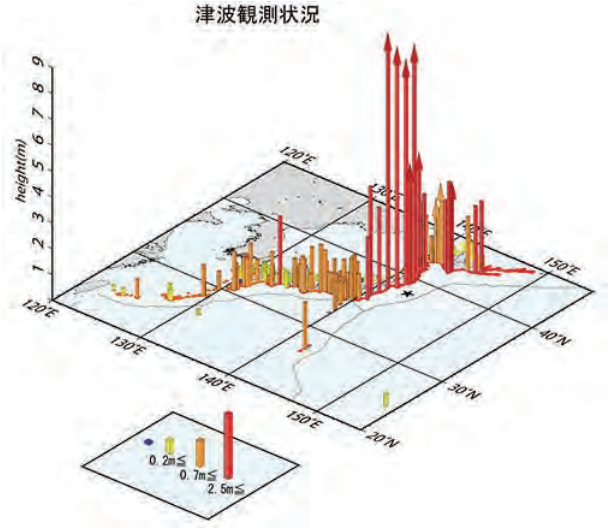

（注）矢印は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性があることを示す。
観測施設には、内閣府、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県及び日本コークス工業株式会社の検潮所を含む。

2　被災地の被害状況

（消防庁災害対策本部まとめH26. 3. 7第149報より）

都道府県	人的被害						住家被害（棟）					非住家被害		火災（件）
	死者（人）	行方不明	負傷者（人）				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	
				重症	軽傷	程度不明								
北海道	1		3		3			4	7	329	545	17	452	4
青森県	3	1	111	25	86		308	701	1,005				1,402	11
岩手県	5,112	1,142	211	4	50	157	19,107	6,599	18,601		6	500	3,868	33
宮城県	10,472	1,283	4,145	502	3,615	28	82,911	155,086	222,829		7,796	9,948	18,945	137
秋田県			11	4	7				5					1
山形県	3		45	10	35			14	1,248			8	124	2
福島県	3,263	226	182	20	162		21,235	73,388	167,239	1,061	338	1,117	28,731	38
茨城県	65	1	712	34	678		2,628	24,327	185,877	1,799	779	1,698	18,255	31
栃木県	4		133	7	126		261	2,118	73,326			508	8,541	
群馬県	1		40	14	26			7	17,679					2
埼玉県	1		104	10	94		24	199	16,617					12
千葉県	22	2	256	29	227		801	10,121	54,937	157	731	12	827	18
東京都	7		117	20	97		16	205	6,234			363	739	35
神奈川県	4		137	17	120			41	459				13	6
新潟県			3		3				17			4	5	
山梨県			2		2				4			1	1	
長野県			1		1									
静岡県			3	1	2				13		5			
三重県			1		1					2				
大阪府			1		1							3		
徳島県										2	9			
高知県			1		1					2	8			
合　計	18,958	2,655	6,219	697	5,337	185	127,291	272,810	766,097	3,352	10,217	14,179	81,903	330

＊東日本大震災の被害状況まとめの主なものとしては、他に警察庁緊急災害警備本部のものがあるが、消防庁のものと数値は一致していない。

ライフラインの停止状況

電気、ガス、上下水道、通信のライフライン施設は、津波により、東北3県を中心に広範な地域に渡って、いずれも大きな被害を受けた。

電気は、東北電力の管内合計で、延べ480万件を超える停電が発生した。ガスは、約40万戸が供給停止等となった。

水道は、187市町村で、100万戸以上が断水し、下水道は、処理施設やポンプ施設など200施設以上が稼働停止等になったほか、1,000km以上にのぼる管きょが被害を受けた。

交通機関等の被害状況

鉄道では、東北新幹線、秋田新幹線、山形新幹線や在来線を含む鉄道各線が地震により運行を停止した。

仙台空港では、津波により滑走路、誘導路、エプロン等に車両が約200台以上漂着し、土砂やがれきが広範囲に広がり、空港の設備や電気機器が浸水し、その機能を完全に停止した。また、花巻、茨城空港では、空港ターミナルビルの天井が落下するなどの被害により、閉鎖した。

道路では、20路線870kmの区間の高速道路等で交通の支障となる被害を受けた。全国の道路、橋りょうを合わせて3,600箇所以上で、損壊等の被害を受けた。

河川では、国管理河川、都道府県管理河川をあわせて、3,300箇所以上で、堤防決壊等の被害が発生している。

港湾施設等の被害状況

港湾施設については、被害のあった漁港施設は319箇所にのぼった。岩手県、宮城県、福島県の漁港の市場は全ての施設が津波により被災した。漁船については、全国で25,008隻の被害を受け、特に、岩手県、宮城県については壊滅的被害を受けた。養殖施設においてもホタテ、カキ、昆布、ワカメなどの三陸を代表する産物の施設において被害を受けた。水産加工施設の被害状況は、全壊570施設、半壊113施設、浸水140施設であった。

農地については、津波により流失や冠水等の被害を受けた面積は約2万4千ヘクタールになるものと推定され、東北地方を中心に、17,456箇所、3,992億円もの被害が生じた。

3　福島第一原子力発電所事故

平成23年3月11日、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)及び福島第二原子力発電所は、東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって被災し、極めて重大で広範囲に影響を及ぼす原子力事故が発生した。

福島第一原発からは、大量の放射能物質が放出されて、発電所から半径20km圏内の地域は、警戒区域として原則として立入りが禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなどした。平成24年4月以降、一部の地方自治体について、警戒区域及び避難指示区域の見直し等が実施されているが、これまでに11万人を超える住民が避難し、現在も、多くの住民が避難生活を余儀なくされている状況にある。また、放出された放射性物質は、福島県だけでなく、東日本の広範な地域に拡散し、放射能汚染の問題は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている。

(平成24年7月23日　「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」の最終報告より)

事故直後の福島第一原子力発電所
(左から1,2,3,4号機/2011年3月16日撮影)
(東京電力のホームページより)

第２節　東京都の被害状況

1　震度

・最大震度５強が９区２市１村
・５弱が14区15市　（都内のほとんどが震度５弱以上）

（参考）　都内の震度（震度５ 弱以上）	
５強	千代田区、墨田区、江東区、中野区、杉並区、荒川区、板橋区、足立区、江戸川区、調布市、町田市及び新島村
５弱	中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、練馬区、葛飾区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市及び西東京市

出典）気象庁発表

2　人的被害

・立体駐車場の一部崩落や天井の落下などにより、７名が死亡、117名の負傷者

（平成24年２月時点）

3　建築物等被害

・全壊、半壊等　6,455棟
・火災34件発生
・ブロック塀が倒れる被害　132箇所
・道路被害61箇所
・がけ崩れ６箇所
・都内９区で液状化
・建物の沈下、傾き、亀裂等　56棟

4　津波

観測地	最大津波高さ	観測時刻
東京晴海	1.5m	平成23年３月11日 19時16分
伊豆大島（岡田）	0.73m	同年３月11日 15時50分
三宅島（坪田）	0.85m	同年３月11日 23時38分
神津島（神津島港）	0.85m	同年３月12日 ０時30分
八丈島（八重根）	1.4m	同年３月12日 ２時48分
父島（二見）	1.82m	同年３月11日 16時46分

5　その他

①　電気及びガス

地震の影響により中央区、目黒区、町田市等、都内の各地で停電が発生した。東京都を含む東京電力サービスエリアにおける停電件数は約405万件に上った。

都内のガス供給施設には被害はなく、供給停止区域はなかった。

②　鉄道

発災直後から首都圏の鉄道は、施設の安全確認のため全面的に運行を停止した。

運行の停止により駅舎への入場を制限する鉄道事業者もあり、主要駅周辺では移動の手段を絶たれた人々が溢れた。

その後、都営大江戸線、東京地下鉄銀座線等の一部の区間が平成23年３月11日20時40分に運行を再開した。また、京王電鉄、西武鉄道等で、22時頃から運行を再開した。

再開した各線は終夜運行したが、帰宅者の集中により混乱が生じた。

③　道路

東京都内の高速道路については、首都高速道路が地震による緊急パトロール及び緊急点検を実施するため全線通行止めとなったほか、東日本高速道路及び中日本高速道路も通行止めとなった。

高速道路の通行止め及び鉄道の運行停止により自動車の利用が増加したこともあり、都内の道路では大渋滞が発生した。

④　通信

通信事業者は、携帯電話の発信規制を行うなど、大規模な通話規制を実施した。

これにより、東京23区では電話及びメールがつながりにくい状況となり、公衆電話に長蛇の列ができた。

インターネット回線は、通常より混雑していたものの使用できる状態であり、情報収集等の有効な手段となった。

救助活動を行う機動隊員

第２章

発災直後の東京都の対応

第１節　発災直後の支援活動（概要）
第２節　発災直後の庁内の総合調整①（インタビュー）
第３節　発災直後の庁内の総合調整②（インタビュー）

第１節　発災直後の支援活動（概要）

平成23年３月11日の東日本大震災では、マグニチュード9.0の巨大地震が10mを超える大津波、そしてレベル７の原子力発電所事故を引き起こし、未曾有の被害をもたらした。

被災地では、人的・物的被害はもとより、生活・産業・行政などの基盤の多くが失われ、地域社会が崩壊するほどの甚大な被害が生じた。

【直後の都の動き】

都は、発災後直ちに、警視庁及び東京消防庁による救出救助活動、東京ＤＭＡＴなどによる医療支援等を開始するとともに、日常生活に直結する道路・河川・港湾施設や上下水道等の復旧支援に着手した。また、交通網が寸断されるなか、食料、医薬品等が不足する被災地に救援物資を搬送した。

【避難者の受入れ】

被災地から都内に避難してくる方々のため、都は、３月17日以降、東京武道館、調布庁舎（味の素スタジアム）及び東京国際展示場（東京ビッグサイト）で避難者の緊急受入れを開始した。

その後、都内の宿泊事業者の協力を得て旧グランドプリンスホテル赤坂や、事業者施設等でも避難者の受入れを行うとともに、都営住宅等への受入れも開始した。

【現地事務所の設置】

甚大な被害を受け、混乱が続く被災地からの支援要請を的確に把握し、迅速かつ効果的な支援活動に結びつけるため、都は、３月22日以降、宮城県、福島県、岩手県の順に現地事務所を設置し、職員が常駐して情報収集に当たることで、都の被災地支援の基礎を構築した。

【職員の短期派遣】

被災地では、避難所に避難民があふれ、義援物資の仕分け・搬入等を担う人員も不足しており、都は平成23年４月２日以降、特に被害が大きく行政機能が著しく低下していた宮城県南三陸町、石巻市、気仙沼市及び岩手県陸前高田市に一般行政職員の短期派遣を開始した。

被災地の状況は刻々と変化し、支援業務は当初の避難所支援から、り災証明書発行業務などへと移行した。

【東京緊急対策2011の策定】

未曾有の大規模複合災害の影響は被災地にとどまらず、サプライチェーンの寸断や計画停電、風評被害等の形で首都圏、日本全体にまで広がった。

都は、都内の震災影響に対応しつつ、同時に被災地を支援する「二正面作戦」を質量ともに骨太なものにして取り組んでいく考えを３月29日に発表した。

そして、東京の力を最大限発揮し、東日本大震災に立ち向かうとともに、日本の復興を東京から牽引していけるよう、５月27日に直ちに取り組むべき課題を集約した「東京緊急対策2011」を公表した。

第２節　発災直後の庁内の総合調整①（インタビュー）

東日本大震災では、マグニチュード9.0の巨大地震と、10mを超える大津波、そして原子力発電所事故を引き起こし、未曾有の被害をもたらしました。

東京都も大きな揺れに見舞われましたが、都は現場の持つ強みを活かし、ハイパーレスキュー隊や機動隊による決死の活動、人的・物的支援や避難者の受入れなど、東京の総力を挙げて被災地の復旧、復興に取り組みました。

その中で、総務局は様々な支援策の取りまとめ、及び各局の総合調整等を担うことになりました。

本稿では、当時の総務局総務部長にインタビューし、その実像に迫ります。

【全庁体制。副知事指揮の下、総務局は各局調整を担う】

Q：発災は３月11日の午後２時46分でしたが、そのときはどこに。

A：ちょうど議会の第一回定例会が終わった日で、議会が終わったあとの各政党への挨拶回りをしていました。突然揺れが始まって、いつまで経っても揺れが収まらない。さすがに壁に手をついて。

Q：５階でもそんなに揺れましたか。

A：議会棟でも相当揺れました。ようやく収まったと思って、議会棟の廊下のところで第一庁舎を見たら建物が揺れていました。これは大変だと。その後、こちらの本庁舎まで歩いてきたら、議会棟の廊下と第一庁舎は、建物のパーツが分かれており、動いているんですよ、境目が。境目がほんとに動いているんです。ちなみに、そういう構造にしないと、建物が倒れてしまうらしいです。

そのあと、とにかく総務局まで戻ろうとしましたが、エレベーターが動いていない。そこで、３階から13階まで非常階段を、かなり苦労して上った記憶があります。その後、津波のニュースが、ＮＨＫのヘリからの映像が本当にリアルタイムで流れてきて、あれを見た時に、これは相当な被害になると思いました。

その後、帰宅困難者の問題が発生し、３月11日は一晩泊まりました。土曜日の朝方からやっと民間鉄道が動き出して帰りましたが、もうとにかく物がない、スーパーなどにも。どうもこれは危ないなと思っていたら、土曜日の夕方には、日曜の早くに集まって対策会議を行うことになりました。要は原発です。計画停電をやるという話で、それに対する対応をどうするか。

それらに対応していた総合防災部は初めての経験だということもあって、結構混乱している部分もあり、やはり総務局として全体で当たる方がいいだろうと。こんなわけで、帰宅困難者自体は、事象としては土曜日の朝には解消されましたが、今後帰宅困難者が出た場合にどうするかについては、総合防災部で検討することになりました。

計画停電をどうするかについては、もちろん全局が絡む訳ですが、東京電力との調整は、防災部に都内対策室というものを作らせまして、そこに行政部の担当部長をはじめとする部隊を入れ、何人かかき集めて、やってもらいました。

一方で、現地が大変な状況になっていましたから、当時の石原都知事の意向もあり、全庁を挙げて対応しようと。それから当時の副知事、それから政策会議メンバー、つまり当時の知事本局長、総務局長、財務局長、あと都技監も入りますが、首脳部で検討し、現地事務所の設置を決めました。

そこで、まずは現地を見に行こうということで、建設局と総務局で先遣隊を派遣しました。

その他のことも含め、総務局だけがやっているわけではなく、全庁体制で対応しました。被災地支援をどうする。それから、計画停電をはじめとする都内での混乱をどう収拾するかについては、全庁を挙げて、知事の下、実務的には副知事以下で調整をする。そのなかで総務局の役割は、やはり仕事柄全庁の調整をやるということになっていますから、まして総合防災部を持っているわけですから、副知事の指揮の下、総務局が各局調整を行う。そういう段取りになりました。そうなると、総務局長が責任者になるわけです。当たり前ですが、全庁の調整役も総務局長がやっていく。そうすると、各局からの様々な意見や要望を聞いたうえで、それを実務的に調整する仕事が総務部長のところに降りてくる。だから、形式的にいえば、私は指示に従ったということです。何を調整するか、大所高所からの判断は総務局長、それを具体的に調整するという役割が私。それで、その下に部隊を作っていった、そういうことですね。

【総務局内の役割分担】

Q：今から思い返せば、そのように、きれいなお話になると思いますが、当時は様々な課題が生じ、実態は渾然としていたのではないでしょうか。

A：まあ実際はね、それはもちろん、非常に混乱して

いる時でしたから。

その中で、帰宅困難者の問題だとか、計画停電の問題だとか、そのあとの、水道水から放射能が出たとか、そういう都内のことは都内対策室という組織も作ったわけですから、総合防災部が中心となり、担当してもらうことになりました。

次に、被災地支援について、まずあのとき最初に来たのは、避難者の受け入れです。原発の関係で避難者の多くの方は福島から来ていますから、そこから始まりました。また、現地の支援もやらなければいけないので、それを防災部に任せるのは酷だろうと。キャパシティ的にオーバーしてしまう。だから、そこは総務局全体で対応するしかない。その調整役が総務部でした。

だから、三層構造という言い方はおかしいけれど、都内の対応は総合防災部。被災地への支援とか被災者の受け入れについては総務部。それで総務部だけでは当然球数が足りませんから、人事部や行政部や行政改革推進部等の他の部も使って割り振ろうと。つまり、大きく分けると受け入れと派遣ですから、現地事務所の設置と、それからそれに基づいて職員を派遣していくという話があるわけで、どちらも人を選ぶ所から入っていく。これはやはり、人事部にやってもらうのが一番いいだろうと。そういう指示というか相談を当時の人事部長と話をし、人事部は人事部で本来業務がありますから、派遣関係については担当部長にやってもらいました。

一方で、避難者の受け入れをどうするかについては、人事部を除いた他の部を使って、行政部だとか行政改革推進部にお願いしました。特に避難者受入のメインは、行政部の担当部長にやってもらいました。

もちろん他にも、人権部や統計部等にも職員を大勢出してもらいました。

【現地事務所の設置、被災地との連絡調整】

Q：職員派遣の話に入りますが、まず現地事務所の設置についてお聞かせください。

A：現地事務所を作るために、まず先遣隊を派遣しました。建設局は技術職が行って、総務局も、総務部文書課長に、まずは見に行ってくれと指示を出しました。

それで行った結果、やるからには現地事務所を被災三県にそれぞれ作ろうと。

現地事務所は、３事務所とも極めて困難な状況であり、それぞれ事情が違いますから、様々な課題に直面しました。局としては、とにかく連絡調整は徹底するようにお願いするとともに、こちらは24時間体制をとり、しばらくは、どんな時でも連絡がとれるように体制を組みました。

そんな訳で、私も最初の１か月は自宅にほとんど帰れませんでした。

Q：そこまでご自宅に帰れなかった。

A：ほぼ帰れなかったですね。ほぼって正確に言うと洗濯物もありますから、洗濯物を取りに帰ったりはしましたけど、基本的にはほぼ泊まりました。

都内対策も含め、とにかく日々いろいろなことが発生し、いないといない時に限って何か起きるんで、これはダメだと。私はまさに、現場責任者ですから。だから当時いた私と、総務課長、担当課長、その３人はほとんど泊まり状態でしたね。だから時間の感覚なんかないですよ、本当に。朝起きるとあっという間に夕方になって、あっという間に夜になって、とにかく寝なければいけないと、ホテルに行って。睡眠は日によっても違いますが、３～４時間取れればよい方だったでしょうか。

Q：現地の問題で具体的にご苦労されたことは。

A：やはりいろいろありました。

現地の自治体の方々は、自分たちが直接被災していますし、それから自分の身内が亡くなっている方とか行方不明の方もいらっしゃるわけです。そうすると、もちろんこちらの派遣職員もそれなりに覚悟して、かならずお役に立てるようにと、行かせていますが、やはりいろいろなオーダーが出るわけで、それを何故東京都はやってくれないんだという話が現場で出るわけです。ところが、やはり出来ないことも実際あるわけです。それをやることによって体調を壊してしまう人も現実にいるわけです。だけどそれを現場で交渉するとぶつかってしまう。

それについては、事前に指示を出しておきましたが、現場に行く部隊に、そこで即決しないで、迷った場合には必ず現地事務所に相談しなさいと。それで、現地事務所でも判断に迷う時は本庁に持って来いと。もちろん現地事務所で判断することもあるし、もっと大きなことになってくると本庁で判断をして、それを現場に返すのではなく、現地事務所から県を通せと。

Q：なるほど。

A：現場の自治体は全て市町村ですから、現場の自治体と直接交渉すると禍根を残す。だから、現地事

務所から県に言って、県から自治体に申し入れさせる。そこは自分たちでやってくださいとか、そうしないと現場でものすごい摩擦が起きてしまう。

やはり最初の現場は、言葉で表現できないような、すごい状況だったわけで、テレビの映像もそういうところは全部映していないわけですから、そこに行くということで派遣職員たちには相当な苦労をかけました。

現地事務所の所長は、皆さん部長級でしたが、下の所員も全部管理職で固めまして、事務職とそれから技術職と医者も入れました。

派遣職員については、バスで行かせるわけですが、最初は本当にひどい状態で、寝袋とカップ麺を支給し、雑魚寝のような状態で、ろくに暖房施設もない。３月から４月半ばくらいまでの東北は、とにかく寒い。寝られないと。そういう話もいっぱいありました。

派遣職員については各局からも募りましたが、総務局もかなり主体となって派遣していたと思います。

【その後の動き】

Ａ：４月から５月に入ると地域防災計画も作らなければいけないことになり、担当として首都大学東京に派遣されていた部長にお願いしました。

また、総合防災部とは切り離した関係上、やはり被災地支援の部を作ろうと。４月から夏までは暫定ということで被災地支援担当部長を置きました。それから５月にもう一人、部長を呼びまして、担当部長が夏に他局に異動した後、後任の部長がそのまま復興支援対策部長に就任しました。

まあ、それやこれや、まさに渾然一体の世界でした。都内の話も、被災地支援も含め。

情報の一元管理というと各ラインの部長に怒られてしまうかもしれませんが、そこは私のところで握って、やはりそれぞれに必要な情報を与えなければいけませんから。そんなことをやっているうちに、自分が危機管理監になってしまいました（苦笑）。

【都庁内の総合調整】

Ｑ：各局の総務部長との間でご苦労されたことは、ありますか。

Ａ：それはやはりいろいろありました。それぞれ各局思いがあって一生懸命やってくれているわけで、そこをなんとかこの局と一緒にやってくれとか、ここは譲ってくれとかね。全庁方針に従ってくれとか、それは、言い出すと枚挙にいとまがないです。

でも、関わった局はみんな一生懸命でした。避難者を受け入れた都市整備局だってそうですし、現地に技術職を派遣した建設局だってそうですし、それ言えば港湾局も港湾技術が必要でした。それと何といっても福祉保健局。おそらく一番守備範囲が広く、救援物資から何から避難所の設営だとか一番大変だったと思います。産業労働局と中央卸売市場は、こちらの手が回らなかったので、農作物の風評被害対策等は両局にお任せしました。水の問題もありましたから水道局も大変だったと思います。皆さんそれぞれ、局は局の思いがあって。やはり一生懸命やってもらっている以上、総務局としても、全庁方針ですからとか言って、バサッというわけにはいきません。それは説得に説得を重ねて、それはどの局に対してもやりました。だから、副知事たちがうんと言っていたって、それは、局に下ろした時にそうはいかない。下に下ろせば下ろすほど、実務の面でいろいろ難しいところがある訳で、例えば、局長同士がうんと言っても、下の、各局の実務責任者は総務部長がやっていますから、実務のところで合意する意味では、総務部長の所で止まるわけです。それをさらに下ろして総務課長までいけばさすがに、それは、と。そういう意味で、総務部長というのはある意味、損な役回りかもしれませんね。上が決めてうんと言ったからといって局で横にやろうとした時に、そうは言ったって、と。そこを、じゃあ、ここまでの案だったらどうだとかね、こういうところは調整するからどうだとか、ここは最後、総務局が責任を持つからと、そういう話を常にやっていかなければいけない、ということがありました。

【危機管理の要諦、指揮命令系統の一元化】

Ｑ：ここまで様々なお話を伺ってまいりましたが、意思決定をする際のポイント、もしくはリーダーに求められるものとは何でしょうか。

Ａ：危機管理の要諦は、情報をとにかく短時間で幅広く集めて、それを整理した上で、時間的に、それから人的に、それから資金的に、一番、効率かつ有効な方策をどのように充てていくかと。それを、いろいろなジャンルがあるわけで、それがみんな絡むわけですから、この課題に対してこれが

いい、というのではなく、他もいっぱい課題があるところを全部集めて、これはこれでいいけど、こちらに影響してくる。それを考えた上で、その施策としてはこれの方がベストかもしれないけど、そのベストの案をここで選んだら、こっちがワーストになってしまう。それを考えて、ここはベターな案でやるしかないと。その説得を調整する。局からしてみると、これは、我が方はこっちの案がいいと思います。それはわかるけど他の局の仕事で考えると、ここはベターな案でやってもらうしかない。そういう調整をやる。いざという時はそうなる訳です。

Q：そのようにして、首都東京の総合力を結集し、東日本大震災に対応したということになりますが、最後に後世の人に向けて心構えのようなものはございますか。

A：やはり全局でやっていますけど、調整役というのは総務局がやらなければいけないわけです。今後もし何かあった時に、首都直下であるにせよ、遠隔地の大災害であるにせよ、それを都庁という巨大組織で、やはり総務局が調整役をする訳です。企画立案というのは、それは政策企画局がやるでしょうけど、今ある特に危機管理のようなものは、総合防災部も所管している訳だし、それは総務局が絶対にやらなくてはいけない。何かあった時に、かっこよくいえば、とにかく逃げない。「やるっきゃないんだ」と。それはやってほしい。誰かがやらなくてはいけないですね。

ぜひ頑張っていただきたいと思います。

平成27年２月５日
都庁本庁舎にて
元　総務局総務部長　醍醐勇司氏の
インタビューより

第３節　発災直後の庁内の総合調整②（インタビュー）

総務局は総務部内に被災地支援を担当する特命チームを設けましたが、壊滅的な被害を受けた被災地からの情報は錯綜し、必ずしも効果的な支援策を打ち出せない状態でした。

この事態を打開するために、都は、岩手県、宮城県及び福島県にそれぞれ現地事務所を設置し、被災県と具体的な支援策を検討、実施することになりました。

被災地支援を行うに当たって、総務局はどのように各局を取りまとめ、現地事務所を通じ、具体的な支援を構築していったのか、本稿では当時の総務局総務部総務課長に各局調整等について伺います。

【震災直後の経緯】

Q：当時、総務局の総務課長は、被災地支援に向けて各局の調整や現地事務所の設置に尽力したと聞いていますが、発災直後の経緯はどのようなものだったのでしょうか。

A：震災後、都庁内では一義的には総合防災部が主導となり対応しましたが、規模が大きかったために、各局総務課長会を頻繁（日に何度も）に開いており、それが被災地支援における当初の体制でした。

都庁の中には様々な会議がありますが、実務的に実効性が高いのが総務課長会なので、当時の佐藤副知事からの指示を受けて頻繁に総務課長会を開催し、全庁的な支援体制を作り上げていきました。

当時の石原知事の「できることは何でもやれ」という指示で、現地へは救出・救援のための消防やDMAT等の派遣及び各局での救援物資の提供がまず行われました。

物資の調達は福祉保健局、輸送手段は財務局が担当しました。また人の派遣は、総務局人事部が指揮をとり、短期派遣で約1,500人を派遣しました。それらの実務ベースの調整及び具体的な確認等の場が各局総務課長会でした。

一例を挙げれば、福島県から大勢の避難者が車で避難してくるという情報があり、どこでその車を受け入れるかという問題がありました。そこで建設局の総務課長へ舎人公園の手配や、大型テントの手配などを依頼し、即決してくれたことなどがあります。

一方、都内の状況は、災害復旧と併せて、計画停電、水道水からの放射性物質の検出による乳幼児の摂取制限及び現地からの避難者の受入対応などが日を追うごとに増え、次々に総務局の体制を拡充する必要があり、総務局を３つの部署に分けて対応しました。つまり、①都内被害対応（計画停電、水道水問題等）、②被災地支援対応、③避難者受入対応の３つのラインを総務局内に設置し、初動支援体制を構築していきました。

【現地事務所の設置】

Q：今回の支援策の中で、現地事務所の設置というものは過去に例のない、象徴的な支援策だったと考えますが、どのような理由で設置したのでしょうか。

A：当時、色々なルートからの情報がありましたが（各省庁、全国知事会等）、それらの情報が錯綜している状態でした。そのため、都庁と現地を結ぶショートカットが必要との議論がありました。

被災地支援担当としては、まず、石原元知事が被災地へ行くことが予定されていましたので、その前に先遣隊として元建設局道路監と総務局の文書課長を派遣しました。そこで、まず仙台に現地事務所を設置することを即決し、その日の夜に所長就任予定者へ連絡を入れました。

当初は、仙台に国の統括事務所があったので、国との連携強化も含めて、宮城県のみに設置する考えもありましたが、やはり現地の状況から3県に必要と判断しました。

現地の本当に困っている情報は、現地事務所がニーズの掘り起こしをしてくれました。全国知事会ルートなどでは知りえない現地の生の情報を入手できたのは、初動対応では大変有効でした。

現地事務所を置くことにより、それぞれの時期で、現地にいなければわからないことに対応ができたと思います。

【その後の被災地支援】

Q：その後４月に、被災地支援対策担当部長のポストが設置されますが、支援策はどのように変化していったのでしょうか。

A：私が担当部長に就任してからは、現地からの情報を更に全庁的に共有するために被災地支援対策連絡会を立ち上げました。これにより現地から来た情報をリアルタイムに共有する仕組みができました。

【犠牲者の火葬協力】

Q：今回の震災では、ご遺体の火葬協力という支援も実施いたしました。担当部長はどのように関与したのですか。

A：犠牲者の火葬協力については、プロジェクトの総括としての役割で携わりました。

身元不明の方を火葬して良いという判断を現地でどうするか。そのご遺体をどう搬送するか。そして都内でどう火葬するか。など、様々な課題がありましたが、庁内の局長同士の素早い判断により対応いたしました。

建設局には葬祭一筋というような頼もしいプロ職員がおり、そのような職員が瑞江火葬場と現地との調整を行いました。また、現地での遺体の確認については、非常に厳しい状況の中で福祉保健局が担当しました。瑞江で対応しきれなくなった後は、民間に協力依頼して対応しました。

【復興支援対策部の設置】

Q：その後、総務局内に復興支援対策部が設置されます。

A：23年８月の復興支援対策部の設置については、被災地支援の重要性に鑑みて、ラインの部を設置すべきとの考えによるものでした。しかも、総務局長の直下で機能させるべきとの考えに基づいたものでした。

【東日本大震災の課題、教訓等】

Q：今回の支援策の経過についてお伺いしてきましたが、最後に、課題、教訓等をお聞かせ願えますか。

A：支援の「要」は、最前線の「現地拠点」と、それを支える「兵站機関」を機動的に設置し、両者に太いパイプラインを形成することです。その上で、この仕組みが十全に機能するような仕掛けをビルトインすることが肝要です。

都のような大きな組織では、仕組みを作るのは得意ですが、これを直ちに始動させるためには、どうしても組織の壁が立ちはだかりがちです。その意味では、全庁横断の実務ベースでの調整機能を持つ「総務課長会」を活用したことは非常に有効でした。

都庁は、大きな組織のために、各局の動きを五月雨式に現地へ伝えたのでは、現地がパンクしてしまいます。今回、このような形で、危機管理と庁内調整を職として担う総務局がフル稼働したことは、現地と各局を有機的に結び付けることに繋がったのではないでしょうか。

今回のノウハウと経験を貴重な財産とし、今後の備えとして活用してほしいと考えます。

平成26年１月28日
都庁本庁舎にて

当時、総務局総務部総務課長、
のち同局被災地支援対策担当部長
黒沼靖　氏のインタビューより

福島県知事との会談の様子（平成 23 年 3 月 25 日）

第３章

現地事務所の設置・活動

第１節　概要
第２節　現地事務所の設置
第３節　現地事務所の活動

発災後、被災地との通信網・交通網は寸断され、被災地の情報収集が困難となっていた。的確な被災地支援を実施していくためには、現地で直接情報を収集し、正確な情報を東京へ伝えることが急務となっていた。

また、都の各局が支援活動を現地で展開していくなかで、被災自治体との事前調整など、都の支援活動を現地で下支えする事務所の設置・運営が焦眉の急となっていた。

都は、平成23年３月16日夕方、被災地への救援物資を運ぶ17台のトラックと併せて、建設局道路監を筆頭に職員４名からなる先遣隊を派遣した。一行は、福島第一原子力発電所事故の影響を避けるため、関越道から山形県及び宮城県を経由して同年３月18日朝に岩手県庁に到着した。先遣隊の主な目的は、被災県に対して都の全面的な支援実施の意向を伝え、その中心的な役割を担うこととなる「現地事務所」開設に向けた調整を行うことであった。

被災地に到着した先遣隊は、被災直後の騒然とした中で、岩手県庁（同年３月18日午前）及び宮城県庁（同年３月18日午後）において、それぞれ被害状況と対応状況のヒアリングを実施した。そして、現地の状況から、都が被災地の情報を的確に把握し、継続的に支援活動を行うためには、速やかな現地事務所の開設が必要と考え、まず、宮城県仙台市内での執務室を確保するなど、開設準備を行い帰庁した。

帰庁した先遣隊からの報告を受け、都では被災した３県に現地事務所の設置を決定した。その後、同年３月22日に最初の現地事務所である宮城県事務所を開設し、引き続き同年３月25日に福島県事務所、同年３月30日岩手県事務所を開設した。

現地事務所の設置により、職員が常駐して情報収集に当たることで、被災地の状況や県庁、県内市町村の支援ニーズの把握が可能になり、効果的な支援に向けた基礎が構築された。

都は、現在（平成27年３月）も、全国の自治体で唯一３県に現地事務所を継続設置しており、引き続き現地の情報収集及び支援事業の調整等に取り組んでいる。

本章では、岩手県、宮城県、福島県の３県の現地事務所について、その設置の経緯及び主な活動状況等を紹介する。

現地事務所の体制

	開設日	開設時～	平成23年 12月1日～	平成24年 4月1日～	平成26年 7月16日～
岩手県 事務所	平成23年 3月30日	部長1(事務) 課長3(事務2、土木)	部長1(事務) 課長1(事務) 係長1(事務)	部長1(事務)※ 課長1(事務) 係長1(事務)	課長1(事務) 係長1(事務)
宮城県 事務所	平成23年 3月22日	部長1(事務) 課長3(事務、土木、医師)	部長1(事務) 課長2(土木、医師)	部長1(事務)※ 課長1(事務) 係長1(土木)	課長1(事務) 係長1(土木)
福島県 事務所	平成23年 3月25日	部長1(事務) 課長2(事務2)	部長1(事務) 課長1(事務) 係長1(事務)	部長1(事務) 課長1(事務) 係長1(事務)	部長1(事務) 課長1(事務) 係長1(事務)

※宮城県事務所及び岩手県事務所の兼務

第１節　概要

1　現地事務所設置と短期派遣の事前準備　（インタビュー）

都は、全庁を挙げて被災地を支援するため、都知事の被災地視察、現地事務所の設置及び職員派遣を相次いで実施することになりました。

現地事務所や職員派遣は、個々の職員の人選から始めるため、総務局人事部の中に急きょ特命チームが設置されました。

本稿では、都知事の視察準備も含め、それらを担当した当時の人事部労務担当部長に話を伺います。

【震災直後の経緯】

Q：人事部労務担当部長は当時、被災地を支援するために石原元都知事の被災三県の視察対応や現地事務所設置に深く関わったと聞いていますが、まず、その時の経緯を伺いたいと思います。

A：当時、都が被災地支援を行うとしても、現地の様々な情報が錯そうしていたため、こちらの目となり耳となる機能が必要ということで、急きょ現地事務所の開設という話が浮上しました。

一方、都庁内では、都内における震災対策として計画停電や帰宅困難者など様々な対応が求められており、各所管局・部門が相当混乱していました。

そのような中で、都内と被災地の二方面の対策を同時進行させる必要があったことから、私の所属していた人事部が、被災地対応の一環として、まずは知事の被災地視察の段取り、現地事務所開設の下拵えや、さらには現地支援要員の継続的な派遣体制に係る被災自治体との調整、派遣職員の具体的なロジ回りの仕事を任されました。とにかく、すべてが極めて短時間の中での対応が求められ、人事部はバタバタ状態でした。

【知事の被災県視察と現地事務所の設置】

Q：交通事情が極めて悪い中で、知事の被災地訪問は大変だったのではないでしょうか。

A：余震の影響等により、現地の状況が極めて流動的であったため、日程調整も含め、極めて困難な状況でした。実際に輸送手段の関係でドタキャンもありましたから。

まず、３月の福島県訪問では、陸上移動には道路の復旧状況などの制約が伴うことから、東京消防庁のヘリを活用するなどして何とか知事の現地訪問にこぎつけたところです。ただ、当時は各空港が災害時対応のオペレーションを行っていたため、どこに着陸して、駐機するのかなど、出発前日というか、当日の早朝まで自衛隊や県警本部等との調整を行っていました。４月の宮城県訪問の時も、概ね同様の対応となりましたが、５月の岩手県訪問では、知事には鉄道を利用していただきました。

特に印象に残っていることは、佐藤福島県知事（当時）と石原知事との会談です。会議室では、張り詰めた雰囲気の中で県内の被災状況や福島原発の状況について説明等があり、その場で両知事が現地対策本部内に都の仮事務所スペースの設置を判断するなど、非常にダイナミックな動きでした。

最終的には、３月下旬から５月上旬にかけて、労務担当チームの課長らと、知事会談の事前準備や、先乗りとして被災三県の県庁はじめ、南三陸、陸前高田などの被災地に４回ほど訪れることになりました。

【短期派遣に至る経過、職員派遣の留意点】

Q：今回の震災では、前例のない規模の短期派遣を実施しましたが、その時の様子をお聞かせください。

A：あの大混乱の中で、通常の意思決定手続きは後回しで、とにかく次々と出てくる課題に対応していくだけで手一杯でした。万全な体制を組んでからとか、誰かの指示を受けてからでは、間に合わず、各自がそれぞれの判断で行動しながら、対処していました。

避難場所への支援要員の派遣では、余震が続く現地では予想を超えた事態も想定されることから、まずは派遣職員の安全確保を念頭に置き、各局に対する要請内容、班編成の規模やサイクル、必要な携行装備品の選定と調達方法、都庁から現地までと現地内における移動手段の確保など、いずれも難題ばかりでした。現地では水道や電気といったライフラインが途絶していたため、１サイクル５日間程度が滞在期間としては限界だろうということになりました。また、女性職員の派遣もポイントとなり、やはり現地では女性被災者の方々にとっては、女性職員の方が相談し

やすいだろうということで１チームに２～３人入っていただきました。

４月当初に、第一陣がバス三台に分乗して、夜遅くに都庁を出発した時のことは今でもよく覚えています。都がいち早く相当数の応援職員を派遣し、職員一人ひとりが各自の派遣地で被災された方々に寄り添いながら、懸命に頑張ってくれたので、現地の方々に、非常に頼りにされ、また感謝されている姿はとても印象的でした。

余談ですが、私が防災服姿で岩手県庁前で待機していた時に、地元のおばあさんが近寄ってきて、いきなり両手で握手され、「東京都の職員さんですね。本当にありがとう」と言われたことは、今でも忘れられません。

【現地事務所の役割】

Q：職員派遣を行うにあたって、現地事務所に求められるものは何でしょうか。

A：まず、東京都のアンテナとして現地の情報を的確にとらえること。

現地では役所も混乱しており、受け身的に待っていても、支援内容について、「何が、どこで、どの程度」必要なのかといった具体的な情報が入ってこないという状況の中で、現地の対策本部から、できる限りリアルタイムで、ニーズを収集し、都庁に伝えていことが求められました。

また、当然のことながら、短期派遣職員だけでなく、先行して現地入りしていた医療・福祉系職員や技術系職員など、相当数の都職員の安全確保も重要であり、そのためには現地でコーディネートする機能が必要でした。現地事務所の設置は、とても意味があったと思います。

Q：その後、こうした被災地支援の仕事は、どうなったのでしょうか。

A：こうした発災直後からの対応は、５月下旬以降、順次、総務局総務部に引き継がれ、その後に新設された復興支援対策部へと移行し、庁内も徐々に落ち着きを取り戻していったことから、より組織的に対応されていったと思います。私らの方は、本来の業務に戻るとともに、引き続き職員団体の協力も得ながら、職員からの義援金の募集や新たな任期付技術職員の派遣等の被災地支援対策や庁内の計画停電対策等に取り組むこととなりました。

【今回の課題】

Q：東日本大震災の課題、教訓は何でしょうか。

A：大災害の態様は一様ではなく、どんなに想定訓練を重ねていても、現実的には、必ず現場が混乱することが常だと思います。今回も何処で、誰が指示を出しているのか判断できない場面では、結果的に個々の判断で動かざるを得ない状況も相当程度あったと思います。

東日本大震災の場合、都内対応と遠隔地の支援を同時進行させなければならないという極めて厳しい環境での対応となりましたが、実際に従事した初期対応の部分で言えば、やはり明確な指揮命令系統と各部門の役割分担が少なからず曖昧だったと思います。

有事の際には、司令塔となる部門が、全体を俯瞰しながらこれまで以上に総合調整を行えるよう、権限・役割の再検証と確実にオペレーションできる体制整備が必要であるのではないかと感じていました。

現在では、当時、顕在化した課題や問題点も改善され、情報伝達・共有、各機関・部門間の連携、意思決定などのプロセスが格段に整備されるとともに、新たな防災プランはもとより、平時における防災訓練もよりリアルな想定に基づいて行われていると思います。

その上で、最終的に求められることは、一人ひとりの「機転」や「臨機応変な対応力」ではないでしょうか。

平成26年２月27日
都庁本庁舎にて

前　総務局人事部労務担当部長
内藤淳　氏のインタビューより

2　岩手県への支援（インタビュー）

都は、岩手県、宮城県及び福島県の各県に、現地事務所を設置することを決めました。
これを受け、総務局の総務部や人事部は、平成23年３月30日の被災地支援岩手県事務所の設置に向け準備作業を進めました。
本稿では、同事務所の初代所長に岩手県への支援について話を伺います。

【震災直後の経緯】

Q：まず、発災直後の経緯について、お聞かせください。

A：３月28日に内示があり、翌々日の朝９時に都庁前を出発する旨を伝えられました。人事部の課長から、現地事務所の立ち上げと、現地で被災者（県）が必要としていることを把握し、都庁に伝える役割であると聞きました。

30日の夕方に、岩手県庁の政策地域部に出向き、机を２名分借用しました。さらに４月初旬に都職員２名が加わり、計４名体制となりました。このうち３名が事務職員、１名が土木技術職員でした。

机が２つしかなく手狭でもあったので、県庁から徒歩５分ほどの民間ビル（中ノ橋106ビル）の一室を借りました。備品等は東京から調達しました。なお、この場所は現在も現地事務所です。

【陸前高田市への短期派遣】

Q：その後、所長は、陸前高田市などへの派遣職員の陣頭指揮を執ったと聞いています。

A：当初は岩手県政策地域部の職員に、岩手県の沿岸部はとても閉鎖的な地域で、他地域からの人の受入れは難しいのではないかと断られましたが、何度か繰り返し願い出ましたところ、受け入れてもらうことになりました。幾つかの地域の中でも最も困窮している地域ということで、陸前高田市への派遣が決まりました。

都庁の職員をバスに乗せ、現地の被災者に負担をかけないよう、寝袋、食糧、備品等を全て持参し、短期（３泊４日、車中１泊）でボランティア活動を実施してもらいました。

都庁職員の宿泊場所は、県庁の出先機関である大船渡市の合同庁舎の会議室となりました。仕事としては、休校している学校を開くことでした。陸前高田小学校は、津波が押し寄せましたが、ダメージは少なく、校舎の１階部分まで入り込んだ瓦礫を取り除く作業から始まりました。給食センターでの義援物資の仕分け作業も手伝いました。

その後、市役所の機能も少しずつ回復してきましたので、事務的な作業（名簿作成、り災証明書の発行、義援金の支給など）を行いました。陽気も暑くなり、寝袋生活も厳しくなってきましたので、現地事務所で宿泊施設を探し、遠野市の民宿を２か所確保して宿泊することになりました。風呂や食事もある程度のレベルで可能になりましたので、派遣期間を１週間に延長することにしました。

派遣期間中には特に大きな事故は無く、６月半ばまで続きました。

【短期派遣の職務内容】

Q：派遣職員たちの具体的なお仕事は何でしたか。

A：先ほどお話しした、がれき除去や義援物資関係等は行政職員でなくてもできることが多く、一般ボランティアの方々と変わらなかったと思います。

義援金の支給など事務的な業務になると、ボランティアの方よりは慣れている分、役に立てたと思います。

時間が経過すると現地の需要も変わってきますので、それに応じた事務的作業が生じます。具体的には、お金のことや復興計画の策定など重要な任務も任せてもらいました。

【その後の中長期派遣】

Q：その後、人的支援は中長期にシフトし、その役割も変化していきます。

A：県庁の業務が増えていることに加え、被災した市町村でも人手不足となっているので県庁の職員が派遣される事態となり、行政業務がかなりの人手不足となりました。

そのため、県の沿岸広域振興局（釜石）に向けて、東京都の建設局、都市整備局、港湾局の土木系職員を派遣してもらいました。

人的派遣をする場合、まずは宿泊場所を確保しなければならないので、釜石市小佐野の旅館や宮古市のホテルを長期で確保しました。宿泊場所

を探すのは人海戦術で手当たり次第に電話をかけましたが、多くの支援が来ているので、なかなか空きが見つかりません。職員が派遣される前には、確保できた宿泊場所の確認も行いました。派遣職員の宿泊の世話も大きな仕事でした。

７月11日から県庁・復興局への事務職員の派遣を開始し、順次拡大していきました。事務職員の宿泊場所は、県庁から至近の県職員住宅にかなりの空きがあったので、まとまって確保できました。部屋の必要な備品のリストを作成し、本庁から送ってもらったり、入居前のガスの開栓などの事前準備を行いました。

中長期派遣では、技術的な支援の需要が多く、被災状況を把握し、道路や港湾の復旧に技術職員はかなり役立ったと思います。派遣された職員も、自分のスキルを被災地の復旧復興に役立てられたことに一定の満足感を得ていたようです。

【現地事務所の役割】

Q：職員管理を始め、支援事業における県庁との調整等、現地事務所は慌ただしかったと思いますが、業務を成功させるために重要な点は何でしょうか。

A：現地事務所の権能についてですが、事務所だけでは何も決定できません。

受援側と支援側との調整役を担うことが現地事務所の役割であると思いますので、被災地の声は電話で聞くのではなく、直接出向いて話を聞き、ニーズを正確に汲み取ることが重要です。

電話やメールなど顔が見えない手段ですと、詳細なニュアンスが伝わらないことがありました。ただし、岩手県は広いので、盛岡から沿岸地域まで２～３時間かかり、１か所あたり、週１回、もしくは２週に１回程度しか回れませんでした。

また、都庁との連絡は、基本的に電話・メール・ファックスですが、都庁へ必要情報を伝達しても、都庁からの回答や、要求物資が来るまでに事務的な調整や手続きに時間がかかって歯がゆい思いをしたこともありました。

これら情報の収集・伝達・発信などの円滑なやりとりは、支援、受援に際して最も重要な要素だと思います。

また、現地事務所に求められる重要な役割は、現地に派遣されている職員を的確にサポートし、被災地の速やかな復興に結び付けていくことです。

【東日本大震災の教訓等】

Q：岩手県事務所から見て、今回の課題、教訓等はありますか。

A：以下の点を指摘します。

①　正確な情報収集について

当初、被災地では電話は途絶し、携帯は繋がらず、何が起きているのか分かりませんでした。避難所や市役所の情報が県庁にうまく届いていない様子でした。何が起きているか、何が求められているのかを把握することが重要であり、そのためには正確な情報の確保は今後に向けて最も大きな問題であります。岩手県は山間部が多いので、そこでは携帯電話の繋がらないことがよくありました。広域の地方では衛星電話等の通信手段を確保すべきです。

また、宿泊場所・ガソリンスタンドの情報収集も支援に際して大きな課題です。

②　義援物資について

義援物資は、被災地の状況を的確に捉えたうえで、物資の中身、量、タイミングや搬出場所等を合致させないと迷惑物資になります。

時間の経過とともに状況も変わってきますので、必要な物資も変わってきます。被災各地の様々な情報を多くの人がアクセスして閲覧できるようなプラットフォーム（掲示板）があれば良いと感じました。

③　派遣職員の健康管理について

人事部では職員を派遣する前にメンタルヘルスを含めた健康研修を受講させていましたが、人によって精神的に弱い人と強い人がいたり、人の感じ方も多様であります。また、慢性疾患等の持病を持っているか否かによっても変わってきます。緊急時の短期派遣においては、実際問題として、健康管理について、そこまできめ細かく対応できないと思います。精神科医や臨床心理士も一緒に派遣するということもあるかもしれませんが、そこまでは無理だと思います。できる限り健康な人を派遣することで対応するしかないと考えます。

平成26年１月17日
都庁本庁舎にて
元　東京都被災地支援岩手県事務所長
中野透　氏のインタビューより

3　宮城県への支援（インタビュー）

都は、東日本大震災に対応するため、まず宮城県に現地事務所を設置することを決めました。
これを受け、総務局の総務部や人事部は、平成23年３月22日の被災地支援宮城県事務所の設置に向け準備作業を進めました。
本稿では、同事務所の初代所長に宮城県への支援について話を伺います。

【震災直後の経緯】

Q：まず、発災直後の経緯について、お聞かせください。

A：３月19日、都職員数名（当時の道路監、課長等）が車で被災地に乗り込み、各県で情報収集したところ、都として現地で的確な支援をしていくためには、現地のニーズを把握し、都庁へ伝える現地組織が必要だろうということで、現地に事務所をおくことになったと聞いています。

３月22日、午前10時に都庁を出発し、午後３時に仙台市に到着しました。現地事務所として、県庁北側の宮城県自治会館２階の会議室が用意されていました。宿泊場所は準備されてなく、この現地事務所で寝泊まりする想定で準備を行いました。現地事務所の場所は、先遣隊が行った時に、当時の宮城県土木部長だった三浦氏（現在は退職）とやりとりして決めたと聞いています。

【被災地の状況】

Q：宮城事務所は被災３県の中で最も早く開設しましたが、被災地の状況はいかがでしたか。

A：被害のあった沿岸部は知らない土地であり、被災状況の全体像は分かりませんでした。

宮城県庁でも必ずしも完全に情報収集ができているわけではなく、情報をどこから収集すればよいのか分からないので、主体的に行動できませんでした。例えば、災害対策本部の会議などで、遺体が火葬できなくて困っているという情報を入手して、初めて現地の状況を見に行くというような、場当たり的な対応にならざるを得ませんでした。手さぐりで情報収集する感覚でした。

沿岸地域に派遣されている職員の安否について、４月11日に大きな余震がありましたが、なかなか連絡がつながらず、イライラすることもありました。（派遣隊の班長から逐次安否の確認メールを入れてもらっていました。）

【被災情報の収集】

Q：震災直後の混乱によりご苦労が多かったと思いますが、被災地の状況をどのように把握していったのですか。

A：支援するために派遣されている以上は、成果を上げなければなりませんが、外部から入ってきた人には情報がなかなか手に入りませんでした。「支援します」という態度を明確にアピールする必要があります。実際、現地事務所を立ち上げた後に、チラシを作って県庁の各部署に配布しました。しかし、支援の依頼はなかなか来ませんでした。

県職員も手がいっぱいで外部の人に説明している時間もなく、そもそも何をすればよいのかさえ分からない状況でした。例えば、火葬場に関し、県職員は平時から設置許可の事務手続きのことだけに携わっていますので、火葬場を運営することについては何も知らない状況でした。火葬場が被災した、燃料がない、という状況になった時にどうすればよいのか分からない状況でした。

従って、支援側から具体的な支援メニューを提示しなければ、具体的な支援に繋げることは出来ない状態でした。

【支援側の心構え】

Q：お話は分かりますが、具体的にどのように行動したのですか。

A：都としてできることを具体的に示して支援を申し出ました。例えば、何体の遺体を火葬できる、とか、どの分野の職員を何人派遣できるなど、解決策を明確に示して対応しました。その結果、迅速に受け入れられ、対応することができました。

被災地の職員は、何をすればよいのか分からず混乱した状態なので、課題や問題点を提示するだけでは、かえって相手を煩わせてしまいます。支援する側で完結した支援策を構築した上で、話をする必要があります。

【現地事務所の成果】

Q：都は、過去に例を見ない現地事務所を設置し、支援に当たった訳ですが、どのように総括されますか。

A：都以外の他県の支援では、人が短期で入れ替わることが多かったように思います。受援側の立場では、人が変わるとまた最初から話をしなければならず、無駄な時間を割くことになってしまいます。都の場合は現地事務所として長期で人が常駐していましたので、宮城県からは「同じ人と相対できたのはありがたい」という評価をいただきました。

【東日本大震災の教訓等】

Q：宮城事務所から見て、今回の課題、教訓等はありますか。

A：以下の点を指摘したいと考えます。

①　県の災害対策本部では、自県の災害復旧や人命救助などで手いっぱいであり、支援側の調整・割り振り等については、一切関与していませんでした。

全国知事会などで検討していたかもしれませんが、支援側の仕切り役(コーディネーター)を誰がやるのか。国なのか、自治体なのか検討の必要性を感じました。

発災当初は、それぞれで動いて仕方がない面はありますが、ある程度時間がたってきたら、人的派遣をするにしても全国規模で調整する組織が必要です。

今後に備えて、支援側は各部署が別々に支援を行わず、あらかじめ各々の役割分担を決めておくと、スムーズな支援ができると思います。

②　被災した子供たちの中には、現地での火災の影響から、火を怖がっている子供もいました。ちょっとした軽はずみな発言や行動が、被災者を傷つけ、トラブルに繋がることもありますので、被災地での言動には十分な注意を払うことが必要です。

現地ではどのような状況になっているのかを理解した上で、被災者への配慮について肝に銘じておくことを徹底しなければいけません。せっかくの支援が台無しになってしまいます。

③　派遣先で寒い思いをしたり、ノロウィルスが疑われる事例、ケガを負うなど、医療的ケアが必要な場面がありました。医師や看護師などの医療スタッフは必要です。被災者のケアに当たっている医療者に見てもらうわけにはいきません。派遣先に一緒に行かせるのか、現地事務所におくのかは、その時の状況によると思います。

平成26年１月23日
都庁本庁舎にて
元　東京都被災地支援宮城県事務所長
西村泰信　氏のインタビューより

4　福島県への支援（インタビュー）

都は、岩手県、宮城県及び福島県の各県に、現地事務所を設置することを決めました。

都は、福島県に対し現地事務所開設を申し出るとともに、原子力発電所事故の処理等に当たっている同県を全面的に支援するため、都知事は平成23年３月25日に福島県知事と会談することになります。

総務局の総務部や人事部では、都知事の現地訪問を実現するために東京消防庁のヘリを活用するなど、準備作業を急ピッチで進めました。

本稿では、都知事の視察時の話から、同事務所の初代所長に伺います。

【事務所開設時の状況】

Q：まず、発災直後に赴任した際の状況について、お聞かせください。

A：福島へ出発した３月25日の３日前に内示があり、当日の朝に都庁前を公用車２台で出発しました。段取りは全て人事部や総務部で内々に県と調整されており、私は被災地へ行くだけと聞いていました。出発の当日に、当時の石原都知事が福島県知事と会談し、その中で福島での東京都の現地事務所開設を申し出ることが予定されており、私は、その場に同席しました。その会談の結果、現地事務所開設の快諾を得て、私は福島に残り、現地事務所長として、２名の課長級職員とともに、正式に福島市に駐在することになりました。

現地事務所は、県本庁舎が地震でかなり損傷を受けたため、県の担当者の計らいで、隣接している自治会館内に開設することになりました。当初の開設場所は、県の災害対策本部に隣接する小部屋（倉庫）でした。そこには既に到着していた京都府や長崎県、東北運輸局などが陣取っており、県から貸与されたものは会議用テーブル１台と３人分のパイプ椅子のみでした。開設用に持ち込んだパソコン、コピー機、テレビなどを業務に活用できたのは、開設後１週間ほどしてからでした。

【放射線の問題】

Q：福島県は原子力発電所の事故の影響があり、放射線の問題が心配されましたが、現地事務所の活動にも影響がありましたか。

A：当初、放射線のことは殆ど知識や情報のない状況での赴任だったため、それに対する準備等も無く、不安を感じることもあったことは事実です。現地で長崎県や福井県などの放射能に精通している職員から得た知識や、東電や県災害対策本部の会見の情報を本庁に伝達することで、原発や放射線の情報を共有していきました。

宮城県、岩手県では、沿岸部の瓦礫の片づけなどの支援もありますが、福島県の場合、原発事故の影響で沿岸部である浜通りの住民は中通りや会津地方に避難しており、立ち入り禁止区域等もあって沿岸部の支援ニーズは殆どありませんでした。また、避難所についても既に他の道府県が支援に入っており、東京都の入る余地は無く、当初は支援ニーズの把握に本当に苦労しました。ようやく県内の放射線量測定のための応援職員の派遣について要請を受けましたが、本庁から放射線の問題で職員派遣は難しいとの回答を受けるなど、いくつかの物的支援には対応できたものの、人的支援につなげられない状況がしばらく続きました。

【支援に当たっての苦労】

Q：人的支援が難しいという状況下で、どのように対応したのですか。

A：人的支援の要請を受けたにも拘らず派遣者が決まらないことから、当初は県の信頼を得るためにも、放射線量の測定については、苦肉の策として現地事務所の課長級職員２名に応援に行ってもらいました。また、県を通じて中通りに町ごと避難している浪江町の住民の所在把握のためのパソコン入力に職員を派遣してほしいとの要請を受けましたが、同様に現地事務所の職員で対応しました。とにかく、県との信頼関係を築けなければ、真に必要な支援ニーズは把握できないと必死な思いでした。

その後、しばらくしてから南相馬市からも原発事故で避難している住民の所在把握のためのパソコン入力への支援要請があり、本庁の尽力もあって、はじめて南相馬市への職員派遣が実現しました。

【福島支援のポイント】

Q：福島で支援するに当たって留意したことは何ですか。

A：浪江町、南相馬市のニーズ把握は、県の市町村担当セクションを通じて把握した後、県の許可を得たうえで、各市町に直接連絡を取って具体的な支援内容を確認し、宿泊先など派遣環境を調整して派遣に繋げていきました。派遣職員が不安を感じることがないよう、綿密な事前調整が不可欠であるため、県の人事部門及び市町村担当部門とのパイプをしっかりと構築することが重要でした。

派遣職員に対しては、東京の日々の電力供給を福島にはお世話になっているという気持ちを十分に認識してもらうこと、その恩返しの気持ちを抱きながらの支援に出向くということを心がけてもらうよう気を配りました。

避難所運営への支援などは、住民から支援の姿が見えやすいですが、事務作業への支援は、住民からは見えにくい面があります。このため、東京都は現地事務所を設置したのに何の支援もしてくれていないのではという住民の雰囲気を感じることもありました。

そこで、現地事務所としては、様々な支援ニーズへの対応と合わせて、当時の石原都知事に応援メッセージを寄せてもらうなど、東京の福島に対する恩返しの気持ちを県民に伝え、精神的に県民を応援する取組にも力を入れました。

【東日本大震災の教訓等】

Q：福島事務所から見て、今回の支援に当たっての課題、教訓等は何でしょうか。

A：まずは、現地事務所というのは、東京都の出先機関ですが、本庁の「目」や「耳」になることはもちろん、都の代表として「口」も無ければならないと思います。災害対応という非常時においては、余程大きな判断でない限り、その場で判断しなければならない場面もあることから、部長級をトップに据えたことは県の信頼を得るうえでも大きかったと感じました。

さらに、本庁に副知事をトップとする「対策本部」を設け、事務局機能を担う復興支援部で現地の支援ニーズなどの情報を集約・整理・分析して、各局での具体的な支援策の検討を依頼する、というような全庁体制ができ、その体制に現地事務所を組み込むことができたならば、現地事務所としての機能をさらに発揮できたかもしれません。

次に、現地での支援に当たって、県側に受援窓口があったことは非常に心強く感じました。支援の活動場所の確保をはじめ、支援要請のリストアップ、調整先など担当部署の紹介などのきめ細かい対応ができるか否かで、応援に入った貴重な外部人材が力を十分に発揮できるかに大きく影響すると痛感しました。

最後に、細かなことですが、職員派遣に当たって、被災者や復旧復興等に当たる作業員などもいる中で、派遣職員の宿泊施設の確保が困難な状況でした。

平成26年１月23日
都庁本庁舎にて
元　東京都被災地支援福島県事務所長
早川剛生氏のインタビューより

第２節　現地事務所の設置

1　岩手県事務所

被災地支援岩手県事務所

1　現地事務所設置の経緯・経過

平成23年３月29日、東京都は、被災地の復旧・復興を全面的に支援するため、宮城県、福島県に引き続き、岩手県にも被災地支援事務所を開設することを発表。

同年３月30日、午前９時に都庁から部長級１名、課長級１名が第一陣としてワゴンタクシーで出発。同日午後５時に岩手県庁に到着。直ちにカウンターパートとなる岩手県政策地域部長をはじめ関係者に挨拶を行うとともに、県庁内にスペースを借り、被災地支援岩手県事務所を設置した。

同年４月３日、課長級２名が第二陣として盛岡入り。

同年４月８日、県庁から比較的近い「中ノ橋106ビル」に移転。

2　設置当時の現地事務所の様子

(1)　現地事務所の体制

所長(部長)１名(事務)、課長３名(事務２、土木１)

(2)　現地事務所の状況

事務所は、平成23年３月30日に岩手県庁の政策推進を担当する政策地域部(８階)の西端に、会議用机１個分のスペースを借り、２名体制(部長級１名、課長級１名)でスタートした。パイプ椅子に座り、固定電話もプリンターも無い中からのスタートとなった。目の前のテーブルでは静岡県、近くのテーブルでは関西広域連合が独自の支援活動を開始していた。

当時は、県庁周辺の繁華街の店舗の多くが夜間も照明を落とす中、県庁各階の照明だけが煌々と辺りを照らしていた。ガソリンスタンドには自動車の長蛇の列ができ、コンビニエンスストアには飲食料がなくなっていた。県庁では、隣接する警察署の屋上からヘリが離着陸を繰り返し、庁舎内は職員をはじめ、自衛隊、関係機関、マスコミ等で騒然とした雰囲気に包まれていた。

同年４月３日に２名が加わり、４名体制になると、執務するスペースが狭くなったため、同年４月８日に県庁から比較的近い「中ノ橋106ビル」に事務所を移転した。

岩手銀行旧本館(手前)と中ノ橋106ビル
(平成23年４月20日)

3　設置直後の活動内容

現地事務所の職員は、現地での正確な情報収集のために、まず、県の政策地域部を通じて、毎日開催される災害対策本部会議へのオブザーバー参加を依頼した。また、名刺を大量に配りながら県庁内の様々な部署や自衛隊関係者等を訪ね、他県の支援事務所とも情報交換を図るとともに、沿岸被災地にも赴きながら被災自治体や避難所が必要としている物資等の情報を入手するなど、真に必要な支援策を見極め、現地の声として速やかに本庁に報告した。

また、平成23年５月16日には、陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、宮古市などの各沿岸被災地に比較的近い遠野市の被災地後方支援本部内に連絡所を設置し、現場の情報・ニーズを迅速に汲み上げるとともに、陸前高田市に派遣した都職員に対する支援を行った。

4　その他

当時の現地事務所職員の胸に常にあったことは「被災地の正しい情報を入手する必要がある」「情報を入手して課題を見つけるだけでは被災地の負担を増やすばかりである。課題を見つけたら指摘するだけでなく、何らかの方法で支援するという完結型の対応をする」ということであった。

そのため、県庁や被災地にできるだけ足を運んで生の情報を収集し、必要な物資や人的支援等に関する具体的なニーズを話していただくように努めるとともに、本庁とも連携し、押し付けにならないよう、少しずつ都として提供可能な物資や人的支援に関する情報提供を行った。

当時は「生きた情報」が何よりも重要であったため、与えられた公用の携帯電話は24時間肌身離さないのはもちろんのこと、情報収集のため、ノートパソコンも住居に毎日持ち帰っていた。

岩手県知事の現地事務所表敬訪問
（平成23年6月30日）

2　宮城県事務所

被災地支援宮城県事務所

1　現地事務所設置の経緯・経過

(1)　宮城県庁への最初の接触

平成23年３月18日、先遣隊として東京都から建設局道路監及び建設局河川部改修課長が宮城県庁を訪問。宮城県企画部長、土木部都市住宅局長、土地開発公社理事長等から情報収集を行った。この中で、人的支援の受け入れについて、水道や下水道関連は今すぐにでも希望、道路・河川・海岸については時期は未定だがいずれ受け入れたいとの意向を確認した。ただし、この時点では人数等規模は県でも把握できていなかった。

都としては、必要な時期に必要な人数、業務に適合する人材を送り込むため、現地に常駐して継続的に県と情報交換する連絡員の設置が必要と判断した。都との連絡に県庁内の防災無線を使わせてもらうことを想定し、土地開発公社理事長の調整で、県庁近傍で土地開発公社が所在する県自治会館の会議室を利用できることとなった。

(2)　現地事務所の設置

平成23年３月22日、午前10時、職員３名が都庁に集合。パソコン１台、ノート・筆記用具・ファイルなどのほか、毛布、レトルトカレーやカップ麺などの食糧、洋服や下着、医薬品、懐中電灯などを積み込み、建設局の庁有車で仙台へ向け出発した。

東北自動車道は、福島県に入る頃から路面損壊が目立つようになり車はバウンドを繰り返した。現地では給油所が限られているとの情報があったため、東北自動車道のパーキングエリアで３回給油し、被災地での活動に余力を残した。

午後３時頃、勤務場所となる宮城県自治会館に到着した。建物の壁はあちこちに亀裂が走り、剥がれ落ちていた。執務室となる２階の会議室に入ると備品等はなく、燃料不足のため暖房の止まった室内は寒々としていた。まずは、執務できる環境を整える必要があったため、会議用の机や椅子を並び変えた。また、本庁との連絡が速やかに行えるよう、無線ＬＡＮにより電子メールの送受信ができるようにした。これにより、都で最初の現地事務所が動き出した。

2　設置当時の現地事務所の様子

(1)　現地事務所の体制

所長(部長)１名(事務)、課長３名(事務、土木、医師)

(2)　現地の状況等

当初、現地事務所内で寝袋を使って寝泊りする予定だったが、設置当日に近くのカプセルホテルを確保できた。しかし、市内全域で都市ガスが使えないため、入浴は出来ない状況であった。

食糧の確保にも不安があった。全てのコンビニエンスストア、ほとんどの飲食店が休業していた。そのため、カップラーメンやレトルト食品など、都庁から持参した食糧がいつ無くなるのかという懸念があった。随時、都庁から食糧が補給されたため支障はなかったが、毎日、加工食品ばかり食べる生活となった。

通信手段にも課題があった。当時の事務所には固定電話はなく、携帯電話が貸与されていた。しかし、現地の通信状態が非常に悪く、本庁との連絡が途切れることが多かった。

3　設置直後の活動内容

(1)　支援ニーズの把握に向けた活動の開始

設置後、最初に向かったのは、県庁の災害対策本部であった。災害対策本部は、２階の広い講堂内に設置されており、県庁職員に加え、自衛隊、海上保安庁、消防庁などにより運営されていた。各デスクでは電話が鳴り響き、人の動きも多く騒然としていた。

震災直後から毎日２回、災害対策本部会議が開催されており、早速、午後６時からの本部会議に参加した。多くの報道機関が傍聴し、緊迫した雰囲気の中、各部長から本部長の知事に、被災・復旧状況等についての報告が行われた。甚大な被害の報告に焦りを感じながらも、これからの支援に向けて貴重な情報を得ることができた。

初日を振り返り、これから効果的な支援につなげていくためには、「東京都がここにいる」という存在感を積極的にＰＲしていくことが重要という結論に至った。３月22日には、災害対策本部での発言の了

解を得て、現地事務所開設の周知を行うと共に、庁内への周知を宮城県総務部人事課に依頼した。

また、併せて、県政記者会にも周知を図った。

(2)　医療物資の搬送

平成23年４月に入ると、未だに電気・水道などが復旧しない地域にある避難所の衛生状態に心配が出てきた。テレビでも避難者が「トイレに行っても手も洗えず不衛生」などと訴える姿が放映されていた。そこで、都から除菌抗菌スプレー剤を水道復旧の見込みが立たない南三陸町に送ることを考えた。

同年４月４日、県保健福祉部医療整備課に相談に行ったところ、県庁内でも避難所の衛生状態は問題になっており、手指消毒薬は県の備蓄倉庫に大量にあるものの、実際に隅々の避難所まで届ける手段も人手もないとのことだった。そこで都の支援を申し入れ、県が仙台市内の倉庫から手指消毒薬のボトル1,000本を町内まで輸送し、そこからは都職員が人海戦術で都から送る除菌抗菌スプレー剤とともに各避難所に配達する計画を立てた。実際にどの避難所に何本ずつ配布するかは、県の医療対策本部会議で面識のあった公立志津川病院医師で県災害医療コーディネーター・南三陸町医療統括本部長と連絡を取り、搬送当日に現地で調整して決めることとした。一般の物資輸送手段がないため、都福祉保健局医療政策部で購入した除菌抗菌スプレー剤50箱は、南三陸町への都短期派遣職員を乗せたバスでいっしょに運んでもらうこととした。そのため、搬送日はそのバスが南三陸町に到着する同年４月６日とし、それまでに県からも南三陸町に県の車両で手指消毒薬を輸送しておいてもらうこととした。

同年４月６日未明、事務所を車で出発。早朝に南三陸町立志津川中学校で都からのバスと合流し、除菌抗菌スプレー剤を受け取った。そこで到着したばかりの福祉保健局からの短期派遣職員２名も応援として借り受け、まずは南三陸町役場仮庁舎・医療統括本部・救援物資集積所等がある「南三陸町ベイサイドアリーナ」にスプレー剤を運び込んだ。県からの手指消毒薬も到着していた。そして医療統括本部で西澤医師に指示を受け、車１台、３人で搬送を開始した。100人以上の避難者がいて医療救護班が常駐する大きな避難所を町内全域で８ヵ所選定、そこに物資を搬送し、多数ある小さな避難所には、医療救護班の巡回時にその８ヵ所から物資を持参して配布し使用方法の指導等もしてもらうという作戦だった。物資を車に積めるだけ積むと、地図を頼りに避難所を探して配達して回った。積んだ物資がなくなるとまたベイサイドアリーナに戻って再び配達に回るということを繰り返した。町内は津波による通行止め、迂回路、仮橋、交互通行などが多く、なかなか目的地に辿り着けないこともあった。随所で災害復旧車両による渋滞も発生しており、丸一日がかりの作業となった。

４　職員派遣などで得た教訓

(1)　支援メニューを具体的に打ち出すこと

今回の被災地支援で得られた教訓は、支援する側から具体的支援策を提示しないと、うまく支援に結び付かないということである。例えば、職員派遣についても「いつからいつまで、どのような職種を○名出せます。」などとより具体的なプランを提案しなければ、被災自治体への支援にはつながらない。火葬協力についても、具体的な受入態勢を作りそれを提示しなければ、今回の支援にはつながらなかった。被災自治体は混乱しているとの認識のもと、より具体的な支援策を提案していくことが求められる。

(2)　被災自治体の立場でサポートすること

支援を求める被災市町も混乱のため、業務内容を具体的に説明できないことがあった。また、電子メールが使えないことも多く、口頭でのやりとりが中心であった。都の担当部署に分かりやすく業務を説明できないと、より適切に遂行できる職員を募ることができない。被災市町との情報交換を緊密に行うとともに、先方の意図をくんで、業務内容を整理するなどして都につなぎ、適切にマッチングさせる必要がある。

(3)　派遣職員の宿舎を都自ら確保すること

平成23年４月頃は、沿岸部のホテル・旅館の大半が被災して利用できないため、やむを得ず、派遣職員が避難所の一角を宿舎として使わざるを得ない場合もあった。

また、被災市町を通じて、内陸部の行政施設や利用可能な民間施設を紹介してもらうことで、宿舎を確保できた。しかし、今後は被災自治体の負担とならないよう、都自ら確保していくことが望ましい。

(4)　より現場に近い所で派遣職員のサポートを行うこと

派遣職員の中には、作業中に釘を踏みけがをする者や、ノロウイルス感染症が疑われる吐き気、インフルエンザ疑いによる高熱などにより業務続行が不可能になる者もいた。私達は、その都度、職員の救護に向かったが、仙台から現場に到着するまで３時間以上を要することもあった。現地事務所に加え、より現場に近いところに派遣職員の支援拠点を設けることも考慮すべきである。

3　福島県事務所

被災地支援福島県事務所

1　現地事務所設置の経緯・経過

平成23年３月25日の早朝、石原都知事（当時）が佐藤福島県知事（当時）と会談するため、福島に向けて出発した。この会談の中で、福島県に対し都の現地事務所開設を要請することになっていたため、これに合わせ、開設が決まった場合に現地事務所への赴任を告げられていた職員も福島へ出発した。福島県知事から事務所開設の快諾を得た後、都知事や同行者が東京に戻る中、当該職員は福島にそのまま残り、現地事務所の職員として正式に駐在することになった。

福島県知事との会談の様子（平成23年3月25日）

2　設置当時の現地事務所の様子

(1)　現地事務所の体制

所長（部長）１名（事務）、課長２名（事務）

(2)　現地事務所の状況

現地事務所の場所は、県の東庁舎が地震の影響で使用できなくなるなど、県の庁舎内は危険との判断があったため、隣接している自治会館の３階の部屋を紹介された。そこには既に関西広域連合の京都府や滋賀県、東北運輸局などが詰めており、支援活動の拠点としていた。会議用テーブル、人数分の椅子は県が用意してくれたが、ほとんど準備がないままでの事務所の開設であり、執務環境としては決して十分とは言えなかったが、全員が手探りの状態で職務に取り組む中、同じ部屋に駐在している職員同士で自然と交流を深めていった。

また、災害対策本部が同じ階にあり、不定期に行われる様々な記者会見の様子を傍聴することができ、情報収集には好都合であった。（平成23年４月１日から６階の会議室に移動。平成24年４月から更に８階に移動。）

現地事務所の様子（東京都は左奥）

3　設置直後の活動内容

福島県の場合、原発事故の影響で沿岸部浜通りの住民は中通りや会津地方に避難しており、立ち入り禁止区域等もあって沿岸部からの支援要請はほとんど無い状況であった。

また、避難所の運営に関しては既に他の道府県が支援に入っていたため、都が入り込む余地はほとんど無かった。そのため、現地事務所としては、県の人事部門及び市町村部門との連携を密にし、被災市町村の支援ニーズの掘り起こしに尽力した。

ようやく、学校等で実施する放射線量の測定や浪江町避難者の所在確認を行う人的支援の要請を受けたものの、本庁との調整で高い放射線量の中での一般職員派遣は難しいとして、対応ができないというケースもあった。

また、当初は、県との信頼関係を壊さないよう、現地事務所の職員が現場に出て、放射線量の測定を実施したり、パソコンで避難者のリストを作成することもあった。

その後、南相馬市からも原発事故で避難している住民の所在把握の要請があり、初めて正式に南相馬市へ一般職員を派遣することとなった。

4　その他

現地事務所としては日ごろの電力の供給における恩返しの心意気を示すことに尽力し、石原知事にメッセージを発してもらうなど、多様な場面で住民への精神的な支えになれるような取組を行うことができた。

第３節　現地事務所の活動

1　岩手県事務所

被災自治体への職員の短期派遣（平成23年度）

被災地支援岩手県事務所

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

発災直後の平成23年３月14日からは、福祉保健局及び病院経営本部が被災者の救護のため、陸前高田市に医師や薬剤師からなる「医療救護班」、同年３月23日からは「こころのケアチーム」の派遣を既に開始していた。

陸前高田市では、市民の１割近くが死亡や行方不明となり、市役所庁舎も被災したことで行政機能が大打撃を受けたため、混乱が続き、復旧に向けた第一歩となる物資の運搬や罹災証明の発行すらままならない状況が続いていた。

(2)　経緯・取組

こうした状況のなか、現地事務所は、岩手県内の被災市町村に対して直接的な都職員による支援が可能である旨をカウンターパートである県の政策推進室に伝えたところ、早速、小学校再開に向けたがれきの片づけや救援物資の仕分け等の業務ニーズが山積していた陸前高田市に対する派遣要請があり、４月７日から同市に対する直接的な支援を開始した。

2　目的・内容

(1)　目的

市の要望を受け、学校再開のためのがれき処理、救援物資の搬入・搬出、罹災・被災証明書の発行事務、義援金事務など様々な業務に従事するため、短期のローテーションを組み、職員を市に派遣した。

(2)　内容

下表のとおり

	派遣期間	派遣人数	主な業務内容
第1陣	平成23年4月7日から10日まで	30名	小中学校の清掃、がれきの撤去、倉庫整理、本部・小中学校等における救援物資の仕分け・搬入搬出に従事(写真１)
第2陣	同年4月10日から14日まで	30名	
第3陣	同年4月14日から18日まで	30名	第２陣と同様（途中から個人物資支援者データベースの作成に従事）
第4陣	同年4月18日から22日まで	30名	第３陣と同様の業務に従事（通学路確保清掃を開始）
第5陣	同年4月22日から26日まで	30名	
第6陣	同年4月26日から30日まで	30名	本部・東部配送センター・小中学校・仮設住宅における物資の仕分け・搬入搬出、り災・被災証明発行、データベース作成に従事(写真２)(写真３)
第7陣	同年4月30日から5月4日まで	30名	
第8陣	同年5月4日から8日まで	30名	
第9陣	同年5月8日から12日まで	30名	
第10陣	同年5月10日から16日まで	30名	本部・東部配送センター・小中学校・仮設住宅における支援物資の仕分け・搬入搬出に従事、義援金の手続きに関する説明会を受講
第11陣	同年5月16日から20日まで	20名	本部・東部配送センター・小中学校・仮設住宅における支援物資の仕分け・搬入搬出、仮設住宅への物資配布、義援金事務に従事
第12陣	同年5月20日から24日まで	20名	
第13陣	同年5月24日から31日まで	20名	
第14陣	同年5月31日から6月7日まで	10名	
第15陣	同年6月7日から6月14日まで	10名	
第16陣	同年6月14日から6月21日まで	10名	第15陣と同様（義援金支給業務従事者のうち２名が窓口業務を支援）
第17陣	同年6月21日から6月29日まで	10名	
第18陣	同年6月29日から7月5日まで	10名	第17陣と同様の業務に従事（窓口業務支援者のうち１名がり災・被災証明発行業務を支援）
第19陣	同年7月5日から7月13日まで	５名	義援金支給業務、り災・被災証明発行業務に従事

（写真１）高田小におけるがれきの撤去（4月14日）

（写真２）災対本部における物資の運搬（５月12日）

（写真３）り災・被災証明発行（５月12日）

3　実績・成果

(1)　実績

平成23年７月13日に第19陣の派遣を終了するまで、合計支援日数98日、合計支援人員は415名、延べ支援人員は1,925人にのぼった。

(2)　成果

学校清掃により同年４月下旬には市内の小中学校が再開にこぎつけることができ、災害対策本部と物資集積拠点における救援物資の円滑な搬入・搬出にも貢献をした。さらに、遅れていた被災証明の発行や義援金支給業務の支援についても、市の業務を支えた。

4　事業実施にあたっての課題等

発災から間もない時期であり、刻々と状況やニーズが変化する状況の中で、短期間で職員が交代していく状況にあっては、業務の引継が大きな課題であった。り災証明書の発行業務においてパソコン操作マニュアルや被災者からの質問を取りまとめた「Ｑ＆Ａ」を作成し、それを後陣に引き継いだり、次陣への引継に当たっては、業務に従事する現地まで赴いて実際にパソコンを操作しながら行うなど、各派遣職員による努力と工夫により、大きな混乱なく業務の継続性を保つことができた。このことは、被災自治体の職員に対して、応援職員への対応で負担をかけないという点でも大きな意義があった。

5　その他

陸前高田市内には宿泊所を確保することが困難であったため、派遣職員は県の大船渡合同庁舎の３階を借りて自炊し、寝袋で生活する日々が続いた。その後、季節は夏に移り変わり、寝袋生活が厳しくなってきたため、現地事務所で宿泊施設を探し、第11陣からは遠野市（陸前高田市から車で１時間程度）の民宿を２部屋確保して宿泊することになった。風呂や食事もある程度のレベルで可能になってきたため、第13陣からは派遣期間を１週間に延長した。

被災自治体への支援物資の提供（平成23年度）

被災地支援岩手県事務所

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

今回の震災では、内閣府緊急災害対策本部の要請により震災が発生した翌日の平成23年３月12日には、トラック、内航、通運、航空による「緊急支援物資輸送」が開始された。

岩手県は、同年３月14日、約3,600㎡の吹き抜けのアリーナを有する展示場施設である岩手産業文化センター「アピオ」（写真１）を第一次物資集積所として指定し、さらに、救援物資の受け入れ、仕分け等に関する作業を岩手県トラック協会に委託した。

（写真１）「アピオ」（平成23年４月30日）

物資の受け入れは比較的順調に進んだが、当初、避難所への物資供給は困難を極めた。当初、被災地では、食料、水、ガソリン、調味料、ティッシュ、医薬品、下着、生理用品、幼児用ミルクなどが不足した。避難所の食事は大抵は１日２食であり、主食は主におにぎり、副食は炊き出し次第という状況が続いた。

物資供給が円滑に行われなかった理由として、県が指定した避難所の数は、最も多い同年３月19日時点で399箇所に及び、指定避難所以外に避難した者や、自宅に避難した者も多数存在したため、県や市町村が避難所の数、各避難所の避難者数、自宅避難者の実態等を正確に把握するのに時間を要したことなどがあげられる。

また、被災自治体への支援物資の供給は、県を通じて行われる体制であったが、沿岸部のニーズに応えるための人員を置くことが難しく、加えて沿岸市町村自体も被災したために、避難所の物資ニーズに関する情報の収集、把握が遅れたことも影響した。

そのため、陸前高田市をはじめ多くの市町村では、被災自治体に代わって自衛隊が、物資供給を長期にわたって担うことになった。災害時においては、できるだけ被災地に近いところで物資のニーズを集約しつつ、迅速に提供することが効果的であるため、岩手県では避難所等の物資ニーズの集約から物資の搬送まで自衛隊に多くを頼っていた。

なお、岩手県では震災が発生した直後から第９師団（青森）、第２師団（旭川）、第４施設団（京都府大久保）を中心に活動を開始し、陸上と航空自衛隊延べ61万人以上が、人命救助やがれき撤去をはじめ、各避難所の物資のニーズの把握及び物資の運搬、給水支援、給食支援、燃料提供などを行っている。

岩手県では物資の受け入れの効率化を図るため、「個人」からの義援物資については、「保健福祉部地域福祉課」が窓口になり（５月中旬頃からは新たに設立された民間中間支援団体「ＳＡＶＥ　ＩＷＡＴＥ」が窓口になる。）、「企業、団体及び他自治体」からの義援物資は「環境生活部県民くらしの安全課」が窓口になった。

(2)　経緯・取組

こうした状況の中、都は、「県民くらしの安全課」と連携し、福祉保健局の「提供可能物資一覧表」を提供するなど、県のニーズを踏まえつつ、迅速に緊急支援物資を提供する体制を整備した。

また、自衛隊第９師団からは、日々、県に報告する「避難所不足物資一覧」を岩手県事務所にも送付してもらうこととし、被災地支援ニーズを把握しつつ、物資の提供を開始した。

2　目的・内容

(1)　目的

都は、震災直後の被災地のニーズを踏まえ、緊急支援物資の提供を行うとともに、復旧後期及び復興期には、被災自治体のニーズに合わせた物資の提供を行った。

(2)内容

ア　緊急支援物資の提供

(ア)飲食料・衛生用品等の提供

発災直後から平成23年６月頃までに、アルファ化米（乾燥米飯）、クラッカー、肌着、飲料水、おむつ、粉ミルク、紙食器類、哺乳瓶、衛生用品、洗剤、ビニール袋、アルミホイル等を提供した。

(イ)避難所冷蔵庫の提供

「冷蔵庫が避難所にないため、食品が保存できない」という深刻な避難所のニーズを踏まえ、自衛隊から県を通じて要請があり、都は、釜石市、大船渡市の避難所に冷蔵庫20台を提供した。

(ウ)簡易風呂ハウスの提供

福祉保健局が所有する簡易風呂ハウスを宮古市、大槌町に提供した。宮古市には台東区経由で１張(同年３月)、大槌町には県からの要請に基づき２張(同年７月)を提供した(写真２)。

イ　復旧後期・復興期における支援物資の提供

(ア)選挙用資材の提供

陸前高田市と釜石市では、同年９月11日に岩手県議会議員選挙、同知事選挙、市議会議員選挙を実施する予定であったが、選挙資器材が流失したため、都道府県選挙管理委員会連合会を経由して都選管に対し支援要請があった。都選管から都内区市町村選管に対して呼びかけを行った結果、提供が可能とされた選挙器材(投票箱、投票記載台、投票用紙交付機、長机等)を都選管職員及び現地事務所職員が現地に搬送・提供した(同年８月19日及び８月31日)。

(イ)車両の提供

建設局から提供のあった道路パトロール車を宮古市、釜石市、大船渡市に提供したほか、宮古市に水道局車両３台、下水道局車両３台を提供した（写真３)。

(写真２)大槌町の簡易風呂ハウス(平成23年７月24日)

(写真３)道路パトロール車・水道局車両(平成23年９月)

（ウ）ゲル（モンゴル式テント）の提供

モンゴル国ゾリグ財団法人から被災地への支援物資として、ゲル（モンゴル式テント）２張の提供申し出があったため、県を通じて大槌町に提供した。大槌町は図書室、集会室等として活用した（写真４）。

（エ）自転車の提供

放置自転車（整備済）を県立高田高校に50台提供した。東京都トラック協会が、多摩市の保管所から県立高田高校までの搬送を行った。

（オ）作業着の提供

中国の支援団体から作業着の支援の申し出があり、洋野町に500着、岩泉町に245着、宮古市に800着、釜石市に300着、大船渡市に200着提供した。

（カ）都営バス車両の提供

都営バスを20台譲渡した。６月に第一弾として１台を岩手県交通に無償譲渡した。交通局は、自動車窒素酸化物（ＮＯｘ）・粒子状物質（ＰＭ）法の規制を受ける平成10年度に購入したバスを提供した。（写真５）

（写真４）大槌町のゲル（平成23年６月４日）

（写真５）都営バス車両（平成23年６月20日）

3　実績・成果

(1)　実績

支　援　内　容	実　施　局	支　援　物　資
救援物資の搬送	福祉保健局、水道局、 港湾局及び病院経営本部	毛布、アルファ化米、クラッカー 飲料水、肌着、哺乳瓶及びマスク
救援物資・義援物資の受付	福祉保健局	(東京都庁、京浜トラックターミナルで 救援物資、義援物資を受付)
義援物資の搬出	福祉保健局	赤ちゃん用品、介護用品、生活用品 簡易トイレ及び充電式ラジオ
車両等の譲渡	東京消防庁、建設局、交通局 水道局及び下水道局	ポンプ車、資機材(チェーンソー等) 都営バス車両及び一般車両
選挙支援物品の搬送	選挙管理委員会事務局	投票箱、投票記載台、投票用紙計数機 投票用紙交付機及び点字器

(2)　成果

都は、震災直後の被災地のニーズを踏まえ、緊急支援物資の提供を行うとともに、復旧後期及び復興期には、被災自治体のニーズに合わせた物資の提供を行うことで、被災地の復旧・復興を後押しすることができた。

4　事業実施に当たっての課題等

被災自治体への支援物資の提供に当たっては、以下の点に留意し、被災者のニーズを的確に踏まえたきめ細かい物資手配と配送方法等を整備する必要がある。

(1)　被災地における救援物資の第一次集積所、第二次集積所の早期設置を図ること

(2)　現場のニーズの変化を考慮して物資を適切に受け入れること

(3)　官民(行政と物流業者等)が連携して物資の受け入れ、仕分け又は荷捌きを行うなど物流の効率化を図ること

(4)　タイムリーに物資数量を把握できる在庫管理手法を整備すること

(5)　民間と連携し、第一次集積所から区市町村の第二次集積所、第二次集積所から末端の避難所に迅速・円滑に物資を配分する輸送体制を整備しておくこと

(6)　区市町村自体の被災も考慮し、自衛隊のみならず、企業やＮＰＯ団体等と連携した被災地のニーズ把握のための情報収集システムを整備すること

(7)　提供可能な物資を早期に被災地に提示し、迅速な物資提供に結びつけるため、インターネット等を活用し、被災地の物資ニーズと支援物資(各自治体・社会福祉協議会、企業、ボランティア及び個人の提供物資)のマッチングを迅速に行える各団体、個人を結ぶ広域的な情報共有の仕組み(発災直後から運用可能なもの)を整備すること

5　その他

物資の支援を行っていく上で苦労したのは、支援自治体が支援可能な物資と受援自治体が望む物資のマッチングが難しいということである。

発災当初は現場自治体の被災により、市町村自体が各避難所のニーズを十分に把握できず、また、そのことにより市町村から県に支援要請に関する情報が伝わらず、県も支援が可能な他自治体側に、明確な要請ができないという状況が続いた。

次第に、自衛隊が避難所ニーズを把握し、県に報告、県が他県に要請というスキームが整備されたが、発災後１～２か月は、被災地の物資ニーズを的確に把握できず、またニーズを把握しても物資を迅速に提供できないといった状況はなかなか改善されなかった。

被災地の需要に応じた職員の派遣（平成24年度）

被災地支援岩手県事務所
被災地支援宮城県事務所

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年3月11日の東日本大震災発生後は、道路や橋梁の応急復旧業務のため多くの職員が派遣されたが、平成24年度になると道路、橋梁、防潮堤、港湾などの社会インフラ施設の応急復旧から復興の時期に移り、復興事業の推進を図るために必要な事業用地を確保することへの緊急性、重要性が増してきた。

(2)　経緯・取組

被災地支援岩手県事務所及び被災地支援宮城県事務所は、岩手県及び宮城県の復興事業に対する動きや現状課題把握（ニーズの把握）のため、各県庁との意見交換、地元新聞からの情報収集等を行った。

その結果、事業の実施に欠くことのできない事業用地について、明治時代から登記簿の名義人が変更されていない、多数の共有者がいる、権利者が被災して亡くなっている、そして遠方に避難しているなど、多くの課題があることが分かった。

早期の事業用地の確保が求められている中で、土地に対するさまざまな課題があることから、用地取得職員が不足することを確認した。

2　目的・内容

(1)　目的

都の用地取得職員を派遣して事業の進捗に貢献するとともに、都が同職員を派遣することにより、他自治体からの用地取得職員派遣を促すことを期待した。派遣先として、岩手県及び宮城県を想定した。

(2)　内容

岩手県県土整備部及び宮城県総務部に対し、用地取得職員の不足が見込まれる状況の確認を行うとともに、職員を派遣した場合に従事することになる業務内容について確認を行った。

特に業務内容については、派遣職員が業務に馴染めないとメンタルヘルスの問題も発生する可能性があるため、何度も確認し調整を行った。

3　実績・成果

(1)　実績

県庁からの要望及び県庁の出先事務所に派遣されている土木職員からのヒアリングを踏まえた現地事務所の意見を、本庁に報告した。

その結果、都庁内の派遣職員の公募において、用地取得職員を公募することになった。

(2)　成果

職員公募において、用地取得経験者や不動産関連業務経験者を集めることができ、岩手県及び宮城県に平成25年度より用地取得職員を派遣することができた。

4　事業実施に当たっての課題等

被災自治体に派遣されている職員がメンタルヘルスに不調を来すケースがあるため、特に、用地取得業務は、困難を伴うことが多いので、職員の業務経験や人柄・性格を把握して派遣することに注意を払った。

5　その他

県庁のニーズに応えて職員を派遣できたことにより、各県の復興に寄与するとともに、県庁との信頼関係がますます強まったと実感した。

派遣職員へのメンタルヘルス講習会（平成25年度）

被災地支援岩手県事務所

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

岩手県及び県内市町村には、全国の自治体から多くの応援職員が派遣され、復興事業の最前線で日々業務に当たっていた。復興事業が本格化する中で、こうした職員の勤務状況も厳しさを増してきており、平成25年１月には、兵庫県宝塚市から大槌町に派遣されている技術系の男性職員（45歳）が宿舎で自ら命を絶つ事故が発生した。

今後、復興事業が本格化する中で、職員の勤務状況がますます厳しさを増すことが予想され、派遣職員のメンタルケアが重要な課題となっていた。

(2)　経緯・取組

こうした状況のなか、岩手県では、応援職員に対するメンタルヘルス研修を実施しているところであるが、派遣元である東京都としても、派遣職員に対するメンタルヘルス研修を独自に行うことが必要と判断し、研修の実施を決定した。

2　目的・内容

(1)　目的

東京都は、被災地への自治法派遣職員のこころの健康・増進等を図るため、「ストレスと上手につき合うために」と題するメンタルヘルス講習会を実施した。

(2)　内容

下表のとおり

平成25年12月４日に実施した「メンタルヘルス講習会」では、東京都職員共済組合事務局の精神保健相談員が講師となり、「メンタルヘルスの現状」、「メンタルヘルスの基礎知識」、「ストレスサインへの気づき」、「こころの病気」、「ストレスへの対処法」及び「リラクセーション」について、有意義な講義が行われた。特に「ストレスサインへの気づき」では、ストレスサインを身体面、行動面及び精神面に分けて例示があり、そのサインを知ることが対処の観点から重要であるとの説明があった。引き続き行われたストレスチェックでは受講生全員が真剣な表情で自分のストレス状態の判定を行っていた。その後、特に災害派遣職員が抱えやすいストレスとその対処法についての説明があり、ストレスのバリエーションを増やしておくことなどの重要性が強調された。

同年12月５日に実施した「意見交換会」では、日常業務を中心に意見交換が行われ、普段は盛岡と釜石に分かれている職員相互が仕事の状況や近況の報告などを行った。意見交換に先立ち、岩手県復興局へ派遣している職員による県の復興事業の全体像についての説明があり、これにより、受講生全員の共通認識を醸成することができ、後の意見交換も有意義なものとなった。

グループに分かれて熱心に討議

期　日	時　間	研修名	実施内容
平成25年 12月４日	13:30から 16:30まで	メンタルヘルス講習会	メンタルヘルスの現状やストレスの対処法などに関する講義
同年 12月５日	9:15から 12:00まで	意見交換会	メンタルヘルスや日常業務に関する受講生同士の意見交換

3　実績・成果

(1) 実績

東京都から岩手県への自治法派遣職員14名全員及び現地事務所職員２名が受講した。

(2) 成果

受講生全員がストレス対処法などを学ぶことにより、慣れない環境での業務からくるストレスとうまく向き合うことができるようになったことに加え、岩手県への派遣職員の場合は、盛岡の本庁と釜石の沿岸広域振興局とに分かれて復興事業に従事しているため、日ごろ交流を図ることが非常に困難であり、こうした派遣職員同士の交流の場としても非常に意義のある講習会であった。本庁に勤務する職員からは、現場がどのように動いているのか、現場ならではの復興の課題などについて生の声を聞くことができ、非常に有意義であったとの声が多く寄せられた。また、沿岸振興局に勤務する職員からは、復興事業の全体像、県事業だけでなく市町村事業も含めた県内全域の復興の進捗状況などについて聞くことができ、非常に有意義であったとの声が多く寄せられた。

4　事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

岩手県では前述のとおり、派遣職員が盛岡と釜石とに分かれて勤務しているため、本講習会のように、全員が一堂に会する講習会を実施するためには、旅費の負担について、派遣元の各局に理解を求める必要がある。派遣先である岩手県もメンタルヘルスの講習会を行う中で、派遣元の都としても同様の講習会を実施することの意義を明確にすることが重要である。

(2) 今後の展望

今後、復興が本格化する中で、派遣職員の業務量はますます増大することが予想され、岩手県が実施する講習会に加え、都としても本講習会を継続的に実施し、二重三重のメンタルヘルスケア対策を講じていく必要がある。

5　その他

本講習会については、受講生の負担を考慮し、盛岡及び釜石の２か所で開催することが現実的であったが、かねてより、派遣職員から盛岡の本庁と釜石の沿岸振興局との相互の交流の場を持ちたいとの声があがっており、こうした声を踏まえ、本講習会の開催をそのような交流の場としても活用することとした。

2　宮城県事務所

被災自治体への職員の短期派遣（平成23年度）

被災地支援宮城県事務所

1　事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

沿岸地域の市町では、地震の後の大津波で庁舎を流失したり、職員が亡くなったりして行政が機能不全に陥っていた。そうした中、り災証明書の発行など、震災により生じた膨大な業務を処理する必要に迫られていた。

被災市町の行政機能を支援するための職員派遣については、既に全国知事会を通じた派遣の枠組みがあり、県庁が被災市町から、業務ごとの必要人数を取りまとめていた。しかし、このルートではまだまだニーズに応えきれていないのが現実であった。

被災市町では、発災直後から、避難所を巡回して保健衛生の指導や避難者の健康調査を行う保健師のニーズが高かった。急性期が一段落した発災１か月後ぐらいからは、避難所巡回に加えて、全戸訪問して避難状況や健康状態等の調査を実施するための保健師ニーズが高まった。一方全国から派遣される応援保健師はしだいに数が減っていき、被災地での保健師の不足が顕著になっていった。保健師の派遣要請は厚労省が集約し、派遣可能自治体から被災市町に配分することになっていたものの、実際は自治体同士の交渉で派遣決定した情報を、県が厚労省に事後報告するという形になっていた。現地事務所に被災自治体から直接派遣依頼がなされることも多かった。

(2) 経緯・取組

都の人事部と調整し、具体的に70人の事務職員を活用してほしい、と県市町村課に打診したところ、南三陸町のり災証明書発行や避難所運営で50人、石巻市のり災証明書発行で20人の派遣要請を受けた。支援にあたっては、体育館の中や福祉施設内での生活となるとのことであったため、寝袋、食糧等を持参し、５泊６日（うち車中１泊）の短期派遣による支援を行うこととした。

また平成25年４月初旬、都福祉保健局から「宮城県ではどこに保健師派遣のニーズがあるか。」という問い合わせがあった。県保健福祉部に行きニーズを聞いたところ、「被害が最もひどい石巻市の支援をお願いしたい。特に全戸訪問を行う予定の石巻市河南総合支所に派遣をお願いしたい。」ということだった。福祉保健局にその旨を伝え、同年４月24日から保健師チーム（保健師２名＋事務１名）の派遣が開始された。

2　目的・内容

(1) 目的

事務職員の短期派遣により避難所運営、り災証明書発行等の人的支援を行う。

保健師の短期派遣により、全戸訪問等の人的支援を行う。

(2) 内容

平成23年４月２日の14時30分、短期派遣の第１陣が都庁からバス２台で県庁に到着、所長から職員に対して訓示を行った。初めての経験のため、職員は緊張と不安で険しい表情だった。その後直ちに、避難所運営チームは南三陸町立志津川小学校及び志津川中学校へ向かった。

一方、り災証明チームは、初日は仙台市内で支援業務の研修を行い、研修会場（会議室）内でそのまま宿泊した。翌日レンタカーで南三陸町、石巻市に向かう予定であったが、水や食糧などが、予想以上に多くレンタカーには積みきれない事態が発生。さらに、ガソリン不足のためか一部のレンタカーの燃料が最初から２分の１から３分の１程度しかなく、職員の間に不安が広がった。そこで、急遽トラック２台を確保するとともに、途中で給油可能な場所を調査し、無事現地に到着、支援業務に着手することができた。（下の写真を参照）

3　実績・成果

(1)　実績

平成23年

４月２日　短期派遣開始（都庁出発）
南三陸町　避難所（志津川小学校・中学校）運営　２班20人
南三陸町　罹災証明発行事務補助　６班30人
石巻市　罹災証明発行事務補助　４班20人

４月３日　日本通運仙台支店による荷物の搬送（り災証明チーム）

４月24日　都保健師班を石巻市河南総合支所に短期派遣開始（～７月31日）

４月26日　志津川小の避難所運営から撤退（ボランティアに引継ぎ）

５月２日　県市町村課から、仙台市のり災証明書発行事務への支援を要請され、特別区へ連絡【第１隊、第２隊（５月９日から20日まで）】

５月４日　石巻市から、り災証明の再調査の実施にあたり家屋評価を実施している職員を多く派遣してほしいとの要請があり、情報収集と調整を実施

５月７日　東部保健福祉事務所（石巻保健所）へ公衆衛生医師（公衆衛生チーム）の短期派遣開始（～平成24年３月23日）

第一陣に対する訓示（平成23年４月２日）

南三陸町に到着した第一陣（平成23年４月３日）

５月８日　志津川中の避難所運営から撤退(ボランティアに引継ぎ)
５月14日　東松島市に保健師短期派遣開始(～６月３日)

(2)　成果

平成23年４月２日に職員派遣を開始して以来、被災市町の担当職員から直接話を聞く機会が増え、新たなニーズが届くようになった。既に派遣している石巻市、南三陸町からは、被災者生活再建支援金・義援金の支給、固定資産税・住民税減免申請の受付、住民票・印鑑証明の交付など新たな業務に係る派遣要請を受けた。一方、甚大な被害を受けた気仙沼市、被災人口が膨大で深刻な人手不足に陥っている仙台市など、他の自治体からも新たに要請が来るようになった。被災市町の業務は、区市町村職員の方がより適切な対応が可能なため、都内の区市町村と緊密に連携しながら、都と区市町村が一体となって支援を展開した。

同年４月25日には気仙沼市の生活再建支援金事務等の支援を開始、同年７月５日からは仙台市の義援金事務等の支援も行った。同年８月31日までに東京都として３市１町に対し1,149人の職員を派遣した。

4　事業実施に当たっての課題等

被災市町の行政機能を支援するための職員派遣については、既に全国知事会を通じた派遣の枠組みがあり、県庁が被災市町から、業務ごとの必要人数を取りまとめていた。しかし、このルートではまだまだニーズに応えきれていないのが現実であった。今回のように派遣できる具体的な人数を被災自治体に提示する方法は、人的支援の早期開始という点において優れていた。

一方、交通手段や宿泊先等の手配、食料及び装備品の確保、職員の体調管理の面では、派遣する側が主体的に動かなければならない。現地事務所は、これらの役割を果たすのに有用であった。

派遣職員の活動が軌道に乗ると、被災自治体から様々な要望が出されるようになってきた。支援の実績を見せるとニーズは掘り起こされるものであるから、それを前提としたアウトリーチ手法による支援をマニュアル化しておく必要がある。

5　その他

被災地ではノロウィルスが発生しており、派遣職員の中にも下痢や嘔吐の症状を見せる者が何人かあり、その都度対応した。派遣職員から食料が不足しているとの訴えがあり緊急搬送するなど、体調管理には気を配った。

生活再建支援金の受付状況(平成23年５月11日)

火葬協力（平成23年度）

被災地支援宮城県事務所

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

県警の安置所には当時3,000体以上が安置され、さらに毎日300体程度が発見され、収容されてくる状態であった。このうち、身元の判明した場合は遺族に、身元不明と判定された場合は発見場所の市町村に引き渡される。通常であればその後火葬されるが、県内の火葬場は地震や津波による被害、深刻な燃料不足、停電などから受け入れ能力が４分の１程度に低下しており、数多くの遺体が火葬できないままの状態に置かれていた。徐々に気温が高くなり腐敗が進むことから、一部の市町ではやむを得ず仮の土葬を開始するなど、緊急に支援が必要な状況であった。

(2)　経緯・取組

まとめた情報は、東京都瑞江葬儀所を所管する建設局公園緑地部に随時提供、公園緑地部ではそれをもとに受け入れ態勢を整備し、申し込み先等を記載したチラシを作成した。現地事務所から県を通じて被災市町にチラシの情報提供を行ったところ、名取市等からの申し込みがあり、平成23年４月１日から瑞江葬儀所において受け入れを開始した。さらに遺体の搬送手段がないことがネックになっているとの情報を得て、都が自ら搬送するためのトラックを手配した。

同年４月５日、石原都知事（当時）が宮城県を訪問した際に、宮城県知事から火葬にかかわる一層の支援についての要請文を手渡された。そこで、都は同年４月11日から民営火葬場等も含め、火葬及び輸送の支援体制を強化した。

2　実績・成果

(1)　実績

ア　受入施設

・都内民営火葬場
・臨海部広域斎場組合臨海斎場
・東京都瑞江葬儀所

イ　受入数

受入可能数　１日最大120体

平成23年５月31日までに４市３町から860体を受入

(2)　成果

東京都における受入数は、山形、秋田等隣接県を含む県外火葬数の約３分の１に上る。

3　事業実施に当たっての課題等

火葬については、東京都地域防災計画（震災編）でも「医療救護等対策」の章に記載されているが、通常の防災訓練等でシミュレーションをする機会の少ない項目である。しかし、今回のように広範囲で大勢の方が亡くなるという事態に直面してみると、公衆衛生の観点からだけでなく、死者への尊厳や遺族感情を鑑み一刻も早く対応しなければならない重要項目であることが分かる。区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定するのは福祉保健局、葬儀所を管理しているのは建設局であるため、日頃から手順の確認が必要である。また、今回都が宮城県の火葬協力を行ったことから、近隣県のみならず、同時期に同様な災害が起こりにくい自治体との間での応援・協力協定締結等が有効であると考える。

4　その他

現地事務所では、県の担当者から実情、他県の協力状況、棺の準備状況、今後の見込みなどをヒアリングした。県の担当者も遺体の取扱いなど全く経験したことのない状況の中で業務を必死にこなしてはいるが、情報は断片的で全体像は把握できていない状態であった。私達もまた、火葬の手続きや現地の地名等に不案内であり、ヒアリング内容を正確な「情報」として整理するために様々な裏づけ調査が必要となった。

派遣職員へのメンタルヘルス講習会（平成25年度）

被災地支援宮城県事務所

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

被災地派遣職員の中には、初めて単身赴任生活をすることになった職員や、都内に介護の必要な家族を残してきている職員がいる。派遣先の仕事はやりがいはあるものの、困難であることが多く、都庁では経験したことのない業務もある。職員が気持ち良く働けるよう、派遣元や派遣先と連携して被災地派遣職員の生活・職場環境を整え、支援活動を下支えする必要がある。

(2)　経緯・取組

東京都派遣職員のこころの健康の保持・増進と、派遣先の県における復旧・復興事業のより円滑な推進を図るため、東京都職員共済組合事務局事業部健康増進課職員を招き、メンタルヘルス講習会を実施する。

2　目的

メンタルヘルス講習会の受講を通じ、メンタルヘルスのセルフケアの知識・技術について習得することにより、こころの健康を保持・増進し、もって被災地の復旧・復興事業の円滑な推進を図る。

3　実績

開催日　　平成25年11月26日
参加人数　18名（宮城県派遣職員10名、仙台市派遣職員５名、現地事務所職員３名）

4　事業実施にあたっての課題等

年度末近くになると派遣職員の職場は繁忙期であり会議や出張等の予定が入ることから、当該講習会に参加が難しくなるため、当該講習会の開催時期を検討する必要がある。

メンタルヘルス講習会の様子

3　福島県事務所

旧グランドプリンスホテル赤坂への避難者受入（平成23年度）

被災地支援福島県事務所

1　事業実施の経緯・背景

株式会社プリンスホテルから、グランドプリンスホテル赤坂を平成23年３月31日に営業終了し、その後解体するため、それまでの間、東日本大震災の避難者のために活用してもらいたいという提案があった。

当時、震災による都内への避難者の方々への対応については、都市整備局が平成23年３月23日から同月25日まで、都営住宅等への受入れの申込みを受け付けていたところ、応募があった約1,600世帯のうち、約1,500世帯が福島県からの避難者であった。しかし、この募集では600世帯を受入れの対象としていたため、落選した福島県からの避難者約1,000世帯のために、新たな受入れ態勢を検討することが急務な状況であった。

これを受けて、都は原発の事故による避難者が多い福島県民のために、当該ホテルを一時的避難施設として開設し、福島県の意向を踏まえた上で受入れを進めていくことを決定した。この旧グランドプリンスホテル赤坂への受入れに関して、現地事務所が都の窓口として福島県と調整を行うことになり、事務所を開設してから職員が最初に取り組んだ仕事であった。

2　内容

旧グランドプリンスホテル赤坂への入所条件や利用者負担などの詳細は県の意向を踏まえて決める予定であったため、まず、福島県の活動支援班に県の窓口となる県外避難者支援チームを紹介してもらい、打ち合わせを行った。

県外避難者支援チームとしては、避難指示区域以外からの避難者がどれくらいいるのか把握できていない状況であること、また、県内においては、体育館や公民館等の一次避難所から旅館・ホテル等の二次避難所への移行を進めるところであり、その際、まちのコミュニティの維持を念頭に行っているとの話があった。さらに、どのような避難者に入っていただくかはこれから検討したいこと、県外に避難された方もいつかは県内に戻ってきてほしいという思いなど、当該チームの考え方を聞き出し、都から当該ホテルへの入所条件などを提示して検討を進めることとした。そして、県外避難者支援チームとの打ち合わせについて本庁に報告し、当該ホテルでの受入れを担当した都市整備局への情報提供を依頼した。

平成23年３月30日には、都市整備局が、第１回目に落選した約1,000世帯を対象にすべて受入れができるよう、第２回目の避難者受入れ方針をとりまとめた。そこでは、長期的な避難が想定される原発30km圏内の方や地震等による居住継続困難な方は、都営住宅等（国家公務員宿舎等を含む。）で受け入れ、避難が短期間で終了する可能性のある原発30km圏外の方は、旧グランドプリンスホテル赤坂で受け入れることとされた。そして、約1,000世帯のうち、都営住宅等へ入居予定の約700世帯を差し引いた約300世帯を、当該ホテルで受け入れることとなったが、当該ホテルは最大で700室あり、300世帯を受け入れてもなお余裕があったため、東京ビッグサイトや味の素スタジアム等、都の一時避難施設を利用しているすべての方も対象に受け入れることとした。

その後、一時避難施設を閉鎖するに当たり、観光庁スキームによる都内のホテル、旅館等での受入れが始まるなど、事務所として、福島県から都内への避難者の受入れに当たっての調整業務が本格化することになった。

3　実績・成果

結果として、旧グランドプリンスホテル赤坂に入居したのは140世帯約360人で、当初想定の３割程度にとどまった。避難所よりは快適な環境であっても、３か月程度しか入居できなかったため、長く居住できる環境を求めていた避難者の希望に合わなかったということが考えられる。原発事故の収束が予測困難であり、早期に帰還する目途が全く立たないという避難者の状況を反映したものであった。

小売事業者等を中心とした被災産地支援研修会の実施（平成24年度）

被災地支援福島県事務所

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東京電力福島第一原発の事故による影響で、福島県の農産物が風評被害を受ける中、東京都中央卸売市場から、都の市場の小売業者に農産物に対する放射性物質の検査体制等を現地で実際に見てもらい、その内容を消費者に伝えることで県産品の消費拡大につなげていきたいという申し出があった。現地事務所としては、震災から１年以上が経過し、風評被害の払しょくには通常の流通段階に対する支援が重要ととらえ、所長が県農林水産部に取り次いだ。県としても、これは最大の消費地である東京の市場関係者に現状を見てもらう絶好の機会ととらえ、現地研修会を実施することが決まった。

(2)　経緯・取組

平成24年

９月25日　所長から県農林水産部に対して、東京都中央卸売市場が小売業者の研修会を検討している旨を相談。県農産物流通課長から関係者と調整する旨回答あり。

９月27日　中央卸売市場及び県の関係者と調整した結果、事前調査を県と合同で10月９日に行い、研修会を10月24日に開催することを決定した。また、都と県の同時プレス発表について検討した。

10月９日　候補地のJA伊達みらい「んめ～べ」、JA新ふくしま「ここら」吾妻店、福島県農業総合センター、全農福島「愛情館」、JA全農福島「農業技術センター」、JA白河「り菜あん」を事前調査。店舗の規模、放射性物質検査機器の分析状況等を確認した。

10月11日　県農産物流通課と打合せ。本番での研修会ルートを確認

10月17日　東京都、福島県で研修会案内のプレス発表を同時に実施

10月24日　研修会第１回目実施

11月14日　研修会第２回目実施

2　目的・内容

(1)　目的

都内の消費者に接する小売業者が被災地の農産物に対する放射性物質の検査体制等を実際に見聞きし、出荷団体や農家の安全に対する取り組みについて意見交換をすることにより、安心を得ていくことで、首都圏における福島県産農産物の販売を支援し、消費拡大につなげていく。

(2)　内容

ア　行程等

参加者を１コース40人程度、下記の行程で市場ごとに４コースに分けて実施。

（太枠は取材が同行したコース）

イ　主な内容

・福島県から検査体制等についての説明、質疑応答
・各 JA直売所等にて自主検査状況の視察
・生育過程等での取組や消費者の意識等について生産者側と参加者との意見交換

被災産地支援研修会市場別行程

築地市場		葛西・北足立市場		淀橋市場		世田谷市場	
市場	6:30	市場	6:00　6:30	市場	6:00	市場	6:00
川口	7:00	川口	6:45	川口	6:30	川口	7:00
↓		↓		↓		↓	
白河 JAしらかわ り菜あん	9:30 10:30	福島飯坂 JA伊達みらい んめ～べ	10:00 11:00	本宮 センター	10:00 11:10	本宮 センター	10:00 11:00
↓		↓		↓		↓	
本宮 センター	11:00 12:00	本宮 センター	11:30 12:30	JA全農福島 愛情館 （JA郡山市）	11:30 12:30	福島西 JA新ふくしま ここら吾妻	11:20 11:40 12:40
↓		↓		↓		↓	
				JA全農福島 技術S	13:00 14:00	福島西	13:00
（帰路）		（帰路）		↓		↓	
↓		↓		郡山南	14:20	（帰路）	
				↓		↓	
				（帰路）			
市場	16:30	市場	16:30	↓		市場	18:00
				市場	18:00		

生産者との意見交換

全農福島「愛情館」での視察

福島県の取組を説明（県農業総合センター）

検査機器を使った説明（JA全農福島「農業技術センター」）

3　実績・成果

この研修会で参加者の間からは、「一生懸命検査をして消費者に売ろうとしている姿勢がよく見られた。」、「産地の取組（検査）を見て大変参考になった。評価したい。販売する者として責任を重く感じた。」、「まだまだ福島を逃げてしまう。どういう検査がされているか確かめたかった。帰ったら消費者に説明したい。」等の感想があった。実際に現地での取組状況などを見ないと実態を理解してもらえないため、この研修を通じて県の取組への理解と不安の払しょくにつなげることができた。

この取組は翌日、福島県内だけでなく東京のメディアでも報道されたため、多くの消費者の目に留まることになった。

復興！ふくしま「福ふく市」の実施に向けた調整（平成24年度）

被災地支援福島県事務所

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

福島県の農産物は放射性物質検査の結果、基準値以下の安全なものしか市場に出荷されないにもかかわらず、風評の影響で消費者から避けられ、価格も他県産より低く設定される傾向にある。最大の消費地である東京を中心に、福島県の食の安全を広く首都圏の消費者に情報を発信し、販売の回復につなげていく必要があった。

(2)　経緯・取組

平成25年

２月15日　所長から中央区副区長に「福ふく市」実施の趣旨を説明

２月19日　県農産物流通課より、東京都、中央区、ＮＰＯ法人築地食のまちづくり協議会、ＪＡ全農福島あて、後援等に係る依頼文書を発出

２月21日　所長から中央卸売市場築地市場長に「福ふく市」実施の趣旨を説明

２月22日　所長、県農産物流通課主幹及びJA全農福島営農企画課長から、NPO法人築地まちづくり協議会理事長及び中央区長へ正式に要請

２月26日　所長と県農林水産部主幹が広報、予算について協議

３月８日　福島県より「福ふく市」実施について、プレス発表

３月29日　第１回開催（以後毎月29日に実施）

2　目的・内容

(1)　目的

国内外に食文化を発信し続ける食のまち「築地場外市場」において、福島の魅力を発信する。築地の知名度と情報発信力を活用し、地元商店街と一体となって、豊かな自然に恵まれた福島の県産品や食文化や、福島での検査体制等を定期的にアピールしていくことで、風評を払しょくし、消費拡大や復興につなげていく。

(2)　内容

毎月29日を「ふくしまの日」と定め、定期市「福ふく市」を築地場外市場で開催し、旬の福島県産の農産物等を販売・PR する。

第1回「復興！ふくしま『福ふく市』」（平成25年３月29日）

派遣職員へのメンタルヘルス講習会（平成25年度）

被災地支援福島県事務所

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

派遣職員がたずさわる災害からの復興支援業務の多くは、普段都庁で経験するものではなく、特殊性、困難性、長期化する等の特徴を持つ。このような業務をしていく中で、下記にあげるような状況で心の変化を感じ、残念ながら任期を残して途中で派遣元に帰るケースも見受けられたり、他県の自治体では派遣職員が自殺してしまったという悲しい事例もある。派遣職員の中には、初めて単身赴任生活をすることになった方や、都庁では出先機関だけで本庁勤務をしたことがないまま、県の本庁に派遣される方もいる。生活や職場の大きい変化にストレスがたまらないように、職員が心身ともに健康で働けるよう、派遣元や派遣先と連携して被災地派遣職員の生活・職場環境を整え、支援活動をサポートしていく必要がある。

被災地へ派遣された職員の心の変化

○職場における状況

・「役に立っていないのでは・・」	無力感
・「十分にやれていない・・」	達成感や満足感の不足
・「理解してもらえない・・」	周囲との温度差
・「自分だけが大変、独りだ・・」	孤独感

○日常生活における状況

・「話せる人がいない・・」	サポート体制の変化
・「発散できる場所、ものがない」	ストレス発散法の変化
・「交通面が不便・・」	環境の変化

(2)　経緯・取組

これまでも都の派遣職員に対しては、現地事務所による定期的な個別面談を実施したり、懇親会を開くなどして、サポート体制をとってきたところである。しかし、派遣職員のこころの健康の保持・増進と、派遣先の県における復旧・復興事業をより円滑にしていくためには、自己点検や対処法を各職員が知っておくことが重要とし、東京都職員共済組合事務局事業部健康増進課から精神保健相談員の職員を招き、メンタルヘルス講習会を実施する。

2　目的・内容

(1)　目的

メンタルヘルス講習会の受講を通じ、メンタルヘルスのセルフケアの知識・技術について習得することにより、こころの健康を保持・増進し、もって被災地の復旧・復興事業の円滑な推進を図る。

(2)　内容

現地事務所職員と派遣職員でメンタルヘルス講習会、個別相談会、業務連絡会を実施

3　実績・成果

(1)　実績

平成25年11月29日に現地事務所近くの福島県林業会館の会議室で講習会を行った。派遣職員10名、現地事務所職員3名の合計13名が参加した。メンタルヘルスの現状や基礎知識、ストレス対処方法等について講義を受け、希望する職員にはその後、個別相談会を行った。業務連絡会においては、各派遣者が自分の職務について、簡単に資料を作成して参加者に配布し、情報の共有を図った。

(2)　成果

都庁にもメンタルヘルスの相談窓口はあるが、それを利用したことのある職員は少なく、今回の取組を通して、派遣職員が、一人でも簡単にできるチェック方法や、対処法を教えていただいたことで、自分自身の現状はどうなのか考えるきっかけを与えることができた。

業務連絡会については普段行っている自分の業務以外に、同じ都の職員がどこでどのような業務に取り組んでいるのかがわかり、連帯感を高めることにつながった。

4　事業実施に当たっての課題等

いわき市、相馬市又は南相馬市の事務所に派遣されている職員は遠隔地のため、1日がかりの出張となり、今後、参加することが難しくなる場合がある。また、内容的には忙しい職員にぜひ参加してもらいたいのに、逆にそれが原因で参加できないという問題をかかえる。

陸前高田市立高田小学校での作業（平成 23 年 4 月 11 日）

第 4 章

人的支援

第 1 節　発災初期
第 2 節　応急対策期
第 3 節　復旧復興期

都は、発災後直ちに、警視庁、東京消防庁による救出救助活動、東京ＤＭＡＴなどによる医療、支援等を行うとともに、避難所にあふれた被災者を支援した。特に被害が大きく行政機能が著しく低下していた宮城県南三陸町、石巻市、気仙沼市及び岩手県陸前高田市に対し、平成23年４月上旬から一般行政職員の短期派遣（１週間程度のローテーション派遣）を開始した。あわせて、日常生活に直結する道路・河川・港湾施設や上下水道等の復旧支援に従事する技術職員の派遣も開始した。

被災自治体の行政機能が徐々に回復すると、人的支援のニーズは、地域を支えるインフラの本格復旧、被災者の生活再建策の企画と実施など、復興に向けた施策へと移行してきた。しかしながら、被災地のマンパワー不足は依然として深刻な状況にあり、被災自治体からは、これまでの短期派遣に加え、中長期での職員派遣が求められるようになった。そのため、岩手県及び宮城県に対しては６月から、福島県及び宮城県仙台市に対しては８月から、技術職、医療職、事務職等の中長期派遣を開始した。

一般行政職員の短期派遣は11月で全て終了する一方、平成24年９月１日付けで技術系任期付職員を採用し、岩手、宮城、福島各県内の10市町村へ派遣した。

本章では、発災以降、警視庁、東京消防庁、都の各局等が実施している人的支援について、主な事業内容及び実績・成果等を紹介する。

○　中長期派遣について（参考）

被災自治体の要請に応じて、都職員の中長期派遣を安定的に継続させるため、地方自治法第252条の17に基づく派遣（通称「自治法派遣」）という形態を取っている。

職員を中長期で派遣することは、被災自治体からの要請に基づく人道的見地からの支援という意義を有する。加えて、今までに経験したことのない未曾有の災害に対応することにより、被災自治体での業務が職員一人ひとり、ひいては組織の行政経験として共有・蓄積され、大規模災害への備えとして、現在又は将来の都民に還元されるという副次的効果をも期待することができる。

第１節　発災初期

1　人命救出救助活動等の支援

(1)警視庁

広域緊急援助隊(警備部隊)の派遣

警視庁　警備部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月11日、東日本大震災の発生に伴い、被災地を管轄する公安委員会から東京都公安委員会(警視庁)に対して援助の要求がなされたことから、警視庁では速やかに警視庁広域緊急援助隊を編成し、発災から約２時間後の午後５時04分、第一陣として機動隊等121名を出動させた。その後、順次部隊を増強し、延べ約1,800名の部隊を派遣して、救出救助及び捜索活動等の各種警察活動に当たった。

また、福島第一原子力発電所の水素爆発事故を受け、経済産業省から原子炉建屋への放水活動の要請があったため警察庁が派遣を決定し、放水技術・知識の優れた者として選抜された機動隊員等11名を３月16日から派遣した。

(2)　経緯・取組

派遣場所　宮城県、岩手県

派遣期間　平成23年３月11日から同年３月20日まで

派遣人員　延べ約1,800名

(その他、平成23年３月16日から同月18日まで、福島県へ11名派遣)

2　目的・内容

(1)　目的

被災者の救出救助及び行方不明者の捜索活動等

(2)　内容

被災地は、余震が多発し作業が度々中断される上、津波で流された材木等で道路が塞がれている等厳しい環境であったが、部隊は帯同した重機で道路啓開を行いながら活動に当たった。

救出救助活動は、各種装備資機材や災害救助犬を活用するとともに、警察用航空機(ヘリコプター)に機動隊員が搭乗し、被災者をつり上げるホイスト救助等を行ったほか、自力で行動できない小さな子供や老人等を発見した際には、担架を使って避難させるなどの救助活動を行った。

行方不明者の捜索は、多数のがれき、堆積した土砂及び津波による浸水等が活動の妨げになったほか、冬の厳しい気候、がれき等の粉じんが舞う中での活動であったが、一人でも多くの被災者を救出するため、倒壊家屋の一軒一軒を直接確認するなど全力で捜索活動に当たった。

一方、福島第一原子力発電所において冷却機能を失った３号機原子炉建屋で水素爆発が起きたことを受け、放水作業のために派遣された当庁機動隊員等は、高い放射線量が計測される極めて困難な状況の中、高圧放水車で３号機の使用済み燃料貯蔵プールに対して、勇猛果敢に放水活動を実施した。

救助活動を行う機動隊員

救助活動を行う機動隊員

災害救助犬による捜索

ホイスト救助活動

瓦礫内を捜索する機動隊員

車両内を捜索する機動隊員

放水のため原子炉建屋に向かう機動隊員等

高圧放水車

3　実績・成果

第一陣として派遣した機動隊等121名は、発災から約11時間後の12日午前２時04分に宮城県入りし、直ちに被災者の救出救助及び捜索活動に当たり、要救助者を救助した。

３月17日午後７時05分、選抜された機動隊員等11名が、高圧放水車により、３号機の使用済み燃料貯蔵プールへ向け、約44トンの水を放水することに成功した。なお、地上からの放水については、他機関に先駆けてのものとなった。

4　事業実施に当たっての課題等

発災時の迅速な救出救助活動を実施するため、更に装備資機材を充実させるとともに、各種訓練を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく。

5　その他

担当者のコメント

・部隊員が現場へ向かうバスの中から見た被災地は、「これが現実なのか。」というほど凄惨な状況にあり、誰一人として口を開く者はいなかった。
・捜索活動実施中も幾度となく余震があり、その度に作業を中断して退避をした。退避命令が出る度に緊迫したが、それにも増して捜索活動を一旦止めなければならないことにもどかしさを感じた。
・被災地の状況は、見渡す限りがれきの山で埋め尽くされていた。要救助者の救出救助に当たり、多数のがれきに埋もれた家屋内を捜索すると、奇跡的にも毛布にくるまって助けを待っていた女性を発見し無事救助することができた。
・放水活動にあたり、辺り一面真っ暗闇の中、目に見えない敵（放射能）と戦うことができたのは、警察官としての誇りと使命感、そして全国民からの期待と願いが私達を支え、力に変えてくれたからだと感じる。

広域緊急援助隊（交通部隊）及び特別交通部隊の派遣

警視庁　交通部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月11日、東日本大震災の発災に伴い、宮城県公安委員会からの援助の要求を受け、同日、広域緊急援助隊（交通部隊）第１次先発部隊を宮城県へ派遣した。

以後、当庁では６月３日までの間、第14次にわたり広域緊急援助隊（交通部隊）を宮城県に派遣した。

また、６月３日以降は、発災直後の応急対策に当たる広域緊急援助隊に替えて、交通対策全般を担当する特別交通派遣部隊を宮城県に派遣することとし、以後、12月26日までの間、第16次にわたり部隊を派遣した。

(2)　経緯・取組

宮城県に対する部隊派遣状況

・広域緊急援助隊（交通部隊）
　延べ　85日間　668名　車両322車両
・特別交通派遣部隊
　延べ　196日間　471名　車両197車両
・合計
　延べ　281日間　1,139名　車両519車両

広域緊急援助隊（交通部隊）

	派遣期日	派遣人数	車両数
第１次先発部隊	平成23年３月11日から３月13日まで	37	18
第１次後発部隊	同年３月13日から３月17日まで	39	20
第２次部隊	同年３月17日から３月23日まで	37	18
第３次部隊	同年３月23日から３月29日まで	47	23
第４次部隊	同年３月29日から４月４日まで	47	22
第５次部隊	同年４月４日から４月10日まで	47	23
第６次部隊	同年４月10日から４月16日まで	46	22
第７次部隊	同年４月16日から４月22日まで	46	22
第８次部隊	同年４月22日から４月28日まで	46	22
第９次部隊	同年４月28日から５月４日まで	46	22
第10次部隊	同年５月４日から５月10日まで	46	22
第11次部隊	同年５月10日から５月16日まで	46	22
第12次部隊	同年５月16日から５月23日まで	46	22
第13次部隊	同年５月23日から５月28日まで	46	22
第14次部隊	同年５月28日から６月３日まで	46	22

特別交通派遣部隊

	派遣期日	派遣人数	車両数
第１次部隊	平成23年６月３日から６月16日まで	56	25
第２次部隊	同年６月16日から６月29日まで	50	20
第３次部隊	同年６月29日から７月12日まで	50	18
第４次部隊	同年７月12日から７月25日まで	45	19
第５次部隊	同年７月25日から８月７日まで	40	19
第６次部隊	同年８月７日から８月20日まで	40	16
第７次部隊	同年８月20日から９月２日まで	40	16
第８次部隊	同年９月２日から９月15日まで	30	14
第９次部隊	同年９月15日から９月30日まで	30	14
第11次部隊	同年10月11日から10月24日まで	15	6
第12次部隊	同年10月24日から11月６日まで	15	6
第13次部隊	同年11月６日から11月19日まで	15	6
第14次部隊	同年11月19日から12月２日まで	15	6
第15次部隊	同年12月２日から12月15日まで	15	6
第16次部隊	同年12月15日から12月26日まで	15	6

※警視庁は、第10次部隊の派遣はなし。

2　目的・内容

(1)　目的

被災地における交通情報の収集及び伝達、緊急交通路の確保、信号滅灯交差点における交通整理等の交通警察活動

(2)　内容

ア　緊急交通路の確保並びに被災地支援車両に対する通行許可証の発行

平成23年３月12日　宮城県入りした部隊

三陸自動車道利府塩釜ＩＣの検問状況

利府塩釜ＩＣでの通行許可証の発行

三陸自動車道利府中ＩＣの検問状況

イ　信号機滅灯交差点における交通整理・誘導

仙台市内での交通整理の状況

岩沼市内での交通整理の状況

石巻市内でのサインカーによる広報活動

石巻市内での交通整理の状況

3　実績・成果

大規模災害の被災地においては、被災地へ向かう、又は避難する車両等により、交通総量が膨れ上がるとともに道路交通が無秩序化し、発災直後から行わなければならない警察、消防、自衛隊等の救助活動に支障を来すおそれがあった。

現に、平成７年の阪神・淡路大震災発災当時は、広域緊急援助隊が設置されておらず、発災直後における被災地への車両流入規制が行われなかったことで、救助活動等に多大な支障を来した。

東日本大震災においては、発災直後から全国の広域緊急援助隊（交通部隊）が大量に派遣され、被災地における緊急交通路を早期に確保できたことで、救助活動等のために被災地に向かう救助車両等の通行に支障が及ばなかったこと、そして、黙々と交通整理に当たる隊員の姿が、被災地の住民等に「安全・安心」を与えることができたことが最大の成果であった。

4　事業実施に当たっての課題等

被災地の早期復興には、電気、水道、ガスといったライフラインとともに、地方都市においては交通・生活手段として車両は欠かせないものであることから、道路及び付随する信号機等の交通施設の早期復旧が最大の課題といっても過言ではない。

東日本大震災では、当庁から広域緊急援助隊（交通部隊）等を延べ281日間派遣したが、派遣が長期に及んだ理由としては、早期に信号機が復旧しなかったこともその一因として考えられる。

５　その他

(1)　担当者のコメント

「仙台市内で交通整理に当たっていると、『ひとつ山を越えて海の方に行くと、川には車や人がたくさん浮いている。お巡りさんは、向こうに行かなくていいのか。』と言われ、津波の被害に遭った現場に行けない悔しさを感じた。」

発災直後に第１次先発部隊として派遣され、仙台市内で交通整理に当たった隊員の手記である。

この隊員だけではなく、多くの隊員が救助・捜索等の直接的な活動に加わりたいというもどかしさや悔しさを感じながらも、自分たちの活動が救助・捜索活動を支えているのだという思いで、ただただ愚直に交通整理に当たった彼らに、真の「警察官魂」を見た想いがする。

(2)　小学生からの感謝の手紙

平成23年５月18日、岩沼市内では、広域緊急援助隊（交通部隊）第12次派遣部隊が活動中であったが、部隊の活動を見た市内に居住する小学５年生の男児（10歳）が、感謝の気持ちを込めてパトカーの絵入りの手紙を書いて、両親とともに部隊待機場所である岩沼市勤労者活動センターを訪れたことから、指揮官が代表して手紙を受け取った。

(3)　岩沼市長からの謝辞

平成23年５月15日、岩沼市長が自ら地元ＦＭラジオ局「ＦＭいわぬま」に出演し、警察等に対して感謝のメッセージを述べられ、当日、６回放送された。

広域緊急援助隊（刑事部隊）の派遣

警視庁　刑事部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

大規模災害時には、被害規模を正確に把握する上でも警察による検視・身元確認作業の活動は非常に重要となる。警視庁では東日本大震災の発生直後から、犠牲者が多数になることが予想されたため、死体に係る専門的知識を有する警察官である検視官を隊長とした広域緊急援助隊（刑事部隊）を編成し、宮城県内での検視活動を実施した。

(2)　経緯・取組

ア　派遣期間

平成23年３月12日（土）から同年９月13日（火）までの間（186日間）

イ　編成

第１次部隊編成から第10次部隊編成４箇班体制（延べ40箇班1,894名）

第11次部隊編成から第15次部隊編成２箇班体制（延べ10箇班　713名）

第16次部隊編成から第30次部隊編成１箇班体制（述べ15箇所1,035名）

ウ　派遣人員

延べ派遣数3,642人

（最大で第３次部隊４箇班50名、最小で第24次部隊から１箇班５名）

2　目的・内容

(1)　目的

検視等に際しては、医師や歯科医師の協力を得て、死因を特定するだけでなく、身元特定に資する手術痕や痣（あざ）等を細心の注意を払って確認しながら行ったほか、遺体の指紋、ＤＮＡ型資料、歯牙の治療痕形状の記録を徹底して行い、事後の身元確認に備えた。

(2)　検視場所（７施設）

・宮城県総合運動公園「グランディ・21」（宮城県宮城郡利府町）
・旧石巻青果市場（宮城県石巻市）
・宮城県警察学校（宮城県名取市）
・上釜ふれあい広場（宮城県石巻市）
・東松島市民体育館（宮城県東松島市）
・石巻西高等学校（宮城県東松島市）
・東松島市小野地区体育館（宮城県石巻市）

※施設の場所等については、別紙「広域緊急援助隊派遣場所」のとおり

3　実績・成果

(1)　検視件数（９月13日までの総計）

宮城県内全体の遺体収容数は9,458体でうち当庁の取扱遺体数は1,575体（男729体、女836体、不明10体）で全体の16.7％である。

(2)　月間件数

（単位：体）

月別	男	女	不明	合計	一日平均
3月	417	509	3	929	48.8
4月	161	182	2	345	11.5
5月	46	43	2	91	2.9
6月	39	53	1	93	3.1
7月	35	18	0	53	1.7
8月	22	20	2	44	1.4
9月	9	11	0	20	1.5

4　実施に当たっての課題等

(1)　課題

東日本大震災において検視場所となる体育館等の建物の崩壊が相次いだことから、人目に触れることなく検視、検案、引渡しまでを可能とする施設を容易に設営できなかった。

また、移動型検視資器材車がなかったことから、一般の搬送車を借用し、日常の検視業務で使用していた資器材等を積み込んだことから、実際の現場で対応ができなかったり、物量不足にも悩まされることがあった。

資器材の搬入状況

(2)　今後の展望

大震災発生による多数死体を迅速に検視し、速やかな遺体の引渡しを可能とするため、駐車場や運動場等を活用した検視、検案、身元確認所、遺体引渡し所を容易に設営できるエアーテントを始め、検視等に必要な資器材を収納・備え付けた移動型検視資器材車を逐次導入している。

※「平成25年台風第26号伊豆大島の土砂災害」においては、同車が大いに活躍した。

5　その他

(1)　エピソード

・検視をするにも遺体搬送用のストレッチャーがなく、作業場所である体育館の中にあったキャスター付のボールを入れるカゴとコンパネ(注：ベニヤなどの合板の総称)を利用した応急のストレッチャーを代わりに使った。

検視台の設置状況

(2)　苦労した点

・初期の部隊は、最小限度の装備資器材しかなかったため、現場のあらゆるものを工夫して活用し作業するしかなかった。
・ほぼ全てのご遺体が泥まみれであり、冷たいプールの水などを使用し、スポンジでご遺体をきれいにした。

(3)　担当者のコメント

・毎日終わることのない検視を続ける中、精神的にも肉体的にも疲労が溜まり、取扱いに集中力が欠けてきていたところ、ある捜査員が棺の中にそっと折鶴を入れるのを見て、ハッとなった。

「絶望の中にあっても、毎日家族を探しに来る被災者の気持ち」を忘れかけていた自分に気づいた。

捜査員が棺の中に入れていた折鶴は、被災地のことを考えて、その捜査員の家族が折って持たせてくれたものであるということを聞き、改めて自分たちの使命、そして「検視をしたご遺体を何としてでも家族の元に返す。」という気持ちを奮い立たせ、最後まで検視の作業に従事することができた。

・宮城県警察学校を拠点に検視活動を行った際、まだ入校したばかりの警察学校の学生たちも検視作業に従事していた。知識も経験もない学生たちが、一心不乱に、そして一体一体丁寧にご遺体についた泥やヘドロを落としている姿だけでなく、着衣までもきれいに洗う姿を見たとき、私は「彼らに心構えがないなんて、とんでもない間違い」であることに気づいた。「彼らはもう立派な警察官である。」私も彼らのような気持ちを忘れずにいようと心に誓い、検視の作業を行った。

遺体安置場所の状況

着衣の洗浄状況

グランディ・21

東松島市民体育館

小野地区体育館

宮城県警察学校

上釜ふれあい広場

旧石巻青果市場

石巻西高等学校

航空隊による被災地支援活動

警視庁　地域部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

警察法第60条第１項の規定に基づき、被災地における災害警備活動について、宮城県公安委員会、岩手県公安委員会及び福島県公安委員会からの援助の要求並びに警察庁から派遣要請を請けて、それぞれ派遣した。

2　目的・内容

(1)　目的

被災地における災害警備活動及び警衛

(2)　内容

ア　救助・捜索活動

イ　要員等の搬送

ウ　警衛

航空隊の取組

要請元	派遣期間	機数(延べ)	派遣人員(延べ)	活動状況等
宮城県	平成23年３月12日から４月22日まで(42日間)	42機	168名	救助・捜索活動、要員の搬送等
	平成23年４月26日から４月28日まで(３日間)	３機	15名	警衛
	平成23年６月３日から６月５日まで(３日間)	３機	15名	
	平成24年５月11日から５月13日まで(３日間)	３機	15名	
岩手県	平成23年３月12日から３月29日まで(18日間)	18機	79名	救助・捜索活動、要員の搬送等
	平成23年４月30日から５月２日まで、５月５日から５月７日まで(６日間)	６機	30名	警衛
	平成23年８月４日から８月６日まで(３日間)	３機	15名	警衛
福島県	平成23年３月12日から４月25日まで(45日間)	45機	225名	救助・捜索活動、要員の搬送等
	平成23年５月10日から５月12日まで(３日間)	３機	15名	警衛
警察庁	平成23年３月12日ほか４日間	５機	22名	救助・捜索活動、要員の搬送等
計	延べ131日	131機	599名	

3　実績・成果

要請元	派遣期間		要員搬送		
	救助日	救助人員	搬送日	搬送人員	搬送理由
宮城県	平成23年３月12日から３月14日まで	105名	平成23年３月17日	１名	警察通信部員
岩手県	平成23年３月12日から３月13日まで	17名	平成23年３月13日	２名	警察通信部員
警察庁	－	－	平成23年３月16日	12名	高圧放水員
				３名	東電職員
				１名	警察庁職員
計	延べ５日	122名	延べ３日	19名	

4　その他

救助事例

(1)救助日時

平成23年３月12日　午後１時15分ころ

(2)救助場所

宮城県仙台市若林区荒浜地区

(3)救助機

おおとり１号(乗員４名)

(4)救助概要

若林区荒浜地区において、被災者の救助及び捜索活動に従事中、ビルの屋上で手を振って救助を求めている３～４名の男女を発見した。

隊員らは、直ちに救助のため、ヘリコプターを接近させたところ、男女が「あちらを先に」という手振りで他方向を指した。その方向を確認したところ、瓦礫の中に頭部が見える女性を発見した。

すぐに救助隊員２名が降下してその女性を救助しようとしたところ、女性が「近くに娘が埋もれている。」と申し立てた。付近を捜索したところ、瓦礫の中にわずかに見える子供の片手を発見した。救助隊員がその手を握ると力強い反応があり、直ちに子供を救助するとともに母親もヘリコプターに収容し、病院へ搬送した。

救助時、母子は一昼夜瓦礫の中に挟まれていたことから、極度の疲労と寒さで体の震えが止まらず、言葉も発することができない状況であった。

原子力発電所対策及び被災地支援活動

警視庁　公安部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震での東京電力福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)事故に伴い、翌日(３月12日)、福島県公安委員会からの要請を受け、ＮＢＣテロ捜査隊を中心とした放射線等の専門知識を有する部隊として公安機動捜査隊を派遣した。部隊は、12日深夜に出発し、13日早朝には福島県警南相馬警察署に到着し、福島県警と連携して福島第一原発周辺に所在する避難所等の放射線量測定や被ばく防護措置、避難誘導等に従事した。

部隊は、その後も福島県警災害警備本部の指揮下で、福島第一原発周辺の放射線量測定(定点測定)等に従事したほか、別命により、同原発20キロ圏内の警戒区域において、行方不明者の捜索に従事する警備部隊と共に捜索場所に入り、放射線量の測定を実施し、同部隊の捜索支援活動にも従事した。

(2)　経緯・取組

ア　第１期　「放射線防護、測定等の実施・指導と住民の避難誘導等の実施」

(平成23年３月13日～３月15日)

福島第一原子力発電所から約30キロ圏内(南相馬市、双葉町、浪江町、川俣町等)において、同地域内に所在する避難所、警察施設、公共施

設等の放射線量を測定するとともに、以下の活動に従事した。

（ア）　３月13日、福島第一原発周辺地域で活動している福島県警察警察官（他県から派遣されている広域緊急援助隊等の部隊を含む）に対して、放射線測定器等の操作要領、被ばく防護等の指導を実施

（イ）　３月14日、福島第一原発周辺地域において、寝たきりの独居老人を含む、避難所等へ単独で行くことが困難な高齢者等の救護と、福島第一原発から20キロ圏内に所在し、まだ避難措置が講じられていない病院、老人ホーム、介護施設等の放射線量を測定し、警察活動の可否判断等を実施

（ウ）　３月14日深夜から３月15日早朝にかけ、福島県警災害警備本部の下命により、特別養護老人ホーム等の避難誘導を実施

イ　第２期　「避難所及び救援（人・物資）車両通行地域の放射線量等の測定実施」

（平成23年３月16日から同年４月６日まで）

福島第一原発周辺や津波被害地域から避難してきた住民等が生活している南相馬市、川俣町、飯館村等の避難所や、災害現場で活動する警察部隊及び救援物資搬送車両が通行する地域等の放射線量の測定を実施した。

※　活動範囲

福島第一原発から約20㎞（警戒区域外）から約50㎞（川俣町）までに所在する

・南相馬市、相馬市、川俣町、葛尾村、飯館村の避難所、警察活動拠点等の放射線量測定
・救援物資搬送車両や復旧工事関係者等が通行する国道114号線、399号線、６号線県道12号線、62号線、49号線等の主要箇所の放射線量測定

ウ　第３期　「行方不明者捜索部隊支援活動及び定点測定（放射線量測定）」

（平成23年４月７日から同年５月21日まで）

行方不明者等の捜索支援は、捜索部隊の活動前に捜索範囲周辺の放射線量の測定を実施し、その安全を確認後に部隊が捜索活動を開始した。また、捜索活動中も定期的に捜索地域周辺の放射線量の測定を行い、捜索部隊の安全を確保した。捜索支援後には定点測定を実施した。

※　活動範囲

・南相馬署管内（下江井、塚原、堤谷、井田川、裏尻地区等）
・双葉署管内（請戸地区等）

※　延べ活動人員144名　測定回数456回

エ　第４期　「２市２町２村内26箇所の放射線量の測定を実施」

（平成23年５月22日から同年７月11日まで）

警察活動上の安全確保のため、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の警察施設、検問ポイント等の警察活動上の拠点及び福島第一原子力発電所事故後において、放射線量の高い場所の放射線量の測定を実施した。

※　活動範囲

南相馬市、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村、飯館村の警察施設11箇所、交通検問場所６箇所、公共施設・駅等４箇所、放射線量の高い地域５箇所

オ　その他（復興支援）

福島第一原発事故に伴い、同周辺地域において多くの警察職員が活動していることから、放射線障害を懸念する警察職員の不安を払拭し、原子力災害現場で活動する警察職員が安心して任務に専念できるよう残留放射線等の測定を実施した。

（ア）　平成25年４年24日から同月26日

※　活動範囲

南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、楢葉町、飯館村、川内村の警察施設、学校（高校、中学校、小学校、保育園等）、公共施設（役場、活性化センター等）、警察の活動拠点（駐留警戒場所、検問場所等）、帰還困難区域等23箇所

（イ）　平成26年５月26日から同月28日

※　活動範囲

南相馬市、相馬郡、双葉郡等の福島第一原発を中心とした40キロ圏内における自治体施設、警察活動拠点及び原子力被災者生活支援チーム出入り管理所等27箇所

2　目的・内容

(1)　目的

福島第一原発事故後の被災者等の避難誘導及び警察職員の各種活動の安全確保に資するため、放射線量の測定等を実施した。

(2)　内容

ア　特別養護老人ホーム等で避難誘導等を実施

空間放射線量測定状況

避難救助状況

イ　主要幹線道路の被災状況調査、災害現場で活動する警察部隊及び救援物資搬送車両等が通行する地域の放射線量等の測定を実施した。

ＪＲ常磐線高架の崩落状況

県道35号線の道路損壊状況

ウ　行方不明者等の捜索部隊の安全確保のため、捜索活動前及び活動中における定期的な放射線量等の測定を実施した。

南相馬市での機動隊による捜索活動の支援

エ　福島第一原発事故に伴い、同周辺地域において、多くの警察職員が活動しており、放射線障害を懸念する警察職員の不安を払拭し、原子力災害現場で活動する警察職員が安心して任務に専念出来るよう残留放射線等の測定を実施した。

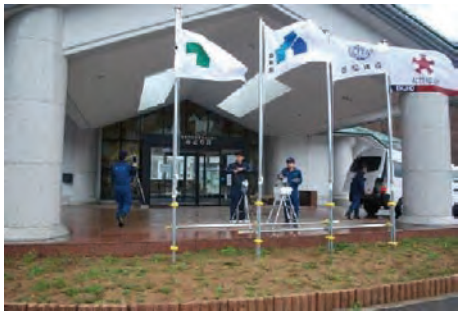

葛尾村での残留放射線量測定状況

大熊町での残留放射線量測定状況

3　実績・成果

福島第一原発事故後、放射線量のモニタリングを早期に実施したことで、事故後における警察等の活

動拠点の確保、検問場所、駐留警戒場所の選定等に役立たせることができた。

※　派遣期間　平成23年３月12日から同年７月12日までの123日間

※　派遣者数　70名（延べ人員693名）

※　放射線量の測定における総走行距離　39,940km（参考：地球一周40,070km）

※　一日の総走行距離　　335km（参考：東京から滋賀県甲賀市まで）

※　定点測定　　測定箇所90箇所
測定回数　延べ2234回

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

原子力災害においては、放射性物質の拡散が広範囲に及ぶことが懸念される。また、その拡散は気象条件にも大きく左右されることから、より迅速で正確な被害予測の可能なシステムの構築及び情報の一元化・共有化が必要となる。

(2)　今後の展望

福島第一原発周辺の残留放射線量等の測定、除染等による放射線量等の減衰効果等については、今後も実施していきたい。

5　その他

担当者のコメント

・地震発生時には、都内における工場火災等の複合災害の発生に備え、警視庁本部庁舎内に前進待機していた。発生当初は、東北地方の津波による被害の甚大さを把握することができず、福島第一原発にあのような被害が及んでいたとは思いもしなかった。

夜間の出動のためか、東北自動車道の地震による被害はあまり感じられなかったが、夜が明けてくるとともに福島県内は、家屋損壊や道路の亀裂などの被害が見られ、特に国道114号を国道６号線方向へ向かうと、田んぼには多くの漁船が流され、周辺の家屋は瓦礫の山と化していた。海側は一面が湖のような状態で家が全く無くなっており、この地震による津波の恐ろしさとその被害が甚大であることを目の当たりにした途端、その場に立ちすくむ隊員もいた。

・震災直後の福島第一原発周辺地域で開業していたガソリンスタンドは、南相馬警察署のそばに一軒しかなく、そのガソリンスタンドもすぐに閉鎖となった。開業しているスタンドは福島第一原発から50kmも離れた福島警察署川俣分庁舎近くまで行かなくてはならず、そのスタンドには早朝５時から約300台もの一般車両が列をなすなど、ライフラインは相当混乱していた。

・第一期派遣は、３日間の車中泊であったが、現地で災害対策に従事する警察職員の中には、家をなくしている職員、家族の安否がわからない職員、住民の避難誘導時に行方不明になっている職員等がいた。そんな状況の中、南相馬警察署の家族が握ってくれた塩おにぎりの差し入れに、同じ警察官として「できる限りのことをやろう。」と部隊全員が団結し、士気高く任務を遂行することができた。

また、災害派遣に際しては、当隊の隊員以外にも公安部内の対策員招集をはじめとした関係各部からの人的・物的支援をいただき、有事に際し、その総合力を最大限発揮する警視庁という組織の一員としての「誇り」を感じた。

被災地における治安維持活動

警視庁　地域部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

警察法第60条第１項の規定に基づき、被災地における治安対策について、宮城県公安委員会、福島県公安委員会からそれぞれ援助の要求があったもの。

(2)　経緯・取組

ア　宮城県派遣

(ア)　期間

平成23年３月18日から平成24年３月16日までの間

(イ)　派遣先署

10署（仙台中央署、仙台東署、仙台南署、仙台北

署、泉署、河北署、石巻署、塩釜署、岩沼署及び亘理署）

（ウ）　派遣体制

各自動車警ら隊（第一自動車警ら隊、第二自動車警ら隊、第八方面自動車警ら隊及び第九方面自動車警ら隊）、地域総務課、地域指導課及び通信指令本部）

期　　間	派　遣　先	体　　制
平成23年３月18日～12月９日	１次～38次	隊長又は副隊長以下51名、23台
平成23年12月９日～平成24年２月10日	39次～47次	隊長又は副隊長以下48名、21台
平成24年２月10日～平成24年３月16日	48次～52次	中隊長以下23名、12台

※　延べ　19,880名、車両台数　8,984台を派遣

イ　福島県派遣

（ア）　期間

平成24年３月16日から同年６月28日までの間（４月６日から同月18日までを除く。）

（イ）　派遣先署

福島県双葉警察署

（ウ）　派遣体制

各自動車警ら隊（第一自動車警ら隊、第二自動車警ら隊、第八方面自動車警ら隊及び第九方面自動車警ら隊）、地域総務課、地域指導課及び通信指令本部）

期　　間	派　遣　先	体　　制
平成23年３月16日から３月23日まで	第１次	第八方面自動車警ら隊 中隊長以下25名　車両12台
平成23年３月23日から３月30日まで	第２次	第二自動車警ら隊 中隊長以下25名　車両12台
平成23年３月30日から４月５日まで	第３次	第一自動車警ら隊 中隊長以下25名　車両12台
平成23年４月19日から５月３日まで	第４次	第九方面自動車警ら隊 中隊長以下16名　車両　８台
平成23年６月14日から６月28日まで	第５次	遊撃特別警ら隊 中隊長以下16名　車両　８台

※　延べ　1,055名、車両台数　516台を派遣

２　目的・内容

（1）　目的

被災地における警戒警備活動のため

（2）　内容

ア　検挙活動

イ　遺体収容時の現場保存

ウ　迷い人、迷子の保護

エ　拾得物扱い

オ　交通事故扱い

カ　仮設住宅及び避難所の立ち寄り警戒

３　実績・成果

（1）　宮城県派遣

ア　主な検挙事例

（ア）　仙台市若林区における窃盗（エアコン等）被疑者検挙

【仙台南署　平成23年７月11日書類送致】

（イ）　名取市閖上における窃盗（自転車等）被疑者検挙

【岩沼署　平成23年８月３日通常逮捕】

（ウ）　仙台市若林区における覚せい剤取締法違反被疑者検挙

【仙台南署　平成23年６月13日現行犯逮捕】

イ　事件検挙以外の取扱い

遺体収容時の現場保存	３件
迷い人、迷子の保護	33件
拾得物扱い	36件
交通事故扱い	235件

仮設住宅及び避難所の立ち寄り警戒

延べ8,902箇所　9,150回

ウ　感謝事例

（ア）　平成23年６月29日、派遣中の隊員が給油のため、仙台市内のガソリンスタンドへ立ち寄った際、従業員から「小学生の女の子から、警視庁のパトカーのお巡りさんに渡して欲しいと手紙を預かっています。」との話があり、２通の手紙を受け取った。手紙は、小学校３年生の女の子とその妹からのもので、「わざわざ、東京から来てくれてありがとうございます。けいしちょうさんの手紙をもらって、とてもうれしかったです。おばあちゃんは、なみだをながして読んでいました。ママはすごく感謝していました。本当にありがとうございました。」等と感謝の気持ちが綴られていた。

（イ）　担当区内の住民から「警視庁のパトカーが見回ってくれているので、不審者を見かけなくなりました。」「パトカーの赤灯を見ると安心です。これからもよろしくお願いします。」などパトロールに対して感謝の声を数多く頂き、隊員の励みとなった。

(2)　福島県派遣

ア　事件検挙

なし

イ　事件検挙以外の取扱い

交通事故扱い　　３件

4　その他

担当者のコメント

・第２次派遣の最初の勤務で、仙台南署管内の長浜地区、井上地区を警らした時、その惨状を目にし言葉を失った。家を失い、がれきの中から思い出の品物を探す人たちを見て「ここで一体何が起こったのだろうか。」「人が生活していた場所なのだろうか。」と考えると自然に涙が溢れ、「私に何ができるのか。」と思い悩んだ。

しかし、「共に復興に向けて頑張ろう。」という気持ちに切り替え、明るく元気に挨拶と敬礼をすることで、少しでも被災者の方に「明日への光」を見つけてもらえるように心掛けた。

・塩釜署管内で遺体の発見、取扱いをした際、途中で小雨が降ってきたため、遺体に傘をさしたところ、その状況を見ていた解体業者の方に「へぇー」と驚かれたので、「大事な遺体ですので」と言うと、「ありがとうございます。」と感謝された。

・宿舎から派遣先まで警視庁のパトカー数台が車列を組んで向かったが、それを見ていた避難所の方が涙を流しているのに気付いた。後刻その涙の理由が、自分たちの避難所を担当してくれる警察官を心強く思って流していたのだと知り、派遣されて本当に良かった、頑張ろうと感じた。

・被災者の方々が受けた精神的、肉体的ショックは計り知れないものがあるにもかかわらず、被災した数多くの方が私たち警察官に頭を下げ、感謝の言葉をかけてくださり、身が引き締まる思いがした。この人たちのため、被災地のために精一杯頑張りたい。

・震災発生時、妻は出産のため宮城県東松島の実家へ帰省中であり安否不明の状態が続いたが、発生から６日後、倒壊した実家の２階から自衛隊のヘリコプターで救助され石巻の病院に入院しているという連絡が入った。その後、妻はしばらく避難所生活をしていたが、避難所の方々には大きな勇気をもらったと言う。東京へ戻り４月12日女児を出産したが、無事に出産を迎えられたのは、何よりも妻の体を気遣い温かい言葉と勇気を与えてくれた被災地の方々のおかげであった。今度は私が、妻に勇気を与えてくれた被災地の方へ恩返しのつもりで力一杯頑張りたい。

被災地への特別派遣（行方不明者の捜索・治安維持）

警視庁　警備部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

警視庁広域緊急援助隊の被災地への派遣に続き、平成23年３月23日からは特別派遣部隊として機動隊等を派遣し、行方不明者の捜索のほか警戒区域における検問や警ら活動等の治安維持活動に当たった。

(2)　経緯・取組

平成24年２月８日までは、岩手、宮城、福島の各県に部隊を派遣して、被災地における各種警察活動を行い、平成24年２月13日以降は、福島第一原子力発電所の被災に係る福島県内の警戒区域及び計画的避難区域の治安維持活動を行った。

ア　岩手県派遣
　派遣期間　平成23年３月31日から平成24年２月10日まで
　派遣人員　延べ約47,000名

イ　宮城県派遣
　派遣期間　平成23年３月23日から平成24年２月８日まで
　派遣人員　延べ約41,000名

ウ　福島県派遣
　派遣期間　平成23年３月23日から平成26年５月14日まで
　派遣人員　延べ約92,000名

2　目的・内容

(1)　目的

行方不明者の捜索活動及び警戒区域における検問、警ら等による治安維持活動

(2)　内容

ア　行方不明者の捜索活動

警視庁広域緊急援助隊の活動に引き続き、被災地での行方不明者の捜索活動を行った。

福島第一原子力発電所周辺地域では、放射線被ばくの危険性から、発災直後は大規模な捜索活動を行うことができなかったが、原子力安全委員（当時）等の見解を踏まえ、放射性粉じん用防護服を着用して、平成24年４月７日、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内の大規模な捜索に引き続き、４月14日には半径10キロメートル圏内において捜索を行った。

機動隊員による捜索活動

機動隊員による捜索活動

福島第一原子力発電所20ｋｍ圏内での捜索活動

福島第一原子力発電所20ｋｍ圏内での捜索活動

イ　警戒・警ら活動（治安維持）

被災地の治安維持のため、パトカーや徒歩による警ら活動や検問に加え、仮設住宅の訪問、巡回活動等による被災者支援を行った。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域内においても、無人となった民家・店舗に対する窃盗事件の防止等のため、同様の警戒活動を行った。

機動隊員による警戒活動

機動隊員による巡回活動

3　実績・成果

平成25年５月12日午前１時05分ころ、機動隊員が福島県双葉町を警ら中、民家敷地内の物置に侵入した男を住居侵入で検挙した。この他、道路交通法違反や覚せい剤取締法違反等の被疑者を検挙した。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

震災等に便乗した悪質な犯罪が発生しないよう、パトロールや取締りの強化等、各種犯罪等への対策を推進するとともに、治安維持に係る正確な情報提供を実施していく必要がある。

(2)　今後の展望

今後も派遣要請があった際には、地元住民の安全・安心に資する警戒活動を実施し、犯罪の抑止と検挙の両面から治安維持に当たる。

5　その他

担当者のコメント

・福島県内の警戒活動従事中、避難所である小学校に立ち寄った際、地元の小学生と話をする機会があり、その小学生から「僕も大きくなったら警察官になって、みんなの役に立ちたい。」という言葉を聞いたときは、警察官になって良かったという思いと同時に強い使命感を感じた。

・福島県内の避難準備区域（当時）では、地元の方々が「見守り隊」を結成し、２４時間体制で警戒に当たっていた。「見守り隊」の方々は、自らが被災者であり、辛い立場であるにも関わらず、我々警察官を見るといつも明るい笑顔で温かい感謝の言葉をかけてくれた。その笑顔を見て、「この方々のために少しでも役に立ちたい。」という強い思いで警戒に従事した。

福島県警察への医療班応援派遣

警視庁　警務部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年東北地方太平洋沖地震発生により、被災地の警察職員は連日休む間もなく災害対応に追われている中、体調を崩す者、持病がある者がいても、病院に行くことが出来ず、健康面を支援する必要が生じた。

(2)　経緯・取組

警察庁給与厚生課、福島県警察本部厚生課及び警視庁健康管理本部で調整の上、福島県公安委員会からの援助要求に基づき、福島県警察からの要望を踏まえ、平成23年３月23日（水曜日）から同月25日（金曜日）までの３日間、当庁から医師１名、保健師２名、カウンセラー１名、警察官３名（うち運転２名）の計７名を派遣した。

2　目的・内容

(1)　目的

福島県警察職員の健康相談対策を実施する。

(2)　内容

４ヶ所の警察署において臨時の健康相談所を設置して健康相談・カウンセリングを実施したほか、警察庁共済組合診療所・警視庁共済組合診療所の協力を得て持参した薬剤を必要により処方した。

3　実績・成果

(1)　実績

実施状況(平成23年)

内容＼日程	3月23日(水曜日) 午後	3月24日(木曜日) 午前	3月24日(木曜日) 午後	3月25日(金曜日) 午前	合　計
実施場所	福島警察署	南相馬警察署	相馬警察署	福島警察署 川俣分庁舎	４か所
健康相談受診者	31名	26名	54名	69名	180名
カウンセリング	８名	８名	16名	53名	85名

（H23.3.24　福島県南相馬警察署）

（H23.3.25　福島県福島警察署川俣分庁舎）

(2)　成果

地域によっては病院が一部開業しているところもあったが、必要な医療を受けていない警察職員のために、役に立つことが出来た。

4　事業実施に当たっての課題等

準備期間が短かったが、県警職員のニーズを把握するために、事前の健康情報収集や打合せが重要であった。準備できない薬剤もあり、また数量も十分とはいえなかった。

5　その他

担当者のコメント

あらかじめ「健康相談調査事項一覧表」を福島県警察からファックスで送付してもらい、受診職員の症状や平素服用している薬名のリスト等を把握できた。

また、現地で本人が「健康相談調査票」を持参してくれたことは、健康相談・カウンセリングをスムーズに実施する一助となった。

健康相談・カウンセリングを実施した場所が道場だったので、並んでいた人や周囲にいた人に内容が漏れないように気をつけた。

相談者は私生活でも大きな不安を抱えており、今回は応急的な支援であったが、自分たちの生活を取り戻すためにはまだ時間がかかるため、長期的な支援の必要を感じた。

被災者支援部隊「警視庁きずな隊」の派遣

警視庁　生活安全部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災の発生に伴い、被災者からの生活安全相談等への対応や避難所内でのトラブル防止等に当たるため、特に被害が甚大な宮城県警察本部の警察署に支援部隊を派遣した。

(2)　経緯・取組

平成23年

３月23日　警視庁の総力を挙げて被災地で活動する警察部隊等への後方支援を行うための警視庁支援対策室が設置される。
【被災者対策部隊派遣の事前実地踏査を実施（２名１車両）】

３月28日　宮城県公安委員会から警察法第60条第１項の規定に基づく警察職員等の援助要求（被災地における避難所等の警戒警備及び被災地に対する相談業務活動のための被災者対策部隊：警視庁30名）を受ける。

３月31日　被災者支援部隊「警視庁きずな隊」第１次部隊（30名７車両）を派遣する。

2　目的・内容

(1)　目的

仮設住宅において長期間生活している被災者を訪問し、防犯指導や相談の受理等を通じて、被災者の不安を軽減し、住民間における「地域の絆」の醸成を図る。

(2)　内容

ア　被災者からの生活安全相談等への対応
- 行方不明者の安否確認
- 運転免許証再交付手続きに関すること
- 電気、ガスの復旧見通しや病院、金融機関に関する問合せ

イ　避難所内における各種トラブルの防止
- メールや口コミで広がる犯罪のデマ等に対する対応

ウ　被災者への防犯アドバイスの実施
- 避難所における貴重品管理

エ　不安感を軽減するためのイベント（ミニ防犯講話等）の実施

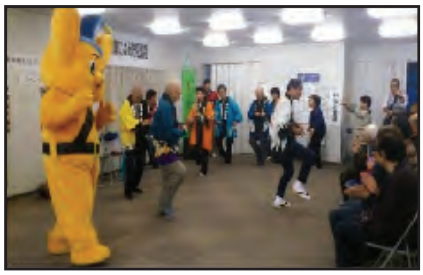

地元住民やピーポくんも参加した防犯講話

3　実績・成果

(1)　実績

ア　第１次部隊からの避難所への延べ訪問回数
1,021回

避難所への訪問

イ　被災者が安全で安心な生活を確保することを目的として、地元防犯協会連合会員と被災者が一体となった自警団を発足、同団発足式に地元警察とともに「警視庁きずな隊」も参加し、合同パトロールを実施した。

パトロールの様子

ウ　震災に便乗した「悪徳商法」「詐欺」に対する注意喚起等が記載されたチラシや防犯ブザー、自転車チェーンロック等の防犯グッズ配布により被災者の自主防犯意識の高揚を図った。

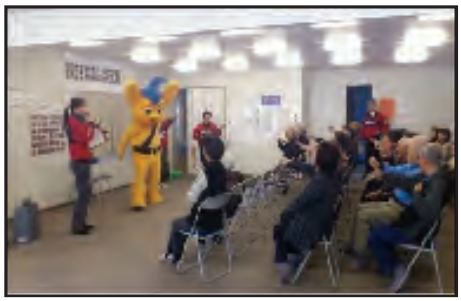
防犯講話の様子

エ　縦20センチメートル、横60センチメートルの「警視庁きずな隊」と表記したマグネット式ステッカーを作成し、被災地で使用している車両に貼付、被災地における見せる警戒を実施した。

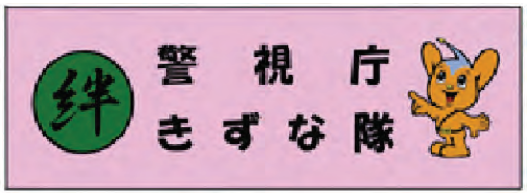

(2)　成果

ア　派遣期間、人員等
（下表のとおり）

イ　住民の反応

(ア)　きずな隊の警察官が私達の話を暖かく聞いてくれて、心が癒やされた。

(イ)　仮設住宅を訪問してもらい、常に警察官に守られていることを実感できた。

(ウ)　どんな物資より、話を聞いてくれる人がいい。また来て欲しい。

(エ)　警察官によるイベントは珍しく、新鮮で楽しかった。とても励まされた。

(オ)　ピーポくんとリズム体操をして体がほぐれ、久しぶりに笑うことができた。

(カ)　大半のボランティアが撤収した中で、きずな隊が来てくれて嬉しかった。

部隊派遣	派遣期間	派遣人員	派遣警察署
第１次	平成23年３月31日 ～４月９日	30名(男女各15名)	仙台東署、仙台南署、 塩釜署、岩沼署、亘理署
第２次	平成23年４月９日 ～４月18日	30名(男女各15名)	
第３次	平成23年４月18日 ～４月27日	30名(男女各15名)	上記５署、河北署
第４次	平成23年４月27日 ～５月６日	30名(男女各15名)	石巻署、河北署、塩釜署
第５次	平成23年５月６日 ～５月15日	30名(男女各15名)	
第６次	平成23年５月15日 ～５月24日	20名(男女各10名)	
第７次	平成23年５月24日 ～６月２日	20名(男女各10名)	
合計	64日間	190名	宮城県内７警察署

腹話術を活用した防犯講話

子供たちとピーポくんとのふれあい

4　事業実施に当たっての課題等

災害の規模等、個々の事案に応じてその都度、適切かつ迅速に部隊を編成し派遣することが求められる。

5　その他

担当者のコメント

・被災による悲しみを誰にも打ち明けられず、毎日死ぬことだけを考えていた女性に対し親身になって話を聞いたり、一緒の散歩に出るなどして自殺を思いとどまらせた。感謝の印として後日、地元警察署を通じてお守りが届けられた。
・警察官を志望していたが、震災により志望をあきらめかけていた女子高生に対し、「夢をあきらめないで。」と励ましたところ、「勇気づけられました。また頑張ります。」と再び警察官になる意欲を取り戻した。
・１次部隊で派遣された隊員が、６次でも派遣され、１次派遣と同じ避難所を訪問したところ、「以前子供が遊んでいただいた方だとわかりました。また来てくれて嬉しいです。」と再会を喜ばれた。
・高齢の女性がいきなり抱きつき、震災により家が流された状況等を話し始めたので、話を親身に聞いたところ「被災者同士では話せないことも、あなたが聞いてくれて良かった。」と感謝された。
・地元警察官の「津波が来るぞ、早く逃げろ。」との身振り手振りの誘導により避難できたが、その警察官は波に飲み込まれてしまった。「命がけで住民を守った警察官のことを決して忘れない。」という話を聞き、胸が熱くなった。
・ある女性と面接した際、突然「これが私の全財産です。」と自分が居る一畳ほどのスペースに置かれた衣類等を指さされた時は、現実を目の当たりにし、胸が締め付けられる気持ちになった。
・派遣直後は、我々が避難所に入ることに難色を示していた避難所責任者や避難者と徐々に打ち解けることができ、帰京間近には積極的に避難所の中に入るよう責任者から依頼された。
・加害者の夫から、ＤＶで保護された妻の安否が知りたいとの相談を受け、地元警察署から相談者に対し妻が無事であることのみ示達したところ、感謝された。
・派遣終了後、被災者から派遣者宛に「ありがとうございました。思いやりがあって厳しさも持っている○○さん。これからもお仕事頑張ってください。」等と綴られた御礼の手紙が送られてきた。

(2)東京消防庁
緊急消防援助隊等の派遣

東京消防庁　警防部　警防課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、平成23年３月11日午後３時40分、消防庁長官は全国20の都道府県知事に対し、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条第５項の規定に基づく、緊急消防援助隊の出動指示を行った（１次出動指示)。その後も被災状況の判明に伴い、部隊を追加投入し、３月25日の６次出動指示までで、被災３県(岩手県、宮城県及び福島県)以外の44都道府県に対し、出動を指示している。

(2)　経緯・取組

消防庁長官の出動指示により、東京消防庁は、宮城県気仙沼市地震津波被災現場、千葉県市原市液化石油ガスタンク火災現場、新潟県庁、岩手県陸前高田市地震津波被災現場、静岡県庁、福島県東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故現場並びに福島県本宮市及び福島市の救急搬送拠点(自主避難支援)へ、全88日間、部隊数806(隊)、車両等503(台・機・艇)、人員3,174人を派遣した。

2　目的・内容

(1)　目的

消防組織法第44条第５項の規定に基づく、緊急消防援助隊として被災地へ出場し、災害による被害を最小限にとどめるため。

(2)　内容

ア　宮城県気仙沼市

（ア）　気仙沼市への部隊派遣概要

東北地方太平洋沖地震では宮城県内で最大震度７を観測し、甚大な被害が発生したため、消防庁長官指示により、東京都からも緊急消防援助隊が派遣されることとなった。

宮城県気仙沼市へは、平成23年３月11日から同年４月24日まで、東京消防庁から延べ520隊2,078人を緊急消防援助隊東京都隊として派遣した。派遣部隊は、指揮支援隊、救助部隊、消火部隊等で構成され、現地災害対策本部における他道府県隊の活動の調整、津波による要救助者の検索・救助、大規模延焼火災の消火活動等を実施した。

３月11日午後４時30分、第１次派遣隊として陸上部隊14隊54人を派遣した。続いて、被災地における消火活動等の必要性を考慮し、同日午後８時40分、消火活動に特化した部隊を中心に構成した第２次派遣隊32隊130人を派遣したが、現地の部隊から気仙沼市内で大規模火災が発生しているとの情報を得たことから、12日、更に第３次派遣隊として65隊301人を派遣した。

第１次及び第２次派遣隊の交替部隊として、３月13日に第１期交替部隊、14日には第３次派遣部隊の交替部隊として第２期交替部隊89隊375人を派遣した。

また、３月18日には、第１期、第２期交替部隊の交替として第３期交替部隊89隊375人を派遣した。以降４日程度のローテーションで交替部隊を派遣し、４月24日、第11期交替部隊の引揚げをもって緊急消防援助隊の活動を終了した。

なお、ローテーションについては、現地での活動の継続性等を考慮して、原則として、派遣した車両を継続的に使用し、人員のみを輸送する方針を取った。

部隊の集結状況(宮城県気仙沼市)①

部隊の集結状況（宮城県気仙沼市）②

宮城県災害対策本部（宮城県庁）

（イ）　消火活動

第１次派遣隊の東京都隊長は、３月12日午前９時に気仙沼市災害対策本部に到着した。当時、災害対策本部から北に約４㎞の気仙沼市鹿折地区において、津波により倒壊した家屋のがれき、陸地に打ち上げられた船舶、車両等から漏えいした燃料等により大規模な火災が発生していた。気仙沼市災害対策本部長（気仙沼市長）は東京都隊長に対し、鹿折地区での火災対応を下命した。

３月12日午前中の活動開始当初、第１次派遣隊の消火部隊で消火活動に当たり、東京都隊は八幡大橋西側に指揮統制車（神田ＳＣＴ）を部署して指揮本部を設置し、東京都隊長指揮の下、東京都隊及び新潟県隊で14日まで火災の延焼阻止に従事した。東京都隊は鹿折川からの吸水を考慮したが、津波を警戒して防火水槽から吸水し、消火活動に従事した。

その後到着した新潟県隊は八幡大橋上に部署し鹿折川から吸水活動に従事した。

第２次派遣隊は、県調整本部の指示により、仙台市消防局宮城野消防署に向けて出場し、その後転戦したため、気仙沼市への到着が遅れた。

３月12日午後５時頃、東京消防庁の第３次派遣隊が鹿折地区の消火活動現場に到着した。

第３次派遣隊の第二消防方面本部消防救助機動部隊の遠距離大量送水装備（以下「スーパーポンパー」という。）が、八幡大橋上に部署し、鹿折川から吸水を開始した。

田園調布第２小隊は主に延焼範囲の西側を担当し、新潟県隊が北側から、第二消防方面本部消防救助機動部隊が東側から放水して、挟み込む形で延焼阻止に当たり、西側と北側の延焼阻止を主眼とした活動に従事した。

３月13日午前２時頃、第２次派遣隊が火災現場で合流したことから、第１次派遣隊と第２次派遣隊を合わせて１班、第３次派遣隊を２班に分け、３班編成のローテーションで消火活動を行った。消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー隊）については、別にローテーションを組み、救助活動に当たった。

３月14日には延焼を阻止できたことから、３班のうち１班を検索救助活動に当て、残火処理及び火災警戒活動を実施するとともに、救助活動に従事する部隊を徐々に増やしていった。

気仙沼市鹿折地区火災状況

鹿折地区消火活動状況

鹿折川からの給水活動

鎮圧後の鹿折地区

（ウ）　救助活動

鹿折地区では、津波が引いた後も、地盤沈下により低地部分が浸水しており、津波による倒壊を免れた建物で住民等が孤立した。このため、消火活動と並行して社会福祉施設等を優先した救助活動を実施した。

３月12日午前中、気仙沼市錦町二丁目の老人福祉施設及び隣接する総合福祉センターから、地元消防署や消防団と連携し、歩行不能者を合わせて50人以上を救助した。

また、消火活動中に住民から、延焼危険のある気仙沼市中みなと町の社会福祉施設内に多数の逃げ遅れがあるとの情報を得た。当該施設の隣接建物が延焼中であり、施設内にも煙が充満し始めたことから、直ちに救助活動を開始した。

火災鎮圧後の鹿折地区における検索救助活動については、がれき等により移動が困難な中、ローラー作戦により広範囲を検索したが、３月14日以降、陸上部隊が生存者を救助することはできなかった。

孤立した建物に取り残された住民の救助活動は、ヘリコプターによるつり上げ救助により対応した。

また、浸水により陸上部隊では対応が困難な場所は、東京都隊の水難救助隊が検索活動等を実施した。

なお、検索終了のサインについては、建物にスプレーで「Clear」と記すことが国際ルールであるが、活動が広範囲となりスプレーが不足したため、消防車両に積載してある、消防警戒区域設定用の標示テープを活用し、検索が終了した建物には黄色の標示テープを、遺体が発見された建物には赤色の標示テープを設定し、二重の検索を避けた。

消防ヘリによる建物屋上からの救助

救助活動（気仙沼市浜町付近）

検索終了のサイン

イ　陸前高田市での活動

３月12日午前３時59分、長野県北部、深さ８㎞を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、長野県栄村で震度６強、新潟県十日町市、津南町で震度６弱を観測した。

同日午前４時21分、消防庁長官から東京都知事に対し、緊急消防援助隊指揮支援隊の新潟県への出動指示がなされた。日の出を待ち、同日午前６時20分、消防ヘリ「ちどり」が、第八消防方面本部から指揮支援隊長以下３人を同乗させ新潟県庁へ向かったが、到着後、新潟県災害対策本部が緊急消防援助隊の必要はないと判断し

たため、同日７時00分、消防庁長官の指示により岩手県へ転戦した。

岩手県陸前高田市では、現地災害対策本部における派遣部隊等の活動支援及び消防ヘリからの情報収集活動等を実施した。指揮支援隊は３月12日から同月31日まで、航空部隊は５月13日まで活動した。

ウ　千葉県市原市での活動

３月11日、千葉県市原市にあるコスモ石油株式会社千葉製油所（市原市五井海岸２）のＬＰＧ貯蔵タンクで爆発事故が発生した。

同日午後３時47分頃、漏えい、拡散したＬＰＧに着火し、爆発を伴う大規模火災が発生した。11基のタンクが炎上し、隣接するタンク等にも延焼危険がある状況であった。

こうした状況を受け、午後６時40分、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動が指示されたため、第八消防方面本部消防救助機動部隊をはじめとした陸上部隊及び消防艇「みやこどり」を水上部隊として派遣した。

水上部隊として、消防艇「みやこどり」は、横浜市消防局の消防艇「まもり」とともに３月12日午前０時10分から第１回目の冷却放水活動を開始、同日午後５時30分までに計５回の放水を行った（総放水量6,000㎥）。

陸上部隊として、ＬＰＧ貯蔵タンク直近に屈折放水塔車を部署した放水活動を検討したが、爆発危険により火点に接近できないため、スーパーポンパーにより海水を吸水し、無人走行放水車（ドラゴン）に送水し、ドラゴンをＬＰＧ貯蔵タンク直近に走向させ行う放水活動を選択し、３月13日午後５時35分、千葉県災害対策本部長（千葉県知事）の引揚げ命令まで、計４回の放水を実施した。

なお、本火災は３月21日にガスを全て消費して鎮火した。

陸前高田市市街地の状況

陸前高田消防本部

陸前高田市災害対策本部（学校給食センター）

孤立地区からの患者搬送

消防艇「みやこどり」からの放水活動

3月12日早朝の延焼状況

スーパーポンパーの部署

海からの吸水活動

無人放水車からの放水状況

鎮圧後の状況

3　実績・成果

(1)　実績

ア　気仙沼市での活動実績（平成23年）

		3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
救助人員	陸上部隊	90	22	－	－	－	－
	航空部隊	86	162	11	－	－	12
遺体確認数		45	25	48	23	14	18

3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月25日	合　計
－	－	－	－	－	－	112
－	－	－	－	－	－	271
5	6	13	3	1	2	203

イ　陸前高田市での活動実績

指揮支援活動のほか航空隊により、３月12日のいわて花巻空港から陸前高田市（滝の里臨着場）までの物資輸送、市内の避難場所から滝の里臨着場までの透析患者５人の輸送、陸前高田市気仙町の救助活動現場への救助隊員及び救急隊員の輸送等の活動を実施し、５月13日午後３時50分の引揚げ命令（震災警防本部長命令）により、岩手県での活動を終了した。

ウ　千葉県市原市での活動実績

（ア）　水上部隊

平成23年３月12日

	開始時刻	継続時間（分）	放水量（㎥）
１回目	午前０時10分	80	1,600
２回目	午前５時50分	70	1,400
３回目	午前９時00分	30	600
４回目	午後０時30分	60	1,200
５回目	午後４時30分	60	1,200
合　計		300	6,000

（イ）　陸上部隊

平成23年３月12日～13日

放水回数	開始時刻
１回目	12日午後２時05分
２回目	午後３時02分
３回目	午後５時10分
４回目	13日午前７時35分
５回目	午後４時30分

（2）　成果

津波により、陸上から接近が困難な地域が広がり、被災者が孤立し連絡が取れない状況が多数発生する中、中型、大型航空機を早期に活用し、被害状況の把握、被災地域への部隊投入、救助活動を行うことで効果的な活動を展開した。

4　事業実施に当たっての課題等

（1）　課題

ア　今後の大規模災害発生時に備えての航空消防体制の充実強化

イ　消防救助機動部隊の新設、増強

ウ　後方支援要領の強化による緊急消防援助隊の長期大規模派遣体制の充実強化

（2）　今後の展望

ア　消防ヘリコプターの機動性を活かした航空消防体制強化（防災対応指針実行プログラム2012長期総合計画）

イ　後方支援要領の強化（長期総合計画）

5　その他

（1）　苦労した点

大規模災害発生時には、ヘリコプターの需要が高くなる（情報収集、救助活動、物資搬送、救急患者の域外搬送など）。こうした需要に対し、発災初期には限られたヘリコプターに対し、ミッションが多すぎてヘリコプターの運用に苦心した。

（2）　担当者のコメント（派遣隊員手記から抜粋）

緊急消防援助隊として派遣命令を聞いたときは、これまで重ねてきた訓練を実戦で発揮するとき、消防救助機動部隊の存在意義を示すときだと素直に思った。

気仙沼市鹿折地区へ到着して津波による被害の甚大さを見たとき、救助活動をどこから着手すべきか、という思いが真っ先に頭をよぎった。

現場到着後、私たちは高齢者施設３か所から88人の要救助者を救助した。救助された方々は雪が降る極寒の中暖房もなく一晩耐えていた。発災から24時間近く救助を待つ身はさぞつらかったことだろうと思った。

それでも「もう東京から来たのかい。」「大変だったね。」「ありがとう。」と救出中のお年寄りから声を掛けられることがあり、本来であれば、被災した悲しみや不安などが口をついて出ると思われるが、まず相手を気遣うという気持ちに胸を打たれた。日本人・東北人の強さと優しさを感じた瞬間だった。

航空隊の派遣

東京消防庁　総務部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災の発生に伴い、平成23年３月11日午後３時40分、消防庁長官は全国20の都道府県知事に対して、消防組織法第44条第５項の規定に基づく緊急消防援助隊の出場指示(第一次派遣指示)を行った。

(2)　経緯・取組

消防庁長官の都知事に対する出場指示を受けて、東京消防庁の航空隊は、緊急消防援助隊として岩手県、宮城県、福島県、新潟県及び静岡県に派遣された。新潟県及び静岡県では顕著な被害が発生しなかったため、情報収集のみの活動となったが、地震及び津波により大きな被害を受けた東北３県(岩手県、宮城県及び福島県)では、３月11日から５月13日まで上空からの消火、情報収集、検索救助、救急搬送、人員輸送、物資搬送等の活動に従事した。

2　目的・内容

(1)　目的

ヘリの特性を生かした上空からの消火、情報収集、検索救助、救急搬送、人員輸送、物資搬送等のため

(2)　内容

ア　宮城県での活動

宮城県では沿岸部を中心に津波により甚大な被害を受け、仙台市消防ヘリポート及び仙台空港も被災したことから、仙台市消防航空隊をはじめ、緊急消防援助隊の航空部隊も、陸上自衛隊霞目駐屯地を活動拠点とした。

宮城県における主な活動場所は、霞目駐屯地から北東約105㎞(所要時間約35分)の位置にある気仙沼市であったが、３月12日には仙台市での活動にも従事した。気仙沼市では孤立地区からの救助活動、上空からの消火活動のほか、救急患者及び医師の搬送、物資輸送等を実施した。

陸上自衛隊霞目駐屯地飛行場

仙台市荒浜

仙台空港

気仙沼市被災状況①

気仙沼市被災地状況②

屋上からの救助①

建物の屋上に避難した人々

屋上からの救助②

イ　新潟県及び岩手県での活動

３月12日午前３時59分に発生した長野県北部を震源とする地震により、新潟県内で震度６弱を観測したため、消防庁長官指示により、航空隊は緊急消防援助隊指揮支援隊３人を搭乗させ、新潟県庁へリポートに向けて出場した。その後新潟県内では、大きな被害が発生してないことから、消防庁長官の転戦指示により岩手県へ向けて出場した。

東京消防庁の部隊は陸前高田市で活動することとなったため、航空隊は、いわて花巻空港を活動拠点として、情報収集、孤立地区からの患者及び医師の搬送、物資輸送等の活動に従事した。（写真１、２）

ウ　静岡県での活動

３月15日午後10時31分、静岡県で地震が発生し、静岡県で震度６強を観測した。消防庁長官の指示により、航空隊は指揮支援隊員を搭乗させ、緊急消防援助隊として静岡県へ出場した。16日午前１時に静岡県庁静岡へリポートに到着し、日の出を待ち、静岡市、富士宮市等の被害状況を調査した。静岡県内に大きな被害が発生してないことから、任務解除となり、静岡県での活動を終了した。

エ　福島県での活動

福島第一原子力発電所において放水活動等を実施する陸上部隊の後方支援隊として、迅速な補給支援を実施するため、航空隊が派遣された。

主な活動内容は、東京から四方木田臨着場（福島県いわき市）までの、化学機動中隊員や放射線測定器、遠距離大量送水装備（ホース延長車・送水車）（スーパーポンパー）用ホース等の輸送である。

（写真１）岩手県陸前高田市被災状況

（写真２）東京ＤＭＡＴ輸送

3　実績・成果

各県での航空機の活動概要については下表のとおりである。

			岩手県	宮城県	福島県	新潟県	静岡県
延べ派遣日数			56	13	4	1	1
延べ派遣航空隊員数			451	160	18	4	4
機体数			74	26	4	1	1
運航回数			146	76	9	2	2
運航時間(時間:分)			173:38	121:14	10:50	2:00	2:50
使用燃料量(リットル)			63,719	58,086	5,400	608	1000
活動種別	火災	消火回数	−	13	−	−	−
		散水量(リットル)	−	14,300	−	−	−
	救助	救助人員	−	271	−	−	−
	救急	患者搬送人数	25	14	−	−	−
		医師等搬送人数	41	7	−	−	−
	輸送	人員	28	62	16	3	3
		物資(キログラム)	888	750	105	−	−

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　出場先の特定

被災地ではヘリサインの数が少なく、出場命令を受けて指令番地に飛行しても、土地勘がない上に現場の被災状況が甚大であり、地図と住所の照合が困難であった。

東京都ではヘリサインの整備が進み、被災したとしても２、３か所のヘリサインとの相対位置関係からおおよその位置を特定できるため、今後も継続した整備が望まれる。

(2)　燃料補給体制

活動拠点と救助現場までの移動時間が30分程度必要であったため、搭載燃料の少ない中型機では現地での活動時間に大きな制約があった。数十機の防災機関ヘリに対し、タンクローリー２台で対応するという状況もあり、給油完了まで２時間近く待機を強いられることがあった。

効率的な活動を遂行するため、また、燃料補給地の分散のために、いくつかの前進拠点におけるドラム缶等による燃料補給体制の必要性を感じた。

5　その他

担当者のコメント

(1)　救助活動

気仙沼中央公民館での救助活動の際、上空から見ると屋上には30人ほどの要救助者が確認できた。中型機で今日中にこの人達を全員救助するのは厳しいと感じながらホイスト降下したが、屋上入口から建物内部へ続く扉を開放したところ、立ったまま救助を待っている人(400人以上)を見た時にはがく然とした。

数名ずつしか救出できないという焦りともどかしさのなかで救助活動を行ったが、救出した人々には助かったという喜びではなく、自分だけ助けられて良いのかという後ろめたい気持ちが見え隠れしていた。「みんなを助けてくれますよね。」救出後、同じような言葉を数人からもらい、「精一杯やります。」としか言えなかった。

公民館で孤立した方々の行動力には素晴らしいものがあり、現場に到着した際、すでに避難者の数は把握済みであり、避難者全員の氏名を書いたメモも用意されていた。その翌日には、避難者自らの判断で水が引くのを見計らい、公民館前のがれきを撤去し、ヘリの離着陸が可能なスペースが設定されており、これらの行動により、震災から三日目で全員が救助された。

(2)　機体の点検、整備

岩手県への派遣の際、大雪が降った。機体は格納庫ではなく野外での係留だったため、当然機体にも雪が積もった。機体にはカバーをかけていたものの、メインローター（プロペラ)用のカバーはなく除雪に大変苦労した。揚力を発生させる非常に重要でデリケートな部分であるため、振動や揚力分布の不均衡による機体への影響を考え、取り残しのないよう全て手作業で行った。手袋の中にまで水が染み込み、とても辛い作業ではあったが、被災地での活動のために万全の状態で機体を飛ばすのだという思いで慣れない寒冷地での整備作業に当たった。

原子力発電所対策

東京消防庁　警防部　警防課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

福島第一原子力発電所では、平成23年３月11日の地震発生直後の大津波により、原子炉１号機から５号機までの全交流電源が喪失状態となったため、冷却装置が使用不能となり、３月12日に１号機で水素爆発、同月14日には３号機で同じく水素爆発、同月15日及び16日には４号機で火災が発生し、各原子炉建屋内の使用済燃料の過熱が危惧される状況となった。

(2)　経緯・取組

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。) だけでは原子炉建屋内の使用済燃料の冷却が困難となり、自衛隊や警視庁等による放水活動とともに、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣が要請され、３月19日から同月25日までの間に全国７の消防本部により３号機の使用済燃料プールへの放水活動が行われた。

東京消防庁は、消防機関として最初に現地での放水活動を行う部隊として活動するとともに、現地における関係機関等との調整及び他消防本部の放水活動の支援を行った。

2　目的・内容

(1)　目的

電源喪失により冷却装置が使用不能となり過熱が危惧される福島第一原子力発電所各原子炉建屋内の使用済燃料の冷却のため

(2)　内容

ア　部隊派遣の概要

３月12日に原子力安全・保安院から消防庁災害対策本部に対し、原子炉施設を冷却するための装備を持った部隊の派遣要請が入り、これを受けて、午後２時50分に消防庁長官から東京消防庁へ部隊の派遣要請がなされ、消防救助機動部隊等から８隊28名が現地に向けて出場したが、午後３時36分に１号機の原子炉建屋で水素爆発が発生したことから、出場要請が取り消され、午後６時00分に全隊引揚げとなった。

３月13日から翌14日にかけて、内閣官房長官指示により、消防庁から近隣消防本部に対し、消防ポンプ車の東京電力への貸与について協力要請がなされていた。東京消防庁へも３月16日に消防庁長官から特殊災害対策車の貸与について依頼があったため、第三消防方面消防救助機動部隊から特殊災害対策車が福島県いわき市に向けて出発したが、東京電力側の受入れ態勢が整っていなかったため、中止となった。

その間にも、原子力発電所敷地内では、使用済燃料の過熱の危険性が高まり、翌17日には自衛隊のヘリによる３号機の使用済燃料プールへの空中放水や、警視庁の高圧放水車による放水が実施されていた。

このような中、同日夜、内閣総理大臣から東京都知事に対し、施設の冷却を目的とした消防隊の派遣要請があり、都知事がこれを受諾、これを受け、18日午前０時50分に消防庁長官から東京消防庁に対して派遣要請が入った。

東京消防庁は、第六消防方面本部、第三、第六及び第八消防方面本部消防救助機動部隊、上野消防署の指定部隊等、計32隊139人を18日午前３時00分までに、第六消防方面本部消防救助機動部隊隊舎に集結させ、同３時20分に福島第一原子力発電所災害現場へ出場させた。

イ　想定訓練の実施

自衛隊や警視庁等による放水活動の状況等を踏まえ、東京消防庁独自に消防部隊による原子炉建屋内への放水活動を想定した活動部隊及び特殊車両の選定や効果的な放水戦術の事前検討が行われ、送水は、遠距離大量放水車(スーパーポンパー) を用い、放水は、高所からの放水を可能とする屈折放水塔車及び40m級はしご車を活用することとした。

さらに、隊員の被ばくを最小限とするため、短時間での活動戦術や放水効果等を検証するため、３月17日に、第六消防方面消防救助機動部隊訓練場において、７時間にわたり想定訓練を実施した。

第六方面消防救助機動部隊訓練場での想定訓練

荒川河川敷での放水訓練

ウ　放水活動準備

３月18日午前３時20分に出場した消防部隊は、午前７時35分にはいわき市消防本部平消防署四倉分署内に設置された現地対策本部に到着し、消防庁、双葉地方広域市町村組合圏消防本部及び東京電力とともに作戦会議が開かれた。

会議において、スーパーポンパーにより吸水した海水を最短距離で原子炉建屋付近に送水する作戦を示したが、最短距離による送水は、原子炉冷却用ホースを横断するため避けることとなり、迂回ルートにより送水することが決定された。

また、同日、四倉分署前において、はしご車及び屈折放水塔車を活用した放水訓練を実施し、現場では海風に左右されない屈折放水塔車を活用することに決定した。

現地対策本部での作戦会議

エ　原発敷地内での活動

震災の発生から１週間が経過していたが、甚大な被害のため依然として情報は錯そうしており、現地対策本部においても原子力発電所内の詳細な状況は把握できていなかった。

３月18日午後３時00分に活動現場の調査を実施するため、先遣隊が原子力発電所へ出場した。先遣隊は、敷地内の放射線量を測定後、午後４時57分に原子力発電所正門前に到着した放水部隊と合流し、敷地内の状況から予定していたルート上にはがれきや流木が散乱し車両での通行が不可能であるため、一旦撤退し作戦を変更する必要があるとの結論に至った。

作戦を立て直した後、午後11時30分再度敷地内へ進入した。吸水地点から送水地点まで約800mの距離があり、車両により450m延長後、残り350mについては、１本50m、100kg超のホースを隊員数人がかりで延長、結合しながら送水態勢を整えた。

活動隊員の緊急避難用に特殊災害対策車（鉛で放射線を遮蔽）を活動最前線に配置し、測定専従隊員による放射線量を測定しながらの活動となった。

19日午前０時30分放水を開始し、屈折放水塔車の高さ約20ｍの位置にあるノズルから、地上約50ｍの３号機建屋の残骸を越え、地上約30ｍの使用済燃料プールに向かって、20分間、60ｔの海水を放水した。

19日午後２時05分から、２回目の放水を実施した。この放水は、屈折放水塔車の放水角度を固定しての無人放水により、13時間を超える長時間放水を実施した。この長時間にわたる放水作業により、屈折放水塔車の排気ガス浄化装置が目詰まりを起こし、短時間での修理は不可能なことから、３回目以降は同型の車両に交代し、放水時間等に配意しながら活動することとなった。

防護衣等の着装

放射線量の測定

放水部隊の出場

隊員の除染

原子力発電所正門前

ホース延長隊員（簡易型防護服＋防火衣）

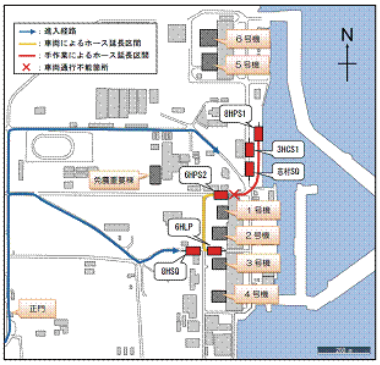

放水活動の部署図

線量測定隊員（簡易型防護服＋Ｎ防護衣）

オ　隊員の被ばく量管理

活動に従事した隊員のうち、最も被ばく量が多かった隊員は29.8mSv/hで、10 ～ 20mSv/hが16人であった。東京消防庁は緊急時の人命救助のための被ばく量の基準を最大100mSv/hと設定しており、当該基準を超える結果には至らなかった。

※　東京電力作業員の基準は、100mSv/hから250mSv/hに引き上げられている。

主な時系列

日付	時刻	派　遣　経　過　等
平成23年３月17日	(夜)	内閣総理大臣から東京都知事へ緊急消防援助隊の派遣要請
３月18日	午前０時50分	消防庁長官　消防組織法第44条第２項による緊急消防援助隊の派遣要請
	午前２時00分	震災警防本部長命令　緊急消防援助隊出場命令
	午前７時35分	派遣隊　いわき市消防本部平消防署四倉分署に到着
	午後１時40分	先遣隊　Ｊヴィレッジに向けいわき市消防本部平消防署四倉分署を出発
		【１回目放水】
	午後３時00分	先遣隊　原子力発電所正門に向け出発
	午後３時35分	放水部隊　原子力発電所正門に向けＪヴィレッジを出発
	午後４時22分	先遣隊　原子力発電所の正門に到着、敷地内の調査開始
	午後４時57分	放水部隊　原子力発電所正門に到着
	午後５時30分	先遣隊　現場確認の結果、予定していた作戦の実行が困難と判断し、放水部隊とともにJヴィレッジまで一旦引揚げ
	午後11時20分	放水部隊　原子力発電所正門に再集結、進入開始
３月19日	午前０時30分	３号機に対する放水開始
	午前０時50分	３号機に対する放水停止(放水量約60ｔ)
	午前１時30分	原子力発電所正門にて１次スクリーニング後引揚げ
		【２回目放水】
	午後０時45分	放水部隊　原子力発電所正門に到着、進入開始(午後1:50)
	午後２時05分	３号機に対する放水開始
	午後２時30分	放水は継続したまま、放水部隊員は免震重要棟に移動
	午後５時00分	放水部隊　屈折放水塔車の放水角度調整実施(午後5:35調整完了)
	午後６時00分	原子力発電所から引揚げ
	午後11時50分	原子力発電所に向けＪヴィレッジを出発
３月20日	午前１時10分	原子力発電所内の免震重要棟に到着
	午前２時00分	屈折放水塔車の放水角度修正実施
	午前３時40分	３号機に対する放水(第２回目)停止(放水量約2,430ｔ)、引揚げ
		【３回目放水】
	午後５時50分	放水部隊　原子力発電所正門に向けＪヴィレッジを出発
	午後９時30分	３号機に対する放水開始
	午後10:20	放水停止要員を除く放水部隊　原子力発電所から引揚げ
３月21日	午前３時58分	放水停止要員　３号機に対する放水停止(放水量約1,137ｔ)、引揚げ
		【４回目放水】
	午後３時35分	放水部隊　原子力発電所に向けJヴィレッジを出発、正門で待機
	午後６時45分	２号機の状況の変化から３号機に対する放水中止　引揚げ開始
３月22日	午後１時25分	放水部隊　原子力発電所に向けJヴィレッジを出発
	午後３時10分	３号機に対する放水開始
	午後４時00分	放水停止(放水量約150ｔ)、引揚げ
		【５回目放水】
３月25日	午後１時30分	川崎市消防局　３号機へ放水開始
	午後４時00分	川崎市消防局　放水停止(放水量約450ｔ)

3　実績・成果

(1)　実績（下表のとおり）

３月25日まで、合計５回の放水を実施し、総放水量は4000ｔを超えた。５回目の放水は、東京消防庁が設定した消防車両を活用して、川崎市消防局が実施した。

その後、消防機関による放水以外に、民間の建設業者が、高層建物建設時に使用する特殊なコンクリート流入用車両を活用して、当庁の方法と同様に、１号機、３号機及び４号機の使用済み燃料プールに放水を実施した。放水の状況は、下表のとおりである。

(2)　成果

３号機周辺の放射線量は、60mSv/hと非常に高い値であったが、その放射線は３号機の使用済燃料からだけではなく爆発により飛散したがれきに付着した放射線物質や格納庫容器内の燃料棒からも出ているため、放射線量から注水の効果を定量的に把握するのは困難であった。しかし、消防隊による放水前まで、３号機の使用済燃料プールの温度は上昇し続けていたが、放水後の水温の上昇が抑制され、注水が有効であったことが確認された。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

ア　都内のＮＢＣ災害対応能力の一時低下を受けて、ＮＢＣ災害対応専門の消防救助機動部隊を新設、増強することによる消防救助機動部隊間の相互補完体制の確立

イ　悪路においても活動可能な車両の整備等、放射線災害時における消防活動能力の充実強化

(2)　今後の展望

ア　ＮＢＣ災害対応消防救助機動部隊の新設（第九消防方面本部消防救助機動部隊発足をもって課題に対する事業完結）

イ　特殊災害対策車の増強整備及び資器材の充実強化（高踏破偵察車の導入などにより本事業は完結）

5　その他

当時のエピソード

燃料プールへの冷却では、岸壁から３号機までの約800ｍのうち、がれきなどで車両が通行できない350ｍについて、長さ50ｍ、重さ約100kgのホースを隊員同士が手作業で延長せざるをえない状況となった。その後の測定で、東京消防庁は緊急時の人命救助のための被ばく量の最大基準100m Sv/hを超えた隊員はいなかったが、車両でホースを延長するよりも隊員の被ばく危険は高くなり、より危険な状況下での活動となった。

	放水期間	放水時間	放水量
１回目	３月19日　午前０時30分から ３月19日　午前０時50分まで	20分	60ｔ
２回目	３月19日　午後２時05分から ３月20日　午前３時40分まで	13時間35分	2,430ｔ
３回目	３月20日　午後９時30分から ３月21日　午前３時58分まで	６時間28分	1,137ｔ
４回目	３月22日　午後３時10分から ３月22日　午後４時00分まで	50分	150ｔ
５回目※	３月25日　午後１時30分から ３月25日　午後４時00分まで	２時間30分	450ｔ
合計		23時間39分	4,227ｔ

※５回目は川崎市消防局による活動

福島県自主避難支援

東京消防庁　警防部　警防課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

福島第一原子力発電所事故の発生後、平成23年３月15日からは、発電所から半径20kmから30kmまでは屋内退避区域であったが、３月25日に政府が屋内退避区域内住民の自主避難の促進を方針として打ち出した。

(2)　経緯・取組

これに伴い、入院患者等が区域外へ避難するための救急搬送需要の増大が予想されたことから、３月26日消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊として救急隊が派遣されることとなった。

2　目的・内容

(1)　目的

政府による屋内退避区域内住民の自主避難の促進に伴う救急搬送需要に対応するため

(2)　内容

部隊の集結場所は、福島第一原子力発電所から50km以上離れた福島県消防学校(福島市荒井字仲沢７)及び福島県本宮市総合体育館(本宮市高木黒作１)の２か所であり、東京消防庁は、３月26日に第１次派遣として救急隊10隊等を、本宮市に派遣した。

緊急消防援助隊集結時、区域内の医療機関等の多くが避難を完了していたため、救急需要は予想を大きく下回った。

４月７日以降、救急車が津波により使用不能となった相馬市内の救急要請への対応及び「計画的避難区域」での自力避難困難者への個別訪問活動(自衛隊医師、福島県保健師、市役所職員等に救急救命士が同行)を実施した。

また、福島第一原子力発電所から30km圏内での活動となったことから、東京消防庁特殊災害支援アドバイザーの助言に基づき、個人線量計による線量管理、活動時の服装管理等、隊員の安全管理を徹底した。

４月21日以降は、待機場所を本宮市から福島市の福島県消防学校に変更し、７都県隊による輪番制で救急要請に対応した。

東北自動車道走行中の派遣部隊

東京消防庁救急隊(本宮市総合体育館)

隊員の待機場所(本宮市総合体育館)

個別訪問活動の様子

活動後のスクリーニング

相馬市内での活動状況

3　実績・成果

(1)　実績

ア　派遣経過（下表のとおり）

イ　東京消防庁派遣隊による救急搬送実績

日　付	搬送件数、人員
平成23年３月30日	１件１名
４月22日	２件３名
４月25日	１件１名
４月26日	２件２名
４月28日	１件１名
５月１日	２件２名
合　計	９件10名

(2)　成果

屋内退避区域の住民の救急事案に対応するため、10隊規模の救急部隊を福島県本宮市総合体育館に派遣し、当該区域における救急需要に対応するとともに、個別訪問活動（自衛隊医師、福島県保健医師、市役所職員等に救急救命士が同行し巡回診療）を行うなど、きめ細かい対応を実施した。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

東京ＤＭＡＴの運営、ＳＣＵ（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営及び消防隊への医学的支援のあり方の検討

(2)　今後の展望

ア　東京ＤＭＡＴ及びＤＭＡＴ連携隊活動時の体制整備（防災対応指針、長期総合計画）

イ　消防隊への医学的支援体制の検討（長期総合計画）

ウ　広域医療搬送における連携体制の構築（長期総合計画）

5　その他

担当者のコメント

救急救命士が単独で活動する任務（自衛隊医師等と連携した巡回診療）では、救急救命士に血圧計、パルスオキシメーターの携行が必要であり、車両積載資器材により対応したが、緊急消防援助隊としての車両の整備も維持することが必要であることから、任務に応じた携行用資器材の準備が必要であったと感じた。

派遣日	部隊種別	隊数	車両数	人員
平成23年３月26日	１次派遣	13	13	40
３月29日	１期交替	13	3	40
４月１日	２期交替	13	1	40
４月６日	３期交替	13	4	41
４月11日	２次派遣	2	2	4
４月21日	４期交替	7	7	23
４月26日	５期交替	6	0	20
５月３日	３次派遣	1	1	2
５月13日	６期交替	7	7	22
５月20日	７期交替	6	0	20
５月27日	４次派遣	1	1	2
合　　計		82	39	254

2　医療等支援

医療等支援、救援物資等の福祉保健局の支援（インタビュー）

都は、東日本大震災の発災直後より、現場の持つ強みを活かし、ハイパーレスキュー隊や機動隊による決死の活動、人的・物的支援や避難者の受入れなど、東京の総力を挙げて被災地の復旧、復興を支援しました。

その中で、福祉保健局は、東京ＤＭＡＴ、医療救護班及び保健師等の人的支援を始め、救援物資や義援金等の支援、被災者の受入支援等の多面的な支援に取り組みました。

本稿では、当時の福祉保健局総務部総務課長にインタビューし、話を伺います。

【発災直後の経緯について】

Ｑ：発災直後の様子について、お聞かせください。

Ａ：14:46に発災後、マニュアルどおり、都内の医療機関や福祉施設の状況を確認するとともに、15:45に都内で被害のあった九段会館へ東京ＤＭＡＴの派遣等を行いました。

それと併せ、福祉保健局では、被災地へ様々な支援を実施しました。具体的な話は、本記録誌に譲るとして、ここでは特に印象に残った事業などについて、お話ししたいと思います。

まず、人的支援についてですが、福祉保健局は、発災直後から東京ＤＭＡＴのほか、医療救護班、薬剤師班、保健師チーム、こころのケアチーム、児童福祉司、児童心理司、検案医等々、様々な職種の職員を大量に派遣しました。

物的支援の毛布やクラッカー、アルファ化米など備蓄物資については、被災地に向けて、３月12日から東京都トラック協会の協力を得て搬送しました。

備蓄物資は東京都民のためのものであり被災地への提供は困難であるとの異論もありましたが、上層部の判断をいただき、被災地への提供に踏み切りました。

被災県内では市町村が壊滅的な被害を受けている中、義援物資が末端まで届かないという事態が生じていました。それを解消するために、都は、７月に東京路線トラック協会と協定を結び、義援物資を集約地点に集めないで運送会社を使って必要な地域に個別に届くようにしました。後からは、ファックスで受け付け、単品でも配れるように工夫しました。

【避難者受入れについて】

Ｑ：避難者受入れに係る福祉保健局の支援事業について、お聞かせください。

Ａ：透析患者の受入れについては、３月15日に都区部透析医会災害情報ネットワーク等を通じて要請が来ました。突然、500人が東京に向かっているという連絡が入り、実際は399人でしたが、すぐに受け入れ場所の確保に動きました。場所は、年越し派遣村で使ったことのある国立オリンピック記念青少年総合センターを主な宿泊施設としました。

受入れに当たっては、避難患者等の人数や要介護度などの基本情報が無かったため、一度第一本庁舎５階の大会議場で待機してもらい、その後、各宿泊施設に割り振ることとしました。

一般の被災者の方については、３月17日から東京武道館と味の素スタジアムにおいて、受入れを開始しました。

避難所の運営に関し、他局からは福祉保健局が避難所運営を担当してほしいという意向がありましたが、当時、福祉保健局は放射能対応や現地支援で手一杯だったため、庁内での議論の結果、実際にイベント等を実施して利用者の様々な対応を熟知している各施設の所管局に運営を担当してもらうことにしました。福祉保健局は、避難所運営のノウハウを各局に伝えるとともに、各施設での放射能検査や保険業務を担当しました。

【被災地支援について】

Ｑ：次に福祉保健局の被災地支援について、お聞かせください。

Ａ：福祉保健局は、発災直後から、物資の提供、人材の派遣、ペット動物の捕獲など、非常に幅広い場面で被災地の支援を行いました。

その中で、特に印象に残っているのは、ご遺体の火葬支援でした。福祉保健局では、被災県からの依頼の前段階で、新型インフルエンザ対策用に備蓄してあった遺体袋・約8000袋を提供し、感謝されました。

平成27年２月18日
都庁本庁舎にて

元　福祉保健局総務部総務課長
平山哲也氏のインタビューより

その後、被災地では、火葬場の被災や燃料不足により、火葬場の処理能力をはるかに上回る数のご遺体を目の前にして、どう対応していくかが大きな問題となっていました。都の建設局は、４月１日から東京瑞江葬儀所において火葬支援を行い、福祉保健局も、４月11日から民営火葬場と公営火葬場の協力を得て、併せて860体(建設局分を含む)の火葬支援を行いました。

県外の火葬受入れは想定外でしたが、都内の火葬を請け負っている民間業者の申し出もあり、身元確認の済んでいるご遺体を受け入れました。建設局でもトラックを購入しましたが、福祉保健局も、ご遺体輸送用のトラックを１台購入しました。

ご遺族の心情を配慮しながら、輸送手段や受入体制等の確保に担当者が奔走する中、様々な関係者の思いと努力が結実して火葬協力が実現したと考えます。

【課題、教訓等】

Ｑ：今回の経験で得られた教訓等をお聞かせください。

Ａ：「人」ですね。

この人に言えば何が動くか、という点を見極めないと、結局のところ動きません。

如何にどんなマニュアルを作ろうとも、動かせる人同士がコミュニケーションをしっかりとらないと、何も決まらない、動かない、ということを、つくづく感じました。

今回の震災で、福祉保健局は様々な局と密接に関わりましたが、総務課長同士のネットワークが極めて有効でした。

局内で心掛けたのは、情報の共有化、判断の迅速化であり、局長をヘッドとする縦系列の意思決定の一本化でした。総務局や知事本局(当時)から来る多くの情報や要請を整理し、他局と連携しながら福祉保健局が対応するには、迅速な意思決定が最も重要です。

今回のような、他県で発生した大規模な震災、津波被害、原発事故への対応は、すべてマニュアルのない手探りの状況での対応となったため、重要事項ごとに総務部の管理職の担当を決め、実働部隊である各部との連携、調整に当たらせました。毎朝局長室で、総務部メンバーによるミーティングを行ったことが印象に残っています。

東京 DMAT・医療救護班の派遣

福祉保健局　医療政策部　救急災害医療課

1　内容

発災25分後には防災無線ファックスを通じて東京ＤＭＡＴ指定病院に対し待機要請を出した。その後、東京消防庁からの要請に基づき、都内の災害現場や被災地で活動した。

平成23年３月14日から、宮城県気仙沼市の要請に基づき、医療救護班の派遣を始めた。

(1)　東京 DMAT

東京消防庁の緊急消防援助隊と連携して３月11日から同月19日まで宮城県気仙沼市に12隊、福島県第一原子力発電所に３月18日から同月28日まで２隊、３月11日及び同月12日に千代田区九段会館と町田市の大型スーパーにそれぞれ２隊、計18隊が出動した。

(2)　医療救護班

東京都医師会、東京都薬剤師会及び病院経営本部との連携により、被災地に医療救護班を派遣した。

医療救護班は、急性期から慢性期まで、その時々の現地の医療ニーズに合わせて医師、看護師、薬剤師等を派遣した。あわせて、医療救護班に帯同して救急災害医療課の職員を被災地に派遣し、現地関係機関との調整や情報収集を行った。

老人ホームの３階に取り残された要救助者の救援に向かう東京ＤＭＡＴ

津波で取り残された要救助者を東京消防庁と共に医療機関へ搬送する東京ＤＭＡＴ

避難所へ向かう被災者を診療する東京ＤＭＡＴ

派遣実績(医療救護班)

場所			宮城県気仙沼市	岩手県陸前高田市	福島県相馬市	東京都内
期間			平成23年３月14日から６月30日まで	平成23年３月29日から６月17日まで	平成23年４月５日から５月10日まで	平成23年３月12日から同月14日まで
班数			29陣100班	19陣33班	５陣６班	７班
人数	内訳	医師	130	50	6	8
		看護師等	164	58	7	12
		事務	52	11	5	4
	合計		346	119	18	24
派遣先			避難所(気仙沼総合体育館等)、気仙沼市立病院	県立高田病院仮設診療所、避難所等	相馬中央病院、避難所等	羽田空港SCU
備考						内閣府からの要請

2　事業実施に当たっての課題等

(1)　東京ＤＭＡＴ

今回の東京ＤＭＡＴの活動を通じて、被災地の厳しい環境の中で、自己完結型の活動が可能となる移動手段と、医療資機材や食料等の装備が活動現場では必要になると痛切に感じられた。そのため、現在では、すべての東京ＤＭＡＴ指定病院にＤＭＡＴカーが配備されている。

(2)　医療救護班

現地で適時適切な医療救護活動を実施していく上で、医療ニーズを的確に把握するとともに、それに合わせた医療救護班の編成・派遣や医薬品の投入等の調整を担う人材が必要であると感じられた。この経験も踏まえ、現在では、災害医療コーディネーターが設置されている。

また、地区医師会や区市町村等との緊密な連携体制が不可欠であることも現場での支援活動を通じて感じられたため、二次保健医療圏ごとに「地域災害医療連携会議」が創設された。

東京 DMAT・医療救護班・こころのケアチーム・医療支援職員の派遣

病院経営本部　経営企画部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

ア　東京ＤＭＡＴ

発災直後、福祉保健局から東京ＤＭＡＴ待機要請があり、平成23年３月12日より宮城県気仙沼市へ東京ＤＭＡＴ計３班(広尾病院、墨東病院及び多摩総合医療センター各１班)を派遣した。

イ　医療救護班

発災直後の平成23年３月12日より、羽田空港での広域搬送拠点臨時施設(SCU)立ち上げのために広尾病院から医師、看護師を派遣した。

同月14日以降、福祉保健局の派遣要請により都立・公社病院から宮城県気仙沼市及び岩手県陸前高田市へ職員を派遣した。

ウ　こころのケアチーム

福祉保健局からの派遣要請により、平成23年３月30日から岩手県陸前高田市へ都立病院から職員を派遣した。

エ　医療支援職員

日本小児救急医学会及びいわき市医師会からの依頼により、小児総合医療センター及び病院経営本部から職員を派遣した。

(2)経緯・取組

ア　東京ＤＭＡＴ

平成23年３月12日より広尾病院、墨東病院、多摩総合医療センターの東京ＤＭＡＴを派遣。３チームとも同日夕刻より宮城県気仙沼市に入り市営野球場

及び市内鹿折地区において医療救護活動を実施。

多摩総合チームは同月14日に活動を終了、同日出発し、同月15日４時30分に病院に帰着。

広尾、墨東チームは同月15日に活動終了、同月16日に各病院に帰着。

イ　医療救護班

地震発生翌日の平成23年３月12日に被災地の重症患者等を広域に搬送して対応するため、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を政府の依頼に基づき都が羽田空港に設置。この設置・運用において広尾病院から医師、看護師等（期間合計21人）を派遣し、被災地から自衛隊機により搬送された９人の患者さんへの診療等を実施。

現地への派遣については、宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市へ都立・公社病院から医療救護班を派遣。平成23年３月14日から同年６月30日まで12病院（うち公社病院が６施設）から計179名を派遣。

ウ　こころのケアチーム

平成23年３月30日（第３班）より派遣を開始。平成23年３月30日から平成24年３月17日まで８病院（うち公社病院が２施設）から計239名を派遣。

エ　医療支援職員

平成23年３月18日から同月26日まで、日本小児救急医学会からの依頼により、小児総合医療センターから医師３名を宮城県立こども病院等に派遣。

平成23年３月29日から同月31日まで、いわき市医師会からの依頼により、病院経営本部顧問１名を福島県いわき市に派遣。

2　目的・内容

(1)　目的

被災地（宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市等）に対する医療救護活動

(2)　内容

地震発生当日の夜に、災害医療派遣チーム（東京ＤＭＡＴ）として、広尾、墨東、多摩総合医療センターの各病院から東京消防庁の緊急消防援助隊とともに宮城県気仙沼市に向かい、15日まで医療救護活動を実施した。

東京ＤＭＡＴ広尾

東京ＤＭＡＴ墨東

東京DMAT多摩総合

地震発生翌日の平成23年３月12日には被災地の重症患者等を広域に搬送して対応するため、今回の災害ではじめて実施された広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を政府の依頼に基づき都が羽田空港に設置された。この設置・運用では当初から広尾病院が医師、看護師等を派遣し（期間合計21人）、被災地から自衛隊機により搬送された９人の患者さんへの診療等を行った。（写真）

（写真）羽田空港　広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）立ち上げ

被災地における継続的な医療支援のため、同月14日からは宮城県気仙沼市への医療救護班の派遣を開始。

４日間の日程で、都立病院、公社病院からは毎回３班、10人～12人程度が現地に入り、非常に厳しい環境の中で、被災者の診療、患者搬送等の医療救護活動を行った。医薬品や現地調達が困難な食料など医療救護活動に必要な準備も含め、医療スタッフや事務職も医療救護班の派遣に関わり、現地での活動が進められた。平成23年３月29日からは、岩手県陸前高田市にも医療救護班が派遣された。さらに、現地からの患者搬送のため、駒込病院から看護師が気仙沼市に出向き、搬送時の医療救護活動を行った。

気仙沼市での医療救護活動
（第一次医療救護班）

医療救護活動に必要な医薬品や食料などを
バスに積み込む

また、激しい災害に直面し、被災後の厳しい環境のなかで過ごす方々のこころのケアを行うため、都は「こころのケアチーム」を平成23年３月23日から派遣。都立病院では同月30日から松沢病院が各回８日間で継続した派遣を実施するほか、多摩総合医療センター等からも医療チームが派遣された。

このほか、小児総合医療センターからは３人の医師が宮城県立こども病院等で診療支援を行い、病院経営本部の高橋俊雄顧問は福島県いわき市において平成23年３月29日から医療支援を行った。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)現地の情報不足
(2)職員派遣にかかるリスク管理(被ばく等)
(3)現場までの交通手段の確保
(4)装備品、携行品の不足　等

5　その他

担当者のコメント

(1)　看護師(岩手県陸前高田市派遣)

今回の派遣で一番重要な仕事と感じたのは「災害医療ロジステックス」といわれる業務です。災害現場において医師・看護師の医療業務を全面的にサポートしていくことに加え、現地スタッフとの調整、どこにどれだけの支援が必要か見極める重要な仕事です。今回、福祉保健局の方々が勤められましたが、(たぶん)慣れない業務の中、真摯にサポートして頂き感謝しています。医療に携わるものは皆誰かのためにと思いを抱いている人ばかりです。ぜひ今後も私たちを有効活用し、支援を続けていって頂きたいと思います。

(2)　医師(宮城県気仙沼市派遣)

今回のような医療救護班ですが、もっと長いスパンで派遣するようにした方がいいと思います。申し送りに時間がかかるので、他にやりたいことが中途半端になりがちです。また、長く被災生活を送っていると症状も慢性期に入ってきますから、特に今後は長期滞在できることが望ましいと考えます。

(3)　医師(福島県いわき市派遣)

いわき市は他の被災地と違い、地震・津波のほかに原発事故による様々な被害を受けている地域でした。その風評被害で報道機関が入らないので、現地の状況が報道されず、現地で初めてその惨状を目の当たりにしました。様々な避難所を回りましたが、原発から逃れた方々の多いところはやはり暗く、何と声をかけていいか、大変気の毒でした。

被災地支援に行きたいという強い思いを持つ東京都の医師はたくさんいます。私は４月１日の東京医師アカデミー辞令交付式で被災地に関する話をしましたが、若い医師たちも真剣に話を聞いていました。しかし、個人で活動して力を発揮するのは非常に難しいですから、そうした医師たちをチーム化して派遣できるシステムの構築が必要だと考えます。

検案医の派遣

東京都監察医務院　事務室

1　事業実施の経緯・背景

東日本大震災により多くの方々が亡くなられ、御遺体の検視・検案が滞っていたことから、被災地からの要請に基づき平成23年３月13日から派遣することとなった。

2　目的・内容

(1)　目的

監察医を派遣し、被災地での検案業務を行う。

(2)　内容

被災地の体育館等で行われた検視・検案・身元確認の一連の流れの中で、当院は検案の部分を担当した。検案とは、事故や災害、死因が分からずに死亡した方等に対し死因を特定することで、これに基づき死体検案書(死亡診断書)が作成される。

被災地では、ライフラインが寸断されていたため日没とともに検案を終了しなければならなかったことや、多くの御遺体を傷みが進む前に検案する必要があったが、限られた時間の中で検案業務を鋭意行った。

また、御遺体をきれいにするための水もない状況で、アルコールや手袋など、検案に必要な物資も都から支援を行った。

3　実績・成果

(1)　派遣実績

派遣期間	派遣先	派遣医師数
平成23年 3月13日から同年7月 5日まで	岩手県	14名
	宮城県	39名
	福島県	6名

(2)　成果

検案数　545件

4　事業実施に当たっての課題等

発災時に迅速な検案が行えるよう、検案医、燃料や各種資機材の確保に向けた対策について、関係機関も交え検討する必要がある。

5　その他

監察医務院から常勤医１名を被災地に常時派遣し、また非常勤医師も日本法医学会等の別ルートから被災地に派遣されている状況で、通常業務である23区内の検案業務の人的な体制を確保するのに苦労をした。

医療救護班の輸送

交通局　自動車部　営業課

1　事業実施の経緯・背景

気仙沼市からの依頼により、福祉保健局及び病院経営本部からの医療救護班の災害派遣に係る輸送を交通局で所管した。

2　目的・内容

医療救護班の災害派遣を支援するため、観光バスによる医師、看護師、事務職員、医薬品及び機材の輸送を実施した。

3　実績

	日　程	目的地	輸送内容	備　考
1	平成23年 3月14日9:30から 同月15日16:30まで	岩手県一関市 宮城県気仙沼市	医師３名、 看護師６名、 事務１名ほか	警察車両先導のもと緊急車両以外通行禁止の東北自動車道を運行。
2	平成23年 3月17日7:20から 同月18日11:30まで	岩手県一関市	医師９名、 看護師７名、 事務３名ほか	出発日の朝、福島第一原発の影響を回避するため、福島県を迂回するように指示有。関越自動車道から日本海東北自動車道を経由し、山形県を抜け宮城県から東北自動車道へ入るルートで運行。 計1,800㎞、28時間の運行。
3	平成23年 3月20日7:00から 同月21日6:40まで	宮城県気仙沼市 岩手県一関市	医師12名、 看護師９名、 事務４名ほか	前回のルート変更を踏まえ、事前に関係部署と調整を行い、東北自動車道を運行。 第３陣からホテルで数時間の休憩が可能となる。
4	平成23年３月23日7:00から 同月24日6:00まで	宮城県気仙沼市 岩手県一関市	医師６名、 看護師９名ほか	
5	平成23年３月26日7:00から 同月27日6:00まで	岩手県一関市 宮城県気仙沼市	医師７名、 看護師９名ほか	第５陣以降、同じ内容の運行となる。
6	平成23年３月29日から同月30日まで	同上	医師７名ほか	
7	平成23年４月１日から同月２日まで	同上	医師５名ほか	
8	平成23年４月５日から同月６日まで	同上	医師３名ほか	
9	平成23年４月９日から同月10日まで	同上	医師５名ほか	
10	平成23年４月13日から同月14日まで	同上	医師４名ほか	
11	平成23年４月17日から同月18日まで	同上	医師２名ほか	
12	平成23年４月21日から同月22日まで	同上	医師２名ほか	
13	平成23年４月25日から同月26日まで	同上	医師２名ほか	

4　その他

担当者のコメント

緊急輸送ということで、運行内容の情報が錯綜する中、過酷な運行（特に第２陣）であったが、誰一人辛い顔をすることなく、無事故で役目を終えたことは本当に良かったと思う。

苦労した点は、運行予定が間際まで決まらない事や急遽変更になった事、また、第２陣では、燃料不足のため給油できるガソリンスタンドを探し回った事等がある。

被災地支援に東京都の一員として協力できたことを大切にしたい。

保健師チームの派遣

福祉保健局　保健政策部　保健政策課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

被災都道府県から国へ派遣要請があった場合、厚生労働省において被災都道府県からの派遣要請数が確認され、全国の自治体に対して派遣可否の照会が行われる。

保健師の派遣については、阪神・淡路大震災以降、中越、中越沖地震までは、都区合同の保健師チームを派遣してきた実績があり、実施内容は、避難所や地域の健康相談や健康調査といった直接被災住民に対応する保健活動が中心であった。

東日本大震災においては、平成23年３月12日に厚生労働省健康局から被災県への保健師等の派遣の可否について照会があり、同月15日に、都単独チームによる福島県田村市への派遣を開始し、被災地の避難所等における健康相談や衛生管理、在宅被災者の健康相談等の保健活動、被災自治体の保健衛生業務への支援を実施した。

(2)　経緯・取組

ア　経緯

平成23年

３月12日　厚生労働省健康局から被災県への保健師等の派遣の可否について照会

３月15日　都単独チームによる福島県田村市への派遣を開始

３月23日　都区合同チームを宮城県気仙沼市への派遣を開始

３月23日以降

被災３県９自治体(岩手県宮古市、宮城県気仙沼市、石巻市、東松島市、福島県田村市、相馬市、いわき市、双葉町及び広野町）へ、111チーム、延べ382名の職員(区市町村職員を含む。)を派遣

イ　取組

阪神・淡路大震災以降、中越、中越沖地震など、これまでの派遣においては、都区合同チームを編成していたが、東日本大震災では、被害が甚大かつ広範囲に及び、日々被害状況が明らかになっていく中で班編成を増やしていく必要性があり、特別区の単独チームや市町村保健師の参加など、新たな体制を組んで取り組んだ。

また、町の保健師への支援や、公衆衛生チームとしての保健所への支援、地方自治法による長期派遣という新たな活動に取り組んだ。

さらに、原発事故により役場機能も含め全町避難となった自治体の連絡事務所に対する支援では、少数の職員で町民対応を担っていたことから、発災時の自治体の対応やその中で保健医療福祉の体制をどのように整備していくかといった役場機能そのものを支援する活動にも取り組んだ。

あわせて、被災地から都内への避難者のために東京都が設置した避難所において健康相談を担当した。

設置当初は、都及び特別区の保健師が相談対応をしていたが、避難所が増加し、被災地支援の派遣も増える中、都内避難所については、他機関等への委託により対応することとした。

※別表１「保健師派遣に至る経過」及び別表２「東京都内避難所」参照。

2　目的・内容

(1)　目的

被災者の健康管理及び被災自治体の保健衛生業務支援

(2)　内容

被災地の避難所等における健康相談や衛生管理、在宅被災者宅への家庭訪問による健康相談等の保健活動、被災自治体の保健衛生業務への支援を実施

ア　避難所での活動の様子

避難所での健康相談

避難所内を巡回しての健康相談、血圧測定

避難所でのラジオ体操

スタッフミーティング（毎朝実施）

避難所の感染予防に関しては、一般住民はもとより、避難所管理運営を担当していた職員も公衆衛生に関する経験は少なく、「消毒剤を手につければ、とりあえず大丈夫」といった状況があった。このため、ライフラインの制約を考慮しながらの手洗いの励行と、ポンプ式液体せっけんの常備、共有タオルの廃止、清潔区域と不潔区域のゾーニングを指導する等、感染症予防対策の普及に取り組んだ。

イ　家庭訪問による健康相談

（ア）　被災地域を一軒ずつ家庭訪問し、住民の方に声をかけ、健康相談を実施した。

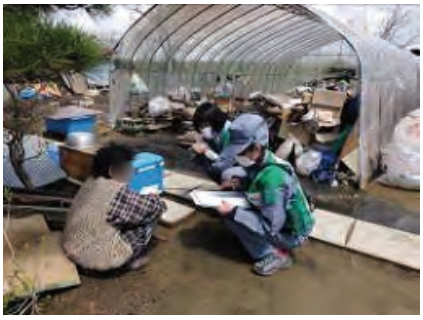

（イ）　仮設住宅での巡回訪問による健康相談

住み慣れた地域から遠い仮設住宅に入らざるを得ない現状であること、生活スタイルが大きく異なること、また、生活の見通しの立たないまま仮設住宅に移っても避難所のように食べ物の支給はなく、光熱水費も負担しなければならないという現実があり、コミュニティーづくりを意識した保健活動が必要であった。

3　実績・成果

(1)　実績

派遣期間：平成23年３月15日から平成24年３月31日まで

派遣実績：特別区を含め、保健師チーム111チーム、382名（他職種含む）のほか、公衆衛生チーム及び自治法による派遣を実施

ア　避難所での健康相談

地　域	相談件数	内　　容
田村市	260	健康相談、心の相談、血圧測定、生活環境の改善、病院の受診調整や受診勧奨等、原発に対する避難者の思いの受け止め、避難所の衛生管理状況の確認と助言、感染症予防対策、避難所変更者（避難所集約による）の移動補助
相馬市	85※1	
いわき市	335※1	
気仙沼市	182	
石巻市	132	
宮古市		

※１　相馬市、いわき市の相談件数は「イ　家庭への巡回相談」の件数を含む。

イ　家庭への巡回相談

地　域	相談件数	内　　容
相馬市	85※2	全戸家庭訪問による健康調査、健康相談、心の相談、血圧測定
いわき市	335※2	
気仙沼市	1,360	
石巻市	3,616	
東松島市	628 (215世帯)	

※２　相馬市、いわき市の相談件数は「ア　避難所での健康相談」の件数を含む。

ウ　仮設住宅健康調査、健康相談、心の相談、血圧測定（石巻市27世帯）

エ　被災自治体の保健活動体制の再構築に向けた支援（猪苗代町他）

（ア）　地区踏査（他県の派遣保健師も含めたマップ一覧表作成）

（イ）　次の派遣保健師のための手順書作成

（ウ）　関係機関等との意見交換及び調整（派遣チーム、社会福祉協議会及び保健所）

（エ）　広報媒体、週間予定表の作成、様式等の作成（日報、事業実施報告、医薬品整理簿等）

（オ）　保健事業計画の作成、保健活動のまとめ

（カ）　他県へ移転した町役場本部との調整

（キ）　緊急雇用制度を活用した保健師が確保されるまで支援する方針を固め、保健師探しを併行、退職した保健師を紹介し、雇用手続き等までの支援を実施

（ク）　避難所を解消する平成23年９月末まで緊急雇用保健師による支援の継続

オ　被災自治体の保健事業再開に向けての支援（石巻市）

母子保健事業（２歳児歯科健診、１歳６か月児健診、３歳児健診他、乳幼児相談）の応援

(2)　成果

今回の震災は、被害が甚大かつ広範囲に及び、これまでの被災地支援の経験では対応できない状況であった。派遣要請が次々と入り、一時に複数の被災地へ複数のチームを派遣するという初めての経験となった。

また、直接被災住民に対応する活動に加え、町の保健師の活動への支援や、公衆衛生チームとしての保健所への支援、地方自治法による長期派遣という新たな活動を経験した。

発災時の自治体の対応やその中で保健医療福祉の体制をどのように整備していくかといった役場機能そのものを支援する活動に加え、町保健師の支援及び公衆衛生チームや保健所への長期派遣等新たな経験を通じて、発災時の保健所の役割や派遣活動のあり方を考える機会となった

4　事業実施に当たっての課題等

東日本大震災においては、複数チームの派遣が求められ、そのすべてに都の保健師が入ることは不可能であった。当初は、中越沖地震で調整したローテーションを基に都区合同チームでの派遣としたが、特別区からは早い段階から派遣班追加の意向が寄せられ、協議・調整の結果、特別区単独チームでの派遣となった。特別区では、保健衛生主管部長会が中心となり、保健衛生主管課長会、特別区長会事務局、保健師業務連絡会等と役割分担し対応することとなった。

自治体の違う区から区への交代による支援活動を有効に継続していくためには、情報集約や調整を担

い、現地状況や活動状況を総合的に判断する専従の職員を配置するなど、今後の体制整備が必要と思われる。

なお、特別区の活動の詳細については、「東日本大震災特別区被災地支援保健師等派遣に関する報告書」（平成24年３月　特別区保健衛生主管部長会）が発行されている。

また、今回の震災では、広範囲に甚大な被害があり、支援要請も多いことから従来の都区合同チームでは対応しきれないことを想定し、市町村へも派遣協力を依頼した。市町村は、急遽要請したこともあり、一部の自治体のみの派遣となった。今後は全ての市町村において緊急時に対応できるよう体制を整備することが必要である。

支援活動を一定期間継続するためには、数日間での交代とならざるを得ず、派遣者間の引継ぎにより被災地へ負担をかけない配慮が必要とされるが、短時間での引継ぎには限界がある。支援期間全体を通して方向性を検討したり、課題解決を図っていくためには、全体を継続的に調整したり、自治体の違う保健師間の中継点となる機能が重要である。さらに、初めて被災地派遣を経験する市町村の保健師には、派遣の不安軽減のために事前説明会の実施や、現地からの報告を次班の派遣者に情報提供をするなどしていたが、普段関わりのない東京都には細々としたことは聞き難く、実際には、現地から所属自治体に度々電話で相談し、活動したという保健師もおり、各市町村におけるバックアップ体制の充実も今後の課題である。

5　その他

担当者のコメント

(1)　今回の震災は、被災地が広範囲であり、同時期に複数の保健師チームの派遣を行った。派遣要請元も厚生労働省、東京都現地事務所等さまざまであり、派遣先や派遣者との調整に加え、都内に設置された避難所での健康相談の調整等も重なり、混乱を極めた。

(2)　被災地までの交通手段や宿泊先の確保には大変な時間を要した。活動拠点が転々とし、物品等の移動にも右往左往した。持込の庁有車についても、各地で、平常時に運転業務をしていない職員に、長距離運転を担ってもらうこととなり、大変な苦労をかけた。

(3)　派遣に当たって、派遣開始当初は事前説明会の開催ができず、電話やメール等による情報提供はしてきたが、派遣者にとっては、十分なものではなかったと思われる。前後の派遣者同士で自主的に連絡を取り情報収集をしていたということもあったようである。

派遣者への最終情報の提供は、保健政策課の担当者が、毎出発毎に集合場所へ旅費や現地での経費を持参し説明を行うという状況であった。

(4)　これまでの被災地支援活動では、終了後に総括する形での報告会を開催していたが、今回は、派遣期間も長期となり、全体としての最終報告会等はタイムリーには実施できなかった。都の保健所においては、各所で被災地支援に入った保健師の振返りや、圏域で報告会を実施した所もあった。

ア　平成23年７月　平成23年度都区市町村保健師合同業務連絡会
都内での活動について都区市からの報告「東日本大震災　東京では・・・」をテーマに都内での活動について都区市からの報告を行った。

イ　平成23年９月　東日本大震災被災地支援報告会都区市の保健師からの報告

ウ　平成24年３月　平成23年度災害保健研修
都区市から派遣活動の状況やその後の取組みについてリレートーク

(5)　派遣後の支援活動の振り返りや報告会、各自治体でのその後の取組みの情報交換等の実施は、各自治体における災害時の保健師活動の充実はもちろん、被災地支援に入った職員のメンタルヘルスにもつながることから、今後も意識的に取り組んでいく必要があることを実感している。

ア　平成23年７月に派遣者による意見交換会

イ　平成23年10月に派遣者による意見交換会

(6)　今回の震災では広範囲に甚大な被害があり、派遣に関しても、区市町村や保健所、派遣先の県や市町村、厚生労働省や都庁内各部署との調整が混乱する中で、これまでの経験では対応できない状況も多く、課題が残ったのも事実である。今回の貴重な経験を教訓とするとともに、このような状況の中、派遣者及び派遣者を送り出してくださった職場の方々等、多くの皆様の協力に心から感謝したい。

別表１　保健師派遣に至る経過

月日	保健政策部の動き	区市町村調整
3月11日	14時46分　東日本大震災発生 14時49分　津波警報 東京電力福島第一原子力発電所原子炉緊急停止 19時03分　原子力緊急事態宣言 21時23分　福島第一原発半径3km以内避難指示命令 ・過去の派遣報告書を基に職員派遣の流れ、必要物品の確認 ・第１班編成検討	
3月12日	福島第一原発の避難指示区域3kmが10km、20kmへ拡大 ・厚生労働省から保健師派遣についての照会 →　3月15日から保健師派遣が可能と回答	厚生労働省から特別区・政令市へも派遣の照会（回答は東京都へと指示有） →　特別区保健衛生主管部長会へ連絡し、14日に詳細調整することとする。
3月13日	東京電力が計画停電の実施を発表 ・厚生労働省から福島県へ3月15日からの派遣要請受理	
3月14日	・福島県へ連絡調整（派遣先、現地状況確認） ・派遣準備 移動手段（庁有車、借り上げハイヤー） 緊急車両証明取得 宿泊場所の確保 連絡体制（夜間土日含む）、派遣者用の資料作成 活動物品の購入 ・各保健所へ中越沖地震に続く順番で人選依頼	・特別区保健衛生主管部長会へ連絡 先陣として東京都を派遣し、平成16年の中越沖地震で調整したローテーションをもとに、第2班以降を都区合同チームを派遣する方針を確認 ・第10班までの該当区へ人選依頼
3月15日	福島第一原発の半径20～30kmの住民ら約14万人を対象に屋内避難を発令 **東京都保健師チーム第１班　派遣（福島県田村市）** ・第2班以降のメンバー調整 ・第1班から現地状況の報告、及び要請への対応 ・派遣通信No.1を発信 東京避難所開設に伴う健康相談体制の調整開始（以後継続）	・厚労省照会への各区回答を順次受理、調整担当者名簿作成 ・第10班までの派遣者名回答を順次受理、派遣者名簿作成、派遣案内送付
3月16日	厚労省から連絡あり、福島県の活動状況等について照会あり 派遣先現地状況資料作成（次班以降派遣者への案内作成）	特別区により人選に苦慮しているとの連絡あり、派遣先が福島県であるための不安等の声もあり
3月17日	東京避難所での受入開始 ・健康相談体制整備（人員、物品） 武道館については、足立区と調整 味の素スタジアムは、東京都保健師2名体制と人員調整 相談対応の考え方、後方支援等の調整 相談体制委託の検討調整	東京避難所（武道館）の相談対応について、22日まで足立区保健師が対応し、23日～31日まで特別区保健師のローテーションで対応することとし、特別区調整
3月18日	原発事故への派遣職員の不安等を考慮し派遣先変更を検討 →変更決定、厚労省へ連絡	
3月19日	・厚労省から田村市を変更して宮城県へ3月23日からの派遣要請受理 ・宮城県へ連絡調整　→　派遣先気仙沼市に決定 ・第2班日程調整、移動、宿泊先確保	保健衛生主管部長会及び第2班該当区へ連絡 福島県田村市への第2班（都区合同チーム）派遣を中止し、宮城県気仙沼市へ変更。大幅な予定変更を避けるため、第2班（気仙沼第1班）出発を23日からの3泊4日とすることとする。
3月20日	第1班帰庁	
3月21日	東京避難所追加（ビッグサイト）に伴う健康相談体制整備調整 開設時の体制整備後は委託による相談対応とする	
3月22日	東京避難所ビッグサイトでの受入開始 東京都保健師が開設時体制整備、相談対応	東京避難所（武道館）の相談対応について、各区長へ保健師派遣依頼文発送 →　23日～31日まで特別区保健師ローテーション対応
3月23日	**都区合同チーム　派遣 開始（宮城県気仙沼市）**	
3月24日	東京避難所の相談体制委託、委託後は、相談実績、日報の受理、後方支援として専門機関との調整及び対処ケースの引継ぎ等を担う ビッグサイトを東京都看護協会へ委託開始 東京武道館を4月1日から東京都予防医学協会へ委託 味の素スタジアムを4月1日から在宅保健師の会へ委託	
3月25日		
3月26日		
3月27日		
3月28日		
3月29日		厚労省からの要請を受け、派遣追加について、特別区保健衛生主管部長会と協議
3月30日	医療政策部から医療救護班に保健師同行の要請あり（福島県相馬市へ4月5日出発）	
3月31日		

月日	保健政策部の動き	区市町村調整
4月1日	被災地支援岩手県事務所より宮古市への派遣要請の情報あり	
4月2日		
4月3日		
4月4日	・福島県相馬市への派遣について、医療救護班と一緒の出発ではなく、7日より東京都保健師2名を派遣することとし、人選 ・岩手県宮古市への派遣について、チーム編成、必要物品、移動手段、宿泊施設確保調整	
4月5日		特別区保健衛生主管部課長会、特別区長会事務局と派遣チーム追加について調整 被災各県の要請に応えるためには中越地震、中越沖地震時に確立した都区合同チームの枠にとらわれず、特別区チーム、東京都チームとして機動的に対応することとする ＜確認事項＞ ・福島県相馬市派遣を東京都チームから特別区チームへ（4月12日から） ・宮城県気仙沼市派遣を都区合同チームから特別区チームへ（4月9日から） ・岩手県宮古市（派遣調整中）を東京都チームとする
4月6日	・被災地支援対策課経由で宮古保健所担当者の連絡先情報あり ・宮古保健所へ活動について連絡調整、派遣者への案内、名簿作成 ・局長および保健所長会へ派遣方針説明 今後保健師チームを増やしていく 保健師・事務以外の職員へ派遣協力の意向調査を実施 市町村へも派遣協力依頼をしていく	
4月7日	**福島県相馬市への派遣開始** ・派遣先への飛行機チケット及び宿泊先確保を旅行社へ依頼 以後、旅行社へ電話にて手配し、直前にチケット及び宿泊予約控の受取	特別区長会事務局と実務打ち合わせ 保健師活動調整業務の説明（保健師活動について、派遣の体制整備について、事務手続き、物品整備について）特に情報集約と調整を担う保健師が必要であることを強調 ＜確認事項＞ ・日報等は、派遣中の保健師から自区の保健所へ ・引継ぎは、派遣中の保健所から次回派遣の保健所へ ・厚労省報告は、派遣中の保健師が派遣最終日に作成し東京都に提出、東京都が取りまとめて厚労省へ
4月8日		
4月9日	**岩手県宮古市へ派遣開始（4班から特別区チーム）**	**特別区チーム　派遣開始（宮城県気仙沼市）**
4月10日		
4月11日	・各保健所及び局内各部へ派遣協力調査依頼（4/13〆切）	
4月12日		
4月13日		
4月14日		26市保健衛生主管課長会幹事会にて保健師派遣協力依頼
4月15日	・被災地支援宮城県事務所から石巻市、東松島市への派遣について情報提供あり ・福島県相馬市の派遣報告及び今後の派遣地域拡大の可能性を考慮し、福島県相馬市への派遣を終了とし、岩手県宮古市への派遣を特別区チームとする。	特別区保健衛生主管部長会と調整 保健師派遣の必要性を考慮し、相馬市派遣を終了とし、宮古市への派遣を特別区チームとする（事務担当者調整が困難な第3班は保健師のみ（事務担当者は東京都）とし、第4班から特別区チーム（４月26日から）とする）
4月16日		
4月17日		
4月18日	・福島県への支援が少ないとの情報あり、いわき市への派遣要請あり	
4月19日		
4月20日	・保健政策課内へ派遣協力調査4/25〆切）	
4月21日	福島県いわき市と宮城県石巻市へ東京都保健師を派遣することとし、調整開始（いわき市については、政令市との合同チーム）	・26市保健衛生主管課長会及び町村会へ保健師派遣協力依頼 ・福島県いわき市への派遣について、政令市と調整
4月22日	・厚労省から東松島市への派遣要請あり ・派遣チームを各保健所単位とし、保健所内での編成依頼	
4月23日		
4月24日	**宮城県石巻市への派遣開始** 東京都内避難所（東京武道館、東京ビッグサイト）閉鎖 物品回収、個別相談記録等引継ぎ	
4月25日		
4月26日	**都政令市合同チーム　派遣開始**	**（福島県いわき市）　2班のみ** **特別区チームとしての宮古市（4班）派遣開始**
4月27日		
4月28日	宮城県、被災地支援宮城県事務所、東松島市へ状況確認 4班を派遣することとする。	保健師派遣への協力回答のあった市町村へ、東松島市への派遣調整開始
4月29日		
4月30日		

月日	保健政策部の動き	区市町村調整
5月1日		
5月2日		東松島市派遣の内諾が得られた市町村へ派遣依頼
5月3日		
5月4日		
5月5日		
5月6日		
5月7日		
5月8日		
5月9日		
5月10日		東松島市への派遣について事前説明会実施
5月11日		
5月12日		
5月13日		
5月14日		**東松島市へ派遣開始（市町村保健師）４班で終了（その後石巻市派遣を都市町村合同班とする）**
5月15日		
5月16日		
5月17日		
5月18日	被災地支援福島県事務所から福島県への派遣依頼あり。双葉町を東京都、広野町（5月23日から）を特別区の派遣とする。	特別区保健衛生主管部長会と福島県広野町派遣調整
5月19日		
5月20日	東松島市派遣終了に引き続き、石巻市派遣第9班（6/3～）以降を都・市町村合同チームとすることとする。	保健師派遣への協力回答のあった市町村へ、石巻市への派遣依頼、調整
5月21日		
5月22日	**福島県浪江町（双葉町支援）へ派遣開始** 東京都内避難所（味の素スタジアム）閉鎖 物品回収、個別相談記録等引継ぎ	
5月23日		**福島県いわき市（広野町支援）へ特別区チームの派遣開始**
5月24日		
5月25日		
5月26日	**石巻市派遣第9班（6/3～）以降の都**	**・市町村合同チームへの事前説明会を実施**
5月27日	双葉町支援について局内保健師の派遣調整	
5月28日		
5月29日	以後、下記を継続 ・被災地自治体、現地事務所、厚生労働省との連絡調整 ・派遣活動の連絡調整 （派遣者への情報提供、派遣者からの報告受理） ・厚生労働省へ派遣報告 ・プレス発表確認調整 ・区市町村との連絡調整	以後、特別区については、下記を継続 ・特別区長会事務局と東京都におけるプレス発表内容の確認調整 ・派遣チームからの報告受理 ・派遣先自治体からの連絡調整 ・厚生労働省との連絡調整（派遣報告、派遣状況等） ・特別区保健衛生主管部課長会、特別区保健師業務連絡会との情報交換等 市町村についても適宜、連絡調整及び情報交換
5月30日		
5月31日		

別表２

東京都内避難所

避難所名（所在地）		東京武道館（足立区）	味の素スタジアム（調布市）	東京ビッグサイト（江東区）	旧グランドプリンスホテル赤坂（千代田区）
開設日		平成23年3月17日から同年4月24日まで	平成23年3月17日から同年5月22日まで	平成23年3月22日から同年4月24日まで	平成23年4月11日から同年6月25日まで
公的相談機関	当初の健康相談の実施方法	平成23年3月17日から同月22日まで足立区保健所が相談を実施その後、3月いっぱいは23区のローテーション	平成23年3月17日から同月31日まで東京都保健所・保健政策部保健師が相談を実施	平成23年3月22日から同月23日は、東京都保健所保健師が出向き、相談室の準備や相談を実施	平成23年4月11日から同月15日は、千代田区保健所保健師が出向き、相談を実施
	相談体制の委託について	平成23年4月1日から予防医学協会 ⇒保健師等2名体制（平成23年4月18日から1名体制）	平成23年4月1日から在宅保健師の会（フリーランスの会・さつき会） ⇒保健師2名体制	平成23年3月24日から東京都看護協会 ⇒保健師等2名体制	平成23年4月18日から予防医学協会 ⇒保健師等1名体制
	支援後方	東京都保健政策部保健指導調整係、精神保健福祉センター（下谷・中部・多摩）			
相談件数（延べ）		253件	262件	88件	678件
相談方針 転出者対応		「一時相談」、必要に応じ周辺医療機関、関係機関紹介 転出者に関しては、新たな居住地の保健所等関係機関に相談するようにと助言し、終了			

こころのケアチームの派遣

福祉保健局　障害者施策推進部　精神保健・医療課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　厚生労働省から、平成23年３月13日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震にかかる『心のケアチーム』の派遣の可否について」にて照会あり
(2)　「こころのケアチーム派遣」について部内調整
(3)　(総合)精神保健福祉センター、病院経営本部(各都立病院)へ職員の派遣についての調整
(4)　医療政策部への情報提供及び宿泊先等の調整・依頼
(5)　平成23年３月15日　派遣可能な旨、厚生労働省へ回答
(6)　平成23年３月18日　厚生労働省と調整　派遣先が「岩手県」と決定
(7)　平成23年３月18日　岩手県知事より東京都知事宛てに派遣要請あり
(8)　派遣に伴う必要物品・診療用医薬品等の準備
(9)　平成23年３月19日　岩手県と調整　派遣先が「陸前高田市」と決定
(10)　平成23年３月22日　派遣職員向けの事前説明会・研修会(第１回)実施
(11)　平成23年３月23日　第１班派遣　岩手県一関保健所及び陸前高田市にてオリエンテーションを受ける
(12)　平成23年３月24日～　「こころのケアチーム」支援活動開始

2　目的・内容

(1)　目的

被災によって機能しなくなった精神医療の補填、精神医療機関の業務支援や、被災した精神障害者・精神疾患患者への対応、災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える被災住民についての対応、支援者への支援など

(2)　内容

平成23年３月23日から平成24年３月30日まで、岩手県陸前高田市に医師、保健師、看護師、精神保健福祉士などからなる多職種のチームを62班、399名派遣した。

主に派遣されたのは都立の精神保健福祉センターや都立病院の職員であったが、東京都医師会及び東京精神科病院協会の協力により、11の民間病院からも参加した。

他の自治体からの応援によるチームや、地元の社会福祉法人などと連携して、被災者を訪問して相談を受けるだけでなく、こころのケア外来も実施した。

陸前高田市では市の職員の３分の１が死亡又は行方不明となっており、本来支援する側の職員の負担や疲労も大きいことから、現地の要請を受けてストレスチェックやカウンセリング等も実施した。

3　実績・成果

(1)　実績

62班、399名派遣
※別表「こころのケアチーム活動状況一覧」参照

(2)　成果

ア　発災後早期から、中長期的な支援の実施
イ　救急対応から継続的支援まで幅広い支援の実施
ウ　児童精神科医による子供の心の問題に対する継続的な支援の実施
エ　陸前高田市の被災住民や、市役所・病院職員等の支援者支援の実施
オ　福祉保健局内だけでなく、病院経営本部、東京都医師会、東京精神科病院協会、都内各精神科医療機関等の連携・協力により、多職種によるチームを編成し支援を実施
カ　こころのケアチーム派遣終了に当たっては、市内に作られた心療内科等への引継ぎや、岩手県こころのケアセンターへの引継ぎにより、支援が途切れることのないよう対応

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　現地での活動内容等の引継ぎ
(2)　派遣職員へのオリエンテーション、研修及び派遣後のフォロー

(3)　派遣職員の健康管理、事件・事故発生時の対応、二次災害の防止
(4)　支援当初より終了を視野に入れた活動の実施

5　その他

担当者のコメント

・被災後、初めて陸前高田市を訪れたときは、現実を目の当たりにして言葉も出なかった。
・「こころのケア」という看板では、受け入れていただくことが難しく、血圧を測りながら、「眠れていますか？」など、身体的な面からのアプローチをするなど工夫を要することもあった。
・東北新幹線が開通するまでは、交通局のバスか、医療救護班と日程が合わないときは夜行バスを利用した。
・冬場の東北の道路の運転は、慣れていないととても危険なため、10月から岩手県より運転技術の職員さんを派遣していただきとても助かった。
・派遣職員の方に、不安なく現地に行っていただきスムーズに支援に入っていただけるよう、毎回、派遣案内・行動予定・陸前高田市の状況・会計のしおり・派遣メンバー連絡先一覧等を作成し事前にお渡しした。現地の状況は各派遣職員より毎回情報を送っていただき、派遣案内等に反映していった。

別表　　こころのケアチーム活動状況一覧

月	班	メンバー	活　動　状　況
平成23年3月	1～2班	東京都チーム（2班：8人） 奈良県チーム（1班：5人）	○　活動に関するオリエンテーションを受ける ○　こころのケアチームの周知（ポスター、ちらし、医療チームミーティングへの参加等） ○　希望ヶ病院等関係機関へ挨拶 ○　避難所巡回・訪問（延57か所） ・　こころのケアチームの周知 ・　不安な方への声掛け、傾聴等 ○　個別相談等（89人）：訪問・面接等 ・　保健師チームからの依頼（要支援者、状況確認依頼対応） ・　家族からの相談 ・　本人からの相談等 ○　救急ケース対応（２人）：同行受診（要入院）
4月	3～10班	東京都チーム（8班：67人） 横浜市チーム（3班：3人） 千葉県チーム（4班：15人）	○　東京都・横浜市・千葉県・日赤・大洋会・ NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動 ○　こころのケアチームの周知（避難所の巡回、ポスター、ちらし、ミーティングへの参加等） ○　災害後こころのケアに対する普及啓発（ちらし、ポスター、心理教育等） ○　避難所巡回・訪問（延234か所） ○　個別相談等（延250人）：訪問・面接等 ○　市職員健診（192人）、二次健診（４人） ○　市職員健診の結果、ハイリスク者への二次健診のお知らせと啓発用資料作成・配布 ○　こころのケア外来を県立高田病院仮設診療所に設置 ・　毎週金曜日の午後　米崎CC（７人） ○　児童精神科医がチームに参加 ○　小友小学校・小友中学校にて心理教育等の実施（39人） ○　市教育委員会等との児童・生徒の対応について意見交換
5月	11～17班	東京都チーム（7班：51人） 千葉県チーム（9班：45人）	○　東京都・千葉県・日赤・大洋会・ NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動 ○　災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発（ちらし、ポスター、心理教育等） ○　避難所巡回・訪問（延138か所） ○　個別相談等（延211人）：訪問・面接等 ○　市職員二次健診（24人）・健康相談 ○　社協職員健診（９人）、学校・高田病院職員相談（10人） ○　中小企業従業員メンタル相談（16人） ○　こころのケア外来　毎週金曜日午後（米崎CC）（７人） ○　学童保育指導員向けレクチャー（８人） ○　県立高田病院職員向けレクチャー（60人） ○　教育委員会　学校関係者ミーティング参加 ○　NICCO主催の「こころとからだの健康の集い」にOT参加（３回）

6月	18～25班	東京都チーム（8班:67人） 千葉県チーム（8班:35人）	○ 東京都・千葉県・日赤・大洋会・ NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動 ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発（ちらし、ポスター、心理教育等） ○ 保健師向けミニレクチャー ○ 高田病院看護師向けレクチャー「こころとからだのケア」 ○ 避難所巡回（6か所） ○ 個別相談等（延187人）：訪問・面接等 ○ 高田病院職員健診・相談（77人） ○ 中小企業経営者向け研修会（14人）、従業員メンタル相談（12人） ○ こころのケア外来　毎週金曜日午後　（米崎CC）（21人） ○ 市職員向け健康相談　毎週火曜日午後　（給食C） ○ 県立高田病院看護職員向け講習会「こころとからだのケア」 ○ 養護教諭・学校関係者向け講習会「災害後の子供のこころのケア」（40人）
7月	26～29班	東京都チーム（4班:26人） 7月第２週から小児チームは気仙圏域（陸前高田市・大船渡市・住田町）を担当 千葉県チーム（3班:12人	○ 東京都・千葉県・（日赤）・（大洋会）・ NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動 ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発（ちらし、ポスター、心理教育等） ○ 米崎保育園保護者向け講演会「こどものこころのケア」（80人） ○ 小友小学校保護者向け講演会（30人） ○ 高田病院職員向け講演会「ストレス講座」（29人） ○ 市職員向け健康相談　7/12まで毎週火曜日午後　（給食C） ○ 個別相談等（延79人）：訪問・面接等 ○ こころのケア外来　毎週木曜日午後　（米崎CC）（39人）
8月	30～33班	東京都チーム（4班:25人） 千葉県チーム（2班:6人）	○ 東京都・千葉県・ NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動（水・木・金） ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発（パンフレット等配布） ○ 個別相談・こころのケア外来（延84人）：訪問・面接等
9月	34～38班	東京都チーム（5班:30人） 千葉県チーム（5班:15人）	○ 東京都・千葉県・ NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動（水・木・金） ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発（パンフレット等配布） ○ 個別相談・こころのケア外来（延80人）：訪問・面接等
10月	39～42班	東京都チーム（4班:24人） 千葉県チーム（4班:11人）	○ 東京都・千葉県・ NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動（水・木・金） ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発（パンフレット等配布） ○ 個別相談・こころのケア外来（延54人）：訪問・面接等 ○ 高田病院職員健診（ストレスチェックシート等の実施）
11月	43～46班	東京都チーム（4班:22人） 千葉県チーム（1班:4人）	○ 千葉県チームは第１週で終了 ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発（パンフレット等配布） ○ 個別相談・こころのケア外来（延41人）：訪問・面接等
12月	47～50班	東京都チーム（4班:29人）	○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発（パンフレット等配布） ○ 個別相談・こころのケア外来（延35人）：訪問・面接等 ○ 高田病院職員ハイリスク者面接（13人）
平成24年1月	51～53班	東京都チーム（3班:14人）	○ 陸前高田市包括ケア会議出席 ○ 気仙地域精神医療保健調整連絡会参加 ○ 個別相談・こころのケア外来（延29人）：訪問・面接等
2月	54～57班	東京都チーム（4班:18人）	○ 個別相談・こころのケア外来（延38人）：訪問・面接等 ○ 保育所訪問（4か所） ○ 気仙地域精神医療保健調整連絡会参加 ○ 継続ケースサマリー作成 ○ こころのケアチーム継続事例の市保健師・保健所への引継ぎ
3月	58～62班	東京都チーム（5班:18人）	○ 陸前高田市包括ケア会議出席 ○ 保育所訪問（3か所） ○ あすなろホーム職員向け講演会（12人） ○ 広田保育園職員向け講演会 ○ ひかみの園職員向け講演会「利用者支援に向けた心のケア」（22人）及び事後フォロー ○ 支援者セミナー「グリーフケアに関わる支援者の視点」（20人） ○ 個別相談・こころのケア外来（延32人） ○ 「岩手県こころのケアセンター」担当者と打ち合わせ ○ 地元の精神科医療機関の状況確認とケース引継ぎ依頼 ○ 継続支援ケース、地域の支援状況等すべてを大船渡地域こころのケアセンターへ引き継いで終了

児童相談所職員の派遣

福祉保健局　少子社会対策部　計画課

1　事業実施の経緯・背景

被災県からの要請により、被災した児童に関する相談やこころのケア等に対応するため、児童福祉司及び児童心理司を派遣した。

2　目的・内容

(1)　目的

被災県からの要請により、被災した児童に関する相談やこころのケア等に対応するため

(2)　内容（下表のとおり）

児童心理司 ミーティングの様子

3　実績・成果（以下、平成23年８月１日～平成24年３月31日　宮城県派遣　児童心理司の例）

(1)　実績

ア　乳幼児健診の場を活用し、保護者から震災の影響による子供の変化について相談を受ける業務を行った。相談を待つだけでなく、健診の「問診票」をもとに積極的に声掛けを行い、相談を受けた。

イ　東日本大震災を通じ、保護者をいずれも亡くした、あるいは行方不明になった震災孤児が何人も確認されていた。派遣先の宮城県の中央児童相談所管轄内においても、そういった状況の子供が確認されていたため、その子供たちを中心に家庭訪問を行い、子供の心理的ケアやその養育者へのアドバイスを行った。

ウ　療育手帳判定や、育成・性格行動相談、虐待、非行相談等の、児童相談所における通常の児童心理司業務についても支援を行った。

(2)　成果

ア　保護者に対し、子供に接する際の助言を行い、保護者自身が深刻な悩みを抱えている場合には、その程度によって医療機関の受診を案内し、さらに専門的なケアにつなげた。

イ　震災で母を亡くし、心を閉ざしてしまった児童のケースでは、児童との直接的な接触が困難であったため、親族等に対し児童への接し方のアドバイス等を行うことで、間接的に児童への援助を行った。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

こころのケアを必要とする人は潜在的に多く存在していると考えられるが、相談意欲が低いため、なかなかアプローチができないという問題がある。そこで、保育士や保健師、教職員など、子供と身近に接する専門職との連携を強化し、子供の心や行動の変化について早期に発見し、支援に結び付けていく取り組みが必要である。併せて、震災によるショックなどの影響で、結果的に保護者が育児に対し、ネグレ

	派遣場所	期間	派遣内容	
			児童福祉司	児童心理司
短期派遣	岩手県	平成23年３月26日から同月30日まで	1	1
	宮城県	平成23年４月12日から同月15日まで	2	0
		平成23年６月６日から同月10日まで	1	1
長期派遣	宮城県中央児童相談所	平成23年８月１日から平成24年３月31日まで	0	1

クトになってしまうといったケースも散見された。そういった保護者をどう支援に結び付けるかも重要である。

また、心の不安や悩みは震災による直接的な恐怖体験だけではなく、その後の住環境等の様々な要因が絡み合って生じているものであると考えられるので、児童心理司による支援のみならず、生活全般に対する総合的な支援が必要であると考えられる。

(2)　今後の展望

当事業については終了している。ただし、震災で心に傷を受けた児童は、年月が経てば傷が癒えるとは限らず、逆に今まで普通に過ごしていた児童に症状が出る場合も考えられる。これらに長期的に対応できる相談体制の維持が最も重要である。

5　その他

担当者のコメント

被災地派遣を体験し、東京都においても福祉・医療・母子保健・教育等、各分野の関係機関の連携が重要であると感じた。いざ震災が起こったとき、それぞれの機関だけでは対応できない案件もあると考えられるので、事前に各関係機関の連携を強化しておく必要がある。そのためには、お互いの機関の業務内容を把握しておく必要があり、それを通じて、より適切な機関へ繋げることができると考える。

薬剤師班の派遣

福祉保健局　健康安全部　薬務課

1　目的・内容

(1)　目的

医療救護班に同行し、医薬品の管理・調剤及び服薬指導等を行う。

(2)　内容

岩手県陸前高田市に平成23年３月29日から同年６月30日まで24班58名、宮城県気仙沼市には、東京都薬剤師会と交替することで平成23年４月29日から同年６月30日まで13班34名を派遣した。

2　成果

医療救護班と連携し調剤等を行っただけでなく、一般用医薬品の供給や公衆衛生業務にもかかわり、薬剤師本来の能力をいかした質の高い被災地支援ができた。また派遣元の都側で人員の輸送や宿泊等の調整を行ったり、薬剤師会が実質的な活動調整を行うなどの役割分担がしっかりしていたため、派遣された薬剤師は業務に安心して専念することができた。

また、医療救護班全員がまとまって現地へ赴いたことで、往路の時間を活用してコミュニケーションを密に図ることができ、他職種との連携もスムーズにいった。

3　事業実施に当たっての課題等

平成10年に『災害時における薬剤師班活動マニュアル』を作成し、今回の薬剤師班活動でも利用したが、当時と医薬分業率が異なり、薬局・薬剤師の役割も大きく変わってきているため、改定の必要が生じた。そのため、平成26年３月にマニュアルを改定している。

スクールカウンセラー・臨床心理士等の派遣

教育庁　指導部　指導企画課
福利厚生部　福利厚生課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災が発生し、被災地県教育委員会等から児童・生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルス等について協力要請があったことから、東京都教育委員会ではスクールカウンセラー及び臨床心理士等の派遣を行った。

(2)　経緯・取組

平成23年

３月29日　宮城県教育委員会から教職員のメンタルヘルスケアについて支援要請

５月11日　福島県教育委員会から文部科学省宛て「東日本大震災に伴う緊急スクールカウンセラー等派遣要請について（依頼）」が発出され、同日、文部科学省から各都道府県教育委員会等宛て協力依頼を発出

2　目的・内容

(1)　目的

被災県の児童・生徒の心のケア及び教職員のメンタルヘルスケア

(2)　内容

ア　福島県教育委員会へのスクールカウンセラーの派遣

福島県教育委員会にスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒の心のケアを実施した。短期間の派遣という性質を踏まえ、個別の相談対応は現地のカウンセラーが担い、派遣したカウンセラーは教員とチームを組んで、学級を単位とする集団活用を中心に行った。

イ　宮城県教育委員会への臨床心理士等の派遣

東京都教職員互助会と連携し、宮城県教育委員会へ臨床心理士等を派遣し、教職員のメンタルヘルスケアを行った。

ウ　岩手県大槌町教育委員会への心理職の派遣

東京都教育相談センターの心理職及びスクールカウンセラーを派遣し、学校再開に当たっての今後の心のケアの方向性について課題の検討に当たった。

3　実績

下表のとおり

4　その他

担当者のコメント

(1)　福島県教育委員会派遣のスクールカウンセラー等

・現地のニーズをつかむこと、できることとできないことを明確に区別し無理をしないこと、全ての人材が臨床心理の専門家といえども、大規模な震災ということを考慮し、被災者は想定外の心的状況にあることを踏まえ、できれば複数で対応する体制を整えることが重要と感じた。

(2)　宮城県教育委員会派遣の臨床心理士等

・通信の不通から、訪問の趣旨が訪問先の学校に正確に伝わっていない状況もあり、趣旨を改めて丁寧に説明することがあった。
・訪問先学校のカウンセリング対象の職員の中には、カウンセリングしても変わらないという気持ちをもっていた職員もいたが、そのような職員でもカウンセリングを受けた後は見て分かるくらい表情が晴れやかになる場面があった。

(3)　岩手県大槌町教育委員会派遣の心理職

・避難所や学校を訪問して話を聞くと、自身も被災しているにもかかわらず、必死で在籍生徒の安否を確認し、昼食もままならず駆け回り、学校再開の準備をしている教員の姿があった。教員自身が疲弊しきってしまったときの子供への影響は計り知れず、教員への支援の必要性を感じた。
・心のケアは押し付けるものではなく、そばにいて共に活動することで自分の被災体験を語れるようになると実感した。

派遣先	派遣内容	期間	人数
福島県教育委員会	スクールカウンセラー等	平成23年４月18日から同月22日まで	延べ６名
		平成23年５月30日から同年６月17日まで	延べ58名
宮城県教育委員会	臨床心理士等	平成23年４月３日から同年12月２日まで	都職員１名、東京都教職員互助会職員４名（臨床心理士３名、事務職員１名）18班体制延べ88名
岩手県大槌町教育委員会	心理職	平成23年４月10日から同月13日まで	教育相談センター主任教育相談員１名、スクールカウンセラー１名

介護職員の派遣

福祉保健局　高齢社会対策部

1　事業実施の経緯・背景

厚生労働省からの要請に基づき、宮城県気仙沼市内の福祉避難所2か所に平成23年４月10日から同年７月28日まで、24陣にわたって介護職員延べ240名（うち事務1名を含む。）を派遣した。

2　目的・内容

(1)　目的

福祉避難所に介護職員等を派遣し、被災地を支援する。

(2)　内容

福祉避難所において高齢者に対し、食事や排泄の介助、その他の生活支援を実施した。

派遣された介護職員は都や区市町村の職員のほか、民間施設の職員で構成されていた。民間施設職員の派遣にあたっては、社会福祉法人東京都社会福祉協議会及び社団法人全国老人保健施設協会東京都支部（平成25年4月以降　一般社団法人東京都老人保健施設協会）に御協力をいただいた。

福祉避難所に寄せられた寄せ書き

3　実績・成果

(1)　実績

ア　派遣先：宮城県気仙沼市内　福祉避難所2か所（特別養護老人ホーム春圃苑、落合保育所）

イ　派遣期間：平成23年４月10日から同年７月28日まで

ウ　派遣人数：24陣にわたって介護職員延べ240名（うち事務1名を含む。）

(2)　成果

介護職員等の献身的な活動に対し、宮城県知事及び福祉避難所運営施設から謝意があり、福祉避難所の運営支援に一定の貢献ができたと考えている。現地に派遣された職員が、日頃から災害時を想定した施設運営や訓練が必要であるとの教訓を得たことも成果の一つである。

なお、東日本大震災における介護職員等の派遣を踏まえ、社会福祉法人東京都社会福祉協議会及び一般社団法人東京都老人保健施設協会と正式に、「災害時における高齢者の生活支援等のための介護職員等派遣に関する協定」を締結し、介護職員等の派遣体制を整備した。

4　事業実施に当たっての課題等

派遣第１陣に事務職員を派遣し、現地の情報収集や派遣体制の調整を行ったことは、その後の職員派遣に有効であった。

また、車両や必要な飲料水・食料・介護資材など、関係部署と調整の上、その都度調達した。都が被災した場合を想定し、自立的に活動できる体制の構築が今後の課題である。

福祉職員の派遣

福祉保健局　障害者施策推進部　居住支援課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

福島第一原子力発電所の事故による避難区域(20㎞圏内）に位置する障害者施設等が千葉県へ平成23年４月より順次３回に分けて避難することになった。

東京都は、厚生労働省を通じ福島県からの協力要請を受け、千葉県内の避難所に福祉職員等を派遣することとした。

(2)　経緯・取組

平成23年４月25日に厚生労働省から電話での要請を受け、福島県から千葉県に避難している知的障害者(児）の生活支援を行うため、同月27日より福祉職員等を派遣した。

派遣による支援を開始した平成23年４月27日当日に、千葉県の避難先近くの海で利用者が溺れてしまう死亡事故があった。こうした事故を防ぐためにも、見守りを強化し一人でも多くの福祉職員を派遣していくことが必要と考え、国を通じて福島県からの要請がある限り、東京都として継続して支援していくこととした。

2　目的・内容

(1)　目的

福島県から千葉県に避難してきている施設に対する人的支援をすることにより、施設利用者への処遇向上を図っていくことを目的とした。

(2)　内容

ア　支援対象者

福島県から避難している知的障害者・児（９施設、約280人）

イ　活動内容

千葉県内の避難所において、知的障害者の生活支援業務として、食事、トイレ、入浴等の介助及び日中活動や余暇活動の支援をはじめ、洗濯や清掃等の後方支援を行った。

3　実績・成果

(1)　派遣先

千葉県立鴨川青年の家(福島県障害者施設の県外避難所）

(2)　派遣期間

平成23年４月27日から平成24年１月20日まで

(3)　派遣職員

６泊７日を１クールとし、43陣延べ324名(うち事務１名を含む。)を派遣

(内　訳)

	派　遣　元	延べ人数
福祉職員	(社福)東京都社会福祉事業団職員	227名
	民間社会福祉法人職員	96名
事務職員	東京都職員	１名

(4)　その他

派遣開始の１か月間は、事業団施設からのみ派遣、それ以降は民間施設からも増員して派遣

千葉県立鴨川青年の家

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　福祉職員の派遣については、千葉県や神奈川県等の他自治体からの派遣もあり、多いときには総勢30名規模となった。うち、都からも多いときには事業団だけではなく、民間施設からの派遣を加え10名以上を混成チームとして派遣したこともあり、まずは福祉職員間のコミュニケーションが重要であった。

(2)　業務内容は上記２(２)のとおりだが、特に利用者支援においては、通常業務の支援方法が各派遣元施設により異なっていたため、大きなジレンマを感じる職員が多くいた。

(3)　業務内容が生活支援業務と聞いて派遣されたが、洗濯や清掃といった後方支援に徹する日もあり、福祉専門職としての技術が活用できない場面もあった。

(4)　疑問、問題が発生したとしても、避難してきている利用者へのサービス提供の主体は現地法人であるとの認識に立ち、あくまで福島県の要請に応えることを大原則として対応した。

(5)　現地の施設職員、利用者全員が避難者であり、話題については配慮が必要だった。特に震災に関する話があった際、返答の内容に注意が必要だった。

(6)　避難先の建物は障害者用に作られた建物ではないため、利用者把握が難しい構造であり、また、階段・浴室には手すりがなく、移動介助・入浴介助を行う際、安全への配慮に気を遣った。

5　その他

担当者のコメント

(1)　厚生労働省から平成23年４月25日にあった電話による依頼から２日後には派遣が必要だったが、事業団の迅速な調整により対応ができた。その後、同年６月からは東京都社会福祉協議会からの協力も得て、多くの民間施設からも派遣が可能となり、長期に渡って派遣していくことになった。関係者の皆様方に感謝している。

(2)　何回かの現地確認の際、見知らぬ土地で、慣れない建物、設備環境の中で、さらに、今後の見通しが立たない中でも、避難してきた現地の施設職員からは利用者を精一杯支援していくという気持ちが伝わり、自分も少しでも役に立ちたいという思いで派遣職員の確保、スケジュール調整や宿泊先確保などの調整を行うことができた。

(3)　事業団をはじめ、(社会福祉法人)東京都知的障害者育成会、(社会福祉法人)武蔵野会においては、最後まで継続的に福祉職員を派遣していただいたこと、加えて、避難先に近い千葉福祉園においては、職員が精力的に派遣職員の取りまとめ等、技術的及び精神的な支援を行っていただいたことに、避難してきた施設は非常に感謝していた。

(4)　避難してきた施設関係者だけでなく、福島県の職員とも調整する機会が多々あり、現在でも震災時の対応について参考になる話を教えてもらうこともあるなど、危機管理体制の構築に向けて役立っている。

(5)　現地施設の管理者が福島県へ戻る際「東京都から多大なる支援をいただいたことに関しては、私は一生忘れない。私が生きている間、ずっと語り継いでいく。」と強く話されていた。

3　緊急復旧支援

緊急復旧支援等の建設局の支援　（インタビュー）

都は、東日本大震災の発災直後より、現場の持つ強みを活かし、ハイパーレスキュー隊や機動隊による決死の活動、人的・物的支援や避難者の受入れなど、東京の総力を挙げて被災地の復旧、復興を支援しました。
その中で、建設局は、総務局とともに先遣隊の派遣や、被災地の緊急復旧支援等に取り組みました。
本稿では、当時の建設局総務部総務課長にインタビューし、話を伺います。

【発災直後の経緯】

Q：まず、発災直後の経緯について、お聞かせください。

A：建設局では、局幹部が議会棟から戻ってきた直後の３月11日午後３時13分に局の災害対策本部を設置し、同時に、各出先事務所にも災害対策本部を開設し、被害状況を報告するよう指令を出しました。

被害状況の確認に自動車を使用しましたが、渋滞に遭遇し、その日のうちに戻れない事務所もありました。また、自転車も、道路に車や徒歩で帰宅する人があふれており、押して歩かざるを得ない等、思うように点検作業が進まなかったようです。それらの事情により、被害状況の把握に明朝４時頃までかかり、詳細点検も含めると約１日を要しました。

結果として、建設局が所管する現場では大きな被害はなく、軽度の崖崩れ、公園の東屋や石灯篭の倒壊、街路灯の破損程度でした。

３月11日の17時頃ですが、部下に対し数日籠城する覚悟で食料の買い出しを指示するとともに、職員の中に妊婦がいましたので、無理して帰らないように伝えました。食料はその後、店頭から消えましたので、極めて重要な要素であると思います。

【先遣隊の派遣】

Q：その後、都は被災地支援のため、先遣隊を派遣しますが、その経緯についてお願いします。

A：先遣隊については、15日深夜に総務局から話がありました。

派遣する目的は、①岩手県庁及び宮城県庁に行き、現地の状況を把握してくること、②仙台市内に現地事務所を開設するにあたって、その打診と、事務室確保の目途をつけてくること、③それぞれのカウンターパートを見つけ、顔つなぎをすることなどでした。

16日には、消防庁が先導し、福祉保健局がトラック隊で救援物資を運ぶので、これと一緒に行ってほしいとのことでした。

人選については当初、部課長級が想定されていましたが、建設局長の判断により理事級が行くことになりました。16日当日朝、道路監に依頼するとともに、担当の課長と、建設事務所のベテランドライバーにお願いし、メンバーが決定しました。

我々は、派遣する職員の寝袋や食料、カイロ、軍手などを至急用意し、庁有車に積み込みました。

出発前、局長室において局長が訓示を行い、局長室前では大勢の職員が見送りをしました。当初出発は16時の予定でしたが、諸事情により18時に延びました。東北道の蓮田サービスエリアに、先導の消防庁、トラック隊、先遣隊が集まり、岩手県に向けて出発しました。

原発の危険性もあり、最終的には、関越道経由にルートが変更になりました。

移動中の担当課長から、２，３時間おきにメールが届いたので、現在地を把握し、局長室前の地図に掲示しました。都庁内の職員は、やはり心配している様子でした。

折からの大雪で道路状況が相当悪い中、18日朝、最初に岩手県庁に到着し、その後宮城県庁へ向かい、県庁の協力で仙台の現地事務所も無事確保することができました。

なお、先遣隊派遣当時から、宮城県において相当数のご遺体が被災地内に存在し、火葬協力をお願いできないか打診があったため、庁内で総務局及び福祉保健局と協議を始めました。

その後22日に、宮城事務所開設のための職員を派遣する際、建設局は庁用車を用意しました。それ以外に総務局はパソコンなど事務系のもの、建設局は寝袋、簡易ベッド、食料等のサバイバル系の物資を分担して準備しました。

当初は事務所内での寝泊りを想定していましたが、自分が現地に電話をかけまくったところ、風呂が沸かないという条件ながらも仙台市内のカプセルホテルが運よく確保できました。

【建設局の支援事業】

Ｑ：緊急復旧支援等の職員派遣について、お聞かせください。

Ａ：３月の段階ではまだ現地への職員派遣の話は具体化されていなかったと思います。

建設局では緊急部長会において職員派遣等の支援策について早めに案をまとめておくように指示が出ていました。具体的には、過去の災害派遣経験者リストによって人選を進め、局独自の判断で打診を始めていたため、総務局からの依頼に素早く対応することができました。

【課題、教訓等】

Ｑ：今回のご経験で得られた教訓等をお聞かせください。

Ａ：その場その場での判断を如何に早くするか、それに尽きると思います。即断即決で判断することと、各部の庶務担当課長と総務部の課長等を集めて常に総務課長席前で打ち合わせ会を開き、情報の共有化を心掛けました。

また、職員に安心して職務を遂行してもらうためには、ご家族の安否確認も重要であると感じました。

平成27年２月９日
都庁本庁舎にて

元　建設局総務部総務課長
片山謙氏のインタビューより

水道事業技術者の派遣

水道局　総務部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　18大都市水道局災害相互応援に関する覚書に基づく支援

大都市にて災害が発生した際に相互に応援することを目的として、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書を締結しており、同覚書に基づき、宮城県仙台市に応急給水支援及び応急復旧支援を行った。

(2)　日本水道協会からの要請に基づく支援

日本水道協会からの要請に基づき、福島県いわき市に応急給水支援及び応急復旧支援を行い、茨城県稲敷市に応急給水支援を行った。

(3)　千葉県水道局との災害相互応援に関する協定に基づく支援

千葉県水道局と災害が発生した際に相互に応援することを目的として締結した千葉県水道局との災害相互応援に関する協定に基づき、千葉県浦安市に応急復旧支援を行った。

2　内容

(1)　宮城県仙台市に対する支援

断水人口約50万人、断水率約50％、断水戸数約23万戸の被害が発生した仙台市に対し、平成23年３月12日から同年４月１日までの21日間、応急給水支援活動を実施した。

また、平成23年３月18日から同年４月１日までの14日間、応急復旧支援活動として水道管路の被害調査及び応急復旧を行った。

避難所での応急給水(仙台市)①

避難所での応急給水(仙台市)②

現地の浄水場で給水車に注水(仙台市)

病院の受水槽に応急給水(仙台市)

ア　応急給水支援活動

平成23年 3月11日	・仙台市水道局より、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書に基づく、応急給水隊の派遣要請を受ける。
平成23年 3月12日	・午前２時に第１次応急給水支援隊（人員６名、給水車２台、特別緊急車１台）が都庁を出発（３月18日帰庁） ・午後１時15分に仙台市水道局庁舎に到着し、被害状況確認後、給水活動を実施 ・仙台市水道局より、給水車の追加要請を受け、午後３時30分に第２次応急給水支援隊（人員４名、給水車２台）が出発（３月18日帰庁） ・宿泊先（宮城県白石市）に13日午前０時30分に到着
平成23年 3月13日以降 の活動	・給水車４台、４班（１班２名）体制で、仙台市内の浄水場で給水車に充水し、小中学校等の給水拠点における応急給水、高齢者宅への戸別訪問による応急給水、医療施設等の受水槽への給水等の活動を行った。 なお、第３次応急給水支援隊以降の派遣は以下のとおり ・第３次応急給水支援隊　３月13日～18日（人員２名、緊急車、食糧等物資の補給及び東京都との連絡調整） ・第４次応急給水支援隊　３月16日～22日（人員４名、調査車） ・第５次応急給水支援隊　３月17日～23日（人員４名、調査車） ・第６次応急給水支援隊　３月18日～24日（人員２名） ・第７次応急給水支援隊　３月21日～24日（人員４名、調査車） ・第８次応急給水支援隊　３月22日～28日（人員４名、調査車） ・第９次応急給水支援隊　３月23日～29日（人員１名） ・第10次応急給水支援隊　３月26日～４月１日（人員４名、調査車） ・第11次応急給水支援隊　３月27日～４月１日（人員４名、ダブルキャブ） 第10次及び第11次応急給水支援隊は、３月31日に現地での活動を終了し、４月１日に帰庁した。

イ　応急復旧支援活動

平成23年 3月16日	・仙台市の被害状況を調査するため、第１次応急復旧支援隊２名を派遣（３月22日帰庁）
平成23年 3月18日	・仙台市水道局より、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書に基づく、応急復旧工事に関する派遣要請受理 ・第２次応急復旧支援隊（局職員４名、請負業者12名、局有車２台、業者車両８台）を派遣（３月24日庁）
平成23年 3月19日以降 の活動	・青葉区錦が丘、みやぎ台、川平、吉成、旭が丘地区、泉地区の笊坂及び高森地区にて、復旧班と調査班に分かれて活動した。 なお、第３次応急復旧支援隊以降の派遣は以下のとおり ・第３次応急復旧支援隊　３月21日～28日（局職員３名、局有車１台） ・第４次応急復旧支援隊　３月22日～28日（局職員４名、局有車２台） ・第５次応急復旧支援隊　３月23日～29日（局職員４名、請負業者13名、局有車２台、業者車両10台） ・第６次応急復旧支援隊　３月26日～４月１日（局職員３名、局有車１台） ・第７次応急復旧支援隊　３月27日～４月１日（局職員４名、局有車２台） 第６次及び第７次応急給水支援隊は、３月31日に現地での活動を終了し、４月１日に帰庁した。

復旧班作業状況（仙台市）

調査班作業状況（仙台市）

(2)　福島県いわき市に対する支援

福島第一原子力発電所における事故の影響の拡大に伴い、当初応援を行っていた都市の撤退が相次いだため、日本水道協会本部から直接依頼を受け、応援派遣した。

派遣期間は、平成23年３月22日から同年４月７日まで及び同月12日から同月18日までの24日間、応急給水支援活動を実施し、平成23年３月26日から同年４月６日までの12日間、応急復旧支援活動として水道管路の被害調査及び応急復旧を行った。

なお、いわき市での活動に当たっては、福島第一原発から30キロメートル圏内に隣接した地域もあり、いわき市及び日本水道協会より累積型放射能測定器を借用し、累積線量を常時測定しての活動となった。

ア　応急給水支援活動

一隊５名、給水車２台体制とし、現地での活動は５日間、前後１日を移動日として、一隊の派遣期間を７日間とした。

平成23年３月22日から同月28日まで	第１次	・現地では、朝７時30分にいわき市水道局と給水場所等の打合せを行い、浄水場等で給水後、午後７時頃まで、病院の受水槽への給水、避難所でのウォーターバルーンへの給水、巡回給水等を行った。
平成23年３月27日から同年４月２日まで	第２次	
平成23年４月１日から同月７日まで	第３次	
平成23年４月12日から同月18日まで	第４次	・４月11日に福島県を震源とした震度６弱の地震が発生し、断水被害が発生したため、いわき市より支援要請を受けて派遣

避難所での応急給水（いわき市）

避難所のウォーターバルーンに注水（いわき市）

イ　応急復旧支援活動

一隊を局職員６名、請負業者12名、ユニック車２台、運搬車２台、ダンプトラック５台、乗貨車数台とし、派遣期間を７日間として、応急復旧支援活動を行った。

平成23年 ３月26日から 同年４月１日まで	第１次	・勿来地区：市水道局職員の指示を受け、漏水箇所の位置の特定及び修理のため、通水、調査・修理及び排水を繰り返し、給水区域を広げた。
平成23年 ３月31日から 同年４月６日まで	第２次	・八坂団地：全てが断水状態であったため、市水道局職員と共に通水、調査・修理及び排水を繰り返し、給水区域を広げた。 ・四倉地区：津波により大きな被害を受けた地域も含まれており、市の判断により、津波の被害を受けた地域を切り離す作業も行った。通水を行った地域については、他の区域と同様に調査及び修理等を行った。

漏水状況（いわき市）

調査状況（いわき市）

(3)　千葉県浦安市に対する支援

液状化により甚大な被害を受けた千葉県浦安市において、千葉県水道局との災害相互応援に関する協定に基づき、平成23年３月16日から同月22日までの７日間、被害水道施設の調査及び応急復旧を実施した。

応急復旧支援活動

局職員７名、請負業者12名を派遣期間７日間として、応急復旧支援活動を行った。

富岡地区（一丁目から四丁目まで）及び日の出五丁目の漏水調査及び修理を実施し、千葉県水道局への引継ぎを行い、平成23年３月22日に帰庁した。

バルブ操作による断水作業（浦安市）

市役所桜川庁舎での取水（稲敷市）

漏水箇所の掘削（浦安市）

市役所東庁舎での給水（稲敷市）

(4)　茨城県稲敷市に対する支援

日本水道協会関東地方支部からの要請を受け、平成23年３月12日から同月14日までの３日間、応急給水支援活動を実施した。

応急給水支援活動

職員２名、給水車１台体制で、液状化により水道施設が大きな影響を受けた稲敷市内で、応急給水活動を行った。

応急給水支援隊は、平成23年３月13日に現地での活動を終了し、同月14日に帰庁した。

2　実績・成果

(1)　実績

ア　応急給水支援活動

（ア）　仙台市

応急給水活動一覧（仙台市　平成23年3月12日から同月31日まで　20日間）

月日	給水車	人員	時間	給水箇所	注水
3月12日	2t	2	13:30～15:10	弘済病院	市水道庁舎
	2t	2	13:30～21:30	台原森林公園他	〃
3月13日	2t	2	6:00～0:30	泉病院	国見浄水場
	2t	2	6:00～1:30	弘済・赤十字病院他	〃
	2t	2	6:00～1:30	七北田小・赤十字	国見浄水場
	4t	2	6:00～1:30	幸コミュニティ・赤十字	市水道庁舎他
3月14日	2t	2	6:30～21:00	栗生小・一寿会他	国見浄水場
	2t	2	8:45～21:00	泉・安田病院	〃
	2t	2	8:45～21:00	木町病院・泉松ｸﾘﾆｯｸ	〃
	4t	2	8:45～21:00	黒松小・寺岡中・館中他	〃
3月15日	2t	2	5:30～21:00	栗生小・泉病院他	〃
	2t	2	5:30～21:00	若林体育館・加茂小	〃
	2t	2	5:30～21:00	泉松ｸﾘﾆｯｸ	〃
	4t	2	5:30～21:00	黒松小・寺岡中・住吉台小他	〃
3月16日	2t	2	5:30～21:00	栗生小・泉病院他	〃
	2t	2	5:30～21:00	加茂小	〃
	2t	2	5:30～21:00	泉松ｸﾘﾆｯｸ	〃
	4t	2	5:30～21:00	黒松小・寺岡中・住吉台小他	〃
3月17日	2t	2	7:00～21:00	グランディ	〃
	2t	2	7:00～21:00	黒松中他	〃
	2t	2	7:00～21:00	加茂小他	〃
	2t	2	7:00～21:00	加茂小他	〃
3月18日	2t	2	10:00～21:30	加茂中・東北整形外科	〃
	2t	2	10:00～21:30	桜ヶ丘小・加茂中	〃
	2t	2	10:00～21:30	宮校自動車学校	〃
	2t	2	10:00～21:30	将覧中央小	〃
3月19日	2t	2	5:30～21:00	加茂中	〃
	2t	2	5:30～21:00	グランディ	〃
	2t	2	5:30～21:00	宮校自動車学校	〃
	2t	2	5:30～21:00	将覧中央小	〃
3月20日	2t	2	5:30～21:00	中山市民センター	〃
	2t	3	5:30～21:00	北中山小	〃
	2t	3	5:30～21:00	南中山小	〃
3月21日	2t	3	5:30～21:00	グランディ	〃
	2t	3	5:30～21:00	北中山小	〃
	2t	3	5:30～21:00	南中山小	〃
3月22日	2t	2	6:30～21:00	南中山小	〃
	2t	2	6:30～21:00	黒松小	〃
	2t	2	6:30～21:00	すぎとや集会所	〃
	2t	2	6:30～21:00	北中山小	〃
3月23日	2t	2	6:15～21:00	南中山小	〃
	2t	2	6:15～21:00	錦ヶ丘8丁目東公園	〃
	2t	2	6:15～21:00	すぎとや集会所	〃
	2t	2	6:15～21:00	錦ヶ丘7丁目11番地	〃
3月24日	2t	2	6:15～21:00	国見ヶ丘2丁目そよ風記念公園	〃
	2t	2	6:15～21:00	錦ヶ丘8丁目東公園	〃
	2t	2	6:15～21:00	すぎとや集会所	〃
	2t	2	6:15～21:00	錦ヶ丘7丁目11番地	〃
3月25日	2t	2	6:15～21:00	国見ヶ丘2丁目そよ風記念公園	〃
	2t	2	6:15～21:00	錦ヶ丘8丁目東公園	〃
	2t	2	6:15～21:00	〃	〃
	2t	2	6:15～21:00	錦ヶ丘7丁目11番地	〃
3月26日	2t	2	6:15～21:00	国見ヶ丘2丁目そよ風記念公園	〃
	2t	2	6:15～21:00	錦ヶ丘8丁目東公園	〃
	2t	2	6:15～21:00	〃	〃
	2t	2	6:15～21:00	錦ヶ丘7丁目11番地	〃

3月27日	2t	2	6:15～19:00	栗生一丁目南公園前	〃
	2t	2	6:15～19:00	日本中央バス停他	〃
	2t	2	6:15～19:00	錦ヶ丘8丁目東公園	〃
	2t	2	6:15～19:00	錦ヶ丘7丁目11番地	〃
3月28日	2t	2	6:15～19:00	栗生一丁目南公園前	〃
	2t	2	6:15～19:00	日本中央バス停他	〃
	2t	2	6:15～19:00	西仙台ハイランド他	〃
	2t	2	6:15～19:00	太白恵和町7－5	〃
3月29日	2t	2	6:15～19:00	栗生一丁目南公園前	〃
	2t	2	6:15～19:00	日本中央バス停他	〃
	2t	2	6:15～19:00	八木山小他	〃
	2t	2	6:15～19:00	折立中他	〃
3月30日	2t	2	6:15～19:00	青山二丁目44	〃
3月31日	2t	2	6:15～19:00	緑が丘第四町内会館	〃
	2t	2	6:15～19:00	恵和町14他	〃
	2t	2	6:15～19:00	折立県警住宅	〃
	2t	2	6:15～19:00	泉翔の里	〃

（イ）　いわき市

応急給水活動一覧（いわき市　平成23年3月23日から同年4月6日まで・4月13日から同月18日まで　21日間）

月日	給水車	人員	時間	給水箇所	注水
3月23日	3.2t	3	8:00～19:30	いわき病院・かしま病院	泉浄水場
	2t	2	8:00～19:30	梅ヶ丘集会所・久之浜小他	四倉ポンプ所
3月24日	3.2t	3	8:00～18:00	梅ヶ丘集会所・久之浜小他	〃
	2t	2	8:00～18:00	大浦小・四倉地区他	〃
3月25日	3.2t	3	8:00～19:00	梅ヶ丘集会所・久之浜小他	〃
	2t	2	8:00～19:00	四倉駅周辺、上・下仁井田地区他	〃
3月26日	3.2t	3	8:00～19:00	梅ヶ丘集会所・久之浜小他	〃
	2t	2	8:00～19:00	四倉上・下仁井田地区他	〃
3月27日	3.2t	2	8:00～19:00	久之浜第一小、大野公民館他	〃
	2t	2	8:00～19:00	四倉下仁井田、梅ヶ丘地区他	〃
3月28日	3.2t	2	8:00～20:10	鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	8:00～18:45	久之浜第一小、大野公民館他	四倉ポンプ所
3月29日	3.2t	2	7:30～18:50	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:30～18:10	久之浜第一小、大野公民館他	四倉ポンプ所
3月30日	3.2t	2	7:00～18:10	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:00～17:40	久之浜第一小、大野公民館他	四倉ポンプ所
3月31日	3.2t	2	7:15～19:15	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:15～19:40	久之浜地区、大野公民館他	四倉ポンプ所
4月1日	3.2t	2	7:10～20:00	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:10～18:30	久之浜地区、下仁井田他	四倉ポンプ所
4月3日	2t	2	7:20～19:50	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:25～19:25	久之浜地区、上仁井田他	四倉ポンプ所
4月4日	2t	2	7:20～20:15	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:20～20:20	久之浜地区、上仁井田他	四倉ポンプ所
4月5日	2t	2	7:30～21:00	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:20～20:20	四倉、中央台鹿島地区	四倉ポンプ所
4月6日	2t	2	7:20～19:10	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:20～19:15	四倉、中央台鹿島地区	四倉ポンプ所
4月13日	2t	2	7:20～19:00	植田中	泉浄水場
	2t	2	7:20～20:00	自由が丘・中之作公民館	小名浜支所
4月14日	2t	3	6:20～21:00	洋向台中央公園、港ヶ丘地区	〃
	2t	2	6:20～21:00	折戸、安竜、川岸地区他	〃
4月15日	2t	3	6:35～19:15	江名小・中、常磐地区他	小名浜支所他
	2t	2	7:00～19:15	中之作、永崎地区	消火栓他
4月16日	2t	3	6:30～19:30	常磐藤原町地区	常磐消防署
	2t	2	6:30～19:45	常磐藤原町地区	〃
4月17日	2t	3	6:25～18:55	常磐藤原町地区	〃
	2t	2	6:25～18:55	常磐藤原町地区	〃
4月18日	2t	3	6:40～	常磐支所管内	〃
	2t	2	6:40～	常磐支所管内	〃

イ　応急復旧支援活動

（ア）　仙台市　　配水本管φ400から配水支管φ25～φ150までの計25件の修理

（イ）　いわき市　　配水管φ40～φ150から給水管φ16～φ40までの計46件の修理

（ウ）　浦安市　　主に配水管φ75～φ200の計14件の修理

3　事業実施に当たっての課題等

(1)　支援車両は、優先的に給油を受けられる環境であったが、車両燃料の確保が困難であった。
　また、給油のための交通渋滞の影響も受けた。

(2)　全天候型のタイヤを装備していたが、降雪により丘陵地域への給水に支障が生じた。

4　その他

担当者のコメント

(1)　仙台市

・小さなお子さんを抱えながら、何十本というペットボトルを抱えて何往復もされている方々が大勢いた。
・初めての災害派遣を通じて、いかにライフラインが重要であるかということを思い知らされた。給水活動に従事している間、水は一滴も無駄にできない貴重な存在であった。
・いろいろな地域の方が一体となり、復旧、給水支援活動等を昼夜問わず行う姿を見ることができ、水道事業に携わる方のチームワーク、現場力を再確認できた。
・今までの経験や知識がなければ、仙台市から求められた今回の支援活動は出来なかったと思う。日々現場等で担ってきた経験や知識は大事な財産であることを、改めて身をもって経験、実感した。
・復旧支援にあたって、仙台市水道局と東京都は定期的に震災訓練等により交流を行っているためか、職員が非常に協力的でこちらの活動もスムースに進行することができた。仙台市水道局の方に改めて感謝したい。
・余震が多く、あまり休息できず緊張感が継続した状態だった。このことを鑑みると、派遣日数の７日間というのは妥当な期間であった。

(2)　いわき市

・一たび給水車で周りだすと、多くの住民が水を求めて集まった。給水車の広報を聞いて遠くからも住民が集まり、自宅の前に来てほしいと言われ、あらかじめ決めていた順路通りに進むことは非常に困難であった。
・大量の水を運ぶことが困難な高齢者や女性等が多く、玄関先まで容器に入った水を度々運んだ。
・巡回給水活動では、町会長が給水車に乗り込んで、一人暮らしの高齢者宅を指示して給水活動を行った。行政が巡回等によって給水できる住民には限界があり、自治会等と連携して給水活動を行うことが必要と考えた。
・子どもの字で「いわきのためにありがとう」と書いた給水用のポリタンクが家の前にあったのを見て、大変感動した。
・多くの住民が水を必要としている中で、自分たちが給水できる人数が限られていたので、最も必要な人に十分な量を公平に配ることの難しさを、常に感じながら仕事をしていた。
・津波で被災した方と直接接する機会もあり、今回の様な任務には水道事業に長けているだけでなく、被災された方の心情などを踏まえて配慮ある行動が取れるかどうかという資質も問われると感じた。

(3)　浦安市

・東京から水道を修理に来てくれたと解ると、「御苦労さま。」「どうもありがとう。」と沢山声をかけられた。なかでも漏水修理が終わると「ああ、１週間ぶりで風呂に入れるよ。」と言われたり、ベビーカーを押してきた若い夫婦からは大声で「本当にありがとうございます。」と深々お辞儀をされたりしたこともあった。被災者にとっては微力ながらにも我々が必要とされているのだと胸が熱くなった。

下水道事業技術者の派遣

下水道局　総務部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

東京下水道が有する技術力や組織力を生かして、被災地の下水道施設の復旧支援に迅速かつ積極的に取り組むという考え方のもと、「大都市災害時相互応援に関する協定」や「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、被災した自治体の応急復旧や本復旧を支援した。

2　目的・内容

(1)　目的

ア　宮城県仙台市

甚大な被害を受けた下水道機能の早期回復を目的とした。

イ　千葉県浦安市

液状化等により閉塞・損傷した下水道管について機能回復を目的とした。

ウ　千葉県香取市

液状化等により閉塞・損傷した下水道管について機能回復を目的とした。

現場調査状況（仙台市）

調査データの入力（仙台市）

液状化によって突出した人孔（浦安市）

管路の清掃状況（浦安市）

液状化によって管渠内に堆積した土砂（香取市）

管路の清掃状況（香取市）

(2)　内容

ア　宮城県仙台市

下水道局職員の派遣

イ　千葉県浦安市

下水道局職員の派遣並びに東京都下水道サービス株式会社及び下水道メンテナンス協同組合の社員の派遣

ウ　千葉県香取市

下水道局職員の派遣並びに東京都下水道サービス株式会社及び下水道メンテナンス協同組合の社員の派遣

3　実績

(1)　宮城県仙台市

平成23年３月12日から同月27日まで延べ246人の下水道局職員を派遣した。

下水道管やマンホールの被害状況を把握するための目視による調査を112kmにおいて実施した。

(2)　千葉県浦安市

平成23年３月25日から同年４月11日まで延べ2,261人の下水道局職員等を派遣した。

下水道管内を清掃するとともに、被害状況を把握するためテレビカメラを用いた調査を43kmにおいて実施した。

(3)　千葉県香取市

平成23年４月11日から同月18日まで延べ352人の下水道局職員等を派遣

下水道管内を清掃するとともに、被害状況を把握するためテレビカメラを用いた調査を2.3kmにおいて実施した。

4　その他

担当者のコメント

震災発生から支援隊の派遣まで時間がない中で、調達する物資の種類及び必要数の把握に時間がかかり、また調達する物資が都内において不足しているため、確保が困難であった。

現地においても、燃料や食糧の確保が困難であったが、派遣されていた各都市代表者のミーティングの際に、比較的容易に入手できる場所の情報交換をして対応した。

慣れない寒さの中での調査等大変なことも多かったが、派遣された職員が職種の垣根を越えて協力して作業を完遂できた。

地元の方から大変喜ばれ、温かいお言葉をいただくこともあり、調査の励みになった。

仮設住宅建設協力職員の派遣

都市整備局　都営住宅経営部
東部住宅建設事務所
西部住宅建設事務所

1　事業実施の経緯・背景

平成23年３月11日東日本大震災が発生した直後の同月17日から、都市整備局では、応急仮設住宅建設のため、都営住宅建設部門の職員を被災県へ派遣した。

応急仮設住宅は、平成３年雲仙普賢岳大噴火、平成７年阪神淡路大震災、平成16年中越地震にも供給されてきたが、今回ほど大量かつ大規模に建設した事例はない。

2　実績

平成23年３月17日から平成24年３月31日まで、累計103名（福島県へ98名、宮城県へ５名）を派遣した。

主な業務内容は、現地における建設候補地の事前調査、現場監督及び完了確認等である。

3　事業実施に当たっての課題等

応急仮設住宅は、震災発生後極めて短期間のうちに入居を求められる。その結果、担当者は計画から検査まで、あらゆる場面で即断、即決が必要である。また、その際以下のような点についても考慮する必要があると考えられる。

ア　居住者ニーズを踏まえた建設計画
イ　仮設住宅の供給方式の多様性
ウ　プレハブ工法の特性
エ　仮設住宅の建築、設備の納まり
オ　地域特性や居住者要望に応じた施工
カ　応急仮設住宅建設に関する基準、マニュアルなどの整備

キ　応急仮設住宅建設に関する技術の継承、職員の育成

4　その他

担当者のコメント

被災地を見る機会を得て、自然の圧倒的な力と人間の無力さを目の当たりにした。しかし、悲しみの中で黙々と倒壊した家屋を片付ける人たち、行方不明の方々を捜索する自衛隊員、不休で震災対策に取り組む自治体の職員の方々を見ると、わずかな期間支援業務に従事しただけで平常の生活に戻ってしまうことが申し訳なく歯痒い思いをしたが、大変貴重な経験だった。これからは東京にいても、私たちのできる形での支援を続けていきたいと思う。

仮設住宅の設置例

被災宅地危険度判定士の派遣

都市整備局　市街地整備部　民間開発課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東京都では、平成13年度に都及び区市町村で構成する「東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会」を設置し、宅地の安全性の判定を迅速に行うための体制の整備を進めている。

被災宅地危険度判定実施要綱では、宅地が大規模に被災したときは、危険度判定の実施主体として区市町村に実施本部が設置され、都道府県には宅地判定士の派遣などの判定活動を支援する判定支援本部が設置される。

このため、平常時から宅地判定士を養成、登録し、被災時に速やかに宅地判定士を派遣する体制を整えていくことが必要となる。現在、東京都全体で1,770名を登録している。

なお、平成24年度末現在、全国で約28,400名が登録されている。

(2)　経緯・取組

平成23年

３月18日　宮城県から国土交通省に被災宅地危険度判定士の広域支援要請を打診
国土交通省より、関東甲信越ブロックの各都県に60名程度の派遣要請、派遣可能人員の照会あり、都から各区市町村に派遣要請
(最終的に台東区、世田谷区、豊島区、八王子市、町田市及び調布市が職員を派遣)

３月22日　都職員の派遣を決定

３月23日　都職員の応援派遣を報道発表

３月25日　派遣都職員都庁を出発

３月25日～
３月29日　被災宅地判定活動(東京都全体では３月22日から４月４日まで)

2　目的・内容

(1)　目的

被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定をすることによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図る。

(2)　内容

ア　東日本大震災における被災宅地判定活動

・東日本の９県54市町村が約6,456宅地の判定活動を実施
・仙台市の約3,900宅地について、宮城県が国に広域支援の調整を依頼
・国は第一次支援を東日本に、第二次支援を西日本に割り振る
・北海道、東北、関東甲信越、中部北陸、関西の59公共団体１法人が延べ831名を派遣
(一次：平成23年３月23日から同年４月３日まで　二次：平成23年４月19日から同月22日)
・このうち東京都は、宮城県仙台市に平成23年３月25日から同月29日までの間、３名を派遣

県名	判定活動が実施された市町村名	調査数	危険＋要注意
岩手県	一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、山田町及び一戸町	379	217
宮城県	仙台市、角田市、岩沼市、川崎町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町及び加美町	4,199	2,356
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、桑折町、大玉村、天栄町、会津美里町、泉崎村、中島村、鮫川村、石川町及び古殿町	1,037	543
茨城県	土浦市、結城市、牛久市、ひたちなか市及び小美玉市	135	94
栃木県	宇都宮市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、益子町及び高根沢町	392	267
群馬県	桐生市及び渋川市	40	33
埼玉県	久喜市	131	27
千葉県	成田市及び香取市	37	28
新潟県	十日町市、上越市及び津南町	106	27

3　実績・成果

(1)　実績

ア　派遣人員　１都３区３市が支援(全24名)

東京都３人、台東区３人、世田谷区４人、豊島区３人、八王子市３人、町田市３人、調布市５人

イ　期間

平成23年３月23日から同年４月３日まで(12日間)

ウ　派遣先

宮城県仙台市太白区緑ヶ丘ほか、青葉区貝ヶ森ほか(市中心部から西方向に３～４km付近)

＜仙台市　被災宅地判定広域支援要請対応表　都内＞

公共団体	体制	3/22(火)	23(水)	24(木)	25(金)	26(土)	27(日)	28(月)	29(火)	30(水)	31(木)	4/1(金)	2(土)	3(日)	4(月)	延べ人数	備考
東京都	調布市(2名) 3/29～(3名)	移動	2	2	2	2	2	移動	3	3	3	3	3	移動		25	庁有車
	東京都(3名)				移動	3	3	3	移動							9	レンタカー
	世田谷区(4名)							移動	4	4	4	移動				12	庁有車
	町田市(3名)									移動	3	3	3	移動		9	庁有車
	台東区(3名)										移動	3	3	3	移動	9	レンタカー
	豊島区(3名)										移動	3	3	3	移動	9	庁有車
	八王子市(3名)									移動	3	3	3	移動		9	レンタカー
	計		2	2	2	5	5	3	7	7	13	15	15	6		82	
	他道県市		27	27	39	48	45	42	54	51	45	39	42	39		498	宮城県72、東京95、関東237、甲信越32

(2)　成果

東京都は228宅地について被災地判定を実施し、調査箇所の25％の宅地が危険度大(宅地に立ち入ることは危険)、30％の宅地が危険度中(立入る場合は十分注意)、45％の宅地が危険度小(被災程度は少ない)との判定を行った。

また判定では、現地にも以下の判定ステッカーを外から望見可能な箇所に表示、居住者等の宅地の利用者への二次被害、隣接宅地の利用者や通行者等の第三者へ被害の軽減防止に努めた。

また一方で、危険又は要注意宅地の判定結果のあった宅地について、仙台市では個人所有を対象に宅地の復旧工事を行う場合に、「東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度※」を創設し、判定結果に基づき、助成金が交付されている。このように被害状況を迅速かつ的確に把握、住民へ情報を提供し、二次災害等の被害の軽減・防止のみならず、復旧対策の基礎資料として活用されている。

※仙台市ＨＰ(http://www.city.sendai.jp/jutaku/takuchihisai_040.html)

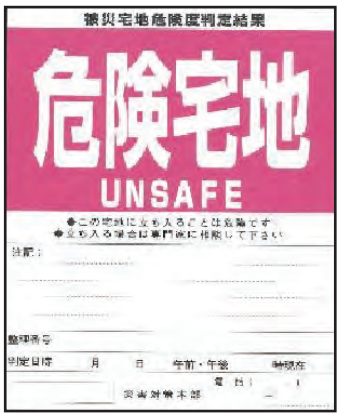

「危険」
この宅地に立ち入ることは危険です。

「要注意」
この宅地に入る場合は十分に注意してください。

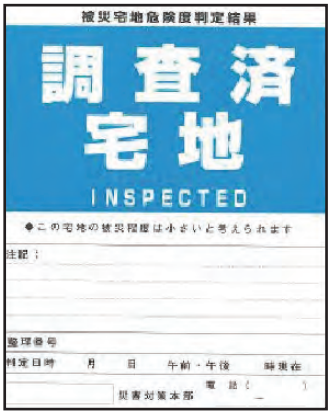

「調査済」
この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

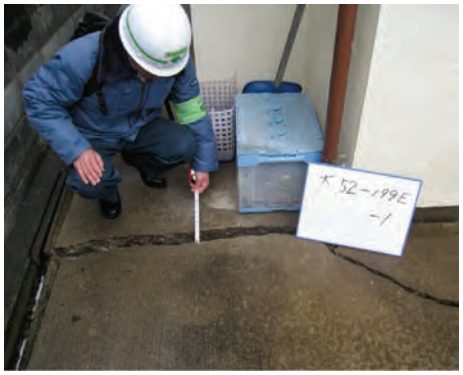

被災宅地危険度判定作業(仙台市内 平成23年３月)

判定結果表示状況(仙台市内 平成23年３月)

4　事業実施に当たっての課題等

平時に取り決めていたマニュアル・手引き類と今回の支援業務における手続きや支援までの流れとでは、大きな差異が見受けられた。

本マニュアル類は、非常時の混乱を収拾するため、全国地方自治体の共通認識で統一したものを定めているものであり、もし実際の運用が困難であれば、今回の支援派遣の内容等を基に検証を行い、より実践的なものに改めていく必要がある。

(1)　被災地危険度判定士の派遣調整について

ア　区市町村等との連絡調整方法等について

平時は、区市町村の担当部署には基本的にメールで連絡することとなっているが、今回は金曜日の夕方に広域派遣の要請があり、加えて計画停電で機能していなかった庁舎もあり、結果として伝達が遅くなってしまった自治体があった。同時に判定士の多い順から約20自治体に電話連絡も並行して行ったが、直後から２時間ほど、問い合わせ等の電話が殺到し、混乱した。

今回は、現地条件が不明であり、厳しい条件が予見されたので、応援を即決できたのが調布市だけだったが、もし応援を即決する自治体が多い場合は、多数の自治体との対応が困難な状態に陥ることが予想される。

イ　移動手段の確保

初動時に車両燃料の確保が懸案となり、派遣要請への応諾が少なかった。

(2)　実施本部

東京が被災した場合、区市町村は実施本部を設置して判定活動をするが、判定士が10名に満たない自治体が14もあり、島しょに至っては判定士自体がいない等、実施本部として機能するのか懸念される自治体もある。

また被災直後に被災宅地の分布を把握できるのか懸念される自治体もある。このため普段から管轄内の傾斜地や丘陵地の住宅・宅地を把握し、応援にきた宅地判定士に説明できるようにしておく必要がある。

5　その他

担当者(多摩建築指導事務所開発指導第一課からの派遣者)のコメント

調査現場は仙台市中心部から約５㎞離れた太白区及び青葉区の丘陵地を造成した住宅地で、我々は22宅地の危険度判定を行った。仙台市内だけでも2,000を超える調査対象宅地があるため、全国の自治体職員等が参集し判定業務に当たった。

連日の余震が続く中、損傷を受けた擁壁や崩壊のおそれのある宅地内での調査であり、しかも調査初日は降雪の中での作業のため困難を極めたが、２日目以降は手際よく判定業務を行うことができた。

被災現場においては日没前までに判定業務を終了させる必要があり、１日の作業時間は限られているため、判定作業と住民対応をスムーズに進める必要があるが、土地･建物所有者への説明をする際に、「家の再建費用はどこから出るのか」「ガス・水道はいつ復旧するのか」、また近隣の方からは「自分の家屋も調査してほしい」など、被災者の切実な訴えがあり、判定作業以外にも被災された住民への丁寧な対応が求められた。

また、東京とは異なる気象条件や不慣れな土地での自動車運転、被災地での危険を伴う作業となるため、常に体調管理には留意しておくことが重要だと感じた。

被災地教育委員会の学校再開支援

教育庁　総務部　総務課
指導部　指導企画課
人事部　職員課

1　事業実施の経緯・背景

東京都教育委員会では、東日本大震災後直ちに実施可能な支援メニューの検討を進め、平成23年３月28日から同年４月８日までの間、岩手県、宮城県及び福島県の教育委員会へ部長級職員を含む延べ11名の職員を派遣し、被災県の教育ニーズの把握を行い、支援活動を実施した。

2　内容

岩手県の学校再開及び宮城県への教員派遣支援室運営等のため、指導主事・管理主事・学事事務職員等を派遣した。

また、宮城県教員派遣支援室の運営のため、豊島区・東村山市・小平市・東久留米市・八王子市・青梅市・あきる野市から職員を派遣するなど、都区市連携を図った。

3　実績・成果

岩手県の学校再開及び宮城県への教員派遣支援室運営等のため、職員派遣・指導主事・管理主事・学事事務職員等　延べ166名派遣

※被災地教育委員会への人的支援については、上記のほか、公立学校教員、スクールカウンセラー、臨床心理士、応急危険度判定等のための建築職の派遣を行った。

〔他項目参照ページ〕
・東京都公立学校教員の派遣（Ｐ178）
・被災地教育委員会へのスクールカウンセラー・臨床心理士等の派遣（Ｐ114）
・学校施設等の応急危険度判定調査等（Ｐ139）、公共建築物の災害復旧支援（Ｐ163）

被災地避難所運営等支援

総務局　人事部　人事課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

被災自治体においては、復旧・復興業務の発生や職員の被災等により、深刻な人手不足に陥っていた。

発災から数日が経過し、被災地で復旧活動が本格化していく中、一日も早い復旧・復興に向け効果的に活動できるよう、現地の活動を支援すべく職員の派遣を行うこととした。

また、平成23年５月からは福島県南相馬市、同年６月からは福島県庁、同年７月からは宮城県仙台市への短期派遣も開始した。

(2)　経緯・取組

都は、特に被害が大きく行政機能が著しく低下していた岩手県陸前高田市並びに宮城県南三陸町、気仙沼市及び石巻市に対し、現地に設置した被災地支援現地事務所から提供される被災地のニーズを基に、各自治体に対する職員短期派遣を行った。

職員７名程度で班を編成し、各班の派遣期間はおおむね１週間弱程度である。被災地では各自治体の指揮命令のもと、現場のニーズに沿った業務に従事した。

＜具体的経過＞

平成23年

３月22日　東京都被災地支援現地事務所へ事務所要員を派遣
石原元都知事が「現地の復旧、復興活動に役立つ人材を職員の中から、随時、派遣」する旨を発表

４月２日　宮城県へ派遣第一陣70名が出発

４月５日　宮城県へ派遣第二陣70名が出発

４月６日　宮城県第一陣が被災地より戻る。

４月７日　岩手県へ派遣第一陣30名が出発

４月９日　宮城県へ派遣第三陣70名が出発
岩手県へ派遣第二陣30名が出発

４月10日　岩手県第一陣が被災地より戻る。
宮城県第二陣が被災地より戻る。
（以下宮城・岩手へ随時対応）

５月15日　福島県南相馬市へ、派遣第一陣10名が出発

５月23日　福島県南相馬市派遣第一陣が被災地より戻る。
福島県南相馬市へ、派遣第二陣10名が出発

５月30日　福島県南相馬市派遣第二陣が被災地より戻る。

６月１日　福島県庁派遣第一陣2名が出発

６月６日　福島県庁派遣第二陣3名が出発

６月８日　福島県庁派遣第一陣が被災地より戻る。
（以下福島へ随時対応）

７月５日　宮城県仙台市派遣第一陣４名が出発

７月12日　宮城県仙台市派遣第一陣が被災地より戻る。
宮城県仙台市派遣第二陣４名が出発
(以下宮城県仙台市へ随時対応)

2　目的・内容

(1)　目的

現地の復旧・復興活動の支援

(2)　内容

ア　避難所の運営サポート
救援物資の運搬・配付、清掃、駐車場の管理等

イ　県庁における支援事務
生活支援交付金事務、罹災証明書の発行事務の補助、税務関係事務の支援、罹災証明・住民票発行・介護保険申請事務の支援等

ウ　救援物資の分別
支援物資（食糧・古着等）の仕分けや搬入・搬出作業等

エ　がれきの撤去
道等を整備するための土砂のかき寄せや大きながれきを避ける作業等

オ　仮設住宅関係業務
仮設住宅に入居する住民への説明会の調整、物資搬入準備等

カ　生活再建支援業務
民間賃貸住宅の契約名義の書き換えに係る書類審査・電話対応等
キ　県外避難者支援業務
県外に避難している避難者の情報収集や対応指示
ク　その他現地の要請に基づく業務

3　実績・成果

(1)　実績（下表のとおり）

(2)　成果

発災直後は、行政機能が低下していた各自治体において、義捐物資の仕分けや避難所の運営等、応急対策に柔軟に対応した。

また、発災から時間が経過し、復旧・復興作業が本格化していく中で、短期派遣職員に求められる業務も変化が見られ、徐々に仮設住宅に移動する住民への対応や罹災証明の発行などに移り変わっていった。

4　事業実施に当たっての課題等

交通網が寸断され、物資も非常に不足している被災地に職員を派遣するに当たり、現地事務所を通じた情報や参加者のアンケートを基に、派遣者に対し、常に派遣環境に関するフィードバックを行っていた。

携行品等においても随時見直しを図り、派遣された職員が安心して活動に専念できるよう努めた。

また、現場で作業をするに当たっての注意事項についても、刻々と変化する被災地の状況に合わせ、派遣職員に最新の情報が提供されるよう随時内容の見直しを図った。

更に、復旧・復興作業が進むにつれ、同一職員の中長期派遣など、復興計画の策定や運営に人的需要が移り変わってきた。そのため、短期派遣は、平成23年11月の福島への短期派遣にて終了した。

5　その他

(1)　レンタカーの活用

公共交通機関が麻痺した被災地で支援活動を円滑に行うため、レンタカーがよく使用された。しかし、被災地の路面状態は著しく悪化しており、パンクが頻発した。また、街中の信号機が停止し、交差点では十分な安全確認が求められた。特に夜間は、ガードレールや照明が損壊した状況の中、慎重な運転が求められた。

(2)　食糧の確保

被災地が深刻な物資不足に陥っている中、派遣職員用の食糧等は都内で事前調達し、現地に赴く必要があった。しかし、物流の混乱により都内でも携行食品が不足状態に陥り、インスタントラーメンなどの確保は困難であったため、当初は缶詰や乾パン等を携行しての派遣となった。

５月以降は、被災地の食料品店や飲食店が営業を再開したり、宿泊所にて食事の提供が可能になったため、地元経済への貢献も兼ねて、派遣職員の食糧は現地調達方式に徐々に切り替えた。

(3)　宿泊場所の確保

被災地の旅館・民宿が営業を中止していたため、派遣職員は事務所の床や避難所などに寝袋で泊まり込み、入浴もできない環境下での復旧・復興作業となった。

５月以降は、ビジネスホテルや民宿が営業を再開しており、宿泊場所として活用が可能となった。当初より滞在環境が改善したため、派遣日数を増加した。

（単位:人）

平成23年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
岩手県	陸前高田市	210	160	40	5	0	0	0	0	415
宮城県	南三陸町	328	129	74	55	0	0	0	0	586
	気仙沼市	10	49	16	12	0	0	0	0	87
	石巻市	160	140	71	68	20	0	0	0	459
	仙台市	0	0	0	16	0	0	0	0	16
福島県	南相馬市	0	20	0	0	0	0	0	0	20
	福島県庁	0	0	29	23	13	11	12	4	92
計		708	498	230	179	33	11	12	4	1,675

現地での活動状況（岩手第二陣）

引継ぎ風景

合同庁舎（宿泊所）

陸前高田市災害対策本部（給食センター）

高田小学校

学校施設等の応急危険度判定調査等①

教育庁　都立学校教育部　営繕課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災により被災県では学校施設等の多くの公共建築物が被災し、建物の被害状況や安全性の確認等が必要となった。このため、宮城県教育委員会及び岩手県大槌町教育委員会からの要請に応じ、東京都教育委員会では被災地における支援の一環として文教施設の被害状況の実態把握調査のため職員を派遣することとした。

(2)　経緯・取組

平成23年４月７日から同月29日まで宮城県へ建築職を派遣

平成23年４月10日から同月13日まで及び平成23年５月１日から同月３日まで岩手県に建築職、土木職、電気職及び機械職を派遣

2　目的・内容

(1)　目的

被災県の文教施設被害状況の実態把握

(2)　内容

被災県において文教施設の現地確認が十分にできない状況の中で、応急危険度的な視点やそれ以外の様々な技術的な視点から、建物の安全性を確認し、今後の対応等について施設管理者に対して十分な説明を行った。

3　実績・成果

(1)　実績

岩手県及び宮城県の学校施設等の応急危険度判定のため、建築職、土木職、電気職及び機械職を８班延べ20名派遣した。

（内訳）　岩手県６人、宮城県14人　（※財務局及び都市整備局の職員を含む。）

(2)　成果

文教施設について応急危険度的な安全性の確認を行い、施設管理者等へ説明を行うことで、学校再開へ貢献した。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　施設間移動のための交通手段や宿泊施設の確保、応急危険度判定資機材の調達

(2)　調査を実施する際の施設避難者への配慮

5　その他

担当者のコメント

・　多くの文教施設で建物の被害を受けながらも各施設管理者が創意工夫を凝らして震災直後から避難所として使用したり、新学期に向けて着々と準備を進めていた。

・　非構造部材の破損等による避難所等としての機能を低下させないよう日常から取り組む必要性を実感した。

建築職による建物調査

学校施設等の応急危険度調査等②

都市整備局　市街地建築部　建築企画課

1　事業実施の経緯・背景

東北地方太平洋沖地震発生時は、学校施設については春休み期間のところが多く、すぐに学校施設として使えるかどうかの判断は求められていなかった。

発災から１か月が経ち、学校施設等について、今後の復興に向けて修繕や工事の必要が生じることが予想された。しかし、人員や予算の見通しを早期につける必要があったものの被災県だけでは人員の目途が立たなかったため、現地調査を行う職員の派遣が要請された。

2　目的・内容

(1)　目的

東北地方太平洋沖地震で被災した教育施設の早期復興に寄与するため、教育施設の被害の調査を行い、併せて、調査地域の別の建物や地盤の被害調査、被災地域の行政庁へのヒアリングなどを行い、復興に向けた今後の施策へ役立てることを目的としている。

(2)　内容（下表のとおり）

ア　岩手県派遣者の取組

平成23年４月７日　大槌町から岩手県に教育施設の被害について調査結果を提出

４月11日～12日　大槌町学校５校について、大槌町の調査結果などを踏まえながら、応急危険度判定など、現地調査を実施

イ　宮城県派遣者の取組

宮城県から被害状況調査の支援要請があり、この要請に基づき、被災地の支援に当たった。

平成23年４月10日及び同月11日仙台市、大崎市、美里町の学校５校について、被災状況調査、応急危険度判定など、現地調査を実施

3　事業実施に当たっての課題等

通常、応急危険度判定は発災した直後に行うものであるが、１か月後の判定活動となったため、通常の判定と異なる部分があったことに加え、年度初めでもあり、人員の確保が困難であった。

調査地点までは車により移動を行ったが、発災後１か月経っても道路渋滞などがあり、容易に移動ができなかった場合があった。

4　その他

担当者のコメント

地元の自治体の職員は寝る間も惜しんで積極的に対応を行っていたことから、派遣職員も、モチベーションを高くして、調査を行うことができた。

	岩手県	宮城県
期間	平成23年４月10日から同月13日まで	平成23年４月９日から同月12日まで
調査地域	大槌町	仙台市、大崎市、美里町
内容	４月11日：大槌小学校(大槌町)、大槌中学校(大槌町) ４月12日：安渡小学校(大槌町)、赤浜小学校(大槌町)、大槌北小学校(大槌町) 応急危険度判定による調査	４月10日：仙台三桜高校(仙台市)、宮城広瀬高校(仙台市)、仙台第一高校(仙台市) ４月11日：松山高校(大崎市)、小牛田高等学園(美里町) 被災状況調査を実施及び今後の技術的支援について、ヒアリング及び調査内容の整理を行い宮城県教育庁施設整備課へ調査結果の報告

被災建築物応急危険度判定

都市整備局　市街地建築部　建築企画課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月11日14時46分及び同年４月７日23時32分頃に発生した地震による被害に対する二次災害を防止するため、平成23年４月19日に10都県市被災建築物応急危険度判定協議会幹事県の茨城県より、「被災建築物応急危険度判定支援要請」があった。

この要請を受け、翌20日に判定員を宮城県に派遣することを決定。業務を主管する建築企画課において、都から派遣する人員を確保するため、庁内他局及び特別区職員へ連絡をするとともに、交通手段の確保、装備の準備などを行った。

また、庶務担当である調整課において、旅費や経費の手当てなどの対応を行った。

(2)　経緯・取組

都から５名、特別区から８名の計13名を派遣することとした。

また、判定作業初日（平成23年４月23日）は午前８時30分に宮城県女川町立女川第二小学校に設置されている災害対策本部に参集する必要性から、前日の４月22日午前11時36分、東北新幹線にて東京駅から福島駅、東北本線で福島駅から仙台駅へ向かい、仙台にてレンタカー４台に分乗し、現地に向かった。

2　目的・内容

(1)　目的

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的とする。

(2)　内容

判定結果は、危険（赤）、要注意（黄）、調査済（緑）のステッカーにより建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供する。

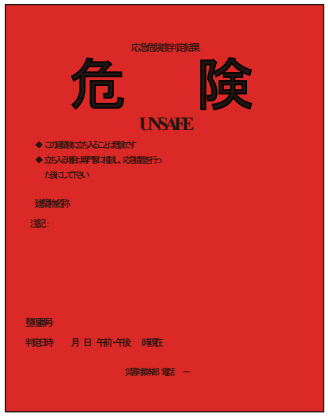

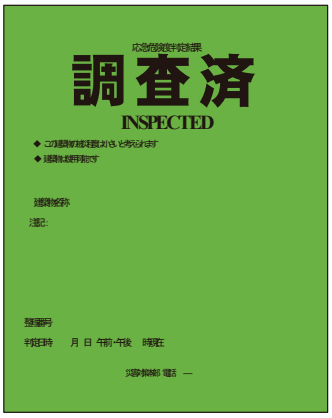

3　実績・成果

(1)　判定初日（平成23年４月23日）の判定活動

【現地天候：雨時々強い雨、班編成：２名/班　計６班、調査区域：浦宿・針浜】

４月23日午前８時15分頃、現地災害対策本部のある女川第二小学校に到着する。

約10分程度対策本部の説明を受ける。東京都のチーム総勢13名は、女川町内「浦宿・針浜地区」（以下「調査区域」という。）を担当することになり、打合せ終了後の午前９時40分頃、調査区域に４台のレンタカーにて出発する。

浦宿地区の１軒を利用し全員で判定手順の最終確認をした上で、各班とも午前10時10分より持ち場へ移動し調査を開始。午後５時までに災害対策本部へ当日の報告をする必要性から、両地区とも未判定の建物があったが、午後４時30分に判定業務を終了した。

調査区域は、JR石巻線浦宿駅東側の浦宿地区と万石浦を挟んで宿舎の対岸の針浜地区であり、浦宿地区は４班、針浜地区は２班が判定を行った。浦宿地区は、駅に近いためか住宅、事務所、工場などが混在している地区であり、判定建物もS造やRC造も多く判定が困難な地区であった。また、針浜地区は、海岸沿いと谷筋に住宅等が散在しているため時間がかかる地区であった。

両地区とも、居住者以外の避難者がいる住宅や建物が多くあり、避難している人から被災を受けた調査区域外の自分の家も判定してもらえないかと声を掛けられるなど、判定活動に対しては好意的であった。

建物の被害状況は、地盤の悪い海寄りに建つ建物でも、大きな被害の建物はほとんどなく、危険と判断されたものは、瓦や外壁の落下の危険性による建物や傾斜地で地盤の変状によるものが多かった。

当日は、朝方から雨が降り始め午後には風雨が強くなるという条件の悪い中、判定活動は初めてという判定員たちが頑張って平均以上の判定数をこなした。

(2)　判定２日目（平成23年４月24日）の判定活動状況

【現地天候：快晴、班編成：２名/班　計６班、調査区域：浦宿・針浜・鷲神浜】

４月24日午前７時30分から津波の被災地を調査した後、災害対策本部に参集し、昨日の判定状況を報告。災害対策本部から、昨日の調査地区内にある未判定建物及び新規に「鷲神浜地区」を担当するよう指示があった。

午前８時40分頃に隊内の打合せ終了後、調査区域に向かう。各チーム共、おおむね午前９時00分には現地に到着。直ちに応急危険度判定活動に着手。正午に与えられた調査区域の調査を全て終了し、集計作業終了後、午後１時30分に災害対策本部に報告を行い２日間の活動を終了した。

判定中の建物の使用者からは、今回の地震や津波に対する恐怖と多発する余震への不安の声が聞かれた。また、津波により多くの建物が流失した今回の地震では、危険と判定されても大きな変状がなければ「使用したい。」とか「貸してほしいと言われた。」などの切実な声もあった。

鷲神浜地区の建物の被害状況は、判定区域の境では判定対象建物が流失して無いものもあったが、近年開発されたらしい丘陵地であることから、土留め擁壁等の状況により危険とされた建物、平成23年３月11日の地震によるものか基礎の破壊された建物や基礎と土台が乖離した建物など、地震の強さを伺わせる壊れ方をしているものが多かった。

また、住宅地であることから、ブロック塀等が破壊されていて危険とされたものも多かった。

擁壁崩壊、基礎の著しい被害（Ｃランク）

(3)　平成23年４月23日及び同月24日の２日間の調査結果

調査結果集計表　(判定地域:浦宿･針浜･鷲神浜　判定員数:延べ24名)

	判定済(緑)	要注意(黄)	危険(赤)	合計
木造	76	45	42	163
S造	16	6	3	25
RC造	3	2	0	5
合計	95	53	45	193

4　その他

担当者のコメント

マグニチュード９の巨大な海洋型地震と巨大津波は、広域災害に対する対応など直下型地震とは違った新たな課題を提示した。津波による行方不明者は発災後１か月を過ぎた当時も１万人を超えており、被害の全貌は明らかになっていなかった。女川町周辺は上水道などもライフラインが未だ回復せず、地盤が約１ｍも沈降して下水道などに新たな問題も生じており、住民の生活は困難なままであった。

通常は発災後２，３日以内に判定を始めるとされているが、被害の大きさ等により大きな余震から数えても、２週間を経過してからの判定という特殊な状況での判定であった。判定隊はこのような特殊な状況下でも、13名が一丸となって応急危険度判定活動に従事した。判定活動は初めての隊員が多かったが、隊員相互の協力により対策本部から指示された調査区域の調査を完遂することができた。

対策本部では、群馬県の職員が受付を担当していたり、遠く鹿児島県の応援隊がいたりと今回の災害の大きさを感じさせることも多かったが、阪神大震災で始まった応急危険度判定活動の体制も確立されたと感じられた。

被災地である女川町周辺は、１か月以上たった当時でも津波によるがれきが散乱していたり、津波で転倒させられた杭基礎のビルなどがまだそのままで、地震と津波のエネルギーがいかに大きいかが判る状況であった。被災地が一刻も早く復興を遂げることを願うとともに、大都市東京では、沿道建築物をはじめとする都内の建築物等の耐震化の推進をはじめ、被害を最小限にする対策の推進が急務であると改めて痛感した。

4　その他の人的支援

災害廃棄物（生活ごみ）処理支援

環境局　資源循環推進部　一般廃棄物対策課

1　事業実施の背景・経緯

(1)　背景・きっかけ

東京都は、東京23区の清掃事業を東京都清掃局が所管していた平成７年当時、阪神淡路大震災の被災現場で災害廃棄物（災害を受けた家財道具等の生活ごみ）の収集運搬を行った経験を活かし、平成12年の清掃事務の区移管後に発生した、新潟県中越地震（平成16年）及び新潟県中越沖地震（平成19年）においても、都内区市町村や業界団体の協力を得て調整・取りまとめを行い、災害廃棄物処理支援を行ってきた。

こうした経験から、発災当初は生命の安全確保とともに、し尿処理対策が重要となるが、発災から３～４週間後には、復旧に向けごみ処理が大きな課題になってくることを理解していた。このため都では、発災直後から大規模な災害廃棄物の処理支援のための方策や体制の構築に向けた準備を進めていた。

東京都は、全国19の政令指定都市と災害時の相互協力に関する協定（20大都市災害時相互応援に関する協定）を締結しており、宮城県仙台市も協定参加者に入っていた。京都市などの政令市が収集運搬の支援に動き始めている中、これまで災害時に大量のごみを短期間で収集運搬する支援を実現し貢献してきた東京都として、未曾有の災害により被災した仙台市をまず支援すべきと、都が窓口となって都内区市町村等に声をかけて協力を得ながら、東京都レベルでのまとまった支援に取り組むこととした。

(2)　経緯・取組

発災後の３月下旬には仙台市等に事前調査隊を派遣したが、津波被害に遭った地域では、生活の再建を図る住宅から、海水に浸った布団や畳、衣類、電化製品、家具類などの生活ごみが通常の50倍以上排出され、道路や家の庭先に山のように野積みされていた。この災害廃棄物の量や種類を見ると、被害にあった仙台市だけではとても処理しきれる状況ではなかった。

津波被害の状況

家から運び出された家具類

この現状から、都は広域自治体として、都内区市町村及び業界団体に協力を呼び掛け、「災害廃棄物処理支援に係る協議会」を開催した。関係者が連携して支援にあたる必要があることを提唱し、事前調査隊の結果や仙台市からの依頼内容等も踏まえて、支援内容の検討・調整を図った。

仙台市からの東京都に対する「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく正式な支援要請を受けて、津波被害に遭った浸水地域（仙台市若林区及び宮城野区）や一次仮置場（地震により破損した家財道具類が出された公園や運動場）から、二次仮置場や清掃工場まで災害廃棄物を収集・運搬する支援を、都内区市町村及び業界団体の協力を得て実施した。

＜具体的経過＞

平成23年

３月18日　「災害廃棄物処理支援に係る協議会」を開催

３月29～30日　仙台市内及び宮城県内へ事前調査隊を派遣（調査隊：９名（東京都職員４名（運転手２名を含む。）、区職員３名、業界団体２名））
４月１日　仙台市環境局長から、東京都環境局長に対し、「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく支援要請
４月４日　仙台市からの依頼を受けて、都知事名で、特別区長会、東京都市長会、東都町村会、東京廃棄物事業協同組合、社団法人東京環境保全協会及び社団法人東京リサイクル事業協会に対し、東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理支援について依頼
４月11日　仙台市環境局、東京都環境局及び都内業界団体により、「仙台市における災害廃棄物の処理支援に係る協定」を締結
４月14日　「仙台市に対する災害廃棄物（生活ごみ）処理の支援について」プレス発表
４月17日～５月７日（延べ21日間）　第１次隊から第３次隊までに分けて実施
６月１日　仙台市へ支援実績報告

2　内容

仙台市の早期復旧に向けて、東京都が全体調整を行い、東京23区、多摩地域市町村及び関係団体の協力を得て支援を行った。

(1)　支援期間
・第一次隊：平成23年４月17日から同月23日まで
・第二次隊：平成23年４月24日から同月30日まで
・第三次隊：平成23年５月１日から同月７日まで

(2)　支援内容
仙台市内において、地震や津波浸水被害に遭った家財道具や生活ごみ等の災害廃棄物を被災現場や一次仮置場で収集し、二次仮置場や清掃工場まで運搬する作業

(3)　支援規模
・清掃車両（パッカー車、ダンプ車等）延べ100台程度
・収集作業員・運転手等　延べ300人程度

(4)　支援団体（協力団体）
東京23区、東京多摩地域市町村、社団法人東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合、社団法人東京都リサイクル事業協会

3　実績・成果

(1)　実績
ア　第一次隊（平成23年４月17日から同月23日まで）
（ア）　派遣規模
・清掃車両（パッカー車、ダンプ車等）42台
・収集作業員・運転手等　112人

（イ）　作業内容
収集運搬作業を平成23年４月18日から同月22日まで実施（17日現地到着後及び23日現地出発前は各班及び全体でのミーティング等を実施。なお、17日は、当初は現場確認のみを行う予定だったが、作業を行いながら安全確認も併せて行った。）。
①　津波浸水地域からの災害ごみの収集運搬
仙台市の指示に基づき、災害ごみをごみ種別ごと（可燃系ごみ、不燃系ごみ、金属くず、家電等）に収集し、仙台市が整備した二次仮置場（沿岸部）まで運搬。現場に出された家財道具類を収集する際には、住人に声をかけ確認の上収集し、住人の確認がとれない場合には収集しない。
・配車先：若林環境事務所（若林区）
・搬入先：海岸公園（若林区）　蒲生地区（宮城野区）
②　一次仮置場からの災害ごみの収集運搬
一次仮置場（津波浸水地域以外の公園や運動場等）に分別されているごみを積み込み、仙台市が指定する清掃工場に運搬
・配車先：太白区（公園）、青葉区（公園）、若林区（運動場）
・搬入先：葛岡清掃工場（青葉区）、今泉清掃工場（若林区）

イ　第二次隊（平成23年４月24日から同月30日まで）
（ア）　派遣規模
・清掃車両（パッカー車、ダンプ車等）　33台
・収集作業員・運転手等　92人
（イ）　作業内容　第一次隊と同様

ウ　第三次隊(平成23年５月１日から同月７日まで)

(ア)　派遣規模

・清掃車両(パッカー車､ダンプ車等)　39台

・収集作業員・運転手等　105人

(イ)　作業内容　第一次隊と同様

浸水地域での災害ごみの積込み

一次仮置場での災害ごみの積込み

作業開始前の仙台市とのミーティング

二次仮置場への搬入

広大な二次仮置場(分別され配置)

※　災害廃棄物の迅速な処理には二次仮置場の確保が不可欠であり、仙台市はこの近くに仮設焼却炉を設置し、被災地の中でも一早く処理を完了した。

仙台市への派遣実績

	第一次隊	第二次隊	第三次隊	合計
派遣期間	4月17日～4月23日（7日間）	4月24日～4月30日（7日間）	5月1日～5月7日（7日間）	21日間
収集作業期間	4月18日～4月22日（5日間）	4月25日～4月29日（5日間）	5月2日～5月6日（5日間）	15日間
総車両台数	42台	33台	39台	114台
区部（収集車）	14台	12台	14台	40台
多摩地域（収集車）	14台	10台	9台	33台
業界団体・東環保（収集車）	3台	3台	3台	9台
業界団体・東廃協（収集車）	3台	3台	3台	9台
業界団体・東リ協会（収集車）	1台	1台	6台	8台
区部（連絡車）	2台	2台	3台	7台
多摩地域・東廃協（連絡車）	5台	2台	1台	8台
総人員	112人	92人	105人	309人
区部（運転・収集）	48人	42人	48人	138人
多摩地域（運転・収集）	45人	30人	24人	99人
業界団体・東環保（運転）	3人	3人	3人	9人
業界団体・東廃協（運転・収集）	6人	6人	6人	18人
業界団体・東リ協会（運転・収集）	2人	2人	12人	16人
区部（管理部隊）	7人	8人	10人	25人
東京都（管理部隊）	1人	1人	2人	4人

(2)　成果

総車両台数114台、総人員309人による延べ15日間に及ぶ運搬作業により、「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく大規模な支援を行うことができた。仙台市から要請のあった「一般家屋からの多量の家財道具、畳等のごみを、短期間で集中して収集したい。」との依頼に貢献できたと考える。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

ア　早期の体制づくり

東京都は清掃事業を所管していないため、支援体制を構築するには事業を実施している区市町村や関係団体の協力を早期に得ることが必要となる。

イ　被災現場での作業計画

清掃作業は収集するごみ量を算定し、そのごみを効率よく収集場所から空け場まで運搬する作業計画が必要になる。今回は23区が担当した。

ウ　清掃車両の燃料供給体制

現地での清掃車両の燃料供給に当たり、仙台市側がスタンドを準備してくれたことが、円滑な作業に大いに役立った。

(2)　今後の展望

被災地復旧の第一歩はライフラインの復旧と災害廃棄物の早期撤去である。これは、都内が被災した場合も同様であり、区市町村や関係団体と連携し、

災害時を想定したマニュアルづくりが重要である。都はこの経験から平成24年度に「東京都震災がれき処理マニュアル」を策定した。

5　その他

(1)　都内区市町村や業界団体との協力と広域自治体としての役割

支援を検討していた平成23年３月中下旬は、都内では、計画停電の影響や燃料の確保が困難である中、ごみの取り残しが発生するなど、清掃作業に支障が出ている状況であったが、区市町村及び業界団体との大きな協力のもと、東京都レベルでのまとまった支援を行うことができた。また、現地での作業を検討する上で、新潟県中越地震や新潟県中越沖地震で支援を行った経験のある業界団体等からの情報提供が大きく役立った。

都は広域自治体として、区市町村や業界団体への声掛けや連絡調整、作業員の運搬・交代用バスや宿泊場所の手配などの調整機能を積極的に果たし貢献した。

(2)　被災地との調整

支援について調整を始めた当初は、先方が遠慮がちになる面があったが、生活復旧に向けたごみの処理は早急に行う必要があるため、相手と早い段階で接触を持つことが積極的な支援を行う上で重要であることを改めて認識した。

(3)　被災現場にて

ア　ごみの分別

仙台市は一次仮置場での分別を徹底して行っていた。持ち込む住民への周知や仮置き場での作業員による分別指導により、生活ごみが、燃やすごみ・燃えないごみ・家電リサイクル品などにきちんと分別されて置かれた。これによって排出がスムーズに行うことができた。災害発生時には、必要な面積の仮置場を確保するとともに、市民からの生活ごみの受入れ時での徹底した分別指導体制を整えることの有効性を痛感した。

イ　収集運搬作業の現場にて

家屋から津波被害に遭った家財等を積み込むときは、できる限り住民の立会いのもと清掃車に積み込んだが、時折、それは残して欲しいという声が掛かった。思い出の品だったのかもしれない。

また、支援現場では、未だ大きな余震が続いている時期であり、収集現場は津波被害に遭った地域での作業が多かった。このため、全ての清掃車両に無線機を積み込み、安全確認を行いながらの作業であった。このような作業環境の中でも、都内区市町村及び業界団体から派遣され業務に従事した方々は毎日の作業を計画どおり実施した。現場の状況を見ると、一早く災害廃棄物を撤去したいという想いであったと思う。

都民ボランティアの派遣

生活文化局　都民生活部　地域活動推進課

１　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災により被害の大きかった地域、被災者を支援するため、都は東京ボランティア・市民活動センターと連携し、都民ボランティアを被災地に派遣する「都民ボランティア事業」を実施することとした。

都民ボランティア事業は、被災直後、交通網や施設等が甚大な被害を受け、一般のボランティアによる活動が困難な時期に、被災地に負担をかけることのないよう、現地への交通手段、宿泊先、活動用物資等を確保した上で被災地に入り活動を行う「自立型ボランティア」を派遣するプログラムである。

(2)　経緯・取組

都民ボランティア事業の実施に当たり、都と東京ボランティア・市民活動センターとの間で「都民ボランティアの派遣による被災地支援に関する協定」を締結した。この協定では、都民ボランティア事業における都の役割を財政支援、被災地自治体との調整等とし、東京ボランティア・市民活動センターの役割を活動の企画・運営、ボランティアの募集・選任等として、各被災県や各市町村の災害ボランティアセンター等の協力を得て、平成23年４月５日から同年７月15日までの３か月半にわたり、本事業を実施した。

＜都民ボランティア事業の経過＞

平成23年

３月25日　被災地にボランティアを派遣することを決定
３月31日　都と東京都社会福祉協議会で「都民ボランティアの派遣による被災地支援に関する協定」を締結
４月５日　宮城県利府高校に拠点を開設
４月５日　都民ボランティア１期出発
４月６日　都民ボランティアが東松島市と石巻市で活動開始
４月７日　M7.4 の余震が発生 拠点は停電、断水
４月10日　気仙沼市にて活動開始
４月11日　２期出発　M7.0 の余震が発生 再度、拠点は断水
４月16日　気仙沼市災害ボランティアセンターにコーディネーターの派遣を開始
４月17日　３期出発 岩手県一関市に拠点を開設
４月20日　一関市立旧津谷川小学校にて炊き出し活動開始
４月23日　４期出発
４月24日　宮城県社会福祉協議会から依頼があり岩沼市にて活動
４月29日　利府町の拠点を閉鎖
４月29日　５期出発 宮城県黒川高校に拠点を開設 松島町に拠点を開設(松島大観荘)
４月30日　気仙沼市災害ボランティアセンターの依頼によりフェリーで大島に渡り活動開始
５月１日　岩手県陸前高田市にて活動開始、コーディネーターの派遣開始
５月３日　気仙沼市立小泉中学校にて炊き出し活動開始
５月５日　松島町の拠点を閉鎖
５月５日　６期出発
５月10日　黒川高校の生徒会と交流会を開催
５月11日　７期出発
５月15日　陸前高田第一中学校にて足湯ボランティアを開始
５月17日　黒川高校の拠点を閉鎖
５月17日　８期出発　大島に拠点を開設(宿泊：民宿椿荘花月)
５月23日　９期出発
５月29日　10期出発
６月４日　11期出発
６月５日　ひこばえの森交流センターにて森は海の恋人植樹祭開催
都民ボランティアもボランティアとして参加
６月10日　12期出発
６月16日　13期出発
６月20日　大島で避難されている島民の方と花火大会を開催
６月22日　14期出発
６月28日　一関市室根保健センターに隣接する特別養護老人ホーム「孝養ハイツ」の職員

と交流会を開催
６月28日　15期出発
７月４日　16期出発
７月10日　17期出発
７月15日　一関市の拠点を閉鎖
都民ボランティア17期の派遣を持ってボランティア派遣終了

2　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災の被災地への都民ボランティア派遣及び被災地でのボランティア活動を実施することにより、被災地の早期の復旧及び復興を支援する。

(2)　内容

都民ボランティアを一週間単位として被災地に派遣し、現地の高校や保健センター、旅館等を拠点として、各被災県・市町村の災害ボランティアセンターの協力の下、ボランティア活動を実施した。

ア　実施期間
平成23年４月５日から同年７月15日まで

イ　主な活動地域
宮城県東松島市、石巻市、気仙沼市、岩手県一関市、陸前高田市

ウ　拠点
（ア）　宮城県東松島市、石巻市等
利府高等学校、黒川高等学校、大観荘
（イ）　宮城県気仙沼市、岩手県一関市、陸前高田市
ひこばえの森交流センター、室根保健センター、ふるさとセンター、椿壮花月

エ　派遣の流れ
ホームページに募集要項を掲載・参加者募集
↓
選定・参加者決定・通知
↓
事前ガイダンスの実施
参加者名簿等の作成、チーム分け
↓
出発（バスにより現地に移動）
↓
ボランティア活動実施
↓
活動終了（バスにより都に移動）

3　実績

(1)　参加者数　1,207人（男性762人、女性445人）

全期参加者年代別内訳

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計
女性	7	116	147	82	16	7	0	70	445
男性	15	201	187	138	62	65	2	92	762

(2)　延べ参加人数　1,535人

期	派遣期間	参加者数
1期	平成23年４月５日から同月11日まで	63
2期	平成23年４月11日から同月17日まで	62
3期	平成23年４月17日から同月23日まで	111
4期	平成23年４月23日から同月29日まで	102
5期	平成23年４月29日から同年５月５日まで	200
6期	平成23年５月５日から同月11日まで	127
7期	平成23年５月11日から同月17日まで	116
8期	平成23年５月17日から同月23日まで	83
9期	平成23年５月23日から同月29日まで	81
10期	平成23年５月29日から同年６月４日まで	81
11期	平成23年６月４日から同月10日まで	80
12期	平成23年６月10日から同月16日まで	65
13期	平成23年６月16日から同月22日まで	75
14期	平成23年６月22日から同月28日まで	71
15期	平成23年６月28日から同年７月４日まで	71
16期	平成23年７月４日から同月10日まで	74
17期	平成23年７月10日から同月15日まで	73
計		1,535

第２節　応急対策期

1　医療等支援

公衆衛生チームの派遣

福祉保健局　保健政策部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

震災後、宮城県内では、８つの保健所を６名の医師で運営している状況が続いており、大分県から平成23年４月末まで公衆衛生医師が派遣されていた。その後を受ける形で、厚生労働省健康局から宮城県への派遣要請があった。

(2)　経緯・取組

都派遣の公衆衛生チームは、被害の甚大さにより行政機能が相対的に低下した状況において、現地避難所等への直接的支援にとどまらず、「被災地における公衆衛生システムの再構築」を使命に掲げ、長期間、医師をはじめとして、保健師、薬剤師等による多職種チームによる支援を行うこととして取り組んだ。

支援に際しての基本的スタンスとしては、「寄り添ってともに考える、支援的立場の貫徹」が特徴であったといえる。

2　目的・内容

(1)　目的

被災地における公衆衛生システムの再構築

(2)　内容

市町村の地域保健対策に関する情報分析、中期的計画策定の支援、関係機関の意見交換の支援。

3　実績・成果

(1)　実績

宮城県石巻保健所への派遣

派遣期間：平成23年５月７日から平成24年３月30日まで
（平成23年10月１日から同年11月26日までを除く。）

派遣実績：24チーム、59名

支援のフェーズは大きく三つに整理でき、それぞれのフェーズにおける課題の解決に向けて取り組んだ。

ア　フェーズ１（平成23年５月から同年６月まで）

派遣実績：平成23年５月７日から同年７月２日まで：８チーム（医師　計16名）

チーム編成：医師２名（１週間交替）

主要課題：被災情報の分析・保健復興計画の策定支援

活動拠点：石巻市役所健康推進課

支援地域：旧石巻市中心

支援内容：石巻市の災害業務、地域保健システムの再構築への企画調整支援

・感染症避難所サーベイランス支援
・食品衛生、悪臭、害虫対策
・業務継続計画策定への助言　　等

イ　フェーズ２（平成23年７月から同年９月まで）

派遣実績：平成23年７月２日から同月29日まで：４チーム（医師５名、歯科医師１名、薬剤師１名、歯科衛生士１名　計８名）
平成23年７月31日から同年９月30日まで：８チーム（医師10名、保健師８名、薬剤師８名、獣医師１名、衛生監視員２名、栄養士２名　計31名）

チーム編成：医師、保健師、薬剤師、他の公衆衛生職種（１週間交替）

主要課題：総合的な情報分析及び再構築した支援業務の進行管理

活動拠点：石巻保健所

支援地域：保健所管内３市町

支援内容：保健所管内の災害時業務及び地域保健システム再構築への企画支援

・感染症、食中毒対策支援
・仮設住宅の被災者生活支援（こころのケア）
・薬事監視業務への支援
・管内市町への保健活動支援　　等

ウ　フェーズ３（平成23年10月から平成24年３月まで）

派遣実績：平成23年11月27日から平成24年３月30日まで：４チーム（医師　計４名）

チーム編成：医師１名（平成23年12月から平成24年１月まで　４週間交替制）
主要課題：保健所の総合的な企画・調整機能強化支援・個別具体的実務支援
活動拠点：石巻保健所
支援地域：保健所管内３市町
支援内容
・地域の医療と福祉の連携に係る今後の方針と体制づくりの支援
・震災に係る活動記録取りまとめの支援
・被災者の感染症対策の支援　　等

避難所での公衆衛生医師による健康相談

避難所での公衆衛生医師による巡回健康調査（保健活動支援）

(2)　成果

管内の災害時業務、地域保健システムの再構築への企画調整支援、管内市町への保健活動支援等の保健所支援活動を通じて、①被災地支援体制・活動の見直し、②災害時対応に向けた保健所体制・活動の見直し、③「地域防災計画」「保健所マニュアル」の見直しにつなげることができた。

また、今回の取り組みから
①　急性期を過ぎるにつれ、医療だけでなく保健や福祉のニーズが高まり、保健・医療・福祉の総合的な支援が必要となること
②　本部機能（情報連絡、コーディネイト）の体制整備が必要であること
③　区市町村、関係団体との平常時からの関係構築が重要であること
④　実働と企画調整の双方を継続的に支援できる多職種による派遣チームを準備しておくことが必要であることが改めて認識でき、今後の災害時対策の充実に向けての貴重な教訓となった。

4　事業実施に当たっての課題等

宮城県では、平常時から保健所長の欠員が存在し、石巻保健所長も他保健所を兼務している状況があった。この状況において、平成23年９月の時点で、下記の課題等が明らかになり、東京都としては、保健所に公衆衛生医師が経常的に在籍していることが重要という結論に至った。

短期的派遣による支援では、長期的課題の把握や提言は困難であり、継続的な会議出席等も困難である。

また、現地自治体の職員から長期的視点からの支援を期待されない。一方、中期的派遣を行うことは、災害復興における公衆衛生上の課題及びその対策についての情報、ノウハウの獲得等において、東京都としてメリットがあることから、支援業務の経常化に伴い、一か月単位での派遣を23年度末まで継続することとした。

(1)　地域包括ケアシステムの構築

多くの医療機関・介護施設が被災した中で、保健所が介入し、主導で構築していかなければならないため、管内医療機関・市町へのヒアリング、会議体の設置など、保健所の広域的専門的支援が重要となる。

(2)　職員の派遣期間

１週間毎の派遣では、受け入れる石巻保健所の業務量も増大する。毎週のオリエンテーション、計画表の作成、資料のコピー等それなりの負担となっており、派遣職員自身も短期間では、業務内容についての関わり方が難しいことを感じている。

(3)　業務の進め方の相違

石巻保健所では、事務的な部分や新規事業に対する進め方など、都保健所と違う部分が多く、こちらからのアドバイスに対して現地の保健所職員側が戸惑うことがある。
・事例：感染症関連（感染症情報の発行）

感染症予防対策の一環として感染症情報誌の

発行が課題であった。この支援として、東京都の医師が「石巻保健所感染症情報」のフォーマットを作成し、以後は、毎週の発生分を入力し、トピック文章を追加すれば毎週発行できる状況にしたが、「誰が入力し、文章を作成するのか」が解決できず、毎週ではなく月１回発行となった。

５　その他

担当者のコメント

災害時の保健所への支援活動は初めての経験であった。

現在の保健所は、全国的に見ると福祉事務所等との合併などが進んでおり、公衆衛生活動だけを担っているとは限らない。保健所における活動も業務体制や市町村との連携状況等地域による違いが大きい。都保健所が考える地域保健システムとは異なる体制の中で、災害後の体制整備を支援していくためには、交替職員による支援では限界がある。どんなに引継ぎをしても、その地域の特性を理解し、共に考えていけるようになるには、支援者も支援を受ける側にも一定の時間が必要である。公衆衛生チームとそれに続く、同じ保健師による半年間の地方自治法派遣、その後の医師の２年間の地方自治法派遣では、現地の職員に寄り添い、共に働く中で、市町の精神保健体制整備等への支援や保健所活動の充実に向けた支援等、災害後の体制整備への直接的な支援を行った。また、平常時の保健所の体制や市町村との連携の重要性等多くを学ぶことができた。

悩みに悩んだ公衆衛生チームとしての短期中期派遣とその後の長期派遣から、現地が求めているもの、真に必要な支援は、言葉にならない中に見え隠れしていることを痛感した。そのようなことが汲み取れる支援のあり方を考えていく必要があるのではないかと強く感じている。

動物保護班の派遣

福祉保健局　健康安全部　環境保健衛生課

１　事業実施の経緯・背景

環境省及び福島県からの要請を受け、福島第一原子力発電所から半径20㎞圏内に設定された警戒区域内における犬猫の保護活動について、全国の自治体に先立ち、平成23年５月21日から同月24日まで動物愛護相談センターの職員２班６名（獣医師２名、技能員４名）を派遣した。

２　目的・内容

(1)　目的

犬猫を置いて避難した飼い主の一時帰宅に合わせ、警戒区域に立ち入り犬猫を収容する。

また、放れた犬の野犬化を防止するため、捕獲器等を用いた捕獲収容も併せて実施する。

(2)　内容

現地では保護した動物を収容・搬送するための専用車や捕獲器材等も不足していたことから、都の庁有車に捕獲器材や動物用医療器具等を積み、車両込みでの派遣となった。警戒区域内に都職員が立ち入るのは東京消防庁等災害対応職員以外では震災後初めてであり、現地の状況が不透明な中、環境省及び福島県との調整を経て派遣に至った。警戒区域内では防護服を装着するため、長時間飲食ができずトイレにも行けず、特に暑さの中での作業は困難を極めた。さらに、線量計を身につけ、常に放射線量に神経を尖らせながら犬猫の保護活動を行った。

その後も平成23年７月８日から同月18日まで交替で２班８名（獣医師４名、技能員４名）、平成24年３月７日から同月13日まで交替で２班６名（獣医師２名、技能員４名）を警戒区域内での犬猫の保護活動に派遣した。

また、環境省及び福島県からの要請を受けて、福島県が保護収容している犬猫の受入協力を行うため平成24年１月に１班３名（獣医師１名、技能員２名）、同年５月に１班３名（獣医師１名、技能員２名）を福島県に派遣し、平成23年10月に日野市に開設した東日本大震災東京都動物救援センターに被災犬を搬送した（平成24年１月に犬４頭、５月に犬４頭）。なお、24年３月に警戒区域内に派遣した班は併せて犬１頭の搬送も実施している。

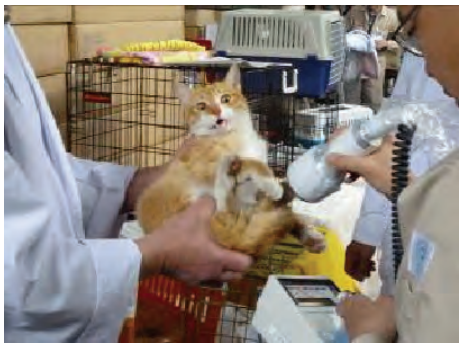
保護した猫のスクリーニング検査の様子

捕獲器設置作業の様子

3　実績・成果

(1)　実績及び成果(下表のとおり)

4　事業実施に当たっての課題等

当初、放れている犬の捕獲収容を行う計画が、一時帰宅する飼い主が係留した犬等の保護が中心の業務に変更となった。このような計画変更に対しても、現地の置かれている状況を考慮し柔軟に対応する必要があった。

また、実際には放射線量は低いものであったが、定められたルールに沿って行動しなければならず、その場の状況で臨機応変に対応しなければならない犬の捕獲等の作業は、時間的制約により困難な場合があった。

5　その他

担当者のコメント

震災後、早い段階で福島県が動物収容に関する支援要請を発信していたが、環境省は支援体制を速やかに示せなかった。福島県の窮状を鑑み環境保健衛生課では、機動力を持つ動物愛護相談センターと協議を行い、東京都として可能な支援体制を構築して環境省に示し、国からの支援依頼を求めた。これを受けた環境省は全国に支援依頼を通知し、ようやく支援が実現することとなった。

前例のない問題への対応に際して、現場の士気と本庁の調整力により迅速な対応ができる良い例になったと考えている。

派遣班	派遣期間	支援内容
第1班	平成23年 5月21日から同月24日まで	住民一時帰宅に伴う警戒区域内での動物救援活動 保護:犬５頭、猫15匹(うち７匹捕獲)
第2班	平成23年 7月8日から同月13日まで	住民一時帰宅に伴う警戒区域内での動物救援活動 保護:犬７頭(うち１頭捕獲)、猫４匹
第3班	平成23年 7月13日から同月18日まで	住民一時帰宅に伴う警戒区域内での動物救援活動 保護:犬10頭(うち１頭捕獲)、猫10匹
第4班	平成24年 1月16日から同月17日まで	福島県収容動物の受入れ搬送(犬４頭)
第5班	平成24年 3月7日から同月11日まで	警戒区域内での動物救援活動
第6班	平成24年 3月11日から同月13日まで	警戒区域内での動物救援活動 保護:猫２匹(捕獲) 福島県収容動物の受入れ搬送(犬１頭)
第7班	平成24年 5月23日から同月24日まで	福島県収容動物の受入れ搬送(犬４頭)

その他、福島県被災動物保護施設における飼養管理支援も行った。

手話通訳者の派遣（聴覚障害者への支援）

福祉保健局　障害者施策推進部　自立生活支援課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

発災後、国（厚生労働省）は、聴覚障害当事者団体及び支援者団体等からなる「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」等と連携し、手話通訳者等の公的派遣に係る支援体制を構築した。

平成23年３月30日付事務連絡で、厚生労働省から都道府県へ手話通訳者等の派遣に対する協力依頼があり、自治体、視聴覚障害者情報提供施設、社会福祉協議会の職員を登録するよう通知された。

(2)　経緯・取組

国からの通知を受け、都では区市町村及び関係団体に呼びかけたところ、東京手話通訳等派遣センター（以下「派遣センター」という。）より登録票の提出があった。今回の派遣対象が「自治体、視聴覚障害者情報提供施設、社会福祉協議会の職員」であったことから、派遣センターの登録票は国で一旦無効扱いとなったが、平成23年４月下旬、改めて国から都に派遣センターの手話通訳者の派遣について打診があり、都として手話通訳者を派遣する方向で調整を進めることとなった。

2　目的・内容

(1)　目的

被災地に居住する聴覚障害者支援

(2)　内容

避難所等における手話通訳の実施

3　実績・成果

(1)　実績

平成23年６月２日から同月７日まで　福島県相馬市へ派遣センターの手話通訳者２名を派遣

(2)　成果

市内に居住する聴覚障害者宅の訪問調査（７件10名）、地域の聴覚障害者協会が主催する情報交換会及び相馬市主催「放射能に関する説明会」において手話通訳を行った。

介護保険事務支援職員の派遣

福祉保健局　高齢社会対策部

1　事業実施の経緯・背景

平成23年５月下旬に、被災地の介護保険所管部署も他部署同様、職員が各種業務に追われているとの情報を得たため、高齢社会対策部として支援策を検討していた。

被災県に対する全庁的な職員派遣（短期派遣）において、高齢社会対策部職員が派遣される際には、介護保険部署への派遣を希望し、宮城県派遣第16班（平成23年６月６日から同月14日まで）から、現地の要請に基づき石巻市介護保険課へ派遣されることとなった。

同市同課への全庁的な職員派遣は平成23年７月末で終了したが、高齢社会対策部としては、石巻市の介護保険事務について支援することとし、職員の短期派遣を継続した。

2　内容

石巻市介護保険課における各種申請書の窓口受付及び証明書の発行・交付事務の支援

(1)　「介護保険被保険者証再交付申請書」受付及び再発行事務

(2)　「介護保険利用者負担額免除申請書」受付及び証明書発行・交付事務

(3)　「介護保険施設等における食費・居住費免除申請書」受付及び証明書発行・交付事務　など

3　実績

平成23年８月２日から同年９月13日までの期間、高齢社会対策部及び所管事業所（東村山老人ホーム、板橋ナーシングホーム、東村山ナーシングホーム）の職員計６人を派遣した。

4　その他

介護保険制度に関して知識のある職員を派遣したが、介護保険の被保険者は、市（区）町村であり、現地の窓口業務は、都職員の通常業務とは異なる。派遣された職員が業務マニュアルを作成して、次の職員に引継ぎを行うことにより対応した。

2　緊急復旧支援

下水道事業技術者の派遣

下水道局　総務部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

被災地からの支援要請に基づき、下水道施設復旧業務のため職員を派遣する。

2　目的

地震により損傷した下水道施設の復旧を図る。

＜宮城県仙塩浄化センターの被災等状況＞

水処理施設の状況

送風機棟地下1階浸水状況

送風機棟1階送風機設備被災状況

災害査定業務の状況

＜仙台市の下水道管の被災等状況＞

震災直後には異常が見られなかったが、
付近の汚水量が増加し被災が判明した路線

路面状況(液状化による異常は見られない)

人孔B　汚水の滞水状況

人孔A　汚水の流水状況

下水道工事現場での災害査定業務

災害査定業務

3　実績

(1)　宮城県

ア　平成23年５月16日から同年12月31日まで
土木職　２人を派遣(災害査定業務の支援)

イ　平成23年７月１日から平成24年３月31日まで
機械職　１人、電気職　１人を派遣(下水処理場の工事設計・施工管理業務の支援)

ウ　平成24年４月１日から平成25年３月31日まで
機械職　１人、電気職　１人を派遣(下水処理場の工事設計・施工管理業務の支援)
宮城県職員が作成する査定設計のまとめや復旧工事の起工等の調整を行った。
下水処理場の工事設計・施工管理業務の支援を行った。

(2)　仙台市

ア　平成24年４月１日から平成25年３月31日まで
土木職　１人を派遣(下水道管の設計・積算業務等)

イ　平成25年４月１日から平成26年３月31日まで
土木職　１人を派遣(下水道管の設計・積算業務等)
下水道管の設計・積算業務等を行った。

4　その他

担当者のコメント

必要な記録が残っておらず、工事のために調達した資材の行方が分からなくなる事態等が発生しており、発災直後は相当混乱していたものと思われた。

東京都では、設計部署と工事部署が分かれているため、個人の業務内容がコンパクトになっている。一方、仙台市では設計から工事完了までの一連の業務を個人で行っているため、業務の幅の広さに戸惑いを覚えた。

また、作図ソフトや積算のために使うシステムの使い勝手が大きく違ったため、慣れるまでに時間を要した。

積算価格と実勢価格に乖離が生じており、着工した工事において、受注者から施工工程での変更を求められることが多々あった。

また、作業員や資材が不足しており、工事が思うように進捗しないなど、工程管理に苦労した。

港湾・漁港施設復興協力職員の派遣

港湾局　総務部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月下旬に全国知事会を通じて、東日本大震災の被災自治体(岩手県、宮城県及び福島県)から人的支援要請の依頼があったことによる。

当該被災自治体は、東日本大震災により甚大な被害を受けており、東京都も一地方自治体として支援すべきと判断した。

また、復興支援を通じて、東日本大震災から教訓を見出し、技能を蓄積することで、将来的な首都圏の被災に備えることも東京都としての責務であると考え、発災直後から今日まで、被災自治体に対して、継続的な人的支援を行っている。

(2)　経緯・取組

ア　平成23年度

平成23年３月下旬の被災自治体からの協力要請を受け、港湾・漁港の復興協力職員派遣の準備を進めていった。

その後、最初に受入調整が完了した福島県に対して、港湾・漁港の復興協力職員派遣の第１陣として、平成23年５月９日付けで、職員１名の派遣を行った。

このときの支援業務内容は「被災した漁港の防波堤、護岸施設について、現地で調査・測量を行い、被害状況を把握し、復旧に係る金額・時間の算定(災害査定)業務の支援を行う」というもので、震災から２か月が経過してもなお、被災地が、被害状況の把握すらままならない苦境に立たされていることを痛感させられるものであった。

その後、同年６月には、岩手県、宮城県とも派遣受入の調整が完了し、それぞれ各２名の職員派遣が開始された。

さらに同年８月には、福島県への派遣職員も当初の１名から２名に増員され、被災３県に対して、計６名の職員が派遣されるようになった。こうして、平成23年度においては、岩手県の沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター、沿岸広域振興局宮古地域振興センターに各１名、宮城県の仙台塩釜港湾事務所、東部地方振興事務所水産漁港部に各１名、福島県の相馬港湾建設事務所に２名の体制で、復興協力職員派遣を行った。支援内容についても、当初は被害状況の把握が中心にならざるを得なかったが、徐々に、復旧工事の積算・設計及び工事監督業務へと移っていった。平成23年度は延べ16名の港湾局職員が港湾・漁港の復興協力に従事した。

イ　平成24年度

平成24年度も各県２名体制での復興協力職員派遣が継続された。協力先の内訳について、岩泉１名、宮古１名、塩釜１名、相馬２名は、平成23年度からの継続となったが、宮城県東部地方振興事務所水産漁港部への派遣は０名となり、代わりに宮城県庁本庁への派遣が開始された。宮城県庁での業務内容は、県内の全漁港についての総括的な復興業務、国との調整業務に関するものであり、少しずつではあるものの、確実に業務の力点が復興へと移りつつあることが感じられた。平成24年度は延べ21名の港湾局職員が港湾・漁港の復興協力に従事した。

ウ　平成25年度

平成25年度も宮城県及び福島県からは引き続き、復興協力への人的支援が要請されており、各県２名ずつ、計４名の派遣体制を継続している。派遣先の内訳は平成24年度と同様、塩釜１名、宮城県庁１名、相馬２名となっている。平成25年度は延べ18名の港湾局職員が港湾・漁港の復興協力に従事した。なお、平成26年９月現在も、岩手県に１名、宮城県に２名、福島県に３名の職員を派遣している。

2　目的・内容

(1)　目的

港湾・漁港の復旧に関する人的支援を通じて、被災自治体の復興の推進を支援すること及び復興支援を通じて、東日本大震災から教訓を見出し、技能を蓄積することで、将来的な首都圏の被災に備えること

(2)　内容

平成23年５月９日付けの福島県への職員派遣を端緒として、今日まで継続的に人的支援による復興協力を行ってきた。

被災直後の被害状況の把握が中心とならざるを得なかった時期を経て、徐々に、復旧工事の積算・設計及び工事監督といった、具体的な復旧プロセスが進展し、これまでの取組の成果が確実に形になりつつある段階である。

＜平成24年７月の福島県派遣者からのレポート写真＞

鋼矢板岸壁の倒壊

写真手前が復旧前で、50cm 沈下し、50cm 海側へ傾いている
写真奥側はコンクリートを 1m 打設して完了

＜平成25年４月の福島県派遣者からのレポート写真＞

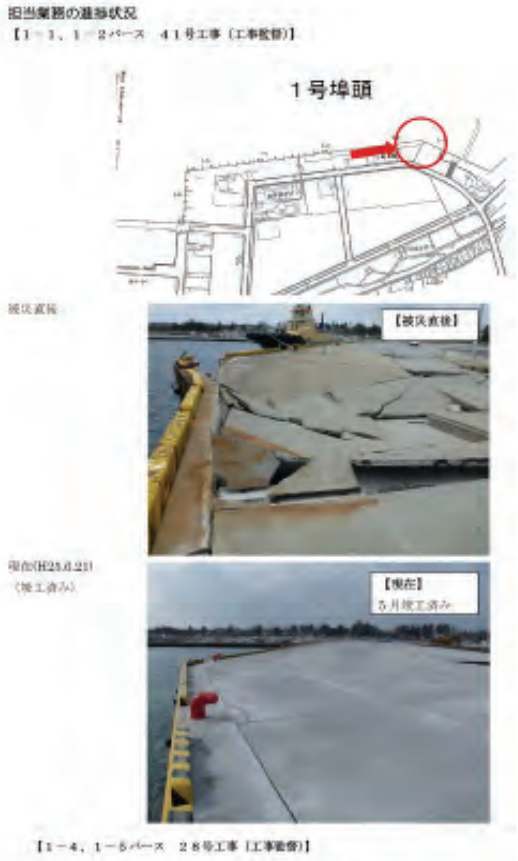

＜平成25年４月の宮城県庁派遣者からのレポート写真＞

気仙沼市(2013.4.25)

女川漁港周辺(2013.6.20)

東松島市大塚東名(2013.4.18)

石巻漁港復旧工事状況(2013.4.18)

3　実績・成果

(1)　実績

港湾・漁港の復旧に係る人的支援：延べ55名※

※平成26年３月末時点での、港湾・漁港の復興支援に係る港湾局技術職員の派遣者数

(2)　成果

福島県においては、相馬港の岸壁復旧の推進に寄与した。平成25年度末までに、全13バースのうち、12バースが復旧した。

宮城県においては、水産庁との手続き等、県内の全142漁港の復旧に関する総括的な業務のほか、仙台塩釜港の復旧の実務に従事し、県内の港湾・漁港の復興の推進に寄与した。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

被災から３年以上が経過し、被災した港湾・漁港はある程度の機能を取り戻しつつある。しかし、復旧工事全体としての進捗率は低水準に留まっており、復興までの道程は依然として険しいものとなっている。

(2)　今後の展望

復興に向けてのこれまでの取組が確実に形になりつつある一方で、復興までの道程は依然として険しいものがあり、今後も当面は被災自治体からの支援要請が続くことが見込まれる。繰り返しになるが、それらの要請に応えつつ、教訓を引き出し、将来的な首都圏の被災に備えることが東京都としての責務であると考えられる。

5　その他

被災地派遣の経験の共有を図るため、港湾局では被災地派遣経験者を講師として、局研修「東北派遣者報告会」を実施している。

派遣前は、多くの派遣者が少なからず不安を抱えていたものの、派遣終了後には、派遣先での経験について大きな充実感を感じている点が印象的だった。

道路・河川等の災害復旧支援

建設局　総務部　技術管理課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

都は東日本大震災発災直後から、職員を短期で派遣していたが、被災自治体の行政機能の回復とともに、人的支援のニーズが地域を支えるインフラの本格復旧対策へと移行してきたことから、全国知事会を通じた中長期での職員派遣の要請を受け、職員派遣を決定した。

(2)　経緯・取組

被災自治体の要請に応じて、都職員の中長期派遣を安定的に継続する手法を検討した結果、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づく派遣を行うこととした。

2　目的・内容

(1)　目的

現地において、被害を受けた道路や河川等の復旧に必要な技術職員が不足していることから、職員を派遣し、一日も早い災害復旧・復興を実現する。

(2)　内容

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号。以下「国庫負担法」という。)に基づく各申請書の作成
イ　災害査定準備に伴う積算・設計業務
ウ　国土交通省との調整
エ　災害査定の立ち会い
オ　実施設計書及び入札書類の作成
カ　工事の施工監理

3　実績・成果

(1)　実績

ア　岩手県　延べ20名の職員を派遣
イ　宮城県　延べ29名の職員を派遣
ウ　福島県　延べ16名の職員を派遣

＜具体的経過＞

平成23年６月１日　岩手県及び宮城県へ職員を派遣(岩手県４名、宮城県５名)
平成23年９月１日　宮城県への派遣職員を増員(８名)
平成23年９月１日　福島県へ職員を派遣(３名)
平成24年４月１日　派遣者数を見直し(岩手県３名、宮城県４名、福島県２名)
平成25年４月１日　派遣者数を見直し(岩手県３名、宮城県２名、福島県２名)

(2)　成果

国庫負担法に基づく各申請書の作成、災害査定準備に伴う積算・設計業務、国土交通省との調整、災害査定の立ち会い、実施設計書及び入札書類の作成、工事の施工監理等の業務に携わり、復旧・復興事業を推進した。

4　事業実施に当たっての課題等

・　年度途中からの派遣となった場合、事務分担等を見直す必要があり、派遣元となる部署、事務所との調整(派遣期間等)が課題となった。
・　積算システムや積算基準、事務手続きの手順等、都と県で異なっており、修得に時間がかかる。

5　その他

担当者のコメント

・　県のプロパーの職員や他の派遣職員との業務分担や調整等に苦労した。
・　災害査定の業務量が膨大で、健康管理に苦慮した。
・　事務用品等が現地で不足して、業務に支障があった。
・　震災直後の派遣については、宿泊場所の確保が困難で、通勤時間がかかった。
・　各被災地において人員が増強された結果、執務室が手狭となっている。
・　資材や人件費等の物価上昇により、工事の入札で不調が多く発生しており、再起工の事務で時間をとられている。
・　同時進行する事業が多数あるため、設計時点の条件に未確定事項が多く、工事の際に設計変更業務が多く発生している。

公共建築物の災害復旧支援①

教育庁　都立学校教育部　営繕課

1　事業実施の経緯・背景

東日本大震災により被災県では学校施設等の多くの公共建築物が被災し、住民の生活再建や教育活動再開に向けて早急な復旧が必要となった。このため、宮城県からの要請に応じ、公共建築物の復旧支援のため建築職の職員の派遣を行った。

2　内容

平成23年６月１日から平成24年３月31日まで宮城県に延べ２名の職員を派遣し、次の内容を実施した。

(1)　県立学校施工工事
（ア）　現地調査
（イ）　発注設計図書業務支援
（ウ）　工事発注業務支援
（エ）　工事監理業務補助
（オ）　完成検査立ち会い
（カ）　目的物引渡し

(2)　市町村立公立文教施設災害復旧関連業務支援
（ア）　市町村施設現地調査
（イ）　文部科学省ヒアリング
（ウ）　市町村の事業計画書作成指導
（エ）　現地調査立ち会い
（オ）　内部審査

3　実績・成果

国の災害復旧補助事業等の申請手続きや施設補修等の円滑な実施に貢献した。

4　事業実施に当たっての課題等

派遣する職員の身分や服務等の取扱い

公共建築物の災害復旧支援②

都市整備局　市街地建築部　建築企画課

1　事業実施の経緯・背景

東北地方太平洋沖地震発生により、学校施設等被災した公共建築物が多く、住民需要から考えると、早急に復旧する必要があった。

被災県だけでは人員の目途が立たなかったため、設計や補助金算定等を行う職員の派遣が必要となった。

2　目的・内容

(1)　目的

東北地方太平洋沖地震で被災した宮城県施設の早期復興を目的とする。

(2)　内容

ア　派遣先　　宮城県土木部
イ　期間及び人数　　平成23年９月１日から同年12月31日まで　１名
ウ　調査地域　　石巻市や栗原市から東松島市・大崎市・仙台市内と広範囲にわたる。
エ　調査施設　　高等学校・支援学校・県税事務所・ラッセル車車庫・排水ポンプ場など計６件
オ　内　　容　　被災した県施設修復の①調査→②設計→③補助金の災害査定→④現場監督
カ　実際行った業務　②設計→③補助金の災害査定

3　実績・成果

担当者が関わった案件で工事着手まで携われたのは、６件中１件

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

土木部全体で全ての工事案件を同じスケジュールでこなそうとした結果、複数案件を同じ時期に入札に掛けたため時間がかかった割に不調に終わった案件が多かった。

(2)　今後の展望

緊急度に優先順位を付けて設計に取り組むことと、国が補助金の災害査定を行うにせよ簡素化して県に一任する体制が整わないと、被災住民の早期復旧の要望に応えることは難しい。

5　その他

担当者のコメント

東京都と宮城県の業務内容や組織風土の違いや各都道府県の職員間の仕事に対する認識の違いで、円滑な業務執行に当たり困難な部分があった。

水道事業技術者の派遣

水道局　職員部　人事課

1　事業実施の経緯

被災地からの支援要請に基づき、水道施設災害復旧事業のため職員を派遣する。

2　内容

(1)　派遣先

岩手県　環境生活部　県民くらしの安全課

(2)　主な業務内容

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助関連

具体的には、岩手県自体は水道事業を行っておらず、各市町村が水道事業を行っていることから、被災市町村の水道事業体が災害復旧事業に係る補助金の申請を行う上での厚生労働省との調整や書類の審査を行った。

○　各年度における派遣職員の業務

平成23年度、24年度では右の災害査定フロー図のとおり、被災した水道施設の被害額を確定させるために14市町村で災害査定が実施された。

派遣職員は災害査定に必要な査定設計書、災害復旧事業計画書の審査や国庫補助に関連する事務処理を行い、国や被災市町村と調整を行った。

主な業務(平成23、24年度)	
・災害査定設計書の審査業務 ・災害復旧事業計画書の審査 ・国庫補助事業事務処理	
実績	
平成23年度 ＜原形復旧及び応急仮工事＞ ・岩手県災害査定(第1～8次) 平成23年9月から平成24年3月まで	平成24年度 ＜原形復旧及び応急仮工事＞ ・岩手県災害査定(第1～3次) 平成24年7月から同年9月まで ＜災害復旧費の特例に基づく協議設計による災害査定＞ ・特例査定(第1～3次) 平成24年7月から同年9月まで

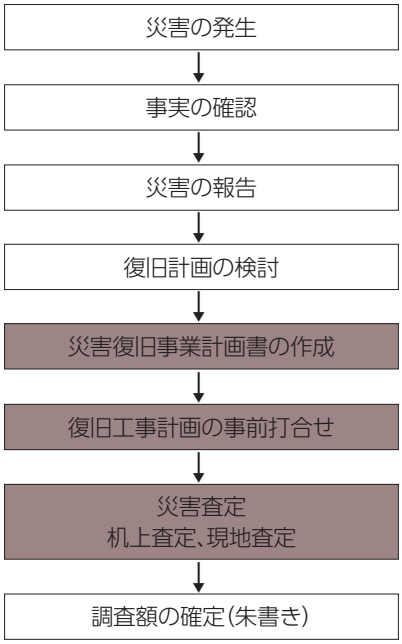

■災害査定フロー

○　災害復旧費の特例に基づく協議設計について

東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中で復旧方法を確定することができず、災害査定の実施が困難な場合に協議設計の特例が設けられた。

※協議設計の特例とは

被災した水道施設を仮に原形復旧するものとして災害査定を受けるが、復旧方法が確定するまでは事業は保留され、復旧方法は申請者（被災市町村）と厚生労働省が協議して決定するもの

平成25年度以降は、平成24年度で実施した「災害復旧費の特例に基づく協議設計による災害査定」を基に、保留されていた水道施設の災害復旧事業をまちづくり復興計画に併せて行っている。

主な業務（平成25年度以降）
○実施計画協議書の審査 自治体が策定するまちづくり復興計画を勘案し、保留されていた水道施設の災害復旧事業を解除するために、実施計画協議書を水道事業者（市町村）が作成し、県に提出する。県では実施計画協議書の審査を行い、内容が整ったら厚労省水道課へ進達する。 実施計画協議書の審査項目は次のとおり ・実施計画協議書の内容が補助対象として適正であるか等の確認 ・申請様式の確認 ・設計書、図面の審査 ・設計根拠資料の確認 ○補助事業事務処理 限度額通知から確定通知までの事務処理を行い、必要の都度、水道事業者（市町村）や厚労省と調整を行う。 ○東日本大震災被災市町村における水道施設整備計画に係る技術的指導 水道事業者（市町村）が作成する実施計画協議書に関連して、水道施設の整備方針について技術的指導を行う。

実績（実施計画協議件数）	
平成24年度　　2件 （2市町2水道事業）	平成25年度　　19件 （6市町村7水道事業）

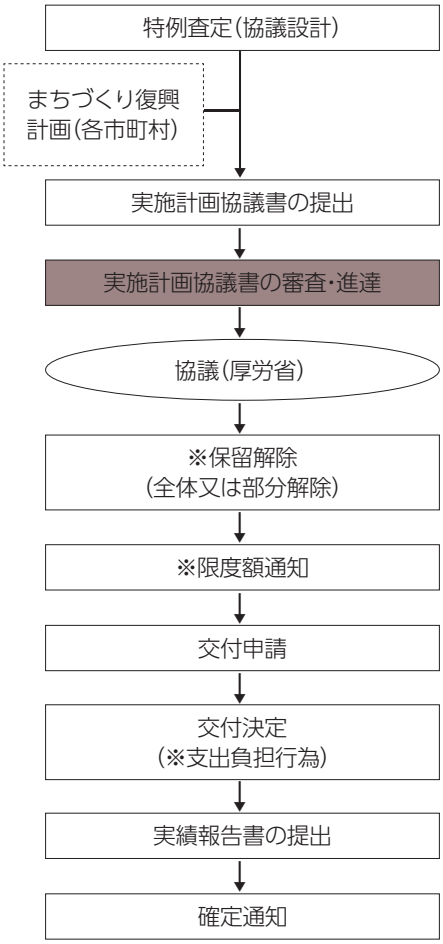

■災害復旧事業（特例）のフロー概要

3　派遣実績

年度	派遣期間	人数	職種	業務内容
23	平成23年８月から同年10月まで	１名	土木	・災害査定設計書の審査 ・災害復旧事業計画書の審査 ・国庫補助事業事務処理 ・23年度災害査定 （第１次～８次）
	平成23年８月から同年12月まで	３名		
	平成23年12月から平成24年３月まで	３名		
	平成23年10月から同年12月まで	１名	電気	
	平成24年１月から同年３月まで	1名		
24	平成24年４月から平成25年3月まで	2名	土木	・災害査定設計書の審査 ・災害復旧事業計画書の審査 ・24年度災害査定（特例含む。） （第１次～３次） ・国庫補助事業事務処理 ・実施計画協議書の審査
		1名	電気	
25	平成25年４月から平成26年３月まで	１名	土木	・国庫補助事業事務処理 ・実施計画協議書の審査
		1名	電気	

4　派遣に当たっての課題等

・　派遣に当たりまず、県のシステムやルールに慣れる必要があった。

　また、県の職員、他県の応援職員と一緒になって業務を行うことから、仕事の進め方について戸惑うことが多かった。

・　派遣元の水道局でも国庫補助金事務に携わった経験が無かったため、国庫補助の仕組み、一連の業務を理解することにとても苦労した。

・　水道施設災害復旧事業はまず国や県、市町のまちづくり復興計画ありきで、水道は「いつまでに・ここまで」という計画が前もってできないことから、非常に難しい環境下に置かれている。このため、他の復興関連事業を遅らせないためにも、実施計画協議書から保留解除までの期間をなるべく短くすることが必要と考え、実施計画協議書の内容を充実し、誰が見ても分かりやすい協議書の作成に努めた。

・　業務を進めるに当たっては、突然思いがけない相談を水道事業者から受けることも多く、対応に苦慮することもあった。災害復旧事業（特例）は通常の災害復旧とは違い、同じ場所に原形復旧が不可能なため、別の場所に形状等を置き換えて復旧することができるが、施設の増強等は認められていないため、その制度を理解していただくまでに時間や労力を要した。

＜陸前高田市水道事業＞

竹駒第１水源地（概観）

竹駒第１水源地（ポンプ設備）

竹駒第1水源地（井戸内部清掃中）

竹駒第1水源地（電気計装設備）

竹駒第1水源地（応急復旧）

竹駒第2水源地（概観）

仮設配管（L＝126.0m）

長部水源地（概観）

災害査定（机上査定）

市役所中央監視室

災害査定（現地査定）

被災自治体の行政事務支援職員の派遣

総務局　復興支援対策部　被災地支援課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

都は、東日本大震災発災直後から、被災地のニーズを確認しながら職員を短期で派遣し、医療救護、ライフラインの応急復旧、避難所の運営支援など応急対策支援に機を逸することなく取り組んできた。

その後、被災自治体の行政機能回復とともに、人的支援のニーズは、地域を支えるインフラの本格復旧、被災者の生活再建策の企画と実施など、復興を見据えた本格復旧対策へと移行してきたが、被災地のマンパワー不足は依然として深刻な状況にあり、被災自治体、全国知事会等からはこれまでの１、２週間単位の短期派遣から中長期での職員派遣が求められるようになった。

※本項では、事務職の職員（一部他職種を含む。）が行政事務支援に従事した内容について記載する。

(2)　経緯・取組

ア　岩手県

復興施策を着実に展開していくため新たに設置された復興局に対し、平成23年７月11日から事務職員の中長期派遣を開始した。その後、ニーズに沿った形で派遣先部局の拡大、変更を行っている。

イ　宮城県

平成23年６月１日から技術職員を派遣していたが、被災した中小企業に対する国庫補助事業等に係る計画審査、補助金交付業務等（いわゆる「グループ補助金業務」）の業務増に伴い、経済商工観光部新産業振興課に対し、平成24年10月１日から事務職員の中長期派遣を開始した。その後、ニーズに沿った形で派遣先部局の拡大を行っている。

ウ　福島県

東京電力福島第一原子力発電所の事故により復旧が遅れていたが、行政機能回復とともに派遣要請がなされ、災害対策本部等に対し、平成23年８月１日から事務職員の中長期派遣を開始した。その後、ニーズに沿った形で派遣先部局の拡大、変更等を行っている。

エ　仙台市

都は発災以降、応急的な支援先として宮城県南三陸町、石巻市等を支援したが、支援の対象が市町村業務となっていたことから、これらの支援先に関する長期支援は、都内の区市町村に引継ぎ、都は政令指定都市である仙台市の支援に注力することとした。震災復興本部や健康福祉局等に対し、平成23年８月１日から事務職員の中長期派遣を開始した。その後、ニーズに沿っ

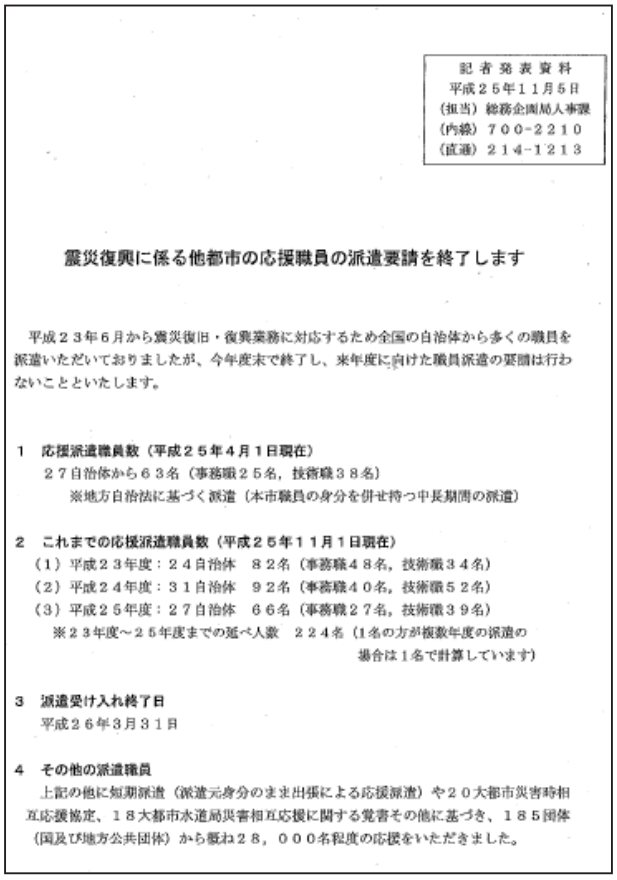

記者発表資料
平成２５年１１月５日
（担当）総務企画局人事課
（内線）７００-２２１０
（直通）２１４-１２１３

震災復興に係る他都市の応援職員の派遣要請を終了します

平成２３年６月から震災復旧・復興業務に対応するため全国の自治体から多くの職員を派遣いただいておりましたが、今年度末で終了し、来年度に向けた職員派遣の要請は行わないこととといたします。

１　応援派遣職員数（平成２５年４月１日現在）
２７自治体から６３名（事務職２５名，技術職３８名）
※地方自治法に基づく派遣（本市職員の身分を併せ持つ中長期間の派遣）

２　これまでの応援派遣職員数（平成２５年１１月１日現在）
（１）平成２３年度：２４自治体　８２名（事務職４８名，技術職３４名）
（２）平成２４年度：３１自治体　９２名（事務職４０名，技術職５２名）
（３）平成２５年度：２７自治体　６６名（事務職２７名，技術職３９名）
※２３年度～２５年度までの延べ人数　２２４名（１名の方が複数年度の派遣の場合は１名で計算しています）

３　派遣受け入れ終了日
平成２６年３月３１日

４　その他の派遣職員
上記の他に短期派遣（派遣元身分のまま出張による応援派遣）や２０大都市災害時相互応援協定、１８大都市水道局災害相互応援に関する覚書その他に基づき、１８５団体（国及び地方公共団体）から概ね２８，０００名程度の応援をいただきました。

仙台市の応援職員派遣要請終了の報道発表資料

た形で派遣先部局の変更等を行ってきたが、仙台市からの派遣要請が終了したことに伴い、平成26年３月31日をもって職員派遣を終了した。

オ　その他被災市町村

平成24年度の１年間、宮城県気仙沼市に事務職員を派遣し、建設部にて被災市街地復興土地区画整理事業を担当した。

2　目的・内容

(1)　目的

・被災自治体からの派遣要請に対し人道的見地から応えるため
・今までに経験したことのない未曾有の災害に対応することにより、被災自治体での業務が職員一人ひとり、ひいては組織の行政経験として共有・蓄積され、大規模災害への備えとして、現在又は将来の都民に還元されるという副次的効果を有するため

(2)　内容

被災自治体の派遣要請に応じ、地方自治法第252条の17の規定に基づき、職員を中長期（２か月～12ヶ月）で派遣している。

3　実績・成果

(1)　実績

ア　年度別・自治体別　派遣職員総数

下表のとおり

（単位:人）

	岩手県	宮城県	福島県	仙台市	気仙沼市	合　計
平成23年度	10	0	13	11	—	34
24年度	8	1	18	10	3	40
25年度	8	4	9	3	—	24
合　計	26	5	40	24	3	98

イ　派遣先自治体での主な従事業務内容

派遣実績（平成23年度）

平成24年３月１日現在

岩手県（10名）

配属先	人数	従事業務
復興局　生活再建課	４名	避難所・義援金担当業務及び支援金担当業務等
秘書広報室　広聴広報課	１名	災害からの復旧・復興に係る広報業務
保健福祉部　保健福祉企画室	２名	復興ビジョン・計画の策定、災害関係の国に対する要望、被災地における保健医療福祉サービスのあり方の検討等
保健福祉部　長寿社会課	２名	被災施設の修繕・再建等、高齢者居宅サービスの供給力向上、地域支え合い体制づくりの実施等
保健福祉部　障がい保健福祉課	１名	「こころのケアセンター」（仮称）の設置に伴う、被災地における「こころのケア」のコーディネートの実施等

宮城県（0名）

福島県（13名）

配属先	人数	従事業務
災害対策本部　情報収集班	1名	避難所及び避難者情報の収集、公表業務等
災害対策本部　活動支援班 県外避難者チーム	3名	県外避難者の支援に関する業務等
災害対策本部　住民避難安全班	1名	警戒区域一時立入と計画的避難の支援等
災害対策本部　原子力班 総合調整チーム	1名	班内各チームの横断的調整・県民説明資料の作成・報道機関の取材対応、県民電話相談対応・測定等機材の管理等
災害対策本部　原子力班 モニタリングチーム	2名	空間線量モニタリングの企画、データ整理、公表・オフサイトセンター（放射線班）との連絡調整等
生活環境部　除染対策課	1名	市町村の除染計画の策定支援、除染土壌等の仮置場の設置促進、国等関係機関との調整、県管理施設の除染等
生活環境部　環境センター 調査分析課	1名	海や川における水質調査分析・工場や産業廃棄物最終処分場に係る水質調査分析等
保健福祉部　健康管理調査室 （県立医科大学駐在）	1名	原子力災害の影響に係る県民の健康管理調査
保健福祉部　食品生活衛生課	1名	食品の放射性物質モニタリング調査に関する業務
県中地方振興局　県民環境部 環境課	1名	水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に関する事業者の指導、騒音・振動・悪臭対策・環境事故対応等

仙台市（11名）

配属先	人数	従事業務
震災復興本部　震災復興室	6名	被災者再建支援
健康福祉局　仮設住宅調整室	1名	応急仮設住宅関係業務
健康福祉局　健康福祉部　社会課	3名	災害義援金・災害救助法精算業務
都市整備局　公共建築部 市営住宅課	1名	災害公営住宅関係業務

派遣実績（平成24年度）

平成24年10月1日現在

岩手県（8名）

配属先	人数	従事業務
復興局　企画課	3名	復興交付金事業計画作成業務等
復興局　産業再生課	1名	産業再生特区事業者指定業務等
復興局　生活再建課	2名	被災者支援業務等
環境生活部　廃棄物特別対策室	1名	災害対応（災害廃棄物処理）業務
保健福祉部　保健福祉企画室	1名	被災市町村の後方支援、国、関係機関の連絡調整

宮城県（1名）

配属先	人数	従事業務
経済商工観光部　新産業振興課	1名	被災した中小企業に対する国庫補助事業等に係る計画審査、補助金交付、履行確認業務等

福島県（18名）

配属先	人数	従事業務
企画調整部　復興・総合計画課	１名	復興計画・総合計画の改定等に関する業務
企画調整部　地域振興課	１名	福島復興再生特別法に関する業務
生活環境部　原子力賠償支援課	１名	原子力損害賠償に係る電話相談対応等業務
生活環境部　一般廃棄物課	１名	災害廃棄物処理事業費補助金申請に係る審査
生活環境部　国際課	１名	原子力安全に関する福島閣僚会議に関する事務的業務
生活環境部　避難者支援課	２名	県内及び県外避難者の支援等に関する業務
生活環境部　環境センター	１名	環境関連の調査・分析業務
災害対策本部　原子力班 （生活環境部　原子力安全対策課）	２名	環境放射能モニタリング等の災害復旧業務
生活環境部　除染対策課	２名	除染対策業務
保健福祉部　健康管理調査室 （県立医科大学駐在）	１名	県民健康管理調査業務
保健福祉部　食品生活衛生課	１名	放射性物質汚染食品に関する業務
商工労働部　雇用労政課	１名	被災者等の雇用対策に係る業務
商工労働部　産業創出課	１名	再生可能エネルギー産業の推進等に関する業務
農林水産部　農産物流通課	１名	農林水産物の風評被害対策業務
土木部　建築指導課	１名	仮設住宅関係業務（民間借上住宅の管理・支払い業務等）

仙台市（10名）

配属先	人数	従事業務
復興事業局　震災復興室	１名	震災復興・震災総括・事業調整業務
復興事業局　生活再建支援部 生活再建支援課	６名	震災復興・被災者支援業務
復興事業局　復興まちづくり部 移転用地課	１名	震災復興に係る用地関係業務
都市整備局　公共建築部 市営住宅課	１名	震災復興に係る復興公営住宅関係業務
消防局　防災企画課	１名	震災復興に係る企画調整業務

気仙沼市（３名）

配属先	人数	従事業務
建設部　都市計画課	３名	被災市街地復興土地区画整理事業に係る準備段階の各種調査事業の設計・発注及び交付金申請等の関係庶務、管理及び補償事務の初期準備

派遣実績（平成25年度）

平成25年４月１日現在

岩手県（８名）

配属先	人数	従事業務
復興局　総務企画課	３名	復興交付金事業計画作成業務等
復興局　産業再生課	１名	産業再生特区事業者指定業務等
復興局　生活再建課	２名	被災者支援業務等
沿岸広域振興局　土木部　用地課	２名	用地取得業務（防潮堤・復興道路・災害公営住宅等）

宮城県（４名）

配属先	人数	従事業務
経済商工観光部　新産業振興課	２名	被災した中小企業に対する国庫補助事業等に係る計画審査、補助金交付、履行確認業務等
土木部　仙台土木事務所	２名	道路、河川等の公共土木施設の災害復旧工事等に係る用地補償

福島県（９名）

配属先	人数	従事業務
企画調整部　復興・総合計画課	１名	福島復興再生特別措置法、避難解除等区域復興再生計画に関する業務等
生活環境部　原子力安全対策課 放射線監視室（災害対策本部 原子力班）	１名	空間線量率の随時モニタリング、環境放射線モニタリング市町村交付金に関すること等
生活環境部　避難者支援課	１名	県外避難者向け雇用促進住宅等の借上げ、高速道路無料化制度等
保健福祉部　食品生活衛生課	１名	食品の放射性物質検査、食の安全に関する事務等
商工労働部　雇用労政課	１名	ふくしま産業復興雇用支援助成金事業等
商工労働部　産業創出課	１名	再生エネルギー集積推進会議、再生エネルギー産業フェア等
商工労働部　産業創出課 医療関連産業集積推進室	１名	医療関連産業集積プロジェクト補助金事業、メディカルクリエーションふくしま（イベント）等
農林水産部　農産物流通課	２名	各種復興支援イベント、農産物路拡大活動事業等 （流通担当） 農林水産物の輸出促進、「新生！ふくしまの恵み発信事業」等 （消費担当）

仙台市（３名）

配属先	人数	従事業務
復興事業局　復興まちづくり部 移転用地課	１名	震災復興に係る防災集団移転関係業務（防災集団移転促進事業に係る用地の取得）
復興事業局　復興まちづくり部 事業調整課	１名	震災復興に係る浸水地域助成関係業務
都市整備局　公共建築部 復興公営住宅室	１名	震災復興に係る復興公営住宅建設関係業務

(2)　成果

派遣職員は、これまでの行政経験を生かし、派遣先自治体の各ポストにて復旧・復興事業の進捗に成果を上げている。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

震災の風化とともに、被災地への派遣を希望する職員が年々減少している。

(2)　今後の展望

引き続き、職員派遣を継続し、一日も早い復旧・復興を後押しする。

5　その他

(1)　公募制人事の実施

被災地支援に対する強い意欲を持つ職員を派遣するため、平成24年度からの派遣職員については、毎年度、「被災自治体への派遣職員公募制人事」で応募者を募り、書類選考、面接を経て派遣者を決定している。

(2)　派遣職員に対する支援

ア　現地事務所でのサポート

派遣期間が長期(平成24年度以降は原則として１年間)にわたることから、現地事務所による職務報告会や業務ヒアリングを実施するなど、派遣職員の仕事面、生活面にわたり、相談しやすい環境づくりを行っている。

イ　派遣元所属への一時帰庁

職員管理、健康管理等の観点から、派遣元所属に対し、１か月から２か月に１回程度、派遣職員を一時帰庁させ、所属長等との面談の機会を設けるよう、徹底を図っている。

ウ　メンタルヘルス講習会の開催

被災地での業務に従事する職員の「こころの健康」を保持・増進するため、東京都職員共済組合に協力を依頼し、現地事務所職員及び各自治体への派遣職員を対象としたメンタルヘルス講習会を平成25年度から開催している。

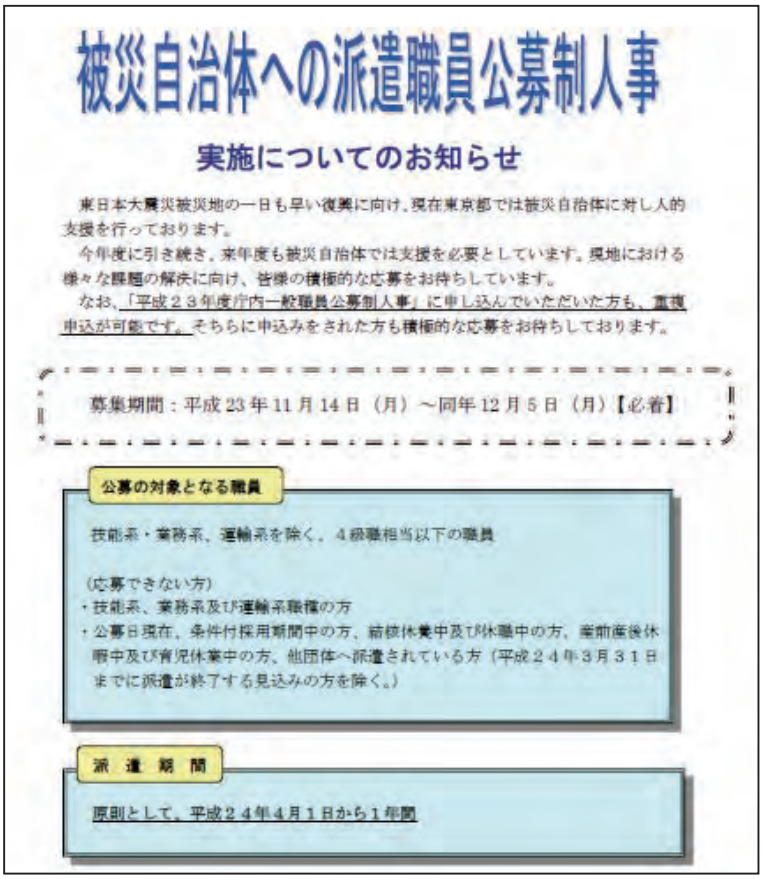
被災自治体への派遣職員公募制人事

実施についてのお知らせ

東日本大震災被災地の一日も早い復興に向け、現在東京都では被災自治体に対し人的支援を行っております。
今年度に引き続き、来年度も被災自治体では支援を必要としています。現地における様々な課題の解決に向け、皆様の積極的な応募をお待ちしています。
なお、「平成２３年度庁内一般職員公募制人事」に申し込んでいただいた方も、重複申込が可能です。そちらに申込みをされた方も積極的な応募をお待ちしております。

募集期間：平成23年11月14日（月）～同年12月5日（月）【必着】

公募の対象となる職員

技能系・業務系、運輸系を除く、４級職相当以下の職員

(応募できない方)
・技能系、業務系及び運輸系職種の方
・応募日現在、条件付採用期間中の方、前段休業中及び休職中の方、産前産後休暇中及び育児休業中の方、他団体へ派遣されている方（平成２４年３月３１日までに派遣が終了する見込みの方を除く。）

派遣期間

原則として、平成２４年４月１日から１年間

公募制人事　実施についてのお知らせ
平成24年度派遣職員を募集(23年度実施)

農地・農業用施設等の災害復旧支援職員の派遣

産業労働局　農林水産部　農業振興課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災での地震による大津波では、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の海岸沿いの農地を流失、冠水させる甚大な被害をもたらした。

農地・農業用施設の被害は、岩手県、宮城県、福島県の３県に集中（約90%）しており、農地の流出や土砂の堆積、農道の流出や破損、ため池や農業用水路の損壊、ビニールハウスの損傷、農作物の枯死など、その被害額は約7,500億円（平成23年11月現在）に上った。

甚大な被害を受けた３県では、被災直後から農林水産省に対して、農地・農業用施設における災害復旧のための技術者（農業土木職員）の派遣及び都道府県に対する派遣調整の要請を行い、平成23年６月から農林水産省と道府県の技術者派遣が開始された。

(2)　経緯・取組

東京都では、被災県や農林水産省からの要請に対し、未曽有の大災害における被災県の深刻な技術者不足に応じるため、課内の限られた人員体制等を勘案したうえで、派遣可能な人数や期間等を回答した。農林水産省では、各都道府県の回答に基づき、派遣する県や地域、人数、期間等の調整を行い、平成23年度における農林水産省及び都道府県の派遣職員の配置が決定された。

東京都は、宮城県からの派遣要請及び農林水産省の調整により、宮城県仙台地方振興事務所に配置され、平成23年度は短期派遣で１名、平成24年度からは地方自治法に基づき土木職員１名を派遣している。

〈職員派遣経過〉

- 平成23年９月から１か月　　土木職１名
- 平成24年４月から６か月　　土木職１名
- 平成25年４月から６か月　　土木職１名
- 平成26年４月から６か月　　土木職１名

2　目的・内容

(1)　目的

宮城県では、「宮城県震災復興計画」における農業分野の個別計画として、平成23年10月に「みやぎの農業・農村復興計画」を策定した。

農業・農村の復興に向け、緊急かつ重点的に取り組む具体的な施策を定めたこの計画に基づき、宮城県、農林水産省、派遣元都道県の職員が一丸となって、農地・農業用施設の早期復旧・復興を図ることが目的であった。以下に、「みやぎの農業・農村復興計画」の概要を示す。

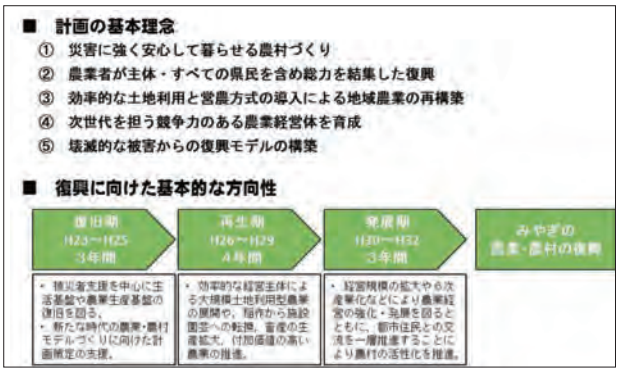

「みやぎの農業・農村復興計画」より引用

(2)　内容

東京都の職員が配置された宮城県仙台地方振興事務所では、４市４町（仙台市の一部、名取市、岩沼市、塩竈市、亘理町、山元町、松島町及び七ヶ浜町）を管轄しており、平成23年度から、農地・農業用施設等に係る災害復旧工事を実施し、早期営農再開を最優先に取り組んだ。

担当業務は経過と共に変更はあるが、災害査定の実施、測量設計委託の積算・監督、災害復旧工事の積算・監督、災害査定後の計画変更などであり、割り当てられた地区の災害復旧工事に係る業務を行った。災害復旧工事の実施及び内容についての概要は、以下のとおりとなっている。

ア　災害査定

国（農林水産省及び財務省）に対し、被害を受けた農地や農業用施設等の復旧内容・復旧金額等を

申請し、国が現地又は机上にて査定を行い復旧内容・復旧金額等が決定される。

現地で災害査定を受ける都職員（右から２番目）

イ　農地・農業用施設等の復旧工事

営農の再開には、農地だけでなく、農業用施設等の機能を復活させる必要があり、以下の内容及び流れによって復旧した。

（ア）　基本的な復旧内容

農地［田・畑］

津波によって海水・土砂等が農地に流入し、この土砂・泥土の塩分濃度が高く、さらに、泥の種類によっては硫化物が含まれているため、堆積土砂、泥土が作土に混入すると、土壌が酸性化し作物栽培に適さない土壌になることが懸念されるため撤去する。

農　道

津波によって海水・土砂等が農道に流入し堆積した土砂は、降雨時の走行性に支障を及ぼすため原則撤去する。また、流出した敷砂利については、堆積土砂と流入した敷砂利の撤去と併せて新たに施工を行うものとする。

水　路

津波によって海水・土砂等が水路に流し堆積した土砂は、用水の取水及び排水に影響を及ぼすため原則撤去する。また、水路が流出・破損した箇所については、布設替及び新設を行うものとする。

除　塩

農地の表土の塩分（塩素）濃度0．1％以上（畑は0．05％以上）の塩害農地を、地域の土壌特性を踏まえ作物の生育に影響がない程度以下の塩分（塩素）濃度に除塩する。

（イ）　基本的な災害復旧の流れ

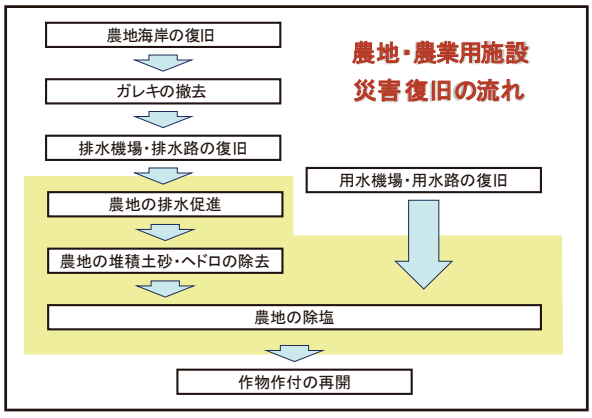

（ウ）　農地復旧の流れ

（エ）　派遣された職員の活動状況

現場で災害復旧工事の施工管理を行う都職員

3　実績・成果

(1)　実績

早期の営農再開を最優先に、震災直後から農地・農業用施設災害復旧工事が開始された。都職員が配置された宮城県仙台地方振興事務所管内では、農地が90%、農業用施設が80%（ともに平成25年12月現在）の復旧工事が着手された。

(2)　成果

災害復旧工事の進捗に伴い、平成24年度から一部の限られた地域ではあるが田植えが再開され、農業用施設も応急対策から機能復活へ徐々に復旧された。田植えが再開されたことにより、各地域で豊作祈願祭が行われるなど、道半ばであるが着実に復旧を実感できるようになった。

また、東京都から職員を派遣したことによって、平成25年４月８日から同月12日までの間、都庁第一本庁舎１階で「みやぎの農業・農村復旧・復興パネル展」が開催された。

このパネル展は、宮城県の農地・農業用施設の復旧状況と各種支援に対する感謝の意を伝えると共に、震災に関心を持ち続けてもらうことが目的で開催され、都庁を訪れた多くの方に紹介できたと思われる。

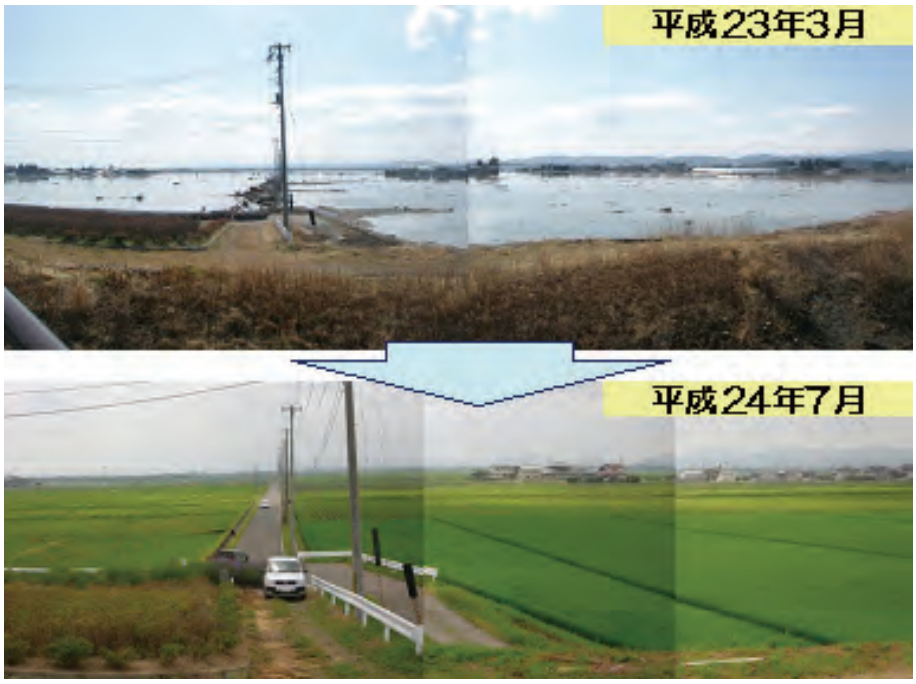

農地の復旧状況（名取市）

農業用施設（排水路「鈴木堀」）の復旧状況（名取市）

「みやぎの農業・農村復旧・復興パネル展」開催状況

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

ア　震災規模や復興状況から、今後も派遣要請があると思われるが、職員数が減少し少人数の中で、派遣職員を確保するのは難しい。

イ　派遣職員の一部は６か月以下で交替することから、地区の状況や課題等の把握に時間を費やしてしまい、円滑な工事等の実施に支障をきたすことがある。

ウ　宮城県では、派遣職員に対して各種の研修を実施しているが、工事の図面を作成する「ＣＡＤシステム」や、工事費を算出する「積算システム」が異なるため、操作に慣れるまでの時間が必要となる。

(2)　今後の展望

東日本大震災から３年が経過し、農地・農業用施設等の復旧・復興は着実に進んでいる。しかし、平成26年度からは「みやぎの農業・農村復興計画」で定める「再生期」がスタートし、復旧・復興に係る工事費や規模等が増大する。

また、復旧・復興工事の施工対象が、津波によって甚大な被害を受けた地域に移るため、技術的課題や協議調整事項等の業務が格段に増えることから、今後も人的支援が必要と思われる。

5　その他

(1)　チーム内での認識の共有

同地域を担当するチームは宮城県及び都県の派遣職員の混成であったため、復旧に対する捉え方や考え方等が異なっていた。そのため、同様の復旧工事でありながら、対象範囲や内容等のバラツキが一部で見られた。

また、工事設計書に採用する単価や基準、工事の施工管理手法にも個人差があり、混成チームならではの問題がその時々で発生していたため、調整に時間を要することもあった。

(2)　公用車の使用

職員数が増えたこともあり、現場に行くための公用車が不足していた。複数人で車に乗り合わせるため各現場の時間調整や、他チームの空いている公用車で対応する必要があった。

(3)　災害復旧事業の計画変更

排水路の災害査定は、満水の状態で行われており、外観の上部のみで被災状況が判断されていた。工事契約後、水を抜いて確認したところ被災していない箇所が多数あったため、計画変更に必要な写真撮影や資料作成等に苦慮した。

(4)　がれき選別機械デモ運転での一言

機械の概要説明の際の一言がとても印象的で、今でも忘れられない言葉として記憶に残っている。その言葉とは「これ（農地等に堆積している物）は、がれきやゴミじゃない。海へ行ってしまった（亡くなってしまった）人達の思いが詰まっている（大事な）ものだ。是非使ってくれ。」である。

これは、地元説明会の際に、住民の方から言われたことを紹介してくれたもので、被災された方や亡くなった方の無念な思いを受け、建設業者の方が熱意と気迫を込めて発した言葉であった。

(5)　工事受注者からの相談

「堆積土砂の掘削中に位牌や墓石が出てきたが、どうしたらよいか。」と相談され、非常に驚いた。

考えてみると現地近くに墓地があったので、不思議ではなかった。

市役所と相談した結果、位牌は市役所で保管、墓石は現場の端に仮置きして一定期間内に持ち主が現れなければ処分することにした。

3　その他の人的支援

東京都公立学校教員の派遣

教育庁　人事部　職員課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東京都教育委員会では、東日本大震災後直ちに実施可能な支援メニューの検討をはじめ、早期の段階から教員の長期派遣が必要と考え検討を進めていた。そうした中、発災後の東京都教育庁部長級職員による被災地現地調査により、４月上旬には宮城県が教員の長期派遣を求めていることが明らかになった。このため、東京都教育委員会と宮城県教育委員会との間で、教員派遣の基本的枠組みから実際の派遣の詳細に至るまでの調整を行うこととなった。

(2)　経緯・取組

平成23年４月中旬～

- 東京都教育庁部長級職員・管理主事・行政職員を加えた調整チームを宮城県庁に派遣し、派遣人数、派遣先地域や学校、派遣方式等を調整
- 文部科学省と派遣方式についての調整、関係機関との各種手当や服務等の具体的な取扱いについて協議を実施
- 都内区市町村教育委員会及び都立学校に対して教員派遣依頼

平成23年４月27日　プレス発表
平成23年５月１日　東京都教育委員会教育長の宮城県教育委員会への訪問
平成23年５月２日　都庁議会棟１階都民ホールで教員派遣結団式を実施
平成23年５月９日　第一次派遣開始

2　目的・内容

(1)　目的

被災地県教育委員会の支援

(2)　内容

宮城県からの要請に基づき、宮城県内の公立学校に東京都公立学校教員の派遣を行った。

3　実績・成果

(1)　実績

宮城県への教員派遣

東日本大震災で被災した宮城県からの要請に応じて、都内公立小・中学校及び都立高等学校・特別支援学校の教員を平成23年度及び24年度に、宮城県内の公立学校に派遣した。

		派遣期間	派遣者数	派遣先
23年度	第１次	平成23年５月９日から 平成24年３月26日まで	68名 (うち養護教諭４名)	小学校35名、中学校19名、高等学校11名、 特別支援学校３名
	第２次	平成23年７月１日から 平成24年３月26日まで	養護教諭９名	小学校４名、中学校１名、高等学校４名
	第３次	平成23年８月16日から 平成24年３月26日まで	８名 (うち養護教諭５名)	小学校４名、中学校１名、高等学校３名
	第４次	平成24年１月１日から 同年３月26日まで	５名 (うち養護教諭４名)	小学校１名、高等学校３名、特別支援学校１名
24年度		平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	25名 (うち養護教諭３名)	小学校24名、中学校１名

※　派遣者には年度途中までを派遣期間とする教員がおり、派遣者数には、交代のための派遣教員を含む。
※　第３次派遣の派遣開始日は、派遣先校の夏季休業後の授業開始日により、教員ごとに異なる。
※　第４次派遣の派遣開始日は、派遣先校の冬季休業後の授業開始日により、教員ごとに異なる。

(2)　成果

宮城県に派遣された教員は、派遣先の学校の実情に応じて様々な教育活動を行い、宮城県の子供たちへのきめ細やかな教育に貢献した。

同時に、派遣教員が東京都に持ち帰った貴重な経験や情報は、防災教育の充実など、東京の教育や防災に役立っている。

4　事業実施に当たっての課題等

派遣する教員の身分、服務等の取扱い

5　その他

担当者のコメント

(1)　小学校に派遣された養護教諭

がれきの散在、異臭や虫の発生、壊れたままの信号機などの変わり果てた街並みの中、日常とは異なる生活環境の中で子供たちだけではなく、保護者、教職員、地域の方々も多くのストレスを抱えていた。そうした中で、子供たちと一緒に笑い、時には一緒に悔やみ、哀しむなど、ありのままの気持ちを共有し、寄り添いながら子供たちと向き合うことが教師の役割と感じた。

(2)　小学校に派遣された教諭

ア　平成23年３月11日の震災以降、自分に何かできることはないかと思い続ける中、派遣の機会があり、被災地の学校へ向かった。そうした気持ちがはやる中、現地の校長からは「補修工事やがれき処理は専門の方が行う。教員の役割は子供たちのためにいる。」との言葉を受け、気持ちが楽になった。

イ　１か月も経ると、津波被害に遭い辛い思いをした子供なども、震災時の様子を話してくれるようになった。どのような言葉を返せば良いのか分からないという心の中での葛藤もあったが、辛い経験を背負いながらも子供たちが見せてくれる笑顔や元気な姿には言い表すことのできない勇気や強さを感じた。

宮城県七ヶ浜町立小学校での派遣教員による授業の様子（平成24年５月）

選挙事務支援職員の派遣

選挙管理委員会事務局　総務課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年の統一地方選挙直前に発生した東日本大震災は、岩手県、宮城県及び福島県の３県に甚大な被害を与え、特に被害が深刻な地域では、当初予定された期日での選挙の実施が不可能となった。

国は、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成23年法律第２号。以下「震災特例法」という。)」を制定、その後２度にわたる改正を行い、統一地方選挙以降に任期満了を迎えるものも含め、被災自治体で延期された選挙の実施期限を平成23年12月31日とした。

しかし、被災自治体にとっては災害対応や復興事業が最優先であり、選管担当者の多くが総務課職員との兼務であることからも選挙事務への対応が困難な状況に置かれていた。加えて津波等による選挙資料、システム、データ等の消失、全国に避難した有権者の居住地の把握、避難先自治体に間借りした仮役場環境なども選挙の実施を妨げる要因となっていた。

(2)　経緯・取組

選挙の実施に障害となっている様々な要因について、物的支援及び人的支援により解消し、選挙の実施へとつなげるため、総務省、都道府県選挙管理委員会連合会、指定都市選挙管理委員会連合会による検討が開始され、職員の派遣手続きとして総務省から示された派遣スキームが合意された（図１「総務省スキーム」参照)。

支援を開始するに当たり、東京都選挙管理委員会(以下、「都選管」という。)が都道府県選管連合会の事務局としての役割を担うこととなり、横浜市及び川崎市の両選管と岩手県被災地の現地視察及び当該自治体選管からの聞き取り調査を行った。

そして、被災自治体から総務省スキームを通じて要望を受けた選挙物資や人員派遣に対応するため、他道府県選管に対して物的支援、人的支援の要請を行うと同時に、都の割り当てとなる支援に向けて都内区市町村選管や都総務局との調整を図りつつ体制を構築した(図２「都内区市町村等からの派遣スキーム」参照)。

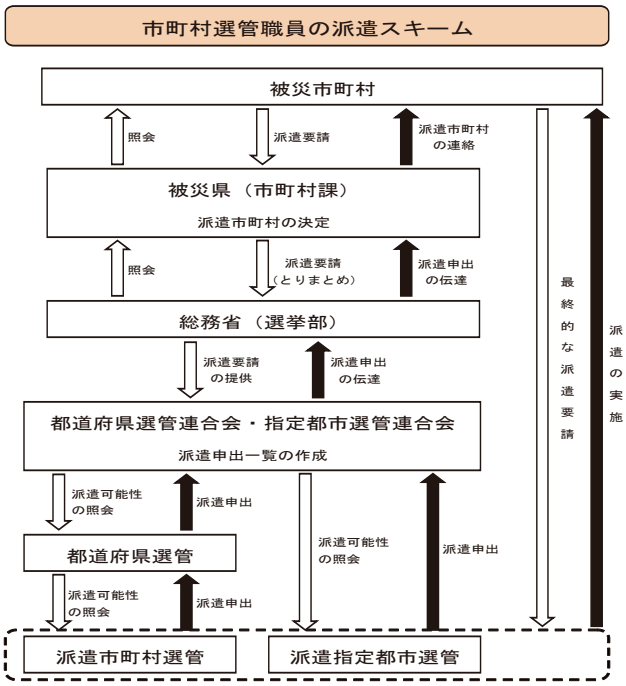

図１　総務省スキーム

＜具体的経過＞

平成23年

５月25日　都内区市町村に対し、投票箱や記載台等の選挙物資の提供可否について調査

27日　総務省より総務省スキームが提示され合意

６月16、17日　横浜市及び川崎市選管と岩手県支援に向けた現地調査

28日　宮城県女川町から都選管に直接支援要請

７月８日　都内区市町村職員の派遣スキーム策定

26日　宮城県選管から総務省スキームを通じた支援要請

同時期　岩手県選管から総務省スキームを通じた支援要請

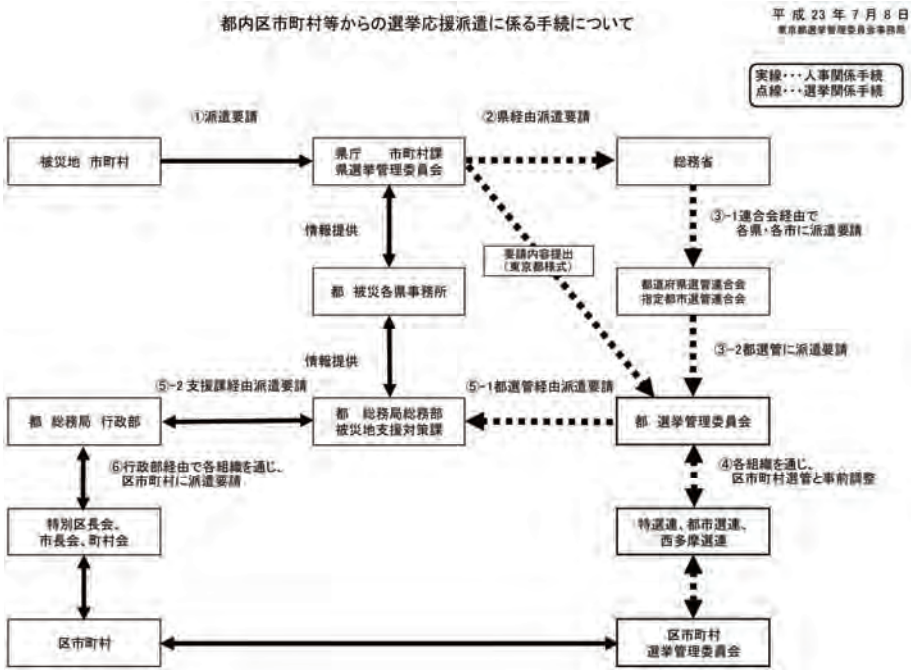

図２　「都内区市町村等からの派遣スキーム」

28日　都選管、横浜市及び川崎市選管による支援対応協議

８月２～11日　宮城県及び福島県の選挙支援に向けた現地調査

14日～　岩手県釜石市へ荒川区選管から職員派遣

17日　福島県選管から総務省スキームを通じた支援要請

下旬　全ての支援先市町の担当区市割当てを決定、順次支援開始

19日　岩手県陸前高田市へ選挙支援物資を運搬

25日　総務省、都選管、横浜市及び川崎市選管による支援実施上の留意点等検討

28日　岩手県大槌町議・町長選挙実施

９月11日　岩手県議・県知事選挙、陸前高田市議、釜石市議、山田町議の選挙実施

11月13日　宮城県議、名取市議(補)、亘理町議、山元町議、七ヶ浜町議・町長、女川町議・町長の選挙実施

20日　福島県議、相馬市議、広野町議、川内村議、大熊町議・町長、双葉町議、浪江町議、葛尾村議の選挙実施

２　目的・内容

(1)　目的

ア　公平・公正な選挙の確実な実施

それぞれが持ち寄ったノウハウを活用し、被災地特有の様々な課題を克服して準備を進めるなど、選挙の準備運営に専念できない現地選管を補佐し、震災特例法に定められた期限までに公平・公正な選挙を確実に実施する。

イ　次回以降に実施される選挙に配慮した支援の実施

現地選管が保有するノウハウを最大限尊重し、次回以降の選挙が現地の職員により円滑に行われるよう配慮した支援を実施する。

(2)　内容

ア　物的支援

岩手県陸前高田市の津波で消失した選挙資機材の物的支援の取りまとめは、都選管が担当した。投票箱や投票用紙交付機、計数機など、都内区市町村等から物品40品目、約9,000点が提供され、第１便の26品目、7,607点は、都選管職員が運転する車両で現地まで搬送した。

また、８月下旬には宮城県選管から物的支援の要望が出されたが、都内から提供できる選挙資材は底を突いたことから、他道府県選管に手配を依頼し、対応可能な自治体から順次宮城県選管へと直送された。

＜陸前高田市への資材運搬＞

都庁から第１便出発

現地到着・搬出作業

イ　人的支援

被災自治体が要望する人数及び派遣期間に可能な限り対応できるよう、都内区市町村や他道府県との調整が行われ、職員が派遣された。少ない人員を割いて職員派遣に応じた自治体選管側の負担は決して軽くはないはずだが、積極的な協力が得られた。

（ア）　岩手県内自治体への支援

釜石市には荒川区から、大槌町には千代田区から職員が派遣された（千代田区は、友好関係から独自派遣）。

被災３県のうち最も早く選挙を終了した岩手県内の選挙への対処事例が、後に続く宮城県内及び福島県内の選挙実施の際、大変参考になった。

（イ）　宮城県内自治体への支援

東京都に支援が割り当てられ、被災８市町に都内区市選管及び都選管から職員を派遣した。それらの派遣先全てに都選管職員を配置し、都選管本部や派遣先自治体との連絡調整にも当たらせた。

（ウ）　福島県内自治体への支援

都道府県選管連合会に支援が割り当てられ、都選管は同連合会の事務局として派遣職員の派遣先の調整を行い、他道府県の市町村から職員が派遣された。なお、相馬市、南相馬市、葛尾村には、都内区市選管から職員が派遣された。

福島県議会議員選挙横断幕（南相馬市）

被災役場での選挙資材捜索（女川町）

仮設住宅居住者への選挙公報配布（石巻市）

仮設倉庫からの投票箱運搬（石巻市）

投票箱が開錠され開票開始（女川町）

３　実績・成果

（1）　実績

東京都及び都内区市町村選管からの人的支援

岩手県　２市町　　４人

宮城県　８市町　　67人
福島県　６市町村　17人
合計　　16市町村　88人

詳細は、表１「東北３県被災自治体の事務に係る東京都及び都内区市町村選管からの人的支援一覧」参照

(2)　成果

表２「震災特例法により選挙期日が延期された選挙の実施状況」参照

4　事業実施にあたっての課題等

(1)　課題

選挙支援決定当初は、派遣スキームの構築や選挙物資の調達元と調達先の組み合わせ、人材派遣に向けての他道府県や都内区市町村との調整等に多くの時間を費やし、関係自治体への連絡が直前になるなどの不具合が生じていた。

今後、災害等による選挙支援を実施する場合には、この段階で費やす時間を短縮することで、支援に入る側及び受け入れる側の様々な準備や選挙の実施に向けた段取りにも余裕ができるものと考える。

(2)　今後の展望

今回の選挙支援を通じて課題となった点について分析・検証し、改善策を講じることにより、次回このような支援を行う際には迅速かつ効率的な取組が可能となる。そのためにも、実施ノウハウなどを確実に記録に残すなどして継承していく必要がある。

5　その他

担当者のコメント

従来、選挙は地方自治体が、その区域内でそこに居住する有権者を対象に実施するのが前提であり、各自治体は法律の範囲内で独自ノウハウを駆使し選挙を運営している。その点からも、全国各地の選管職員が寄合い所帯となり、マニュアル無しのぶっつけ本番で被災自治体の選挙運営を始めることは、かなりの困難が想定された。加えて、勤務先となる仮役場近くの宿泊施設は既に支援関係者に確保されており、結果、宿舎から片道約60kmの道程を連日レンタカー通勤するなど、環境面からの厳しい選挙支援も展開された。

そのような中、各地に派遣された職員達は、現地選管のノウハウを優先し、不明な点は話し合うことで方針を決め業務を進めるなど、選挙に集中できない現地担当者を補佐し着実に準備を進めていった。投票所を訪れた有権者も、選管の苦労を知ってか、長蛇の列となっても不満を漏らすこともなく、お互いの無事の再会を喜ぶ姿は感動的ですらあった。また、問合せ等への対応中、微妙なアクセントの違いから派遣職員と分かり、一転して感謝されることも多かった。

被災３県で最後となった福島県内の選挙に至るまでを無事終えることができた背景には、被災当初、「選挙なんかできっこない。」と悲観的だった現地選管を、裏方として懸命に支えた派遣職員の奮闘があったのである。

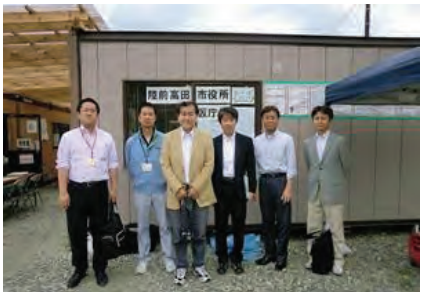
横浜市・川崎市両選管との事前視察（岩手県）

山元町（宮城県）

亘理町（宮城県）

南相馬市（福島県）

表1　東北３県被災自治体の選挙事務に係る東京都及び都内区市町村選管からの人的支援一覧

支援先県	支援先市町村	該当選挙	選挙期日	支援業務内容	派遣期間	派遣元自治体	派遣人数	計	備考
岩手県	釜石市	知事選 県議選 市議選	9月11日	○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務	8月14日～9月13日	荒川区	１人	１人	都道府県
	大槌町	町長選 町議選	8月28日	○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務	7月4日～9月30日	千代田区	３人	３人	独自
		知事選 県議選	9月11日						
宮城県	石巻市	県議選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	9月19日～11月15日	東京都	１人	16人	都道府県
				○県外避難者及び二次避難者への不在者投票事務 ○期日前投票受付業務 ○転出者への二重登録照会回答業務等	9月19日～11月15日	江東区	１人		
						足立区	１人		
					10月3日～11月15日	港区	１人		
						新宿区	１人		
						墨田区	１人		
						足立区	１人		
						葛飾区	１人		
						江戸川区	１人		
				○投票所・開票所物品の準備 ○開票所の設営、撤去等	10月23日～11月15日	中央区	１人		
						文京区	１人		
						台東区	１人		
						江東区	１人		
						荒川区	１人		
						葛飾区	１人		
						江戸川区	１人		
	気仙沼市	県議選	11月13日	○派遣区市職員との連絡調整、事務作業補助	11月2日～11月14日	東京都	１人	22人	都道府県
				○期日前投票事務、不在者投票事務、開票事務	11月2日～11月14日	目黒区	１人		
						立川市	１人		
						武蔵野市	１人		
						三鷹市	１人		
						府中市	１人		
						昭島市	１人		
						調布市	１人		
						小平市	１人		
						日野市	１人		
						東村山市	１人		
						東大和市	１人		
						武蔵村山市	１人		
						あきる野市	１人		
						西東京市	１人		
				○派遣区市職員との連絡調整、事務作業補助	11月6日～11月14日	東京都	１人		
				○期日前投票事務、不在者投票事務、開票事務	11月6日～11月14日	豊島区	１人		
						板橋区	２人		
						北区	１人		
						練馬区	１人		
						稲城市	１人		

支援先県	支援先市町村	該当選挙	選挙期日	支援業務内容	派遣期間	派遣元自治体	派遣人数	計	備考
宮城県	名取市	県議選 市議補選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	9月11日～11月15日	東京都	１人	３人	都道府県
				○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務	9月11日～11月14日	杉並区	２人		
	東松島市	県議選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	11月2日～11月5日	東京都	１人	７人	都道府県
				○期日前投票準備	11月2日～11月5日	豊島区	１人		
						板橋区	２人		
						北区	１人		
						練馬区	２人		
	亘理町	県議選 町議選	11月13日	○派遣市職員との連絡調整、事務作業補助	9月4日～11月14日	東京都	１人	２人	都道府県
				○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務	9月5日～11月14日	八王子市	１人		
	山元町	県議選 町議選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	9月8日～11月14日	東京都	１人	４人	都道府県
				○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務	9月4日～11月14日	品川区	１人		
				○期日前投票事務、不在者投票事務	10月27日～11月14日	大田区	２人		
	七ヶ浜町	町長選 町議選	9月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	9月2日～9月6日	東京都	１人	６人	都道府県
				○期日前投票準備	9月2日～9月7日	渋谷区	１人		
						中野区	１人		
		県議選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	11月2日～11月5日	東京都	１人		
				○期日前投票準備	11月2日～11月5日	渋谷区	１人		
						中野区	１人		
	女川町	県議選 町長選 町議選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	9月4日～11月14日	東京都	１人	７人	都道府県
					11月6日～11月14日	東京都	１人		
					11月24日～11月30日	東京都	１人		
				○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務	9月4日～11月30日	世田谷区	２人		
				○期日前投票事務、不在者投票事務、投開票事務	10月28日～11月14日		２人		
福島県	相馬市	県議選 市議選	11月20日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	11月15日～11月21日	東京都	１人	３人	都道府県
				○期日前投票事務、不在者投票事務	11月7日～11月20日	足立区	２人		
	南相馬市	県議選	11月20日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	11月15日～11月21日	東京都	１人	７人	都道府県
				○選挙準備事務	11月1日～11月21日	杉並区	２人		
				○期日前投票事務	11月8日～11月21日	杉並区	２人		
						世田谷区	２人		
	楢葉町	県議選	11月20日	○期日前投票事務、不在者投票事務、投開票事務	11月7日～11月21日	東京都	１人	１人	都道府県
	大熊町	県議選 町長選 町議選	11月20日	○期日前投票事務、不在者投票事務、投開票事務	11月1日～11月20日	東京都	１人	１人	都道府県
	浪江町	県議選 町長選	11月20日	○期日前投票事務、投開票事務	11月16日～11月21日	東京都	２人	２人	都道府県
	葛尾村	県議選 町議選	11月20日	○派遣市職員との連絡調整、事務作業補助	11月15日～11月23日	東京都	１人	３人	都道府県
				○選挙公報作成事務	10月16日～11月23日	国分寺市	１人		
					10月17日～11月23日	町田市	１人		
							総計	88人	

（注）　※ 東京都選管において把握できたもの。
※ 派遣人数については、自治体としての期間内派遣人数であり、個々の派遣期間とは一致しないものもある。また、原則として交代者は含めない。
※ 備考欄中、「都道府県」は都道府県選管連合会、「独自」は姉妹都市、相互協定等に基づく独自派遣

表２　震災特例法により選挙期日が延期された選挙の実施状況

番号	県	団体名	任期満了日		特例選挙期日（H23）	投票率			
						長		議員	
			長	議員		今回	前回	今回	前回
1	岩手県		4月29日	4月29日	9月11日	59.9%	68.5%	60.6%	69.5%
2	岩手県	盛岡市	（9月1日）	5月1日	8月28日	（無投票）	（30.9%）	48.9%	54.4%
3	岩手県	久慈市		4月29日	8月7日			70.5%	78.3%
4	岩手県	陸前高田市		4月29日	9月11日			77.7%	82.2%
5	岩手県	釜石市		8月31日	9月11日			68.1%	72.3%
6	岩手県	二戸市		4月30日	7月31日			66.4%	73.8%
7	岩手県	雫石町		5月8日	7月31日			71.0%	76.4%
8	岩手県	滝沢村		4月30日	7月31日			50.5%	56.2%
9	岩手県	大槌町	5月7日	（8月31日）	8月28日	73.4%	78.1%	（73.4%）	（79.6%）
10	岩手県	山田町		4月29日	9月11日			71.1%	77.6%
11	岩手県	田野畑村		4月30日	8月28日			無投票	89.4%
12	岩手県	普代村	4月30日	4月30日	6月26日	86.9%	無投票	86.9%	83.3%
13	岩手県	野田村		4月29日	8月7日			82.2%	83.2%
14	岩手県	洋野町		4月30日	6月19日			75.3%	82.5%
15	宮城県			4月29日	11月13日			41.7%	50.5%
16	宮城県	仙台市		5月1日	8月28日			40.0%	46.4%
17	宮城県	塩竈市	4月30日	4月30日	9月11日	56.8%	57.3%	56.8%	57.3%
18	宮城県	白石市		4月29日	7月31日			63.7%	71.6%
19	宮城県	名取市（※1）		6月20日	11月13日			無投票	54.3%
20	宮城県	多賀城市		4月30日	9月11日			47.8%	49.9%
21	宮城県	村田町	5月24日	8月3日	8月28日	80.1%	80.5%	80.0%	81.0%
22	宮城県	川崎町	5月8日		8月28日	80.6%	82.4%		
23	宮城県	亘理町		4月30日	11月13日			57.1%	59.9%
24	宮城県	山元町		4月30日	11月13日			67.4%	74.2%
25	宮城県	松島町	4月21日		9月11日	68.5%	無投票		
26	宮城県	七ヶ浜町	4月29日	4月29日	9月11日	無投票	無投票	無投票	65.8%
27	宮城県	利府町		4月29日	9月11日			50.4%	55.9%
28	宮城県	大郷町		6月30日	9月11日			81.9%	83.4%
29	宮城県	富谷町		4月29日	9月11日			55.2%	無投票
30	宮城県	大衡村		4月29日	9月11日			80.8%	83.4%
31	宮城県	色麻町	4月29日		8月28日	83.1%	無投票		
32	宮城県	加美町	6月16日		8月28日	76.4%	75.8%		
33	宮城県	女川町	9月18日	4月29日	11月13日	無投票	無投票	70.1%	82.3%
34	福島県			4月29日	11月20日			47.5%	57.0%
35	福島県	福島市		4月30日	7月31日			42.4%	56.8%
36	福島県	会津若松市	4月26日	4月29日	8月7日	60.0%	69.5%	60.0%	69.5%
37	福島県	郡山市		4月30日	9月4日			43.1%	56.9%
38	福島県	白河市	（7月28日）	4月30日	7月10日	（64.9%）	（71.6%）	64.9%	69.1%
39	福島県	須賀川市		4月29日	9月4日			60.5%	71.2%
40	福島県	相馬市		4月29日	11月20日			69.0%	75.1%
41	福島県	国見町		4月29日	6月19日			無投票	80.3%
42	福島県	川俣町		4月29日	11月20日			69.9%	77.2%
43	福島県	鏡石町		4月29日	9月4日			66.5%	無投票
44	福島県	檜枝岐村	4月30日	4月30日	5月29日	無投票	96.6%	無投票	96.6%
45	福島県	磐梯町	4月30日	4月30日	6月26日	83.6%	無投票	83.6%	無投票
46	福島県	猪苗代町	4月26日		6月26日	72.5%	80.3%		
47	福島県	会津坂下町	4月29日		6月26日	無投票	無投票		
48	福島県	柳津町	4月29日		6月26日	無投票	88.1%		
49	福島県	昭和村		4月29日	6月26日			91.4%	無投票
50	福島県	西郷村		4月29日	8月28日			64.7%	69.3%
51	福島県	広野町		4月29日	11月20日			75.3%	88.0%
52	福島県	川内村		4月29日	11月20日			85.3%	93.9%
53	福島県	大熊町	9月19日	10月31日	11月20日	68.3%	無投票	68.3%	無投票
54	福島県	双葉町		4月29日	11月20日			63.7%	81.5%
55	福島県	葛尾村		4月29日	11月20日			88.1%	89.1%
56	福島県	新地町		4月29日	11月20日			80.5%	82.8%
57	茨城県	水戸市	4月26日	4月30日	5月29日	47.7%	53.3%	47.7%	53.3%

※１　網掛けは、震災特例法による選挙期日延期の対象外。

※２　宮城県名取市については、欠員による補欠選挙を延期しているため、任期満了日欄には当該補欠選挙事由の発生日を記載。

※３　（　）書きは、震災特例法により延期された選挙ではなく、公職選挙法第33条の規定に基づく選挙。

第３節　復旧復興期

警視庁警察官の特別出向

警視庁　警務部

1　事業実施の経緯・背景

平成23年３月11日、東日本大震災の発災により福島県警察、岩手県警察及び宮城県警察（以下「東北３県警察」という。）の警察官を計750人増員するよう警察法施行令（昭和29年政令第151号）が改正された。

東北３県警察では、平成23年末までに警察官の定員を定める条例の改正がなされたものの、壊滅的な打撃を受けた被災地域においては、円滑な復旧・復興活動が行われる前提として、住民の生活の安定と秩序の維持を中心とする治安の確保が喫緊の課題となり、直ちに実働力を有する警察官の配置による警察力の確保が必要であった。

こうした状況に鑑み、本増員については、臨時特例的に東北３県以外の都道府県警察から、特別出向者によって対応するという警察庁による方針が示され、東北３県警察においては特別出向者の受入れ準備等が進められたところ、平成24年２月１日、200人（全国で750人）の警察官が特別出向者として東北３県警察からそれぞれ採用発令を受けることとなった。

2　目的・内容

東日本大震災に伴う地方警察官の緊急増員の目的

(1)　被災地の安全・安心を確立するためのパトロール機能の強化

(2)　被災地の交通の安全と円滑を確保するための体制の整備

(3)　震災に乗じた犯罪の取締り強化のための体制の整備

平成25年度被災県警察特別出向者壮行式

3　実績・成果

警視庁では平成24年２月１日以降、平成25年度末までに延べ328人の警察官が東北３県警察へそれぞれ特別出向している。

東北３県警察への特別出向者数の推移　（単位：人）

特別出向先	出向年月日	平成24年2月1日	平成25年4月1日
	出向回数	1回目	2回目
福島県警察	全　国	350	255
	警視庁	97	94
岩手県警察	全　国	130	55
	警視庁	31	15
宮城県警察	全　国	270	145
	警視庁	72	19
東北３県警察合計	全　国	750	455
	警視庁	200	128

4　事業実施に当たっての課題と今後の展望

本増員については、直ちに実働力を有する警察力の確保を図る観点から、配置までに一定期間教養に従事させる必要がある新規採用者の増員で措置するのではなく、現に警察活動に従事し、事務処理能力を有する、東北３県以外の都道府県警察の特別出向者による臨時特例的なものであり、被災地域の復旧・復興状況を踏まえて、順次減少され、将来的には解消される予定である。

5　その他

今後も特別出向が継続する限り、警視庁の各所属から広く志願者を募り、「被災地域の復旧・復興のために尽力したい。」という強い意志を持ち、真に適任と判断できる警視庁を代表するに相応しい警察官を選出したい。

双葉地域広域市町村圏組合消防本部への応援派遣

東京消防庁　企画調整部　企画課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

双葉地方広域市町村圏組合消防本部では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故発生以来、職員の早期退職、消防団活動の休止等により消防力が低下する状況となった。

一方で、復旧・復興作業が進み、平成24年４月から警戒区域等避難指示区域の見直しが図られたことで、住民の立入制限が緩和され、以前にも増して火災等の発生危険が懸念されるようになった。

これらのことから、現職員数の体制下で火災警戒等の活動に対応することは非常に困難な状況となった。

(2)　経緯・取組

現体制では火災警戒等の活動が困難であるとの判断により、双葉地方広域市町村圏組合管理者から福島県に、福島県知事から消防庁長官宛に人的支援(職員派遣)を要請、平成25年３月１日、消防庁長官から各市長等(当庁は東京都知事)宛てに支援依頼がなされた。

これらのことから、地方自治法第252条の17に基づき、平成25年３月28日、東京消防庁と双葉地方広域市町村圏組合との間に派遣協定を締結し、福島支援全国消防派遣隊として隊員の応援派遣を実施するに至った。

2　目的・内容

(1)　目的

双葉地方広域市町村圏組合消防本部管轄内(広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村)の火災の警戒及び火災発生時における消火活動等

(2)　内容

ア　活動地域

警戒区域を含む双葉地方広域市町村圏組合消防本部管轄内。ただし、福島第一原子力発電所敷地内及び空間線量率100μSv/hを超える地域を除く。

イ　主たる業務

巡回による警戒活動、災害活動等

ウ　派遣期間、派遣隊員等

平成25年３月31日から同年10月１日までの間、福島支援全国消防派遣隊(福島県内を含む全国22の消防本部)として延べ64隊195名の派遣が実施されたうち、東京消防庁は延べ10隊30名の派遣を実施した。

3　実績・成果

(1)　実績

ア　派遣実施概要

以下のローテーションにより、計10回(計125日間)の派遣を実施した。

派遣次	派遣期間	派遣消防本部
第１次派遣隊	平成25年３月31日から同年４月13日まで	東京消防庁、福島県、仙台市、大阪市
第２次派遣隊	平成25年４月12日から同月25日まで	札幌市、横浜市、さいたま市、川崎市
第３次派遣隊	平成25年４月24日から同年５月７日まで	仙台市、千葉市、名古屋市、大阪市
第４次派遣隊	平成25年５月６日から同月20日まで	東京消防庁、松山市、横浜市、大阪市
第５次派遣隊	平成25年５月18日から同月31日まで	東京消防庁、仙台市、千葉市、神戸市
第６次派遣隊	平成25年５月30日から同年６月12日まで	さいたま市、川崎市、松山市、福岡市
第７次派遣隊	平成25年６月11日から同月24日まで	仙台市、横浜市、大阪市、神戸市
第８次派遣隊	平成25年６月23日から同年７月６日まで	東京消防庁、福島県、北九州市、横浜市
第９次派遣隊	平成25年７月５日から同月18日まで	東京消防庁、仙台市、大阪市、京都市

派遣次	派遣期間	派遣消防本部
第10次派遣隊	平成25年７月17日から同月30日まで	東京消防庁、横浜市、名古屋市、札幌市
第11次派遣隊	平成25年７月29日から同年８月12日まで	東京消防庁、仙台市、大阪市、京都市
第12次派遣隊	平成25年８月10日から同月23日まで	東京消防庁、横浜市、名古屋市、神戸市
第13次派遣隊	平成25年８月22日から同年９月４日まで	仙台市、大阪市、川崎市、北九州市
第14次派遣隊	平成25年９月３日から同月14日まで	東京消防庁、横浜市、大阪市、広島市
第15次派遣隊	平成25年９月13日から同月24日まで	横浜市、福岡市、さいたま市、京都市
第16次派遣隊	平成25年９月23日から同年10月１日まで	東京消防庁、福島県、大阪市、広島市

イ　派遣部隊及び人員

原子力災害等に係る専門知識を有し資器材の取扱いに習熟している、以下の消防救助機動部隊及び化学機動中隊から選抜した。

所属等	派遣次	人員
第三消防方面本部消防救助機動部隊	第１次、第４次	６名
第九消防方面本部消防救助機動部隊	第14次、第16次	６名
城東消防署	第10次、第12次	６名
三鷹消防署	第９次、第11次	６名
日野消防署	第５次、第８次	６名

(2)　成果

双葉地方広域市町村圏組合消防本部の職員数は、条例定数127名に対し、平成25年４月１日時点で17名減の110名（充足率86％）であった。

また、平成25年４月１日から同年９月31日までの期間については、平成25年度採用者８名が消防学校に籍を置くため、現場要員としては102名となることから、同期間において福島支援全国消防派遣隊12名を支援することで消防力の低下を最小限に抑えることができた。

また、派遣隊による警戒活動の抑止強化により、最も憂慮されていた「避難指示地区」からの出火もなく、健康被害の影響が懸念される「個人被ばく線量管理」についても試算範囲内に抑えることができた。

4　事業実施に当たっての課題等

派遣部隊については、原子力災害等に係る専門知識を有し資器材の取扱いに習熟している部隊として、消防救助機動部隊及び化学機動中隊から選抜したが、該当する部隊が限られていることから、当庁管轄内における災害対応に支障が生じないよう部隊運用を調整することに時間を要した。

5　その他

担当者のコメント

・　派遣先では、Jヴィレッジを宿舎として生活した。Jヴィレッジは、福島第一原発事故対応の官公庁及び民間企業の事務所や宿舎として使われていたが、現有では足りず、サッカーグラウンドにまで仮設建物が建てられた。

また、派遣中は主に双葉消防管内の警戒業務を行った。車両による警戒活動中は、昼夜を問わず１当務４回を２班で実施し、１回の警戒時間は約３時間、総走行距離は約600㎞にもなり、機関員（運転手）の負担は相当なものだった。

私たち派遣隊は、約２週間でこの業務を終えることができたが、双葉消防の方々は発災以来２年以上もこの過酷な活動を続けており、改めてその御尽力に頭が下がる思いだった。

・　２週間という短い期間ではあったが、双葉消防の方とも貴重な情報交換ができた。そして職員の皆さんと一緒に業務に携わり、派遣中の宿泊施設においても色々と気遣いをいただき、我々もずっと双葉に勤務している気持ちになった。

その中で気付いたことは、双葉消防の皆さんも今回の被災者であり、避難者であるということである。管内にある自宅には戻れず、家族は避難先にいるため、単身赴任の方がほとんどだった。しかし、そんな素振りを見せることなく、明るく元気に多忙な業務を日々こなし、私たちに接してくれた。

双葉消防の方に、派遣隊が来てくれたことへの感謝とともに言われた「双葉のことも忘れないで。消防として勤務地は違っても、これからも一緒に頑張っていこう。」という言葉は、生涯忘れない。

区画整理関係業務支援職員の派遣

都市整備局　市街地整備部　区画整理課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

都市整備局市街地整備部は、土地区画整理事業の施行者として数多くの実績と知見を有し、かつ、平成７年１月17日に発生した阪神淡路大震災からの復興まちづくりに際して、兵庫県淡路島の北淡町(現在の淡路市)に区画整理関係業務支援のために職員を派遣した実績を有していることから、部としては東日本大震災直後より被災地の復興まちづくりについて検討を開始した。

一方、今回被害のあった岩手県及び沿岸市町村は、復興まちづくり計画等として土地区画整理事業を実施すべきであると検討していたものの、公共施設と宅地の整備を一体的に取り扱う土地区画整理事業には特に専門性が求められることから、事業を実施する市町村及び事業認可等を実施する県において、事業の実施段階に向けて専門職員が著しく不足していた。

(2)　経緯・取組

平成23年４月14日及び同月15日に、宮城県６市町の被災状況の現地調査を実施するとともに、宮城県及び仙台市を訪問し、東京都震災復興マニュアルの説明、阪神淡路大震災の際の東京都の支援活動(派遣職員の業務)等について説明し意見交換を実施した。

その後、部内に「被災地復興支援検討PT」を設立し、被災地の速やかで円滑な復興を支援するように部としてあらかじめ体制や枠組み、支援事項を整理するとともに、被災地復興の環境が急激に変化することが予測されることから、その時点で想定される状況において実施可能な支援策を柔軟に検討し、「東日本大震災における復興まちづくりの提案」として取りまとめた。

そして、平成23年６月２日に岩手県、宮城県に赴き、東日本大震災における復興まちづくりの提案及び都からの支援(区画整理関係業務支援職員の派遣等)について協議・意見交換を実施し、平成23年７月８日、岩手県県土整備部長から総務局総務部長に対して区画整理関係業務を支援する職員２名の派遣要請があった。この要請を受けて、同月29日、区画整理関係業務支援のために職員１名を長期派遣することを決定し回答した。

＜具体的経緯＞

- 平成23年４月14日及び同月15日　市街地整備部短期先遣隊派遣(３名)
  宮城県仙台市、名取市、石巻市、東松島市、南三陸町、女川町の被害状況調査及び宮城県庁、仙台市役所の復興担当者と意見交換を実施
- 平成23年４月22日　市街地整備部「被災地復興支援検討PT」設立
- 平成23年４月28日　「被災地復興支援検討PT」(第２回)開催
- 平成23年５月11日　「被災地復興支援検討PT」(第３回)開催
- 平成23年５月18日及び同月20日　「被災地復興支援検討PT」検討結果を都技監等へ報告
- 平成23年５月26日　国交省都市局市街地整備課と被災地復興の提言に関する意見交換実施
- 平成23年６月２日　岩手県庁、宮城県庁と協議
  岩手県庁、宮城県庁に対して東日本大震災における復興まちづくりの提案、並びに都からの支援(職員の派遣等)について協議・意見交換を実施
- 平成23年７月８日　岩手県から職員派遣要請
- 平成23年７月29日　岩手県に職員派遣を回答
- 平成23年８月１日　岩手県県土整備部都市計画課に職員派遣
- 平成25年度末現在　岩手県県土整備部都市計画課に職員派遣継続中

2　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災における津波により甚大な被害を受けた市町村の市街地が一日でも早く復興できるように、復興まちづくり業務を支援する職員を派遣し、土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業の事業推進を図る。

(2)　内容

ア　事業立上げ及び事業推進に係る支援・指導・協議

イ　都市計画の決定及び変更に係る事務処理

ウ　事業計画の決定及び変更に係る事務処理

エ　国土交通省・復興庁・庁内等の関係機関協議

3　実績・成果

(1)　実績(下表のとおり)

(2)　成果

ア　岩手県内における土地区画整理事業

土地区画整理事業は、主に津波で甚大な被害を受けた市町村の中心市街地や一定の都市機能が集積した地域において、一定の計画人口(40人 /ha)以上を有する居住系の区域において土地をかさ上げし、そこに新たに災害に強いコンパクトな市街地を形成する場合などに用いられ、都市計画事業として都市計画決定と事業認可手続が必要となる。

当初は、平成24年度内に全ての地区で都市計画決定が完了することを目標に手続を進めていたが、津波で甚大な被害を受けた市町村は、事業に関する利害関係者が多く、住民の合意形成や権利調整に時間がかかったことなどから18地区のうち15地区で都市計画決定を終えるに留まった。その後、平成25年度末現在、18地区中17地区が事業認可を得ている。

イ　岩手県内における津波復興拠点整備事業

津波復興拠点整備事業は、東日本大震災により被災した市町村の中心市街地では住宅や業務系の施設のみならず、学校・医療施設・官公庁施設といった公益的施設も甚大な被害を受けている地域が多く、地域全体の復興を先導する拠点として、こ

岩手県への区画整理関係業務支援職員の派遣実施状況　(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	延べ人数	派遣人数
派遣人数	2※1	2※1 (3※2)	1	5	3※3

※1　２名中１名は公益財団法人東京都都市づくり公社から派遣
※2　平成25年度派遣者を１か月前倒しでH25.3.1より派遣
※3　平成23年度、24年度は同一職員

(参考)仙台市への区画整理関係業務支援派遣職員の派遣実施状況　(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	延べ人数	派遣人数
派遣人数	2	3	1	6	6

※ ３か月間の短期派遣が６名中４名を占める。６か月派遣は１名。１年間派遣は１名。

岩手県内の土地区画整理事業の実施状況　(単位:地区)

	計画地区数	都市計画決定	事業認可	備　考
平成23年度末	22	2	0	
平成24年度末	18	15	11	計画地区数４減
平成25年度末	18	17	17	

岩手県沿岸12市町村中、７市町村で土地区画整理事業を実施

岩手県内の津波復興拠点整備事業の実施状況　(単位:地区)

	計画地区数	都市計画決定	事業認可
平成23年度末	8	0	0
平成24年度末	10	3	3
平成25年度末	9	8	8

岩手県沿岸12市町村中、６市町で津波復興拠点整備事業を実施

れらの施設の機能を一体的に有する市街地を緊急に整備し、その機能を確保することが緊急の課題になっていることから、新たに創設された制度である。

今回の津波で甚大な被害を受けた市町村の中心市街地において、津波からの防災性を高める拠点であるとともに、被災地の復興を先導する拠点となる市街地の形成を支援する事業であり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定、事業認可が必要となることから、国土交通省と密に連絡・調整を図りながら津波で甚大な被害を受けた市町村の指導・事業推進を図り、平成25年度末現在、９地区のうち８地区で都市計画決定、事業認可を得ている。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

ア　現地再建が困難

阪神淡路大震災の被害状況とは異なり、今回の東日本大震災の被害状況が岩手県、宮城県等の沿岸地域一帯に及んでいることに加えて、元の場所（土地）で復興したくても、現状のままでは再度同程度の大津波が来襲した場合、新しい防潮堤が完成したとしても再度被害を受ける可能性があり、かつ、沿岸地域は代替の市街地を形成できる平坦地が少ないことから、まちづくりのためには土地のかさ上げや山林などの高台の開発が必要であり、施行区域取りや施行期間の設定などに津波で甚大な被害を受けた市町村は苦慮していた。

イ　将来人口の予測が困難

津波で甚大な被害を受けた地域ほど人口流出率が高い傾向があり、復興まちづくり計画を策定する上で、将来人口の慎重な見極めが必要となっていた。復興を進める市町村では、アンケート調査や面談調査により被災者の意向の把握に努めてきたところであるが、調査時期によって数値が変わり、そのため施行区域取りや施行期間の設定などに苦慮していた。今後、まちの復興が進捗する中で、将来人口や施行区域の見直しなどの柔軟な対応が必要と思われる。

ウ　技術系職員不足、派遣職員のマッチングが課題

復興事業に係る膨大な仕事量をこなしていくには津波で甚大な被害を受けた市町村職員だけでは処理しきれないことは明白であり、土地区画整理事業は専門的な知識や経験が必要なことから、市町村の技術系職員のみならず派遣されている技術系職員もまだまだ不足している。

また、派遣されてきたそれぞれの職員の経験・知識と、実際に派遣先で復興事業に携わる職種が異なっていることが見受けられた。津波復興拠点整備事業は新設された事業であり、誰しもが初めての事業であったが、土地区画整理事業の経験者が用地買収や防災集団移転促進事業に従事している等、専門外の復興事業に従事しているというマッチングの難しさがあった。今後は土地区画整理事業の進捗に合わせて、計画・換地・補償・工事などといった実際のニーズにマッチした職員を派遣できるかどうかが、事業推進の鍵になると思われる。

(2)　今後の展望

震災後３年以上が経過したが、岩手県内においては土地区画整理事業が完了した地区は未だにない。

新たに高台造成地を確保するための土砂の運搬も始まり、津波で甚大な被害を受けた従前地の盛土かさ上げ工事も始まっているが、通常の既成市街地で行う土地区画整理事業とは異なり街路・整地工事はもちろんのこと、土地所有者、借地権者の意向を反映した換地設計（将来の宅地の位置・形状・面積など）にも多大な時間を要している。

今後、まちの復興が進捗する中で、将来人口や施行区域の見直しなど、一日でも早い復興を目指す上で柔軟な対応が必要になると思われる。

5　その他

担当者のコメント

沿岸市町村の会議等を開催するにも、県庁（盛岡市）から一番近い市役所（宮古市）まで約100km、自動車移動で２～2.5時間かかる（東北新幹線はやて・東京～盛岡の乗車時間とほぼ同じ。）。資料のやり取りや簡単な話合いであればメールや電話でも可能であるが、重要案件や意思決定など事業の詳細に入れば、やはり面と向かって会議や協議・調整を行わないといけない事項も多々あり、移動距離と移動時間に苦労した（特に雪道の移動は平常時よりも時間がかかる。）。

任期付職員の採用・派遣

総務局　復興支援対策部　被災地支援課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

任期付職員の採用・派遣を行った平成24年は、「復興元年」とも報じられ、甚大な津波被害を受けた沿岸市町村を中心に、技術系職員のこれまで以上の不足が予想された。しかし、都においても、今後想定される首都直下地震等へ備えるべく、「高度防災都市の実現」に向けての対応が急がれることなどから、現役の技術系職員をこれまでと同規模で派遣するということは極めて難しい状況にあった。

(2)　経緯・取組

都は、現役職員の派遣を増やすことなく、被災自治体の派遣ニーズに適合した人材を派遣できないかどうかの検討を急ピッチで進め、平成24年４月６日に、行政や民間での経験のある人材を「任期付職員」として採用し、被災市町村に長期に派遣するという新たなスキーム「『任期付職員制度』を活用した被災地への職員派遣」を、全国に先駆けて導入することを決定・発表した。

2　目的・内容

(1)　目的

被災地における技術系職員不足という課題に対応するため。

(2)　内容

行政経験者や民間経験者を「一般任期付職員」として東京都で採用の上、地方自治法に基づき被災市町村に派遣する。(下図を参照)

ア　募集内容(抜粋)

(ア)　募集職種

土木職、建築職

(イ)　職務内容

福島県、宮城県、岩手県内の被災市町村に派遣され、派遣先市町村における土木工事及び建築工事に係る発注、設計、積算、工事監督、土地区画整理事業等の業務に従事する。

(ウ)　選考職種、採用予定人数等(下表のとおり)

区分	職　種	職　層	採用予定人　員	派遣先市町村	
一般任期付	土木	主任	33人程度	福島県	鏡石町、古殿町、広野町
				宮城県	気仙沼市、南三陸町
				岩手県	大船渡市、大槌町、野田村
	建築		8人程度	福島県	いわき市、楢葉町(※)
				宮城県	気仙沼市、南三陸町

※勤務場所はいわき市内を予定。
◎採用予定人員は最終的に土木34人、建築13人に変更となった。

（エ）　任期

平成24年９月１日から平成25年８月31日まで（１年間）

（※採用された日から５年の範囲内で任期を更新する場合がある。）

（オ）　募集期間

・平成24年４月20日から同年５月28日まで（郵送の場合）

・平成24年５月29日及び同月30日（持参受付）

イ　採用に至るまでの全体スケジュール

（下表のとおり）

平成24年４月６日	「任期付職員制度」を活用した被災地への職員派遣について発表（知事記者会見）
４月上旬	任期付派遣に関する被災自治体へのニーズ調査
４月中旬	募集要綱決定
４月20日	募集要綱の発表
４月20日から	採用ＰＲ（ＯＢへの周知、事業所への募集要綱の設置、採用ホームページの掲載等）
５月12日	採用説明会開催
５月21日から同月25日まで	派遣先の業務内容調査
５月28日	郵送による申込締切（消印有効）
５月29日及び同月30日	持参受付（各日とも９時～17時）
５月31日	申込状況を報道発表
６月上旬	第１次選考（資格要件審査、専門性審査、集計等）
６月22日	第１次選考合格発表、第２次選考受験票発送
７月７日及び同月８日	第２次選考（専門性及び人物面接）
７月11日	第２次選考合格発表、第３次選考受験票発送
７月15日	第３次選考（総合判定面接）
７月17日	第３次選考合格発表
７月31日	合格者数を報道発表
８月上旬から下旬まで	住居等に関する調査
８月21日	派遣者に対して住居等に関する情報、辞令交付式、研修等の案内送付
８月22日	人事委員会へ採用について付議、承認
８月29日	任期付職員採用を報道発表
９月３日	入都式（採用は９月１日付）
９月３日から同月14日まで	新任研修
９月14日	出陣式
９月15日から同月17日まで	引越し
９月18日	被災市町村へ派遣

3　実績・成果

(1)　実績

ア　選考実施状況（平成24年７月31日報道発表）

職種区分	A 採用予定人員（人）	B 申込者数（人）	C 1次選考合格者数（人）	D 2次選考合格者数（人）	E 最終選考合格者数（人）	倍率（倍） B/E
土　木	34人程度	148人	106人	41人	34人	4.4倍
建　築	13人程度	55人	39人	17人	13人	4.2倍
合　計	47人程度	203人	145人	58人	47人	4.3倍

平成24年9月14日の「出陣式」で石原都知事（当時）に決意表明を行った

イ　派遣先市町村、派遣人数及び職員構成

派遣先市町村		平成26年３月１日現在		平成24年９月１日採用時点	
		派遣人数	職員構成	派遣人数	職員構成
福島県	いわき市	６ 人	建築職　６人	６ 人	建築職　６人
	鏡 石 町	２ 人	土木職　２人	２ 人	土木職　２人
	古 殿 町	１ 人	土木職　１人	１ 人	土木職　１人
	広 野 町	２ 人	土木職　２人	３ 人	土木職　３人
	楢 葉 町	２ 人	土木職　２人	１ 人	建築職　１人
宮城県	気仙沼市	14 人	土木職 11人 建築職　３人	15人	土木職12人 建築職　３人
	南三陸町	４ 人	土木職　３人 建築職　１人	５ 人	土木職　４人 建築職　１人
岩手県	大船渡市	４ 人	土木職　４人	４ 人	土木職　４人
	大 槌 町	４ 人	土木職　３人 建築職　１人	７ 人	土木職　５人 建築職　２人
	野 田 村	３ 人	土木職　３人	３ 人	土木職　３人
合計		42人	土木職31人 建築職11人	47人	土木職34人 建築職13人

(2)　成果

任期付職員は、行政や民間での経験を生かし、即戦力として復興の最前線で活躍している。

具体的には、土地区画整理事業においては行政の経験を活かし、事業計画の策定や地権者との交渉で成果を上げている。

また、津波浸水区域からの高台移転を進める防災集団移転促進事業では、都派遣任期付職員でチームを組み、お互いの経験から知恵を出し合い事業の迅速化に貢献している。

その他、これまでの経験や技術力を踏まえ、被災市町村の若手職員に事業推進に係る「ノウハウ」を伝えるなど、様々な形で被災地を力強く支えている。

派遣先市町村での主な従事業務内容

派遣先		主な従事業務内容
岩手県	大船渡市	漁業集落防災機能強化事業、漁港の災害復旧工事に関する業務等(写真１)
	大槌町	復興に係る建設整備事業の総合調整、被災した道路の災害復旧工事に関する業務等
	野田村	防災集団移転事業、土地区画整理事業等
宮城県	気仙沼市	防災集団移転事業、災害公営住宅の建設に関する業務等
	南三陸町	防災集団移転事業(写真２)、災害公営住宅の建設に関する業務、土地区画整理事業に関する業務等
福島県	いわき市	災害公営住宅の建設に関する業務等(写真３)
	鏡石町	道路・農地等の災害復旧工事に関する業務等(写真４)
	古殿町	除染作業及び仮置き場の設置に関する業務等
	広野町	住宅・農地の除染作業に関する業務等
	楢葉町	小・中学校の災害復旧工事に関する業務等

写真1　大船渡市
泊漁港外郭施設復旧工事

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

健康管理

行政や民間での経験を有する任期付職員は、平均年齢57.1歳(採用当時)と比較的年齢が高い職員が多く、本人や家族の健康状況に支障が生じるケースも発生しているため、健康管理には特に意を用いる必要がある。都としては、被災３県(岩手、宮城、福島)の県庁所在地に設置している現地事務所による定期的なヒアリングにより、健康状況等の確認に努めているほか、病気の早期発見、早期治療に資するため、人間ドックの受診を推奨するなどの取組みを行っている。

(2)　今後の展望

任期付職員の派遣は、派遣先市町村からの派遣要請及び任期付職員本人に更新の意思がある場合に、採用してから最長５年(平成29年８月31日まで)の期間で実施することを想定している。

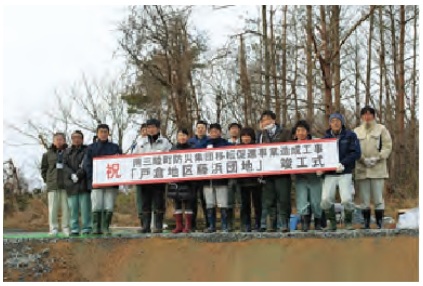

写真２　南三陸町
戸倉地区藤浜団地　竣工式

写真３　いわき市
被災市営団地外壁改修工事

写真４　鏡石町
農地法面修復工事

5　その他

(1)　募集要綱の効果的な周知

募集要綱の発表から申込締切までの限られた期間で、本選考の存在を都庁内外に広く周知し、ひとりでも多くの方々に応募していただくため、以下のような取組みを行った。

募集要綱等の配布（資料１）に当たっては、都庁舎内、建設事務所等の事業所及びハローワークへの配架依頼を行うとともに、東京都職員採用ホームページ、就職情報サイト等への掲載や、都内区市町村や首都圏周辺自治体への情報提供を行った。

また、庁内関係部署に対し、退職者への会員報の送付と併せて、募集チラシ（資料２）又は募集要綱を封入してもらうなど、本選考の主たる受験者層に絞った効果的な募集周知にも努めた。

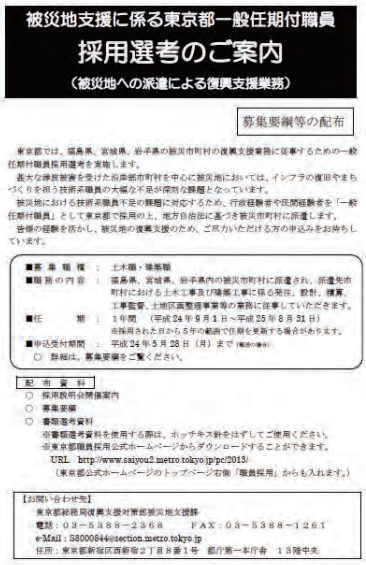
被災地支援に係る東京都一般任期付職員
採用選考のご案内
（被災地への派遣による復興支援業務）
募集要綱等の配布
東京都では、福島県、宮城県、岩手県の被災市町村の復興支援業務に従事するための一般任期付職員採用選考を実施します。
甚大な津波被害を受けた沿岸都市町村を中心に被災地においては、インフラの復旧やまちづくりを担う技術系職員の大幅な不足が深刻な課題となっています。
被災地における技術系職員不足の課題に対応するため、行政経験者や民間経験者を「一般任期付職員」として東京都で採用の上、地方自治法に基づき被災市町村に派遣します。
皆様の経験を活かし、被災地の復興支援のため、ご応募いただける方の申込みをお待ちしています。
■募集職種　：　土木職・建築職
■職務の内容　：　福島県、宮城県、岩手県内の被災市町村に派遣され、派遣先市町村における土木工事及び建築工事に係る発注、設計、積算、工事監督、土地区画整理事業等の業務に従事していただきます。
■任　　期　：　１年間　（平成24年９月１日～平成25年８月31日）
※採用された日から５年の範囲で任期を更新する場合があります。
■申込受付期間　：　平成24年５月28日（月）まで（厳守）
○　詳細は、募集要綱をご覧ください。
配布資料
○　採用説明会開催案内
○　募集要綱
○　書類選考資料
※書類選考資料を使用する際は、ホッチキス針をはずしてご使用ください。
※東京都職員採用公式ホームページからダウンロードすることができます。
URL　http://www.saiyou2.metro.tokyo.jp/pc/2013/
（東京都公式ホームページのトップページ右側「職員採用」からも入れます。）
【お問い合わせ先】
東京都総務局復興支援対策部被災地支援課
電話：03－5388－2368　　FAX：03－5388－1261
e-Mail：S8000844@section.metro.tokyo.jp
住所：東京都新宿区西新宿２丁目８番１号　都庁第一本庁舎　13階中央

資料1　募集要綱等の配布

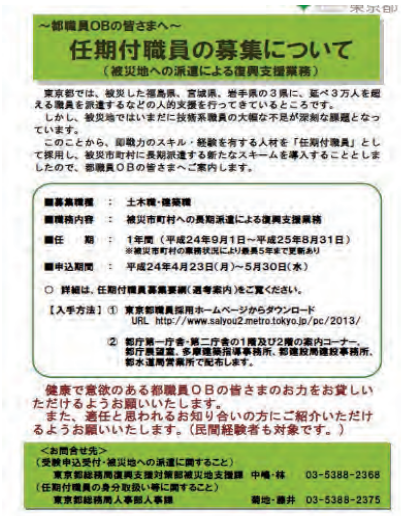
～都職員OBの皆さまへ～
任期付職員の募集について
（被災地への派遣による復興支援業務）
東京都では、被災した福島県、宮城県、岩手県の３県に、延べ３万人を超える職員を派遣するなどの人的支援を行ってきているところです。
しかし、被災地ではいまだに技術系職員の大幅な不足が深刻な課題となっています。
このことから、即戦力のスキル・経験を有する人材を「任期付職員」として採用し、被災市町村に長期派遣する新たなスキームを導入することとしましたので、都職員ＯＢの皆さまへご案内します。
■募集職種　：　土木職・建築職
■職務内容　：　被災市町村への長期派遣による復興支援業務
■任　　期　：　１年間（平成24年９月１日～平成25年８月31日）
※被災市町村の業務状況により最長５年まで更新あり
■申込期間　：　平成24年４月23日（月）～５月30日（水）
○　詳細は、任期付職員募集要綱（選考案内）をご覧ください。
【入手方法】①　東京都職員採用ホームページからダウンロード
URL　http://www.saiyou2.metro.tokyo.jp/pc/2013/
②　都庁第一庁舎・第二庁舎の１階及び２階の案内コーナー、都庁防災室、多摩職業指導事務所、都建設局建設事務所、都水道局営業所で配布します。
健康で意欲のある都職員ＯＢの皆さまのお力をお貸しいただけるようお願いいたします。
また、適任と思われるお知り合いの方にご紹介いただけるようお願いいたします。（民間経験者も対象です。）
<お問合せ先>
（受験申込受付・被災地への派遣に関すること）
東京都総務局復興支援対策部被災地支援課　中嶋・林　　03-5388-2368
（任期付職員の身分取扱い等に関すること）
東京都総務局人事部人事課　　菊地・藤井　03-5388-2375

資料2　退職者向け案内文

このほか、平成24年５月12日（土曜日）、本選考に関心のある方を対象に、本選考に関する説明や派遣先市町村による業務紹介等を内容とする採用説明会を都内にて開催した。

(2)　本選考受験者へのきめ細やかな情報提供

募集要綱に掲載した情報以外の、派遣予定先市町村における必要な業務経験、勤務条件、住居等の生活環境に関する詳細な情報については、各現地事務所と連携した派遣先市町村へのヒアリング、現地調査等により収集を行った。そして、本選考の受験者へのタイムリーかつ丁寧な情報提供に努めた。

(3)　派遣前研修の実施

本選考の最終合格者に対し、採用後、公務員倫理や技術者倫理、行政土木・建築についての基礎知識、その他被災地において有用と思われる知識の付与を目的に、都内で新任研修を２週間程度実施した。

なお、本研修の実施に当たっては、職員等に関する以下の特殊性を踏まえ、何を目的に、どのような内容の研修を行うべきかを検討した。

- 民間経験者が６割を占めること
  →公務員に最低限求められる基礎知識の習得が必要（いわゆる新卒を対象とした新任研修をイメージ）
- 職員は既にそれぞれの職務分野で高い専門性を持っていること
  →被災市町村で即戦力として活躍できるよう、実務力・実践力をさらに高める研修内容とすることが望ましい
- 被災地復興業務に関連して汚職事件が発生していること
  →公務員倫理、技術者倫理等の心得教育が不可欠
- 職員の年齢層が比較的高いこと
  →詰め込み型の研修では、消化不良となる恐れあり

以上の観点から、公務員全般に関することから実践的な内容に至るまで、都職員として必要な知識を包括的に習得することを目指すとともに、汚職防止等に関しては外部講師を招聘するなど、多様な角度から公務員技術者としての倫理観を醸成することを目的として研修を行った。

研修スケジュール

日 程	土木職・建築職　共通			土木職			建築職		
	時間割		研修内容	時間割		研修内容	時間割		研修内容
平成24年9月3日	午前	10:00 － 12:00	辞令交付、訓示、被災地支援概要説明		－			－	
	午後	13:00 － 15:00	都政		－			－	
		15:15 － 16:45	人権		－			－	
平成24年9月4日	午前	9:30 － 12:00	公務員倫理（汚職等非行防止を含む）		－			－	
	午後	13:00 － 14:30	公務員倫理（汚職等非行防止を含む）		－			－	
		14:45 － 15:15	情報セキュリティ		－			－	
		15:15 － 15:45	個人情報保護		－			－	
		16:00 － 17:00	メンタルヘルス		－			－	
平成24年9月5日	午前	9:30 － 11:00	独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法に関する講義		－			－	
		11:15 － 12:15	被災地VTR		－			－	
	午後	13:30 － 14:45	岩手県事務所 事業概要説明		－			－	
		15:00 － 16:15	宮城県事務所 事業概要説明		－			－	
		16:30 － 17:45	福島県事務所 事業概要説明		－			－	
		18:15 －	懇親会		－			－	
平成24年9月6日		－		午前	9:30 － 12:45	「工事監督業務」 （局工事における施工管理）	午前	9:30 － 11:30	都営住宅現場視察 （板橋区富士見町アパート）
		－		午後	13:45 － 15:15	「施工の安全対策・環境対策」	午後	13:30 － 15:30	工事監督（建築）
		－			15:30 － 17:00	「建設工事と住民対応」 （PI手法事例等）		15:45 － 17:30	工事検査（建築）
平成24年9月7日	午前	9:30 － 11:30	「工事検査の視点」		－				
		－		午後	13:30 － 14:20	「東日本大震災における被災地支援①」	午後	13:30 － 17:30	建築積算システム実習
		－			14:35 － 15:25	「東日本大震災における被災地支援②」		－	
		－			15:40 － 16:30	「東日本大震災における被災地支援③」		－	
平成24年9月10日	午前	9:15 － 10:00	「工事施工の適正化基礎知識」（建設業法）		－			－	
		10:10 － 11:40	技術者倫理		－			－	
	午後	13:30 － 17:00	実習「実物大構造物・河川・地盤ほか研修」		－			－	
平成24年9月11日		－		午前	9:30 － 11:00	「積算とは」	午前	9:30 － 11:30	「公営住宅関係交付金制度」
		－		午後	13:30 － 17:00	土木工事設計システム実習 （積算システム基本操作編）	午後	13:15 － 14:45	「公営住宅関係交付金制度」
								15:00 － 17:00	「建築基準法による完了検査」
平成24年9月12日	午前	9:30 － 11:00	危機管理		－			－	
		11:15 － 12:15	「発災時における報道対応、住民対応について」		－			－	
	午後	13:15 － 14:15	「災害時における実務（河川）」 （関連法令の運用及び災害時の役割）		－			－	
		14:30 － 15:30	「災害時における実務（公園）」 （関連法令の運用及び災害時の役割）		－			－	
		15:45 － 16:45	「災害時における実務（道路）」 （関連法令の運用及び災害時の役割）		－			－	
平成24年9月13日	午前	9:30 － 11:30	再開発事業のあらまし		－			－	
	午後	13:30 － 17:00	区画整理事業のあらまし		－			－	
平成24年9月14日	午前	9:30 － 10:45	交通安全講習		－			－	
		11:00 － 12:00	被災地VTR		－			－	
	午後	13:30 － 14:05	出陣式		－			－	
		14:15 － 17:30	都市計画史講義		－			－	

任期付職員の採用・派遣　（インタビュー）

任期付職員の採用・派遣を行った平成24年は、「復興元年」とも報じられ、甚大な津波被害を受けた沿岸市町村を中心に、技術系職員がこれまで以上に不足することが予想されました。

都は、現役職員の派遣を増やすことなく、被災自治体に人材を派遣できないかどうかの検討を急ピッチで進め、平成24年４月に、新たなスキームである「任期付職員制度を活用した被災地への職員派遣」を全国に先駆けて実施しました。

本稿では、その検討を進めた、当時の総務局人事部制度企画課の方々に話を伺います。

【当初の経緯について】

Ｑ：復興支援における任期付職員採用の経緯についてお聞かせください。

Ａ：当時の人事部は、本来業務をすべて休止させた上で、震災直後においては現地事務所の立ち上げ、現地事務所を通じた被災自治体からのニーズの聞き取りと各局への橋渡し、その後は職員の短期派遣等を行っており、私たちもこうした業務に携わりましたが、そのうちの一つが「任期付職員の職員派遣」でした。

その背景としては、震災直後の応急対応期から本格的な復旧・復興期に徐々に移行していく過程において、被災自治体で決定的な技術職員数の不足が大きな課題となり、災害公営住宅建設、道路・下水道の復旧等の設計・工事監督・土地区画整理事業等を担える即戦力の人材の確保が喫緊の課題となっていました。

この間、都庁内の各局・各事業所のご理解・ご協力の下、被災自治体への技術職員派遣を相当な規模で実施してきたところでありましたが、都政が抱えるさまざまな課題もまた喫緊に求められている状況の中、現有の都の技術職員の中でさらなる派遣を行うのは、限界に近い状況にきていました。

そのような状況の中、平成24年２月中旬に、当時のチームリーダーであった人事部労務担当部長から、「大至急」で新たなスキームを検討するよう指令が下りました。

当時のあらゆる被災地支援業務がそうでありましたように、スピーディーな即時の対応が求められていましたことから、次年度の採用試験の時期まで待つことなどはできません。かつ被災自治体が求めているのは「相当数の即戦力人材」でしたので、既存の制度の枠組にとらわれない新たなスキームを構築するほかないように考えられました。

通常の人事制度の制度設計であれば、あらゆる角度からの検討を重ね、徹底的な議論を経て精緻な制度を作り上げていきますが、被災地の復旧・復興のことを考えると、一刻も早い対応が何よりも必要なことから、チーム一丸となって昼夜を問わず検討を重ねました。その結果、行政や建設会社のＯＢなど豊富な知識・経験を有する「任期付職員」を採用し、その上で「自治法派遣」の形で被災地へ派遣する、というスキームにたどり着きました。

そもそも「任期付職員制度」は、育成に時間を要する専門職等、外部からの人材を活用した方が効率的な場合等を想定した制度ですが、今回のスキームでは、「被災地の復旧・復興」を主たる業務内容とすること、更には採用後、いわゆる「自治法派遣」により実態として都外にて勤務することとなることなど、これまでに全く前例のない形態であり、そもそも既存の「任期付職員制度」の枠組みの中で法的に成り立ちえるものなのか、というところが最も大きな壁でありました。

この部分については、地方公務員制度を所管する総務省との調整が大きな鍵となりましたが、本格的に復旧・復興活動に取り掛かろうとしている被災自治体が抱える困難な状況を説明するとともに、仮に法律上は想定されていないスキームであるとしても、それを明確に禁止する規定も存在しない以上、都の説明責任の範囲においてやらせてもらいたい旨、理屈を整理しながら説得を続けました。

この間、私たちが有する総務省との人的ネットワーク等もフルに活用し調整にあたりましたが、当時、私たちのチームの中には、このスキーム以外に被災自治体の決定的な人材不足を補う方策はないと考え、技術者・ゼネコンが集積し

ている東京がその突破口を開かなくてはいけないという使命感がありました。

そうした思いが通じたからか、総務省からは、約２週間という異例の速さで「問題なし」との回答を受けました。そればかりか、総務省は、全国の地方公共団体宛に「東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」との通知を発出し、その中で、「任期付職員制度にて採用した職員を、被災地方公共団体へ派遣することも考えられる」との見解を全国に向けて発信するなど、私たちの取組みを後押ししてくれました。

その他、実際に募集をかけたとして、果たして手を挙げてくれる人がどれだけいるのか、採用試験はどのようにすべきか、現地の技術ニーズと個々の人材の有するスキルをいかにマッチングさせるのか、など、一つ一つの課題を、チーム一丸となってクリアさせていくことで実現可能な段階までこぎつけることができました。

こうして平成24年４月の記者会見で、新たな被災地支援の取組として発表するに至りましたが、全国初の取組ということもあり、相当程度の反響をいただきました。

【採用までの経過】

Q：その後の経過について、お聞かせください。

A：現地で必要としている人材について調査をかけ、被災市町村の県別派遣要請状況についてまとめました。

採用後については、採用した人材と各自治体の具体的ニーズをマッチングさせる作業が必要でした。

私たちも面接官として実際の採用活動に携わりましたが、例えば、建設会社で永年にわたり活躍され、定年退職された方などが、被災地の復興のために貢献したいという熱い思いを持って多数、応募してくださり、こうした枠組を作ったことの意味を、改めて実感することができました。

【成果、教訓等】

Q：最後に、今回の業務で得られた成果、教訓等をお願いいたします。

A：私たちが携わった事業は、当時、東京都が行った被災地支援業務のほんの一部に過ぎませんが、あの時は、被災地の復興支援に向けて、すべての職員が一つのチームとして汗を流し、頑張りました。組織の垣根を越えてチームが一丸となった瞬間、組織というものはこれだけ大きな力を発揮することができる、ということを改めて強く実感しました。

このような仕事の一端を少しでも担うことができたことについて、大変、感謝しています。

平成27年２月13日
都庁本庁舎にて
元　総務局人事部制度企画課長　山口真氏及び
元　制度企画課主査　新井康氏のインタビューより

治山施設等の災害復旧支援

産業労働局　総務部　職員課

1　事業実施の経緯・背景

平成24年度末に、治山施設等の災害復旧業務について、林業職の職員１名の派遣依頼を福島県から受けた。

2　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災の復興に向けた、治山施設の災害復旧事業及び防災林造成事業

(2)　内容

派遣職員は、福島県南相馬市にある相双農林事務所において、被災地復興支援業務に従事した。施設災害復旧事業については、双葉郡楢葉町の「シウ神山」地区において、防潮堤の復旧工事に携わった。防災林造成事業については、全国初となる治山事業用地取得(買入)に向けた取組みに携わった。

3　実績・成果

(1)　実績

平成25年４月１日から平成26年３月31日まで、治山施設等の災害復旧業務に従事させるため、職員を１名福島県に派遣した。

(2)　成果

防災林造成事業について、地元の南相馬市及び相馬市の事業要望も考慮した内容で業務委託を契約し、事業区域の確定及び盛土高を決定するための地下水の観測を実施した。

また、事業用地の取得に向けては、「用地買収等実施要領」を作成し、これを基に「市町村説明会」を開催し、「行政区単位の説明会」を他部署と連携して順次開催した。

4　事業実施に当たっての課題等

事業対象地を管轄する自治体、海岸堤防管理者、農地管理者等、他事業担当者との調整業務が多く、派遣職員は着任当初は特に、担当業務の背景、進捗及び課題等を短時間で迅速かつ正確に把握することに苦労した。着手可能な事業対象区域を確保するためにも、他事業の仮設ヤード（ブロック制作）や災害廃棄物の仮置施設等、やはり競合事業との調整に時間を要した。

また、事業対象地は道路が分断されている箇所も多数あり、現場監督や調査へ行く際の道順を把握することにも時間を要した。

義援物資で溢れる第二本庁舎１階フロア

第５章

被災地への物的支援、火葬協力

第１節　物的支援
第２節　犠牲者の火葬協力

都は、発災後直ちに、被災地からの要請に応じて、食糧や医薬品等の不足している救援物資の搬送を実施するとともに、多くの都民からの義援物資及び義援金の取りまとめを行い被災地へ送付した。

また、被災地では、火葬場が被災するとともに、燃料不足及び停電等により火葬能力が低下し、火葬できない御遺体が日々増加し、対応に苦慮している状況であった。都では、現地事務所からの情報等を基に、緊急に支援が必要と判断し、宮城県からの要請に応じて平成23年４月１日から瑞江葬儀場での火葬協力を開始した。同年４月15日からは、受入先に民営葬儀場も加え、同年５月31日までに860体の火葬協力を実施した。

本章では、発災直後からの救急物資の支援、都民からの義援物資・義援金及び犠牲者の火葬協力などの主な物的支援等の状況について紹介する。

○　都が実施した物的支援の概況（平成27年２月現在）

１　被災地への救援物資の搬送（福祉保健局、水道局、港湾局、病院経営本部）

品　名	数　量
毛布	166,360枚
アルファ化米	259,000食
クラッカー	102,620食
飲料水	10,000本
肌着	19,100枚
応急水袋	800枚
ほ乳瓶	1,560本
調製粉乳	10,008缶
遺体収容袋	4,700袋
マスク	152,010枚
ハンドタオル	500枚
安全靴	200足
作業着	2,000枚
防水防寒コート	985枚
ベッドマットレス	250枚
医薬品･医療機器	－

２　救援物資（義援物資）

(1)　受付（福祉保健局）

救援物資（義援物資）を２か所（東京都庁、京浜トラックターミナル）で受付

受付件数　約35,500件

（平成23年３月27日16時をもって受付を一時中止）

(2)　搬出（福祉保健局）

ア　品目

赤ちゃん用品、高齢者用品（介護・幼児オムツ、お尻ふき、尿取りパッド、介護食など）、生活用品（コンタクトケア用、トイレットペーパー、マスク、歯ブラシなど）、飲料水、食品（水、米、レトルト食品、カップラーメン、粉ミルクなど）、その他（肌着、タオル、靴、靴下、簡易トイレ、充電器、防災キット、乾電池、充電式ラジオなど）

イ　輸送体制

東京路線トラック協会と協定を締結し、被災地へ輸送

３　車両等の譲渡（東京消防庁、建設局、交通局、水道局及び下水道局）

東京消防庁	車両（化学消防ポンプ車等）13台、（可搬ポンプ積載車）3台、可搬ポンプ（7台）、資器材（チェンソー等）
建設局	車両　20台
交通局	車両（都営バス車両）　49台
水道局	車両　103台
下水道局	車両　37台

４　選挙支援物品の搬送（選挙管理委員会事務局）

投票箱（組立式、固定式）、投票記載台（２人用、３人用等）、投票用紙計数機、投票用紙交付機６台、点字器、記載台照明灯、分類トレイ、長机、文房具等

５　義援金（総務局・福祉保健局）

岩手県、宮城県及び福島県に同額配分

(1)　東北地方太平洋沖地震東京都義援金（都民等からの義援金）（福祉保健局）

受付期間：平成23年３月14日から同年９月30日まで

義援金額：873,945,504円

配分額　：３県に、291,315,168円ずつ配分。

送金日　：平成23年５月30日、７月14日及び10月27日

(2)　都職員からの義援金（総務局）

義援金額：約１億6,633万円（平成23年５月14日に配分）

第１節　物的支援

救援物資の支援（調達）

福祉保健局　総務部　企画計理課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月14日及び同月15日に全国知事会経由で被災地から物資を送って欲しいという依頼があった。15日夜には物資の窓口を福祉保健局とし、被災地に対し物資の支援を行うことを決定した。被災地からの物資依頼リストには、介護食、紙おむつ等の介護用品やトイレットペッパー、使い捨てカイロや割り箸、スチールトレイなど、福祉保健局が備蓄している物資にはないものが多く、早急に購入する必要があった。

(2)　経緯・取組

平成23年３月15日

午後８時過ぎに、物資の調達を担当することになった課長は、東京都生活協同組合連合会と「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」を結んでいる生活文化局に物資調達について問合せを行った。同時に、これまでの災害経験上、大手百貨店の外商部と交渉することが良いという話が内部で出たため、Ａ百貨店の担当者に事情を説明すると、すぐに検討するとの返事があった。

同年３月16日

他の百貨店にも問い合わせを行ったが、前向きな回答は得られなかった。

また生活文化局からも、できる限り集めてもらうが生協の供給能力では物資は大量には確保できないという回答があった。

その一方で、Ａ百貨店からは、午前中のうちに都の要請に基づいて物資確保のためのプロジェクトチームを立ち上げたとの連絡が入り、午後4時過ぎには依頼した物資を全て確保できる旨の連絡があった（原価に近い金額での提供）。そのため、速やかに庁内で購入を決定した。

同年３月18日

都民からの義援物資の受付を開始したため、物資の追加購入を一時見送ることとした。

2　実績

調達物資一覧表

品目	単位	数量
飲料水(500、550ml)	本	990,120
飲料水(2l)	本	482,160
トイレットペーパー	個	840,000
使い捨てカイロ	個	750,560
おむつ(子供用)	枚	11,320
介護おむつ	枚	127,120
おむすび	個	1,404
介護食	個	50,000
使い捨て食器	個	130,600
割り箸	組	40,000
歯ブラシ	個	10,000
医療用マスク	枚	50,010
安全靴	足	200
作業服	枚	1,000
防寒着	枚	985
肌着、下着	枚	2,215
靴下	足	1,020
運動靴	足	1,000
サニタリーショーツ	枚	10,000

3　事業実施に当たっての課題

物資調達に関して、業界団体と事前に調整しておく必要があった。そのため、現在では、総務局において業界団体と協定を締結している。

4　その他

担当者のコメント

災害時に多数の品目を大量に購入した経験はなく、発注先や必要量の確保など、すべてが手さぐり状態だった。

三宅島の噴火災害の際に大手百貨店外商部の協力を得ていたという助言を受けて、大手百貨店数社に連絡。その結果、Ａ百貨店がその翌日には、関西方

面の役員をトップ（西日本の方が物資確保が比較的容易だからという理由）にプロジェクトチームを立ち上げ、全面的に協力してくれることになった。購入については、「予算よりも被災地支援を第一に考える」という局幹部の指示を受け、迅速に決定することができた。

大規模災害時には、状況に応じた柔軟な対応が必要だが、過去の知恵や経験も貴重だと実感した。また、業界団体との日頃からの協力関係の必要性や、刻一刻と状況が変化する中での時期を逸することのない判断も重要だと感じた。

義援物資の受付・搬出

福祉保健局　指導監査部　指導調整課・指導第一課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東京都地域防災計画を踏まえた局の災害対策活動マニュアルに基づき、事業を実施した。

(2)　経緯・取組

被災地の被害状況が報道等で次第に明らかになってくると、「被災地のために何かできないか」「被災地に物資を送りたいけれどどうすればよいか」という都民からの問い合わせが徐々に増え始めた。

さらに、全国知事会を通じて被災県からも支援要請があり、都ではこれまでに広く義援物資の募集を行った例はなかったが、募集を実施することとした。

・平成23年３月17日義援物資（救援物資）の受付をプレス発表
・同年３月18日から同月27日まで物資受付
　受付時間：午前９時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日も受付）
　受付場所：個人→東京都庁第二本庁舎１階中央
　企業、団体、区市町村→京浜トラックターミナル「配送センター11号棟」（大田区平和島２丁目１番１号）
・同年３月から同年６月まで　被災地、都内避難所等に義援物資、購入物資、備蓄物資を搬送
・同年７月から平成25年３月まで　福祉物資輸送システム（後述）により宮城県内福祉施設等に物資を配送

2　内容

(1)　物資の受付について（平成23年３月18日から同月27日まで）

上記受付場所とともに、問い合わせ対応のためコールセンターを設置した。受付品目については以下のようなリストを作成し、その都度更新しながら対応した。

受付が始まると、「他人事ではない」と感じた多くの都民が都庁に訪れ、受付期間に寄せられた物資は、受付件数で35,190件、10トントラック換算で165台以上に達し、受付会場となった都庁第二本庁舎1階は都民から寄せられた物資で溢れかえった。

義援物資で溢れる第二本庁舎１階フロア

受付品目可否リスト一覧

◎衣料品（毛布含む）及び食料品（缶詰等日持ちするもの含む）については、現在受付けしておりません。
◎原則として、各品目につきましては、新品未使用のもの及び消費（使用）期限付きの場合は３週間以上あるものに限らせていただきます。

・下線部の品目は、３月１８日の電話対応等の状況から追加となったもの。

分類	受入れ可能なもの	お断りしているもの
赤ちゃん用品	・熱さまシート ・紙おむつ（***新品未開封***のものに限ります。）（新生児S、M、L、ビックサイズ） ・おしり拭き ・ベビーローション ・ベビーオイル ***・哺乳瓶（洗浄剤含む。）*** ***・離乳食*** ***・粉ミルク*** ***・ベビーシャンプー、リンス*** ***・赤ちゃん用綿棒*** ***・母乳パット*** ***・だっこ（おんぶ）ひも*** ***・ガーゼ***	***・ベビーベット*** ***・ベビーバス*** ***・おもちゃ*** ***・赤ちゃん用下着***
高齢者用品	・大人用紙おむつ（***新品未開封***のものに限ります。） ・介護用ウェットシート ・介護食用とろみ剤 ***・尿漏れパット*** ***・入れ歯洗浄剤*** ***・大人用「紙パンツ」（新品未開封のものに限ります。）***	***・布おむつ*** ***・シリンジ*** ***・医療機器の洗浄水***
生活用品	・コンタクトのケア用品（洗浄液、コンタクトケース） ・使い捨てカイロ ・生理用品 ・紙コップ ・サランラップ ***・アルミホイル*** ***・割り箸、スプーン、フォーク*** ***・マスク*** ***・歯ブラシ、歯磨き粉*** ***・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ*** ***・トイレットペーパー*** ***・プラスチックのコップ*** ***・固形石鹸*** ***・シャンプー、リンス*** ***・ハンドジェル（消毒液）、ハンドソープ***	***・コンタクトレンズ（使い捨て含む）*** ***・メガネ*** ***・ガムテープ*** ***・ゴミ袋*** ***・電池*** ***・寝袋*** ***・男性用・女性用カミソリ*** ***・ラジオ*** ***・洗濯用洗剤*** ***・ライト、懐中電灯*** ***・ろうそく*** ***・傘*** ***・ペットフード*** ***・ポータブルトイレ*** ***・マットレス、防水シーツ*** ***・カーテン***
飲料水	・水 ・お茶 ***・ジュース類*** ***・コーヒー*** ***※瓶詰めとなっているものは不可です。***	・炭酸水 ***・栄養ドリンク*** ***・ティーパック全般*** ***・酒類***
その他		***・薬全般*** ***・ばんそうこう、シップ*** ***・消毒液*** ***・うがいぐすり*** ***・リップクリーム*** ***・卓上コンロ、ガスボンベ*** ***・木炭、マッチ*** ***・発電機、ハロゲンヒーター*** ***・車イス*** ***・給水ボトル・本・ぬいぐるみ*** ***・災害用ホイッスル・灯油缶***

(2)　物資の搬送について(福祉物資輸送システムの開始)

寄せられた義援物資等は、一般社団法人東京都トラック協会の協力により、岩手県、宮城県及び福島県の倉庫に配送を行った。

しかし各県においても、県倉庫の不足、不要不急物資の滞留などにより、物資を必要としている施設等へのきめ細かな配送が困難な状況となっていた。

平成23年４月に、一般社団法人東京路線トラック協会(当時。現在は一般社団法人全国物流ネットワーク協会)から、被災地への物資輸送への協力の申し出があり、被災各県に働きかけたところ、宮城県が検討をしてくれることとなった。

同年７月から県内施設のオーダーに基づいて直接施設に物資を搬送する「福祉物資輸送システム」の運用が開始された。

(3)　その他

大量の物資を賞味・消費期限内に活用する必要性から、被災地だけでなく、都内福祉施設・都内避難者・

都内区市町村等に対しても、主として飲料水の提供を行った。

3　実績（下表のとおり）

4　事業実施に当たっての課題等

寄せられた物資の中には、品目が混在しているため仕分に労力を要するものや、中古の衣類や寝具、おもちゃや食料品等、募集品目以外の物資もあった。

このような物資受入時の問題とは別に、被災地においては、全国から物資が寄せられた結果、せっかくの厚意を活かしきれない状況も発生した。被災地では、必要とする物資が時間の経過とともに変化するため、必要な時に必要な物資を届けるといういわゆるマッチングの問題が大きな課題となっている。

平成24年７月31日に発表された国の中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされており、東京都地域防災計画においてもその旨盛り込まれている。

個人等からの小口・混載の物資は受け付けないことを基本とし、その旨を積極的に広報するとともに、電話等による問い合わせに適切に対応していく必要がある。

5　その他

担当者のコメント

(1)　救援物資の受付

平成23年３月16日に開かれた石原都知事（当時）の記者会見の流れを受けて、都民から、被災地に送る支援物資を受け付けるという動きになった。

都民から物資を受け付ける場所は第二本庁舎の１階と考えていたが、救援物資の一時保管倉庫には苦慮し、庁内情報により京浜トラックターミナルに決定。翌17日午後３時過ぎプレス発表。18日午前９時からの受付となった。

物資を持ち込みたいという要望は止まらなかったが、被災県からの中止要請があり、最終日を27日の日曜日に設定し、窓口を閉めた。

救援物資の受付業務は、従来なかった貴重な経験であったが、行政が直接、都民からの善意を物資として受け付けることの難しさを感じた日々でもあった。

(2)　物資の搬送

物資搬送の担当に就いた時、都民等から寄せられた大量の物資が倉庫に積み上げられていたが、一つの段ボールに、介護用品から飲料水、コンタクト用品等様々な物資が寄せ集めで入っている事が多く、仕分けに多くの労力を費やすことになった。救援物資を募集する際は、細かな種別ごとに整理しながら受け付け、被災地のニーズに合った物資をスムーズに搬送する必要性を実感した。

救援物資搬送の際には、被災自治体との調整が思いのほか難航した。各避難所・福祉施設へ搬送する際は、種類ごとに大量に送るのではなく、各施設で必要なものの詰め合わせで送ることにより、各施設のニーズに応じた物資を搬送することができた。施設側からも非常に感謝され、都民の想いも被災地に送ることができ、本当に良い経験になった。

配送実績（被災地向け）

期　　間	配送量 （10トントラック換算）	備　　考
平成23年３月から同年６月まで	109台分	
平成23年７月から平成24年３月まで	103.7台分	福祉物資輸送システム
平成24年２月	５台分	宮城県へ飲料水配送
平成24年４月から平成25年３月まで	103.1台分	福祉物資輸送システム

義援金

福祉保健局　指導監査部　指導調整課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東京都地域防災計画を踏まえた局の災害対策活動マニュアルにおいて、当部が義援金品対策部となっていることから事業実施した。

(2)　経緯・取組

上記計画及びマニュアルにおける義援金の記述は、都内で発災した場合を想定しているものであるが、それに準じるものとして、甚大な被害を受けた東北の被災３県(岩手・宮城・福島) に対する「東北地方太平洋沖地震東京都義援金」の募集を平成23年３月14日から同年９月30日まで行った。

2　実績・成果

上記募集期間中に、８億7,394万5,504円(12,906件) という多額の義援金が集まった。東京都に寄せられた義援金は、岩手県・宮城県・福島県に対して等分に配分することとし、以下のように実施した。

・平成23年５月30日　第一次配分　各県に１億円ずつ
　各県の東京都被災地支援事務所長から被災３県の副知事に目録を贈呈した。
・同年７月14日　第二次配分　各県に1億円ずつ
　吉川副知事(当時) から被災３県の副知事に目録を贈呈した。
・同年10月27日　最終配分　各県に9,131万5,168円ずつ
　最終的な配分額は、１県あたり２億9,131万5,168円ずつの配分となった。

3　事業実施に当たっての課題

義援金募集口座について

当初は１行のみの口座開設であったが、システムトラブルの影響もあり、他の２行にも口座を開設した。銀行が被災した場合や手数料免除の利便性も考慮して、対応方法を検討する必要がある。

都職員からの義援金

総務局　人事部　職員支援課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

過去、大規模災害が発生した際にも、職員から被災地に対し、義援金を贈呈してきた。今回発生した未曾有の災害に対しても、被災者の支援等のため、職員からの義援金を募集することとした。

【過去の義援金の事例】

・昭和61年　　大島噴火
・平成７年　　阪神淡路大震災
・平成12年　　三宅島噴火
・平成19年　　中越沖地震

(2)　経緯・取組

平成23年

３月11日　災害発生
３月20日　各局政策・総務担当部長会にて総務部長から協力を依頼
３月23日　各局等へ通知文送付(総務課宛て)、専用口座開設
５月26日　プレス(義援金の集計結果及び贈呈)
５月27日　岩手県副知事、宮城県副知事へ現地の被災地支援事務所長から目録贈呈
５月29日　福島県副知事に現地の被災地支援事務所長から目録贈呈
５月30日　各県に送金

2　目的・内容

(1)　目的

東北地方太平洋沖地震により、甚大な被害を受けた方々への支援等のため、職員から任意の義援金を募集する。

(2)　内容

義援金の専用口座を開設し、職員(知事部局等、公営企業、教育庁(小中学校除く。)、警視庁、消防庁)、監理団体等へ協力を呼びかけ、義援金をとりまとめた。

3　実績・成果

(1)　実績

１億6,633万5,680円(これまでの職員義援金の中で最大)

(2)　成果

平成23年５月　現地の被災地支援事務所長より、各県へ目録を贈呈し、義援金を送金

(岩手県、宮城県及び福島県の３県に均等配分)

ア　岩手県

5,544万5,226円

イ　宮城県

5,544万5,226円

宮城県知事からの感謝状

ウ　福島県

5,544万5,228円

福島県知事からの感謝状

4　その他

担当者のコメント

・職員からの義援金の申し出だけでなく、職員団体、監理団体等の協力もあり、東京都庁全体で被災地支援を行えたと感じた。さらに、専用口座の管理に当たり、東京都指定金融機関であるみずほ銀行にも協力いただいた。

・未曾有の災害ということもあって、集まった義援金は過去の災害事例と比較して、最大となった。また、高額の義援金を寄付した職員もおり、担当としても感謝の気持ちでいっぱいになった。

・職員の義援金募集について素早い決定ができたため、スピーディーな対応ができたと感じた。

・振込口座番号の間違いや期限後の振込等の細かなトラブルはあったが、平成19年に発生した中越沖地震の際に義援金を担当した職員から、当時のやり方や課題等を教えてもらうことができたため、とても役に立った。

・想定外の様々な業務が発生する中で、本件への対応も含めて、災害時に人事部が担うべき業務分担にとらわれず、局内で連携して対応できたことで、チームワークの良さを改めて実感できた。

車両の譲渡①

建設局　総務部　用度課・総務課、道路管理部　保全課

1　事業実施の経緯・背景

東日本大震災の被災自治体においては、復旧・復興活動に要する公用車が絶対的に不足していた。このため、建設局では、廃車予定であった庁有車を被災自治体に譲渡し、有効活用していただくこととした。

譲渡に当たっては、総務局を通じてニーズの確認を行い、必要な手続きを整理した。

2　内容

(1)　車両譲渡の内容

ア　対象車両

廃車予定であった道路巡回車及び緊急自動車(普通貨物自動車３台及び特種用途自動車４台)

イ　譲渡先

宮古市(１台)、大船渡市(１台)、釜石市(１台)及び宮城県(４台)

その他、都の現地事務所において使用する車両について、総務局に所属換えを行った。

岩手県事務所(１台)、宮城県事務所(２台)及び福島県事務所(１台)

(2)　具体的手続きの流れ

平成23年

３月30日	局内協議
4月下旬まで	総務局と協議
５月６から10日まで	車両の所属換え手続き
５月６から30日まで	各建設事務所から本庁駐車場へ車両の移動

道路巡回車の参考写真

車両側面

標識表示機

緊急自動車の参考写真

車両前面

車両側面

５月26日から６月８日まで　「災害派遣等従事車両証明書」を発行
５月26日　福島県事務所へ車両を輸送（１台）
５月30日　宮城県事務所へ車両を輸送（２台）
５月31日　宮城県と物品譲渡契約を締結
大船渡市（１台）、釜石市（１台）、宮城県（２台）へ車両を輸送
６月３日　宮城県へ車両を輸送（２台）
６月10日　宮古市（１台）、岩手県事務所（１台）へ車両を輸送
６月15日　宮古市、大船渡市及び釜石市と物品譲渡契約を締結

(3)　譲渡にあたり考慮した点
ア　車両上部に搭載している赤色灯と標識表示機は、取り外すと車体に穴等を開けることになり、車体が脆くなるため取り付けたまま譲渡した。
イ　車両側面の「東京都建設局」の標記は消さずに譲渡した。

2　実績

(1)　被災自治体への譲渡　７台

譲渡先	譲　渡　車　両
宮古市	普通貨物　1台
大船渡市	特種用途　1台
釜石市	特種用途　1台
宮城県	普通貨物　4台

(2)　東京都現地事務所への所属換え　４台

配　置　先	配　置　車　両
岩手県事務所	普通貨物　1台
宮城県事務所	特種用途　2台
福島県事務所	特種用途　1台

車両の譲渡②

交通局　自動車部　車両課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災により東北地方のバス事業者が被災し、多数のバス車両が使用不能となった。復興支援のため、平成23年度に廃車する車両を被災したバス事業者に譲渡することとした。

(2)　経緯・取組

日本バス協会（東京バス協会）を通じて、被災地へバス譲渡の依頼があり、49両を無償譲渡した。

平成23年６月22日から平成24年１月28日まで　宮城交通（株）へ30両

平成23年６月22日から平成24年２月４日まで　岩手県交通（株）へ19両

2　内容

宮城交通（株）、岩手県交通（株）へ都バス車両を無償譲渡した。

大型ディーゼルらくらくステップバス・ノンステップバス（平成11年式）

中型ディーゼルらくらくステップバス（平成11年式）

平成23年6月11日都庁前での出発式

大型ディーゼルらくらくステップバス

3　実績・成果

(1)　譲渡後の車両の状況

ヘッドマークを交換した岩手県交通(株)のバス

赤と白に再塗装された宮城県(株)のバス

(2)　被災地を走る都営バス

気仙沼市内を走る都営バス

4　その他

担当者のコメント

車両更新に伴い廃車車両を無償譲渡したが、当初の廃車予定日より早い時期に譲渡する必要があり、営業所の車両数が一時的に減車してしまうため車両の選定に苦労した。

通常であればスクラップとして解体をされてしまう車両が、新たに活躍できる場所を得ることができ嬉しかったことが記憶に残っている。

車両の譲渡③

水道局　総務部　総務課
下水道局　総務部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

被災自治体では、公用車の流失や破損や復旧・復興活動により公用車が不足する状態が続いていたため、「東京緊急対策2011」での都営バス等の無償譲渡を参考に、水道局及び下水道局においても車両譲渡の検討を行い、買換えにより下取りに出す予定であった車両を譲渡することとした。

譲渡方法等については、総務局と調整し被災自治体への公用車の無償譲渡を実施した。

(2)　経緯・取組

平成23年
６月　総務局に譲渡可能車両一覧案を提出
６月から７月まで　総務局にて被災自治体の車両ニーズの調査
10月から12月まで　被災自治体と車両譲渡契約締結及び被災自治体への車両譲渡

平成24年
５月　総務局に譲渡可能車両一覧案を提出
６月　総務局にて被災自治体の車両ニーズの調査
８月から11月まで　被災自治体と車両譲渡契約締結及び被災自治体への車両譲渡

平成25年
９月　総務局に譲渡可能車両一覧案を提出
９月から12月まで　総務局にて被災自治体の車両ニーズの調査

平成26年
１月から３月まで　被災自治体と車両譲渡契約締結及び被災自治体への車両譲渡

2　実績

(1)　水道局(写真１)

・平成23年度
岩手県、宮城県及び福島県内19の自治体に34両を無償譲渡

・平成24年度
岩手県、宮城県及び福島県内27の自治体に55両を無償譲渡

・平成25年度
宮城県及び福島県内８の自治体に14両を無償譲渡

(2) 下水道局(写真２)

・平成23年度
岩手県、宮城県及び福島県内の９つの自治体に車両21両を無償譲渡

・平成24年度
岩手県、宮城県及び福島県内の９つの自治体に車両12両を無償譲渡

・平成25年度
宮城県気仙沼市、同県名取市及び福島県に車両4両を無償譲渡

写真１　〈譲渡車両の例〉

写真２　〈譲渡車両の例〉

車両の譲渡④

東京消防庁　総務部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災による津波の影響により被災３県の沿岸部を管轄する消防本部の施設・設備は、甚大な被害を受けた。

このような中、被災地の消防力を維持させるため、流失した消防車両の代替車両の確保が急務となっていたことから、全国消防長会が調整窓口となり、必要な車両の無償譲渡を行うこととなった。

(2)　経緯・取組

総務省消防庁災害対策本部から平成23年３月30日に「被災地への消防車両の無償譲渡について」文書による依頼を受け、東京消防庁における平成22年度廃棄予定車両の廃棄処理を一時停止した。

同年４月４日には、全国消防長会から「被災地消防本部への譲渡可能な消防車両等の調査について」文書による依頼を受け、東京消防庁は28台を譲渡可能車両として報告した。

全国消防長会が被災地のニーズとマッチングした結果、消防車両の譲渡について（同年４月15日全消発第131号全国消防長会会長依頼）により、13台の消防車両を無償譲渡することとした。

全国消防長会が委託した業者により必要な整備を行い、同年６月３日から東京消防庁のほか、さいたま市消防局、千葉市消防局、横浜市消防局、川崎市消防局、栗原市消防本部（宮城県）から合計28台の消防車両が被災地消防本部へ無償譲渡された。

2　内容

(1)　廃棄処理の停止

被災地への消防車両等の無償譲渡について（平成23年３月30日消防庁災害対策本部依頼）に基づき、東京消防庁が平成22年度に廃棄予定である34台の消防車両について廃棄処理を一時停止した。

(2)　譲渡可能な消防車両の調査

被災地消防本部への譲渡可能な消防車両等の調査について（平成23年４月４日全国消防長会事務総長依頼）に基づき、必要な調査を行い、平成22年中の更新により使用されていない大型化学消防車（１台）、化学消防車（５台）、水槽付きポンプ車（３台）、救急車（１台）、救助車（４台）、査察広報車（４台）、指揮隊車（８台）、指揮統制車（１台）、工作車（１台）の合計28台の消防車両を譲渡可能として報告した。

(3)　消防車両の無償譲渡

全国消防長会が窓口となり被災地消防本部に必要な消防車両と譲渡可能な消防車両とのマッチングを行い、東京消防庁の車両については、消防車両等の無償譲渡について（平成23年４月15日全国消防長会会長依頼）に基づき、13台を無償譲渡した。

譲渡消防車両（フロントガラスにメッセージ）
（全国消防長会提供）

3　実績・成果

(1)　実績

譲渡先消防本部及び譲渡車両

	譲渡先消防本部	譲渡車両
岩手県	宮古地区広域消防組合本部	査察広報車3台
	釜石大槌地区行政事務組合消防本部	化学車2台 査察広報車2台
	陸前高田市消防本部	査察広報車1台
宮城県	石巻地区広域行政事務組合消防本部	査察広報車1台 指揮隊車1台
	気仙沼･本吉地域広域行政事務組合消防本部	指揮隊車2台
	亘理地区消防本部行政事務組合	指揮隊車1台
合　　計		消防車両13台

譲渡した化学車(左)と査察広報車(右)

(2)　成果

津波被災地であっても、火災等の災害対応及び警戒活動は継続する必要があり、それらの活動には消防車両は必要不可欠であった。

本事業は、全国の消防本部が一致団結して、即戦力となる消防車両を無償で譲渡する取組であり、被災地の消防力の維持に大きな成果を遂げている。

第２節　犠牲者の火葬協力

犠牲者の火葬協力①

福祉保健局　健康安全部　環境保健衛生課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

震災発生から数日後の被災地では、火葬場の被災や燃料不足、停電等により火葬能力が低下していた。火葬できない遺体が日々増加し、各自治体は対応に苦慮していた。

また、がれきの撤去作業や海上での捜索活動が本格的に進んだことにより、一日当たりに収容される遺体数は1,000体にものぼる可能性があり、最も死亡者数が多い宮城県は県内の火葬場だけで十分に対応できる状況ではなかった。

全国から集まったドライアイスを使いながら遺体の腐食を防いでいたが、遺族への配慮や公衆衛生の観点から、一刻も早く遺体を弔う必要があった。

一方、厚生労働省は、平成23年３月23日に岩手県・宮城県・福島県の衛生主管部局長あてに、遺体の火葬・埋葬にあたり自衛隊への要請はせず、民間の運輸・輸送業者や建設業者に依頼する旨の通知を発出した。当該文書には、社団法人全日本トラック協会（平成24年４月から公益社団法人）などに遺体搬送の協力依頼をしている旨、依頼文の写しが添付されていたものの、大型車両を遺体搬送用として提供する民間業者はほとんど存在せず、被災県が多数の遺体を搬送する手段がなくなってしまった。

このような中、平成23年３月31日には宮城県から東京都に対し火葬協力の依頼文書が送付され、その後、同年４月５日に都知事が宮城県の被災地を視察した際に、宮城県知事から直接、火葬支援の要請を受けた。要請書には、搬送手段も都で確保するよう明記されており、搬送も含めて火葬支援体制を拡充することとなった。

(2)　経緯・取組

宮城県知事からの火葬支援の要請を受けて、健康安全部では建設局や火葬場と連携し、遺体搬送を行うとともに、公営火葬場及び民営火葬場の協力を得ながら被災自治体の火葬支援を行った。

平成23年

３月12日　国が近隣県からの火葬応援要請に協力するための火葬体制確保の通知を発出
３月14日　全国知事会からの火葬協力の要請（対応可能である旨回答）
３月22日　都内の各火葬場の受入可能数の調査実施
４月１日　都瑞江葬儀所で被災自治体が搬送した遺体の受入火葬開始
４月５日　宮城県知事からの火葬支援要望書受理
４月９日　火葬支援調整のため職員を宮城県へ派遣
４月15日　四ツ木斎場で火葬開始
４月27日　臨海斎場で火葬開始
５月31日　火葬応援終了
６月６日　焼骨返送終了

2　目的・内容

(1)　目的

公衆衛生を考慮し、遺族及び都民の感情へ配慮しながら、被災自治体の支援要望に応えるため、搬送手段の確保も含めて包括的に火葬協力を行う。

(2)　内容

ア　受入準備

健康安全部では、震災が発生した数日後から、都内の各火葬場に対して、施設・設備の被害状況と火葬実施に当たっての支障の有無、運営人員の確保、火葬受入要請があった場合の対応可否、受入れ可能数等について調査を行った。

平成23年４月８日から２日間、健康安全部の職員２名が宮城県へ向かい、宮城県（食と暮らしの安全推進課）及び宮城県警と遺体搬送も含めた広域火葬について打ち合わせを実施した。加えて、宮城県石巻市内の遺体安置所の視察を行った。

イ　搬送手段の確保

自治体が実施する広域火葬については、火葬を依頼する自治体側が、搬送手段を確保して火葬の協力を得ることになっているが、今回の火葬支援では、宮城県からの要請にもあるように、都が搬送手段も含めて支援を行った。

これまでに、数多くの遺体を長距離搬送した例は

なく、長距離搬送のために、さまざまな企業や団体と交渉を行ったが、搬送手段を確保することはできなかった。最終的には、建設局が購入したトラック３台を使用するとともに、福祉保健局も大型トラック１台を購入して、長距離搬送の支援体制を整えた。

都内火葬場では、通常火葬の時間外においても隣接する斎場で葬儀などが行われており、そのような場合には、火葬場へトラックにて直接遺体を搬送することは避けた。そのため、都内に遺体の載せ替え場所を確保し、トラックから霊柩自動車に一体ずつ載せ替えて火葬場に搬送した。

なお、トラックの運転は都内や宮城県の運送会社に依頼し、都内における一体ごとの遺体搬送は社団法人霊柩自動車協会（平成24年４月から一般社団法人）に依頼して行った。

ウ　火葬

平成23年４月１日から都瑞江葬儀所で火葬支援が始まり、同年４月15日からは民営火葬場も加わった。都内では、同年５月31日までに860体の火葬が行われた。

限られた時間内に多数の遺体の火葬、収骨を行うため親族の立ち会いは遠慮いただき、地元自治体職員立会いの下火葬を実施した。

3　実績・成果

宮城県から都内への遺体搬送を実施し、平成23年４月１日から５月31日にかけて860体の火葬支援を行った。

(1)　火葬協力のフロー図（図１）

図１　火葬協力のフロー図

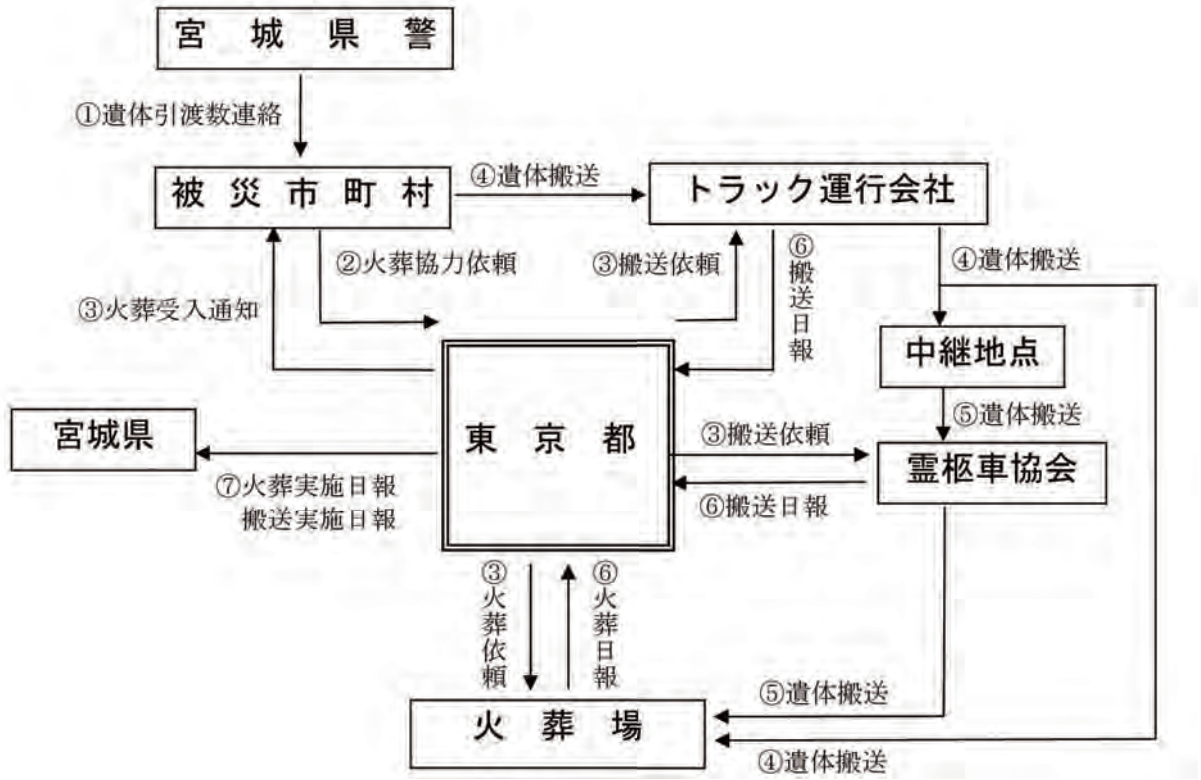

(2)　遺体搬送の様子

トラックで長距離搬送を行い、各火葬場へ遺体を搬送する際には、中継地点を設けて霊柩車へ載せ替えて搬送を行った。

トラックから霊柩車への載せ替え1

トラックから霊柩車への載せ替え2

4　事業実施に当たっての課題等

広域火葬において被災自治体と支援自治体間が遠方の場合には、公衆衛生の観点などからも、一度に多数の遺体を搬送できる手段・体制を早急に確立する必要がある。

また、平常時と同様に一般火葬が行われている火葬場において火葬支援を行う場合には、一般火葬者へ対する配慮をしながら火葬支援を行う必要がある。

5　その他

担当者のコメント

・震災直後に、都内火葬場に対し被災状況や被災地からの火葬受入れの可否を調査したり、関係団体から被災地における棺やドライアイス等の供給状況の情報収集を行ったりした。

　また、実際の火葬受入に際しては、遺体の搬送を担当する事業者や火葬場との調整が重要であり、これらの調査や調整を円滑に行うことができたのは、民営火葬場や関係団体との協定の締結のみならず、毎年の通信訓練により都担当者と各施設の担当者等との連絡体制が確保できていたためである。

　震災に対する計画等の策定だけでなく、普段からの訓練や情報交換がいかに重要であるかを震災を通して実感した。

・震災による犠牲者の火葬に協力いただいた民営火葬場や公営火葬場への感謝はもちろんのこと、その他の都内火葬場の皆様にも大変感謝している。火葬協力を行うことで受入れできなくなった一般都民の火葬は、他の火葬場に引き受けていただいた。つまり、都内の火葬場による直接・間接の協力により、全体として被災地支援ができたものと考えている。

犠牲者の火葬協力②（東京都瑞江葬儀所）

建設局　公園緑地部　公園課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月11日の震災発災後、被災地の被害状況により、火葬協力が必要になるとの判断から、震災犠牲者の火葬協力について直ちに検討を開始した。同月15日には、全国知事会から協力要請があり、これを受けて建設局として東京都瑞江葬儀所(以下、瑞江葬儀所という。) で震災犠牲者のご遺体を受入れが可能であることを、宮城県、岩手県、福島県に対して発信した。その結果、宮城県から具体的な要請があり、火葬協力を行った。

(2)　経緯・取組

平成23年

３月14日　全国知事会からの応援要請(火葬協力)

３月15日　全国知事会に対し火葬協力が可能である旨回答

３月25日　瑞江葬儀所における震災犠牲者の火葬受入について指定管理者(公財)東京都公園協会、民間葬儀社へ協力要請

３月25日　震災犠牲者の瑞江葬儀所での火葬受入についてプレス発表

・火葬受入期間　平成23年３月29日から同年４月４日まで
(期間中一般の火葬受入中止)
・受入可能体数　１日当たり80体　計500体

４月１日から同月３日まで　火葬89体(宮城県名取市)

４月４日　火葬11体(宮城県多賀城市、七ヶ浜町)

４月４日　瑞江葬儀所での火葬期間延長と搬入手段の確保について都の宮城県事務所へ連絡

・火葬延長期間　平成23年４月７日まで
・搬送手段　建設局で中古トラック３台を購入して、ご遺体を瑞江葬儀所まで搬送

４月５日　村井宮城県知事と石原知事(当時) が会談　村井知事から火葬支援の要請があった。

４月５日から同月７日まで　火葬27体(宮城県名取市)

４月７日　火葬協力の拡大についてプレス発表[建設局・福祉保健局]

・瑞江葬儀所で行っていた火葬協力を臨海斎場(一部事務組合)、民間火葬場に拡大
・火葬受入期間　平成23年４月11日から
・受入可能体数　１日当たり最大120体

４月９日　一般都民の受付・火葬を再開

４月14日　火葬34体[瑞江葬儀所] (宮城県名取市)

４月30日から５月２日まで　火葬４体 [瑞江葬儀所] (宮城県石巻市、利府町)

５月13日　ご遺体の搬送に使用したトラックを宮城県に寄贈

11月16日　佐々木名取市長が都庁に訪れ、村尾東京都技監(当時) が火葬協力についての感謝状を受けた。

佐々木名取市長から感謝状を受け取る村尾東京都技監

2　内容

瑞江葬儀所では、ご遺体を受け入れ、一人でも多くの方を荼毘に付すことを考え、ご遺体の一時安置所(プレハブ４基) を急遽設置し、被災地との連絡方法や瑞江葬儀所での態勢を決めた。

手順としては、ご遺体到着後の書類確認、炉におさめるまで書類と花を添えたひつぎを一緒に搬送すること、火葬後の収骨と識別の方法、東北の故郷に帰るまでのご遺体の安置方法などを地元警察と具体的に決めた。

地元区や地元町会など関係者に周知の上、一般都民の火葬は一時中止し、犠牲者の心情に配慮して、

瑞江葬儀所内には関係者以外立入禁止とした。

犠牲者への弔意を伝えたいと願う方々の気持ちに応えるため、葬儀所の正門に「東北地方・太平洋沖地震犠牲者火葬場」の看板と献花台設置した。また、遺族の控室としたロビーには、犠牲者を悼み祭壇を設けた。

ご遺体の一時安置所

ロビーに設けた祭壇

正門に設けた献花台

3　実績・成果

(1)　実績

瑞江葬儀所では、平成23年４月１日から同年５月２日までに165体の火葬協力を行い、遺族または地元市町にご遺骨をお返しすることができた。

(2)　成果

都自身も経験したことが無かった広域火葬を実践することができた。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

通常時は、使用する火葬炉を日々ローテーションすることで炉への負荷を軽減している。その為、長期に渡ってフル稼働で火葬を行った場合の、炉にかかる負荷への対策が必要となる。

また、瑞江葬儀所が被災した場合も想定し、都内全体の火葬場が広域火葬を速やかに実施する必要がある。

(2)　今後の展望

広域火葬の実施は終了している。なお、都内に在住する避難者が亡くなられた場合には、火葬料を免除している。

5　その他

(1)　予測不可能な遺体への対策

納炉・火葬・収骨作業は、遺体の状態(腐敗の進行による激しい臭い、体液が流れ出る可能性、棺に納められていない遺体など)によって作業手順が大きな影響を受けるが震災犠牲者の遺体がどのような状態で搬入されるかについては、まったく情報がつかめなかった。

(2)　困難であった火葬職員の体制作り

通常の火葬とはまったく異なる遺体の状態、経験したことのない作業手順、火葬件数の大幅な増加、様々な応援要員との共同作業など厳しい条件がある一方で、火葬業務においては、ミスは絶対に許されない。犠牲者のご遺体の受入れを前にして、現場職員の不安は大きかった。このため、職場ミーティングや、主要メンバーによる対策会議により特別な作業手順を用意し、具体的な作業手順と受入体制を固めていった。

(3)　受入れマニュアル・詳細なシミュレーション

受入れにあたっては、通常葬儀社が行うような、受入れ時の手配や手順を飛ばして、大量の遺体を間違いなく火葬し、収骨及び引渡しを行わなければならない状況があった。具体的には、身元不明な遺体と火葬受入れリスト・特例火葬許可証等との確実な照合、特例的な火葬に伴う火葬証明等の迅速な発行、遺体搬入場所から火葬炉までの遺体の円滑な移動、「１時間帯10炉使用×１日８回転」による火葬炉の運転、火葬炉トラブルに備えた炉メーカーの技術者の待機、多数の遺体の取り違い防止のための火葬許可証の炉への掲示、識別番号等を記入したラベルの骨壷・桐箱への貼付などである。これらの作業を滞りなく行うため、所内で事前に検討した作業手順に従い、詳細なシミュレーションを繰り返した。

(4)　遺族への配慮

火葬を知った遺族が来所されることを考え、ロ

ビーに祭壇を用意し、随所に花を飾った。また、遺族の希望に応じ、棺が火葬炉へ運ばれていく傍で見送りをしていただけるようにし、職員が遺族から花束や副葬品をお預かりし、棺とともに炉に納めるという配慮も行った。収骨後にはロビーの祭壇に骨壷をお供えし、対面して焼香・献花していただき、遺族から、「丁寧な対応をしていただいた。」と涙ながらに感謝の言葉をいただいた。

(5)　都民の弔意の受け止め

都内で初めて震災犠牲者を一斉に受け入れて火葬することになったため、多くの都民から弔意が寄せられることが想定された。このため、献花台を設け都民の弔意を受けとめることとした。献花は最も多い日で476件にのぼり、総数で2,226件に達した。

待機する透析患者のみなさん（都庁第一本庁舎５階大会議場）

第６章

被災者の受入支援

第１節　緊急受入
第２節　避難者支援

発災後から、被災地では食品や医薬品が不足するなど生活環境が著しく悪化し、多くの被災者が避難を開始していた。

また、平成23年３月11日には、東京電力福島第一原子力発電所から半径３㎞圏内の住民に避難指示が発令され、翌12日には半径20㎞圏内に拡大されるなど、福島県では多数の避難者が発生した。

そのため、県外避難者の相当数が都内に避難することが予想されたことから、受入態勢を整えることが急務となっていた。

発災後の被災地の状況を踏まえ、都は、同年３月17日に緊急で避難施設を開設し、その運営を行うなど、避難者の受入れ態勢を整えた。

都内避難者数は、震災以降増加を続け、平成24年４月に9,505名と最大となったが、その後は逓減傾向にあり、平成27年３月時点で7,434名となっている。

都は、現在も避難者を支援するさまざまな事業を行っており、避難者支援に取り組んでいる。

本章では、こうした緊急受入事業、その後の主な避難者支援事業の経緯、内容、課題等を紹介する。

【避難者支援(事業の概要)】

	所管局	支援概要	事業名		実施根拠	実施財源	実施期間	備　考
緊急受入	教育庁	児童・生徒の受入	都立学校等における被災した児童・転学受入支援	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金交付要綱(文科省)	国 費		
				東京都被災児童生徒就学支援等事業＊	東京都被災児童生徒就学支援等事業補助金交付要綱(都)	国からの「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を、「東京都高等学校等生徒修学支援基金(生活文化局所管)」に積み立てて実施	平成23年8月30日 ～	＊東京都被災幼児就園支援事業、東京都被災児童生徒就学援助事業及び東京都被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業 平成27年度以降は、単年度交付金事業として継続
				東京都立高等学校等修学旅行等給付金	東京都立高等学校等修学旅行等給付金交付要綱(都)	都一般財源	平成23年7月1日から24年3月31日まで	平成24年度以降は東京都立高等学校等被災生徒支援給付金へ統合
				東京都立高等学校等被災生徒支援給付金	東京都立高等学校等被災生徒支援給付金交付要綱(都)		平成24年4月1日 ～	
				東京都立特別支援学校被災児童・生徒等受入支援事業	東京都立特別支援学校被災児童・生徒等受入支援事業補助金交付要綱(都)		平成23年7月15日 ～	
				BumB東京スポーツ文化館の受入れ			平成23年3月24日から24年3月30日まで	・ＢｕｍＢ東京文化スポーツ文化館の受入れは、受け入れていた児童の居住先が決まり、支援が不要となったため、閉所

【避難者支援(事業の概要)】

	所管局	支援概要	事業名	実施根拠	実施財源	実施期間	備　考
緊急受入	教育庁	児童・生徒の心のケア	被災地児童・生徒へのスクールカウンセラーの派遣・電話相談等(心のケア支援事業)	・「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」委託要綱(文部科学省)	都一般財源	平成23年から26年3月31日まで	平成25年度末事業終了(各学校での相談については、小・中・高校全校へ配置しているスクールカウンセラーで対応、電話相談については、教育相談センターの通常業務の中で対応)
避難者支援	都市整備局	住宅の提供	都営住宅等の提供	災害救助法に基づく被災県からの応援要請	災害救助法に基づき被災県(→国)へ求償	被災県の応援要請に基づき、平成23年4月1日から実施。住宅提供期限は・福島県からの避難者・平成28年3月31日まで・岩手県、宮城県からの避難者・入居から5年間	現在、国の通知により、被災県の判断で1年を超えない範囲で供与期間を延長
			民間借上げ住宅の提供	災害救助法(「災害救助法の弾力運用について」平成23年3月19日付厚生労働省通知)		被災県の応援要請に基づき、平成23年6月20日から実施 住宅提供期限は上記と同じ	
	福祉保健局	孤立化防止事業	戸別訪問活動、サロン活動等	・避難者の孤立化防止事業実施要綱(都)	都一般財源	平成23年7月5日 ～	
	水道局	使用料の減免	水道料金の減免	東京都給水条例30条第1項	水道事業の減収分に対して、一部を一般会計から補填して実施。	平成23年3月11日から28年3月31日まで	平成28年4月以降は未定
	下水道局		下水道料金の減免	東京都下水道条例20条第1項	下水道事業の減収分に対して、一部を一般会計から補填して実施	平成23年3月11日から28年3月31日まで	平成28年4月以降は未定
	産業労働局	就労支援	緊急雇用創出事業	緊急雇用創出事業等実施要領(厚労省)	国からの「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を、「東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金」に積み立てて実施	平成23年5月2日から24年3月31日まで(震災対応事業)	国から平成25年度末で事業終了と示されていた
				東京都緊急雇用創出事業実施要綱(都)等		平成23年11月21日から26年3月31日まで(震災等緊急雇用対応事業)	
			緊急就職支援事業	東京都緊急就職支援事業実施要綱	都一般財源	平成23年8月29日 ～(専門相談窓口の設置)	

東京都による都内避難者

１　都内避難者数の推移

○　都内避難者数は、震災以降増加を続け、平成 24 年 4 月に 9,505 名と最大となったが、その後は逓減傾向にあり、平成 27 年 3 月現在は

○　都道府県別では、平成 25 年 7 月に山形県の 8,669 名を上回り、初めて全国最多の 8,851 名となり、以来、最多である。

都内避難者数（復興庁の全国都道府県別調査（平成23年6月から実施）より	平成23年			24年				
	6月	9月	12月	3月	4月	6月	9月	12月
	6,929	8,487	8,973	9,292	9,505	9,453	9,397	9,177

＊ピーク

２　都による受入れの経緯

《避難所》
○　震災まもなく、平成 23 年 3 月 17 日から東京武道館、味の素スタジアム、同月 22 日から東京ビッグサイトの都立施設において、
○　その後 4 月以降は、避難の長期化に伴う避難者の方々の精神・肉体的負担を軽減し、かつ増え続ける新たな避難者の方々に対応す
避難所として活用し、受入れを継続した。
《応急仮設住宅》
○　都営住宅や国家公務員宿舎東雲住宅においても、4 月以降一時提供住宅としての受入れを行っていたが、更なる避避難の長期化
して応急仮設住宅に位置づけた。
○　応急仮設住宅の入居期間は、これまで数度の延長を行い、現在は、岩手県及び宮城県の避難者は「入居日から 5 年間」、福島県の

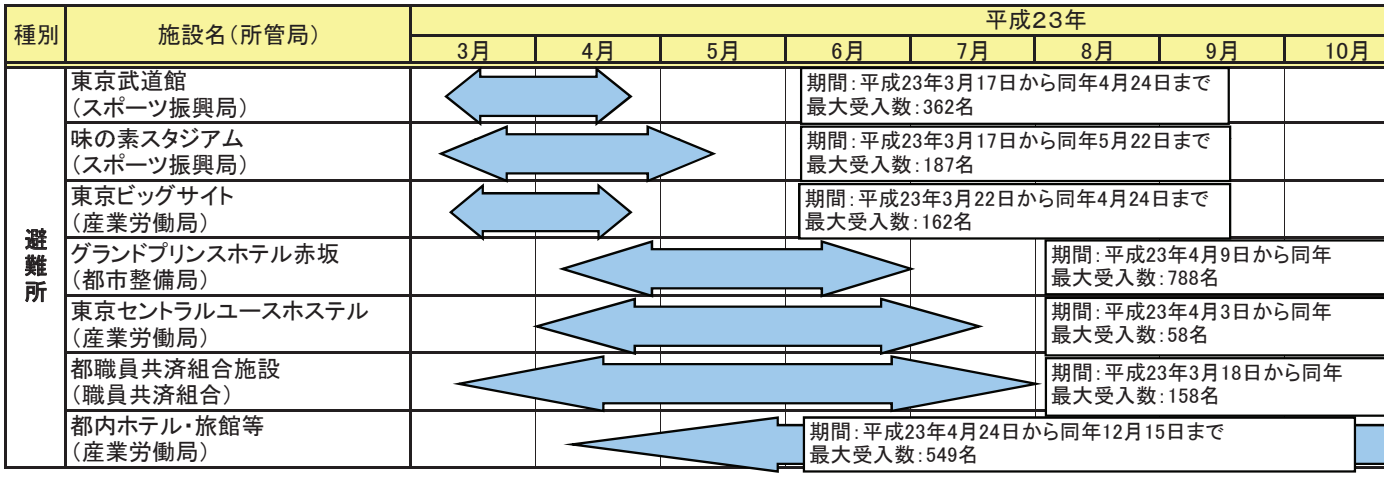

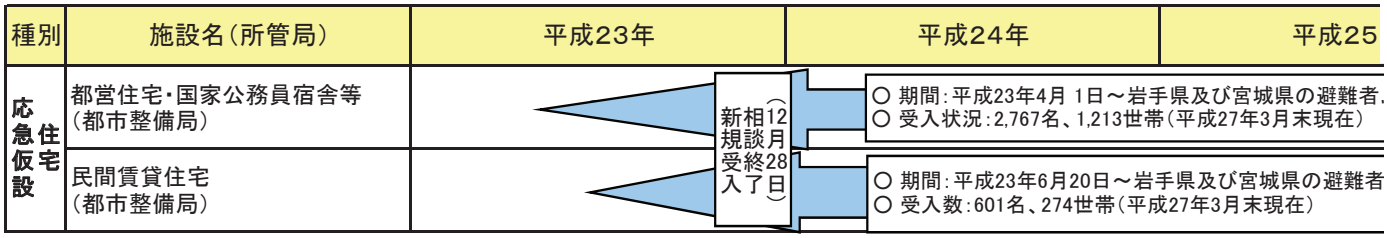

３　都庁各局の主な役割

○　都庁各局が情報共有、連携しながら避難者支援策を実施（以下は主なものを記載）

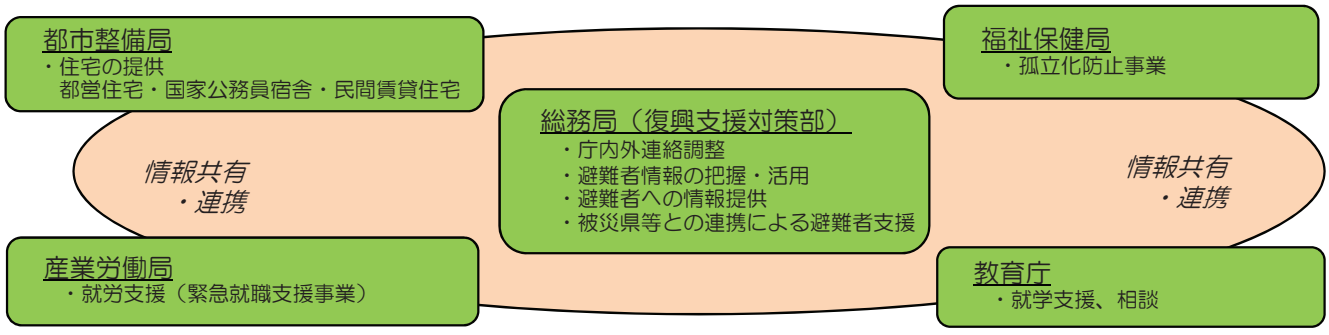

への支援について（概要）

7,434 名となっている。

（単位：人）

	25年					26年				27年
	3月	6月	7月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
	9,037	8,875	8,851	8,797	8,048	7,933	7,798	7,659	7,553	7,434

＊山形県を上回り全国最多

災害救助法上の避難所としての緊急受入れを実施した。
るため、グランドプリンスホテル赤坂や都内ホテル・旅館等の協力を得て、事業者施設を

や避難者の増大に対応して、６月 20 日から民間借上住宅における受入れを開始するとともに遡及

避難者は「入居日から平成 28 年３月末日まで」となっている。

	11月	12月

6月30日まで

7月15日まで

7月31日まで

年	平成26年	平成27年	平成28年
は「入居日から5年間」、福島県の避難者は「入居日から平成28年3月末日まで」			
は「入居日から 5年間」、福島県の避難者は「入居日から平成28年3月末日まで」			

４　避難生活の長期化を踏まえた支援

○ 被災地の復旧・復興に向けた取組が徐々に進む一方で、特に福島県からの避難者を中心に避難生活の長期化が見込まれる。
○ 都内避難者からも、住宅の提供など長期化する避難生活を支える支援へのニーズが大きい。
○ 被災県の要請や避難者の要望に応え、都内で安心して避難生活が送れるよう、以下のような生活全般にわたる支援を実施。

◇ 住宅の提供
・ 都営住宅、国家公務員宿舎、民間賃貸住宅 等
◇ 窓口・相談
・ 総合窓口相談
・ 就職相談、就学相談　等
◇ 各種支援策の情報提供
・ 月2回の各戸配付による情報提供
・ ホームページ、ツイッター、情報コーナー
・ 区市町村、社会福祉協議会による情報提供協力　等

◇ 孤立化防止
・ 地域で行う交流会、戸別訪問の支援
◇ 上下水道料金の減免

◇ 被災県との連携強化
・ 所在情報の共有、避難者への適切な情報提供等

◇ 被災市町村との連携強化
・ 住民説明会の都内開催支援 等

第１節　緊急受入

１　受入支援の経過

被災者の受入支援の取りまとめ　（インタビュー）

大震災とその後の原子力発電所の事故により、被災地から多くの被災者の方が都内に避難されました。
都は、各局を総動員し、避難者の受入れに当たりましたが、時間的余裕はありませんでした。
総務局は、避難者に対応するため、急きょ行政部を中心に特命チームを編成し、各局の調整等を行いました。
ここでは、その中心人物である、当時の行政部区市町村制度担当部長に話を伺います。

【発災直後の経緯】

Ｑ：まず、発災直後の経緯について、お聞かせください。

Ａ：３月14日（月）からの１週間は原発事故の影響で飲料水の問題が生じていました。私のいた行政部では、担当職務の一環として、入手困難となっていたペットボトル等を区市町村経由で配布する対応などを、関係局と連携して行っていたと記憶しています。

その後、３月20日（日）に総務局総務部長からの呼び出しがあり、登庁すると、総務局長より都内避難者受入担当の特命を命じられました。

その当時、避難所として既に東京武道館と味の素スタジアムは機能していましたが、長期化する見通しだったため、全庁的な運営体制が組まれました。東京ビッグサイトについても既に22日の開設が決まっていました。

実際の避難所は、避難者の皆さんが一斉に押し寄せてくるということではなく、24時間、バラバラと人が来ていました。そのため、各施設の所管局は24時間受付ができるように、苦心してローテーションを組んでいました。

【避難者受入対応と各局との調整】

Ｑ：避難所運営に携わる中でご苦労されたことをお聞かせください。

Ａ：避難所の食事について災害対策基本法によると無料配布しなければならず、急遽食事を用意することになりましたが、人数分の食料を確保する必要があり、真夜中に施設所管局の職員自ら弁当を購入し、タクシーで避難所まで運搬したこともありました。

避難が長期的になることを見越して、次の受け皿探しを３月末から４月初め頃に開始しました。当時の知事も局長も、東京は最後まで避難してくる方を責任持って受け入れるという方針でしたので、赤坂プリンスを管理する都市整備局、アジュール竹芝を管理する共済組合、そして、国の観光庁をはじめ、さまざまな機関と調整しました。各施設の所管局には、配置する人員や労務管理など、大きな負担を掛けざるを得ず、本当に申し訳なかったと思っていますが、本当に真摯に対応していただきました。

【二次避難所への移動】

Ｑ：一次避難所から二次避難所への移動について、ご苦労をお聞かせください。

Ａ：一次避難所ではプライバシーの確保が出来ないことから、大多数の避難者はホテルなどに移りたいという希望でしたが、一方、ひとりになるのが不安だという理由で、個室に移るのをいやがる年配の避難者もおられ、説得に苦労しました。避難者の考え方は、人それぞれであり、一様ではないことがよく分かりました。

また、避難が長期化してくるにつれて、学校や職場との利便性などの面から、二次避難所について様々な条件が避難者から出されるようになりました。彼らとのミスマッチが生じ、それらのニーズにわれわれが追い付かない面があり、苦労を重ねました。

また、避難民同士でコミュニティを作ろうという要望もあり、賛同する方がほとんどでしたが、中には関わりたくないという方もいました。さらに車で避難してきている方も多く、都営住宅等に移る場合など、駐車場の調整に苦労する場面も多々ありました。

二次避難所については、災害対策住宅に備えなければならないものが法令等で決まっており、それは照明器具、ガステーブル、冷蔵庫、テレビ、布団だったと記憶していますが、短期間内にそれらを揃えるのに苦労しました。また、基本的に現場のことは所管局がよくやってくれましたが、法律との整合性とか制度の問題になると、所管局では対応しきれず、それが全部総務局に来るため、その対応に苦心しました。

【復興支援対策部への引き継ぎについて】

Ｑ：都内避難者支援課の設置経緯を、お聞かせください。

Ａ：５月末になると、私の本来の職務である都区制度の交渉を再開する動きがあり、そのための準備が必要になりました。これまで活動していた私たちのラインと後任の部長のラインが約半月並行して引き継ぎを行い、８月に部が作られ、私は担当をはずれました。後任の部長には、引き継ぎ期間中、実際に都内避難者の受け入れ現場を経験していただいたので、そのノウハウや実態を理解してもらっていたと思います。

【東日本大震災の教訓等】

Ｑ：今回の経験で、教訓になったことや今後の課題がありましたら、お聞かせください。

Ａ：いざ避難者を受け入れるとなると、受け入れ施設を管理する所管局が結局責任を持って仕事をしてもらわなければなりませんが、そこにどういうサポートができるか、全体的な視点から考えるのが総務局の役割で、その両方がないとうまくいかないと思います。また総務局には、避難が長期化した時に起こった様々な問題に対応するためのコントロールタワーとしての役割があったと思います。

スポーツ振興局にしろ、産業労働局にしろ、都市整備局にしろ、その場その場では厳しいやりとりもしましたが、でも最後は、それぞれが行うべきことをきちんとやったと考えます。

今後とも、コントロールする人間と、それに応じて動く人間が、きちんと連携できれば、何があっても対応できると思います。今回、都内避難者に関して、少なくとも私がやっていた時期は、実務を最も苦労してやっていただいたのは各局の方々です。皆がやるべきことをきちんとやっていただいたことにはとても感謝しています。

平成27年２月５日
都庁本庁舎にて

元　総務局行政部区市町村制度担当部長
堤雅史氏のインタビューより

緊急受入の運営（インタビュー）

東日本大震災では、多くの被災者の方が都内に避難されました。
その中で、スポーツ振興局（当時）は大規模施設を所管する局として、東京武道館と調布庁舎（味の素スタジアム）における緊急受入を開始します。
本稿では、東京武道館の緊急受入を直接担当された、元スポーツ振興局スポーツ事業部調整課長にインタビューし、その実像に迫ります。

【発災直後の経緯】

Q：発災直後の経緯について、お聞かせください。

A：３月11日の午後は、外部の先生方を交えた会議を予定していましたが、発災後、会議を中止しようと電話しても通じなく、連絡に何時間もかかりました。

一方、スポーツ振興局（当時）としては、帰宅困難者に対応するため、東京体育館や東京武道館を開放するなどの大きな動きがありました。

17日午前中、震災に伴う原子力発電所事故で福島県から避難してくる方々の受入れを、当局所管の東京武道館と味の素スタジアムで、24時間体制で行うことが局内に伝えられ、その日から対応することができる職員は、ただちに名乗り出るように言われました。対応可能な職員は一旦帰宅し、宿泊の準備をして、武道館に集合しました。避難所は、その日の午後３時くらいからオープンしました。

突然のことであり、事前の準備等は一切ありませんでした。

Q：東京武道館の当初の状況について、お聞かせください。

A：最初は、何もない、ただの体育館に人が住める状態を作らなければいけない状況だったので、第一陣の担当者は苦労したと聞いています。具体的には、大武道場に柔道の畳を敷いて寝るスペースを確保するとともに、卓球用の低いパーテーションを使用し、生活スペースを区分けしました。

職員は、受付、案内、物資の仕分け等、担当業務ごとに班分けをして、避難者受入れ体制を整えました。

17日は、避難者の数はそれほど多くありませんでしたが、17日夜に避難所開設がテレビで報道されると、18日朝から人が増えはじめ、私が第２陣として到着した18日午後３時には大混雑の状態でした。受付にもたくさんの人がいました。

Q：その時の避難者は何人でしたか。

A：どのくらいの方がいたか分かりませんが、最大で362人と記憶しています。

【避難者受入の実際】

Q：その後の様子を、お聞かせください。

A：避難所の混雑状況は３月末まで一向に変わりませんでした。

責任者用の携帯電話は鳴り続け、警察や消防、区役所等からの連絡や、マスコミからの取材も多く、また、地域の人からも何かしたいという申し出などがありました。責任者と副責任者は、それぞれ業務用携帯電話を１台ずつ持っていましたが、副責任者が不在の際は、携帯電話を２台持っている状態になって、２台同時に持ちながら話すこともありました。

緊急事態ということで、当初、職員は、午後３時に到着してから翌日の午後３時まで24時間勤務で対応しました。夜も避難者対応等でほとんど休めず、せいぜい３時間寝られればいい方でした。畳は避難者のために全部使ったので、職員はＰタイルの上に小さなマットを１枚敷いて、毛布にくるまって寝るような状態でした。

なお、勤務体制については、数日後に変えました。

初期の頃は警察、消防、区役所との組織的な連携はなく、東京都で全部対応していました。その後、各機関から避難所運営について連携する旨の申し出があり、警察、消防、区役所の職員が、日中は常駐してくれるようになりました。特に区役所は住民対応に慣れている様子でした。

以下、細かい点ですが、支援物資については基本的に受け入れるようにしていましたが、何が不足しているか報道されると、同じ物資が集

中して届けられるようになりました。

物資の配布は、ホールに並べ、必要な方が随時取るという形をとりました。

また、ペット連れの避難者のために、ペットは別のエリアに隔離し、ケージも用意しました。

車で避難してきた人のために、地下駐車場と、近隣の能力開発センターの校庭を使用しました。

消灯時刻や朝電気を点灯する時刻については、試行錯誤を繰り返しました。300人を超える集団のルール作りは、非常に難しい問題でした。

体調が悪い避難者が出た場合は、小さめの部屋に移ってもらって、医師の診察を受けてもらいました。

避難生活が長くなると、子どもの学校の問題など、さまざまな相談を受けました。

このように、何も決まりがないところに、まるで、一つの村を急きょ作ったような感じで、各避難者に対応しつつ、一個一個ルールを作っていきました。

【成果、教訓等】

Q：今回の経験で得た教訓などをお聞かせください。

A：他の機関との連携を、いかに早く、密接に作るかがポイントです。今後、発生する災害において、どこに避難所が開設されるにせよ、避難所運営に必要となる入館者支援サービスが何であり、その提供をどの機関に、どのように求めるのか、備えておくことが重要です。そのためには、警察、消防、区役所、及び医療関係の団体等と平常時から、何かあった時の対応を話し合っておくことが必要だと思います。

【2020年を見据えた今後の展望】

Q：スポーツ振興局は、その後、オリンピック・パラリンピック準備局となり、2020年の大会準備を所管していますが、2020年大会について被災地も含めた今後の展望をお願いします。

A：招致の段階から2020年大会は、復興して立ち直った日本の姿を世界にアピールするという目的があります。

引き続き復興支援を進め、被災地を応援していきたいと考えています。

被災地が復興し、元気になった姿を世界に発信していきたいですね。

平成27年２月10日
都庁本庁舎にて
元　スポーツ振興局スポーツ事業部調整課長
篠祐次氏のインタビューより

緊急受入、就労支援等の産業労働局の支援（インタビュー）

発災直後より産業労働局では、東京国際展示場（東京ビッグサイト）における緊急受入、緊急雇用創出事業等の就労支援、及び中小企業を対象にした多様な支援等の様々な施策を実施しました。
本稿では、当時の産業労働局総務部総務課長及び同課庶務係長にインタビューし、話を伺います。

【発災直後の経緯について】

Q：発災直後の経緯について、お聞かせください。

A：すぐに局長の指示で、各部に物的人的な被害が出ているか確認をさせました。

夕方に副知事から、帰宅困難者のために持っている施設を開放すべし、との指示があり、産業労働局は東京国際フォーラム、東京ビッグサイト、能力開発センター、シニアワークをはじめとした施設を開放しました。

都庁では、庁舎を帰宅困難者に開放するため、財務局から床に敷く段ボールの提供要請がありました。すぐに文書箱（段ボール）をすべて供出しました。

一方、発災直後から全庁的な災害即応会議や各局総務課長会が断続的に開催されました。その中で原発事故に伴う計画停電について議論したことが印象に残っています。

産業労働局では、産業技術研究センター駒沢支所（旧アイソトープ研究所）から、大気浮遊塵の放射能測定値が急激に上昇したとの報告があり、その後、放射能対策について話し合いました。主なテーマは、①駒沢支所で検査できるキャパシティはどれほどか、②食料検査の頻度や品目をどうするか、などでした。

発災直後、都内で検査できる機関は、福祉保健局の健康安全センター、産業技術研究センター、及び首都大学東京の３つでした。

産業技術研究センターでの放射能検査は大気浮遊塵、水道水（浄水）、農林水産物を行いました。特に大気浮遊塵は当初１時間ごとの計測だったので、産業技術研究センターの職員の負担は非常に大きかったです。水道水は水道局の検査体制が整うまで続きました。

さらに、産業労働局では農林水産物の放射能検査を行い、局長室で汚染状況の結果を分析、その後に公表、という手順を繰り返しました。

一方、商工部では初期対応として業界団体に手持ち物資の供給（特にガソリン）を依頼しました。ガソリンは非常用車両を動かすために必要だったからです。数日おきに団体を通じてガソリンスタンドの在庫を確認していました。

【避難者受入について】

Q：避難者受入につき、産業労働局が取り組んだ事業についてお聞かせください。

A：東京ビッグサイトでは、各局から各日30人程度の職員を送ってもらい、避難所を運営しました。

開設当初は、職員用の受け入れマニュアルが完成するまでの丸２日間通しで、当局の課長に現場の采配をお願いしました。非常にご苦労をかけたと思います。その後マニュアルは、状況の変化に応じて随時改定を繰り返しました。

ビッグサイトの避難者のための生活必需品については、福祉保健局は物資はあるが輸送手段がない、財務局もトラックがない、ということで大型タクシーを手配し、ピストン輸送を行いました。

避難者の食事についてはビッグサイト内の飲食店の食事券を配るとともに、風呂についてはビッグサイト内に施設がないため大江戸温泉の無料券を配りました。無料券は温泉側の寄付でした。温泉までの交通手段についても、㈱ゆりかもめのご協力をいただいた記憶があります。

閉鎖に際しては、残った避難者に赤坂プリンスホテルへ移っていただくことになり、赤プリを所管している都市整備局に引き継ぎました。

また、避難者向けの緊急就職支援ということで、関係企業に協力していただき、重機オペレーター育成の職業訓練を展開しました。また、都内各所の能力開発センターで優先入校枠を作り、避難者を対象にしました。

避難者受入についての庁内の取りまとめを担当された、総務局行政部の担当部長には、とても熱心に、かつ円滑に対応していただきました。

【被災地支援について】

Ｑ：次に、産業労働局の被災地支援について、お聞かせください。

Ａ：発災直後に、中小企業被災地事業継続特別支援事業として、東京に本社がある企業が被災地に工場を設置している場合、その改修費用を都が負担するという事業を立ち上げました。

また、被災した企業によるコラボレーション商談会を、被災県で開催しました。

観光部が立ち上げた被災地応援ツアーは、島しょ部の災害で過去に実績がありましたが、今回は島とは比較にならないほど規模が大きかったので、旅行会社を通してスキームを作るのが大変でした。当初は被災３県、宿泊のみが対象でしたが、次年度からは福島県のみで、日帰りも対象に加わりました。

【岩手県、宮城県及び福島県からの要請、対応等】

Ｑ：被災県からの個別の要請がありましたら、お聞かせください。

Ａ：個別の要請は産業技術研究センターでありました。

公設試験研究機関のネットワークを通じて産業技術研究センターには様々な要請があったようです。機器の面では、福島県のハイテクプラザ（公設試験研究機関）にポケット線量計を貸与しています。被災３県以外でも栃木県、新潟県の公設試験研究機関に対してサーベイメーター（放射線測定器）を貸与しています。

人的な面では、福島県のハイテクプラザに放射線量測定支援のため、延べ８名の職員を派遣しています。そのほかにも被災３県の中小企業に赴き、節電・省エネ巡回を行い、中小企業の実地で技術支援を行いました。

人的な応援要請から物資まで、総務局から被災県の要請メニュー（一覧表）が届いたので、可能なものは出来る限り対応しました。特に、福島県からの放射能検査機器関連の要請では、ダストサンプラー（空気中の浮遊物質を捕捉する機器）２台のほか多くの消耗品類を提供しました。

また、福島県の教育委員会からの要請により、避難児童等に文房具を送りました。文房具は関係組合の寄付で、都側で用意したトラックを使って輸送しました。

同時に複数の要望が複数のルートにより要請されるので、それが同じものなのか別なものなのか、混乱することが多かったと記憶しています。その点から、今後の災害対策にあたっては、要請メニューを集約することが極めて重要なことだと認識しています。

【成果、教訓等】

Ｑ：その他、今回の経験で得た成果、教訓などをお聞かせください。

Ａ：今回は東京が直撃を受けた訳でもないのに相当程度、混乱しました。ネックは電源だったと考えますが、今回のことを契機に、平時からＬＥＤ、蓄電池、自家発電、太陽光パネル等、エネルギーを身近な問題として意識するようになったことは意味があったと考えます。

また、職員の年齢層が若返っているので、近い将来、同様の震災が起こった場合、自分の子どもの安否確認が出来るまで、職員は仕事に専念できない可能性が考えられます。今後の大きな課題であると認識しています。

平成27年２月16日
都庁本庁舎にて
元　産業労働局総務部総務課長　根本浩志　氏
同課　庶務係長　原　郁　　氏
のインタビューより

2　被災者の受入

避難所の提供（東京武道館、調布庁舎）

オリンピック・パラリンピック準備局　総務部総務課・スポーツ推進部調整課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

地震発生から６日後の平成23年３月17日、福島第一原発の事故に伴い、福島県から多くの住民が県外に避難を開始し、そのうち相当数が東京に到着することが見込まれた。

(2)　経緯・取組

平成23年３月17日、スポーツ振興局（当時）が所管する東京武道館（足立区）とスポーツ振興局調布庁舎（調布市、以下「調布庁舎」という。）に、一時避難所を開設することが決定され、その日の午後から避難者受け入れを開始し、東京武道館については39日間、調布庁舎については68日間、避難所の運営を行った。

2　目的・内容

(1)　目的

一時的な緊急避難場所として、避難者の当面の生活の場を提供するため。

(2)　内容

次々に到着する入館希望者の受入れや様々な生活物資の搬入などと並行し、避難者やその関係者からの受入れについての問い合わせや各種相談、報道機関からの取材、ボランティアや支援物資の提供の申し出、警察をはじめとした関係機関からの問い合わせ、本庁からの状況の確認・指示、その他日々新たに発生する問題に対応する中、運営体制を整備し、関係機関の協力のもと、以下のような各種サービスを提供した。

- 食事の提供
- 入浴券、タオル及び石鹸の提供（生活文化局）
- 医療・保険相談（足立区医師会等）
- 無料電話及びインターネット接続パソコンの設置（NTT）
- 法律相談（東京弁護士会）
- ボランティアセンターの設置（足立区及び社会福祉法人調布市社会福祉協議会）
- 炊き出し、慰問　　等

＜東京武道館＞

多くの方が入居する避難スペース

入居者が集まる共有スペース

都営住宅申込受付の様子

入居者でにぎわう炊き出しの様子

＜調布庁舎＞

看板を掲げる避難所入口

避難スペースで過ごす入居者

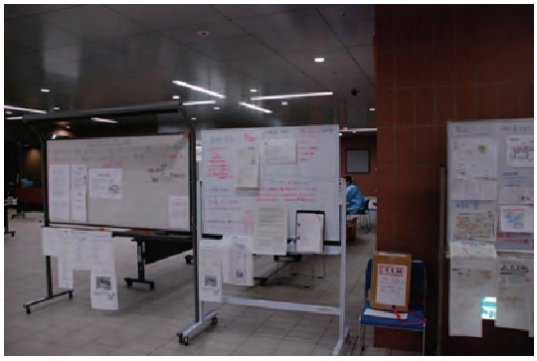

入居者向けに様々な情報を知らせる告知板

ボランティアセンター窓口の様子

3　実績・成果

(1)　実績

東京武道館においては、閉鎖までに合計321世帯718人が入館し、最も多い日には362人が滞在。調布庁舎は、最大受入れ時で180名強に達した。

(2)　成果

避難が長期化する中、被災者の負担をより軽減するため、旧グランドプリンスホテル赤坂や都営住宅など環境の整った場へ移すこととなり、両避難所は閉鎖し（東京武道館：平成23年４月24日、調布庁舎：同年５月22日）、その役割を終えた。

4　事業実施に当たっての課題等

必要となるサービスが何であり、その提供をどの機関にどのように求めるのかということについて、平時から備えておくことが、非常に重要である。また、運営職員の負担軽減策や避難者に共同生活ルールを遵守させる方策などを予め検討しておくことも必要である。

5　その他

特に苦労した点として、ゼロから始める館内のルールづくり、館内外の様々な要望・申し出についての対応、勤務交代のための業務引き継ぎ、通常業務との両立などが挙げられる。

避難所の提供（ブランヴェール那須、箱根路開雲、アジュール竹芝）

職員共済組合事務局　事業部　厚生課

１　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東京都職員共済組合は、東日本大震災の発生当時、被災地の福島県に隣接した栃木県の那須町に保養施設を有していた。このため、率先して被災者の施設への受入れについて検討・準備を進め、箱根と竹芝の保養・会館施設を含めた３施設において、宿泊料無料で被災者を受け入れることとした。受入れは、発災当日時点において岩手県、宮城県、福島県のいずれかに現住所を有する被災者を対象とし、東京都が被災者に対して全面的な支援を行っていることや総務省からの被災者受入れの協力依頼等も踏まえて実施した。

(2)　経緯・取組

発災後、那須及び箱根の保養施設については、計画停電に伴う施設機能の低下等に鑑み、一旦通常営業を休止。再開の条件等についての検討を行う一方、震災による被害が著しい東北３県の被災者を支援するため、営業を継続している竹芝の会館施設を含めた３施設で被災者受入を実施することとし、具体的な方法の検討及び施設の運営受託業者との受入条件の調整等を開始した。その後、停電に伴う施設機能の低下等への対応がある程度可能となり、受入準備が一定程度整った平成23年３月18日に、宿泊料無料で被災者を受け入れることを発表し、受入れを開始した。

受入期間は、当初、同年６月30日までとしていたが、那須及び竹芝においては６月に入ってからも受入人数が減らないため、受入被災者に対する意向調査を行い、この結果を踏まえ、仮設住宅の設置状況や福島原発の収束状況等を勘案し、竹芝については同年７月31日まで、那須については同年９月30日まで受入れを延長することとした。

そして、箱根は当初予定どおり同年６月30日に受入れを終了した。竹芝も延長期間内に受入被災者の移転が完了し、同年７月31日に受入れを終了した。

那須については、福島県から放射能被害を理由として避難してきた長期滞在の被災者が多かったため、この方たちが延長期間内に円滑に移転できるように取組を行った。その結果、同年９月24日に最後の受入被災者が移転し、受入れを終了した。

＜具体的経過＞

平成23年

３月14日　計画停電開始、２施設で通常営業休止、被災者受入具体策等検討
３月18日　３施設での被災者受入れについてプレス発表及び受入開始
６月上旬　那須及び竹芝における受入被災者の意向調査実施
６月22日　那須及び竹芝における受入延長を決定
６月30日　箱根での受入終了
７月13日　那須において福島県職員による避難者への現地説明会開催（これ以降、福島県職員による巡回相談を数回実施、共済組合職員も適宜立会い）
７月31日　竹芝での受入終了
９月24日　那須での受入終了

２　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災の被災者については、東京都が全面的な支援を行っていることを踏まえ、共済組合においても、保養・会館施設（ブランヴェール那須、箱根路開雲及びアジュール竹芝）を活用し、被災者に良好な避難環境を提供する。

被災者の経済的状況等に鑑み、利用料金を免除し、利用する際の便宜を図る。

(2)　内容

ア　避難場所の提供

発災当日（平成23年３月11日）時点において、岩手県、宮城県又は福島県のいずれかに住所又は居所を有する被災者に対し、宿泊料無料で保養・会館施設の客室を提供。朝・昼・夕の食事については、低廉な食事メニューを用意し、被災者の実費負担により提供。

イ　被災者支援情報の提供

都や被災自治体等で行っている支援の情報を、施設内に掲示板を設置の上、随時提供したほか、被災者に対する個別配布も実施。

ウ　移転先確保の支援

長期滞在者に対しては、避難状況等についてのアンケート調査を実施し、個々の被災者の状況と移転先の希望等について把握。東京都各局や福島県等と連携し、説明会を開催。個々の被災者に共済組合職員が直接働きかけて橋渡し等の支援を実施。

3　実績・成果

(1)　実績

表１　受入実績のとおり

(2)　成果

被災者がやすらぎを感じることができる施設設備とスタッフ等の親身のサービスにより、被災者に対して良好な避難環境を提供することができた。被災と避難生活で傷ついた被災者の心身を癒すことができ、多くの方々から感謝の言葉をいただいた。

受入終了に向けての移転先確保についても、適切な支援を行うことにより、全員が受入延長期間内に移転することができた。

4　事業実施に当たっての課題等

今回の受入れについては、関係者それぞれの努力により大きな問題が生じることなく終了することができた。ただし、保養・会館施設において受入れを行う場合、通常営業との両立や長期滞在者の移転先確保をどのように行っていくかが常に課題となるであろう。

5　その他

(1)　担当者のコメント

受入れを行った保養・会館施設は、いずれも運営を業者に委託しており、共済組合の直営施設ではない。このため、受入れを開始するにあたっては、受入条件等について各受託業者と迅速に調整を行う必要があり苦労した。しかしながら、関係者それぞれ立場は違えども、困窮している被災者の助けとなりたいとの思いは共通していた。このことが、的確な連携につながった。

受入れ終了に向けた長期滞在者の移転先確保支援にあたっては、各被災者の私的な話も伺いながら、きめ細かく対応した。各被災者の事情も承知していただけに、最後の滞在者を見送ったときには感無量であった。受入終了後も、被災者の方が滞在していた施設を訪ねて来られたり、折に触れて施設に手紙をいただいたりした。このことは、被災者の方が感謝の気持ちを胸に施設を後にしたことの証左であり、素直に喜びを感じた。

表１　受入実績

受入施設	受入実績
ブランヴェール那須	受入期間:平成23年３月18日から同年９月24日まで　延べ190日 受入人数(延べ):大人 3,563人　子供(3-12歳) 997人　合計 4,560人 (ほかに、幼児(3歳未満) 100人)
箱根路開雲	受入期間:平成23年３月18日から同年６月30日まで　延べ93日 受入人数(延べ):大人 216人　子供(3-12歳) 39人　合計 255人 (ほかに、幼児(3歳未満) 22人)
アジュール竹芝	受入期間:平成23年３月18日から同年７月31日まで　延べ135日 受入人数(延べ):大人 5,156人　子供 326人　合計 5,482人 (ほかに、幼児(ベッド等不使用) 1,016人)
３施設合計	受入人数(延べ):大人 8,935人　子供 1,362人　合計 10,297人 (ほかに、幼児 1,138人)

(2)　避難された方からいただいたお手紙の例

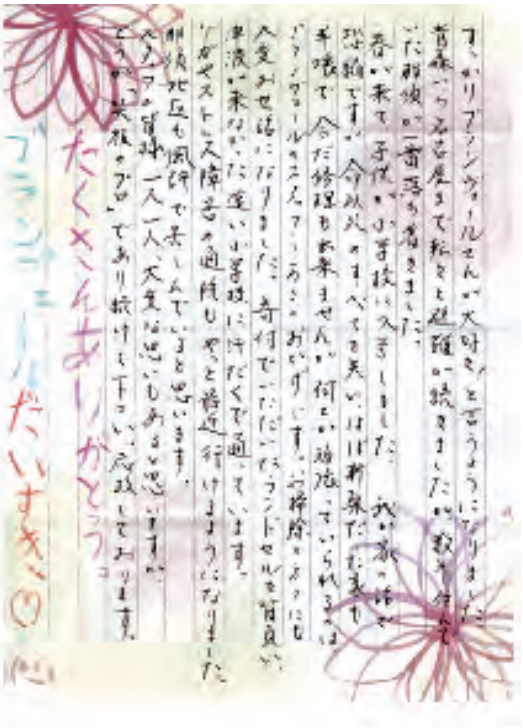

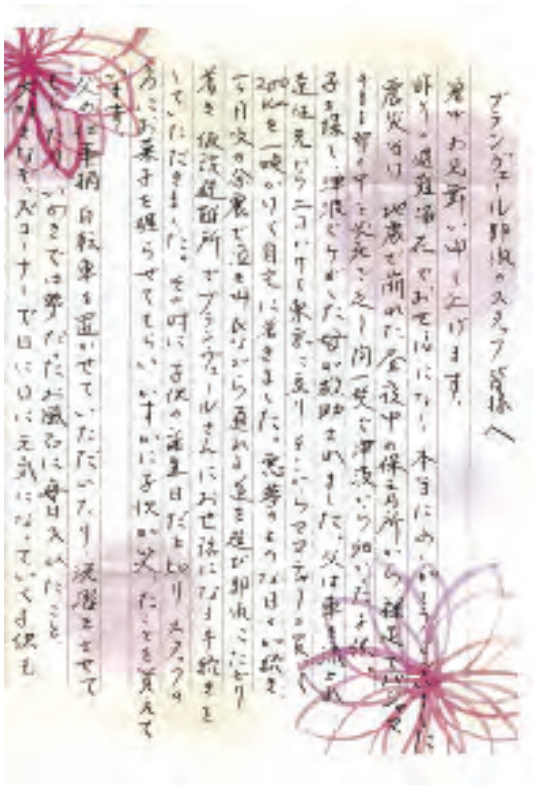

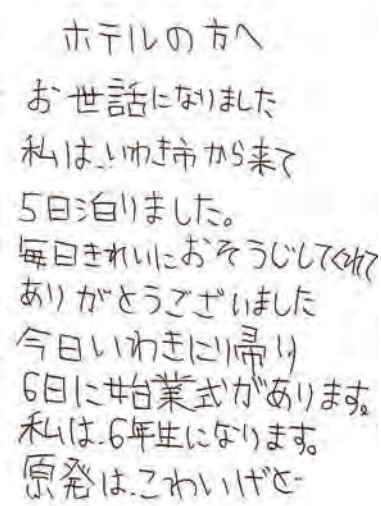

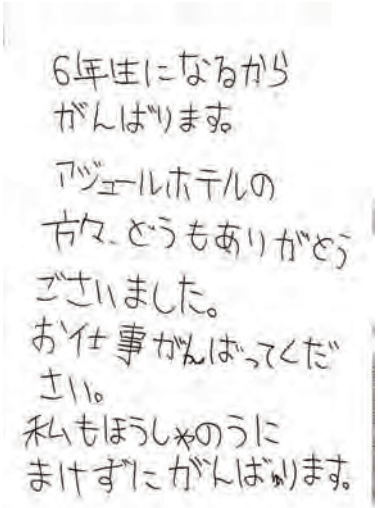

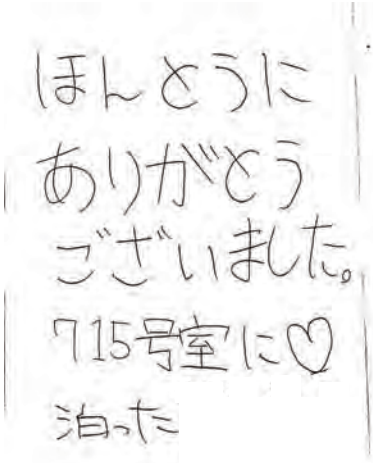

避難所の提供（東京国際展示場）

産業労働局　商工部　調整課

1　事業実施の経緯・背景

東日本大震災の発生に伴い、被災者の緊急受入れを実施するため、東京国際展示場にて一時避難所を開設した。

平成23年３月22日　随時避難者の受入れ開始
平成23年４月24日　避難所閉鎖

2　目的・内容

飲食物、タオルなどの雑貨品、携帯電話充電所などの提供を実施。

3　実績・成果

総勢約300名を受入（平成23年３月22日から同年４月24日まで）

避難者の主な移転先は、都内ホテル及び都営住宅等である。

＜携帯電話＞

＜西ホール＞

＜物資＞

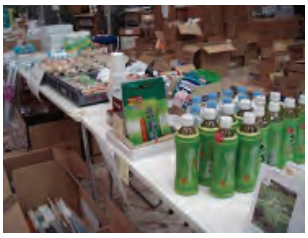

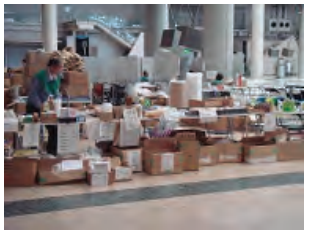

避難所の提供（旧グランドプリンスホテル赤坂）

都市整備局　住宅政策推進部　民間住宅課

１　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災の発生後から被災地では生活環境が著しく悪化し、多くの被災者が避難を開始していた。

特に福島県においては平成23年３月11日に東京電力福島第一原子力発電所から半径３㎞圏内の住民に発令された避難指示が、翌日には半径20㎞圏内に拡大されるなど多数の避難者が発生した。

このような状況の中で、株式会社プリンスホテル側から同年３月31日に営業を終了し解体する予定であった「グランドプリンスホテル赤坂」について、一時的に避難者向けに活用していただきたいとの提案があったことから、東京都と株式会社プリンスホテル側との間で協議を行った結果、福島原発事故による不安感が広がっている福島県民のために共同で一時避難施設を開設することとした。

(2)　経緯・取組

株式会社プリンスホテル側からの提案を受け、関係機関と調整を行った結果、次のような内容で受入れを行うこととなった。

ア　概要

利用期間　平成23年４月９日から平成23年６月30日まで(その後解体工事を予定)

運営体制　東京都、株式会社西武プロパティーズ、株式会社プリンスホテルで協定を締結

提供室数　約700室

受入条件　利用料は無償。館内の食事、駐車場は自己負担なし。

イ　経緯

平成23年

３月24日　「グランドプリンスホテル赤坂」での福島原発避難者の受入れについて（プレス発表）

４月４日　「旧グランドプリンスホテル赤坂」への避難者の受入れについて(プレス発表)

４月８日　「旧グランドプリンスホテル赤坂」への受入れ避難者の決定について（プレス発表）

４月９日　受入れ開始

４月12日　「旧グランドプリンスホテル赤坂」への避難者の第二次受入れについて（プレス発表）

４月15日　「旧グランドプリンスホテル赤坂」への避難者の第二次受入れに係る東日本大震災等により都内に避難している方の受入手続き等について(プレス発表)

４月25日　「旧グランドプリンスホテル赤坂」への受入れ避難者の決定について（プレス発表）

４月27日　第二次受入れ開始

６月30日　閉館(利用期間終了)

２　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災等により、被災地から都内に避難する避難者を迅速かつ円滑に受け入れる。

(2)　内容

ア　避難者の受入れ

（ア）　第１回(平成23年４月４日プレス発表)

対象者　第１回の都営住宅等への申し込みに当選されなかった福島県からの避難者で、国から避難指示が出された地域(福島第一原発から30㎞圏内)以外からの方

東京都が設置した一時避難施設(東京武道館、味の素スタジアム、東京ビッグサイト)を利用している方

受入決定数　138世帯

（イ）　第２回(同年４月12日プレス発表)

対象者　東京都、区市町村設置の一時避難施設を4月14日現在利用している方

福島県から都内に避難している方

受入決定数　208世帯

イ　窓口業務等

館内では、都市整備局職員と株式会社プリンスホ

テル側のスタッフにより24時間体制で対応した。

主な業務は、避難者の入退去管理、入居者（受入者）の安全確保等、各種支援団体・マスコミ等対応、入居者からの相談対応等、ホテル側や千代田区等との連絡調整などであった。

また、都内への避難者の方への地元自治体からの情報提供や交流の機会を提供する目的で、「情報交流センター」を館内１階ロビーに設置した。

情報交流センター

ウ　ボランティア、イベント等の対応

無料利用のボランティアについては、近隣のヘアサロン、理容、マッサージ、飲食店などからの無料券、館内での学習室、図書室、児童保育、法律相談など、多くの支援団体からの申出により、様々なメニューが用意された。

また、無料招待のイベントも数多く、観劇、コンサート、スポーツ観戦、遊園地、水族館、映画、サーカスなど、閉館の日まで様々な招待が続いた。

これらのボランティア、イベントの申出についても、窓口業務等の職員が日々対応し、館内2階の情報コーナーでお知らせを行った。

情報交流センター

エ　利用期間終了に向けた対応

旧グランドプリンスホテル赤坂は元々解体される予定が決まっていた施設であり、利用期間を延長することができないことから、次の移転先を確保する必要があった。

このため、平成23年５月下旬には移転に向けた全体説明会を実施し、その後個別の相談会を行い、入居者の意向を確認し、関係機関との調整も行いながら、最終的には全世帯が各移転先に移ることができた。

3　実績・成果

(1)　実績

最大受入数　366世帯788人（平成23年５月11日時点）

(2)　成果

未曾有の東日本大震災の中で営業を終了したホテルを、福島県を中心とした多くの避難者のために活用するということは、過去に例を見ない取組であった。

また、一時避難施設として開設した東京都の施設を順次閉鎖するに当たっても、この旧グランドプリンスホテル赤坂が受け皿となり避難者の受入れを行うことができた。

最終的には大きな事故もなく、帰宅あるいは次の避難所等に移転することができた。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　役割分担の重要性

発災後、多くの避難者及びボランティアの方々への対応だけでなく、プレス対応、他の行政機関や庁内関係部署からの問合せが非常に多く、その対応に追われてしまうと実施に関する企画立案や調整など事業運営に必要な業務に手が回らなくなってしまう。

調整、連絡、相談受付、企画立案等の様々な業務に対し、職員の体制を構築し、役割分担を行い業務を遂行していく必要がある。

(2)　ボランティアに関する調整

旧グランドプリンスホテル赤坂での避難者受入れの発表直後から、ボランティアに関する問い合わせや申し出が数多く寄せられた。

避難施設の開設準備と並行して社会福祉協議会などと協議を進めていったが、対応が遅れるとせっかくの善意を無駄にしてしまうばかりか、肝心の避難者への対応が後手になるという悪循環を招きかねない。

施設運営の開始前に関係団体等と受入れのルールや役割分担などを調整し、シュミレーションしておくことが重要である。

(3)意思決定の迅速化

非常時には方針決定から実行に至るスピードが大事である。特に現場における問題解決の場面では、検討に十分な時間がかけられず、素早い判断を求められるケースも多い。現場と本庁との連携をはじめ、報告、相談、調整等について決定までの時間のロスを軽減できるよう考える必要がある。

避難所の提供（東京セントラルユースホステル）

産業労働局　観光部　企画課

１　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月11日に発生した東日本大震災による避難者受入のため、東京都の貸付けにより（一般財団法人）日本ユースホステル協会が管理運営する「東京セントラルユースホステル」において、東日本大震災による避難者に対し、無料で部屋の提供を行うこととした。

(2)　経緯・取組

平成23年

３月31日　受入開始プレスリリース「東北地方太平洋沖地震による避難者等の受入れについて」

４月３日　避難者等受入れ（～７月14日）

７月14日　受入終了プレスリリース「東北地方太平洋沖地震による避難者等の受入れ終了について」

２　内容

（一般財団法人）日本ユースホステル協会が管理運営する「東京セントラルユースホステル」において、可能な範囲で部屋の提供（宿泊料無料）を実施する。

また、協会ボランティアスタッフの音楽療法士や美術療法士、落語家や子ども体験事業スタッフ等により、心を癒せるような様々なイベントを随時実施する。

３　実績・成果

(1)　実績

ア　受入期間：平成23年４月３日から同年７月14日まで

イ　受入人数：2,807人

(2)　成果

ユースホステル施設を避難所として活用し個室空間を提供することで、避難の長期化に伴う各避難者の精神的・肉体的負担の軽減につながった。

４　その他

当初、受入期間は平成23年６月中旬までを予定していたが、７月14日まで期間を延長した。受入終了にあたっては、新たな受入先として、災害救助法に基づき避難所とされた都内旅館・ホテルなどを案内することとした。

避難所の提供（東京都ホテル旅館生活衛生同業組合）

産業労働局　観光部　振興課

１　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災では、発災直後より、岩手県、宮城県、福島県（以下「被災県」という。）から多数の被災者等が東京への避難を開始するとともに、被災県から各都道府県に対し応援の要請が発出された。このような状況を受け、都では、避難所として東京武道館、東京国際展示場（東京ビッグサイト）、調布庁舎（味の素スタジアム）を活用し、避難者の受入を行ったところであるが、その後、避難の長期化に伴い、避難者への待遇改善の観点から、個室対応等が可能な施設への移行を進めることとなった。

(2)　経緯・取組

今回実施した都内のホテル及び旅館等（以下「旅館等」という。）での避難者の受入は、平成23年３月24日付けの観光庁通達を踏まえた、災害救助法を適用した事業であり、被災県から受入要請のあった避難者を、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合（以下「東京都旅館組合」という。）に登録した旅館等に受け入れ

るものである。

都では、同年４月４日に東京都旅館組合に対して、観光部スキームによる避難者の受入方法を説明し協力を求めるとともに、受入実施に向けた調整を行った。

また、３つの避難所においても、滞在する避難者に対し同月20日から旅館等での避難者受入に関する周知を開始し、併せて受入に関する相談窓口を設置することで円滑な移転を目指した。これらの準備の下、同月24日より、各旅館等での避難者受入を開始した。

その後、各避難所からの移転を進めるとともに、直接、被災県から訪れる避難者についても受入対象とすることで幅広く受入を展開した。

＜具体的経過＞

平成23年

３月24日　観光庁観光産業課長通知「県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて」

４月４日　東京都旅館組合への避難者の受入方法の説明及び協力依頼

４月20日　各避難所への受入案内文掲出及び相談窓口設置

４月23日　各旅館等に対し避難者受入に関する説明会を実施

４月24日　各避難所からの避難者の旅館等での受入開始

５月16日　被災県から直接訪れる避難者について旅館等での受入開始

６月24日～旧グランドプリンスホテル赤坂に滞在する避難者を旅館等で受入

９月30日　新規の避難者受入を終了

10月31日　旅館等での避難者受入を原則終了（経過期間：～12月15日）

12月15日　旅館等からの避難者退去が完了（事業終了）

2　内容（図１）

3　実績・成果

(1)　実績

ア　受入期間：平成23年４月24日から同年12月15日まで

イ　延べ人数：978人（延べ443世帯）

ウ　延べ泊数：62,247泊

エ　ピーク時：８月15日（284世帯・549人）

オ　協力施設数：133施設（実際の受入対応：55施設）

(2)　成果

旅館等を避難所として活用し個室空間を提供することで、避難の長期化に伴う各避難者の精神的・肉体的負担の軽減につながった。

図１　＜旅館等での避難者の受入＞

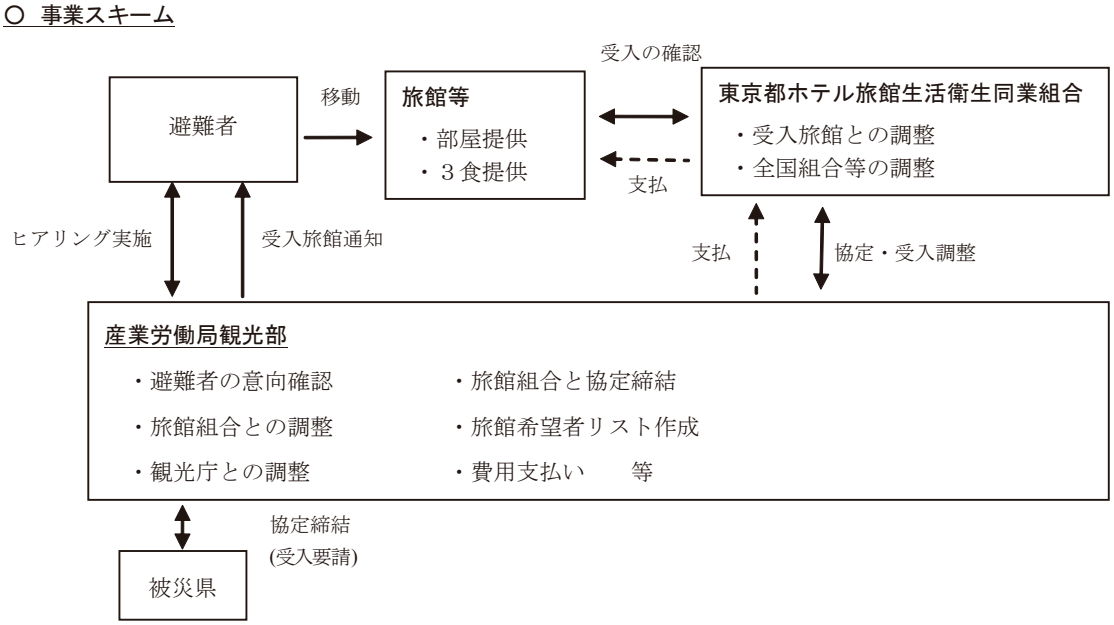

４　事業実施に当たっての課題等

(1)　ホテル等を活用した避難者の受入は、旅館業法の所管が衛生担当課であることから、過去の災害においては、各県の衛生担当課が所管していた。一方、東日本大震災においては、観光庁が、県境を越える避難者の受入方針について公表したため、これらを踏まえ、都においても、観光所管課がホテル等を活用した避難者の受入を担当することとなった。

しかし、個別の避難者への対応に当たっては、高齢者や障害者、ペットへの対応など、観光所管課がノウハウ・知見を有していない福祉施策を中心とした対応を求められることがあった。

(2)　長期間にわたり旅館等の個室を継続使用するため、退去後の原状回復に相当の費用を要するケースがあった。

５　その他

担当者のコメント

全てにおいて先例がない中、都度迅速に方針を決めて対応していく必要があったため、後になって「もっとよい形での対応ができたのでは」と考えることの多い事業であった。

多くの善意により成り立つ事業であったが、独自に類似の事業を実施している団体や施設も多く、情報の集約・共有を図ることの困難さを痛感した。一方で、観光的側面の強い旅館等が、いざというときに避難所として機能する実例でもあり、今後の災害に対する貴重な先例として、ノウハウを引き継ぐ必要があると考えている。

3　患者等の受入

透析患者の受入

福祉保健局　保健政策部　疾病対策課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

福島県では、県内沿岸部で震災によるライフラインの寸断や原発事故による緊急避難等の影響で透析医療の継続が困難な状況になっていた。

東京都での透析患者の受入れは、この状況の打開に向けて動いた東京都区部災害時透析医療ネットワーク（以下「透析ネットワーク」と言う。）、日本医師会、東京都医師会からの要請を受けて実施したものである。

(2)　経緯・取組

平成23年

３月15日　・透析ネットワークから、保健政策部疾病対策課長あてにいわき市等で透析医療の確保が困難になっている状況について情報提供が入る。

３月16日　・透析ネットワークから透析患者の宿舎確保依頼がある。
・福祉保健局は透析患者の受入れを決定。患者状態、人数（400人から600人）等の情報が未確定のまま、宿泊施設の確保に奔走。日本青年館など複数の宿泊施設の協力を得るが、国立オリンピック記念青少年総合センターとの交渉は継続。

３月17日

午前中　・最大の宿泊人数を確保できる国立オリンピック記念青少年総合センターと交渉を重ねる。

10時半頃　・透析患者を乗せたバス21台が東京都に向けていわき市を出発したとの情報が入る。

13時頃　・バスが埼玉県三郷パーキングエリアを出発したとの情報が都に入る。
・宿泊施設が決まらないため、一旦都庁へ。

14時半頃　・大型バス19台が都庁舎に到着。透析患者を５階大会議場へ誘導

15時頃　・遅れていた大型バス２台が到着

15時半頃　・国立オリンピック記念青少年総合センターとの交渉が成立し、受入れ決定
・容態の悪い患者を救急車4台とバスで病院へ搬送

19時頃　・透析患者が宿泊施設へ向けて出発

その他　・要介護者多数のため、都立看護学校にボランティアを要請
・通院のための交通機関確保
・患者名簿及びカルテが無いため、保健政策部の医師が付き添いの医療機関医師から聞き取り調査（３月18日未明まで。）
・各宿泊施設に都職員の常駐が必要のため、ローテーション調整

３月18日　・各宿泊施設から透析通院開始
・原発避難区域の患者及び医療スタッフに支援物資を供給

３月22日　・国立オリンピック記念青少年総合センターから、ＪＩＣＡ東京国際センターへ患者の移送

３月24日　・国立オリンピック記念青少年総合センターから、ＪＩＣＡ東京国際センター、日本青年館、新宿ニューシティホテルへ患者の移送
・都営住宅申し込み意向調査の実施

４月３日　・全員退所（この間、福島県内各医療機関の復旧に伴い順次帰省）

2　内容

(1)　発端－透析治療の継続が困難となった福島県いわき市

平成23年３月15日午後７時30分頃、透析ネットワークから、保健政策部疾病対策課長に、「震災によるライフラインの寸断で、いわき市での透析医療の確保が困難になっている。通院可能な患者約450名、内２割ぐらいは介助が必要だが歩行可、16日に東京着」との情報提供があった。

当時、いわき市内の医療機関は、震災による断水や停電などライフラインの寸断、加えて、福島第一原

子力発電所の相次ぐ水素爆発による放射能汚染の拡大から物流が停止し、透析医療の継続が困難になっていた。さらに、原発から20キロメートル圏内にある透析医療機関からの避難患者もおり、早急に透析医療を確保する必要があった。

(2)　都の受入れ準備

同年３月16日に福祉保健局は透析患者の受入れを決定した。被災県である福島県からの受入要請はなかったが、透析ができない場合には生命の危険が生じかねない切迫した状況の中、人道的な観点からの決断であった。

受入れの役割分担は、都内での透析医療機関の確保、調整を透析ネットワークが行ない、透析患者の宿泊先の確保を都が担うこととなった。

受入れに当っては、避難患者等の人数や要介護度などの基本情報が得られないため、一度第一本庁舎５階大会議場で待機してもらい、その後、確保した宿泊施設へ割り振ることとした。その際、局内の役割分担として、総務部企画計理課は、宿泊施設の確保及び提供食料の準備をし、保健政策部は、会場設営、受付、案内、到着した患者情報の整理、医療スタッフとの調整を担当することとした。

(3)　宿泊先の確保

「今回の受入れ患者は、医療的ケアが必要なことから体育館等の避難所ではなく、暖房がありベッドも用意できる宿泊施設等を確保する。」等の受入方針を決定。総務部企画計理課は宿泊先の確保に奔走した。健康安全部を通じて「東京都ホテル旅館生活衛生同業組合」へ、また、スポーツ振興局(当時) に多人数の受入れが可能な宿泊施設の紹介を依頼した。

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合では、数か所の宿泊先を一旦確保したが、一施設の宿泊人数が限られてしまい、患者が分散して医療スタッフによるケアが困難となることからこれらの宿泊施設を断念した。

また、避難患者の人数や性別、要介護状況などの基本情報がない上に、避難患者数の情報が当初予定していた400人規模から600人規模に増加するなど、確定情報を得られない中、スポーツ振興局から紹介された、国立オリンピック記念青少年総合センター、JICA東京国際センター、日本青年館ホテルなど、宿泊規模が数百人から1,500人規模の7施設と受入れ交渉を行った。最大の受入れ数が見込める国立オリンピック記念青少年総合センターを管理する国立青少年教育振興機構とは調整に時間を要してしまい、団体を管轄する文部科学省と交渉を重ね、午後３時半過ぎになってようやく受入れが決まった。

一時は、宿泊施設の確保ができなかった場合、５階大会議場に雑魚寝することも想定し、宿泊施設の交渉と平行して寝具600人分を手配した。しかし、寝具を納品できる業者は見つけたが、搬送手段の確保ができなかった。

(4)　現地を出発

同年３月17日午前10時半、透析患者数百名を乗せた大型バス21台が、東京都に向けていわき市を出発したとの情報が入った。この頃、都では宿泊先の確保に奔走している最中であり、まだ、受入れ施設も確定していない状況であった。

現地では、ライフラインの寸断により、医療機関においても停電や断水が続き、さらに、原発事故による影響で物流がストップし、非常用発電機の燃料の入手や医療物資の入手も困難な状況であった。原発周辺の市町では透析医療の提供が不可能な状況で、一刻も早く出発せざるを得なかった。

こうした混乱の中、医療機関ごとにまとまって移動したにもかかわらず、送り出す側においても正確な人数どころか、誰がバスに乗ったのかさえ把握できていない状況であった。このため、透析医療ネットワークに依頼して移動中のバスの中で一人ひとり状況確認を行ったが、透析医療ネットワークに各医療機関から事前に渡されたリストから200人規模で患者がいなくなっていたり、逆にリストに名前の無い患者がバスに乗っていることが判明した。結局、正確な人数を把握できないまま東京に向かっていた。また、移動に際して、避難９医療機関全体を把握し指揮するリーダーがいない上、誰がその役割を担うかさえも決まっていない状況であった。

午後１時頃、バス21台が埼玉県の三郷パーキングエリアを出発したとの情報が都に入った。ここで初めて、事前情報と異なり車椅子の患者が多数いることが判明し、急遽車椅子を確保した。また、昼食抜きで来るとの情報があり、総務局の協力により、備蓄物資の乾パンと水を確保した。局長からは、「水と乾パンだけではかわいそうなので、おにぎりか何かを用意できないか。」との指示があり、急遽おにぎりを600個購入することとなった。しかし、600個のおにぎりを短時間で用意できる業者がなかなか見つからず、たまたま別件で来庁していた百貨店の担当者に相談しておにぎり屋を紹介してもらい、何とか間に合わせることができた。

(5)　都庁に到着

午後２時30分、被災透析患者を乗せたバス19台が第一庁舎２階正面玄関に到着した。到着した患者は、順次福祉保健局職員に付添われながら５階大会議場に移動したが、車椅子の方や介助、見守りが必要な患者が事前情報よりも多いことが判明した。節電のためエレベーターの稼動数が通常の半分となっている中、車椅子とストレッチャーで順次運んでいたため、移動に時間を要した。

さらに午後３時には、入院予定患者を乗せたバス２台が到着した。今回の透析患者の移送をコーディネートした透析ネットワークは、当初、入院患者を乗せたバスは、直接入院予定先の医療機関を回って患者を順次降ろすこととしていたが、実際は入院先別に割り振り乗車ができていなかったため、一旦都庁に来て割り振りし直すこととなった。

その際、緊急透析が必要な患者が複数いたことから、医療政策部が東京消防庁に救急車を要請し、無事、医療機関に入院した。

都庁舎５階大会議場入口の様子

(6)　大会議場にて

第一本庁舎５階大会議場に入った透析患者に、おにぎりと水を配布したところ、多数の患者から対応した職員に対してお礼の声があった。その後、石原都知事（当時）が透析患者を慰問し、挨拶を行なった。最後に「頑張ろう。」と締めくくると、会場から大きな拍手が沸き起こった。それから、企画担当部長による挨拶や、疾病対策課長による状況説明、企画計理課長による受入方針の説明を行った。その間、同行してきた９医療機関の医療スタッフが宿泊先の割り振りなどの調整を行なっていたが、避難してきた透析患者に予定より多くの要介護者や高齢者が含まれていること、患者カルテ等診療情報がない上、患者の状況を同行医療スタッフが把握していないこと、各医療機関を取りまとめる代表者（事務局）の役割をする人がいないことなどから調整に4時間以上かかる事態となり、長時間に及ぶ待ち時間から気分が悪くなる患者も出てきた。

同行医療スタッフによる患者ケアの便宜を図る必要から、宿泊先が分散されることを避け、受入先を人数の多い国立オリンピック記念青少年総合センターと日本青年館ホテルの２か所とした。また、医療機関単位での行動を崩さないとの方針を決め、６医療機関が国立オリンピック記念青少年総合センターに、３医療機関が日本青年館ホテルに入所することになった。

午後７時過ぎに、ようやく宿舎への移動が始まったが、高齢者及び車椅子などの介助が必要な患者が多く、５階大会議場から２階の玄関までの移動、さらに、バスへの乗車で１時間近く要した。それでも、患者の多くは、対応した職員に対し感謝の意を述べ宿舎に向かった。

会場で待機する患者のみなさん

(7)　宿泊施設にて

宿泊先に決まった国立オリンピック記念青少年総合センターと日本青年館ホテルは、青少年等の研修を目的とした宿泊施設で、多人数の宿泊が可能であるが、特に、国立オリンピック記念青少年総合センターは管理棟以外に従業員の常駐はなく、シーツから清掃まで宿泊者が行なうシステムになっていた。そのため、都職員が24時間常駐し管理することを宿泊の条件とされた。そこで、保健政策部は、夜間は管理職、日中は一般職員が交代で常駐対応することになった。

17日に各宿泊施設に落ち着いた透析患者は、翌日から、透析ネットワークが手配した都内の協力医療機関45か所で順次透析を開始した。

協力医療機関が都内に広く分散しており、また、透析患者に見守りや移動介助が必要な方が大部分を占めていることから、保健政策部の職員が交代で各宿泊施設に詰め、早朝から患者の透析時間に合わせて福祉タクシー等の手配を行なうとともに、夜間透析が終わった透析患者の帰宿確認まで対応した。

また、要介護者が多いため、医療政策部が都立看護専門学校の教員と学生にボランティアを依頼し、透析患者の付添いや健康管理に係る支援を実施した。

宿泊施設については、国立オリンピック記念青少年総合センターとの契約が平成23年３月21日までであったが、いわき市内のライフラインの復旧が進まず、総務部企画計理課が延長交渉を行うも、同年３月24日が限度で、さらに21日時点で宿泊人数を半数に減らすことが条件になった。そのため、以前協力を申し出ていたＪＩＣＡの東京国際センターと新たに新宿ニューシティーホテルと契約し、同年３月22日及び同月24日の２回に分けて透析患者の大移送作戦を展開し、無事に移送を終えることができた。この間、いわき市内の各医療機関においては、診療の再開に向けて準備を続けており、３月末にはその準備が整ったことから、４月３日に入院患者を除く全ての透析患者が東京を後にした。

なお、原発から20キロメートル圏内の警戒区域の富岡町から避難してきた透析患者は、千葉県内の協力医療機関の併設施設に身を寄せることになった。

3　実績・成果

(1)　実績

透析患者399名の受入れ（入院患者を除く。）

(2)　成果

多数の透析患者を受け入れるという過去に例のない取組であったが、都内の透析医療機関や宿泊施設、看護学生ボランティアなど多くの協力を得て、透析患者が福島県に戻るまでの間きめ細やかな支援を継続することができた。

4　事業実施に当たっての課題

透析患者の集団避難の受入れに当たって、福祉保健局を挙げて対応をしたが、下記のことから準備を含めて受入れ当初は混乱を来たした。

・避難に当って、避難元の自治体の関与が無かった。
・事前に避難患者の人数、症状等、受入れに必要な情報の提供が無かった。
・複数の医療機関による集団避難をまとめる事務局、代表者が不在であった。
・要介護者、高齢者が多数おり、介護スタッフが不足していた。
・同行の医療従事者による患者の把握が不十分であった。
・確保した宿泊施設は研修施設ということもあり、３月下旬から４月の上旬までは年度替わりで研修目的の予約が少なかったことが幸いした。しかし、今回協力を申し出た他の施設も含め、他の期間は予約でほぼ一杯であるとのことから、今後、同様の対応事例が発生したときに宿泊施設の確保が課題になる。

4　児童生徒の受入

都立学校等における被災児童生徒等の受入支援

教育庁　総務部　総務課
都立学校教育部　高等学校教育課・特別支援教育課
地域教育支援部　管理課・義務教育課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災発生後、地震・津波により被災したり、福島第一原子力発電所の事故により避難した多数の被災者等を、東京都をはじめ各都道府県が受け入れた。

東京都が設置した味の素スタジアム、東京武道館及び東京ビッグサイトをはじめとする避難所のほか、親類宅等に受け入れられた避難者の中には、多数の幼児、児童及び生徒が含まれており、避難の長期化に伴い、避難中の児童・生徒等に対する就学機会の確保が必要となった。

文部科学省は、平成23年３月14日付「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」により、被災した児童・生徒等の公立学校への受入れについて、「域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること」とするほか、義務教育段階における教科書の取扱いや公立幼稚園、高等学校、特別支援学校等における入学料の取扱い、心のケアを含む健康相談等の充実などについて十分な留意を求める通知を発出した。

(2)　経緯・取組

平成23年

３月14日　文部科学省から「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」を発出

３月17日　被災地域からの生徒の受入れ等に関する通知等を関係機関へ発出

３月18日　都内区市町村教育委員会に対し、被災児童生徒等の就学についての特段の配慮及び教育施設における被災児童生徒の受入れについての検討依頼の文書を発出

３月18日　被災県教育委員会にＢｕｍＢ東京スポーツ文化館等における児童・生徒の受入れを案内

３月18日　被災地域からの転入学者に対する入学料減免措置の概要、生徒・保護者への周知及び各都立高等学校における事務処理について関係機関へ通知を発出

３月24日　ＢｕｍＢ東京スポーツ文化館で最初の児童受入れ

４月４日　各都立高等学校における、被災地域からの転入学者に対する教科用図書等の給付の事務処理について関係機関へ通知を発出

４月12日　被災地からの転入児童生徒を含めた全児童・生徒の人権に配慮した生活指導を徹底するため、関係機関へ通知を発出

４月27日　都立特別支援学校における、被災地域からの転入学者に対する学校教育活動に必要な経費の一部公費負担について関係機関へ通知を発出

６月22日　都立高等学校等における被災地域からの転入学者に対する修学旅行費等の給付金(東京都立高等学校等修学旅行等給付金)について交付要綱を制定

７月15日　被災児童・生徒等の都立特別支援学校の学校教育活動に必要な経費の補助金(東京都立特別支援学校被災児童・生徒等受入支援事業補助金)について交付要綱を制定

８月30日　被災幼児の入園料、保育料の補助事業(被災幼児就園支援事業)、被災児童・生徒の小・中学校の学用品費、学校給食費等の補助事業(被災児童生徒就学援助事業、被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業)について要綱を制定

平成24年

１月12日　各都立高等学校における、被災地からの転入学者に対する入学料減免措置に関する通知を関係機関へ発出

３月30日　都立高等学校等における被災地域からの転入学者に対する教育活動に必要な経費の給付金(東京都立高等学校等被災生徒支援給付金)について交付要綱を制定

2　内容

(1)　児童・生徒の都内区市町村立学校における受入れ・就学支援

ア　都内区市町村立学校における受入れ

東京都教育委員会は、各区市町村教育委員会に対し、平成23年３月14日付文部科学省通知の内容の周知を図るとともに、同月18日付けで各区市町村教育委員会に対し、管下公立学校への被災児童生徒等の就学についての特段の配慮と、管下の教育施設における被災児童生徒の受入れについての検討を依頼する文書を発出し、必要な調整や情報提供を行った。

都内の避難所においては、所在区市教育委員会が児童・生徒の就学の相談を行っており、東京都教育委員会も、就学に関する連絡先を周知するための案内を配布するとともに、必要に応じ相談窓口の開設を行った。

イ　区市町村立学校の被災児童・生徒等に対する就学支援

平成23年３月14日付文部科学省通知等を受け、東京都教育委員会は次の３事業を実施した。

(ア)被災幼児就園支援事業

被災し、幼稚園への就園支援が必要となった幼児の保護者等に必要な就園奨励事業を実施した区市町村に対して、東京都が補助を行う。

(イ)被災児童生徒就学援助事業

被災し、就学困難と認められる児童生徒の保護者等に必要な就学援助を実施した区市町村に対して、東京都が補助を行う。

(ウ)　被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業

被災し、特別支援学校及び特別支援学級等に就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、必要な援助を実施した区市町村に対して、東京都が補助を行う。

(2)　児童・生徒の都立学校における受入れ・給付

東日本大震災に被災した児童・生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、東京都教育委員会では、都立学校への受入れを希望してきた児童・生徒の受入れ及び教科書の給付等必要な支援を行った。

ア　都立学校における受入れ

（ア）　都立高等学校及び都立中高一貫教育校における受入れ

東日本大震災に被災したことに伴い、現在在籍する高等学校等又は入学予定の高等学校等に通学することが困難となった生徒のうち、都内に転居することが確実な者から転学及び入学希望があった場合には、各都立高等学校等において受入れを行うこととした。転入学に当たっては、学校教育法施行規則に基づき、面接等必要な検査を実施の上、受入れを決定し、入学考査料については免除することとした。

（イ）　都立特別支援学校における受入れ

都立高等学校と同様、東日本大震災に被災したことに伴い、現在在籍する特別支援学校幼稚部又は高等部に通学することが困難となった生徒等で都内に転居することが確実な者から転学及び入学希望があった場合には、東京都特別支援教育推進室において転学相談を行うこととした。この場合の都立特別支援学校高等部における入学考査料については、免除とした。

なお、義務教育段階の都立特別支援学校小学部及び中学部への転学希望の場合には、転居先となる区市町村教育委員会で転学相談を行っている。

（ウ）　入学料等の免除

東日本大震災に被災し、又は同地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により避難し都立学校への転入学を許可された者について入学料を免除した。

イ　教科用図書等の給付

東日本大震災に被災し都立学校に転入学した生徒に対し、経済的負担を軽減し就学の機会を確保すること等を目的として、教科用図書、体操着等実技・実習に要する用具等の購入経費、修学旅行等校外学習に要する経費について公費により給付した。

(3)　ＢｕｍＢ東京スポーツ文化館における受入れ

被災し、小・中学校、高等学校等への通学が困難となった児童・生徒に衣食住を提供するとともに就学の機会を確保するため、発災直後の平成23年３月18日に岩手県・宮城県・福島県教育委員会へＢｕｍＢ東京スポーツ文化館ほか３施設での児童・生徒の受入れを案内した。

入所した児童・生徒は、都立学校の教員・寄宿舎指導員等のほか、東京学芸大学等のボランティアによる学習支援を受けながら、基本的な生活習慣を確立した規則正しい共同生活を送った。

ＢｕｍＢ東京スポーツ文化館での受入れは、当初1学期末までを予定していたが、福島第一原子力発電所事故の収束が不透明であったことから、引き続き平成23年度末まで受入期間を延長した。ただし、震災前からの事前予約でＢｕｍＢ東京スポーツ文化館が既に満室となっていた夏季休業期間の同年７月23日（土曜日）から同年８月28日（日曜日）までは、都立江戸川特別支援学校旧寄宿舎での生活となった。

ＢｕｍＢ東京スポーツ文化館における被災児童・生徒受入事業の終了に際しては、学習支援やＦＣバルセロナ選手との交流等各種イベントへの招待等で支援していただいた43団体に対して、東京都教育委員会から感謝状を贈呈するとともに、児童・生徒、保護者及び一緒に生活してきた支援員による閉所式典を行い、平成24年３月31日に閉鎖した。

ＢｕｍＢ東京スポーツ文化館の子供たちと学習ボランティア

3　実績・成果

(1)　都内公立学校の被災児童・生徒等受入状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	24人	31人	20人
小学校	659人	591人	545人
中学校	235人	236人	231人
高等学校	198人	231人	45人
中等教育学校	1人	1人	1人
特別支援学校	17人	15人	15人
合計	1,134人	1,105人	857人

※各年度５月１日現在の受入数

(2)　都内公立学校の被災児童・生徒等に対する就学支援

ア　区市町村立学校の被災児童・生徒等に対する就学支援（表１のとおり）

イ　都立学校の被災児童・生徒に対する教科用図書等の給付・補助実績

区　　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
都立高等学校	1,947人	439人	405人
都立特別支援学校	3人	3人	2人

（内容）　a　教科用図書及び授業で使用する補助教材
b　体育着・柔道着・剣道着など実技・実習に要する用具
c　修学旅行、移動教室などの校外学習に参加するための費用

※１　都立高等学校における実績人数は、延べ人数である。

※２　都立特別支援学校における補助内容については、特別支援教育就学奨励事業と合わせて実施している。

(3)　ＢｕｍＢ東京スポーツ文化館における受入れ

受入期間　平成23年３月24日から平成24年３月30日まで

受入人数　30人（内訳：小学生14人、中学生５人、高校生11人）

4　その他

担当者による当時の様子やコメント（ＢｕｍＢ東京スポーツ文化館　受入業務従事者）

・当初、入所した児童・生徒が集団生活を送る上での決まり事等がほとんどなく、支援員との話し合いながら、マニュアル等を徐々に形にしていく運営となった。
・着任当時、施設利用や公費執行のためのマニュアル類や現金使用簿等、支援業務に必要な備品等がなく、そうしたマニュアル類の整備、備品の調達等から始まった。
・子供たちの通う学校に赴き、体操着や教員から要望があった消耗品の購入なども行った。
・空いた時間、子供たちと話をしたり、一緒に遊んだりするなどして交流を深めることができた。小学生の子供が丹精を込めて折ってくれた鶴が大切な物となっている。
・今回の業務を通じて、被災地の方が必要としていることを受動的に待つのではなく、実現可能な選択肢を提示して要望を聞き取ることで現状を前進できることを実感した。

表１

区　　分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
被災幼児就園支援事業	対象自治体	27区市	23区市	20区市町
	補助金交付額	9,460千円	8,039千円	7,375千円
被災児童生徒就学援助事業	対象自治体	51区市町	47区市町	49区市町
	補助金交付額	59,493千円	48,719千円	45,952千円
被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業	対象自治体	実績なし		
	補助金交付額			

5　児童・生徒の心のケア

スクールカウンセラーの派遣・電話相談（こころのケア支援事業）

教育庁　指導部　指導企画課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災発生後、地震・津波により被災したり、福島第一原子力発電所の事故により避難したりした多数の被災者等を、東京都をはじめ各都道府県が受け入れた。

東京都が設置した味の素スタジアム、東京武道館及び東京ビッグサイトをはじめとする避難所のほか、親類宅等に受け入れられた避難者の中には、多数の幼児・児童・生徒が含まれており、避難の長期化に伴い、避難中の児童・生徒等に対する就学機会の確保が必要となった。

文部科学省は、平成23年３月14日付「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」により、被災した児童・生徒等の公立学校への受入れについて、「域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること」とするほか、義務教育段階における教科書の取扱いや公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い、心のケアを含む健康相談等の充実などについて十分な留意を求める通知を発出した。

(2)　経緯・取組

平成23年

３月14日　文部科学省から「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」を発出

５月18日　都内区市町村教育委員会に対し、「東京都公立学校緊急スクールカウンセラー派遣事業」の実施意向調査について（依頼)」を発出

2　目的・内容

(1)　目的

被災地から転入した児童・生徒等の心のケア

(2)　内容

ア　被災地から転入した児童・生徒への緊急スクールカウンセラーの配置

災害救助法適用地域から都内の公立小・中学校へ転入した児童・生徒について、心のケアが必要と都内区市町村が判断した場合、当該区市町村からの要請に基づき緊急でスクールカウンセラーを配置した。

イ　BumB東京スポーツ文化館等への都教育相談センター心理職、専門家アドバイザリースタッフ、問題行動サポートスタッフの派遣

被災地からの児童・生徒がBumB東京スポーツ文化館等への入所に当たり、今後の適応を円滑にするため、心理職との面談を設定した。

面談で継続的な支援が必要な場合、及び都内公立学校からの対応の要請がある場合には、専門家アドバイザリースタッフや問題行動サポートスタッフを派遣した。

ウ　被災地児童・生徒・保護者に対する電話相談

被災地児童・生徒・保護者に対して電話応対が24時間常時可能となるよう電話相談体制を整備した。

3　実績・成果

(1)　実績

ア　被災地から転入した児童・生徒への緊急スクールカウンセラーの配置

平成23年度実績　都内11区市町

イ　BumB東京スポーツ文化館等への都教育相談センター心理職、専門家アドバイザリースタッフ、問題行動サポートスタッフの派遣

平成23年度実績11件

ウ　被災地児童・生徒・保護者に対する電話相談
平成23年度実績75件

(2)　成果

被災地から転居を余儀なくされたり東日本大震災を目の当たりにし、心理的な負担を負っている児童・生徒等への心のケアを図ることができた。

4　その他

緊急スクールカウンセラーの配置及びBumB東京スポーツ文化館等への都教育相談センター心理職、専門家アドバイザリースタッフ、問題行動サポートスタッフの派遣については、平成23年度で終了した。

電話相談については、平成24年度からは都教育相談センターにおける通常業務の中で実施し、被災児童・生徒へのメンタルアドバイザー（臨床心理士）の派遣事業については、平成25年度で終了した。

第２節　避難者支援

1　住宅の提供

都営住宅等の提供

都市整備局　都営住宅経営部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

発災後の翌週の平成23年３月14日から避難者が次々に都庁に来庁し始める。この時点では、東京都での受入れ施設が整っていないため、先に受入れを表明していた、さいたまスーパーアリーナを紹介することとなった。その後、同年３月17日から東京武道館と調布庁舎(味の素スタジアム)に避難所を設け、約1,600人規模で避難者の緊急受入れを開始した。その後、東京国際展示場(東京ビッグサイト)と東京国際フォーラムの2施設を追加するとともに、区市町村とも連携を図りつつ、都内で約10,000人の受入れ体制を整備した。

(2)　経緯・取組

震災後、都営住宅等の提供については、被災県・国・近隣県市等からの情報収集と調整に努め、３月中旬には方針を決定し、短期間で避難者の受入れが可能な住宅として都営住宅、東京都住宅供給公社から提供を受けた公社住宅など、当初600戸を確保した。

平成23年

３月19日　被災者からの電話対応開始(～４月中旬)
３月23日　申し込み受付開始(～３月25日)
３月28日　第１回抽選及び結果発表
４月１日　第１回当選者対象入居説明会
４月15日　全落選世帯対象国家公務員宿舎への受入れ
４月19日　全落選世帯対象都営住宅への受入れ
４月26日　第２回都営住宅の受付
７月25日　都内避難者受入れの常時相談の受付開始
12月28日　受入れ受付終了

2　内容

(1)　都営住宅等の受入れ手続きなど

平成23年３月25日までの受付は、約1,600世帯の応募があった。地震等による避難者向けと福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者向け各300戸の計600戸を確保した。入居に際しては高齢者、障害者、乳幼児のいる世帯等を入居優先世帯としていたが、優先世帯だけで確保した戸数を上回る応募があったことから、同年３月28日に抽選を行い入居者を決定した。

同年４月１日、第二本庁舎２階で、当選した避難者一人ひとりに、割当て住宅について、場所や間取りなどの説明を行った。その後避難者が各自入居する都営住宅に向かい、現地で入居説明会、入居手続き及び鍵の交付となった。現地では、自治会など居住者団体や区市と連携し、受入れ世帯数、学齢期の児童数、高齢者数などを事前に連絡の上、また住宅建設事務所の職員や公社職員の協力も得て、各団地の集会所15か所で同時に行った。

常時受付の開始後は、受付・審査→住宅の確保・割当→住宅設備器具等設置→入居説明・手続というサイクルになり、受入れ住宅の準備が整うごとに、頻繁に入居説明と入居手続きを実施し、平成23年９月６日から平成24年３月８日まで、国家公務員宿舎の入居手続も合わせると入居説明及び入居手続の回数は計40回に上った。入居まで避難者が待機する期間は、受付から入居まで約1か月から2か月であった。

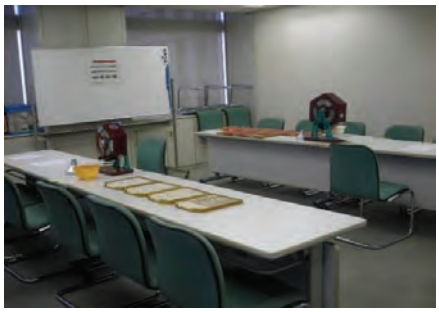
第二本庁舎20階E会議室が臨時抽選会場

被災県東京事務所職員立会のもと抽選

4月1日午前第二本庁舎2階にて

4月1日午後都営成増五丁目APにて

(2)　避難者への連絡方法

第１回目以降の都営住宅等の入居に関する避難者への連絡は、迅速に伝えることを重視し、主に入居申込みをした避難者の連絡先に電話をかけ、口頭で内容を伝えるものであった。部内各課職員が手分けをして、あらかじめ用意したマニュアルに沿って電話をかけた。しかし避難者がすぐに電話に出てくるとは限らず、何回かかけ直す場面が少なからずあった。

(3)　受付・手続き会場の手配など

会場の手配については、財務局の庁舎管理課や総務局の警備担当と入居受付や入居説明のあるたび、打合せ、多数の人数が一度に押し寄せても対応可能な空間として第二本庁舎内の臨時窓口、入札室、２階ロビーなどを確保することに努めた。

第二本庁舎１階ホールが支援物資で埋め尽くされ、１階フロアも救援物資受付会場に使われていることから、実際使えるのは第二本庁舎２階のタリーズコーヒーがある周辺と庁舎出入り口周辺の空間に限定されていた。

(4)　受付の終了

平成23年４月から受入れを行ってきた都営住宅については、被災県と調整の上、同年12月28日をもって受付を終了した。

(5)　都内避難者への都営住宅等の割り当てについて

ア　避難者の受入れ住宅の確保

(ア)　都営住宅の確保

住宅の確保に当たっては、直ちに使用できる住宅で、ある程度戸数がまとまっている団地であることを条件とすることから、建替事業の移転先として確保している住宅にしぼり、これらの住宅を所管している東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所に、建替事業に支障のない範囲で、提供できる住宅を至急選定するよう要請を行った。

住宅建設事務所では、当面、建替事業で使用しない住宅を精査し、かつ、浴槽設置の有無や補修の必要性があるかなど、使用に問題のない住宅を至急点検の上、約400戸の住宅を確保することができた。

＜主な避難者受入れ都営住宅＞

百人町四丁目第５アパート
（新宿区）

小松川三丁目第２アパート
（江戸川区）

武蔵野緑町二丁目第３アパート
（武蔵野市）

（イ）　国からの国家公務員宿舎の提供

平成23年４月１日の第１回の都営住宅等への受入れに当選されなかった方で、「原発周辺において、国から避難指示等が出された地域の避難者」、「東日本大震災の地震により居住継続が困難になった避難者」を優先して、国から提供を受けた国家公務員宿舎である東雲住宅を活用し、都営住宅とあわせて約700戸を確保した上で、第2回の避難者の方の受け入れを行った。国からは、東雲住宅以外にも九段住宅及び東久留米住宅の提供を受けた。

イ　避難者への住宅の決定

避難者の住宅を決めるに当たっては、申込書に記載された内容を基に、以下の基準に基づいて住宅の決定を行った。

＜申込書への主な記載項目＞

申込書には、申込者名、現在の居所、連絡先、入居予定者、続柄、年齢、優先区分、希望地区を記入項目とした。

優先区分は、乳幼児、妊婦、障害者、難病患者、65歳以上の高齢者がいる世帯とし、入居希望地区として、「23区」・「多摩地域」・「どちらでもよい」とした。

これらの情報を基に、以下の基準に沿って、住宅の決定を行った。

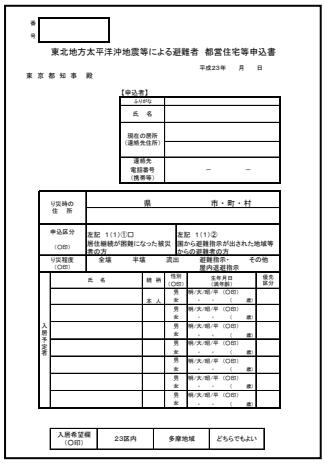
東北地方太平洋沖地震等による避難者　都営住宅等申込書

都営住宅等申込書

＜住宅を決定する基準＞

・避難者の世帯人数に応じた広さ
・避難する方の性別・年齢、妊婦、乳幼児、学齢期児童、その他の事情を踏まえ、避難者の方の意向や状況を可能な範囲で反映
・避難者の方が孤立しないように、一定の団地にまとまって入居していただくなどコミュニケーションの維持にも配慮
・（特に２回目の住宅決定からは、受入れ住宅のストックを勘案しながら、同じ地域からの避難者がまとまって入居できるようにした。）

常時受付になってからは、東京での生活が長くなるにつれて、通学、通院、介護などの個別の事情が多くなり、住宅の決定が難しくなり、都営住宅等で対応できない場合、民間賃貸住宅で受け入れるなど避難者の方に配慮した。

ウ　受入手続

避難者の受入れの手続に当たっては、手続の簡素化が図られ、短い期間で受け入れることができた。

避難者の受入れの方針決定からわずか2週間余りで多数の避難者の受入れができたのは、都営住宅経営部の各課及び東西住宅建設事務所との連携・協力があって可能になったものである。

(6)　住宅設備器具等の貸与について

ア　住宅設備器具等５点の貸与

東日本大震災等による避難者は、急な避難を余儀なくされた方々であったため、避難への準備が不十分であると想定された。このため、避難者への都営住宅等の一時提供に当たり、避難者が直ちに生活が開始でき、また被災地の状況など必要な情報を得られるよう、ガステーブル、照明器具、寝具、テレビ及び冷蔵庫の５点（住宅設備器具等）について、避難者

＜東雲住宅＞

東京メトロ豊洲駅方面より

建物敷地内より

居室からの風景

が入居する住宅に設置することとした。

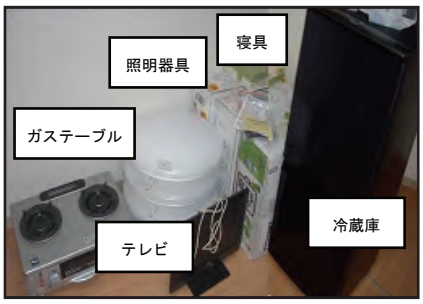

住宅設備器具等５点セット

イ　緊急的かつ即時対応の必要性

今回設置する住宅設備器具等の経費については、災害対策予算として措置できるよう関係部局と調整を図り、災害救助法等による国への求償についても視野に入れるとともに、第1次受入れとなる震災発生から20日後の平成23年4月1日まで短期間となるため、緊急処置として都営住宅等事業会計により住宅設備器具等を購入・設置することとした。

また、入居に際しては、設置と併せて都営住宅等の空家清掃等を実施する必要があった。

その後、複数回にわたる避難者の受入れの対応についても、常にスピードを意識した準備態勢体制が不可欠であった。

ウ　応急仮設住宅の指定

都営住宅等は、入居当初、避難所としての位置付けであったが、平成23年６月、災害救助法による応急仮設住宅としての扱いとなった。ついては、他県の応急仮設住宅の標準仕様であるエアコン、網戸及びカーテンが未設置であったため、対応することとなった。しかし、すでに盛夏を迎えており、避難者からの早い設置の要望もあり、同年７月20日の学校の夏休み前までを目途に設置を迅速に進めるよう取り組んだ。

３　その他

担当者のコメント

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、未曽有の被害をもたらした。東京都は、被災地より避難された方々を可能な限り受入れてきた。過去にも、地震や噴火など自然災害による避難者を受入れしてきた経験はあったが、今回の受け入れはそれに加えて原発事故による避難者の受け入れが多くを占めた。

原発事故による避難者については、県の意向により福島県在住者全てを対象としたが、受入れ対象者の範囲の定義づけが非常に難しかった。

首都直下型をはじめ地震はいつ発生するか分からないと言われている。都職員も避難者となり得る可能性は十分ある。

避難者の受入れ業務を通じて経験したことは、常日ごろから地震等に備えるとともに、想定外の事態に直面しても、現場にあるもので工夫しながら対応していくこと、そして、自らが被災者になったときは、自身の行動や言動について、都の職員として自覚をもって行動していくことを強く感じた。

今回の避難者受入れ業務は、さまざまな都の部局から支援や各方面から協力を頂いた上で成し得たものである。この場を借りてご協力の御礼を申し上げる。

民間借上げ住宅の提供

都市整備局　住宅政策推進部　不動産業課

１　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東京都では、都民が震災等で被災した場合に備え、地域防災計画に基づき、不動産業関係の業界団体（(公益社団法人)東京都宅地建物取引業協会、(公益社団法人)全日本不動産協会東京都本部及び(公益社団法人)東京共同住宅協会）と民間賃貸住宅の借上げについての協定を締結している。

今回、東日本大震災の発生に伴い、被災県から応援要請があったことにより、東京都として、応急仮設住宅を避難者に提供することとなった。

当初は都営住宅等で受け入れたが、様々な事情により都営住宅等で受入れができない方を対象として民間賃貸住宅を借り上げて避難者に提供することとなった。

まず、閉鎖後のグランドプリンスホテル赤坂に避難されている方を対象に受け入れ、その後、その他の都内へ避難している方を対象に受け入れた。

(2)　経緯・取組

被災３県からの民間賃貸住宅の借上げに係る依頼（平成23年５月８日　福島県、同月11日　宮城県、同月19日　岩手県）があり、また、旧グランドプリンスホテル赤坂への避難者の受入れが終了する（同年６月30日）ことから、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することの検討を開始した。

平成23年

５月　募集要件の検討

被災３県からの要請に従って、入居者要件を設定した。

家賃は7.5万円／月（世帯人数５名以上は10万円／月）を上限として民間賃貸住宅を借り上げ提供することとした。同時に、日本赤十字社から寄贈された生活家電セットや都貸与の布団、テレビ及び冷蔵庫の手配も行った。

実際の業務は「(公益財団法人)東京都防災・建築まちづくりセンター」に委託し、受入れを行うこととした。

６月20日　民間賃貸住宅による受入れの開始(プレス発表)

当面、８月末までの受付を予定

災害救助法に基づき、入居期間は当面１年間

７月22日　上記のプレス発表の具体的な内容として、被災者受入れ業務を委託したことに伴い、７月27日以降の受付業務を上記センターで実施すること及び受付期間を当面平成23年８月31日までとすることを発表(プレス発表)

９月１日　受付期間を当面９月30日までとする。(プレス発表)

９月26日　受付期間を12月28日までとする。(プレス発表)

11月25日　被災３県からの要請に基づき、入居期間を２年間に延長(プレス発表)

12月28日　受付終了(入居者の契約は平成24年３月30日まで発生)

平成24年

５月16日　入居期間を３年間に延長(プレス発表)

平成25年

９月18日　入居期間を岩手県、宮城県からの避難者は４年間、福島県からの避難者は平成27年３月末まで延長(プレス発表)

２　目的・内容

(1)　目的

被災県からの応援要請に基づき、被災地において居住継続が困難になり、都内に避難している方を対象に応急仮設住宅を提供することにより、住宅の確保を図る。

(2)　内容

ア　募集条件等

対象世帯	
(1)通学、通院、介護などの個別のご事情があり、都営住宅等では適切な住宅が見つからない方。宮城県及び岩手県に居住されていた者については、東日本大震災により居住継続が困難な者 (2)既に都内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を締結し居住されている者で、所定の条件を満たし、家主等の同意を得て都の借上契約に切り替えることが可能な方	
対象物件・経費等	
家賃等(都負担)	家賃、共益費、管理費、駐車場料、退去修繕負担金、仲介手数料、損害保険料等
借上げ期間	借上契約を締結した日から当面１年間(当初)
その他	新耐震基準を満たす建築物であること エアコン、コンロ、照明器具、給湯器、カーテンが設置されていること

イ　募集の周知方法

平成23年６月20日　都ホームページに情報掲載

プレス発表と併せて、都ホームページに募集について掲載するとともに、都内の避難所でも情報提供を行った。

ウ　募集、入居申込の受付・相談・事務手続

平成23年７月27日～　募集受付【(公益財団法人)東京都防災・建築まちづくりセンター】

業務委託した「(公益財団法人)東京都防災・建築まちづくりセンター」の事務所内に、問い合わせ窓口となる「民間賃貸住宅による避難者受入れ東京都相談センター」を設け、被災者からの電話相談を受け付けた。センターは、相談受付票を作成し、事前に作成した物件リストをもとに住宅を紹介、また、適切な物件がリストにない場合は、関係団体を通じ宅建業者等に住宅の紹介を依頼した(下図のとおり。)。

エ　契約手法・契約手続き

住宅所有者と都の二者間による普通建物賃貸借契約及び被災者と都との一時使用貸借契約

都が、住宅所有者から普通建物賃貸借契約で住宅を借り上げ、被災者とは一時使用貸借契約を結び住宅を提供することとした。

オ　入居実態の確認・対応等

現地確認

年２回現地を訪問し、居住者と面会している。

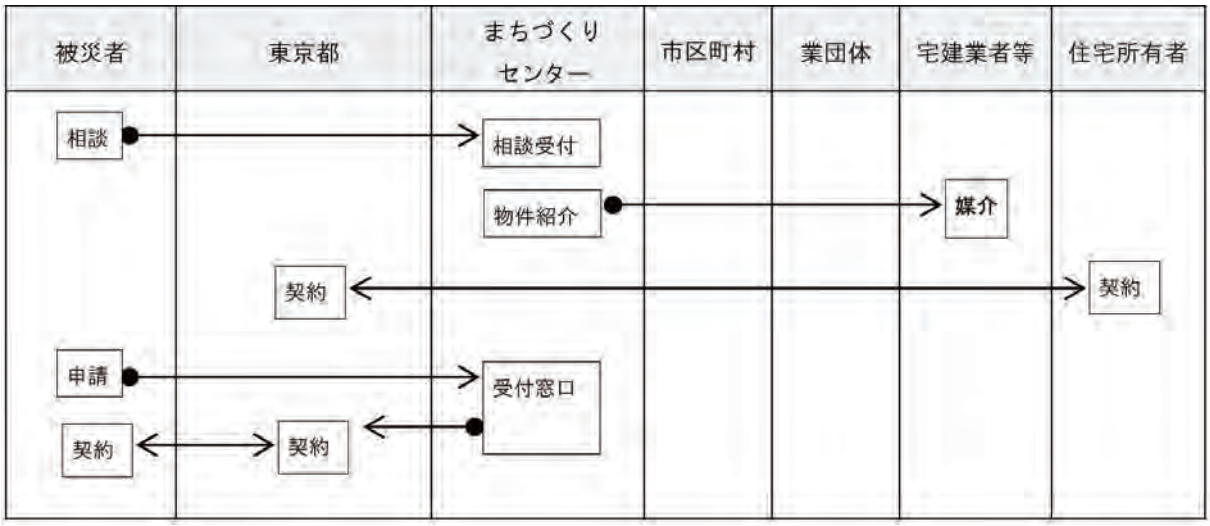

3　実績・成果

(1)　契約実績

平成24年3月30日現在		平成25年3月31日現在		平成26年3月31日現在	
件数	人数	件数	人数	件数	人数
480	1,112	410	921	339	759

(2)　成果

・被災し、都内に避難してきた方に建物としては仮設ではない民間賃貸住宅を提供することができ、生活の再建に寄与している。
・応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げることは、初めての取組であるため、今後、都が被災した場合に、問題点を含めてその経験を生かすことができる。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

ア　被災者の様々な希望を優先しすぎると住宅確保が困難となる。
イ　駐車場代など必要と思われる費用であっても求償対象とならないものもある。
ウ　他の自治体の受入れ条件が分からず、保険料等、負担の判断に苦慮した経費があった。

(2)　今後の展望

平成26年８月６日　応急仮設住宅の供与期間を岩手県、宮城県からの避難者のうち供与期間を延長することとされた市町村からの避難者については、入居日から５年間、福島県からの避難者は平成28年３月末まで延長(プレス発表)

5　その他

・都として民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として被災者へ提供することは、初めてであったため、契約等の内容を決定するためにかなりの時間を割いた。
・被災者の希望は様々であり、その希望と住宅とをマッチングさせることに苦慮した。
・民間賃貸住宅では、エレベーターがある住宅を確保することが難しく、被災者の理解も得ながら、都営住宅等との調整を行い対応した。

2　孤立化防止事業

戸別訪問活動、サロン活動等

福祉保健局　高齢社会対策部　在宅支援課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

震災後、福島県等から都内へ多くの方が避難されてきて、都営住宅等の団地に入居されたり、子どもや親戚宅へ身を寄せて生活することとなった。避難が長期化する中で、特に高齢者や障害者の避難者が見知らぬ土地で生活することへの不安が増してひきこもりがちになることが懸念されたため、避難者の不安を取り除き孤立化しないような対策が必要とされた。

(2)　経緯・取組

「東京緊急対策2011」(平成23年５月30日)に盛り込まれ、平成23年６月の東京都議会第二回定例会において審議され、補正予算として成立したことにより事業が開始された。

＜具体的経過＞

平成23年
７月１日　補正予算成立
７月19日　避難者の孤立化防止事業等に関する説明会開催

2　目的・内容

(1)　目的

被災地から避難してきている避難者(特に高齢者・障害者等の要配慮者)が、見知らぬ土地で生活する

ことへの不安が増してひきこもりがちになることがないように、避難者を支援し孤立化防止を図る。

(2)　内容

各地域の社会福祉協議会が中心となり、区市町村や自治会、民生委員等と連携しながら、避難者の生活している地域の実情に応じて以下の取組を行う(東京都社会福祉協議会への補助事業)。

ア　戸別訪問

特に高齢者・障害者等の要配慮者を中心に戸別訪問を行い、生活上の困りごと等がないか確認し、必要な支援につなげる。同時に、避難者支援の相談窓口、利用できるサービスやその手続き等を記載したリーフレットを作成し配布する。

また、定期的に訪問することで、避難者のひきこもりや孤立化を防止する。

イ　サロンの設置

団地の集会室等を避難者が集う「サロン」として活用することで、避難者同士の交流を図り、避難者の孤立化を防止する。

ウ　その他

区市町村や地域包括支援センター等と連携し、避難者の自立した生活に向けた支援を行う。

3　実績・成果

(1)　実績

実施年度	実施地区数
平成23年度	15地区
平成24年度	19地区
平成25年度	17地区

(2)　成果

ア　戸別訪問を通して、避難者それぞれの生活状況やニーズ等に合わせたきめ細かい支援の提供が可能となっている。

イ　サロンや交流会の開催を通して、避難者同士や地域住民との交流が広がっており、避難者の孤立化防止に寄与している。

ウ　避難者自らが戸別訪問を実施したり、サロンや交流イベントを企画・運営するなど、自主的な取組も展開されるようになっている。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

ア　自ら声をあげず、支援を拒否される方を緩やかに見守りながら適切な支援につなげるため、近隣住民や関係機関と連携した、粘り強い対応が必要とされている。

イ　子育て、就労、ひきこもり、アルコール依存等、多様化する避難者のニーズに対し、個々の状態に合わせたより一層きめ細かい支援が求められている。

ウ　関係部署、避難先自治体、避難元自治体、各種関係機関等との連携の強化を図り、一体的・総合的な支援が必要とされている。

(2)　今後の展望

避難元への帰還または都への定住など、避難者の意向を踏まえて各地域で自立して生活できるように、関係機関が連携し一体的・総合的な支援を展開していく必要がある。

3　就労支援

震災等緊急雇用対応事業

産業労働局　雇用就業部　就業推進課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災後の被災地雇用対策として、国が平成23年度一次補正（震災対応事業）及び第三次補正予算（震災等緊急雇用対応事業）を措置。それを財源として、既存の緊急雇用創出事業を活用して各都道府県が実施した。

(2)　経緯・取組

平成23年５月　震災対応事業の新設（事業期間　平成23年度内）
平成23年11月　震災等緊急雇用対応事業の新設（事業期間　平成23年度から25年度まで）

2　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災等の影響による失業者（被災求職者若しくは平成23年３月11日以降に離職した失業者）に対する一時的な雇用・就業機会を創出する。

(2)　内容

東京都及び区市町村が、民間企業等に対する委託事業や直接雇用（自治体における臨時職員の雇用）により、被災求職者等を雇い入れる。

3　実績

被災求職者の雇用数
・震災対応事業（平成23年度）　182名
・震災等緊急雇用対応事業（平成23年度から25年度まで）211名
　平成25年度末で終了

4　具体的な事業例

都内区市町村における東日本大震災避難者・被災者の臨時職員雇用

5　その他

庁内及び区市町村における事業の掘り起こしに苦労した。

緊急就職支援事業

産業労働局　雇用就業部　就業推進課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災の発生に伴い、被災地の雇用情勢の回復・安定に相当程度の時間を要することが見込まれたため、「東京緊急対策2011」において、都内への避難の長期化が懸念される被災者を対象に都内での雇用・就業を支援する当該事業を盛り込み、東京しごとセンターに専門相談窓口を開設した。

(2)　経緯・取組

平成23年５月　「東京緊急対策2011」の公表
平成23年８月　東京しごとセンター（飯田橋・多摩）に緊急就職支援窓口を開設

2　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災の発生に伴い、都内での就職を希望する被災者・避難者の就職と職場定着を支援し、安定雇用を促進する。

(2)　内容

ア　専門相談窓口の設置
イ　ジョブコーディネーターによる支援

専門相談窓口に、企業の人事担当者 OB等の専門相談員（ジョブコーディネーター）を配置
＜求職者向け＞カウンセリングから就職後の相談・助言の実施、職場訪問等による支援
＜採用企業向け＞人材育成等に関する相談・助言の実施

ウ　各種就職支援メニューの実施
しごとセンター事業と連携し、各種セミナーや職場見学、就職面接会等を実施

エ　採用企業への助成金の支給
当該事業による支援対象者を一定の条件で採用した企業に対し、助成金を支給

3　実績　（平成23年８月から平成26年３月末まで）

・事業への登録者数　788名
・就職者数　550名
・職場訪問件数　526件
・助成金支給件数　113件

4　その他

東京しごとセンターを利用された方の声

・20代女性（福島県より避難）

福島市から単身で自主避難しました。

東京に来てからしばらくは非正規雇用で働いていましたが、退社し、東京しごとセンターで正社員の仕事を探しました。

「本当に仕事が見つかるのだろうか？ジョブコーディネーターの方々はどこまで手を貸して下さるのだろうか？」と最初は半信半疑の状態でしたが、行って正解でした。

応募書類や面接対策など、一人では大変な準備もこちらのペースに合わせて無理なく進めて下さいました。就職活動は初めてだったため、疑問や不安が多く精神的疲労もありましたが、些細なことにも答えて下さり、励まして頂けたことは大きな安心感でした。

その後、無事に事務職の正社員として就職することができました。

就職活動で迷われている皆様はまずは一歩、しごとセンターに行ってみてください。職場への定着支援もあり、いつでも相談できる場があるというのはとても大きいです。

・30代男性（福島県より避難）

自力で一度は就職しましたが、以前とは全く違う仕事に就き、人間関係が上手くいかず精神的に疲れてしまい、一年半で辞めてしまいました。

東京しごとセンターに登録してみようと、巡回就職相談会に来ていたところに相談しに行きました。いろいろ話を聞いてもらい、登録して自分を見つめ直す所から始め、安心して相談できました。

登録して４か月後、結局は人脈での就職となりましたが、東京しごとセンターにお世話になり有難く思っています。

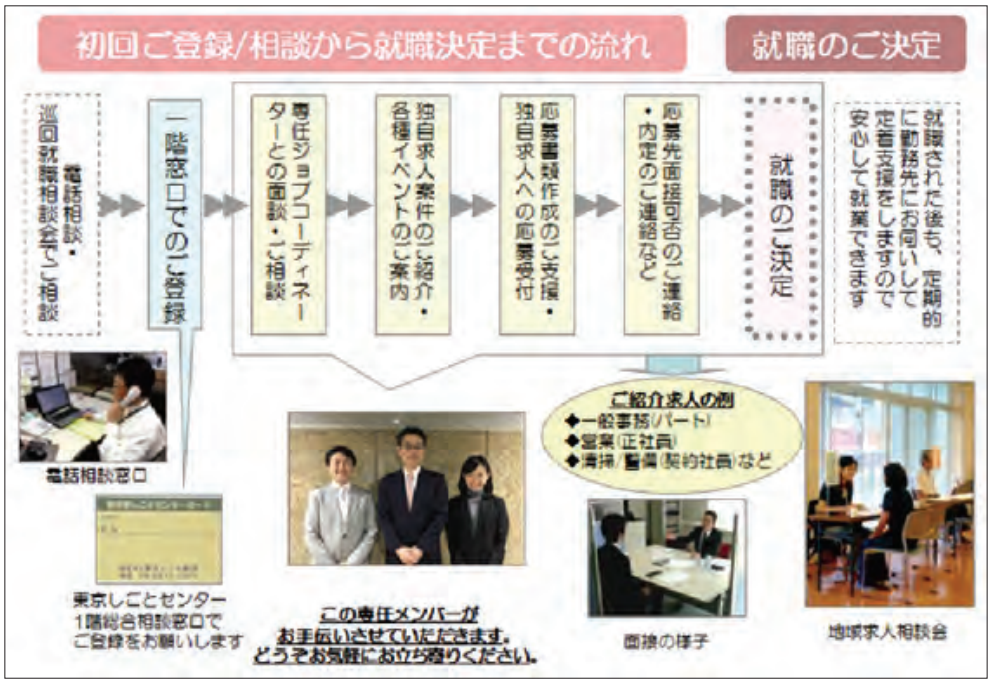

＜相談から就職決定までの流れ（避難されている方へのご案内）＞

4　使用料の減免

水道料金の減免

水道局　サービス推進部　業務課

1　事業実施の経緯

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災による避難者に対する水道料金の減免は、平成23年５月27日に公表された被災地・被災者支援等を目的とする「東京緊急対策2011」の避難者支援事業の一つであり、東京都給水条例第30条1項により実施している。

同様な取組として、平成12年に三宅島噴火時の避難者に対しての減免措置があり、今回の支援事業の減免基準は三宅島噴火時の減免と同様の範囲としている。

(2)　経緯・取組

平成23年３月29日付『「二正面作戦」の拡充に向けた「基本方針」及び「緊急対策」の策定について』を受け、緊急対策として東日本大震災による避難者に対する水道料金の減免措置の検討を開始した。

＜具体的経過＞

平成23年

４月19日　緊急対策として東日本大震災による避難者に対する水道料金の減免事業案を策定

５月17日　下水道局及び都営水道26市町に対し下水道料金の取り扱いに関する意向を調査

５月30日　「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免について」をプレス発表
（減免措置期間は避難者が水道を開始した日の属する月分から平成23年９月30日まで　※３月11日以降、対象要件が発生した時期に遡及して適用）
以降、４度減免措置期間を延長し、平成27年３月31日までとなっている。

2　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災により居住継続が困難となった被災者又は、福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者に対する経済的支援を目的とする。

(2)　内容

ア　対象者

次に掲げる避難者等が、給水契約者である場合は給水契約者本人、親族等の住宅に入居している場合は当該住宅の給水契約者を対象とする。

（ア）　東日本大震災により居住継続が困難となった被災者

（イ）　福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出た地域からの避難者

イ　減免内容

（ア）　平成26年5月分まで

基本料金と１月あたり使用水量10㎥までの分に係る従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額を免除する。

集合住宅雑用水料金は１月あたり121円を（消費税相当額を含む。）を免除する。

（イ）　平成26年6月分から

基本料金と１月あたり使用水量10㎥までの分に係る従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額を免除する。

集合住宅雑用水料金は１月あたり125円（消費税相当額を含む。）を免除する。

ウ　減免期間

平成27年３月31日まで（使用開始日に遡って適用）
※既に減免措置を適用されている方の再申請手続きは不要

エ　対象地域

23区及び多摩地区都営水道26市町

オ　受付方法

（ア）　都営住宅等東京都があっせんした住宅に入居の避難者は申請書等の提出は不要とする。

（イ）　その他の住宅に入居する避難者は、全国避難者情報システムに登録された避難先住所へ減免申請書を郵送し、避難者本人が記入のうえ、郵送にて申請書等を返送する。
（ウ）　営業所及び多摩地区サービスステーション窓口へ申請書を提出する。

カ　申請に必要な書類
減免申請書、り災証明書又は被災証明書（写し可）
※提出が困難な場合は、被災時の住所が分かる書類（運転免許証、保険証等）の写しでも可。

3　実績・成果

(1)　実績

水道料金減免実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
減免件数	35,705件	43,950件	41,072件
減免水量	553,498㎥	594,990㎥	595,312㎥
減免額	43,378千円	55,583千円	52,295千円

※減免件数は、１適用者の１月分を１件で計上している。

(2)　成果

東日本大震災の避難者に対して経済的支援を行うことができた。申請方法の工夫として、都営住宅等東京都があっせんした住宅に入居の避難者については申込書に個人情報の目的外提供の承諾を記載することで都市整備局から情報提供を可能とし、減免申込書等の提出を不要とした。当該の避難者へは直近の請求時に減免適用の通知を行った。

また、全国避難者情報システムの登録について営業所等掲示版への掲示及び営業所等窓口における配布を実施した。全国避難者情報システムの情報を総務局から提供を受けて避難先住所へ減免申請書等を郵送した。

なお、現在も定期的に総務局からの提供に基づき対象者に対して避難先住所へ減免申請書の送付を行っている。

このように避難者の手続きの負担を省略した結果、多くの避難者に対して減免を適用することができた。

その他の取り組みとして、減免措置期間の延長が決定した際はその都度避難者宛てにお知らせを送付し、入居状況も確認している。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

減免措置は、水道料金制度の例外措置であるため、今後の減免措置の延長については避難状況等を考慮して検討していくことが必要である。

(2)　今後の展望

減免適用者年度末現在数は平成24年７月をピークに減少傾向であり、平成25年度末現在で減免適用者数は3,140件である。避難期間が長期的なものとなっているため、今後も東日本大震災の避難者への継続的な支援の実施について関連部署と調整していく。

5　その他

局内だけでなく都市整備局、総務局、区市町等との調整事項があるとともに、都営住宅等への避難者の入居が始まっている中で速やかに減免措置を実施することが必要であったため、準備作業を分類し、担当者を割り振って調整を進めた。

都市整備局及び総務局からの情報提供資料は重要資料として厳重に管理することに留意して減免の適用に向けた確認作業を行った。

区市町によって避難者数にばらつきがあったため、避難者が多い管轄の営業所等においては減免入力作業を分担し、迅速な事務処理を行った。

下水道料金の減免

下水道局　総務部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災により居住継続が困難になった被災者及び、福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者に対して、生活支援を図るため、下水道料金の減免措置を実施することとした。

(2)　経緯・取組

平成23年

５月30日　「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免について」プレス発表（適用期間：水道を使用開始した日の属する月分から平成23年９月30日まで ）

８月24日　「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免措置期間の延長について」プレス発表（減免措置期間の延長：平成24年７月31日まで）

平成24年

５月30日　「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免措置期間の延長について」プレス発表（減免措置期間の延長：平成25年３月31日まで）

平成25年

３月28日　「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免措置期間の延長について」プレス発表（減免措置期間の延長：平成26年３月31日まで）

平成26年

３月28日　「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免措置期間の延長について」プレス発表（減免措置期間の延長：平成27年３月31日まで）

2　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災により居住継続が困難となった被災者及び福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者に対し、下水道料金を減免することにより、生活の安定に寄与する。

(2)　内容

ア　減免対象

東日本大震災により居住継続が困難となった被災者及び福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者について、避難者等が給水契約者である場合は本人、親族等の住居に入居している場合は当該住宅の給水契約者を対象とする。

※下水道料金については23区の居住者

イ　減免額

・平成26年５月分まで

１月当たり８立方メートル以下の汚水排出量にかかる料率額に100分の105を乗じて得た額

・平成26年６月分から

１月当たり８立方メートル以下の汚水排出量にかかる料率額に100分の108を乗じて得た額

3　実績

下水道料金減免実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
減免件数	24,737件	31,730件	29,839件
減免水量	164,620㎥	210,107㎥	197,456㎥
減免額	14,117千円	18,561千円	17,474千円

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

対象者の方にいかに周知するかが課題であった。そのため、広報東京都やニュース東京の下水道等で周知するとともに、減免対象の方へ周知していただくよう23区の各区長あてに依頼した。

(2)　今後の展望

今後も東日本大震災の避難者への支援の実施について、関連部署と調整していく。

未来（あした）への道 1000km 従断リレー（郡山市役所前）

第７章

多様な被災地支援

第１節　がれきの受入
第２節　物流支援
第３節　市場での農水産物流通支援
第４節　中小企業支援
第５節　芸術文化を活用した支援
第６節　スポーツを通じた支援
第７節　風評被害対策
第８節　観光・地域振興
第９節　その他の支援

発災初期から応急対策期において、都は警察、消防、医療支援やインフラ復旧のための技術職員、避難所運営支援等への職員派遣を全力で行ってきた。

その一方で、応急対策期のニーズが徐々に落ち着いていくなかで、被災地が日常の生活を取り戻すため、産業経済や地域コミュニティの復興等を進めるための支援が必要となってきた。

そのため、都では、必要な応急対策への支援を続けるとともに、平成23年５月に「緊急対策2011」を策定し、首都東京の総合力を駆使して、被災地の本格復興を切れ目なく支援する事業を展開していくこととした。

都の支援事業の特徴は、事業規模の大きさ、各局が持つノウハウや特色等を生かした新規事業の立ち上げのほか、既定事業に被災地支援を付加したものなど、被災地のニーズに合わせた多様な事業展開が可能な点にある。

また、震災後直ちに設置した現地事務所により、自ら収集したニーズなどの情報を都庁にフィードバックし、必要な支援をタイムリーに提供できる実行力と組織力も特徴の一つである。

本章では、発災以降に都の各局が実施している多様な被災地支援事業について、主な事業内容及び実績・成果等を紹介する。

第１節　がれきの受け入れ

災害廃棄物処理支援事業

環境局　資源循環推進部　一般廃棄物対策課

１　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震等による東日本大震災と大規模な津波によって発生した災害廃棄物は、岩手県で通常の約９年分、宮城県で通常の約14年分に相当する、合計約1,500万トンに達していた。こうした大規模な被害を受けた被災地では、街中にがれきが散乱し、復旧・復興のためには、この膨大な災害廃棄物の迅速な撤去及び処理が急務になっていた。

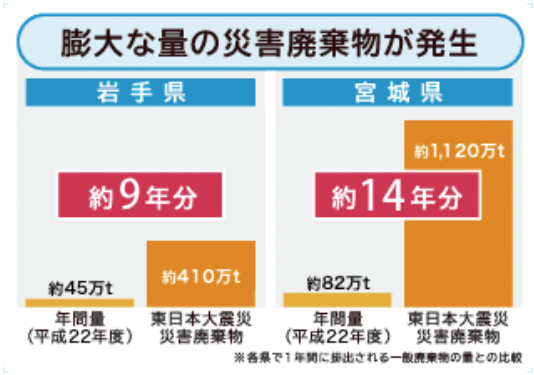

(2)　経緯・取組

平成23年

５月　「東京緊急対策2011」において、災害廃棄物受入を発表。

６月　災害廃棄物処理支援を含む補正予算が全会一致で可決

７月　東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱の策定(処理スキームを構築)

９月　岩手県と災害廃棄物の処理基本協定を締結

11月　岩手県宮古市災害廃棄物(混合廃棄物)の受入処理を民間処理業者で開始

宮城県女川町災害廃棄物の受入に係る基本合意を締結

(特別区長会、東京都市長会、宮城県、女川町、東京都)

宮城県と災害廃棄物の処理基本協定を締結

12月　東京23区清掃一部事務組合が女川町災害廃棄物の焼却試験(大田、品川)

平成24年

２月　女川町災害廃棄物の受入に関する住民説明会を開始(平成24年２月から同年10月まで)

(23区：22回実施、多摩地域：10回実施)

３月　東京二十三区清掃一部事務組合が女川町災害廃棄物の受入処理を開始

(６月～西多摩衛生組合、日野市、７月～多摩ニュータウン環境組合、９月～柳泉園組合、10月～多摩川衛生組合、11月～町田市、１月～八王子市が受入処理)

６月　宮城県石巻市災害廃棄物(廃畳)の受入処理を民間処理業者で開始

７月　岩手県大槌町災害廃棄物(混合廃棄物)の受入処理を民間処理業者で開始

８月　宮城県石巻市災害廃棄物(混合廃棄物)の受入処理を民間処理業者で開始

平成25年

３月　宮城県災害廃棄物の受入処理が終了

４月　岩手県釜石市災害廃棄物(混合廃棄物)の受入処理を民間処理業者で開始

岩手県陸前高田市災害廃棄物(混合廃棄物)の受入処理を民間処理業者で開始

７月　岩手県山田町災害廃棄物(混合廃棄物)の受入処理を民間処理業者で開始

10月　岩手県大船渡市災害廃棄物(混合廃棄物)の受入処理を民間処理業者で開始

平成26年

２月　岩手県災害廃棄物の受入処理が終了

２　事業の目的・内容

(1)　事業目的

本事業は、東日本大震災により発生した岩手県及び宮城県の災害廃棄物のうち、被災地で処理できないものを両県からの要請を受け、被災地から都内まで運搬し、都内自治体や民間事業者と協力して受入処理を行うことが目的である。

(2)　事業内容

ア　概要

災害復興に向け、岩手県と宮城県、東京都及び公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が

災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内（首都圏）に運搬し、都内自治体や民間事業者が協力して破砕・焼却等の処理を円滑に行えるシステムを構築した。

○　災害廃棄物受入処理概要

平成23年度から25年度までの３箇年度

・災害廃棄物の種類

可燃性廃棄物（木くず等）、廃畳、混合廃棄物及び焼却灰

・処理方法

リサイクル、破砕、焼却又は埋立

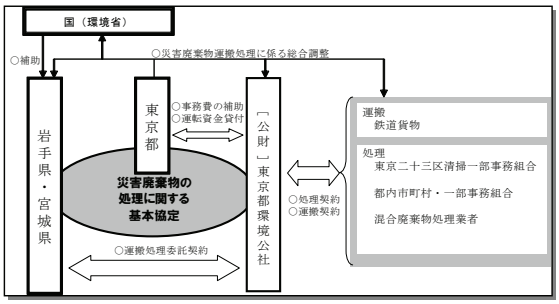

イ　事業スキームのメリット

○　処理自治体側（都内自治体等）

- ➢ 災害廃棄物の性状や安全性の現地確認、受入基準に適した処理先を公社が調整
- ➢ 国の補助金を待たず、処理費用の迅速な支払いが可能
- ➢ 被災自治体への処理費用請求手続きを公社が対応

○　被災自治体側（岩手県及び宮城県）

- ➢ 被災地から中間処理施設、最終処分場までの全ての工程を一貫して委託可能
- ➢ 船舶や鉄道貨物などによる大量輸送により、迅速かつ効率的な運搬ができる。

3　実績・成果

(1)　災害廃棄物受入処理量（実績）

平成23年11月から平成26年２月までに、東京都内自治体の清掃工場及び民間処理施設で、約168,000トンの災害廃棄物を受入処理

受入先別の受入処理等の内訳

受入先	受入対象物	処理方法	受入処理量（ﾄﾝ）
自治体清掃工場（女川町から）	可燃性廃棄物（木くず等）	焼却処理（排熱利用）	31,428
民間処理施設（女川町以外の自治体から）	建設混合廃棄物	破砕処理	125,570
	廃機械･機器類	破砕処理	153
	廃畳	破砕処理	7,051
	廃プラ系混合廃棄物	破砕処理	1,330
	漁網系混合廃棄物	破砕処理	2,355
	合計		136,459

搬出元別災害廃棄物受入処理概要

搬出元		災害廃棄物の種類	受入処理量（ﾄﾝ）※
岩手県	宮古市	混合廃棄物（建設混合廃棄物、廃機械・機器類）	18,011
	山田町	混合廃棄物（廃プラ系混合廃棄物）	1,330
	大槌町	混合廃棄物（建設混合廃棄物）	21,433
	釜石市	混合廃棄物（建設混合廃棄物）	31,796
		混合廃棄物（漁網系混合廃棄物）	80
	大船渡市	混合廃棄物（漁網系混合廃棄物）	2,275
	陸前高田市	混合廃棄物（建設混合廃棄物）	31,123
宮城県	女川町	可燃性廃棄物（木くず等）	31,428
	石巻市	廃畳	7,051
		混合廃棄物（建設混合廃棄物）	23,360
合計			167,891

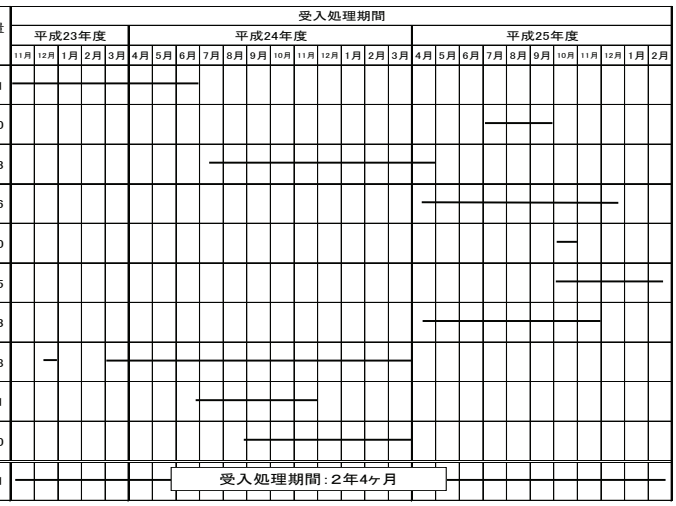

※各項目少数点以下切捨て表示のため、合計値が一致しない。

(2)　処理支援事業の成果

岩手県、宮城県及び被災地市町と共同で災害廃棄物の処理を進め、東日本大震災から約３年後の処理期限である平成26年３月末をもって、両県の災害廃棄物の処理が終了。

岩手県宮古市宮古運動公園仮置場	
搬出前の状況(平成23年11月30日撮影)	搬出後の状況(平成24年6月28日撮影)
宮古市内で最大の一次仮置き場で、後方の山も見えないくらい災害廃棄物がうず高く積まれていた。	災害廃棄物(混合廃棄物)が全て運び出され、津軽石川の水門が見えるようになった。
岩手県釜石市仮置場	
搬出開始前の状況(平成24年12月20日撮影)	搬出後の状況(平成26年2月27日撮影)
処理期限内で処理することが困難な状況に陥っていた。	都の受入処理によって、処理期限内で処理できるめどがついた。

○主に都が受入処理した被災地仮置場の状況変化

(宮城県)

宮城県女川町仮置場	
搬出前の状況(平成23年６月16日撮影)	搬出中の状況(平成24年10月26日撮影)
女川港の埠頭に、震災直後に災害廃棄物が集められていた。	都の受入処理が開始され、災害廃棄物の仮置場の跡地に、冷凍冷蔵庫が完成した。

搬出開始時の状況（平成24年３月13日撮影）	搬出後約１年目の状況（平成26年２月25日撮影）
女川の両岸の民有地に、約２kmにわたり、災害廃棄物を集積していた。	災害廃棄物処理終了後、女川の河川工事が始まり、復興住宅等の基盤整備が本格化している。
宮城県石巻市仮置場	
搬出前の状況（平成24年４月10日撮影）	搬出中の状況（平成24年11月8日撮影）
最大規模の仮置場でも、仮置きできるスペースがなく、うず高く災害廃棄物を積んでいた。	都の受入処理と宮城県の仮設施設が本格的に稼働して、被災地最大規模の仮置場が解消された。

4　今後の課題と展望

今回の災害廃棄物の処理で得られた貴重な体験や培われたノウハウを、後世に残すために、平成26年６月に「東京都災害廃棄物処理支援事業記録」（東京都環境局）を編さんした。

くしくも東京都において、平成25年10月16日の台風26号による大島町の土砂災害で、大島町の処理能力をはるかに超える災害廃棄物が発生したが、その処理を約1年で終えたことは、まさしく、この処理支援事業で培ったノウハウを生かした証である。

近年中に発生する確率が高いと言われている、南海トラフ地震の津波被害や首都圏直下型地震等にあたっても、災害廃棄物の処理を、安全かつ迅速に全国で一丸となって取り組むときに活かせるよう、周到な備えを万全にしていく必要がある。

第２節　物流支援

空港使用料の減免

港湾局　東京港管理事務所　港務課　ヘリポート係

1　事業実施の背景

平成23年３月11日の東日本大震災の発生以降、自衛隊や他の地方自治体に所属する回転翼機が、東京電力福島第１原発へのバッテリー搬送や、福島県への人員搬送、救急医薬品の空輸や福島県からの患者搬送等の被災地支援のために、東京ヘリポートを利用して離着陸を行った。

2　事業の内容

東京ヘリポートを使用する際の使用料の減免

※東京都都営空港条例施行規則第６条第１項第１号において、国又は地方自治法第１条の３に規定する地方公共団体の公用のため使用するときは、空港使用料を減免することができると規定されている。

3　実績

名称	平成23年3月		平成23年4月		平成23年5月		平成24年1月		合計	
	着陸回数	減免額	着陸回数	減免額	着陸回数	減免額	着陸回数	減免額	着陸回数	減免額
国土交通省	10	12,060	1	3,060	0	0	0	0	11	15,120
陸上自衛隊	1	10,730	0	0	0	0	0	0	1	10,730
福島県ほか19自治体	25	25,000	5	5,000	1	1,000	1	1,000	32	32,000
合計	36	47,790	6	8,060	1	1,000	1	1,000	44	57,850

被災地と東京港間の物流支援

港湾局　港湾経営部　経営課及び振興課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

ア　緊急物資輸送

東日本大震災での緊急支援物資の輸送にあたっては、機動力のあるトラックを中心に行われたが、自衛隊の輸送機や鉄道、航空機のほか、燃料油などの輸送においては船舶も活用された。

イ　生産拠点の活動再開

内陸部の工場等の生産拠点は沿岸部と比較して震災の被害は小さく、これら生産拠点に対する原材料や部品等の入荷を行うとともに、完成した製品を出荷するため、緊急支援物資輸送と並行して、復旧後の経済活動を支える物流ルートの再構築と被災港湾の背後圏となる産業基盤の復興を支援することが必要となった。

ウ　内航フィーダー航路の安定化対策

被災港湾の復旧が進み、コンテナ荷役が可能となった場合においても、被災地の産業基盤が十分に回復しておらず、航路就航が不安定になることも想定された。このため、内航航路の復活・安定化に向けた航路運航に対する支援も必要となった。

(2)　経緯・取組

東京港は、首都圏のみならず、東日本の広範囲に向け住民生活と経済活動に必要な物資を安定的に供給する物流拠点である。特に東北地方は、青森県八戸港、宮城県仙台塩釜港と国際競争力の強化に向けた連携協定を締結し、連携した貨物集荷施策を推進するなど、東京港の重要なパートナーとして位置付けている。このため、これらの地域の復旧・復興は、今後の東京港の発展において不可欠であり、港湾局として物流面での支援を行うこととして、局内において支援メニューに係る検討・調整を行った。

2　事業の目的・内容

事業	入港料及び使用料の免除	陸上輸送支援	航路復活支援
(1)目的	緊急支援物資輸送に対し港湾コスト面での支援を図ること	被災地における産業と港湾の復旧･復興を支援すること	被災した青森県から茨城県までの太平洋沿岸諸港と東京港間の内航フィーダー航路の航路運航の安定化の促進と被災地における産業と港湾の復旧･復興を支援すること
(2)内容	東京港から被災地の港湾へ向かう船舶､又は被災地の港湾から東京港に入港する船舶に対する入港料及び係留施設使用料を免除	被災地と東京港間において､海上コンテナ貨物を陸上輸送へ変更することを余儀なくされている事業者(荷主)に対し､陸上輸送に要する費用の一部を補助	当該航路の運航を休止している事業者に対し､航路再開後の運航に要する費用の一部を補助
(3)対象となる港湾及び事業	青森県､岩手県､宮城県､福島県及び茨城県内に存する国際拠点港湾､重要港湾並びに地方港湾(計44港湾)(※1)	震災以前に､被災地(青森県､岩手県､宮城県､福島県及び茨城県)の港を利用して海上コンテナ貨物を輸出入していた荷主が､震災以降､輸送経路を被災地と東京港間の陸上輸送に切り替え､東京港を利用して海上コンテナ貨物を輸出入する事業	震災以前に被災地(青森県､岩手県､宮城県､福島県及び茨城県)の港と東京港間の内航フィーダー航路を運航しており､震災により休止していた当該内航フィーダー航路を再開し､輸出入コンテナを輸送する事業
(4)期間	平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで	平成23年6月1日から 平成23年8月31日まで	平成23年6月1日から 平成23年11月30日まで
(5)終了時期等	物流ルートの復旧､再構築も徐々に進みつつあったため､陸上輸送支援は平成23年8月末､入港料及び使用料の免除は同年9月末をもって事業を終了した。		平成23年12月より､東京港の国際競争力強化を目的とした港湾施策として､貨物集荷補助制度を導入することとしたため､平成23年11月末をもって事業を終了した。(貨物集荷補助制度は､平成23年度当初より実施する予定であったが､地震の影響により東北地方各港の復旧の見込みが立つまで開始を延ばすこととしていた。)

※1　入港料及び使用免除の対象港湾

港格	国際拠点港湾	重要港湾	地方港湾
青森県	－	八戸､青森及びむつ小川原	大湊､大間､川内､尻屋岬､野辺地､小湊､深浦､子ノ口､休屋､七里長浜及び仏ヶ浦
岩手県	－	宮古､大船渡､久慈及び釜石	八木及び小本
宮城県	仙台塩釜港	石巻	雄勝､荻浜､女川､松島､金華山､気仙沼､御崎及び表浜
福島県	－	小名浜及び相馬	江名､久之浜､中之作､翁島及び湖南
茨城県	－	茨城及び鹿島	潮来､土浦､河原子､軽野及び川尻

3　実績・成果

(1) 実績

ア　入港料及び使用料の免除

被災地支援免除実績

	入港料		係留施設使用料	
	隻数	減免額(円)	隻数	減免額(円)
平成23年４月	16	169,026	20	3,867,130
平成23年５月	49	499,054	40	3,537,000
平成23年６月	63	610,928	56	4,386,281
平成23年７月	63	514,926	48	3,300,500
平成23年８月	70	638,267	54	4,475,205
平成23年９月	59	542,804	47	3,941,128
合計	320	2,975,005	265	23,507,244

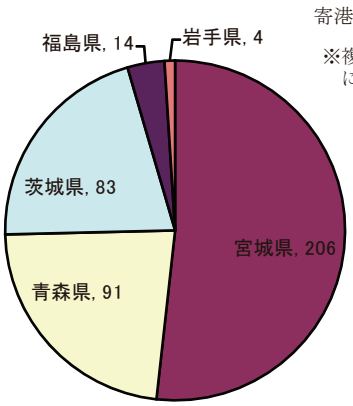

寄港船舶数　合計　398隻（※）

※複数県に寄港の場合は、いずれか１県に計上

イ　陸上輸送支援

被災エリア	①青森･岩手	②宮城･福島	③茨城	合計
補助単価（1FEUあたり）	32,000円	15,000円	6,000円	
平成23年6月(本)	0	304	356	662
平成23年7月(本)	0	272	275	547
平成23年8月(本)	2	256	26	282
合計(本)	2	832	657	1,491
補助金額	64,000円	12,480,000円	3,942,000円	16,486,000円

補助事業者数　37社

ウ　航路復活支援

補助事業者数	３社
補助対象貨物量	6,341FEU(※２)
補助金額	31,705,000円

FEU…40フィートコンテナ個数換算

(2)　成果

当初の利用想定に比べて多くの申請があり、震災復興に一定程度寄与したと考えている。

八戸港及び仙台塩釜港とは、東京港の重要なパートナーとして、国際競争力の強化に向けた貨物集荷施策等を推進しているところであり、震災後も各港湾の活性化が図られている。

4　その他

(1)　輸送内容の検討

当初は、緊急支援物資を輸送する船舶に限定した制度も検討したが、以下の理由から全ての船舶を対象とすることとした。

ア　貨物についての明細の提出や輸送後の検査などが必要となり、震災で混乱した状況の中、申請者に過度な負担を与える恐れがあること

イ　緊急支援物資輸送の終了後においても、安定した物流ルートの構築が図られ、被災地の経済復興に寄与すること

(2)　担当者のコメント

ア　入港料及び使用料の免除

震災直後の混乱した中、支援策として何が必要か、何が可能かを速やかに検討し、方針を決める必要があった。

また、通常は数週間かかる各関係者との調整を数日で行うなど、早期実施を最優先に取り組んだ。

イ　陸上輸送支援制度及び航路復活支援

被災した荷主企業等に対するヒアリングにより、現場のニーズに即した支援策を実施することが出来たと思う。しかしながら、陸上輸送支援制度については、スキームの検討、補助要綱等作成、予算説明などの庁内調整に時間を要し、6月からの開始となった。もう少し早く始めることが出来れば、より効果的な制度となったのではないかと考えている。

第３節　市場での農水産物流通支援

緊急融資

中央卸売市場　事業部　業務課

1　事業の目的・内容

(1)　目的

東日本大震災を原因とする長引く風評被害や消費の落ち込みにより、支障が生じる市場の代金決済機能を維持するため、卸売業者や代払機関に対して東京都が一時的に資金を無利子で貸し付け、その機能を維持することで、市場から支払いを受ける産地を保護するとともに、都民への生鮮食料品等の安定供給を図ることを目的とする。

(2)　内容

ア　対 象 者　卸売業者及び代払機関(※)
イ　融 資 枠　対象者の年間取扱金額の0.5%に相当する金額　ただし、5億円を上限とする。
ウ　融資規模　60億円
エ　貸付期間　半年間
オ　受付期間　平成23年5月10日から同年6月10日まで
カ　利　　子　無利子

※代払機関とは、卸売業者の産地への代金支払を確実にするため、仲卸業者・売買参加者の組合が代金を取りまとめの上、各卸売業者に支払を行う機関

2　実績

(1)　貸付件数　５件
(2)　貸付金額　477,000千円

被災地農水産物流通支援

中央卸売市場　事業部　業務課

1　事業の目的・内容

(1)　目的

東日本大震災により被災した出荷者が、東京都中央卸売市場及び都内地方卸売市場に農水産物を出荷した場合、その出荷金額に応じて東京都が「流通支援金」を交付する。

これにより、震災による直接被害や風評被害を受けた被災地農水産業の復興を支援するとともに、農水産物の東京への安定的な出荷を確保していく。

(2)　内容

ア　交付対象者

東日本大震災による被害を受けた各県の出荷者で、東京都中央卸売市場及び都内地方卸売市場に対し、水産物又は青果物(野菜若しくは果実)について、一定金額以上の出荷を行った者。

イ　対象とする県

平成23年度
【水産物】: 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県
【青果物】: 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県

平成24年度
【水産物】: 岩手県、宮城県及び福島県
【青果物】: 岩手県、宮城県及び福島県

ウ　交付率、交付方法

(ア)　出荷者の出荷金額に応じて、東京都が流通支援金を直接交付する。交付率及び出荷金額の下限は下表のとおり。
(イ)　水産物は受託品・買付品、青果物は受託品の出荷金額について交付する。

区分	支援金交付率（ただし、支援金総額が予算の上限を超える場合、1件当たりの交付率を減らす。）	最低出荷金額
水産物	1,000分の12	500万円以上
野菜	1,000分の14	500万円以上
果実	1,000分の7	1,000万円以上

（ウ）　交付申請に当たっては出荷者の「り災証明書」等の提出を条件とする。
（エ）　本制度を生産復興に役立てるため、交付申請の際、交付金の使途を申請させる。
（オ）　都内の卸売業者は東京都の照会に応じて出荷者ごとの出荷金額を集計・報告し、東京都はそれを踏まえ支援金を算定し、交付する。

エ　交付対象期間
平成23年度
平成23年７月１日から平成24年１月31日までの出荷金額について交付する。
平成24年度
平成24年２月１日から平成25年１月31日までの出荷金額について交付する。

オ　交付申請時期、手続方法
毎年度２月に申請を受け付ける。

カ　事業費
平成23年度：約16億円
平成24年度：約6.8億円

2　実績

(1)　平成23年度
交付件数　615件
交付金額　1,293,378千円

(2)平成24年度
交付件数　266件
交付金額　468,518千円

災害対策特別貸付け

中央卸売市場　事業部　業務課

1　事業の目的・内容

(1)　目的
東日本大震災を原因とする長引く風評被害や消費の落ち込みにより、支障が生じる恐れがある市場の代金決済機能について、卸売業者や代払機関に対して東京都が一時的に資金を無利子で貸し付け、その機能を維持することで、市場から支払いを受ける産地を保護するとともに、都民への生鮮食料品等の安定供給を図ることを目的とする。

(2)　内容
ア　対象者　卸売業者（水産・花き）及び代払機関（青果・食肉）（※）
イ　融資枠　対象者の年間取扱金額の0.5％に相当する金額　ただし、5億円を上限とする。
ウ　融資規模　60億円
エ　貸付期間　平成25年2月28日まで
オ　受付期間　平成23年11月1日から同年12月27日まで

※代払機関とは、卸売業者の産地への代金支払を確実にするため、仲卸業者・売買参加者の組合が代金を取りまとめの上、各卸売業者に支払を行う機関

2　実績

(1)　貸付件数　９件
(2)　貸付金額　1,549,000千円

第４節　中小企業支援

都内産品販売活動支援事業

産業労働局　商工部　地域産業振興課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

売れる商品づくりや地域ブランドの確立を目指している中小企業等の販路拡大及び地域商業の活性化を図るため、農林水産物、工業製品、食品など都内産品の販売活動に取り組む都内中小企業者等に対して助成する「都内産品販売活動支援事業」を平成22年度に開始した。

その後、東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所の被災による放射能漏れ等により、被災地や風評被害を受けた近隣地域の農林水産物や特産品等の消費が極度に落ち込んだ。

そこで、本事業を活用し、当該地域の農林水産物や特産品等を販売し、震災復興に協力する都内中小企業者等に対して助成することにより、被災地復興に寄与するとともに、地域商業の活性化を図ることとした。

(2)　経緯・取組

平成23年３月11日、東日本大震災が発生し、産業労働局として被災地支援に資する取組を検討した。その結果、本事業の助成対象を都内産品に加え、被災地や風評被害を受けた近隣地域の農林水産物や特産品等に拡大することにより、その販売や普及活動を後押しし、風評被害に苦しむ生産者等を支援していくこととなった。

その後、本事業の予算は増額せずに助成対象を拡大することを庁内で調整し、被災地を支援していくこととした。

2　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災により、被災地や風評被害を受けた近隣地域を東京都として支援していくため、農林水産物、特産品等を販売し、震災復興に協力する都内中小企業者等の取組に対して助成することにより、被災地復興に寄与するとともに、地域商業の活性化を図っていく。

(2)　内容

ア　販売活動支援

都内中小企業者等が被災地産品（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県等の農林水産物及び特産品等）の販売に取り組むものに対して支援

（例）アンテナショップの運営、販売スペースの設置など

イ　マッチング支援

都内中小企業者等が複数の被災地産品、小売店、卸売業者等とのマッチング活動を実施する取組に対して支援

（例）マッチング商談会や物産展による新たな販路開拓

ア及びイとも助成金額4,000千円以内、助成率２／３

3　実績・成果

被災地産品の販売等について、平成23年度は18社の取組を支援し、平成24年度は9社の取組を支援した。

いずれの事業も、被災地産品が計画どおり販売され、風評被害等の払拭につながった。

・都内産品販売活動支援事業における被災地産品の販売等に対する支援実績

	支援件数	決算額
平成23年度	18件	24,444千円
平成24年度	9件	18,792千円

※　都内産品の販売等に対する支援は含まない。

被災企業オフィス提供事業①

産業労働局　商工部　地域産業振興課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

産業労働局では、都内の産業集積を図るため、新たな製品やビジネスモデルを有する地方のものづくり中小企業を東京に誘致し、都内企業との取引開始や新たな雇用の創出などを図る「東京ブリッジヘッド事業」を平成21年度より実施していた。これは、東京に拠点のない地方の中小企業が東京への進出を促すため、都が拠点となる施設を「東京ブリッジヘッド」として整備し、企業経営に関する総合的な支援を行っている東京都中小企業振興公社に運営を委託していた。

東京ブリッジヘッドは、港区芝浦にあり、24区画を地方の中小企業に貸し出していたところ、東日本大震災が発生したため、東京ブリッジヘッドを活用し、被災地の中小企業を支援する取組を検討した。

(2)　経緯・取組

平成23年３月11日、東日本大震災が発生し、産業労働局として被災地支援に資する取組を検討した。その結果、東京ブリッジヘッドを活用して被災地の中小企業を支援することとし、具体的な支援内容を東京都中小企業振興公社と協議した。

その後、平成23年度当初予算を補正し、平成23年８月より東京ブリッジヘッド事業を拡充することにより、被災地の中小企業を支援していくこととした。

2　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災で被災した中小企業を東京都として支援していくため、都内での拠点を無償で提供(都が利用料及び共益費を負担)することにより、被災地企業の東京への進出を促進し、都内の産業集積を図っていく。

(2)　内容

ア　オフィスの提供

東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県の中小企業者を対象に、東京ブリッジヘッドの24区画のうち12区画を無償で提供(都が利用料及び共益費を負担)。

なお、平成24年度より規模を拡大し、18区画を無償で提供(都が利用料及び共益費を負担)

イ　コーディネート支援

上記アの企業を対象に、被災した現地の工場が復旧するまでの間の工場の確保、受注の開拓や情報の収集等に関し、東京ブリッジヘッドに常駐するコーディネータが支援

3　実績・成果

(1)　実績

平成23年度は12区画で14社が利用し、平成24年度は18区画で19社が利用した。よって、支援期間中はすべての区画が利用された。(年度途中で退去した区画に新たな企業が入居することがあり、利用企業は区画数を上回っている。)

(2)　成果

支援期間中、８企業が都内に事業所等を開設し、そこを拠点に営業活動が行われており、被災地企業の支援という観点からは、一定の成果があった。

4　事業実施に当たっての課題

入居した企業の一部ではあるが、東京における営業拠点として活用していない事例(例えば、東京に営業拠点があることを強みにするため、架空の事業所としての活用)が見受けられた。

被災企業オフィス提供事業②

産業労働局　商工部　創業支援課

1　事業実施の経緯・背景

都では、都市型産業の新規創出や企業化を促進するため、新規創業者等へ創業の場として、ＴＦＴビルを提供し支援している。

この度の東日本大震災の影響により、所在地での事業運営の継続に支障をきたしている中小企業に対して、創業支援施設（ＴＦＴ）の空き室を提供することにより、経営支援を実施する。

（注：TFTビルにおける創業支援施設は平成23年度末で閉鎖）

2　目的・内容

(1)　目的

被災地の中小企業の経営を支援するため

(2)　内容

ア　実施主体

公益財団法人　東京都中小企業振興公社

イ　事業概要

東日本大震災の影響により、所在地での事業運営の継続に支障をきたしている中小企業を支援するため、創業支援施設の空き室を開放し、６か月間（平成23年９月から平成24年２月まで）、賃料及び共益費を無料で提供する。

ウ　事業内容

（ア）　施設の設置場所

＜東京ファッションタウンビル（TFT）＞

○所在地：江東区有明３丁目６番11　TFTビル東館9階

○面　積：541.67㎡（１室45.15 ～ 63.25㎡）

○オフィス設置数：11室（計541.67㎡）のうち8室

（イ）　運営方法：（公財）東京都中小企業振興公社による事業運営（東京都が運営費を補助）

（ウ）　入居要件：次のいずれかの要件に該当する企業

・東日本大震災により被災した地域にある事業所または主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の、り災証明がある中小企業等が当該事業所または資産を移転する場合

・東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故により、政府による計画的避難区域等の指示、勧告が出ている地域内に事業所または主要な事業用資産を有する中小企業等が当該事業所または資産を移転する場合

・その他、震災等の影響により事業の継続が困難になるなど、重大な支障を来たしている中小企業等で公社理事長が特に認める場合

（エ）　申込及び決定

平成23年７月から同年８月まで

（オ）　施設提供期間

平成23年９月から平成24年２月まで（６か月）

（カ）　賃料・共益費

・入居から最大6か月間は賃料・共益費は無料（光熱水費は入居者負担）

・入居保証金を通常賃料の0.5か月分（通常は３か月分）

（キ）　入居審査

申請書類提出後、面接審査にて入居の可否を決定

（ク）　経営支援

（公財）東京都中小企業振興公社が実施している「ワンストップ総合相談」などの経営支援メニューを提供

エ　予算額　　19,420千円

3　実績・成果

(1)　実績

	県名	業種	従業員	資本金(万円)	決定日	入居日(予定日)	退去日
1	宮城	水産加工業	577	5,000	平成23年８月29日	平成23年９月12日	平成24年２月29日
2	宮城	水産加工業	13	1,000	平成23年８月29日	平成23年９月12日	平成24年２月29日
3	岩手	電子機器製造業	45	3,000	平成23年９月14日	平成23年10月１日	平成24年２月29日
4	福島	総合小売業	200	5,000	平成23年９月15日	平成23年10月１日	平成24年２月29日
5	福島	美容ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ	個人		平成23年９月30日	平成23年10月11日	平成24年２月29日
6	宮城	一般貨物自動車運送業	25	1,000	平成23年10月４日	平成23年10月11日	平成24年２月29日
7	福島	建設業	20	1,000	平成23年10月27日	平成23年11月7日	平成24年２月29日

(当時の資料より抜粋。現在の転居先等は不明。)

(2)　成果

東日本大震災の影響により、所在地での事業運営の継続に支障をきたしている中小企業に対して、ＴＦＴの空き室の提供を通じて、経営支援を実施することにより、企業経営の改善及び地域の復興を促進した。

4　事業実施に当たっての課題

・創業支援施設の運営者である(公財)東京都中小企業振興公社及び建物の所有者である(株)東京ビッグサイトとの連絡調整及び連携した実施体制の確立
・被災企業の退去後の支援体制の検討

中小企業被災地事業継続特別支援事業

産業労働局　商工部　経営支援課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

「東京緊急対策2011」に位置付けられた「被災地の商工業復興の支援」の取組として、当該事業の実施検討を行うこととした。

(2)　経緯・取組

平成23年

７月７日　商工部案決定、関係機関等との事業実施検討
７月15日　実施機関である（公財）中小企業振興公社と事務事業の委託契約締結
７月15日　公社と出えん契約締結、基金造成
７月28日　プレス実施、事業募集実施
８月22日　公社による第一回募集の事業説明会（区部）
８月22日　公社による第一回募集の事業説明会（多摩）
10月14日　公社による第二回募集の事業説明会（全域）

2　目的・内容

(1)　目的

東日本大震災による都内企業の二次的被害の防止や被災地の経済復興を図ることを目的とする。

(2)　内容

東日本大震災により、物理的被害を受けた都内中小企業製造業の被災地事業所に対し、事業再開への取組を支援する。

ア　専門家の派遣

専門家を現地へ派遣し、被災地での事業活動の継続に向けて、経営計画、資金計画、施設等整備計画等の作成支援を実施する。

イ　経費の助成

上記専門家の派遣を受けた事業者が、被災地で損壊した工場等の操業を再開するために行う建替、修繕等に必要な経費の一部を助成する。

3　実績・成果

(1)　実績

ア　専門家の派遣

現地調査　平成23年９月６日から同年10月17日まで　　14社実施
平成23年10月31日から同年11月14日まで　　３社実施

イ　経費の助成

14社　　539,885,000円

(2)　成果

被災地において、都内中小企業者が事業を再開することとなり、被災した都内中小企業への支援が図られた。

また、被災地の経済復興の一端を担った。

4　事業実施に当たっての課題

都外にある事業者の被災状況を的確に把握し、その被害状況に応じて、対象、実施規模、実施期間等事業内容を検討し決定する必要があるが、状況把握が難しかった。

被災地企業コラボレーション商談会

産業労働局　商工部　経営支援課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

震災の影響により被災した東北地域を中心に、受注の低迷など中小企業は危機的な状況にあった。

(2)　経緯・取組

被災した現地の受注企業に対して、発注企業との商談の機会を提供し、受注拡大による企業の復興を支援していく。

2　目的・内容

(1)　目的

震災の影響により被災した東北３県(岩手、宮城及び福島) を中心に、受注の低迷など危機的な状況にある中小企業等に対して、発注企業との商談機会を提供し、受注拡大による被災県企業の復興支援につなげる。

(2)　内容

東京都中小企業振興公社と被災県の中小企業支援機関等が連携し、商談会の全体調整を行うほか、被災県の中小企業のニーズの把握等を行う。また、大手商社やメーカーＯＢをコーディネーターとして活用し、被災県の状況に応じた都内の発注企業の発掘・業種選定等を行い、効果的な受注機会を提供する。

ア　実施場所
　被災県の現地で開催

イ　受注企業
　被災地件(岩手、宮城及び福島) を中心とした東北地方の中小事業者(各県200から300社程度)

ウ　発注企業
　都内企業を中心(中小企業・大企業を含む20から30社程度)

エ　業種
　製造業：金属製品、機械器具、加工等

3　実績・成果

(1)　実績

平成23年度

開催日	開催県	発注企業	受注企業	商談件数
平成23年９月８日	宮城	78社	148社	654件
平成23年12月15日	岩手	54社	109社	432件
平成24年３月７日	福島	71社	170社	671件
合　　計		203社	427社	1,757件

平成24年度

開催日	開催県	発注企業	受注企業	商談件数
平成24年９月５日	宮城	72社	155社	589件
平成24年12月13日	岩手	77社	160社	577件
平成25年３月７日	福島	91社	215社	813件
合　　計		240社	530社	1,979件

被災県等中小企業ビジネス革新支援事業

産業労働局　商工部　経営支援課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

震災発生後、東日本の大企業等はサプライチェーンを維持するため、被災県等東日本から発注先を他県に変更した例や、製造業を中心に海外に生産拠点を移した例が見受けられた。

そのため、被災県等や東京都内の中小企業は受注が減少し、復興が進んだ後の受注回復も不透明な状況にあったことから、東日本における中小企業の競争力強化や産業空洞化の防止等を支援するための施策を行うこととした。

(2)　経緯・取組

・平成24年度から、被災県中小企業支援機関との連携のもと、被災県中小企業へコーディネータを派遣。大手企業と都内及び被災県中小企業の個別マッチングを実施
・平成24年度から、年１～２回、マッチングセミナー参加中小企業を対象とするプレゼンテーション研修を実施
・平成24年度から、年１回、大手企業と都内及び被災県中小企業とのマッチングセミナーを実施

2　目的・内容

(1)　目的

東日本全体における産業活動の停滞や産業空洞化が懸念されている中、国内及び海外における競争力強化を図る。

被災県等産業界の元気を取り戻すため、都内及び被災県を中心とした東日本の中小企業と大手企業等開発試作部門における連携・協働を働き掛け、東日本中小企業の新たなものづくりビジネスを創出する。

(2)　内容

ア　マッチング支援(通年)

コーディネータが、東日本の大手企業等開発部門と都内及び被災県等中小企業を訪問し、ソリューションやイノベーションが可能となる開発技術ニーズや中小企業の生産能力、技術力、保有設備、取組意欲等を総合的に確認し、適宜中小企業と大手企業の引き合わせを行う。

イ　プレゼンテーション研修

大手企業に対しての効果的なプレゼンテーションを行う技術の習得を目指し、都内び被災県等の中小企業に対して研修を行う。

ウ　マッチングセミナー

都内及び被災県等の中小企業による大手企業の開発試作部門向け合同プレゼンテーション及び試作品・製品展示を実施する。

3　実績・成果

(1)　実績

表１のとおり

表１

	平24年度	平成25年度
プレゼンテーション研修	＜開催日及び開催場所＞ ・平成25年２月８日　　都内 ・平成25年２月14日　宮城県 ＜参加企業数＞ ・平成25年２月８日　中小企業６社 ・平成25年２月14日　中小企業４社	＜開催日及び開催場所＞ ・平成26年２月７日　都内 ＜参加企業数＞ ・中小企業12社
マッチングセミナー	＜開催日及び開催場所＞ ・平成25年３月13日　都内 ＜参加企業数＞ ・大手企業５社 ・中小企業15社	＜開催日及び開催場所＞ ・平成26年３月12日　都内 ＜参加企業数＞ ・大手企業7社 ・中小企業13社

平成24年度　マッチングセミナー会場風景

中小企業による大手企業の開発試作部門向け合同プレゼンテーション

中小企業による大手企業の開発試作部門向け試作品・製品展示

(2)　成果

光学機器メーカーを中心に大手企業の開発技術ニーズを発掘し、中小企業とのマッチングを進めており、金型製作、試作部品加工などの成約に至った中小企業もある。

4　事業実施に当たっての課題等

大手企業から求められる高度な技術や中長期的な開発テーマに対応するためには、技術力や取組意欲のある中小企業の発掘に加えて、中小企業間の連携等による技術面のレベルアップを図る必要がある。

中小企業間の連携等による技術面のレベルアップを促進して中小企業のさらなるマッチングの機会を創出するため、東日本地域に含まれる中小企業支援機関や試験研究機関とも幅広く連携していく必要がある。

5　その他

担当者のコメント

訪問企業の中には震災による工場崩壊や福島第一原発近隣のために工場移転を余儀なくされた企業もあったが、従業員の雇用を考えて経営者があきらめることなく新工場での操業を決意し、残った社員が一丸となって営業再開に漕ぎつけた話を伺い、その熱意に感動させられた。そうした企業が本事業を通じて大手企業からの受注を獲得したケースもあり、感慨はひとしおである。

また、被災県の支援機関から積極的な協力(企業紹介や同行訪問)を得られ、震災復興に向けて取り組む現場の話や企業支援における貴重な情報交換の場を得ることもできた。

第５節　芸術文化を活用した支援

ヘブンアーティスト公演

生活文化局　文化振興部　文化事業課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東京緊急対策2011で、「被災者に対する精神的ケアの充実」として緊急対策の内容が示された。都では東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域コミュニティでの交流の場を作り、被災された方々に対して心を癒す取り組みを行うことにより、被災地の復興を支援する「芸術文化を活用した被災地支援事業」を実施することとなった。

(2)　経緯・取組

「芸術文化を活用した被災地支援事業」の一つとして、東京都が認定するヘブンアーティスト（大道芸アーティスト）を被災3県に派遣することとし、ヘブンアーティスト被災地派遣事業を立ち上げた。初年度は手探りで開始したが、年々少しずつ東京都被災地支援事務所や各県など現地の体制が整っていき、平成23年度から25年度まで全52公演を実施した。

＜事業実施の基本的な流れ＞

５から６月まで	総務局との調整
	東京都被災地支援各県事務所との調整
	各県との調整
	現地（公演場所や経路等）確認及び調整
６月	アーティストの公募
７月	アーティスト決定
	プレス発表
	現地広報
７から８月まで	公演実施

2　目的・内容

(1)　目的

地域コミュニティでの交流の場を作り、被災された方々に対して心を癒す取り組みを行う。

(2)　内容

公演日時：７～８月で各県と調整（２泊３日４公演～３泊４日６公演程度）

公演場所：仮設住宅や公共施設等、公演可能な場所を各県と調整

出演アーティスト：東京都、ヘブンアーティスト運営実行委員会が公募し、選考

公演方法：貸切バスで移動し、キャラバン隊方式で実施

3　実績・成果

(1)　実績（詳細は別表参照）

ア　平成23年度

・岩手県　　５公演　来場者数　1,410人
・宮城県　　12公演　来場者数　2,250人
・福島県　　４公演　来場者数　650人

H23.10.4岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里小学校

H23.9.16宮城県七ヶ浜町第一スポーツ広場

イ　平成24年度

・岩手県　　３公演　来場者数　　310人
・宮城県　　８公演　来場者数　1,740人
・福島県　　４公演　来場者数　　320人

H24.8.24福島県二本松市安達運動場仮設住宅

H24.7.24宮城県亘理町公共ゾーン第１集会所

ウ　平成25年度

・岩手県　　４公演　来場者数　　190人
・宮城県　　６公演　来場者数　1,230人
・福島県　　６公演　来場者数　　490人

H25.8.10岩手県釜石市双葉小学校

H25.8.16福島県南相馬市鹿島西部コミュニティセンター

(2)　成果

・参加アーティストが貸切バスで移動し、キャラバン隊方式で公演を行ったことにより、交通の便が困難な地域や大規模なステージ等の施設がない地域など、支援が行き届かない地域での公演を実現できた。
・このような地域における仮設住宅等で孤独になりがちな方々も、公演のために集まっていただき、地域の交流の場を創出することができた。
・公演では大道芸教室を実施し、見て楽しむだけではなく、実際に体感しながらアーティストと触れ合い、より深い交流が生まれた。
・当初は仮設住宅等の方々の心を癒す取組を中心に行っていたが、年々、各県や東京都被災地支援各県事務所の体制も整い、地元の意向を集約して企画に反映し、復興の状況にあわせた支援を実施した。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

これまでの公演における課題としては、地元の意向の把握が不十分な地域があったこと、地元の方々への周知が不十分な地域があったこと、受け入れ体制が不十分な地域があったことなどが挙げられる。

より良い公演を実施するためには、事前に繰り返し現地に赴き、公演予定場所の方々と綿密な調整を行う必要がある。

(2)　今後の展望

平成26年度以降も継続実施中。

平成27年度には被災地支援5年目を迎えるに当たり、地域によって復興の状況や支援のニーズが異なってきている中、芸術文化を活用した被災地支援の方向性について見直す必要がある。その中で、ヘブンアーティスト被災地派遣事業についても今後のあり方について見直していく。

5　その他

担当者のコメント

・一人でも多くの住民の方に来場していただくために、現地配布用のチラシを作成し、自治体や地元の施設に依頼して近隣住宅や学校等に配布してもらい、周知を図った。加えて、町会の回覧や防災無線など、地域によって有効な周知方法による周知をお願いした。

・「大震災以降、笑わなかった子供達がヘブンアーティストの演技を見て、楽しそうな笑顔を見ることができた。」「仮設住宅で、住民が集まって楽しむことが少ない中、ヘブンアーティストの公演を見ることで、元気が出た。また、来てくださいね。」などの感想をいただいたほか、御礼の手作りの品や御礼状をいただいた。

別表　ヘブンアーティスト被災地派遣実施状況

平成23年度ヘブンアーティスト被災地派遣実施状況

		会　場	日　程	参加人数
岩手県	大槌町	大槌中学校	10月３日(月曜日)	約800人
		吉里吉里小学校	10月４日(火曜日)	約130人
		吉里吉里中学校	10月４日(火曜日)	約140人
	山田町	豊間根小学校	10月５日(水曜日)	約170人
		船越小学校	10月６日(木曜日)	約170人
宮城県	名取市	名取が丘公民館	７月30日(土曜日)	約100人
		下増田小学校	８月９日(火曜日)	約250人
	山元町	山下小学校	７月31日(日曜日)	約200人
		山元町役場敷地内	８月７日(日曜日)	約100人
	女川町	女川町総合体育館	８月１日(月曜日)	約200人
		女川町総合体育館前	９月17日(土曜日)	約250人
	岩沼市	岩沼市民会館前	８月８日(月曜日)	約100人
	亘理町	亘理町中央児童センター	８月８日(月曜日)	約350人
	七ヶ浜町	七ヶ浜第一スポーツ広場	９月16日(金曜日)	約200人
	石巻市	河北総合センター 「ビッグバン」駐車場	９月17日(土曜日)	約100人
	気仙沼市	気仙沼市本吉町 はまなす文化タウン	９月18日(日曜日)	約200人
	東松島市	JR小野駅前 仮設住宅敷地内	９月19日(月曜日)	約200人
福島県	会津若松市	松長コミュニティセンター	３月24日(土曜日)	約150人
	郡山市	ショッピングモールフェスタ	３月25日(日曜日)	約250人
	田村市	田村市船引運動場仮設住宅	３月25日(日曜日)	約150人
	いわき市	小名浜美食ホテル２号棟 小名浜潮目交流館	３月26日(月曜日)	約100人

平成24年度ヘブンアーティスト被災地派遣実施状況

		会　場	日　程	参加人数
岩手県	大槌町	おさなご幼稚園	８月４日(土曜日)	約90人
		みどり幼稚園	８月６日(月曜日)	約80人
	釜石市	栗林小学校	８月５日(日曜日)	約140人
宮城県	女川町	女川第二小学校	７月20日(金曜日)	約370人
	東松島市	小野地区自治会内	７月21日(土曜日)	約150人
	山元町	坂元中学校	７月21日(土曜日)	約200人
	蔵王町	蔵王町ございんホール	７月22日(日曜日)	約220人
	栗原市	このはなさくや姫プラザ	７月22日(日曜日)	約250人
	石巻市	前山仮設住宅	７月23日(月曜日)	約100人
	名取市	増田小学校	７月23日(月曜日)	約250人
	亘理町	公共ゾーン第一集会所	７月24日(火曜日)	約200人
福島県	福島市	飯坂小学校	８月22日(水曜日)	約80人
	南相馬市	千倉仮設住宅	８月23日(木曜日)	約100人
	相馬市	柚木仮設住宅南集会所	８月23日(木曜日)	約70人
	二本松市	安達運動場仮設住宅	８月24日(金曜日)	約70人

平成25年度ヘブンアーティスト被災地派遣実施状況

		会　場	日　程	参加人数
岩手県	宮古市	グリーンピア三陸みやこ	８月９日(金曜日)	約60人
	釜石市	双葉小学校	８月10日(土曜日)	約70人
		旧尾崎白浜小学校	８月10日(土曜日)	約30人
	陸前高田市	モビリア仮設団地	８月11日(日曜日)	約30人
宮城県	石巻市	総合運動公園 開成診療所前駐車場	７月30日(火曜日)	約170人
	山元町	山元町立山下第二小学校	７月31日(水曜日)	約260人
	仙台市	南光台児童館	７月31日(水曜日)	約180人
	登米市	中田農村環境改善センター	８月１日(木曜日)	約200人
	美里町	美里町駅東地域交流センター	８月１日(木曜日)	約290人
	加美町	中新田福祉センター	８月２日(金曜日)	約130人
福島県	川俣町	東福沢農村広場	８月15日(木曜日)	約200人
	南相馬市	鹿島西部コミュニティセンター	８月16日(金曜日)	約50人
	相馬市	大野台サポートセンター	８月16日(金曜日)	約50人
	三春町	貝山多目的運動広場	８月17日(土曜日)	約60人
	田村市	船引運動場	８月17日(土曜日)	約50人
	いわき市	大熊町役場　いわき連絡事務所	８月18日(日曜日)	約80人

アートプログラム

生活文化局　文化振興部　文化事業課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

被災直後の食料や医療等の緊急支援対策が落ち着いた後は、被災者に対する精神的ケアの充実が必要となってきた。「東京緊急対策2011」では、「被災者に対する精神的ケアの充実」として「スポーツ、芸術文化の持つ力を活用し、アスリートの派遣や芸術文化活動の提供など被災者に夢と希望を与える事業を展開します。」と緊急対策の内容が示された。

(2)　経緯・取組

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域を対象に、東京都や被災地の芸術文化を活用して被災地のアートＮＰＯ等と連携し、芸術に触れる機会や地域コミュニティの交流の場を作って被災された方の心を癒す取り組みを行い、被災地の復興を支援する「芸術文化を活用した被災地支援事業」を実施することとなった。

2　目的・内容

(1)　目的

芸術文化の持つ力を活用し、被災者に夢と希望を与えること。

(2)　内容

被災地域のコミュニティを再興するため、さまざまな分野の人々との交流プロセスを重視したアートプログラムや、その実施を支える仕組みづくりを行う。

3　実績・成果

(1)　実績

宮城県、岩手県及び福島県の３県において、平成23年度に19プログラム、24年度に18プログラム、25年度に18プログラムを実施

＜宮城県＞

主催：東京都、東京文化発信プロジェクト室(公益財団法人東京都歴史文化財団)、宮城県(平成24年度)、みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会(平成24年度)、えずこ芸術のまち創造実行委員会、現地の実行委員会・民間団体など(各プログラムごと)

期間：平成23年９月～

場所：塩竈市、浦戸諸島ほか県内各所

内容：平成23年度　藤浩志とカンがえるワークショップ、雄勝法印神楽など全10プログラム

平成24年度　女川常夜灯ワークショップ、ユイノハマプロジェクトなど全８プログラム

平成25年度　浦戸諸島でつながる湾、「種は船」でつなぐ湾など全５プログラム

「種は船」でつなぐワン

つながる湾フォーラム

＜岩手県＞

主催：東京都、東京文化発信プロジェクト室(公益財団法人東京都歴史文化財団)、特定非営利活動法人いわて連携復興センター、現地の実行委員会・民間団体など（各プログラムごと）

期間：平成23年10月～

場所：釜石市、大槌町ほか県内各所

内容：平成23年度　モザイクタイルで看板を！、鵜鳥神楽「宿めぐり」など全５プログラム

平成24年度　ひょっこりひょうたん塾、釜石アート支援プログラムなど全３プログラム

平成25年度　きむらとしろうじんじんの「野点」in釜石・大槌など全３プログラム

＜福島県＞

主催：東京都、東京文化発信プロジェクト室(公益財団法人東京都歴史文化財団)、福島県(平成24年度～)、特定非営利活動法人 Wunder ground、現地の実行委員会・民間団体など（各プログラムごと）

期間：平成23年8月～

場所：福島市、いわき市、西会津町、三島町ほか県内各所

内容：平成23年度　までいの会プロジェクト、週末アートスクールなど全４プログラム

平成24年度　マイタウンマーケットキャラバン、南相馬アートのあそびばプロジェクトなど全7プログラム

平成25年度　学校連携共同ワークショップ「スタンプを創ろう！大きな絵」、猪苗代・はじまりの美術館プロジェクトなど全10プログラム

※平成25年度実施プログラム数には、東京都・東京文化発信プロジェクト室が企画協力、後援等を行った３つの連携プログラムを含む。

きむらとしろうじんじんの野点ｉｎ釜石･大槌

釜石アート支援プログラム「とうほくのこよみのよぶね」

学校連携共同ワークショップ
「スタンプで創ろう！大きな絵」

日比野克彦　つなげるつながるプロジェクト

(2)　成果
・仮設住宅では、震災前の地域コミュニティが分断され、住民同士の交流が難しい所も多い。そのような場所において、ワークショップの開催をきっかけに人が集うようになって交流が生まれるなど、新たなコミュニティ形成の援助をすることができた。
・アーティストを介した共同作業を通じて、被災者同士が震災後の悩み等を語り合う場面も見られ、心の癒しにもつながっている。
・平成24年度からは被災地の自治体が主催に加わるなど、本事業の成果により文化による復興支援の重要性が広く認識されている。

4　事業実施に当たっての課題等
(1)　課題
・震災から３年が経過し外部支援などが減少するなかで、継続的に支援に関わってきた地元の団体の疲労の蓄積と事業を受け入れるための負荷が高くなってきている。
・応急仮設住宅より災害公営住宅等への移行により、震災発生以来の地域住民のコミュニティの分断が懸念されている。

(2)　今後の展望
今後も継続して実施する予定である（平成26年度は18プログラムの実施を予定）。
なお、被災地の自治体等との連携を強化することで事業実施のノウハウを共有し、将来的には現地へ引き継げるようにしていく。

5　その他
・３年度目となった本事業への取り組みは、これまでの活動で培った地元との関係性を深め、継続性を重視する活動が目立った。
・特に地域での長期的な文化活動を見据えた体制づくりにおいては、東京アートポイント計画の都内事業での経験やノウハウ提供の重要性も増すこととなった。

オーケストラ公演・アンサンブル公演

生活文化局　公益財団法人東京都交響楽団

1　事業実施の経緯・背景
(1)　背景・きっかけ
未曾有の災害に遭い、困難な状況下で日々の生活を送る被災地の方々に、音楽の生演奏による癒しと楽しみを届けることを通して復興を応援するため、東京都と連携してオーケストラ及び小編成アンサンブルによる出張演奏を実施することとした。

2　目的・内容
(1)　目的
被災した方々に「音楽を届ける」という活動を通して、癒しや楽しみ、希望や勇気を届け、被災地の復興活動を応援していくことを目的として実施した。

(2)　内容
ア　オーケストラ公演
福島県いわき市では、市内小・中学生に、生演奏による充実した時間を仲間と共有してもらいたいと、地元ホールやFMラジオ局との共同によりオーケストラ公演を実現した。広大な市内全域から小中学生を招待するため、市内のバス会社を通じて大型バスを手配し、午前・午後２公演により約3,600名の児童生徒が来場した。
また、青少年教育の一環として小中学校音楽鑑賞教室に取り組む都響ならではの豊富な経験を活かし、楽しみながらオーケストラの醍醐味を味わえる多彩な曲目の演奏や、各学校がこの日のために練習を重ねた合唱曲を、オーケストラをバックに客席全員で歌うなど、子どもたちの心に残る公演を贈ることができた。

H26.2.27　ボクとわたしとオーケストラ
～音の輪でつながろう♪～

題名	ボクとわたしとオーケストラ～音の輪でつながろう♪～		
開催日	平成24年２月23日(木曜日)	平成25年２月28日(木曜日)	平成26年２月27日(木曜日)
	午前・午後２公演	午前・午後２公演	午前・午後２公演
会場	いわき芸術文化交流館アリオス		
対象	いわき市内小・中学生		
人数	3,600名	3,600名	3,636名
内容	オーケストラ公演(1回約60分)		

イ　小編成アンサンブル公演

より被災者に身近な場所に出張して生演奏をお届けしたいと、地元の文化財団やホール等と連携して現地のニーズを踏まえ、小編成アンサンブル公演を実現した。子どもから大人まで幅広く集まる公演ではアニメの曲やお馴染みの童謡を、学校公演では校歌の全員合唱や管弦楽部との合奏など共演する曲目を取り入れるなど、クラシックの名曲のみならず来場者・対象者にあわせた選曲を行った。

平成23年度　宮城県石巻市内と福島県郡山市内の小中学校や仮設住宅集会所等を訪問
平成24年度　訪問範囲を拡大し宮城県内では石巻市含め３市岩手県内では７市町を訪問
平成25年度　岩手県宮城県福島県の被災３県を訪問

《宮城県》

題名	がんばろう石巻！応援コンサート	復興コンサート
開催日	平成23年７月から11月まで(計14公演)	平成24年7月から8月まで(計3公演)
	平成24年９月から11月まで(計７公演)	
	平成25年９月から11月まで(計９公演)	
会場	石巻市内小・中・高校、幼稚園、仮設住宅集会所など	仙台市、気仙沼市市内施設
対象	小・中学生、高校生、幼稚園児、一般市民	一般市民
人数	計2,477名	計140名
内容	弦楽四重奏及び木管五重奏(1回約60分)	金管五重奏及びヴィオラ※(1回約60分) ※仙台フィルハーモニー管弦楽団メンバーとの合同演奏

H25.11.11　かんばろう石巻！応援コンサート

H24.7.7　復興コンサート

《岩手県》

題名	Power of Sports in いわて	次代を担う子どもの文化芸術体験事業(派遣事業) ～東日本大震災復興支援対応～	～ウォームアップジャパン from Tokyo～「被災地支援事業(アスリート派遣事業)」 「いわて大運動会―ウィンタースポーツ編―」
開催日	平成24年8月　(1公演)	平成24年10月から11月まで(計９公演)	平成26年２月　(１公演)
会場	盛岡市内施設	盛岡市、北上市、一関市、花巻市、 岩手町、葛巻町、矢巾町内小及び中学校	八幡平市内施設
対象	一般市民	小･中学生	釜石市内の親子
人数	1,001名	計894名	66名
内容	金管五重奏(１回約60分)	弦楽四重奏(１回約60分)	弦楽四重奏(１回約30分)

H24.8.24　Power of Sports in いわて

H26.2.1　いわて大運動会―ｳｨﾝﾀｰｽﾎﾟｰﾂ編―

《福島県》

題名	2011“音楽都市こおりやま”市民音楽祭 東京都交響楽団出張演奏会	東京都交響楽団弦楽四重奏 出張演奏会	おでかけアリオス
開催日	平成23年８月から12月まで(計14公演)	平成26年2月(計４公演)	平成26年２月(計４公演)
会場	郡山市内小中学校、公民館、その他施設	郡山市内小学校	いわき市内小学校
対象	小･中学生及び一般市民	小学生	小学生
人数	計4,714名	計1,126名	計409名
内容	弦楽四重奏等(1回約60分)	弦楽四重奏(1回約60分)	木管五重奏(1回約45分)

H23.12.3　音楽都市こおりやま市民音楽祭

H26.2.7　おでかけアリオス

3　実績・成果

(1)　実績（下表のとおり）

(2)　成果

オーケストラ公演では福島県いわき市内全域から、３年間で６公演、１万人を超える小・中学生にオーケストラの生演奏を届けることができた。地元放送局の人気パーソナリティの司会を交えながら、最後には全員合唱を行い、ホールには子どもたちの歌声が元気に響き渡った。

運営面においては、地元青年会議所やボランティアの方々、また地元放送局、ホール、バス会社にもご協力をいただいた。子どもたちの笑顔のみならず、ご協力いただいた多くの地元関係者の笑顔は、復興に向けた力強いエネルギーとネットワークの構築を象徴しているように感じた。

アンサンブル公演では、岩手県、宮城県及び福島県の被災地を幅広く訪問し、３年間で66公演、１万人を超える被災者の方々に音楽を届けることができた。演奏を聴いてくださった方々との交流を通して、人と人との絆の大切さ、被災した方々に思いを寄せ続けることの大切さを改めて感じ、また音楽を通じた心のケア等、我々にも被災地のためにできることがある、という大きな喜びを感じた。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

引き続き被災地のニーズを十分に踏まえて事業を実施していくことが重要な課題である。場所によって、また復興の段階によって現地のニーズは様々であり、被災地と一言で言い表すことはできず、現地のニーズを十分に踏まえて事業を実施するためには地元団体とのネットワークが必要不可欠である。今後とも様々な地元団体とのネットワークを構築し、この絆をより太く強いものへと育てていくことが重要な課題である。

(2)　今後の展望

平成26年度は、引き続き福島県いわき市でオーケストラ公演を２公演、小編成アンサンブル公演では、宮城県、岩手県で15公演を実施予定である。
引き続き、演奏活動を通じて被災した方々の心のケアに貢献していくとともに、地元団体との協力関係により事業の継続性をより強固なものとし、復興に向けた力強い支援の一助となれるよう、最大限の努力を行っていく。

5　その他

担当者のコメント

衣食住といった当たり前の「日常」が破壊された被災地にとって、芸術を楽しむということは果たして必要なことなのかという苦悩からのスタートであった。地域によって被災状況は異なり、その状況を調査し把握するだけでも慎重な行動が求められ、震災以前に公演事業で連携した東北地区のホール関係者などから状況を聞きながら、演奏会実施に向けて調整を進めた。

実際に被災地に伺う際は、日常の風景であった「音楽を楽しむ」という時間を通じて、少しでも現在の非日常を忘れていただき明日への活力としてもらえるよう地元の方との打合せを密にし、曲目だけでなくスタッフワークを通した地元との連携も大切にした。演奏を聴いた子どもたちや市民の皆さんはもちろん、一緒にスタッフとなって計画を支えてくださった地元の方々からも、「公演を計画し実施したことで、私たちも元気が出た」と言ってもらえたことがとても印象に残っている。

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
オーケストラ公演	演奏回数	2公演	2公演	2公演	6公演
	聴衆者数	3,600名	3,600名	3,636名	10,836名
アンサンブル公演	演奏回数	28公演	20公演	18公演	66公演
	聴衆者数	5,923名	2,641名	2,263名	10,827名
合計	演奏回数	30公演	22公演	20公演	72公演
	聴衆者数	9,523名	6,241名	5,899名	21,663名

被災地応援コンサート

警視庁　総務部広報課　音楽隊

1　事業実施の経緯、背景

(1)　背景・きっかけ

「警視庁職員が一丸となってこれからも被災地の復興と被災者の支援を続けていきます。」という思いを、警視庁音楽隊の演奏を通じて被災地に届けするために実施した。

(2)　経緯・取組

・東日本大震災発生直後から都内避難所を訪問し、約70人の避難者に対して演奏を実施した。
・平成23年５月13日及び同月14日に、避難所となっていた岩手県陸前高田市の米崎小学校と岩手県大槌町の赤浜小学校においてコンサートを開催した。(聴衆　合計215人)
・平成23年８月４日及び同月５日に、宮城県亘理郡山元町の中央公民館と避難所となっていた石巻市門脇中学校においてコンサートを開催した。(聴衆　合計305人)
・平成25年１月28､29日に、福島県相馬市の相馬市高齢者サポートセンターと福島県福島市の福島北警察署においてコンサートを開催した。(聴衆　合計230人)
・平成26年２月18日から同年２月23日までの間、岩手県及び宮城県11か所の会場において「警視庁音楽隊みちのくコンサートツアー 2014 ～ Heart to Heart ～」を開催した。(聴衆　合計5,260人)

2　「みちのくコンサートツアー 2014 ～ Heart to Heart ～」の内容

(1)　期間中の演奏会の構成

ア　２月18日(火曜日)、２月19日(水曜日)及び２月21日(金曜日)は２班に分かれそれぞれの会場で演奏を行った。
イ　２月20日(木曜日)、大船渡市市立文化会館で、警視庁音楽隊と岩手県警察音楽隊による合同演奏を行った。
ウ　２月22日(土曜日)、仙台市イズミティ21大ホールでの宮城県警察音楽隊定期演奏会に出演し、宮城県警察音楽隊との合同演奏を行った。

(2)　警視庁からの永久出向者、特別出向者、特別出向帰任者からの応援メッセージ

ア　警視庁から岩手県警察に永久出向した5名の警察官、同じく宮城県警察に永久出向、特別出向している5名の警察官に、「永久出向、特別出向を決意した理由」などについてインタビューを行い、被災地、被災者に対する出向者らの思いを伝えた。
イ　岩手県警察、宮城県警察から出向を終え警視庁に帰任した6名の警察官に「被災地の方々に伝えたいこと」などのインタビューを行い、ＤＶＤによるビデオレターを事前に作成し、各会場においてプロジェクターを活用して放映することにより、被災者に対する警視庁職員の思いを伝えた。

3　実績

各会場において、地元の小学生、中学生及び高校生の吹奏楽部との演奏や、両県の警察音楽隊と合同演奏会を開催したところ、中学生、高校生、地元の方々、仮設住宅の方々など多くの来場者があり、「被災地の復興・支援を続けていく。」というメッセージを届けた。(表１のとおり。)

表1

	実施日時	会場	聴衆	備考
平成26年	2月18日(火曜日) 18:00～19:30	大槌町城山公園体育館	約300人	大槌高校吹奏楽部との共演
	2月19日(水曜日) 9:50～10:45	釜石市立釜石東中学校	約350人	
	2月19日(水曜日) 9:50～10:50	陸前高田市立第一中学校	約350人	
	2月19日(水曜日) 13:55～14:40	大槌町立大槌小学校	約750人	
	2月19日(水曜日) 13:30～14:20	住田町立有住中学校	約100人	
	2月20日(木曜日) 19:00～21:00	大船渡市民文化会館 (リアスホール)	約800人	岩手県警察音楽隊の共演「展覧会の絵」を音楽隊カラーガードの演技とともに披露
	2月21日(金曜日) 11:00～11:50	気仙沼市地福寺	約50人	
	2月21日(金曜日) 13:30～14:40	石巻市立蛇田中学校	約750人	
	2月21日(金曜日) 17:00～17:40	石巻市渡波仮設住宅	約30人	
	2月22日(土曜日) 14:00～16:00	イズミティ21大ホール	約1,450人	宮城県警察音楽隊の定期演奏会で、行進曲「美中の美」他２曲を単独演奏 宮城県警察音楽隊との合同演奏
	2月23日(日曜日) 11:15～12:25	仙台市立高砂中学校	約330人	

4　今後の展望

今後は、今もなお風評被害により復興支援を必要とする福島県に焦点をあて、「警視庁職員は引き続き被災地の応援をしていきます。」という思いを届ける活動をしていきたい。

5　その他

コンサートの開催状況について、ＴＯＫＹＯ ＭＸテレビが同行取材したほか、岩手、宮城両県の地元の民法テレビ局、ＮＨＫ及び新聞各社(計８社) が報じるなど、東北各地で大きく取り上げられた。

6　開催の状況

○　岩手県　城山公園体育館

大槌高校との合同演奏

○　岩手県　釜石東中学校

中学生との合同演奏

○　岩手県　大槌小学校

小学生との合同演奏

○　宮城県　地福寺

金管楽器による小編成での演奏

○　宮城県　渡波仮設住宅

金管楽器による小編成での演奏

○　宮城県　高砂中学校

中学校体育館会場の様子

○　岩手県　大船渡文化会館

岩手県警音楽隊との合同演奏

○　宮城県　蛇田中学校

中学生との合同演奏

○　宮城県　仙台市イズミティ 21
（宮城県警察音楽隊定期演奏会）

宮城県警察音楽隊との合同演奏

○　「みちのくコンサートツアー 2014」ポスター

被災地慰問演奏

東京消防庁　総務部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

震災から３か月が経過した平成23年６月10日、東京都総務局から東京消防庁に対し、被災された方々を勇気づけられる支援の一助として、宮城県気仙沼市及び岩手県陸前高田市への東京消防庁音楽隊による被災地慰問演奏会派遣の依頼があった。

(2)　経緯・取組

＜平成23年度＞

６月10日　東京都総務局から宮城県気仙沼市及び岩手県陸前高田市に対する音楽隊派遣申込

６月15日　東京消防庁が派遣を承諾

６月26日　現地に向け音楽隊員27名が人員輸送車１台及び貨物車1台で出向

６月26日から28日まで　現地において4回にわたり演奏会を実施

＜平成24年度＞

８月３日　東京都総務局から宮城県気仙沼市に対する音楽隊派遣申込

８月15日　東京消防庁が派遣を承諾

８月23日　現地に向け音楽隊員25名が人員輸送車1台及び貨物車1台で出向

８月23日から24日まで　現地において2回にわたり演奏会を実施

2　内容

東京消防庁では、平成23年６月26日から同月28日まで及び平成24年８月23日から同月24日まで音楽隊員等を被災地に派遣し、演奏を実施した。

3　実績・成果

(1)　実績

表１のとおり

表1

実施年度	実施日時	会場	聴衆	主な内容
平成23年度	平成23年6月26日 午後3時00分から	気仙沼市立 新月中学校	避難者、同校生徒約300人	1　曲目「ありがとう」ほか全９曲(約１時間) 2　同校吹奏楽部と合同で「見上げてごらん夜空の星を」「世界に一つだけの花」を演奏 3　吹奏楽部員に対して演奏技術指導を実施
平成23年度	平成23年6月27日 午前10時30分から	気仙沼市立 気仙沼小学校	避難者、同校児童約500人	1　曲目「ふるさと」ほか全９曲(約１時間) 2　同校児童と合同で「手のひらを太陽に」を演奏及び合唱
	平成23年6月27日 午後3時00分から	陸前高田オートキャンプ場モビリア	避難者約100人	曲目「北国の春」、「負けないで」、「川の流れのように」ほか全９曲(約１時間)
	平成23年6月28日 10時00分から	陸前高田市立 第一中学校	避難者、同校児童約100人	曲目「ふるさと」、「北国の春」、「川の流れのように」ほか全９曲(約１時間)
平成24年度	平成24年8月23日 午後7時00分から	気仙沼市立燦さん館デイサービスセンター	地域住民 約350人	曲目「青い山脈」、「愛燦燦」ほか全10曲(約１時間)
	平成24年8月24日 午前10時00分から	気仙沼市立 鹿折小学校	地域住民、同校生徒 約400人	曲目「夢をかなえてドラえもん」、「世界に一つだけの花」ほか全10曲(約1時間)

気仙沼市立気仙沼小学校での様子

気仙沼市立新月（にいつき）中学校での様子

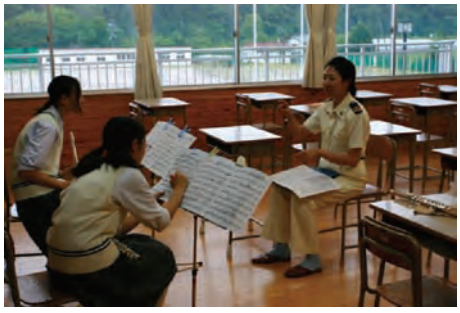
気仙沼市立新月（にいつき）中学校吹奏楽部員に演奏指導

気仙沼市燦さん館デイサービスセンターでの様子

(2)　成果

ア　NHK仙台放送局、三陸新報社、気仙沼ケーブルネットワーク、バンドジャーナル社等、幅広いメディアから取材を受け、東京消防庁音楽隊の活動が被災地の皆様に紹介された。

イ　毎週金曜日に実施している日比谷公園小音楽堂での都民コンサートにおいて、都民の皆様にも活動の報告を行い、共感を得た。

4　今後の展望

被災された方々を勇気づけられる支援の一助として、被災地における慰問演奏を継続していきたい。

5　その他

担当者のコメント

・被災者の皆様は一様に震災の記憶を胸に秘めており、心の復興もまだ道半ばということを痛感した。今後とも心のケアに重点を置いた被災地支援を行っていきたい。

・気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部及び宮城県気仙沼市教育委員会から多大なる協力をいただき、演奏会の開催を盛大なものとすることができた。

・慰問先の中学生と合同演奏し、演奏技術の指導も行った。生徒たちは一様に満足した様子であり、被災地との交流を一段と深めることができた。

・現地までの移動手段はバスであった。平成23年の震災当年は高速道路の破損や交通標識の流出により困難な行程であったが、平成24年の派遣の際にはおおむね復旧されており、インフラ復興支援の効果を実感した。

・平成23年の慰問演奏派遣時に現地の給油取扱所でバスの燃料を補給していたところ、地元の方から「どこから来たのか。」と尋ねられ、身分を明かしたところ、「震災当日はありがとうございました。いまでも元気に暮らしています。」と感謝を述べられた。当地では、東京消防庁に対する親しみを忘れずにいてくれてありがたいと感じた。

第６節　スポーツを通じた支援

アスリート派遣事業

オリンピック・パラリンピック準備局　スポーツ推進部　事業推進課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月11日に起こった東日本大震災で被災された岩手県、宮城県、福島県の被災3県の皆さまに、夢や希望をもって復興に向かっていただくことを目的に、スポーツの持つ力を活用した被災地支援事業を実施することになった。

(2)　経緯・取組

一般社団法人アスリート会議と共催で、被災地のニーズに合わせた大運動会、交流会、スポーツ教室（クリニック）、講話等を行う、アスリート派遣事業を各県年間２～４回、３県合計で７回～９回程度実施。

また、仮設住宅にお住まいの方を対象に、集会所等へトレーナーを派遣し簡単な運動等を指導する、エコノミークラス症候群対策事業を年間各県１回、計３回実施

2　目的・内容

被災県内における地域スポーツクラブ等にトップアスリートや経験・実績のある指導者等を派遣し、スポーツを通じて被災者に夢や希望を与えることで、子供たちの心のケアや地域復興の一助とするため実施

3　実績・成果

(1)　実績

別表参照

(2)　成果

現地ニーズに即した事業ができるよう、東北３県に現地実行委員会を組織し当日の運営も含めて実施していただいている。

この実施形態により、東京都のお仕着せにならず、現地に必要な事業を行うことができている。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

被災県関係部署、体育協会、広域スポーツセンター、育成アドバイザー、地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ団体のネットワークを活用し、刻々と変化する現地の状況やニーズ、子どもたちの様子、生活の状況、施設の状況等をきめ細かく把握し、事業に反映させる。

(2)　今後の展望

平成26年度以降も引き続き実施する予定

アスリート派遣事業
（平成25年9月1日岩手県岩泉町）

別表

平成23年度被災地支援事業（アスリート派遣）実績

	会　場 （開催県）	事業名	開催日	対象参加者数	実施種目/参加アスリート等
1	福島大 （福島県）	２０１１青春スポフェス！サテライト高校生スポーツフェスティバル	平成23年 8月17日 （水曜日）	高校生359名 ＊ボランティアスタッフ等含む。	ソフトボール/宇津木妙子 バスケットボール/萩原美樹子 バレーボール/ヨーコゼッターランド サッカー/野田朱美 特別講演会/川上直子
2	岩手大 （岩手県）	いわて大運動会ーいわてスポーツクリニック	平成23年 8月27日（土曜日）から28日（日曜日）まで	中学生317名 ＊ボランティアスタッフ等含む。	バレーボール/柳本晶一 バスケットボール/外山英明 剣道/寺本将司 ソフトテニス/鹿島鉄平、井口雄一
3	いわき市総合体育館等 （福島県）	ふくしま大運動会inいわき	平成23年 11月13日 （日曜日）	小中高校生ファミリー等1,982名 ＊ボランティアスタッフ等含む。	陸上/浅原宣治 サッカー/横浜マリノス所属選手 バドミントン/岩城ハルミ、水井妃佐子 卓球/上原卓 トランポリン/山口学
4	石巻専修大 （宮城県）	2011武道フェスティバル石巻	平成23年 11月27日 （日曜日）	幼小中高校生等524名 ＊ボランティアスタッフ等含む。	講演会/玉木正之 剣道/木和田大起 柔道/薪谷翠 空手道/山田ゆかり テコンドー/岡本依子
5	八幡平市安比 （岩手県）	いわて大運動会ーウィンタースポーツ編	平成24年1月14日（土曜日）から15日（日曜日）まで	親子233名 ＊ボランティアスタッフ等含む。	クロスカントリー/今井博幸 ノルディック複合/三ケ田礼一 モーグル/畑中みゆき
6	仙台大 （宮城県）	亘理・山元町中学校部活動交流大会	平成24年 2月18日 （土曜日）	小中高校生391名 ＊ボランティアスタッフ等含む。	バレーボール/永富有紀 バスケットボール/佐古賢一 バスケットボール/天日（てんにち）謙作 サッカー/米山篤志 柔道/日下部基栄 卓球/松下浩二
＊	SCバンビィ （福島県）	エコノミー症候群対策事業	平成24年 3月18日 （日曜日）	避難中学生等70名 ＊ボランティアスタッフ等含む。	特定非営利活動法人NSCAジャパン

平成24年度被災地支援事業（アスリート派遣）実績

	会　場 （開催県）	事業名	開催日	対象参加者数	実施種目/参加アスリート等
1	岩手大 （岩手県）	(1)パワーオブスポーツinいわて”スポーツの力で日本を元気に” (2)夏のいわて大運動会ーいわてスポーツクリニックー	(1)平成24年８月24日（金曜日） (2)平成24年８月25日（土曜日）から26日（日曜日）まで	(1)一般1,001名 (2)中学生等763名 ※ボランティアスタッフ等含む。	(1)(2)陸上/朝原宣治 (1)テコンドー/岡本依子 (1)(2)車椅子バスケットボール/根木慎志 (1)(2)バドミントン/岩城ハルミ、水井妃佐子 (2)剣道/木和田大起 (2)サッカー/西ヶ谷隆之 (2)バスケットボール/長谷川誠
2	福島大 （福島県）	(1)パワーオブスポーツinふくしま”スポーツの力で日本を元気に” (2)ふくしま大運動会（４時間リレー）	平成24年 ９月２日 （日曜日）	(1)一般等142名 (2)中学生等706名 ※ボランティアスタッフ等含む。	(1)(2)陸上/久保倉里美 (1)(2)陸上/佐藤敦之 (1)陸上/江里口匡史 (1)トランポリン/伊藤正樹 (1)車椅子バスケ/増子恵美 (2)陸上/佐藤真有、千葉麻美、青木沙弥佳、佐藤美保

	会　場 (開催県)	事業名	開催日	対象参加者数	実施種目/参加アスリート等
3	石巻専修大 (宮城県)	2012武道フェスティバル石巻	平成24年 10月6日 (金曜日)	幼小中高校生等 524名 ※ボランティア スタッフ等含む。	講演会/玉木正之 剣道/山本真理子 柔道/前田桂子 空手道/土屋秀人 フェンシング/原田めぐみ
4	夢クラブ (宮城県)	スポーツフェスタin七ヶ浜	平成24年 10月8日 (月曜日・祝)	小中高校生193名 一般166名 計359名 ※ボランティア スタッフ等を含む。	ラグビー/元木由記雄、平尾剛、高倉和起、今林克敏、大石嶺 ハンドボール/中川善雄、青戸あかね、冨本栄次 サッカー/平瀬智行
5	いわき市総合体育館等 (福島県)	(1)パワーオブスポーツ in ふくしま”スポーツの力で日本を元気に” (2)ふくしま大運動会inいわき	平成24年 10月20日 (土曜日)	小中高校生 ファミリー等 (1)534名 (2)2,196名 ※ボランティアスタッフ等を含む。	(1)(2)陸上/朝原宣治 (1)テコンドー/岡本依子 陸上/江里口匡史 (1)(2)サッカー/三浦淳寛 (2)バレーボール/永富有紀 (1)フェンシング/太田雄貴 (1)(2)卓球/平野早矢香 (2)トランポリン/伊藤正樹、岸彩乃
6	ゼビオアリーナ (仙台市)	パワーオブスポーツ in 東北”スポーツの力でニッポンを元気に”	平成24年 12月22日 (土曜日)	一般1,013名 ※ボランティアスタッフ等を含む。	陸上/福島千里、江里口匡史、山縣亮太 テコンドー/岡本依子、濱田真由 水泳/秋山里奈、鈴木孝幸 ボクシング/清水聡、須佐勝明 フェンシング/千田健太、三宅諒 ゴールボール/小宮正江、浦田理恵、安達阿記子 日本アスリート会議議長/柳本晶一
7	会津 (福島県)	ふくしま大運動会 in 会津	平成25年 1月27日 (日曜日)	小中高校生 ファミリー等 1,017名 ※ボランティア スタッフ等を含む。	卓球/仲村錦治郎 バレーボール/柳本晶一 バドミントン/植野恵美子 陸上(パラ)/山本篤 レスリング/須佐勝明 チェアスキー/大日方邦子
8	八幡平市安比 (岩手県)	冬のいわて大運動会ーウィンタースポーツ編ー	平成25年 2月2日(土曜日)から3日(日曜日)まで	親子307名 ※ボランティア スタッフ等含む。	フリースタイルモーグル/畑中みゆき ノルディッククロスカントリー/猪又由美
※	NPO法人さくらスポーツクラブ (福島県)	エコノミー症候群対応事業 元気！とみおか応援団	平成25年 3月12日(火曜日)及び19日(火曜日)	仮設住宅中高齢者 延べ85名 ※ボランティア スタッフ等を含む。	特定非営利活動法人ＮＳＣＡジャパン
※	南三陸 (宮城県)	エコノミー症候群対応事業 健康運動教室及び指導者研修会「歩く人。」	平成24年 11月28日(水曜日)から29日(木曜日)まで	仮設住宅中高齢者 延べ133名程度 ※ボランティア スタッフ等含む。	特定非営利活動法人オーバルハート
※	宮古市 (岩手県)	エコノミー症候群対応事業 「みんなの健康を支える指導者講習会」	平成25年 1月11日 (金曜日)	避難所中高齢者 (含指導者) 44名 ※ボランティア スタッフ等含む。	特定非営利活動法人オーバルハート

平成25年度被災地支援事業（アスリート派遣）実績

	会　場 （開催県）	事業名	開催日	対象参加者数	実施種目/参加アスリート等
1	平田公園野球場、釜石市球技場　他 （岩手県）	いわて大運動会 －釜石市スポーツクリニック－	平成25年 8月12日 （月曜日）	中学1・2年生 計154人 （ボランティアスタッフ等除く。）	野球/片岡篤史 サッカー/芳賀博信 剣道/佐藤博光 バスケットボール/根木慎志・神事真規子 バレーボール/永富有紀
2	福島大学 陸上競技場 （福島県）	ふくしま大運動会 ４時間リレー2013	平成25年 8月31日 （土曜日）	小中高校生、一般 計400名21チーム （ボランティアスタッフ等除く。）	陸上/秋本真吾、吉田真希子、佐藤真有、 渡辺真弓、千葉麻美、青木沙弥佳、田嶋和也 テコンドー/岡本依子 カヌー/鈴木祐美子
3	龍ちゃんドーム他 （岩手県）	いわて大運動会 －岩泉市スポーツクリニック－	平成25年 9月1日 （日曜日）	中学生 計161名 （ボテンティアスタッフ等除く。）	陸上/秋本真吾 サッカー/曽田雄志 卓球/庄司達也 バレーボール/柳本晶一 ソフトテニス/府藤麻未・神谷絵梨奈
4	石巻市総合体育館　アリーナ（宮城県）	2013武道フェスティバル石巻	平成25年10月5日（土曜日）から10月6日（日曜日）まで	幼稚園児～一般 140名	講演/玉木正之 柔道/瀧本誠 剣道/山本真理子 空手/土屋和人 スポーツクリニック/柔道、剣道、空手 演武/合気道、弓道、剣道、柔道、相撲など
5	いわき市 総合体育館等 （福島県）	ふくしま大運動会in いわき	平成25年 10月20日 （日曜日）	5歳～一般 延べ1,300名	陸上/朝原宣治 卓球/松下浩二・庄司達也 サッカー/藤田俊哉 バレーボール/柳本晶一 アスリートによるスポーツ教室/ バレーボール、卓球、サッカー、陸上競技 その他/綱引き、忍者リレー、トランポリン、 スポーツ吹き矢、ラダーゲッター、など
6	サンセール盛岡 （岩手県）	エコノミー症候群対策事業 「みんなの健康を支える指導者講習会」	平成25年 11月7日（木曜日）から11月8日（金曜日）まで	岩手県内地域 スポーツクラブ等 指導員 計35名	一般社団法人OVAL　HEART　JAPAN （大西一平）・エコノミー症候群対策 「ウォーキング」講義
7	南会津町 桧沢小学校等 （福島県）	ふくしま大運動会in 南会津	平成25年 11月9日 （土曜日）	小学生～中学生 計223名	ソフトボール/三科真澄・他２名 剣道/大石寛之 バレーボール/柳本晶一 バドミントン/岩城ハルミ・水井妃佐子
8	名取市民体育館アリーナ及び会議室 （宮城県）	"見て、ふれて、感じて"プロジェクトin名取	平成25年 12月7日 （土曜日）	名取市内中学生 計193名	サッカー/曽田雄志、芳賀博信 バスケットボール/神事真規子、根木慎志、 大和谷智子、岡村憲司
9	八幡平市安比高原スキー場 （岩手県）	いわて大運動会－ ウィンタースポーツ編－	平成26年 2月1日（土曜日）から2日（日曜日）まで	釜石市の在住親子 62名	スキー/畑中みゆき・猪又由美 ボクシング/須佐勝明
10	南相馬市鹿島区・角川原応急仮設住宅集会所他 （福島県）	エコノミー症候群 対策事業	平成26年 2月12日（水曜日）から13日（木曜日）まで	南相馬市角川原応急仮設住宅住民 17名 南相馬市千倉グラウンド応急仮設住宅住民17名 計34名	エコノミー症候群対策「バランスボールを使った簡単体操」講義 NPO法人NSCAジャパン
11	石巻市内仮設住宅集会所 （宮城県）	エコノミー症候群 対策事業 健康運動教室及び指導者研修会「歩く人。」	平成26年 2月18日（火曜日）から19日（水曜日）まで	石巻市内の仮設住宅にて生活をしている住民 49名	エコノミー症候群対策「いきいき健康体操教室」、「みんなの健康を支える研修会」 講義一般社団法人OVAL　HEART JAPAN　（大西一平）
12	相馬市立中村第二小学校 （福島県）	ふくしま大運動会 in 相馬 「夢のキッズアスリート計画」	平成26年 2月27日 （木曜日）	小学生415名 （ボランティアスタッフ等除く。）	陸上/秋本真吾、千葉麻美、青木沙弥佳、吉田真希子、二瓶秀子、佐藤若菜、福島大学陸上競技部員

スポーツ交流事業

事業名：被災地支援事業被災地者招待事業
オリンピック・パラリンピック準備局　スポーツ推進部　事業推進課

1　事業実施の経緯・背景

平成23年３月11日に起こった東日本大震災で被災された岩手県、宮城県、福島県の被災３県のみなさまに、夢や希望をもって復興に向かっていただくことを目的に、スポーツの持つ力を活用した被災地支援事業を実施することになった。

2　内容

被災３県の少年少女スポーツ団体・チーム等を東京に招待し、合同練習、交流試合などスポーツを通じて東京の少年少女と交流する。

3　実績・成果

(1)　実績（詳細は別表参照）

本事業は、平成23年８月から実施しており、平成26年度で４年目となる。

・平成23年度　３件
・平成24年度　６件
・平成25年度　７件

宮城県石巻市＆八王子市【サッカー】
（八王子市戸吹スポーツ公園サッカー場）
（平成25年８月４日）

(2)　成果

本事業は、公益社団法人東京都体育協会と共催して実施している。毎年、受け入れ地区や招待地区が変更するものの、東京都と同協会及び受け入れる運営団体が事前調整し、統一的な対応を継続的に行うことにより、東京でのスポーツ交流が事故なく着実に実施できている。毎年、各事業で輝いた子どもたちの様子を見ることができ、スポーツの持つ力の大きさを実感できている。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

公益社団法人東京都体育協会から各区市町村体育協会等へ周知し、受け入れ地区を募集しているが、毎年、実施地区が増加している。予算規模が変わらないため、予算的に認める内容を検討する必要がある。

また、夏休み期間を中心に実施されるため、複数の地区が重なる傾向にある。当局の他事業（1000Km縦断リレーマラソン等）とも重なるため、募集段階から日程の調整を行う旨を周知するなど、方法を検討する必要がある。

(2)　今後の展望

被災地では今もなお、多くの方が仮設住宅に住むなど大変厳しい状況にある。この取組を積み重ねることで、少しでも復興の一助となるように、そして、この事業を行うことで震災を風化させないという想いを東京に住む未来ある子どもたちや都民のみなさんに伝えていけるように今後も支援する。

5　その他

スポーツの持つ力の大きさには、各事業を行う度に再認識させられている。スポーツという共通点があることで、交流の際にも子どもたちは早く親しくなれる。６年後の2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、継続的に展開していきたい。

別表

年度	実施日	会場	参加者		実施種目
平成23年度	平成23年 8月6日(土曜日)から 7日(日曜日)まで	八王子市戸吹スポーツ公園 サッカー場　他	・宮城県石巻市の小学生等26名 ・八王子市の小学生等38名 ・運営役員30名	94名	サッカー
	平成23年 8月26日(金曜日)から 28日(日曜日)まで	都営白髭公園野球場　他	・岩手県釜石市の小学生等19名 ・宮城県石巻市の中学生等20名 ・墨田区の小中学生等47名 ・台東区の小中学生等44名 ・運営役員50名	180名	野球
	平成23年 8月26日(金曜日)から 28日(日曜日)まで	八王子市民球場　他	・福島県福島市の小学生等25名 ・八王子市の小学生等43名 ・運営役員50名	118名	野球
平成24年度	平成24年 8月3日(金曜日)から 5日(日曜日)まで	八王子市戸吹スポーツ公園 サッカー場　他	・宮城県石巻市の小学生等31名 ・八王子市の小学生等８９名 ・運営役員90名	210名	サッカー
	平成24年 8月10日(金曜日)から 12日(日曜日)まで	北区中央公園運動場　他	・岩手県陸前高田市の小学生等33名 ・北区の小学生等35名 ・運営役員192名	260名	野球
	平成24年 8月11日(土曜日)から 13日(月曜日)まで	江東区南砂少年野球場　他	・宮城県気仙沼市の小学生等15名 ・江東区の小学生等52名 ・運営役員162名	229名	野球
	平成24年 8月17日(金曜日)から 19日(日曜日)まで	八王子市民球場　他	・福島県福島市の小学生等38名 ・八王子市の小学生等54名 ・運営役員274名	366名	野球
	平成24年 8月17日(金曜日)から 19日(日曜日)まで	東大和市立第５小学校　他	・宮城県登米市の小学生等30名 ・東大和市の小学生等27名 ・運営役員279名	336名	野球
	平成24年 8月18日(土曜日)から 19日(日曜日)まで	板橋区立向原小学校　他	・宮城県岩沼市の小学生等23名 ・板橋区の小学生等35名 ・運営役員76名	134名	バレーボール
平成25年度	平成25年 7月27日(土曜日)から 29日(月曜日)まで	葛飾区東金町運動場　他	・宮城県石巻市の小学生等29名 ・葛飾区の小学生等55名 ・運営役員28名	112名	野球
	平成25年 8月3日(金曜日)から 5日(日曜日)まで	八王子市戸吹スポーツ公園 サッカー場　他	・宮城県石巻市の小学生等34名 ・八王子市の小学生等86名 ・運営役員140名	260名	サッカー
	平成25年 8月9日(金曜日)から 11日(日曜日)まで	港区立港南小学校　他	・岩手県盛岡市の小学生等15名 ・港区の小学生等23名 ・運営役員30名	68名	ゲートボール
	平成25年 8月9日(金曜日)から 11日(日曜日)まで	錦糸公園野球場　他	・福島県いわき市の小学生等29名 ・墨田区の小学生等63名 ・運営役員28名	120名	野球
	平成25年 8月16日(金曜日)から 18日(日曜日)まで	八王子市民球場　他	・福島県福島市の小学生等41名 ・八王子市の小学生等47名 ・運営役員30名	118名	野球
	平成25年 8月31日(土曜日)から 9月1日(日曜日)まで	板橋区立向原小学校　他	・福島県いわき市の小学生等20名 ・板橋区の小学生等13名 ・運営役員12名	45名	バレーボール
	平成25年 9月14日(土曜日)から 16日(月曜日・祝)まで	中小企業大学校　他	・宮城県登米市の小学生等19名 ・東大和市の小学生等33名 ・運営役員26名	78名	野球

観戦招待事業

事業名：被災地支援事業被災地者招待事業
オリンピック・パラリンピック準備局　スポーツ推進部　事業推進課

1　事業実施の経緯・背景

平成23年３月11日に起こった東日本大震災で被災された岩手県、宮城県及び福島県の被災３県の方々に、夢や希望をもって、復興に向かっていただくことを目的に、スポーツの持つ力を活用した被災地支援事業を実施することになった。

2　内容

東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県の3県の小・中・高校生の親子を東京に招待し、都内で開催される国際大会でトップアスリートの競技を間近に観戦したり、大会運営状況を見学することで子どもたちに夢を与え、被災地を支援する。

3　実績・成果

(1)　実績

本事業は、平成23年度から実施しており、平成26年度で４年目となる。

・平成23年度　２件
・平成24年度　２件
・平成25年度　１件

（下表のとおり）

「30th 東レパン・パシフィック・テニス」観戦招待
アナ・イバノビッチ選手とベリンダ・ベンチッチ選手との交流
（有明テニスの森公園、有明コロシアム）
（平成25年9月21日）

(2)　成果

本事業は、公益社団法人東京都体育協会と共催して実施している。東京で行われる国際大会を観戦し、普段なかなかトップアスリートに触れる機会がない子どもたちに、試合観戦やスポーツ教室等を通じてスポーツの楽しさやアスリートのすごさを体験してもらうことができた。事業全体としても、大会運営団体等と事前調整等を重ね、国際大会の競技や運営の舞台裏等々を見てもらい、東京での事業が事故なく着実に実施できている。毎年、各事業で輝いた子どもたちの様子を見ることができ、スポーツの持つ力の大きさを実感できている。

年度	事業名	実施日	会場	参加者	種目
平成23年度	世界体操東京2011	平成23年10月15日(土曜日)から16日(日曜日)まで	東京体育館メインアリーナ　他	・被災3県の小・中・高校生等計136組282名	体操
	FINA競泳ワールドカップ東京2011	平成23年11月12日(土曜日)から13日(日曜日)まで	東京辰巳国際水泳場　他	・被災3県の小・中・高校生等計44組88名	水泳
平成24年度	2012女子レスリングワールドカップ	平成24年5月26日(土曜日)から27日(日曜日)まで	国立代々木競技場第２体育館	・被災3県の小・中・高校生等、計84名	レスリング
	東レ パン・パシフィック・テニス	平成24年9月22日(土曜日)から23日(日曜日)まで	有明コロシアム　他	・被災3県の小・中・高校生等、計44組88名	テニス
平成25年度	東レ パン・パシフィック・テニス	平成25年9月21日(土曜日)から22日(日曜日)まで	有明コロシアム　他	・被災３県の小・中・高校生等、計43組８６名	テニス

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

例年、国際大会の競技や運営の舞台裏等々を見学する内容で実施している。大会主催者に本事業について理解してもらうため、事前の調整等を十分に行う必要がある。また、種目によっては、一般公募ではなく、すでにその競技を実践している子どもたちに対して、募集をかけたほうがより充実した内容になる。

(2)　今後の展望

被災地では今もなお、多くの方が仮設住宅に住むなど大変厳しい状況にある。この取り組みを積み重ねることで、少しでも復興の一助となるように、引き続き事業継続していく。

5　その他

スポーツの持つ力の大きさには、各事業を行う度に再認識させられている。スポーツという共通点があることで、交流の際にも子どもたちは早く親しくなれる。６年後の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、継続的に展開していきたい。

東京マラソン(10kmの部)高校生招待事業

オリンピック・パラリンピック準備局　スポーツ推進部　事業推進課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月11日に起こった東日本大震災で被災された岩手県、宮城県及び福島県の被災３県のみなさまに、夢や希望をもって、復興に向かっていただくことを目的に、スポーツの持つ力を活用した被災地支援事業を実施することになった。

2　内容

東日本大震災により被災した岩手県、宮城県及び福島県の３県の高校生を対象に、都心を駆け抜ける爽快感や有名選手の走りを間近に感じることで、夢を与え、逆境に立ち向かう勇気を奮い立たせる契機となるよう、東京マラソンに招待する。

3　実績・成果

(1)　実績

本事業は、平成23年度から実施しており、平成26年度で４年目となる。

東京マラソン(10ｋｍの部)高校生招待事業実績

年度	実施日	参加者
平成23年度	平成24年 2月25日(土曜日)から26日(日曜日)まで	・被災3県の高校生、計105名 ・役員７名
平成24年度	平成25年 2月23日(土曜日)から24日(日曜日)まで	・被災３県の高校生、計100名 ・役員７名
平成25年度	平成26年 2月22日(土曜日)から23日(日曜日)まで	・被災３県の高校生、計98名 ・役員７名

10kmフィニッシュ（日比谷公園）
（平成26年2月23日）

(2)　成果

本事業は、公益社団法人東京都体育協会と共催して実施している。都心を駆け抜ける「東京大マラソン」の10キロに出場し、国際規模の大会に出場し完走する充実感を得てもらうことや有名選手や市民ランナーを身近に感じてもらうことができた。事業全体としても、事前調整等を重ね、東京での事業が、事故なく着実に実施できている。毎年、輝いた子どもたちの様子を見ることができ、スポーツの持つ力の大きさを実感できている。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

参加者募集に際して、時期的に学年末考査の時期と重なるので１、２年生の出場が難しく、３年生は進路が決定している者だけの出場となり、人選が限定されてしまっている。

(2)　今後の展望

被災地では今もなお、多くの方が仮設住宅に住むなど大変厳しい状況にある。この取組を積み重ねることで、少しでも復興の一助となるように、引き続き事業継続してく。

5　その他

スポーツの持つ力の大きさには、各事業を行う度に再認識させられている。スポーツという共通点があることで、交流の際にも子どもたちは早く親しくなれる。６年後の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、継続的に展開していきたい。

国際交流事業

オリンピック・パラリンピック準備局　スポーツ推進部　事業推進課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成23年３月11日に起こった東日本大震災で被災された岩手県、宮城県、福島県、そして茨城県も加えた4県の次世代を担うジュニア選手にとって、国際交流、競技力向上、さらに被災地復興支援に資することを目的に実施。

(2)　経緯・取組

平成19年８月　ジュニアスポーツアジア交流大会開始
平成20年４月　東京国際ユース（U-14）サッカー大会開始
平成23年８月　ジュニアスポーツアジア交流大会に被災地４県が初めて参加
平成24年４月　東京国際ユース（U-14）サッカー大会に被災地４県が初めて参加

2　大会内容

(1)　東京国際ユースサッカー大会

次世代を担うジュニアのサッカー選手を対象に、世界の大都市からサッカーチームを招き、スポーツを通じた国際交流の機会を創出する大会

敵陣に攻め込む被災地の選手
（平成25年5月　駒沢オリンピック公園総合運動場）

海外選手とボールを奪い合う被災地の選手
（平成25年5月　駒沢オリンピック公園総合運動場）

(2)　ジュニアスポーツアジア交流大会

ジュニア選手が競技を通じて技術的、精神的に向上するとともに、スポーツで東京とアジアをつなぎ、国を超えた相互理解を深めることを目的とした大会

海外選手を圧倒する被災地の選手
（平成25年8月　東京武道館）

ハイレベルな戦いを繰り広げる被災地の選手
（平成25年8月 駒沢オリンピック公園総合運動場体育館）

3　実績・成果

(1)　実績

東京国際ユース(U-14)サッカー大会　実績

平成23年度		2011年大会は、東日本大震災の影響により、中止。
平成24年度	参加都市	カイロ、ジャカルタ、モスクワ、ニューサウスウェルズ、ロンドン、ソウル、サンパウロ、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び東京都
	会場	駒沢オリンピック公園総合運動場
	日程	平成24年４月29日(日曜日)から５月６日(日曜日)まで
	参加者数	320名(選手256名、役員６４名)
	結果	優勝:サンパウロ、準優勝:東京都(東京都トレセン選抜)、３位:宮城県
平成25年度	参加都市	カイロ、ジャカルタ、モスクワ、ニューサウスウェルズ、パリ、ソウル、サンパウロ、ブエノスアイレス、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び東京都
	会場	駒沢オリンピック公園総合運動場
	日程	平成25年４月29日(月曜日・祝)から５月６日(月曜日・祝)まで
	参加者数	320名(選手256名、役員64名)
	結果	優勝:ブエノスアイレス、準優勝:サンパウロ、３位:モスクワ

ジュニアスポーツアジア交流大会　実績

平成23年度	参加都市	バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、シンガポール、台北、ウランバートル、ヤンゴン、アスタナ、ビエンチャン、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び東京都
	競技種目	バドミントン、柔道
	会場	【バドミントン】駒沢オリンピック公園総合運動場 【柔道】東京武道館
	日程	平成23年８月22日(月曜日)から８月29日(月曜日)まで
	参加者数	363名(選手247名、役員116名)
	結果	【バドミントン】優勝:バンコク、準優勝:ジャカルタ、３位:台北 【柔道(男子団体)】優勝:東京A、準優勝:ウランバートル、３位:アスタナ・東京B 【柔道(女子団体)】優勝:東京A、準優勝:東京B、３位:宮城・ウランバートル
平成24年度	参加都市	バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、シンガポール、台北、トムスク(視察のみ)、ウランバートル、ヤンゴン、アスタナ、ビエンチャン、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び東京都
	競技種目	バドミントン、柔道
	会場	【バドミントン】駒沢オリンピック公園総合運動場 【柔道】東京武道館
	日程	平成24年８月28日(火曜日)から９月３日(月曜日)まで
	参加者数	382名(選手255名、役員127名)
	結果	【バドミントン】優勝:バンコク、準優勝:ジャカルタ、３位:台北 【柔道(男子団体)】優勝:東京B、準優勝:東京A、３位:岩手・福島 【柔道(女子団体)】優勝:東京A、準優勝:宮城、３位:福島・東京B
平成25年度	参加都市	バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、シンガポール、台北、トムスク、ウランバートル、ヤンゴン、アスタナ、ビエンチャン、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び東京都
	競技種目	バドミントン、柔道
	会場	【バドミントン】駒沢オリンピック公園総合運動場 【柔道】東京武道館
	日程	平成25年８月27日(火曜日)から９月２日(月曜日)まで
	参加者数	380名(選手256名、役員124名)
	結果	【バドミントン】優勝:ジャカルタ、準優勝:福島、３位:台北 【柔道(男子団体)】優勝:東京A、準優勝:東京B、３位:ウランバートル・福島 【柔道(女子団体)】優勝:東京B、準優勝:東京A、３位:宮城・茨城

(2)　成果

ア　次世代のトップアスリートを目指すユース世代の選手が、競技を通じて技術的・精神的に成長し、生涯を通した人格形成や健全育成を図ることができるなど、競技力向上と次世代育成に貢献。

イ　姉妹友好都市やアジア各都市との間で試合以外の様々な場面で選手・指導者間の交流が図られ、親交を深めることができた。

ウ　被災地4県も一体感をもって大会に参加し、オリンピック・パラリンピック開催気運の醸成につなげることができた。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

子どもたちの夏休みに実施しているが、東北地方は日程の一部で夏休みが終了している（ジュニアスポーツアジア交流大会）。教育委員会や学校長等への出席配慮を今後も丁寧に行っていく必要がある。

(2)　今後の展望

継続的に行っていくことを考えているが、都市間外交のあり方によって、大会の性格や実施内容が変更となる可能性もある。

5　その他

担当者のコメント

言葉が通じないはずの子どもたちが、大会期間中に競技や交流を通じて親交を深めていく様子は、何度現場に立ち会っても感動する。事業実施後のアンケート記載内容でも、被災地4県の選手や指導者から感謝の声が多く寄せられており、今後の事業実施にあたっても、可能な支援については行っていきたい。

1000km縦断リレー

オリンピック・パラリンピック準備局　スポーツ推進部

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

2020年オリンピック・パラリンピック招致に係る復興専門委員会・最終報告（平成24年12月６日付スポーツ振興局公表）において、被災３県（岩手、宮城及び福島）を通る「東北復興ランニングイベントの実施」が提言された。

その後、実施に向けて被災３県からリレーコースについて意見を聞いたところ、青森県も津波被害を受けているので、コースに入れてはどうかとの話があったため、青森から東京までの被災地をつなぐリレーとして実施することとした。

(2)　経緯・取組

平成25年度（第１回）

主催：「未来（あした）への道　1000km縦断リレー」実行委員会
（７都県各陸上競技協会、スポーツのチカラProject実行委員会等で構成）

共催：東京都

開催期間：平成25年７月25日（木曜日）から８月７日（水曜日）まで【14日間】

全長：約1,040km（ランニング：525km／115区間、自転車：515km／30区間）

2　目的・内容

(1)　目的

青森から東京まで、東日本大震災で被災した地域をランニングと自転車でリレー形式でつなぎ、復興へ向けた取組や現状等を発信することで、東日本大震災の記憶の風化を防止するとともに、全国と被災地の絆を深める。

(2)　内容

ア　被災地の復興の妨げとならないよう、交通ルールを遵守してリレーを行う。
（交通規制は行わず、基本的にランナーは歩道を走行、自転車は歩道のない道を走行）

イ　ランニング（約1～10km、２～６人／区間）と自転車（約10～30km、１～２人／区間）で、たすきをつなぐ。

ウ　震災遺構や復興の象徴をコースに設定。

エ　各日ごとにスタート式、ゴール式を開催。

オ　ゲストランナーとして、地元ゆかりのアス

リートや著名人等が参加。
カ　小学生や障害のある方(車いす等)も参加可能
キ　専用ホームページや各日のスタート式などで、地元の観光地や特産品等を積極的にPR

3　実績・成果

(1)　実績

参加人数

平成25年度(第1回)：701人(ランナー：655人／自転車ライダー：46人)

(2)　成果(下の写真を参照)

ア　多数のメディアに取り上げられ、被災地の現状を全国へ発信することができた。
イ　全国から多くの方が参加し、全国と被災地との絆が深まった。
ウ　連日、アスリートや著名人がゲストとして参加し、被災地の方々やリレー参加者を激励した。
＜平成25年度(第１回)＞
君原健二、岩崎恭子、宮下純一、勅使河原郁恵、荻原次晴、野口聡一、草彅剛、ELLY　他
エ　宮城、千葉の各県知事をはじめ、約60人の関係自治体首長等が参加した。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

被災各地の復興状況やニーズ等を細かく把握した上で、実施する必要がある。

(2)　今後の展望

復興状況や地元自治体、関係者等の意見や要望等を踏まえて、今後の事業計画(走行ルートを含む。)を検討する。

5　その他

本事業を実施するに当たっては、青森から東京まで約80自治体(県市区町村)と調整する必要があるため、特に初めて開催した平成25年度には、関係自治体に理解していただき、協力いただくのに大変苦労した。

岩手県久慈市の中継所でたすきをつなぐランナー

宮城県気仙沼市を走るランナー

郡山市役所にゴールするランナー

一日を共に過ごしたランナー同士で記念撮影(福島県庁前)

第７節　風評被害対策

ふくしま⇔東京キャンペーン

総務局　復興支援対策部　被災地支援課

1　事業実施の背景・経緯

(1)　背景・きっかけ

東京都は、長年、福島県から電力や農水産物など、様々な恩恵を受けてきた経緯もあり、平成24年５月には石原都知事(当時) の提案で関東地方知事会が福島県の裏磐梯で開催された。

会議でなされた被災地の復興を支援する決議を機に、東日本大震災や原発事故等により大きな被害を受けている福島県を応援するために、都は「ふくしま⇔東京キャンペーン」を展開し、鉄道事業者や金融機関などの様々な団体と連携して、都内各地で福島県産品と観光の支援を継続的に行うこととした。

(2)　経緯・取組

原発事故による風評被害で苦しむ福島県を支援するために、知事本局(当時) の主催で平成24年４月13日に福島支援庁内担当課長会議を開催し、支援策についての検討を開始した。同年４月17日には、各局政策・総務担当部長会において福島支援実施を説明し了解を得た。その後、庁内の具体的な支援策の調査結果を基に、福島県及び関係団体・企業と支援実施に向けた協議を行い、実施案について取りまとめ、同年５月23日の関東知事会での被災地の復興を支援する決議を機に「ふくしま⇔東京キャンペーン」について発表し、その後展開した。

＜具体的経過＞

平成24年

４月13日　第１回福島支援庁内担当課長会議
４月17日　各局政策・総務担当部長会で福島支援実施を説明
４月18日　各局支援策について検討依頼及び調査実施
４月26日　第２回福島支援庁内担当課長会議
５月10日　福島県企画推進員室会議において都の支援策を説明
５月22日及び同月23日　関東地方知事会議を福島県裏磐梯で開催
「福島県をはじめとする被災地の復興を支援する決議」を採択(資料１参照)
５月23日　「ふくしま⇔東京キャンペーン」プレス発表
５月26日及び同月27日　第１回目のイベント開催(東京愛らんどフェア「島じまん2012」)
６月19日　各区市町村へキャンペーンへの協力依頼
６月27日　専用ポータルサイト開設

2　目的・内容

(1)　目的

原発事故に伴う福島県の風評を払しょくし、風評被害の低減、根絶を図る。

なお、キャンペーン名にある「⇔」には、福島から東京へ、東京から福島へ、物や人が交流し、“つながる”意味が込められている。

このキャンペーンを通じ、一人でも多くの都民が改めて大消費地「東京」と大供給地「福島」との“つながり”に思いを馳せ、一日も早い復興を願い応援の気持ちを持ち続けるよう広くキャンペーンを展開する。

(2)　内容

ア　鉄道事業者等と連携した福島県産品の販売
鉄道事業者等と協力し、集客力の高い都内主要駅において、米、農産物などの福島県産品の販売や観光ＰＲを継続的に実施

イ　イベント等を利用した福島県産品のＰＲ
東京大マラソン祭りなどの都のイベントや区市町村等が行うイベントにおいて、福島県コーナーを設けるなど、福島県産品の販売や観光ＰＲを都内各地で実施

ウ　都庁内食堂等での福島県産食材の消費拡大
都庁内の職員食堂において、年間を通して福島県食材を利用したメニューを提供。(写真１)

エ　「ふくしまへ行こう！」観光ＰＲ
都営地下鉄の中吊りや駅でのポスター掲出や都の広報媒体を活用した観光ＰＲの実施
「被災地応援ツアー」の実施

オ　企業・団体への福島県産品販売等に係る協力要請

福島県事業「がんばろうふくしま！応援店」の登録拡大支援。都内の小売業者等を対象とした「被災産地支援研修会」の実施（写真２）

（写真１）「福島県伊達たまご使用オムシチュー」
（H25.6.6　職員食堂）

（写真２）「被災産地支援研修会」
（H24.10.24　福島県農業総合センター）

（世田谷区）、はむら水と花のまつり、青梅産業観光まつり、東村山市民産業まつり他

・鉄道事業者

福島のもの（ＪＲ上野駅）、福島産直市（東京メトロ銀座駅、都営神保町駅）他

「福島のもの」
（H24. 7.25　JR上野駅）

・その他（民間団体・企業）

東京青年会議所と連携した支援イベント等

イ　民間企業等との連携例

（ア）　みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行内ロビーでの観光ＰＲ映像の放映、会員メールマガジンでの福島県イベント情報の発信等

（イ）　東京メトロ

銀座駅での福島産直市の開催、毎月発行の広報誌での福島県イベント情報の掲載

3　実績・成果

(1)　実績

ア　イベント等を利用した福島県産品のＰＲ（鉄道事業者との連携含む）の実績

（ア）　イベント開催件数（主催者別）

表１のとおり

（イ）　主なイベント例

・東京都関係イベント

東京愛らんどフェア、東京都防災展（総務局）、市場まつり（中央卸売市場）、東京大マラソン祭り、スポーツ祭東京2013（オリンピック・パラリンピック準備局）他

・各区市町村

あだち区民まつり、区民ふれあいフェスタ

(2)　成果

ア　都では、イベントやその他の支援策については、キャンペーン開始以前から実施していたが、散発的になりがちであった。単発の事業としてそれぞれの実施主体が行っていた事業を「ふくしま⇔東京キャンペーン」として統一的・継続的に実施することにより、都民に対して福島県支援について、分かりやすく伝えることができた。

イ　キャンペーン開始当初から、様々な団体・企業等との連携が広がったことにより、支援継続の機運醸成に寄与している。

表1

	鉄道事業者（都営地下鉄含）	東京都（外郭団体含）	区市町村	福島県（県内自治体含）	その他	合計
平成24年度	7	29	9	8	4	57
平成25年度	3	31	11	18	5	68

４　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

福島県の意向を踏まえて、より効果的な手法の検討が必要。

(2)　今後の展望

各団体等との連携の拡大、効果的なPR等、できる限りの福島県支援を実施していく。

（資料１）

福島県をはじめとする被災地の復興を支援する決議

東日本大震災では、多くのかけがえのない尊い命が一時に失われました。ここに衷心より哀悼の意を表すとともに、今なお行方のわからない方々のご家族をはじめ、被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

大震災の発生から、一年余の歳月が経過しました。震災からの復旧・復興に向けた取り組みは、着実に進められているものの、災害の爪痕は未だに被災地に深く残されております。今なお被災されて、不自由な暮らしを強いられている方々が、かつての穏やかな営みを取り戻されるためにも、被災地の復興は、一日も早く成し遂げられなければなりません。

そのためには、これからも、この震災を決して忘れることなく、我々日本人が一丸となって惜しみない取り組みを続けていかなければ、復興は成し遂げられません。

この震災では東北、関東一帯に甚大な被害をもたらしましたが、特に、福島県においては、地震・津波の被害のみならず、原子力発電所の事故がさらに困難な状況をもたらしました。多数の避難者を発生させたほか、風評被害が広範囲に及ぶなど状況は極めて深刻です。この福島の復旧・復興なくして、東日本大震災からの日本の復興はありません。

これまで、関東地方知事会を構成する都県は、被災地の支援に先頭に立って取り組んできました。

今回の福島県での関東地方知事会議開催を契機に、あらためて、関東地方知事会は連帯して、引き続き、被災地を強力に後押ししていきます。とりわけ、福島県の復興が一日も早く成し遂げられ、日本の再生が果たされるよう支援していくことを、ここに決議いたします。

平成２４年５月２３日

関東地方知事会　会長　静岡県知事　川勝平太
東京都知事　石原慎太郎
茨城県知事　橋本昌
栃木県知事　福田富一
群馬県知事　大澤正明
埼玉県知事　上田清司
千葉県知事　森田健作
神奈川県知事　黒岩祐治
山梨県知事　横内正明
長野県知事　阿部守一

市場まつりでの被災地支援

中央卸売市場　管理部　総務課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

平成24年４月に、総務局が展開する「ふくしま⇔東京キャンペーン」の取り組みに中央卸売市場としての具体的な支援策を打診された。

局内で検討した結果、都民の方に卸売市場と生鮮食料品に対する理解を深めていただくとともに、食生活の向上や食育・花育の普及などを目的として、各市場で開催している市場まつりを活用することとした。このイベントは年に一度の市場開放イベントであり、多くの都民の方が訪れるため、風評被害対策には絶好の機会であると考えた。

(2)　経緯・取組

市場まつりは東京都が共催しているが、主催者は業界関係団体のため、まず市場まつりでのふくしまコーナー設営について協力依頼を行い同意を得た。市場まつりに向け主催者が中心となってコーナーの設営を行った。

平成25年度はこれに加えて、福島県東京事務所の全面協力を受けて、県産品のおいしさ、検査の取り組み状況及び福島県の魅力をお伝えするコーナーを設けた。

平成24年

５月23日　「ふくしま⇔東京キャンペーン」プレスリリースにより市場まつりでの取り組みを公表

６月15日　主催者へ協力依頼

７月上旬　市場まつり開催市場確定

８月31日　市場まつりの開催についてプレス発表

10月以降　市場まつり開催（世田谷、淀橋、足立、北足立、大田、葛西、板橋及び豊島）

3　実績・成果

(1)　実績

ア　平成24年度

以下の市場まつりにおいて販売コーナーを設置し、福島県産品を販売した。

10月14日　世田谷市場及び淀橋市場

10月21日　足立市場、北足立市場及び大田市場

10月28日　葛西市場及び板橋市場

11月11日　豊島市場

イ　平成25年度

以下の市場まつりにおいて販売コーナー及びＰＲコーナーを設置し、福島県産品の販売を行うとともに、福島県の放射性物質検査の取り組みや福島県産米「天のつぶ」のＰＲを行った。

10月20日　世田谷市場及び北足立市場

10月27日　板橋市場

11月10日　豊島市場及び葛西市場

(2)　成果

市場まつりは、どの会場も1万人を超える都民の方が来場する。多くの都民の方が訪れる中で、福島県の魅力や取り組みについて、直接わかりやすく訴えることができた。

＜平成24年度＞

世田谷市場まつり（平成24年10月14日）

足立市場まつり（平成24年10月21日）

淀橋市場まつり（平成24年10月14日）

大田市場まつり（平成24年10月21日）

葛西市場まつり（平成24年10月28日）

豊島市場まつり（平成24年11月11日）

＜平成25年度＞

世田谷市場まつり・福島県産米試食を手渡し
（平成25年10月20日）

北足立市場まつり・福島県産米試食を手渡し
（平成25年10月20日）

板橋市場まつり・ＰＲコーナー
（平成25年10月27日）

葛西市場まつり・ＰＲコーナー及び販売コーナー
（平成25年11月10日）

被災産地支援研修会

中央卸売市場　事業部　業務課

1　目的・内容

(1)　目的

東京電力福島第一原発の事故の影響により、福島県産の青果物の集荷は回復傾向にあるものの、依然として風評被害が続いている。一方で水産物については、県南のいわき地区の漁協で試験操業が開始されるなど、本格操業、出荷に向けた取組が開始された。

こうした産地の状況について、東京の消費者と接する小売業者など市場関係者や消費者を対象に、現地での検査体制の視察や出荷関係者との意見交換会などを通じ、安全・安心の取組を実際に見聞し、風評被害の解消に繋げるとともに出荷関係者への支援を目的とした研修会を実施する。

(2)概要

ア　平成24年度

（ア）　青果部研修会

青果部小売業者等を中心とした被災産地支援研修会(視察・意見交換)

対　象：都内の卸売市場を利用している青果部小売業者を中心とした市場関係者

規　模：１コース40人程度　４コース

研修先：福島県農業綜合センター及びＪＡ直売所

内　容：福島県から検査体制等についての説明、質疑応答、検査状況視察各ＪＡ直販所等にて自主検査状況の視察、生産者側と参加者との意見交換

イ　平成25年度

（ア）　水産物部研修会

水産物部小売業者等を中心とした被災産地支援研修会(視察・意見交換)

対　象：都内の卸売市場を利用している水産物部小売業者を中心とした市場関係者

規　模：70人程度

研修先：いわき市地方卸売市場及び小名浜魚市場

内　容：福島県から検査体制等についての説明及び質疑応答
漁協における自主検査状況の視察、漁業関係者と参加者との意見交換

（イ）　消費者研修会

消費者を対象とした被災産地支援研修会(視察・意見交換)

対　象：東京都中央卸売市場消費者事業委員会の委員
東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の消費者団体委員

規　模：60人程度

研修先：福島県農業綜合センター及びＪＡ直売所

内　容：福島県から検査体制等についての説明、質疑応答各ＪＡ直販所等にて自主検査状況の視察、生産者側と参加者との意見交換「米の全袋検査所」視察

2　実績

(1)　平成24年度

ア　青果部研修会

研修日時：平成24年10月24日及び同年11月14日

研修先及び内容：

福島県農業総合センター→福島県から検査体制説明、質疑応答、検査状況視察 JA伊達みらい、JA新ふくしま、JA全農福島、JA郡山市、JA全農福島、JAしらかわ→自主検査状況の視察、生産者側と参加者との意見交換

参加者：247名

参加者等：東京都中央卸売市場及び東京都地方卸売市場の青果部市場関係者売買参加者、卸売業者、仲卸業者等

＜参加者の意見等＞

・農産物は検査されているので安全だと思いました。もっと消費者へそれを伝えていくべきだと思います。

・福島の野菜や果樹の安全・安心を確認したので、これから福島の商品を販売し宣伝していきたい。
・産地の方の実際の取組を見せていただき、販売する者として責任を重く感じました。

(2)　平成25年度

ア　水産物部研修会

研修日時：平成25年11月13日

研修先及び内容：

いわき市地方卸売市場及び小名浜魚市場→福島県から検査体制説明及び質疑応答

→漁協における自主検査状況の視察、漁業関係者と参加者との意見交換

参加者：62名

参加者等：東京都中央卸売市場の水産物部市場関係者

小売商組合、買出人連合会、買参組合、卸売業者、仲卸業者等

＜参加者の意見等＞

・福島県産の安全性が確認できた。充実した検査体制のもと出荷される物は、かえって他県産の物より安全性が高いとも言える。後は消費者への正しい情報伝達が必要である。そのために我々も努力をしなければならない。
・大変参考になった。もっと生産地の取り組みをPRしていくことが大事である。築地でこの取組を伝えたい。
・被災産地の水産物を自信を持って販売したい。

検査体制の説明（いわき市地方卸売市場小名浜魚市場）

検査状況視察（いわき市地方卸売市場小名浜魚市場）

イ　消費者研修会

研修日時：平成25年11月7日

研修先及び内容：

福島県農業綜合センター→福島県から検査体制等についての説明、質疑応答、検査状況視察

ＪＡすかがわ岩瀬→自主検査状況の視察、生産者側と参加者との意見交換及び「米の全袋検査所」視察

参加者：55名

参加者等：東京都中央卸売市場消費者事業委員、東京都生活協同組合連合会、

東京消費者団体連絡センター　他

＜参加者の意見等＞

・話で聞くのとは違い、実際に現地での取り組みを見て、直接携わる人から聞くことで、安全・安心を体感できた。これから東京で現地の取組を伝えたい。
・福島県内でこれだけの検査をやっていることを知らない人がたくさんいるということは残念。現地の取組をもっと大勢の人に知って欲しい。今後、機会あるごとに発表していきたい。
・福島の水産及び農産物は、検査がしっかりしているので、今後も引き続き安心して購入できることが分かった。

検査体制の説明（福島県農業総合センター）

検査状況視察（福島県農業総合センター）

3　今後の展望

福島県と連携し、被災産地での安全・安心の確保への取組を広く伝えることで、風評被害の払拭や消費拡大に繋げていく。

第８節　観光・地域振興

被災地応援ツアー

産業労働局　観光部　振興課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災の発生により、被災地では観光客が大きく落ち込み、地域経済の中核を担っている観光産業の回復に向けた復興支援が必要とされていた。そこで都は被災地への旅行を促進し、現地での宿泊や飲食、地域特産品の購入等の消費を喚起することを通じて地域経済の活性化による復興支援を行うこととし、平成23年９月より緊急対策の一環として本事業を開始した。

なお、平成23年度は岩手県、宮城県及び福島県を対象として実施し、平成24年度以降は、原発事故等の影響により復興の遅れている福島県を対象として実施している。

(2)　経緯・取組

平成23年

７月28日　本事業の概要および参加旅行業者の募集(プレス)

８月４日及び５日　旅行事業者に対する事前説明会の実施

８月19日　指定旅行業者の決定：133社指定(プレス)

８月頃から　ポスター、チラシ、車内広告等によるＰＲ

９月　被災地応援ツアーの発売

＊発売開始日は指定旅行業者ごとに異なる。

2　目的・内容

(1)　目的

平成23年３月に発生した東日本大震災や原発事故等による被害が大きな福島県の観光振興と地域経済の復興を継続して支援するため、「被災地応援ツアー」を実施する。

この事業は、旅行者が被災県を訪れ、宿泊や飲食、地域特産品の購入等の消費活動を通じて地域経済を活性化し、復興を支援することを目的とする。

(2)　内容

都内旅行事業者が企画し、「被災地応援ツアー」に指定した旅行商品に申し込みをして旅行する場合、旅行代金の一部を割り引くことで、被災地への旅行を促進する。

ア　ツアー参加資格者

都内在住、在勤、在学の方

イ　被災地応援ツアー概要(平成24年度以降)

(ア)　公益財団法人東京観光財団により本事業への参加を登録された旅行事業者が販売する、福島県を目的地とする旅行であること。

(イ)　【宿泊の場合】福島県に1泊以上宿泊する場合に、2泊を限度に割引の対象とする。

(ウ)　【日帰りの場合】

・バス又は鉄道を利用し、あらかじめ福島県内での観光・食事等を行程に組み込んだ募集型・受注型企画旅行、手配旅行であること。

なお、申込形態は個人・団体いずれも可とする。

・当日中に出発地に帰ってくる旅行であること。

なお、前日中に出発し、車中泊する場合も日帰りとみなす。

・宿泊との併用は不可。

・旅行の目的は、公序良俗に反しない限り問わない(ビジネスでも可)。

ウ　事業規模・実績

23年度：被災三県(岩手県、宮城県、福島県)を対象に５万泊を完売

24年度：福島県を対象に宿泊４万泊・日帰り１万5,000人を限度に実施し、ほぼ完売

25年度：福島県を対象に宿泊２万泊・日帰り１万5,000人を限度に実施し、ほぼ完売

エ　割引の内容

宿　泊：１人１泊あたり3,000円(１回の旅行につき２泊が限度)

日帰り：１人1,500円

３　成果

上記実績のとおり、本事業がきっかけとなり広く都民の方々が被災地を訪れ、受入側の福島県や観光事業者からも多数感謝の声をいただいており、本事業を利用した方が被災地において宿泊や飲食等の消費を行うことで、観光振興による復興支援の一助となっていることがうかがえる。

４　事業実施に当たっての課題等

福島県の観光客入込数は未だ震災前の水準まで回復していないことから、本事業を利用して県内全域に都民が訪れ、県全体の復興を後押ししていくことが必要。

交通広告を活用した被災地支援

交通局　資産運用部　事業開発課

１　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

交通局では、都営地下鉄の車内や駅構内等のスペースを有効活用し、広告事業を展開している。東日本大震災において特に被害の大きかった福島県、宮城県及び岩手県の振興を支援するため、空いている広告枠を活用し、地域振興のＰＲポスターを無償で掲出することとした。

(2)　経緯・取組

平成23年９月　各県東京事務所に協力の周知

２　内容

都営地下鉄車内中吊り及び駅貼りポスターの掲出

３　実績・成果

(1)　実績

(単位:件数)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
福島県	6	30	21
宮城県	1	2	8
岩手県	1	4	33

(2)　成果

観光客誘致や特産品のＰＲ等、被災地の復興支援に寄与している。

４　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

広告受付方法の周知、審査及び広告枠の調整等

(2)　今後の展望

各県との連携を図り、引き続き各県の魅力発信に努めていく。

桜の交流プロジェクト

建設局　公園緑地部　計画課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東京都は、長年、福島県から電力や農水産物など、様々な恩恵を受けてきた経緯がある。そのため、東日本大震災による被害からの一日も早い復旧・復興を願い、鉄道事業者や金融機関など多様な団体と連携し、都内各地で福島県産品と観光の支援を継続的に行うための「ふくしま⇔東京キャンペーン」を平成24年5月から展開した。その一環として、東京都と福島県の相互に縁のある桜の交換を通じて、双方の絆を一層深めていく「ふくしま⇔東京　桜の交流プロジェクト」を同時に開始した。

(2)　経緯・取組

平成24年９月より約30日間東京都で開催された「第29回全国都市緑化フェア TOKYO」は、開催方針の一つに「(東日本大震災の)災禍を被った人々や地域に支援の輪を広げるフェア」を掲げ、フェア会期中に被災地の方々と連携した各種イベントや展示等が行われた。

本プロジェクトは、この緑化フェアの運営主体である「第29回全国都市緑化フェア TOKYO実行委員会(東京都建設局内に設置)」が主体となって進められ、緑化フェア閉幕後は、本プロジェクト業務を引き継ぐ実施主体として、「ふくしま⇔東京　桜の交流プロジェクト実行委員会」が東京都建設局内に設置され業務に当たった。

また、緑化フェア期間中、来場者等に対し本プロジェクトへの寄付金を募り、それら寄付金も本プロジェクトの事業費の一部として充当された。

平成24年
５月22日及び同月23日　関東地方知事会議を福島県北塩原村において開催
「ふくしま⇔東京キャンペーン」の一環として桜の交流プロジェクトを行うことを公表
５月23日　「ふくしま⇔東京　桜の交流プロジェクト」の実施について、プレス発表
９月29日　第29回全国都市緑化フェア TOKYO開幕
10月４日　平成24年度全国都市緑化祭において福島県三春町の「三春滝桜の宇宙桜(*)」の苗木を都立井の頭恩賜公園に植樹
10月28日　第29回全国都市緑化フェア TOKYO閉幕
平成25年
２月15日　「ふくしま⇔東京　桜の交流プロジェクト実行委員会」設置
３月11日　本プロジェクトにおける福島県内への桜の寄贈先をプレス発表
平成25年３月から
平成26年３月まで　福島県及び県内4市町村９箇所で、合計285本の桜を植栽
４月16日　都知事が友好姉妹都市であるニューヨーク市訪問時に、三春滝桜の種子の寄贈目録をニューヨーク市長へ贈呈
７月19日　ニューヨーク市への寄贈用に、福島県三春町より桜の種子の寄贈を受ける。その後、選定した130粒を都より米国へ送付
平成26年
３月31日　事業終了に伴い「ふくしま⇔東京桜の交流プロジェクト実行委員会」解散

(*)三春滝桜の宇宙桜：平成20年に三春滝桜の種子をスペースシャトル・エンデバー号で宇宙に打ち上げ、約８か月間宇宙旅行させた。その種子から発芽した苗木。

2　内容

(1)　東京から福島へ

江戸・東京に縁のある桜の苗木を福島県内各地に植樹し、桜の名所をつくる。

植樹にあたっては、東京都側から福島県庁に対し、本プロジェクトによる桜の植樹候補地の照会を行

い、福島県庁の働きかけに応じていただいた各寄贈希望先との調整を行い実施した。

その結果、福島県及び県内4市町村9箇所で、合計285本の桜を植栽した。

その中には、旅行会社と協定を結び都民を対象に福島県内での植樹を募ったツアーの中で実施したもの（写真１）や、地元小中学生や地元住民らによる植樹イベント（写真２）も実施された。

写真１　北塩原村いこいの森グリーンフィールドにおけるツアー参加者らによる植樹の様子（平成25年4月）

写真２　喜多方市雷神山花の森での植樹の様子（平成25年10月）

(2)　福島から東京へ

福島県三春町から、日本三大桜の一つである「三春滝桜」（写真３）に関する桜の苗と種子の寄贈を受けた。

苗は、「第29回全国都市緑化フェア TOKYO」会期中の平成24年10月に、メイン会場の一つでもある都立井の頭恩賜公園で開催された「平成24年度全国都市緑化祭」の中で植栽された。

また、種子は、東京都から米国ニューヨーク市への寄贈用として、三春町の小学生により採取された約200粒が平成25年7月に都に寄贈された（写真４）。その内の130粒の種子が、米国の種子検査機関へ送られ、将来、苗木の形でニューヨーク市内へ植樹される予定である。

写真３　推定樹齢1000年超ともいわれる三春町の三春滝桜

写真４　三春滝桜種子寄贈式（平成25年7月）

3　実績・成果

(1)　実績

ア　東京から福島へ

福島県及び県内４市町村９箇所で、合計285本の桜を植栽。寄贈先、植樹場所、植樹時期、本数、樹種（内訳）は、図１及び表１のとおりである。

イ　福島から東京へ

福島から東京へは、日本三大桜の一つでもある、福島県三春町の三春滝桜に関する寄贈を表２のとおり受けた。

表１　東京から福島へ　植樹の内容

No.	寄贈先	植樹場所	植樹時期	本数	樹種（内訳）
①	福島県会津地方振興局長	福島県会津若松合同庁舎	平成25年3月	2本	一葉
②	福島県知事	福島県庁本庁舎	平成25年3月	2本	一葉
③	いわき市長	いわき市立松ヶ岡公園	平成25年3月	8本	小松乙女（6本）及び神代曙（2本）
④	三春町長	三春町立三春中学校	平成25年4月	31本	小松乙女（10本）、一葉（9本）、神代曙（6本）及び関山（6本）
⑤	北塩原村長	北塩原村いこいの森 グリーンフィールド	平成25年4月	90本	一葉（45本）、関山（23本）及び普賢象（22本）
⑥	北塩原村長	北塩原村役場	平成25年5月	1本	一葉
⑦	喜多方市長	喜多方市雷神山 花の森植栽地	平成25年10月	80本	一葉（10本）、白妙（10本）、小松乙女（10本）、神代曙（10本）、天の川（8本）、関山（8本）、普賢象（8本）、駿河台匂（8本）及び染井吉野（8本）
⑧	福島県喜多方建設事務所長	国道459号線 北塩原村内園地	平成25年11月	11本	一葉（8本）及び駿河台匂（3本）
⑨	福島県知事	県立福島空港公園	平成26年3月	60本	関山（51本）、天の川（2本）、小松乙女（2本）、一葉（1本）、白妙（1本）、普賢象（1本）、駿河台匂（1本）及び神代曙（1本）

図１　福島県内図

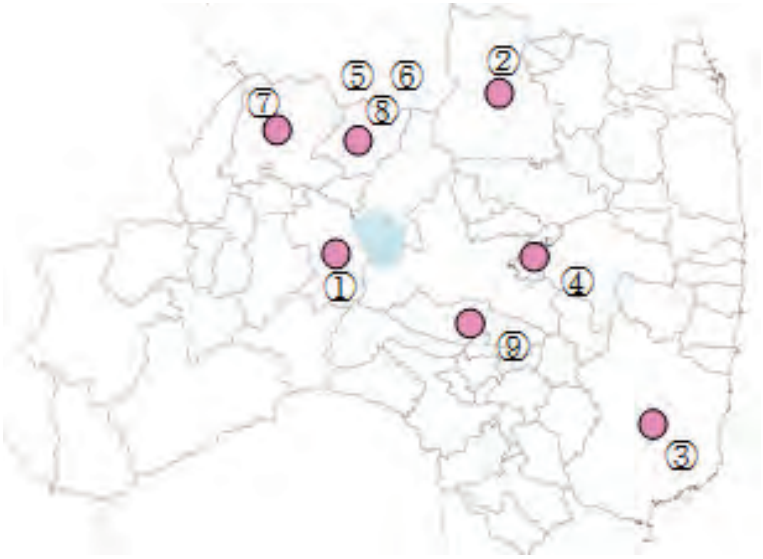

図1　東京から福島へ　植樹先位置図

表２　福島から東京へ　寄贈の内容

No.	寄贈元	寄贈内容	寄贈時期	備考
①	福島県三春町	「三春滝桜の宇宙桜」の苗2本	平成24年10月	井の頭恩賜公園に植樹
②	福島県三春町	三春滝桜の種子200粒	平成25年7月	米国ニューヨーク市への寄贈用等

(2)　成果

福島県及び県内４市町村９箇所で、江戸・東京に縁のある桜を合計285本植樹し、桜の名所づくりによる観光振興や地域振興の一助を担うことができた。

また、事業実施においては、広く都民に本プロジェクトの趣旨を理解していただけるよう、旅行会社との協定による福島への植樹ツアーを企画するなど工夫した。その際、植樹ツアー参加者に対し、地元住民による歓迎交流会が開催され、温かいもてなしや地元の方々との交流を図ることができた。

この他、福島県内の地元住民による植樹イベント等も通して、より多くの方々に本プロジェクトの趣旨をご理解していただくことができた。

さらには、桜を通して復興を願う福島と東京の「絆」の交流は、米国ニューヨーク市への三春滝桜の寄贈という形で、海外にも広がった。

本プロジェクトの終了後も、福島県内の植樹先より、桜の開花状況に関する情報が届くなど、桜を通じた情報交流により絆を一層深めているところである。

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

植樹・寄贈した桜に関する情報交流等を通じて、福島と東京の絆をより一層深めていくことが必要。

(2)　今後の展望

「ふくしま⇔東京　桜の交流プロジェクト」としての桜の植樹・寄贈を行う事業は、平成26年３月31日をもって終了した。しかし、今回植樹・寄贈された桜がすこやかに生長し、末永く美しい花を咲かせ続け、福島及び東京等の地で未来の世代に震災からの復興、絆、友好の証として語り継がれていくよう、今後とも情報交流等を行うなど、福島と東京の絆をより一層深めていく。

5　その他

担当者のコメント

被災地支援事業として開始された本プロジェクトではあるが、植樹事業を福島県内で進めるにあたっては、現地の造園業者との調整などを含め、福島県や地元市町村の方々の協力なくしては進めることができなかった。そうした中、県や市町村職員の方々から惜しみないご協力を賜るとともに、更には、地元住民の方々からも温かいおもてなしを受けながら、無事に事業を進めることができ大変感謝している。

この先、植樹した桜が毎年美しい花を咲かせ、地域に春の訪れを知らせながら、50年、100年と生長し続けることで、次世代にも東京と福島の絆を伝えていく象徴となることを心から期待している。

第９節　その他の支援

被災地ボランティアセンター運営支援事業

生活文化局　都民生活部　地域活動推進課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災により甚大な被害を受けた東北３県の災害ボランティアセンターでは、運営に必要な人員、拠点の確保が十分ではない中で、全国からのボランティアの受け入れを行っていた。

災害ボランティアセンターの運営がさらに長期化することや、発災直後の都民ボランティアを派遣する状況から、後方支援を行うことで災害ボランティアの活動を促進する時期に移行してきたこと、被災地の災害ボランティアセンターからコーディネーターの派遣要請があったことなどから、都と東京ボランティア・市民活動センターが連携し、被災地の災害ボランティアセンターを運営するコーディネーターを派遣することで支援を行うこととした。

(2)　経緯・取組

平成23年７月から平成24年３月末まで、東日本大震災により被災を受けた地域で災害ボランティアの設置・運営を行った社会福祉協議会からの要請に基づき、災害ボランティアセンター等の運営支援のために、継続してボランティア・コーディネーターの派遣を実施した。

更に、平成24年４月以降、陸前高田市社会福祉協議会からの強い派遣要請に基づき、被害が甚大だった陸前高田市の災害ボランティアセンターへの派遣を９月末まで継続して実施した。

2　目的・内容

(1)　目的

ア　東日本大震災の被災地の災害ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを派遣し、その運営や業務に携わることで、ボランティアによる被災地の復興を支援する。

イ　災害ボランティアセンターの運営方法や業務内容を実務に携わりながら学ぶことで、都が被災した場合の災害ボランティアコーディネーターの中核となる人材を育成する。

(2)　内容

＜平成23年度＞

事業名：被災地ボランティアセンター支援事業

ア　長期ボランティア・コーディネーター派遣

ボランティアの受け入れ調整等を行うため、ボランティア・コーディネーターを継続して長期派遣し、被災地の災害ボランティアセンターでボランティアコーディネートやボランティアセンターの運営業務等に従事した。

都民ボランティアＯＢを東京ボランティア・市民活動センターの非常勤職員として、被災地に派遣（１人当たり月：基本16日勤務で入れ替わり）

【派遣期間】

平成23年７月16日から平成24年３月末まで

【派遣先】

気仙沼市社会福祉協議会ボランティアセンター、陸前高田市災害ボランティアセンター

イ　短期ボランティア・コーディネーター派遣

アの長期ボランティア・コーディネーターの補助として、また、要請を受けた被災地のボランティアセンター等に、短期のボランティア・コーディネーターを派遣し、災害ボランティアセンターの運営や業務に従事させ、被災地の復興を支援するとともに、ボランティアコーディネーター育成の機会とした。

都内区市町村の社会福祉協議会及び都民ボランティアＯＢから募集し、派遣（１人当たり1週間から最長31日まで）

【派遣期間】

平成23年７月16日から平成24年３月末まで

【派遣先】

東京災害ボランティアネットワーク登米仮設住宅支援プログラム、陸前高田市災害ボランティアセンター、ねおす釜石栗橋ボランティアセンター、遠野ま

ごころネット、南三陸町災害ボランティアセンター、多賀城市社協復興支えあいセンター及びカリタスジャパン仙台教区釜石ベース

＜平成24年度＞
事業名：東日本大震災に伴う被災地災害ボランティアセンター運営支援事業
ア　災害ボランティアコーディネーターの派遣
・災害ボランティア・コーディネーターを2名常駐する形で派遣
・東京ボランティア・市民活動センターが実施する災害ボランティア・コーディネーター養成講座において派遣職員が事例発表を実施
イ　専門家による災害ボランティアセンター職員に対するノウハウの提供
ウ　陸前高田市社会福祉協議会事務局長との意見交換会
【派遣期間】
平成24年４月１日から同年９月30日まで
【派遣先】
陸前高田市災害ボランティアセンター

3　実績・成果

(1)　実績
＜平成23年度＞
ア　長期ボランティア・コーディネーター派遣
派遣延べ672人日
(内訳)気仙沼市社会福祉協議会ボランティアセンター　延べ226人日(派遣人員３名)
陸前高田市災害ボランティアセンター
延べ446人日(派遣人員５名)
イ　短期ボランティア・コーディネーター派遣
派遣人数112人　派遣日数延べ1,480人日
(内訳)

派遣先	人数	延べ人日
東京災害ボランティアネットワーク 登米仮設住宅支援プログラム	50	580
陸前高田市災害ボランティアセンター	35	536
ねおす釜石栗橋ボランティアセンター	11	116
遠野まごころネット	8	176
南三陸町災害ボランティアセンター	2	30
多賀城市社協復興支えあいセンター	3	27
カリタスジャパン仙台教区釜石ベース	3	15
全体合計	112人	1,480人日

＜平成24年度＞
派遣延べ277人日

(2)　成果
本事業によって、被災地の支援拠点である災害ボランティアセンター及び復興支援センター等において、災害ボランティア受け入れ調整及び多岐にわたるボランティアセンター運営業務等を補佐し、外部支援者として被災地の復興を継続的に支援した。
本事業を開始した時期は、発災直後の災害復興期から生活再建のための支援に切り替わる過渡期であり、被災地支援では役割を終えて引き上げる外部支援団体もあり、人員不足に陥ったボランティアセンターにおいて、本事業による派遣者は各センターの一員として多くの業務を遂行するに至った。
また、派遣者にとっては、被災地災害ボランティアセンターの運営に関わる経験の場として、災害ボランティアセンター及び災害ボランティア・コーディネーターに関する見識を広げる機会となった。

4　事業実施に当たっての課題等

＜平成23年度＞
長期派遣においては、被災地のその時々の状況に応じた派遣スタッフの日常的なレベルアップや、いずれ自力で災害ボランティアセンターの運営等を担うことになる被災地の社会福祉協議会スタッフのレベルアップにつながる支援の実施が困難だった。
短期派遣においては、災害ボランティアセンターが発災直後の急性期ともいえる時期から回復期に移行してきて、支援を行う団体も固定化し、一定程度安定した運営を行うセンターが増えてきている中で、短期スタッフを派遣することが、派遣先での十分な検討を伴わなければ、むしろ派遣先のスタッフの負担になっている可能性もあり得た。

＜平成24年度＞
本事業終了後、陸前高田市社会福祉協議会が自力で災害ボランティアセンターを運営し、地域住民のボランティア参加を促進できるような支援を行うことが求められたため、専門家が定期的に支援に入る等、派遣先スタッフのスキルアップを念頭に置いた支援活動を行う必要があった。

小学校教員の採用（５年後福島県採用）

教育庁　人事部　選考課

1　事業実施の経緯・背景

(1)　背景・きっかけ

東日本大震災の影響等により、福島県教育委員会では、平成23年度の公立学校教員採用選考において、小学校、中学校及び特別支援学校（小・中）の募集を見送ったため、将来の福島県の人材確保と福島県教員志望者の受験機会を実現することが必要となった。

(2)　経緯・取組

平成23年

４月26日	福島県教育委員会において教員採用選考の一部見送り公表
６月３日	東京都教育委員会から福島県教育委員会へ支援協力について打診
６月16日	福島県教育長が東京都教育長を訪問し協力要請
７月～８月	都及び県において具体的な協議・検討
８月31日	福島県教育委員会から実施依頼
９月８日	実施要綱の公表
９月12日	採用選考の実施及び採用者の取扱いに関する協定の締結

協定締結式（H23.9.12）における
福島県教育委員会　遠藤教育長
東京都教育委員会　大原教育長

2　目的・内容

(1)　目的

東京都及び福島県における公立小学校教員の確保並びに福島県教員志望者の受験機会の実現

(2)　内容

福島県教育委員会との協定締結・選考の実施

ア　協定の締結

東日本大震災の影響等により、平成23年度の教員採用選考の一部を見送った福島県の状況を踏まえ、平成24年度東京都公立小学校教員採用候補者選考（第２回）において、福島県公立小学校教員になることを受験申込時に希望した者について、50名を限度に、将来（５年後程度を目途）、福島県公立小学校教員として採用することを内容とする協定を東京都教育委員会と福島県教育委員会との間で締結した。

イ　選考の実施

第一次選考（筆記試験）
　平成23年11月13日（日曜日）
第一次選考合格発表
　平成23年12月８日（木曜日）
第二次選考（面接）
　平成23年12月18日（日曜日）
最終合格発表
　平成24年1月13日（金曜日）午前10時

3　実績・成果

(1)　実績

○　選考実施状況

応募者	受験者	合格者	採用者
335人	267人	50人	45人

＜採用された福島出身の先生＞

江東区立有明小学校授業風景

4　事業実施に当たっての課題等

(1)　課題

選考方法について、事業の趣旨からして従前の方法では足りなかったことから、面接委員に福島県教育委員会の職員に参加をお願いするなどの工夫を行った。

また、配置等に当たっても、区市町村教育委員会への説明を含め配慮が必要だった。

(2)　今後の展望

福島県教育委員会との協定により、東京都教育委員会が福島県枠として採用した教員は、５年経過後、福島県教育委員会に採用されることとなっている。この採用が円滑に行われるよう、現在、上記の教員が福島県教育委員会や福島県内の学校を訪問し、交流等を行う機会を設けている。

5　その他

担当者のコメント

限られた時間の中で、福島県との綿密な調整のためにお互いの行き来も多く苦労することも多かったが、優秀な教員を確保することができ、東京都、福島県及び教員本人の三者にとって、良い制度が構築できたと考えている。

資料編

資料１　都の復興支援の主な動き（平成23年3月11日から平成26年3月31日まで）

平成23年	事業名	担当局	該当章－節－細節
3月11日	広域緊急援助隊等の派遣を開始	警視庁	4-1-1
3月11日	緊急消防援助隊等の派遣を開始	東京消防庁	4-1-1
3月11日	東京ＤＭＡＴの派遣を開始	福祉保健局及び病院経営本部	4-1-2
3月12日	医療救護班の派遣を開始	福祉保健局及び病院経営本部	4-1-2
3月12日	広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を羽田空港へ設置	福祉保健局及び病院経営本部	4-1-2
3月12日	水道事業技術職員（応急給水支援、応急復旧支援）の派遣を開始	水道局	4-1-3
3月12日	下水道事業技術職員（下水道施設復旧支援）の派遣を開始	下水道局	4-1-3
3月13日	検案医の派遣を開始	福祉保健局	4-1-2
3月14日から9月30日まで	都民等からの義援金を受付	福祉保健局	5-1
3月15日	保健師チームの派遣を開始	福祉保健局	4-1-2
3月16日	救援物資の搬送を開始	福祉保健局	5-1
3月17日	仮設住宅建設協力職員の派遣を開始	都市整備局	4-1-3
3月17日から4月24日まで	東京武道館で避難者の受入を実施	総務局、ｽﾎﾟｰﾂ振興局及び福祉保健局	6-1-2
3月17日から5月22日まで	調布庁舎（味の素スタジアム）で避難者の受入を実施	総務局、ｽﾎﾟｰﾂ振興局及び福祉保健局	6-1-2
3月17日	都立高等学校等で被災地からの生徒の受入を開始（入学考査料及び入学料の免除）	教育庁	6-1-4
3月17日から4月3日まで	福島県いわき市からの透析患者を受入	福祉保健局	6-1-3
3月18日から3月27日まで	都民からの義援物資（救援物資）を受付	福祉保健局	5-1
3月18日から9月24日まで	都職員共済組合施設で避難者の受入を実施 箱根路開雲（～6月30日）、アジュール竹芝（～7月31日）、 ブランヴェール那須（～9月24日）	職員共済組合	6-1-2
3月22日から4月24日まで	東京国際展示場（東京ビッグサイト）で避難者の受入を実施	総務局、福祉保健局及び産業労働局	6-1-2
3月22日	被災地支援宮城県事務所を設置	総務局	3-2-2
3月23日	こころのケアチームの派遣を開始	福祉保健局及び病院経営本部	4-1-2
3月24日から24年3月30日まで	ＢｕｍＢ東京スポーツ文化会館で被災地からの児童・生徒の受入を実施	教育庁	6-1-4
3月25日	被災宅地危険度判定士の派遣を開始	都市整備局	4-1-3
3月25日	被災地支援福島県事務所を設置	総務局	3-2-3
3月26日	児童相談所職員の派遣を開始	福祉保健局	4-1-2
3月28日	被災地教育委員会の学校再開のための職員派遣を開始	教育庁	4-1-3
3月29日	薬剤師班の派遣を開始	福祉保健局	4-1-2
3月30日	被災地支援岩手県事務所を設置	総務局	3-2-1
3月30日から24年3月31日まで	「震災関連特別労働相談窓口」を開設	産業労働局	-

平成23年	事業名	担当局	該当章－節－細節
4月1日から5月31日まで	犠牲者の火葬協力を実施	建設局及び福祉保健局	5-2
4月1日から9月30日まで	東京港における入港料及び係留施設使用料の免除を実施(東京港と被災地間を航行する船舶)	港湾局	7-2
4月1日	都営住宅等での避難者の受入を開始	都市整備局	6-2-1
4月2日	被災地避難所運営等支援のための職員派遣(短期派遣)を開始	各局	4-1-3
4月3日	被災地教育委員会へのスクールカウンセラー・臨床心理士等の派遣を開始	教育庁	4-1-2
4月3日から7月14日まで	東京セントラルユースホステルでの避難者の受入を実施	産業労働局	6-1-2
4月5日	都民ボランティアの派遣を開始	生活文化局	4-1-4
4月7日	学校施設等の応急危険度判定調査のための職員派遣を開始	教育庁、都市整備局及び財務局	4-1-3
4月9日から6月30日まで	旧グランドプリンスホテル赤坂で避難者の受入を実施	都市整備局	6-1-2
4月10日	介護職員の派遣を開始	福祉保健局	4-1-2
4月17日	災害廃棄物(生活ごみ)処理支援のための職員派遣を開始	環境局	4-1-4
4月18日	「震災後のこどものこころ電話相談室」を開設	病院経営本部	-
4月21日から6月27日まで	「被災産地農畜産物応援キャンペーン」の実施	産業労働局	-
4月22日	被災建築物応急危険度判定のための職員派遣を開始	都市整備局	4-1-3
4月24日から12月15日まで	都内旅館等での避難者の受入を実施	産業労働局	6-1-2
4月27日	福祉職員の派遣を開始	福祉保健局	4-1-2
5月2日から24年3月31日まで	緊急雇用創出事業(震災対応事業)の実施	産業労働局	6-2-3
5月7日	公衆衛生チームの派遣を開始	福祉保健局	4-2-1
5月9日	港湾・漁港施設復興協力職員の派遣を開始	港湾局	4-2-2
5月9日	公立学校教員の派遣を開始	教育庁	4-2-3
5月10日から6月10日まで	卸売業者及び代払機関に対する緊急融資を実施	中央卸売市場	7-3
5月11日から25日まで	震災関連特別街頭労働相談を実施	産業労働局	-
5月13日及び14日	警視庁音楽隊による被災地応援コンサートを開催	警視庁	7-5
5月21日	動物保護班の派遣を開始	福祉保健局	4-2-1
5月24日及び26日	避難者対象合同就職面接会を実施	産業労働局	-
5月30日	避難者に対する水道料金・下水道料金の減免を実施(3月11日以降に遡及適用)	水道局及び下水道局	6-2-4
5月30日	岩手県、宮城県及び福島県に都民からの義援金(第１次配分)と都職員からの義援金を贈呈	福祉保健局、総務局	5-1
5月31日	被災地への車両の譲渡を開始	建設局、交通局、水道局、下水道局及び東京消防庁	5-1
6月1日	道路・河川等の災害復旧支援職員の派遣を開始	建設局及び都市整備局	4-2-2
6月1日	公共建築物の災害復旧支援職員の派遣を開始	財務局、産業労働局、都市整備局、交通局及び教育庁	4-2-2
6月1日	東京都育英資金特別募集を開始	生活文化局	-

平成23年	事業名	担当局	該当章－節－細節
6月1日から8月31日まで	被災地と東京港間の貨物の陸上輸送に係る費用の一部補助を実施	港湾局	7-2
6月1日から11月30日まで	被災地と東京港間の内航フィーダー航路再開後のコンテナ貨物輸送に係る費用の一部補助を実施	港湾局	7-2
6月2日	手話通訳者の派遣を開始	福祉保健局	4-2-1
6月20日	避難者へ民間賃貸住宅の提供を開始	都市整備局	6-2-1
6月26日から28日まで	東京消防庁音楽隊による被災地慰問演奏会を開催	東京消防庁	7-5
7月1日から25年1月31日まで	被災地農水産物流通支援制度の実施	中央卸売市場	7-3
7月1日から25年1月31日まで	被災企業へのオフィス提供(東京ブリッジヘッド)を実施	産業労働局	7-4
7月4日から15日まで	被災地復興支援物産展を開催	交通局	-
7月5日	避難者の孤立化防止事業を開始(個別訪問、サロン活動等)	福祉保健局	6-2-2
7月14日	岩手県、宮城県及び福島県に都民からの義援金を贈呈(第2次配分)	福祉保健局	5-1
7月15日	私立学校被災生徒等臨時支援金の申請受付を開始	生活文化局	-
7月16日から24年9月30日まで	被災地災害ボランティアセンターへボランティアコーディネーターを派遣	生活文化局	7-9
7月30日から24年3月26日まで	平成23年度ヘブンアーティスト被災地派遣事業を実施	生活文化局	7-5
8月1日	被災自治体の行政事務支援職員の派遣(中長期派遣)を開始	各局	4-2-2
8月1日	区画整理関係業務支援職員の派遣を開始	都市整備局	4-3
8月2日	介護保険事務支援職員の派遣を開始	福祉保健局	4-2-1
8月4日及び5日	警視庁音楽隊による被災地応援コンサートを開催	警視庁	7-5
8月6日から8月28日まで	平成23年度スポーツ交流事業(被災地の少年少女スポーツ団体等の招待)を実施	スポーツ振興局	7-6
8月17日から24年2月18日まで	平成23年度アスリート派遣事業を実施	スポーツ振興局	7-6
8月19日	「災害ボランティア専用ダイヤル」を開設	生活文化局	-
8月22日から29日まで	ジュニアスポーツアジア交流大会に被災地の選手を招待	スポーツ振興局	7-6
8月29日	緊急就職支援窓口を開設(緊急就職支援事業)	産業労働局	6-2-3
9月1日	農地・農業用施設等の災害復旧支援職員の派遣を開始	産業労働局	4-2-2
9月1日	被災地応援ツアーを開始	産業労働局	7-8
9月1日	都営地下鉄の車内や駅での被災自治体のＰＲポスターを掲出	交通局	7-8
9月1日から24年2月29日まで	被災企業へのオフィス提供(東京ファッションタウンビル)を実施	産業労働局	7-4
9月2日	選挙事務支援職員の派遣を開始	選挙管理委員会事務局	4-2-3
9月4日	「都民ボランティア活動報告会」を開催	生活文化局	-
9月6日から11月14日まで	中小企業被災地事業継続特別支援事業を実施	産業労働局	7-4
9月8日	被災地企業コラボレーション商談会の開催(宮城県)	産業労働局	7-4
10月15日及び16日	「世界体操東京2011」に被災地の小・中・高校生の親子を観戦招待	スポーツ振興局	7-6
10月27日	岩手県、宮城県及び福島県に都民からの義援金を贈呈(最終(第三次)配分)	福祉保健局	5-1
11月1日から12月27日まで	卸売業者や代払機関に対する災害対策特別貸付を実施	中央卸売市場	7-3
11月3日	岩手県宮古市の災害廃棄物の都内への受入開始	環境局	7-1
11月12日から13日まで	「競泳ワールドカップ東京2011」に被災地の小・中・高校生の親子を観戦招待	スポーツ振興局	7-6
11月21日から26年3月31日まで	緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)の実施	産業労働局	6-2-3

平成23年	事業名	担当局	該当章－節－細節
11月22日	避難者対象合同就職面接会を実施	産業労働局	-
12月15日	被災地企業コラボレーション商談会の開催(岩手県)	産業労働局	7-4
12月17日	「被災地応援　東京港元気マーケット」を開催	港湾局	-
12月19日から21日まで	「被災地復興応援フェスタ」を開催	産業労働局	-

平成24年	事業名	担当局	該当章－節－細節
2月1日	東北3県警察への特別出向を実施(1回目)	警視庁	4-3
2月23日	福島県いわき市でオーケストラ公演(東京都交響楽団)を開催	生活文化局	7-5
2月25日、26日	「東京マラソン2012(10ｋｍの部)」に被災地の高校生を招待	スポーツ振興局	7-6
3月2日	宮城県女川町の災害廃棄物の都内への受入開始	環境局	7-1
3月7日	被災地企業コラボレーション商談会の開催(福島県)	産業労働局	7-4
3月20日	「がんばろうふくしま！大交流フェア」及び「福島県避難者大交流会」を開催	総務局	-
4月29日から5月6日まで	「2012東京国際ユース(U-14)サッカー大会」に被災地のチームを招待	スポーツ振興局	7-6
5月23日	「ふくしま⇔東京キャンペーン」を開始	総務局	7-7
5月26日及び27日	「2012女子レスリングワールドカップ」に被災地の小･中･高校生等を観戦招待	スポーツ振興局	7-6
6月25日	宮城県石巻市の災害廃棄物の都内への受入開始	環境局	7-1
7月11日から13日まで	「福島産直市」(ＪＲ秋葉原駅)を開催	総務局	7-7
7月18日	岩手県大槌町の災害廃棄物の都内への受入開始	環境局	7-1
7月20日から8月24日まで	平成24年度ヘブンアーティスト被災地派遣事業を実施	生活文化局	7-5
7月25日から8月21日まで	「福島県のもの」(ＪＲ上野駅)を開催	総務局	7-7
8月3日から8月19日まで	平成24年度スポーツ交流事業(被災地の少年少女スポーツ団体等の招待)を実施	スポーツ振興局	7-6
8月23日及び24日	東京消防庁音楽隊による被災地慰問演奏会を開催	東京消防庁	7-5
8月24日から25年2月3日まで	平成24年度アスリート派遣事業を実施	スポーツ振興局	7-6
8月28日から9月3日まで	ジュニアスポーツアジア交流大会に被災地の選手を招待	スポーツ振興局	7-6
9月1日	被災地支援に係る一般任期付職員を採用し、被災市町村へ派遣	総務局	4-3
9月5日	被災地企業コラボレーション商談会の開催(宮城県)	産業労働局	7-4
9月5日から7日まで	「福島産直市」(東京メトロ銀座駅)を開催	総務局	7-7
9月22日及び23日	「東レ パン･パシフィック･テニス」に被災地の小･中･高校生の親子を観戦招待	スポーツ振興局	7-6
10月18日から21日まで	「ふくしま産直市」(ＪＲ上野駅)を開催	総務局	7-7
10月14日から11月11日まで	「市場まつり」において福島県産品を販売	中央卸売市場	7-7
10月24日及び11月14日	被災産地支援研修会を実施	中央卸売市場	7-7
11月15日及び16日	「福島産直市」(都営新宿線神保町駅)を開催	総務局及び交通局	7-7
12月13日	被災地企業コラボレーション商談会の開催(岩手県)	産業労働局	7-4
12月24日	「げんき咲かそう！ふくしま大交流フェア」及び「ふくしま避難者交流会」を開催	総務局	7-7

平成25年	事業名	担当局	該当章－節－細節
1月28日及び29日	警視庁音楽隊による被災地応援コンサートを開催	警視庁	7-5
2月8日及び14日	被災県等中小企業ビジネス革新支援事業（プレゼンテーション研修）を開催	産業労働局	7-4
2月23日及び24日	「東京マラソン2013（10ｋｍの部）」に被災地の高校生を招待	スポーツ振興局	7-6
2月28日	福島県いわき市でオーケストラ公演（東京都交響楽団）を開催	生活文化局	7-5
2月28日から3月2日まで	「福島産直市」（東京メトロ銀座駅）を開催	総務局	7-7
3月13日	被災県等中小企業ビジネス革新支援事業（マッチングセミナー）を開催	産業労働局	7-4
3月7日	被災地企業コラボレーション商談会の開催（福島県）	産業労働局	7-4
3月31日	福島県双葉地域広域市町村圏組合消防本部への応援派遣を開始	東京消防庁	4-3
4月1日	東北3県警察への特別出向を実施(2回目)	警視庁	4-3
4月12日	岩手県釜石市の災害廃棄物の都内への受入開始	環境局	7-1
4月17日	岩手県陸前高田市の災害廃棄物の都内への受入開始	環境局	7-1
4月29日から5月6日まで	「2013東京国際ユース（U-14）サッカー大会」に被災地のチームを招待	スポーツ振興局	7-6
7月2日	岩手県山田町の災害廃棄物の都内への受入開始	環境局	7-1
7月25日から8月7日まで	「未来（あした）への道1000km縦断リレー」を開催	スポーツ振興局	7-6
7月27日から9月16日まで	平成25年度スポーツ交流事業（被災地の少年少女スポーツ団体等の招待）を実施	スポーツ振興局	7-6
7月30日から8月18日まで	平成25年度ヘブンアーティスト被災地派遣事業を実施	生活文化局	7-5
8月2日及び3日	「福島産直市」（東京メトロ銀座駅）を開催	総務局	7-7
8月12日から26年2月27日まで	平成25年度アスリート派遣事業を実施	スポーツ振興局	7-6
8月27日から9月2日まで	ジュニアスポーツアジア交流大会に被災地の選手を招待	スポーツ振興局	7-6
9月21日及び22日	「東レ パン・パシフィック・テニス」に被災地の小・中・高校生の親子を観戦招待	スポーツ振興局	7-6
10月14日	岩手県大船渡市の災害廃棄物の都内への受入開始	環境局	7-1
10月20日から11月10日まで	「市場まつり」において福島県産品の販売及びＰＲを実施	中央卸売市場	7-7
11月7日及び13日	被災産地支援研修会を実施	中央卸売市場	7-7
11月14日及び15日	「福島産直市」（都営新宿線神保町駅）を開催	総務局及び交通局	7-7
12月13日及び14日	「福島産直市」（東京メトロ銀座駅）を開催	総務局	7-7
12月23日	「みんな笑顔で、「福」満開！ふくしま大交流フェア」及び「ふくしま避難者交流会」を開催	総務局	7-7

平成26年	事業名	担当局	該当章－節－細節
2月7日	被災県等中小企業ビジネス革新支援事業（プレゼンテーション研修）を開催	産業労働局	7-4
2月18日から23日まで	「警視庁音楽隊みちのくコンサートツアー2014」を開催	警視庁	7-5
2月21日	東日本大震災により発生した災害廃棄物の受入処理が終了	環境局	7-1
2月22日及び23日	「東京マラソン2014（10ｋｍの部）」に被災地の高校生を招待	スポーツ振興局	7-6
2月27日	福島県いわき市でオーケストラ公演（東京都交響楽団）を開催	生活文化局	7-5
3月12日	被災県等中小企業ビジネス革新支援事業（マッチングセミナー）を開催	産業労働局	7-4

資料２　東日本大震災に伴う被災地域への支援について
各種支援班の派遣状況等（平成26年３月１日現在）

１　人的支援

(1)　機動隊等（警視庁）

・機動隊等 ： 計45名、車両等

(2)　中長期派遣職員 計94名

（岩手県16名、大船渡市４名、大槌町４名、野田村３名、宮城県14名、仙台市５名、気仙沼市14名、南三陸町４名、福島県17名、いわき市６名、鏡石町２名、古殿町１名、広野町２名及び楢葉町２名）

医療等支援	**公衆衛生業務支援**（福祉保健局）	**1名**（宮城県１）
復旧・復興支援等	**港湾・漁港施設復旧協力** （総務局、港湾局）	**8名**（大船渡市４、宮城県２、福島県２）
	水道事業技術協力 （水道局）	**2名**（岩手県２）
	下水道事業技術協力 （下水道局）	**1名**（仙台市１）
	道路・河川等の災害復旧支援 （総務局、建設局、都市整備局、産業労働局）	**21名**（岩手県３、大槌町３、野田村１、宮城県３、気仙沼市３、福島県３、鏡石町２、古殿町１及び広野町２）
	公共建築物の災害復旧支援 （総務局、都市整備局）	**16名**（大槌町１、宮城県１、気仙沼市５、南三陸町１、いわき市６及び楢葉町２）
	被災自治体の行政事務支援 （各局等）	**24名**（岩手県８、宮城県４、仙台市３及び福島県９）
	区画整理関係業務支援 （総務局、都市整備局）	**6名**（岩手県１、野田村２、仙台市１、気仙沼市１及び南三陸町１）
	防災集団移転事業支援 （総務局）	**7名**（気仙沼市５及び南三陸町２）
	東京都被災地支援現地事務所の運営 （総務局）	**8名**（岩手県３※、宮城県３及び福島県３） （※うち１名は宮城県事務所を兼務）

(3)　東京都監理団体職員　計　４名

復旧・復興支援等	**区画整理関係業務支援** （公益財団法人東京都都市づくり公社）	**2名**（気仙沼市２）
	埋蔵文化財発掘調査支援 （公益財団法人東京都スポーツ文化事業団東京都埋蔵文化財センター）	**1名**（福島県文化振興財団１）
	公共建築物の災害復旧支援 （株式会社ゆりかもめ）	**1名**（石巻市１）

２　東京都における避難者等の受入れ状況

(1)　応急仮設住宅

都営住宅等　　3,168名（平成26年２月28日時点）

民間賃貸住宅　　788名（平成26年２月28日時点）

派遣状況等（これまでの累計）

1　人的支援

(1)　広域緊急援助隊等（警視庁）

・広域緊急援助隊等 ： 人員24,793名（延べ人員233,657名）、車両等

うち原子力発電所対策 ： 人員144名、放水車

(2)　緊急消防援助隊等（東京消防庁）

・緊急消防援助隊等 ： 人員3,228名、車両等

うち原子力発電放水活動等 ： 人員830名、屈折放水車等

うち航空部隊 ： 人員197名

うち音楽隊　 ： 人員 54名

・双葉地方広域市町村圏組合消防本部への職員派遣：人員30名

（平成25年３月31日からの累積人数）

(3) 医療等支援（福祉保健局、病院経営本部、交通局及び教育庁）

東京DMAT	14チーム	43名
医療救護班	139班	541名
薬剤師班	37班	92名
保健師チーム	111班	382名
こころのケアチーム	62班	399名
児童相談所職員		6名
検案医		59名
医療支援職員		4名
臨床心理士チーム	23班	163名
医療救護班の輸送		41名、バス
介護職員の派遣		564名
公衆衛生チーム	24班	59名
動物保護班	8班	26名
手話通訳者の派遣	1班	2名
診療放射線技師班		2名
介護保険事務支援職員		6名
母子保健・感染症予防業務		1名
公衆衛生業務支援		2名

(4)　復旧・復興支援等

仮設住宅建設協力等職員の派遣【都市整備局】	103名
被災宅地危険度判定士の職員派遣【都市整備局】	3名
港湾・漁港施設復旧協力職員の派遣【港湾局・総務局】	66名
水道事業技術職員等の派遣【水道局】	181名
下水道事業技術職員等の派遣【下水道局】	576名
被災地教育委員会への派遣【教育庁】	238名
被災地支援現地事務所の開設【総務局】	34名
被災地避難所運営等支援【各局】	1,675名
学校施設等の危険度調査等支援【教育庁、都市整備局、財務局】	23名
被災建築物応急危険度判定支援【都市整備局】	5名
震災復興マニュアル技術支援【都市整備局】	3名
災害廃棄物(生活ごみ)処理支援【環境局】	299名
放射線量測定試験の支援【産業労働局】	2名
東京都公立学校教員の派遣【教育庁】	115名
道路・河川等の災害復旧支援職員の派遣【総務局、都市整備局、建設局】	123名
公共建築物の災害復旧支援職員の派遣 【総務局、財務局、産業労働局、都市整備局、交通局、教育庁】	41名
被災自治体の行政事務支援職員の派遣【各局】	126名
被災自治体の選挙事務支援職員の派遣【選挙管理委員会事務局】	41名
農地・農業用施設等の災害復旧支援職員の派遣【産業労働局】	2名
区画整理関係業務支援職員の派遣【都市整備局】	27名
防災集団移転事業支援職員の派遣【総務局】	16名
埋蔵文化財発掘調査職員の派遣【教育庁】	1名

(5)　都民ボランティアの派遣　：1,535名(生活文化局)

2　物的支援

(1)　被災地への救援物資の搬送(福祉保健局、水道局、港湾局及び病院経営本部)

- 毛布166,360枚
- 飲料水10,000本
- ほ乳瓶1,560本
- 医薬品
- ハンドタオル500枚
- 防水防寒コート985枚
- アルファ化米259,000食
- 肌着19,100枚
- 調製粉乳10,008缶
- 医療機器
- 安全靴200足
- ベッドマットレス250枚
- クラッカー 102,620食
- 応急水袋800枚
- 遺体収容袋4,700袋
- マスク152,010枚
- 作業着2,000枚

(2)　救援物資(義援物資)の受付(福祉保健局)

- 救援物資(義援物資)を２か所(東京都庁、京浜トラックターミナル)で受付
  (平成23年３月27日16時をもって受付を一時中止)
  ★ 受付件数　約35,500　件

(3)　義援物資の搬出(福祉保健局)

赤ちゃん用品、高齢者用品(介護・幼児オムツ、お尻ふき、尿取りパッド、介護食など)、生活用品(コンタクトケア用、トイレットペーパー、マスク、歯ブラシなど)、飲料水、食品、(水、米、レトルト食品、カップラーメン、粉ミルクなど)、その他(肌着、タオル、靴、靴下、簡易トイレ、充電器、防災キット、乾電池、充電式ラジオなど)

・東京路線トラック協会と協定を締結し、被災地への物資輸送体制を強化

(4)　車両等の譲渡(東京消防庁、建設局、交通局、水道局及び下水道局)

・車両(化学消防ポンプ車等) 13台、(可搬ポンプ積載車) ３台、可搬ポンプ (７台)及び資器材(チェンソー等) (東京消防庁)
・車両20両(建設局)
・車両(都営バス車両)49両(交通局)
・車両89両(水道局)
・車両33両(下水道局)

(5)　選挙支援物品の搬送(選挙管理委員会事務局)

投票箱(組立式、固定式)、投票記載台(２人用、３人用等)、投票用紙計数機、
投票用紙交付機６台、点字器、記載台照明灯、分類トレイ、長机、文房具等

(6)　義援金(総務局・福祉保健局)

・集まった義援金を岩手県、宮城県、福島県に同額配分

①　東北地方太平洋沖地震東京都義援金(都民等からの義援金) (福祉保健局)
受付期間：平成23年３月14日から９月30日まで
義援金額：873,945,504円
配分額：３県に、291,315,168円ずつ配分
送金日：平成23年５月30日、７月14日及び10月27日

②　都職員からの義援金(総務局)
義援金額：約１億6,633万円(平成23年５月14日に配分)

3　被災者の受入等

(1)　避難者の緊急受入れ(総務局、スポーツ振興局、福祉保健局及び産業労働局)

施設名	開設期間	最大受入数
東京武道館	平成23年３月17日から４月24日まで	362人
味の素スタジアム(調布庁舎)	平成23年３月17日から５月22日まで	187人
東京ビッグサイト	平成23年３月22日から４月24日まで	152人

(2)　被災者用一時提供住宅(都市整備局及び総務局)

・都営住宅、東京都職員住宅、国家公務員宿舎等：2,000戸程度確保

①このうち直ちに使用できる都営住宅等600戸を平成23年３月23日から25日まで申込受付。平成23年３月28日抽せん。４月１日入居開始

②上記の抽せんに当選されなかった方で、福島第一・第二原子力発電所の周辺において国から避難指示等が出された地域(30㎞ 圏内) からの避難者及び震災により居住継続が困難になった被災者を優先し、約700戸を提供。平成23年４月19日入居開始

③都内に避難している方で東北地方太平洋沖地震により居住継続が困難になった被災者及び福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域からの避難者を対象に約300戸を平成23年４月26

日から28日までで申込受付。平成23年５月６日抽せん。５月13日入居開始

④都営住宅等への受入れについて、平成23年７月25日から相談の受付を開始

★入居者数等　3,168名（1,347世帯・1,364戸）（平成26年２月28日17時現在）

・民間賃貸住宅

平成23年７月27日から同年８月31日まで次のいずれかに該当する方で、通学通院、介護などの個別の事情で、都営住宅等では対応できない方を対象に受付。

また、既に都内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を締結し居住されている方で、所定の条件を満たし、家主等の同意を得て都の借上契約に切り替えることが可能な方も受付。

１　福島県に居住されていた方で、東日本大震災等により都内に避難されている方。

２　宮城県及び岩手県に居住されていた方で、東日本大震災により居住継続が困難になり、都内に避難されている方。

★入居者数等　788名（348世帯・348戸）（平成26年２月28日17時現在）

(3)　避難者の受入れのための事業者施設の提供（都市整備局、産業労働局、教育庁、東京都職員共済組合等）

施設名	開設期間	最大受入数
グランドプリンスホテル赤坂	平成23年４月９日から６月30日まで	788人（366世帯）
東京セントラルユースホステル	平成23年４月３日から７月15日まで	58人
都内ホテル･旅館等	平成23年４月24日から12月15日まで	549人
都職員共済組合施設	平成23年３月18日から７月31日まで	158人

・都営住宅等へ入居される避難者のための民間用地を活用した車置場の提供
（有明北地区　約1,000　台分）

(4)　広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を羽田空港に設置
（福祉保健局・病院経営本部）

・平成23年３月12日から14日まで、医療救護班７班28名、受入患者９名

(5)　透析患者への対応（福祉保健局）

・緊急避難所の確保：日本青年館など４施設で受入れ　患者399名

・透析患者の移送：リフト付きバスにより移送（気仙沼市より千葉県へ）患者８名

(6)　都内避難者同行動物等の受入れ（福祉保健局）

・都開設避難所及び東京都動物救援センターでの受入れ延べ頭数105頭
（平成24年９月30日時点）

(7)　被災した児童・生徒の受入れ（教育庁）

・宿泊施設への受入れ（衣食住付き）30名
（受入期間平成23年３月24日から平成24年３月30日まで）

東日本大震災　東京都復興支援総合記録誌

（平成 23 年３月 11 日から平成 26 年３月 31 日まで）

登録番号（26）第 69 号

平成 27 年 3 月発行

編集発行　東京都総務局復興支援対策部

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話　03（5321）1111（都庁代表）内線 24-188

03（5388）2368（ダイヤルイン）

印　　刷　シーアンドゼットコミュニケーション株式会社

東京都千代田区神田神保町 3-9 第一丸三ビル 3F

電話　03（3288）8477

東京都

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。